社会臨床の視界

（1）歴史のなかの臨床課題

中村　正（立命館大学）

ここで書いていきたいこと

対人援助は臨床的援助を含む広い意味で使われている。何らかの vulnerability（脆弱性）に関わることになるが、単なる個人の適応や同化という意味ではなく、well-being や QOL に力点が置かれる。その人のもつ潜在的な可能性や本来持っている力 strength が十分に周囲の環境、状況そして関係性のなかで活かされていないことを意識して、それをなんとかしていくということだと考える。それはすぐれて社会的行為としてある。それが援助行動 helping behavior であり、その担い手として対人援助専門職 helping profession がおり、多職種が連携して援助共同体 helping community をつくる。治療共同体 therapeutic community はその一類型である。この潜在性を開花させるための＜社会＞の責任について、それを制度デザインやコミュニケーション基盤の構築へと向かわせることを社会臨床の視点は重視する。これは権利擁護を志向する対人援助専門職 advocacy-oriented professional である。そこには固有の倫理規範 ethics がある。

また、対人援助はその個別性を記していくことが大切だと思う。しかし、個別性を大切にするということは、その個人にだけ適応や同化を強いることではない。そしてまた、狭い意味での客観化された援助－被援助という枠に収めることでもない。環境、状況、関係性、相互作用、文脈を浮かび上がらせることをとおして、潜在化している人の可能性を拓く多様な回路を提示することが重要となる。マクロにいえば、社会性ということになる。社会は個人間の相互作用を連続体なので、臨床性を旋回軸にして社会性と個別性のかかわりあいが錯綜して表現される。そうだと考えれば、臨床の諸課題はその周囲の環境等に「淀み」ができているということの表象となり、関係性の変容や相互作用の再構成への示唆となる。ミクロな相互作用をとおしてマクロな構造的問題を見いだすことが権利擁護を志向する援助専門職の実践では重視される。臨床性が生成してくるその場において現出する問題を社会臨床として包括的に捕捉するべき主題が現代社会には多いのではないかとも思っている。社会病理学を専門にする者が、人々の生きづらさに直面し、それを臨床社会学的な視点から読み解きながら、個人や家族への対人援助の実践に取り組み、そのことから社会臨床という視点に至る過程と諸断面のこれまでの経過と現在のものの見方について、備忘録風に記していくこととしたい。

視界を拡げる－オーストラリアでのこと

2003 年から 2004 年にかけてシドニー大学で客員をしていた。自然の豊かなオーストラリアは、眩い太陽、コバルトブルーの海、赤茶けた大地が織りなす彩りのある昼

と、それがゆえに感じる漆黒の暗闇と野性の静寂と恐れとでもいえる畏敬の念を醸し出す夜の対比が印象的である。この間を埋める自然との 共生感覚を a way of life、つまり文化として営んでいたアボリジニは、オーストラリア大陸の陰翳を象っているように感じる。多様に繰り広げられるアボリジニの各種の表象がなければ、オーストラリアの深さと広さを捕捉できないのではないかと思うほど、その音楽、色彩、知恵、自然観、宗教など、総じてスピリチュアリティは豊かである。

アボリジニの置かれた社会的現実はしかし厳しい。期せずしてシドニーでアボリジニの日常の現実を映しだす事件に遭遇した。後に The Redferm Aboriginal Riot と呼ばれることになるアボリジニと警察官との暴力的な衝突事件である。2004 年 2 月 17 日のことだった。シドニーの中心部にあるレッドファム駅の周辺にはアボリジニが多く住むコミュニティがある。警察の過剰な介入である追跡がもとになり、バイクに乗った 17 歳のアボリジニ少年がスピードの出し過ぎで運転操作を誤り、激突して亡くなった。その死を契機にして、かねてよりアボリジニ社会を過剰に監視する警察への不満が爆発した。シドニー中心部で警察隊とアボリジニが対峙して、石や煉瓦や火炎瓶などを投げつけるという事件となり、収束をみるまでに、夜半にかけての長い時間を要することとなった。その間 レッドファム駅は封鎖され、騒然となった模様をテレビが伝えていた。

この背景には、高い自殺率（アボリジニはオーストラリア社会平均の２倍の自殺率を示す。地域によっては４倍。年齢層では青年男子に多い）、収監されているアボリジニの高い比率と刑務所での死亡が多いこと、アルコールと薬物依存の多さ、平均寿命が白人にくらべて 20 年ほど短いこと、およそ 45 歳から高齢者向けのケアを受けることができることなど、あげればきりのないアボリジニの現実がある。これら精神衛生、社会生活、心理臨床にかかわる諸問題は、明らかに先住民への暴力、差別、虐待の歴史が反映された社会病理現象の一環である。

さらに、現代社会では虐待ともいえるが、その典型としてアボリジニ親子分離政策があった。これはいわゆる白豪主義政策 White Australian Policy の典型である。英語やキリスト教など白人社会に同化させるための教育を施す収容所にアボリジニの子どもたちが送られた。強制移住であり、有無を言わせない暴力そのものの政策であった。2004 年のオリンピック選手であるフリーマンの祖母はこの親子隔離政策の犠牲者の一人であった。この問題を扱った小説と映画がある。西オーストラリア州に住む犠牲者の家族の実話をもとにした『Rabbit-Proof Fence』という映画である（『裸足の 1500 マイル』という邦題で観ることができる）。アボリジニと白人の間に生まれた混血の少女 3 人が家族から引き離された。母親に会いたいという思いは強く、彼女たちは収容所を脱出する。1500 マイル（2400 キロ）をウサギよけのフェンス沿いに歩き続ける。監督はオーストラリア出身のフィリップ・ノイス。ラストには、モデルになった女性たちも登場するドキュメントタッチの映画だ。この白豪主義の政策は 1910 年から 1971 年まで続いていた。遠い過去のことではない。「失われた世代」

stolen generation と呼ばれる親子強制隔離政策の犠牲や白人文化への融合政策、根強い人種差別など、負の歴史を傷あととしてもつオーストラリア社会にしばらく暮らしてみて、この問題の深さを実感した。

この政策も含めて、先住民と白人植民者の間の確執は大きく、先にあげたような数々の社会病理現象としてなお傷跡を残している。文化的トラウマ、トラウマの世代間連鎖などとも呼ばれることもある。自殺、殺人、非行、依存症など心理臨床の重要な対象となる問題の山積するアボリジニ社会は、トラウマの世代間連鎖をとおして、社会性を色濃く帯びた社会臨床的なニーズを数多く有しているといえる。アボリジニ問題は、オーストラリア社会にとっての原罪のようでもある。もちろん、多文化社会づくりの駆動力ともなり、競争と戦争ではない和解と平和のための国家のあり方を示す試金石ともなりうる点も看過できない。

暴力と虐待の歴史の結果の民族への負荷は、その社会においては精神衛生と心理臨床の課題として現出し、援助は個人に焦点をあてざるを得ない。それを、アボリジニが多くすむ地域としてみると、剥奪された地域ともいえるので、個人の問題だけではない社会性あるテーマとして確定していくことが重要だろう。そのためにも社会がその関係性の修復に取り組むことも重視されるべきだ。同化に対比していえば異化という側面である。この両者を視野におさめるアプローチが社会臨床といういい方にこめた意味である。

しかし、社会性があるとはいっても、臨床性をもつ援助課題として把握されるべき面もある。かねてより関心をもっていたアプローチがあり、それを社会臨床の視点から会得したいと思って赴いたオーストラリアである。マイケル・ホワイト Michael White を創始とするナラティブ・セラピー Narrative Therapy あるいはナラティブ・アプローチ Narrative Approach のベースとなっている南オーストラリア州のアデレードにあるダルビッチセンターに出向き、セラピーの研修を受け、加害者・虐待者への脱暴力にむかうための具体的なセラピーの手法を学んだ。ナラティブ・セラピーは暴力や虐待など社会性のあるトラウマを対象にした実践をおこなうことが多く、南オーストラリア州ではアボリジニ社会で活躍するコミュニティセラピストの存在の大きさを知ることができた。場に臨むことで見えてきたナラティブ・セラピーの社会臨床的なアプローチであった。（続く）

なかむら　ただし
（専攻　社会臨床論、社会病理学、臨床社会学）

社会臨床の視界

(2)「あいだ」への関心ー加害者臨床ー

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科教員）

1．社会臨床というアプローチ

前回の最後に記したような経緯で豪州にいったのはそこでナラティブセラピーに触れたかったからである。その後、残念ながら、その旗手、マイケル・ホワイトさんが急逝した。2008 年 4 月 5 日のことだった。59 歳だった。カリフォルニアのサンディエゴでワークショップをおこなっている時だったという。何度か南オーストラリア州のアデレード市にあるナラティブセラピーの拠点となっているダルビックセンターで教わったこともあり、これから本格的に勉強していきたいと思っていた矢先だった。

筆者がナラティブセラピーに関心をもったのは、後述する暴力の加害者臨床についてアメリカのそれとはずいぶんと異なる内容で展開していたナラティブセラピストに接したからである。アメリカのドメスティック・バイオレンス（以下、DV）についての加害者臨床は、暴力が相当程度に広がっている社会に相応しく矯正教育として徹底しており、加害への直面化と被害者理解が前景化している。その結果、必ずしも臨床とはいえない内容となっており、加害者の固有のニーズに届いていないとかねがね思っていたからである。今回は筆者の関心の経過も紹介しながら、社会臨床の重要な領域である加害者臨床について記してみたい。

まず、前回のおさらいもかねて社会臨床という表現に込めた意味について述べておこう。筆者の専攻は社会病理学である。しかしこの分野には難儀なことが多い。たとえば社会病理の諸現象は数多くあり、人々の耳目をひき、関心を持たれるテーマが多い領域となっているが、ではそもそも何をもって社会病理とするのかという定義が難しい。せいぜいその社会の、その時代の人々の数多くが社会病理だと定義するところのものだとしかいえない。したがって、定義の恣意性という問題が指摘されることとなり、社会構築主義の対象となるのがおちである。

とはいえ他方では、心理臨床化する趨勢があるとはいえ、要援助的な課題が数多く生成していることも事実である。こうした臨床ニーズは、自己責任を強調する個人化する社会にあってはひとりひとりの生きにくさ、苦悩、傷つきとしてあらわれ、その個人の恢復と再生に関心が向かうこととなるからである。しかし実際はどうであろうか。人を追い立て、ストレスに満ち、リスクが遍在し、多様な格差があり、拝金主義も散見される、そんなダークサイドを無視できない生きにくさがある社会であり、しかもそのなかでの生きにくさが個人の責任や偶発的な不幸としても意識され、因果の有り様が「メビウスの輪」のようにねじれているので、心理-行動的な問題が表面化するにいたる人々の共同性や集合性のあり方、関係性の結び方や綻び方、認知と行動の特性、感情表出の様式等を視野にいれてそれらを総称することがいいのではないかと考

え、心理臨床という表現ではなく社会臨床という言い方を用いている次第である。

これはまた、こころの専門家の必要性をめぐる臨床心理学のあり方、とくに資格問題をめぐって論争があることと無関係ではない。さらにもっと穿った見方をすれば、臨床のニーズをつくりつつそれに応えるようにして、現在では多数の学会や団体が発行する資格が乱立する事態となっている。医療、精神そして心理の世界では新しい名付けも多い現象が数多くある。

この連載ではそのことに主題を置き、社会モデルを提唱しようとしているわけではない。至極当然のことに関心があるだけである。それは社会と臨床との関連を問うことである。したがってここでいう社会臨床は、これら経過のどちらでもなく、またそれぞれ首肯しうる点はどちらであれ参考にするという「優柔不断なもの」である。繰り返しであるが、臨床は社会との関わりを無視できないという当たり前のことをいっているだけである。言葉を換えれば、多様な臨床のニーズをとおして透視されるだろう共同性、日常性、関係性、社会性、制度性がよく見えてくるという意味で社会臨床という言葉を使っている。このマガジンでは、もっと緩やかにこうした関心をもつ者がどんな研究に関わり、実践を志向するのかということを表現したくて「社会臨床の視界」としている。

２．陰翳が写しだすことへの関心

このような関心をもつに至った筆者なりの背景がある。これまでの知的関心の経過（おおげさにいえば研究史）、そして筆者自身のライフサイクルの変化（家族の歴史も含んだ個人史）、さらに同時代の出来事が示す社会史のそれぞれが交錯して織りなすなかで浮かび上がった事項である。

個人史という点では、同棲生活の開始（婚姻届をださない共同生活。俗には事実婚といわれている。）や非嫡出子の誕生（任意認知届けと出生届けを提出した。）をとおして体験した家族に関することや、その延長線上にあることではあるが、当時２歳半の娘を連れた「子連れ単親赴任」の経験が大きかった。それは 1994-1995 年のことであった。大学から在外研究の機会をいただきカリフォルニア州立大学バークレー校（サンフランシスコの湾をはさんだ東側の大学都市）へと渡米した。このときの在外研究では、今もなお持続しており、後に詳述する加害者臨床や男性性研究というライフワークと出会うことになる。

さらに社会的な出来事があった。阪神淡路大震災とオウム真理教事件である。阪神淡路大震災は別の機会に記したいが、ボランティア活動、ＮＰＯやＮＧＯ等の非営利活動、大学のあり方、震災復興と対人援助というそれ以降の筆者の関心の地平を変容させた大きな契機となっている。オウム真理教事件は社会病理そのものの表象であった。これらは社会臨床というものの見方の形成に役立っている。

この後に、本マガジンの母体である対人援助学会が組織されていく背景となった大学づくりの実践が続く。立命館大学大学院に応用人間科学研究科を開設したことである。当時の文部科学省は定員の抑制をおこなっていたが、人材育成の必要な分野については例外的に学生定員の拡大を認めてい

た。その一つが、心理、福祉を中心とした対人援助の分野であった。臨床心理学だけでなく広くそれを対人援助学として統合した人材の育成をこころざすこととなった。そのなかで、学ぶべき科目として置いた社会病理学の臨床への貢献を意図して臨床社会学を標榜しはじめた。遡れば、それ以前から中村雄二郎が「臨床の知」を提案していた。臨床哲学は木村敏や鷲田清一が唱えていた。臨床文学、臨床教育学や芸術のもつ臨床性も語られはじめた。臨床社会学といういい方には、直接援助を社会学の知見をもとに実践しようとする志向性を込めた。その他、臨床という名前ではなくても質的研究の関心が広がってきたことも類似の動きだろう。

何らかの臨床的な課題は、一見すると、否定的なこと、病理的なこと、困難なことのように観念されるが、しかしそのなかにこそその社会のもつ対人関係やコミュニケーションの仕方の変化や再構築にむかう契機がある。そこには「炭鉱のカナリア理論」ではないが予兆のようにして現在とは少し異なる共同性、日常性、関係性の暗示もしくは示唆があると思うからである。この感受性は、たとえていえば谷崎潤一郎の『陰翳礼讃』（中公文庫)に近いかも知れない。谷崎は日本文化が宿す陰翳のことを記している。前回に印象を述べた豪州のくっきりとした昼と夜の対比とは明確に異なる薄暗さの、墨絵のような翳りが建築、美術をはじめとした文化を覆い、日本人の美意識、価値観や志向性を構成しているというのである。もちろん谷崎は臨床のことを語っているのではないが、人生も同じように憂いに満ち、不幸に出会い、挫折をし、他者や自己を傷つけ／傷つけられたりして時間が経過するので、そこの影と陰をこそ見つめたいと思う。具体的には、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、虐待、ＤＶ、非行や犯罪はどんな日常性、共同性、関係性を介して生成してくるのか、その境目にある「連続のなかの不連続／不連続のなかの連続」の、ねじれてつながるあたりがこの陰翳と重なる。こう考えると、これらの問題現象を断定的に語ったり、診断したり評価したり、わがことは放り投げて悪として断罪したりすることはしたくないし、できないだろう（この原稿を書いている最中の事件としては大阪市西区の２児置き去りネグレクト餓死事件がそうである)。これらをどんな問題として理解し、いかなる視点で見るのかを定めることが大事となる。

別の言葉でいえば、白黒つけることのできない「あいだ」にある問題とも言い換えることができる。同じような感性は村上春樹ももっている。加害と被害のつながり具合について村上春樹がオウム真理教問題を取材したインタビュー集『アンダーグラウンド』(講談社文庫)のあと、加害者とされる人たちにインタビューしたものを編んだ『約束された場所で－underground 2』（文春文庫）に掲載されている。村上春樹はネガティブなものへの関心があるという。たとえば「・・良くも悪くも社会システムの中ではやっていけないという人たちは存在していることは確かだと思うんです。そういう人たちを引き受ける受け皿みたいなものがあっていいんじゃないかと僕は思いますが」という。そして、「これは小説家として思うんですが、ネガティブなところから出てこない物語ってないんですよね。物語

の本当の影とか深みを出すのはほとんど全部ネガティブなものなんですよね。ただそれをどこで総体的な世界と調整していくか、どこで一本の線を引くか、それが大きな問題になると思います」、「麻原の物語というのは結局彼のパラノイド性に汚染されていくわけですが、そのパラノイド性に対抗する有効なワクチン的物語を社会が用意できなかったというのはやはり問題ですね」、「社会そのものにはあの事件を防ぐだけの抑止的ワクチンは備わっていなかったけれど、人々の一人ひとりの語る物語の中には、やはりたしかな力を感じるんです。潜在的な力というか。そしてそれらの物語をひとつひとつ集めて積み重ねていけば、そこには何か大きな勢力が生まれるのではないか」と話を続けながら、「悪を抱えていきる」ことへと話題が展開していく。

３．悪を抱えていきる－加害者臨床論の話

さて、その悪を抱えて生きることの臨床の例として、ここでは加害者臨床について紹介しておきたい。筆者はDVと子ども虐待に焦点をあてた脱暴力への支援や刑務所での性犯罪再犯防止プログラムを実践しているのでそれらの実践をもとにして加害者臨床について考えてみる。もちろん直輸入をすればいいというわけでないが国際社会では、加害者臨床理論や司法臨床制度の新しい取り組みが進みつつある。そのなかにあって、DV、虐待という同じ問題に悩まされつつも十分に加害者対策が講じられていない、したがって脱暴力化への更生援助の取り組みも十全ではない、要するに伝統的な司法の枠をこえずにいるのが日本社会である。脱暴力への行動変化を目指すプログラム参加命令が制度化される兆しもない。とはいえ、家庭内暴力の現実は臨床の現場に脱暴力化の実践をまったなしで求めている。親子や夫婦、一般的には親密な関係性における暴力への対応の社会臨床的な制度デザインと臨床の技法とそれらをささえる基本的な司法と心理にかかわる理念等の諸点から総合的に検討が要る課題となっている。

1)　親密な関係性における暴力を克服する社会の努力

家庭内暴力加害者の脱暴力にむけた更生機会の提供が施設内であれ、社会内であれ、プログラムとして制度化されてきている。アジア諸国においても家庭内暴力加害者向けの教育プログラムがある。たとえば韓国では保護観察制度の一環に暴力を克服するための受講命令が制度化されている（2010年3月にソウル市保護観察所を調査した際に拝見させていただいたプログラム指導者用マニュアルによる）。命令を受けて保護観察所へ定期的に通いながら受講するプログラムは、「心を開くこと」「家庭内暴力の理解」「家族についての理解」「家庭内暴力はどうして発生するのか」「非暴力技術：怒りマネジメント」「非暴力技術：コミュニケーション」「非暴力への障害としてのアルコール、ストレス、低い自尊心」「家族関係の回復」という８つのモジュールを27に細分したセッションとして展開されている。また、筆者が加害者臨床の確立にむけて家庭内暴力加害についてアメリカで調査を開始したのは1994年のことであり、その時すでにDV加害者向けプログラムや虐待親プログラムが機能していた。それ以降、臨床技法の

精緻化も含めて、国際的には相当な理論と実践の蓄積がある領域となっている。

対象を一般的な対人暴力とは区別して親密な関係性における暴力と定義しているのは、暴力生成の関係性と相互作用過程を重視しているからである。それは情動的なものが形成され、感情表出の場としての特別な機能と役割を発揮する心理－社会的な関係性の典型として家族的なものがあり、それが暴力の抑止と生成に重要な役割を発揮するからである。刑事政策としての加害者対応だけではなく、心理臨床としての加害者臨床が大切だと思う理由がここにある。加害者の愛着形成までに遡り、友人関係や仕事の選択をとおして、ストレスのある社会を生き抜くための戦略として身につけた暴力と虐待が「鎧」のようにして、場合によってはある種の「自己実現」として機能しているようにみえる。加害者はパワーとコントロール感、コミュニケーションとしての暴力と虐待という意味づけ、安易に得られる達成感や満足感としての弱者にむかう暴力、ストレスコーピングやカタルシスとしての観念をグループワークで語る。そうした自己を実現させる対象と関係を周囲に配置し、環境として組織し、行動化して生きている姿がそこにある。親密な関係性や家族的な関係性はこうした暴力と虐待を構築する「感情共同体」としてある。その関係の密度（他者との境界の喪失）がもたらす「被害と加害の非対称性（親密な関係性やそれに類似する相互作用のなかで）」を基盤にして暴力と虐待が生成する。「加害者の認知的、行動的、情動的な防衛戦略」として「生き方の習慣」となっている。そしてそれを支えるようにして閉ざされ、逃げることのできない環境において「被害者の生存戦略（加害者との同一化、トラウマ的な絆形成、共依存現象等）」が形成される。こうした特徴をもつ暴力と虐待であることを視野に入れて脱暴力に向かう臨床へと向かわせる制度と援助技法を編み上げることが加害者臨床には期待されている。

2)　男性のための脱暴力グループワークの実践

加害者臨床に向かう公的な制度は DV と虐待に関しては成立していないので任意の取り組みとなっている。DV の保護命令制度等の被害者支援の施策や DV が原因となっている離婚の際の調停制度等も暴力対応として首尾よく機能させられるべきであることはいうまでもない。くわえて、もう一面の加害者対策も早急に制度が作られるべきであるという考え方に基づき、自主的な取り組みを開始した。前者はメンズサポートルームという民間団体、後者は自治体（大阪市と大阪府）との連携としての実践である。

こうした脱暴力のプログラムはグループワークが基本となっている。グループワークは集団精神療法としてすでに確立された手法である。たとえば 8 人程度の小規模なものに二人の指導者が規模としては運営しやすい。他に筆者の関わるグループワークとしては少年刑務所で関与している性犯罪の再犯防止プログラムがあるが、矯正施設内グループワークなので比較的構造化しやすい。それに比べると、制度が未確立の DV や虐待については構造化が極めて難しく、参加者数や回数、参加の動機形成と持続性等が困難である。したがってグループワー

クとしての一定の環境を保証できずにいるが、苦肉の策として採用しているオープン参加方式、半構造化されたプログラムは、半強制（妻にいわれて参加している、児童相談所に勧められて参加しているという中途半端な動機がもとになっている）であるが、自発的に参加していることとして動機が仮構（仮説のようにして置くこと）できることもあり、男性や父親にとっては「持続する動機形成」にむかうための「すべりだし効果」をもっている。「いやいや、しぶしぶ、重い腰をあげて」という鈍重な立ち上がりの「難儀さ」が男性たちには適度である。これをとらえて臨床家は「動機づけられていない、非自発的な、抵抗するクライアント」として烙印を押すが、筆者はこうした当事者意識や心理は至極自然なことだと思う。脱暴力への信頼関係を構築する際にこのような態度をひとつの契機として活用すべきだと考える。これを「心理的格闘」という（これはまた動機や動機形成とは何かという別の面白い問題を提起しているが別途、記してみたい）。もちろんこの取り組みは本格的な加害者臨床の制度化をめざす前段階的な位置づけでしかないことも半面の事実である。

グループワークでは、認知行動療法とリハビリテーション、怒りマネジメント手法の取得、ストレングス・アプローチ（その人の善いところを伸ばし問題点を自己修正する力を養う）、失感情的な状況に対応する心身再統合（他者との共感性を育むための感情への気づきの促進）、ソマテック・アプローチ（身体の感覚統合をめざすもの）等を内容として、二週間に一度、二時間のプログラムを組み立てている。虐待親の場合は、家庭裁判所が二年に一度の親子分離の再点検を行うのでそれにあわせた期間、DVの場合は保護命令や調停の期間をひとつの目安として参加を促している。司法の関与はこうした枠の設定に効果があり、動機形成の重要な契機となる。しかし、脱暴力への変容は長くかかる。その間に、被害者のケアと立ち直り、離婚や親子分離の継続等の家族再編が並行してすすむ。

グループワークはそれ自体がコミュニケーションの「やり直しの場・練習の場」としてある。それまでの「生き方の偏り」が社会の認識次元の変化によって衝撃としてもたらされる。夫婦喧嘩ではなくDVとして、しつけではなく虐待として新しい定義が外圧として衝撃力となる。しかし問題はその後である。過去の生き方の再構成が求められる。暴力と虐待を肯定するような都合のよい生き方や暴力を否定しない思想が認知と行動としてあり、身近な人を傷つけても平気な程に感情は鈍磨している。

グループワークは自己開示と変容のための安全な場として機能する。それまでにない異なる関係性を体験する。「外には七人の敵がいる」という「男らしさの鎧」を身にまとった男性たちは異口同音に職場や友人には話せないことが多いという。たとえば、相互信頼を確認するためのソマテックなアプローチ（身体接触や感覚の鋭敏化のためのワーク）をすると彼らの身体が一様に「堅い」ことがわかる。また、交わされる会話も男性的である。参加した最初の段階では「このプログラムは役に立つのか」と距離化を試み言語ゲームで乗り越えようとする男性もいる。他者とともにあることの意識や身近な他者の気持ちを斟酌することが苦

手である。そのことは同時に自分の気持ちにも鈍感なことと表裏一体である。

グループワークは集団ではあるがそこにおいて援助者との二者関係を弱くてもいいので構築することも大切である。これはグループワークの指導者に求められる資質でもある。グループは回を重ね、自己開示がすすむにつれて相互に関係性のストロークが形成されていく。参加者はこれまでこのようにして対人関係を形成していたと推測できる自然な自己提示となる。こりがほぐれていくような様子である。時間の経過とともにグループの凝縮性も増していく。グループワークのなかで「うまくコミュニケーションが機能したな」と思える瞬間を活かして行動変容している諸点を前景化し、肯定し、意識化する。善い変化を強化する。その変化が意識しやすいようなモジュールを組む。ロールプレイの素材にすぐに取り入れる。

さらに、このグループワークは「言いっぱなし聞きっぱなし」ではない。相互に関わりあうことを重視する。たとえば、この二週間の自己の平穏さや葛藤について「私」を主語にして話しをしあう。それを傾聴する。最後に聴いたことをアサーティブにフィードバックしあう。「私はあなたの話しをこう聞きました」と返す。オープン参加（その都度、新しい参加者がはいってくる）なので、以前から参加している人は自分にとってこのグループはどういう場であるのかを必ず語ってもらう。以前からの参加者であっても毎回意味づける言葉が異なり、深化している様子が語彙や文脈構成の広がりから理解できる。他者への共感的な態度と自己開示もみられるようになる。

グループへのチェックインとチェックアウトの儀式も重視する。グループワークは自律訓練法による導入から始まる。軽いストレッチのあと呼吸を整え、意識を集中するイメージトレーニングを実施する。終わりは、次の二週間が平穏であるようにみんなで確認し、全員が全員に握手をして終わる。参加証に担当者が押印する（ラジオ体操方式）。トークンエコノミー式に虐待の再統合にむけて活用した人もいる。グループワークへの参加二回につき子どもとの面会を一度可能にするというプログラムを修復プログラムとして組む事例もあった。

こうしたグループは小さな＜社会＞を成している。女性が参加していないので男性同士の＜社会＞である。ホモソシアルな関係という。下手をすると男性同盟に堕ちてしまうので、指導者には訓練が要る。首尾よく機能すると治療同盟となり社会臨床的に役割が大きくなる。グループワークはジェンダーの意識や態度を含めた男性性文化が持っている加害（加担）性・暴力肯定性を保持する＜社会＞の集合意識を反映したものとして個人の暴力と虐待を位置づけている。現代の＜社会＞がもつ物語（意味づけの体系）との関連を無視できないからである。具体的な場面では、男らしく抵抗し、「中和化の技術」「被害者非難」「正当化技法」というコミュニケーションがあらわれる。くわえて、「被害者の無力化」「加害を被害にすりかえるコミュニケーション」「被害者の加害性を引き出す巧妙さ」「虐待と指導とのはき違え」「被害者の尊厳の剥奪」「被害者に加害者の視点を内面化させる」等が無意識に語られる。それが何であれこれらを手がかりにして加害者臨床が動き出す。

動機づけ面接をはじめ、感情表出とのかかわり、男性性と親密な関係性の困難、思考と認知の独特な偏り、パワー関係への偏執等を対象とした脱暴力への援助実践となる。

また、男性との面談の際に留意しているのは、暴力を肯定するような男性性として身につけてきたものを削ぎ落としていくことを意識しているが、しかし保持している男性性のすべてを否定するわけでもなくて、そこに何か肯定的な男性性がありうるとしたら、それは何であるのかを明確にしていくアプローチである。そうした見地から取り組んでいる男性同士のグループセッションであることの意味に関して筆者が参考にしている加害者臨床の最新の理論的臨床的動向について紹介しておきたい。

3) 加害者臨床の理論・実践・制度

脱暴力をめざした加害者臨床実践の新しい動向は制度的に位置づけられている。治療共同体、問題解決型司法、修復的司法、治療的司法、社会再統合・社会的包摂等の新しい理念も構築されている。それを支える社会的な心理臨床モデルとして、加害者臨床（司法臨床よりは広い概念）が体系化されている。こうした加害者臨床の理論は脱暴力にむかう司法と心理の新しい関連性を重視している。

しかし、加害者臨床に関しては争点が多い。たとえば、犯罪的ニーズと非犯罪的ニーズの区別、動的リスクと静的リスクの区別を行い、どこに力点を置くのかという争点がある。犯罪的ニーズとは向犯罪的態度や価値、反社会的パーソナリティの諸相（例えば衝動的性格等）、問題解決能力の貧しさ、アルコールや薬物使用、敵意と怒りの感情、犯罪的集団との関連等である。これらは動的リスクとして概念化され、可変的なものとして位置づけられている。再犯防止のための直接の対象となる。静的リスクとは変えにくい変数のことである。たとえば、ジェンダー、年齢、犯罪歴である。非犯罪的ニーズとは直接には再犯防止に関連のないものであり、低い自尊心、不安、個人的な苦悩、集団凝縮性等である。安全な感覚、自己評価、善き生等を高めることや治療同盟の構築にとって非犯罪的ニーズへの注目は重要となる。これ以外にも、リスクの評定と管理の仕方、教育プログラムなのか臨床プログラムなのか、ジェンダー論はマクロすぎて個々の男性の暴力を説明できないこと、加害者の多様性を考慮に入れないプログラムは無意味であること、修復や再統合は家庭内暴力にはいかにして応用可能か、調停前置主義と家庭内暴力の関係はどうすべきか等として議論が続いている。

加害者は程度の差はあれ暴力や虐待を肯定する「生き方の偏り」があり、そうすることで生存の戦略を組んできた。当該の個人が加害者となる過程を検討していくと、対人暴力が生成する親密な関係性（愛着の人間環境）、歪められた男性性、失業や離婚等のライフストレス、ジェンダー意識の変化、子どもの人権をめぐる社会の変化等のミクロからマクロの多岐にわたる変数（社会環境）の絡まり合いがある。マクロな要素と個人のミクロな要素を統合してそこへの介入と援助として対象へと働きかける際に「虐待的パーソナリティ」としてそれを意味づけている議論があり、プログラムの対象にとっては有益だと筆者はとらえている（この論はドナルド・ダットンにより *The*

Abusive Personality: Violence and Control in Intimate Relationship、second edition、The Guilford Press、2007 において本格的に論じられている。全訳は今冬、筆者監訳のもと明石書店から訳出予定である)。対象となる「虐待的パーソナリティ」を具体的に視野に入れ、非犯罪的ニーズも含めて援助対象化することが重要である。それが加害者臨床の基本となる。新しい司法の制度化はその枠の形成に貢献する。その上で、法化社会のネットワイドニングに捕捉された広い意味での暴力、虐待等の逸脱行動を克服するためには「問題解決型司法」がセットされる必要がある。その背景に非犯罪的ニーズがある。非犯罪的ニーズは彼らの生き辛さとつながっている。

脱暴力へとむかうプログラムを社会が有することはひとつの希望でもある。殺人事件においてDV、虐待や親密な関係性における問題が背景にあることが元来多いので、貴重な実践領域だと考えている。ミクロな社会関係の基礎である家族や親密な関係性は暴力や虐待を生成させる過程でもあるが、そうではない人間を形成する場であることの方が多く、そこで作用している諸力を可視化し、日本にあった加害者臨床として構築していく好機だと考えている。

４.「あいだ」を写す社会臨床の視界

社会臨床の視界からは「あいだ」がよく見える。心のケアを主眼とした被害者救済と罰を念頭においた加害者対策の「あいだ」にある溝を社会が脱暴力のための諸力や援助として有することは再犯防止や社会防衛という言葉以上の「関係性の修復」という物語をもつこととして意味は大きいと考える。心理臨床と司法制度のどちらでもあり、どちらでもなく埋めていくための力をもつことが大切だと思う。こうした「あいだ」を埋めるための端的な取り組みがここで紹介してきた加害者臨床である。

「あいだ」への関心は多様に広がっていく。たとえば、オウム真理教事件後も教団活動を続ける信者の様子を映した森達也の『A』、『A2』もそうである。オウム真理教を排斥する人々とそれを近所で受け入れる人々の「あいだ」が描かれ、僅かだが交流が始まる。しかし遠くの人々は排除の運動を企てる。それが「加害者集団」の視界からとらえられている。他にもこうした質量感のあるテーマを秘めた「あいだ」はたくさんある。介護疲労と老人虐待の「あいだ」、しつけと子ども虐待の「あいだ」、夫婦喧嘩とDVの「あいだ」、薬物依存をめぐる医療と刑罰の「あいだ」(治療的司法や治療的共同体にむかうのか厳罰主義に向かうのかの大きな振幅がある)、私とあなたの「あいだ」、私自身のなかにある過去の自己と将来の自己の「あいだ」、ワーキングマザーという言葉はあるがワーキングファーザーという言葉はあまり使わない（これは実際に筆者が体験した。ある新聞社の原稿で使おうとしたところ校閲部から使うなと指示されたことがある）ことの「あいだ」にある何かのバイアス、女同士が手をつないで歩いていてもいいが男同士が手をつないで歩くと注視されるかもしれないことの「あいだ」にある意識は何か等、問うていきたい課題はたくさんある。こうした「あいだ」に横たわり、何らかの生きにくさや臨床の課題(要援助的ニーズ）を生成させる文脈として、

私たちが生きる日常性、共同性、関係性をきちんと見据えることのできる視界を確保してみたいということでもある。

もちろん、その「あいだ」をみつめるのは怖い。ニーチェが言うように、暗闇をみつめると向こうから何かがこちらを見つめ返してくる、つまりそこに投影された内なる闇がみえてくるようで、見つめ続けるには勇気がいる。何よりもその「あいだ」には自分も立っているからである。

ついでに、あの世とこの世の「あいだ」（に成り立つ文化）もある。この夏、念願かなって下北半島の恐山と三沢市にある寺山修司記念館を訪れることができた。悲しみを癒す文化が確実に日本的なものしてあることの大事さ感じることができた。こうした「あいだ」をきちんと考えることをとおして見えてくることをその都度の話題にそくして記していきたいと思う。

なかむら ただし
（臨床社会学／社会病理学／社会臨床学）

社会臨床の視界

（３） 社会臨床という思考のレッスン

－メビウスの輪のようにねじれてつながる関係性を理解する－

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

１．メビウスの輪のように

何らかの臨床上の課題をもつ人とそれを取りまく人の「あいだ」に関心があるという話しをしてきた。その「あいだ」は「ねじれて・つながる」ようだ。しかしこれは、循環と再生を意味するメビウスの輪のようなつながりでもあると思う。何故なら、「私」はそうした臨床問題を持つ人と同じこの時代と環境を生きているからだ。このつながりを意識できるようにしたいと考え、「臨床社会学」という演習や講義で教えている。このマガジンで連載しているような視点から、臨床問題やその背景にある社会病理、あるいは逸脱行動やその背後にある日常性について学生たちとともに考えるようにしている。

学生たちのものの見方は社会の意識、態度、認識の縮図としての自然発生的なものなので、それを省察的な方向性へと変えていくことには意味があると考えている。とりわけ、いじめ、ドメスティック・バイオレンス（DV）や虐待という家庭内暴力、ひきこもり、リストカット、自殺、非行、犯罪、各種の依存症などへの関心は高いが、その見方は一面的であることも多い。くわえて、メディアによって影響された関心と知識は強固でさえある。ステレオタイプ化されたものの見方が柔軟な学びを邪魔している。

知的で冷静な省察にとって、まずはそうした構築物を取り除くことが重要となる。これは「脱学習 unlearn」そのものである。焦点としているのは、心理化する社会では臨床問題や逸脱行動が「個人化された問題」として観念される点である。その背景を成している社会病理とそれらが生成する関係性を視野に入れることへと意識を脱構築すべきだと思う。個別性のなかに社会性を読み取る視点とでもいえようか。自己責任や自立を強調してきたゼロ年代の意識と感性を反映しているので、「脱学習」は心理化、個人化、医療化などという類型的で型にはまった思考の傾向を対象にしていくこととなる。

さらに、感情までもがステレオタイプ化されていると思えることもある。何故なら、学生たちはよく「感動」するからだ。ドラマやニュースなどをとおして飼い慣らされた「感動」がある。あるコンテキストがつけられているようにも思えるので、「脱感作」を試みる。心理療法的な意味での脱感作法は不安、恐怖、緊張、葛藤を生起させる事柄を想定し、徐々にそうした感情を受け入れていくという技法であるが、ここでは比喩的な意味で用いている。慣らされた感情表出を置き換えていくことの大切さを考えるために使っている。エモーショナル・リテラシーといった方がいいかもしれない。

臨床問題への関心や逸脱行動への興味を

動機づけるのは身近な体験や個人の経験、喧噪のなかの報道、不条理への憤り、ヒューマンな物語への共感など多様であるが、いずれも感情が駆動している。理性よりも感情はパワフルである。であるがゆえにクールダウンが要る。そのための「脱感作」である。非合理な方へと若者を捕捉する感動の意味づけを相対化することは社会臨床の観点から必要である。最近の体験では、『告白』という小説とその映画作品について多くの学生が「感動」したということに驚いた。原作がエイズウィルスを凶器として扱っていることに違和感以上の問題性を覚えたこともあり、批判的なものの見方が衰退していると思った。

以下に紹介するのは断片でしかないが、常識的な思考の枠付けを可視化させ、脱構築していくためのレッスンである。1）社会のもつ支配的な物語（意味づけの体系）の相対化、2）医療化などのパワーをもつ言説と政策に傾斜しがちなことの気づき、3）リスク論的なものの見方の前景化、つまり保険統計的な思考が支配するリスク社会の理解、4）異なる視点からみてみると同じ事態の別の相が見えてくるダブルスタンダードに気づくことの大切さ、5）二分法的思考による選択肢の喪失に敏感になること、6）相互作用という視点を会得すること、7）関係の非対称性に配慮すること、8）認識の地と図の関係を理解し、問いと応答を反転させてみて相対化を試みること、9）自己へと再帰する個性発揚社会の負荷があること、10）絆とつながりのかたちが独立変数となることの理解という諸点である。知の解毒とでもいえようか。

こうした「脱学習」と「脱感作」は「認知－行動－感情」のつながりを意識したものである。学校で勉強していた頃、補助線を引くと数学の問題が解けたように、「思考の補助線」のようにしてこのレッスンが効果を発揮すると、ある種の凝り固まった頭が揉みほぐされていくようなこととして機能するとよいと思っている。くわえて、対象となる臨床問題や逸脱行動に関心がむかう「自己＝私」との関連をつけて欲しいと願ってもいる。そこに関心をむける「私」とそれら諸現象の「あいだ」にはなお溝があり、第三者的な好奇心が支配している（これは臨床問題や社会病理へのメディア的関心でしかない）。しかしその溝は「ねじれて・つながる」ひと続きの社会現象なので、せめてその「つながり方」については意識をもつことが大切だと考える。複眼的なものの見方、微視的（ミクロ）な見方と巨視的（マクロ）な見方の会得、関係性を理解するための俯瞰的な知識、相互作用の形式に関しての理解、認知的な枠組みの再構築、こうした事項に関心をもつ自己の立ち位置の明確化をねらいとして臨床社会学・社会臨床学の学習をまずはすすめていく。

同時に、これらを学ぶ他者とコミュニケーションする＜場＞の形成にも努力している。インターネット上にある授業のサイトでコミュニケーションする。演習で発表が終わるとそれに私がコメントをする。学生たちもそれに応えるようになっている。

こうした作業は、「臨床問題を関係性の病理として思考するためのレッスン」である。もちろん、たまたま大学にいるので演習などの場面を強調しているが、メディアも含めて社会のなかでも必要な作業だと考えている。

2．関係性の病理として思考するためのレ

ッスン

１）社会のもつ支配的な物語（ドミナントストーリー）の相対化－ひきこもりのその後からはじまることへの想像力－

たとえば、７年間にわたってひきこもっていた兄を映画学校に通う弟が撮影し、卒業制作とした映画『home』を観て、ひきこもりについて考えることとした。その兄弟を大学に招いて対話をしたことがある。この映画のラストで兄は家をでる。車で出たのだが、出たあとの空っぽのガレージが映されている。そのことをどう感じたのかと兄は参加者に問いかけた。長い間のひきこもりから脱出して安堵したと多くの人が感想を漏らした。しかし、兄は、「この映画をみてよかったと思う人はひきこもりの現実を理解していない。いままでそこで苦しく生きた場所が空っぽになるということの、家を出たあとにはじまるその人の苦闘にこそ想像力を働かせるべきだ」と一喝したのだ。「私が家をでたから安堵したと思うその意識をこそ相対化して欲しい」、「ひきこもりから抜け出ることだけの過程に関心を寄せることは世間のみんなにとって安心できる物語でしかない意識」だと心情を吐露した。参加者にとってこの問題提起の衝撃は大きかった。さしあたりひきこもらずに生活してきた人の持つ「常識」＝物語化、つまり支配的な物語（ドミナントストーリー）に鋭い刃がむけられたともいえる。

２）パワーをもつ言説への傾斜に気づくこと－医療化言説は関係性を一面化する

人工内耳の埋め込み手術をめぐる家族の葛藤と逡巡を描いたドキュメントをみる。この映像は、聞こえるようになるための医療に希望を託す家族の思い、言語機能の臨界期までに手術しなければならないことをめぐる逡巡、その手術で聞こえる音の具合（医療技術の現段階に関して、ドキュメンタリー映像では実際にどのように聞こえているのかについての音のシミュレーションがなされていて、ノイズのある音であることがわかる）などをめぐって悩みが深まる日々を追っていた。さらに手話の問題も紹介する。その環境に手話を理解する人たちがいる状態であれば家族や当事者たちの葛藤の内容は変化する。実際に手話を使って暮らす地域の人たちの取り組みが紹介されている。もちろん日本語手話とろう者の手話の違いも学習する。

これらの関連する諸事項を考慮にいれて、人工内耳による医療化というベクトルのもつ課題の多さを理解し、考える。聞こえるようになればいいのではないかという見地は健聴者の視点から医療化された仮定なのでそれを溶いていく。

そのために、いったん、ろう者として生きる環境の整備の方向性を対置して検討を加え、周囲の環境によって障害性が変化することを考える「社会モデル的な思考」を検討してみる。性急な判断ではなくこうした思考をとおして、医療化という志向性はどんな問題を内包させているのか、さらに別の問題を引き起こす可能性はないかなどについて考えてみる。

こうして、医療化という志向性は健常者中心社会の意識によって支えられていること、ある方向性へと問題解決を導く動力として作用すること、しかし医療化には功罪があることが視野に入ってくる。問題解決

の幹としての医療化は日常生活において極めてパワーのある志向性であることがわかっていく。もちろん、人工内耳以外にも、医療化による自己決定の問題群は、不妊治療、出生前診断、臓器移植など数多い。

3）リスク論的なものの見方の前景化－保険統計的な思考とリスク社会－

エイズ感染拡大予防のために「カレシの元カノの元カレを、知っていますか」というコピーを公共広告機構が作成し、大規模な宣伝をおこなったことがある（2006 年）。この言い方は一人ひとりの行動と意識に関して不安を喚起し、それを駆動力にする構図である。かき立てるようにして、安易な性行動の自粛とエイズ検査受診を促進させようとする脅迫的なメッセージとなっている。学生たちにこのアプローチは有効なのかと問いかけた。そのことを確認するためには若者の性行動についての理解が要る。「若者の性行動と性感染症予防対策」（木原雅子・木原正博著、『日医雑誌』第 125 号第 9 号、2001 年 11 月）などで調べることを指示した。この研究は「首都圏の 10 代カップルのセクシャルネットワークパターン」の調査の報告である。男女ともに複数の相手と性行為をしているキーパーソンにつながると感染のリスクが増すことはわかる。互いに複数の性的関係をもつ者同士が結びつくカップルの組み合わせが 12.3%であるという。また、このコピーは男性が奔放な性行為をしていることが前提になっている。そうした複数の相手と性関係もつ男性とそうではない女性という組み合わせは 10%であるという。逆に、女性もまた複数の男性を相手にしていることが数字で示されている（女性を起点に考えると多様なパターンで合計 14.3%）。こうしたパターンの組み合わせがあり、それに対しての呼びかけが重要となることがわかる。

そしてそもそも現在つき合っている相手と過去の恋愛遍歴について話をしないだろう。つまり、解決不可能な不安が喚起されるだけだ。不安を駆動力にして何かをさせようと指示し、煽る言説はリスク社会の反映である。それを保険的思考といい、そうした生き方を脅迫する社会の証左だといえる。「他人をみたらリスクだと思え」といえば極端かもしれないが、関係阻害的なコミュニケーションにいたることは必至であろう。現に、「他人を見たら原告と思え」とリスクマネジメントセミナーで語る弁護士がいた。法化社会はそのように進展しており、ハラスメント、クレームなどをはじめとしたリスク対応が必至となるような「安全安心社会」が進行している。すでに訴訟社会の米国はそうなっており、日本では起こりにくい裁判が提起される。

同じ呼びかけるなら、セーファーセックスについてのコンドーム使用などポジティブな方がいい。この素材を用いながら、リスク、予防や防止、保険的行動と意識、結果責任や社会的費用としてのコストなどが前景化している社会を理解する。こうした脅迫的指示を受け入れてしまう心性が構築されていることがわかってくる。一見すると素直に受け入れてしまいそうな健康と病気をめぐるレトリックにつきまとう陰画像を見逃さないために、「健康化（健康社会化）」というベクトルが構築する副産物について他の事例で調べてみることをすすめる。あわせて「肥満と飢餓」が同時存在するグローバライゼーションにも言及し、健康を

めぐる言説と政策の陥穽への気づきを促す。

４）異なる視点からみてみること－ダブルスタンダードにまみれた記号に敏感になる－

大学の近くの狭い路地に「暗い夜道、痴漢に気をつけましょう」という立て看板がある。デジカメで撮影し、学生にみせる。これをそのまま受け取れるかと問う。大阪市営地下鉄の「ちかん、あかん！」というポスターも紹介した。この両者には決定的な違いがあることに気づいて欲しいと話しを続ける。前者は被害者に呼びかけており、後者は加害者に呼びかけている。前者は被害者非難につながる言説であり、性犯罪、虐待、DV などの暴力被害者自身の落ち度を責めることになる。これは「二次加害問題」になることを説明する。他にもこうしたダブルスタンダードを身近に探してみようと宿題をだす。たとえば、厚生省時代の 1999 年、「育児をしない男を、父とは呼ばない」という宣伝がなされたが、これはどういう効果をもつのかなど。私はこれも同じく脅迫による指示なので、男性の育児参加を促進させる目的にとってはよくないと考えている。

何気なく見るたて看板やコピーではあるが、そこには、ジェンダーのバイアスなどが埋め込まれている。脅迫型コミュニケーションの解読をとおして何かの価値や規範が再生産されていく様子が理解できる。

５）二分法的思考による選択肢の喪失－本当に必要なことを考える－

また別の日には、薬物依存症者が恢復するための生活共同体である「ダルク」のことを紹介した。医療と刑罰の「あいだ」を考えることがねらいである。薬物を保持し、使用すると、各種の取り締まり法令で処罰されるが、彼ら／彼女らの実際は依存症者である。適切な医療が要るが、依存症は慢性的な病なので生活のなかで治療するリハビリ的な場所が要る。その「あいだ」に長期にわたる恢復のための中間施設があり、それを「治療共同体」という。それへの参加を促す司法を「治療的司法」という。それは処罰だけではない、あるいは処罰の一環として参加を指示する制度である。前回に記したような加害者臨床への理解を深めていく（この『対人援助学マガジン』はこうして授業に活かされている）。処罰だけでも、また医療だけでもない、二分法的思考の「あいだ」に真のニーズが潜んでいる。

６）相互作用の視点を身につける－親密な関係性だからおこる家庭内暴力－

家庭内暴力への関心が高い。それが生成する関係性を把握するには「親密な関係性」という相互作用の場の特性理解が鍵となる。私的領域、公私関係、親密圏などの言葉でとらえるとよいのではないかと提案する。公共圏と対をなして用いられている。もちろん家族関係も含むがそれをこえて広がりのある関係性を示す言葉である。たとえば恋人同士の暴力は DV に近い特性を帯びるので、親密な関係性における暴力として広く把握する。親密な関係性には、愛情を交わすことや無償のケア行為が含まれ、その相互行為は他者との境界（バウンダリー）を越え、プライベートな領域と交わることで成り立つ。親密な関係性を特徴づけるケ

ア行為に内在して感情的相互作用が生成する。ケアする者とされる者の関係なので、そこには感情や情動の交歓を含んだ微視的環境が構築されている。愛着、安全・安心、信頼などの肯定的な特性がそこに由来する。しかし、であるからこそ、葛藤、紛争、揉め事が距離感の喪失においてあらわれる。暴力や虐待の温床になる関係性といえる。暴力と愛情は両義的に親密な関係性において結びつき、メビウスの輪のようにねじれてつながる。

こうした相互作用を特徴づけるいくつかの理論を紹介した。そのひとつは、たとえば「正義とケア」問題である。その論者であるキャロル・ギリガンの『もうひとつの声―男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』（川島書店）をとりあげた。ギリガンは従来の道徳の発達心理学の根源的な批判を試みている。「子供の心理的成熟は自立性の獲得、個人主義的な権利主張の能力、抽象的基準に基づく正義の判断の能力などの指標に照らして判断されてきた。しかし、そのような指標とは別に、人間関係への文脈的理解、他者への配慮（ケア）などの資質もまた重要な成熟の指標たりうる。後者が従来見落とされてきたのは、それが女性と結びつけられていたからであり、ここには男性中心の発想のバイアスがある。」という。これまでの道徳の発達心理学は女性というもうひとつの声やケア役割を無視して正義の話しばかりをしてきたと批判しているのだ。「正義とケア」という視点からすると、親密な関係性において正義はいかにして成り立つのか、ケア行為に内在して脱暴力はいかにありうるのかという課題が認識できる。家庭内暴力の背後にある相互作用の特性を把握する枠組みとしての親密な関係性論とそれを正義とケアの視点から把握することをとおして、家庭内暴力についてのセンセーショナルなメディア的な関心を乗り越える。

7）関係の非対称性という視点でみてみる
―親とは誰かについて根本から考えてみる―

激しい家庭内暴力のようなことだけではなく、心理的な緊張感や窮屈感、意志疎通の困難さ、依存と自立の葛藤など総体として家族関係に注目が集まる。そうした関心を問い詰めていくと、親とはどんな存在なのかという根本的な問いにたどり着く。

親は子どもの存在がないと成り立たない。しかし、子どもは親がなくてもありえる(なんらかの理由で親がいない場合はありうるし、社会的養護の仕組みがあれば生きていける)。親子関係とひとくちにいうが、そのなかには、影響力を行使するという意味での権力関係があり、親の絶対性がある。これを関係の非対称性という（親子、夫婦、師弟、国際社会の北と南などたくさんある)。しかし逆に、親は子どもがいないと成り立たないという意味で、存在としては子どもに依存しているともいえる。親の持つ力は強いけれどもその根拠は脆弱だということになる。そこから事態は複雑になり、それを覆い隠すかのようにあるパワーが創出される。たとえば親権である。それを根拠に「あなたのためを思っていろんな指示をし、規制を加え、干渉する」というパターナリズムが生成する。親の特権である。しかもそれがあなたの安全のため、幸福のため、将来のためというのだ。パターナリズムという概念を理解し、親子関係を社会的に理

解し、親とはいかなる存在なのかについて家族体験をもとに考えていく。家庭内暴力の多くは親子関係の病理としてあらわれる。多様な事件や事例が愛着の歪みを含む関係性の病理としてあることを理解するためにも心理的な言葉とともに社会的な言葉も加味させて整序しておくことをすすめる。家族は誰もが体験していることなので分かったような気になる。それを的確な言葉で理解していくことは、私的体験を公的問題へと抽象化する格好の素材となるので思考のレッスンになると伝えている。

８）認識の「地と図」の関係を理解する－説明する側と説明される側の問いを反転させてみる－

今の学生たちは不登校やいじめが日常的な現実となっていた世代である。もちろん、何らかの事情で学校に通えない子どもは以前からもいた。しかしそれはたとえば「長欠不就学」と呼称されていた。また、「登校拒否」という言葉も登場した。今は不登校だ。ラベルが変化した。見方が変わったので、逆に問いかけるといい。不登校とは何かという問いを考える際に、「どうして自分は学校にいっていたのか」と自問自答してみる。また、「どうして大学のこの演習クラスにいじめはないのか」とも（これは臨床問題が生成する環境や生態を把握しようとするアプローチである。とくに逸脱行動の発生を環境要因に探るための「日常活動理論」として注目されているものである）。不登校やいじめを理解する際に、どうしてそうならない現実が他方であるのかについて吟味してみるということである。自分はどうして学校にいっていたのか、大学の演習クラスにはどうしていじめはないのか、というこれらの問いは、常に臨床問題が「説明される側」として対象化され、観察し、理解し、解釈する側、つまり「説明する側」とのあいだの溝をもって問いかけられてきたことを相対化したいからである。

この問いの構図は関係性において思考することの阻害要因になっている。医学のように因果関係を特定できない社会病理はその＜場＞の成り立ち具合に関連する変数をおいて考える。相互作用というコミュニケーションを独立変数にするということでもある。そこには、関係の非対称性というパワーとコントロールの関係があるだろうし、愛着関係やその歪みがあるだろう。仲間関係が昂じていく思春期青春期に特有のピア関係とその負の側面としての「友だち地獄」現象もある。

さらに、個人として尊重され、個性発揚を扇動され、何かにむけた業績達成（学業、スポーツなど）が価値をもつ空間となっているので、子どもたちはかつての時代とは異なる程に脆弱さ（ヴァルネラビリティ vulnerability=虐待誘発的とも訳される、傷つき易さのことを意味する言葉）のなかを生きていることも見逃せない。

こうした特性をもつ時空間としての学校にいくことができた自己の理解をすすめることは、何かが肯定されていたり、関係性が一定水準で保てていたり、業績的な達成が見られたりなどという面があったからであるし、逆に、何かを抑止したり、規範として意識したり、苦労を乗り越えたりしてきたからでもある。その一方で学校に来にくい心理社会的な事態になる同級生がいたということになる。その時空間のもつ意味の磁場が異なるものであったということに

センシティブであるべきだろう。

いじめの発生はさらに先鋭的に自己の存在の形式を問うだろう。いじめのある時空間にいた自己は、傍観、無視、代弁、加担、逃避などの何かの関係性の一端を占めることになる。

しかしその問いは厳しくもあるので、大学の演習にいじめはどうしてないのかと問うことでそうではない環境＝空間のあり方を確認し、そうした緩い環境＝空間にするにはどうすればいいのかという問いへと変換し、自己の立ち位置が必ずしも先鋭化しない問いを迂回路のようにしてみることも発想を切り替えていくことになる。どうしてこの生徒はいじめられたのか、どうして学校にいけないのかという問いは被害者非難に陥ることもある。単純な学校非難でもない、また、登校することに目標をおく学校心理的支援だけでもない方向性を理解するためにも「私」との「あいだ」を架橋する問いは重要ではないかと示唆し、臨床問題が生成する空間や環境の特性を理解し、そこに作用している相互作用とコミュニケーションの特徴を把握し、個人化しない方策を導出してはどうかと発問する。環境の多様性の幅を広げることの必要性を理解するための問いである。

ここからいえることは、認識が成り立つ「地と図」の関係を反転させることでみえてくることは多いということだ。常に脆弱さのなかにある人々は説明されるべき存在として非対称的な関係のなかに置かれている。マイノリティ（少数派）は常に説明を要請されるという点において不公平である。どうして同性が好きなのかと同性愛者は質問されてきたが、どうしてあなたは異性が好きなのかと異性愛者が質問されることはあまりないだろう。それと同じである。

9）自己へと再帰する個性発揚社会の負荷 －当事者研究風に「シューカツ（就職活動）」をながめてみる－

個人化し、心理化する社会における問題を端的に表現するテーマのひとつが働くこと、とりわけ就職活動である。「シューカツ」といわれている。ニートやフリーター、不安定就労問題、若年者の就職ミスマッチ（三年以内にやめる新卒者が多い）などということで世間が関心をもつからだが、やはり学生たちは「私」の問題として直面している。

就職活動は景気の波に翻弄されていつの時代にも悩ましいことである。しかし、昨今の「シューカツ」は事情が変化しつつある。職を得る過程において、じつに「あいまいな規準」にむかっていくことがもたらすストレスが高いのである。技術系は別にしても、社会が複雑になっているので文系にはそれ相応の高度な力が求められている。それは人間的な対人関係とコミュニケーションに関する諸力能だとされる。しかし、それはなかなか明示しにくい。とりあえず、「コミュニケーション力」、「対人関係力」、「社会人基礎力」などと一般化されている。だから、企業研究にくわえて、適性理解と自己分析を入念に行うことを奨励される。こうした自己分析は大事だとされるが、その内実は内側をみてもでてこない。相互作用と関係性のなかでしか先述の諸力は磨かれない。「シューカツ」が内面をのみ対象として心理化されているので、就職活動の過程が自己をめぐって旋回し、負荷になる。

「シューカツ」のバイブルといわれてい

る『絶対内定』（杉村太郎氏らによる一連のシリーズ本。ダイヤモンド社）を読んだ学生が「なんだか迷宮に入っていくような感覚をもった」という。けだし名言であろう。「コミュニケーション力」、「対人関係力」という定義できないものにむかって終わりのない旅を求められているようだとゼミで発表をおこなった。得体の知れないことに向かって努力するという「カフカ的状況」に置かれる。これは立派な当事者研究である。

もちろん、社会病理学的には非正規雇用、格差社会、派遣労働問題、偽装請負、意欲の搾取、若年失業等というハードな領域にかかわる課題もあるのだが、こうした社会的な主題と重ねる方向性への問いではなく、もっぱら「自分探しに向かうこと」は精神を追い詰めていく。当事者研究風にいろんな分析のための概念と理論を身につけていく機会だと思う。「個人的なことは政治的なことだ」という女性運動のテーマは応用範囲が広い。そこまでいかなくても「個人的なことは社会的なことだ」くらいはいえるだろう。自己責任と自立を称揚された「ゼロ年代」は、自己へと再帰する個性発揚社会を青年期として生きてきたことになる。その生きづらさが臨床問題につながる。

10）つながりのかたちの抽出－絆とつながり方（関係性）こそが独立変数－

社会臨床の肝は「関係性の病理」にあると伝えている。絆の病理とは「つながり」の問題である。たとえば「トラウマティック・ボンディング traumatic bonding」という言葉がある。愛着関係のあるなかで受けた心の傷をもつ者の両価的な絆形成のことである。たとえば DV 関係にありながらも今度こそは立ち直るということを期待してその関係を続けるという事例もある。子ども虐待に関しては、殴る親でも親なので愛着を感じる姿勢を示すことがある。歪んだ愛着が母子関係に沈着し、ひとつの「共生体」として観念されるとその絆の病理は「代理ミュンヒハウゼン症候群」のような事態にも至る。

また、「共依存 co-dependency」という言葉も絆の病理の一例ともいえる。アルコール依存症の夫とそれの世話をしつつ支えている妻という関係だ。もっと俗には「だめんずとだめんずウォーカー」も同じようなことを意味する。

さらに、スウェーデンの銀行に強盗に入って籠城した犯人とそこに人質となって監禁されていた女子行員が後に結婚したという事例があった。これを「ストックホルム症候群」という。理論的には「攻撃者との同一化」という。カルト集団にはまっていくことも「絆のもつ病理」の応用問題である。「いじめが発生する集団の問題（関係性の問題）」も同じである。同調性の高い仲間集団や空気を読むという表現で閉じた関係性となると「友だち地獄」の様相も呈することになる（たとえば、土井隆義『友だち地獄－「空気を読む」世代のサバイバル』ちくま新書、森真一『ほんとはこわい「やさしさ社会」』ちくまプリマー新書などで指摘されているような同調志向型関係のこと)。

逃げられない事態に心理的に追い込まれていくことになる監禁事件、DV・虐待のある関係で「どうして逃げなかったのか」という質問は被害者を責めてしまう場合がある。「学習性無力感 learned helplessness」

という言葉がこれを説明してくれる。

３．羅生門的現実という複眼的思考と社会臨床の視界

こうして具体的な事例を取り上げながら社会臨床の視界を広げていく。「木を見て森を見る」という思考が身につくことをめざしている。しかし、事例やケースの見方は難しい。事件の「原因」探しに陥ることがある。直線的な因果関係があるわけではなく、そこで作用している相互作用を可能なかぎり見る。たとえば、家族関係、母子関係、愛着関係、コミュニケーション行為、メディアの影響などだ。これらをまとめて「相互作用の視点」、「関係性の病理」としてまとめていく手法を身につける。逸脱行動、問題行動の研究では医療化、心理化した説明と語彙が多い。その典型は、原因あるいは遠因となるかもしれない「人格障害(パーソナリティ障害)」の指摘である。関係性や相互作用を取り出すと、そこには変数が多いので、「偏りのある性格や人格」として、あるいは「コミュニケーション不全」として見るとその複雑な変数の縮減ができ、因果関係もわかりやすくなるということだろう。とはいえ、それでは関係性の病理としての特性が見えてこない。医療化、心理化、福祉化、司法化（厳罰化）などとして作用する関係性の「圧縮の仕方」を解凍するように、相互作用を丁寧にみることをすすめ、わかったようなつもりになることや断定的な物言いをする研究や発言には注意をするようにもいっている。

人格障害という言葉がこうした「圧縮の仕方」をひきおこしているとすると、周囲の人々のつきあい方への示唆も含めて、境界域の垣根を高くしないような社会全体の生き方 a way of life の課題としてもそうした「圧縮」ではないような関係性を創出したいところである。

その第一歩としてすすめる「脱学習」「脱感作」である。その延長線上に「深い洞察」が成り立つ。関係性がねじれて・つながることで発現する社会病理現象を読み解くレッスンである。関係性と相互作用による微視的環境の解読ともいえる。

学生たちとの思考のレッスンのおしまいは、黒澤明監督の映画『羅生門』(1950 年)である。原作である芥川龍之介の短編作品「藪の中」を読み、映画の一部を見る。平安時代末期の混乱する京都が舞台である。悪名高き盗賊、多襄丸（三船敏郎）が山科の山中で引きおこした不思議な殺人事件の真相について複数の関係者がまったく異なる話をはじめる。それぞれリアルな物語がでてくる。同じひとつの現実でも複数の解釈が成り立つ。社会的な視点から臨床で生起している事項を考える際にはこの複眼的思考は至極当然のことだと思う。当事者の視点、複数の異なる援助職者の視点、周囲の人々の視点などが錯綜していく。

対人援助の実践と理論は個別性を大事にする。その悩める個人や家族を尊重する。同じ不登校、家庭内暴力、ひきこもり、依存症でも、その様相は全部異なる。家族関係という相互作用を対象にすれば、さらに複雑な事態となる。

しかし、何らかの問題現象、行動、心理の状態を特徴づける名前は多様ではない。名付けのその瞬間、リアルで豊かな個別性は消えていく。もちろんそうした行動はひとそれぞれに多様であるというだけでは、その悩み、不具合あるいは症状が一定の広

がりをもって存在しているという意味での社会性水準が消えていくことにも配慮がいる。個別性と社会性の折り合いをつける柔軟なまなざしを養うためにも社会臨床というういい方をしている。そのために、ここで記してきたような思考のレッスンをして「脱学習」をしておくことが大事だと思っている。述べてきたこと以外にも素材は無限にあるし、私も不断の「脱学習」をしなければならないと思っている。ちなみにこうした「羅生門的現実」からみて面白いのは伊坂幸太郎の作品である。また、宮部みゆきの『理由』や大林宣彦監督の同映画化作品も紹介する。

しかしそんなに難しいことではなく、すでに私たちは日々、羅生門的現実を生きている。日常はすべてそうしたことの繰り返しであるし、葛藤、紛争、暴力はそこを起源とする。家庭内や親密な関係性にはつきものの揉め事である。ひとつの現実をみているが、他者はすでに私のものの見方と同じではない。さらに、私のなかにも複数の見方がある。広角レンズと顕微鏡レンズの視野、鳥の目と虫の目、俯瞰する知性と個別をみる知性、地と図の関係や木と森の図柄で物事の成り立ち具合をとおして理解すると立体的な思考となるし、みえにくいところがみえてくるようになる。

つながりのなかで自分を位置づけ、社会と世界をみて欲しいと思い、しばらく前、娘が通った中学校で保護者を代表して卒業生に一言のスピーチをしたことがある。

20 世紀から 21 世紀へと、大きく時代が転換する時期に生をうけ、小中学生として生きてきたみんなです。1991 年、生まれた時、戦争がありました。「湾岸戦争」といいます。1995 年、小学校に入学する前、阪神淡路大地震がありました。その同じ年、オウム真理教事件もありました。2001 年、小学４年の頃、アメリカで大規模なテロ事件がおきました。2004 年、中学入学の時、イラクではまだ戦争が続いていました。この間に、神戸児童殺傷事件（いわゆる少年 A の事件）など子どもをめぐる事件もいくつかありました。一言で言えば、「不安の時代」でした。その間に、一生懸命に見守り続けてきた母や父や先生たちでした。必死でみんなを大きくしてきたのです。だから、考え続けて欲しいのは「いのち」のことです。そのために、まずは、自分のことを大事にしてください。それが自分の「いのち」を大切にすることにつながります。そのためには「ほめること」です。今日一日の生活の中で、自分をほめてあげたいなあ、今日の自分のよかったことはこれだなあと思うことを考えてください。１年たつと 365 個の自分のいいところがでてきます。毎日それをノートに書いたり、自分あての携帯メールに入れておいたりしてみてください。「宝物ノート」が出来るでしょう。苦しくなった時に読み返すと励みになります。そして、自分のいいところがみえると他人のいいところが見えてきます。ここから「自己肯定感」と「他者の尊重」がつながっていきます。自分を大切にできる人は「他人」を大切にします。大切な人には「ありがとう」といえるはずです。あまりにも身近すぎて、いつもそこにいるので忘れがちですが、まずは、家族、友人、育ててくれた人です。いま、心のなかでそっと「ありがとう」と母や父や育ててくれた人にいってみてください。そして、今度は声にだして、「ありがとう」です。この一言でいままでの苦労が報われたと思うのが親や保護者です。生きてて良かったなと思うのです。そして今日の

別れ際に、友だちにも「ありがとう」です。最後の教室では先生に「ありがとう」です。「不安の時代」だからこそ、こうしたことを大事にしたいと思います。そして自分に対して「ありがとう」です。ここまで自分であってくれた自分の身体とこころに「ありがとう」です。

圧倒されるかもしれない社会の非対称性のなかを生きていくことになる若者たちである。そのことについて諦めでもなく、リスク論的な人間関係でもなく、他者の肯定と自己の肯定が双方可能なような志向性を得て欲しいと思いながらのメッセージであった。ここに書き連ねた社会臨床のための思考のレッスンはその延長戦上にある「脱学習・脱感作」のためのものである。

この試みは常に自己に再帰してくる。臨床問題に関心をもつ学徒であるならば、自己理解や自己覚知の一環として、「自己」を関係性において理解する試みをしているはずである。とくに思春期青春期は変調するので、自己の履歴においてそれを客観視しておくことは有益であろう。長い人生のなかで変調する時期は何度か訪れるので未来にむかっても必要な作業となる。こころとからだの「あいだ」は、ねじれて・つながることの連続である。それは身体化や行動化、時には症状化となる。そこに社会性を読み込んでいく思考のレッスンである。だから、自己にフィードバックしてくる。同時に、背景となる社会病理を問うので、それは社会自身の再帰性と重なりあう。単に自己の反省的省察に向かうだけでは一面的である。

その「あいだ」のつながりの端緒はすでに自己の履歴の中にある。このことの自覚がまずは大事だ。こうして、自分のなかの他者性、逸脱を抑圧してきた規範性、その逆の子ども性、弱い自分と強い自分、見ている自分と見られている自分という具合の「内なる羅生門的現実」を直視することをとおしてこのレッスンの幅は広がる。

ゼロ年代の若者たちはヴァルネラブル（傷つきやすさ）な感性をもっているので、「脱学習・脱感作」の作業はすすめやすい。最近ある学生が『17 才のカルテ』(1999 年、アメリカ、原作の邦訳は『思春期病棟の少女たち』草思社）と『精神』（2008 年、日本、想田和弘監督、岡山市のある精神科診療所の日常誌）という映画をみんなにすすめていた。

若い学生たちとの知的格闘は、すでに凝り固まった思考や感動のかたちを「脱学習・脱感作」するのではなく、いまだかたちをなしていない状態にある未定型な意識、態度、感性を対象にしているので、徐々にレッスンは効果をみせ、その視界は広がっていく。思考を柔らかくすると未知の事柄を吸収する力が伸びていくことは希望のひとつであるのだろう。心理化する社会は「個人をセンシティブにする社会」でもあるので、その点を活かすことも可能であるような両義性をもつ。「脱学習・脱感作」の努力のやり甲斐があるともいえる。そう考えると、こうした作業から得る私の学びが多いことに気づく。

なかむら　ただし
（臨床社会学、社会病理学、社会臨床学）

社会臨床の視界

(4)

–社会の詩的言語としての臨床と表象–

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

１．悪魔化（悪の劇化）とヘイト・フォビア、そして感情共同体
２．「社会」の名のもとに－その両義性
３．社会詩学が紡ぐこと－非対称で二人称的な関係性からたちあがる臨床と表象
４．「共生」の成り立つところ

１．　悪魔化（悪の劇化）とヘイト・フォビア、そして感情共同体

底冷えのする京都の冬は寒い。教室のヒーターは頭寒足熱とはならず、どうしても頭に熱がこもる。そんな１２ 月末の社会病理学・臨床社会学ゼミ。ある女子学生が「イルカと人の関わり－生き物を食べ、生き物と暮らすこと－」と題して研究発表した。「虐待、非行、犯罪などの社会病理現象だけではなく、少しひねったようなテーマを取り上げてみること」をかねてより指示してきたこともあり、学生たちの想像力は自由に跳ねる。個性的な発表だったので知的興奮が加わり、さらに頭に熱がこもる。

イルカ漁をする和歌山県太地町の人々を隠し撮りし、小さな入り江がイルカの血に染まる場面を誇張するなど一種のプロパガンダ的表現で、ラディカルな環境保護団体の価値観をもとに描いた映画『THE COVE（ザ・コーブ）』(2009 年のアカデミー賞長編ドキュメンタリー賞を受賞しているが、評価は別れている）を手がかりにした社会病理学の理論的な報告であった。犬を食べる習慣、豚を食べない信仰、鯨を食する歴史などそれぞれ等価であるはずだ。「何を食べるか、何を食べないか、何を食べてはいけないか」という食行為は文化拘束的であるなどという具体に議論はもりあがる。ではどうしてこの報告は社会病理学の理論的なテーマになりうるのかと問いかけた。

このドキュメントの手法は「悪魔化」である。政治心理学の分野では「悪魔化」は古典的な手法として多用されてきた。「悪の枢軸」が記憶に新しい。これは J・W・ブッシュ大統領が反テロ対策の標的に北朝鮮、イラン、イラクの 3 か国をあげ、その際に使用した言葉である。さらにこの手法は広がり、もっと身近にも確認できる。イルカを追い込む湾が血に染まることの過剰な強調は、「屠殺の場」として枠付けすれば理解できることとは別の異なる効果を持つ。また、「悪魔化」はそれが浸透していく前段階こそが重要で、小さな火種がたくさんある。領土をめぐる争い、宗教的な対立や敵対、経済制裁、不況で表面化する移民問題や人種問題にまみれた日常生活がある。こうしたことをとおして守るべき何かが構成されていくが、その際に、社会は感情共同体であるという側面が最大に活用される。社会

病理現象を素材として不安を喚起しつつ活性化されていく共通の感情の存在に気づく。他にも社会病理学の類似の概念に「道徳十字軍 moral crusader」、「悪の劇化 the dramatization of evil」「モラルパニック moral panic」がある。たとえば非行少年の素行調査で悪行の数々に焦点が当てられていく。これを「選択的注視」「選択的選別」もしくは「ラベリング」という。また、「道徳十字軍」は最近のマンガにおける性描写の規制が典型的である。東京都は「非実在青少年」なる言葉をつくりだし、18歳未満に見えるキャラクターが描かれたコミックを「不健全図書」に指定して表現の自主規制をもとめる条例改正案を提出した。漫画家、出版社、ジャーナリストらの反対が巻き起こった（詳しくは鏡裕之『非実在青少年論－オタクと資本主義』愛育社、2010年）。

さらに、虐待が増えていると報じることも同じである。一種の「モラルパニック」をひきおこし、虐待対応に関心が集まるが、現実には、児童相談所バッシングに堕ちていくか、無責任な通報が増えるか、単に児童相談所が制度や人員が不充分ななかで忙しくなるだけで終わる。また別の例として、青少年が関与する事件や家族をめぐる問題のたびに「心の闇」が喧伝されたことを思い出す。「育ちの過程」も問題だと専門家に評されることもある。こうして問題行動を「闇」と言い切り、自らではどうしようもない「過去」が取り沙汰されると行き場所のない不安となっていく。

煽られた不安を解消するために「嫌悪／恐怖 hate-phobia」も生起する（これは伊藤公雄氏の指摘である（『インパクション』2004年9月号）。「14歳がキレル」「17歳が危ない」などとされ、ユースフォビア（若者恐怖）へと転化していく。同じようにして、ひきこもり、フリーター、ニート、オタクというアイテムが重なり、彼ら／彼女らの現実とは正反対の「負の記号」と化して「嫌悪／恐怖」の構図にまきこまれていく。殺人が最も多い年齢は50歳代だが、若者が特別に危険視される。これには「地位違反」が作用していると社会病理学は考える。無垢であって欲しい、そんなことはすべきでないという青少年（＝地位）への社会的期待が背景にあり、そこから逸脱した行動に対してラベルが恣意的に貼られる事態となっていく。

内閣府は「社会病理研究－安全・安心な社会を目指して－」と題する研究会を組織し、「嫌悪／恐怖」を煽りかねない社会病理の把握を進め、「安全・安心に関する特別世論調査」（概要は平成16年7月に公表された）を実施し、社会病理対策を軸にした「社会統治」を唱道した。実際に、それ以降、各地で「生活安全条例」が制定され、監視カメラが街頭に設置されていくことになる。その結果、以前にも紹介したように筆者の身近で冤罪事件が発生した（奈良で子どもに声をかけた世話好きの男性が誘拐犯と間違われ「声かけ防止条例」に違反したとして逮捕された事件）。

この「嫌悪／恐怖」は、社会の側の不安の投影であり、抑圧、否認、排除を体現した集合心性である。不安を煽る中軸に社会病理現象が名指しされ、表象される。社会病理現象はそうした宿命を背負って存在しているといえる。その典型は、主に本稿で扱っている逸脱行動現象である。たとえば非行・犯罪、虐待（子ども、老人＝親）、ドメスティック・バイオレンス、ストーキング行為、多様な形態のハラスメント、教師

の体罰、校内暴力、いじめ（学校ゼロトレランス政策ともいわれている）という社会問題群である。

虐待殺人のたびに「鬼のように極悪非道な母親」と責められ、学校に文句をいうモンスターペアレントが喧伝され、心に闇をかかえた少年が犯罪に走り、DV 夫は何をしても更正するはずはないと罵られ、悪魔化の対象となっていく。一定の事実はあるにせよそこで構築されて守られていく感情共同体としての社会の姿には敏感でありたいと思う。家族の人間関係から国家間関係にいたるまで、暴力・虐待を基軸にして不安、恐怖が造形され、ある方向性の渦へと駆動されていく。その趨勢をこうした社会病理学の言葉で照らしだせるとすると、すこしばかり冷静になって事態の実相を客観視することに社会臨床の視界は効果があるかもしれない。

2．「社会」の名のもとに ―その両義性

こうした問題群になんらかの対応が必要だということになり、この 10 年程の間に、矢継ぎ早に、各種の法律、制度や政策が構築されてきた。ここで進行している事態は、たとえば家庭内暴力を契機として「私的領域」「親密圏」に公共的関心が向かうことである。また、ハラスメント問題の拡大も被害者の「主観」を主たる判断基準（審級）にしていく傾向もあり、感情的心理的な被害の斟酌が課題となっている。あるいは過労の結果、うつ病で自殺する事例（過労自殺）の責任と補償の課題も類似性をもつテーマである。一般的にいえば PTSD を伴う心理的被害の法的扱い方の問題である。本稿の関心からいえば、非対称な二人称的な関係性において生起し、感情・心理を軸にした「主観的被害」とされる不利益の内実を社会制度はいかにして捕捉していけるのか、そのことから脱する方策はいかにして可能なのかという困難な課題としてこれは存在している。

また、悪魔化は捕捉の対象を拡大させている。先述した東京都の「非実在青少年」の仮定は性描写（エロ表現）を対象とするだけではなく、幼く見えるキャラクターの表現（ロリ表現）が対象とされておりその外延は広い。そうした表現に曝されることが性犯罪助長のおそれへと結び付けられていく。

これらは「内面」をめぐる「社会統治」として作用する。進行している事態は不安や危険とともに外延の広い、主観にねざした、ステロタイプな社会病理観による「ネットワイドニング net-widening」現象である。捕捉されるのは何気ない「日常性」である。そこに公共的な関心が向かい、「社会問題」となる可能性のある部分が「おそれ」として定義されていく。さらに対策と解決のための「社会政策」が練られる。必要ならば「社会制度」が創出され、そこで作用する「社会技術」も開発され（その一部に心理臨床技法や対人関係技術も含まれる）、これらは合流して「社会統治」という文脈を成していく。さらに「社会安全」や「社会防衛」という言葉が流通する。こうして「社会」は生をデザインする。「造形力」があり、意識や行動を縁取る。「悪の劇化」は「声なき多数派 silent majority」に根ざして感情共同体である社会の輪郭をはっきりさせていく。

ここで留意しなければならないのは「社

会」の名の冠し方が両義的な点である。なぜならば、ネットワイドニングで捕捉されていく過程について、それをただ単に管理対象が拡大されていく事態として批判したいのではなく、そこで進行している「関係性の病み」を無視できないと考えるからである。母子臨床、学校・教育臨床、被害者ケア、地域臨床、加害者臨床、ジェンダー問題への対応などその対象には関係性と相互作用の「歪み」や「偏り」があり、非対称な関係性であるがゆえにそこには社会の矛盾、利益、権力、歪みなどが反映されていく。その結果、そこに何らかの要援助性が生成する点は見逃せない。こうした「関係性の病み」を支援の対象にすることで、個人へと責任を帰すだけの治療や臨床ではない方向性が志向されていくことを表現したくて社会臨床という言い方をしている。言葉を換えると、「介入と支援」、「治療と自立」などの相克する事項の組み込みがこの「あいだ」に求められており、その両極の均衡をとおして社会臨床が具体像を結ぶ。

この連載で「あいだ」「メビウスの輪」「不連続な連続」などとして述べてきたことは、臨床的な課題について、それを人と人の関わり方として押さえ、そこから見えてくる集団性、制度性、共同性、日常性などを把握したいと思ってのことである。出生から死亡までに渡って、そして遺伝子治療や脳死時代の生死にあっては出生以前・死亡以降までも含めて、家族関係はこうした諸点の出発点（アルファ α）であり、到達点（オメガ Ω）であるといえる。

この点に関わる話しとしてそのゼミの日、もう一人の女子学生が報告した。「命は誰のものか―高齢者の安楽死問題から―」と題したものだった。葬儀屋からみた死の多様なかたちを描いた『おくりびと』（滝田洋二郎監督、2008 年、 第 81 回アカデミー賞外国語映画賞）が関心を集めたことがある。それも紹介しながら、死がさかんに登場している現代社会の風景を切り取っていた。その中心は安らかな死と嘱託殺人の「あいだ」を見つめる話しだった。「スパゲティ状態はいやだ」「安らかな死を望む」「寝たきりになってしまう」「ぽっくりいきたい」などの巷の言葉は「健康な者の視点」であり、「非人間的な死」を想定していることになる。その対極にもしも「人間的な死」が想定されているとしたらどうなるのかと問題提起していた。長寿化・高齢化し、医療が高度化し、いのちの大切さ意識も高まり、高齢者福祉も整備されていく一方で、家族のあり方が変わり、格差社会が進行し、関係性が貧しくなっていく他方の現実があるとすると、こうした生と死の意識には現代社会そのものが投影される。悲惨ではない死のための「人間的な死」という特定しにくいものが前景化していくと、それは「人間的な死」への強迫にもなっていく。自己決定や家族の同意という名のもとに「社会」の意志や権力性が入り込む。それらは見えない轍のようにして機能し、思考、感性、意識、行動を造形していく。

また別の形のネットワイドニングが死をめぐる言説にある。亡くなった後も生きていたことになっていたお年寄りのことが話題になった。それらは「年金目当て」の単なる拝金主義でしかないのだが、その後も、意味づけとしては、「孤立・孤独」とともに悲惨さが強調されていく。「尊厳死、安楽死、平穏死、在宅死、孤独死」などという具合に拡大された表現が現代の死の様相として語られていく。「餓死」という言葉も散見さ

れる。ひとりであることが問題であるかのように拡大されていく過剰な意味づけは排除されるべきだが、他方で考えなければならないこともある。それは現代型貧困であり、「関係性の病理」である。相対的貧困という言葉も使われている。まとめていえば、現代日本社会の「関係性の貧困」が浮かび上がる。絶対的貧困がはびこる時代ではないからこそその点が注視される。

数年前に東大阪市で起こった母親嘱託殺人事件も関係性の貧しさが示唆される。長期にひきこもる男性と老いた母のぬきさしならない二者の共生体的な関係が事件の背景にある。名付ければ老人虐待死事例ではあるが、現代社会の関係性の貧困が示唆される。

社会臨床の視界からすると、こうした事項に埋め込まれている多義性や両義性こそ生の複雑さを表現しており意味がある。たとえば、終末期を過ごすためのホスピス、歓待の心を意味するホスピタリティ、敵意をあらわすホスティリティ、そしてホスピタル（病院）などの言葉はその語源を等しくするという（鷲田清一『＜弱さ＞のちから』講談社、2001 年）。同様にして、家族をめぐる諸関係にも両義性がつきまとう。家族という親密な関係性は、愛情と憎悪の振幅をもつ場である。抜き差しならない二人称的な関係があり、赤裸々な生の営みがあり、感情共同体として存在し、ひとつのミクロなコスモスを成している。絶え間ない相互作用から生成する葛藤、紛争、暴力、逸脱もあり、法化しにくい自生的な秩序がある。生態学的になりたつ共同体がその幅を成り立たせている。

こうした家族関係を念頭において彼女の報告を聞いていた。生と死をめぐって家族に負荷された質量感あふれる主題がいくつもみえてくる。生と死の有り様に現在の「社会」の水準が投影されていく。親密圏や私的領域に関心をもつ公共的なまなざしとしての「社会」が対象を広げ、その作動場面を拡大しつつあることもみえる。臨床の社会性を問うということはその両義性を理解することを意味する。一方では、「社会」の冠し方が「社会統治」「社会管理」に傾斜する方向への文脈を成す事態がある。他方では、個人に生き苦しさの責任を帰属させていかないためにも「社会」という名付けをしておくべきだともいえる。社会臨床の視界はこうした両義性のなかにある。

3. 社会詩学が紡ぐこと ―非対称で二人称的な関係性からたちあがる臨床と表象

社会臨床の視界には、対人関係や家族関係、コミュニケーションのスタイル、人生における重要な決定と選択などを造形していく見えない轍としての関係性、共同性、日常性、文化性、制度性が映る。一人ひとりの主体的な欲望であるともいえるように意識できる面とそのように強いる面の双方から「自由な選択」のようにしてあらわれる「社会」の欲望がみえてくる。それはまた他者の欲望の反映という側面もある。最も身近な他者は親密な関係性のなかにある。その他者たちとの共在する安定した日常生活となるために、家族という暮らしの場には生態学的なシステム安定性が不可欠である。一定の均衡を保つためには、そこには多様な非対称性が存在し、はまりのよい組み合わせのようにその関係性があり、共生体ができていく。この共生体は支えあう契

機、つまりケア行為に満ちている。誰しもの現実である「生－老－病－貧－苦」があるからだ。しかし、であるが故に葛藤も大きくなる。

こうして臨床に「社会」が映る。「社会」が臨床を造形する。そして臨床に応えることで「社会」の人間関係のあり様が変化する。臨床は支配的な「社会の物語」との関係において、つまり、それとの相克、反抗、同調、不調への対応という衣装をまとって浮かび上がる。「社会」とその個人の折り合いの善し悪しは、反社会的、非社会的、脱社会的、向社会的、親社会的、過社会的という特性をもつ行動と心身のあり方としてあらわれる。「社会」のもつ支配的な物語は抑圧的というよりも同調を強いる傾向がある。さらに過剰な適応、つまり過社会的という面ももつ。「社会」のなかでの呻吟、軋み、軋轢として生き辛さが構成される。共同態の存立の仕方を重視するということは、ひとつのシステムとして関係性をみることを意味する。システムとして安定する生態学的な共生体といえる。たとえば親子、夫婦、男女、きょうだいなどである。上下関係のような権力作用もあり、関係が安定する。社会的には、親の監護権や懲罰権、夫婦間の協力・扶助の義務、三親等内親族扶養義務、温情主義（パターナリズム）、保護責任などがあり、特別な関係特性が親密な関係性には埋め込まれている。つまりその安定性は、非対称性、権力作用、温情主義（パターナリズム）、相互扶助などで担保されている。

しかし、高齢者や障碍者などの権利擁護に関する成年後見制度、家庭内暴力問題にかかる親子分離や保護命令制度、虐待事例の親権制限のあり方論議、共同親権制度問題（単独親権制度の修正が必要なハーグ条約にかかるテーマで家庭内暴力事例の場合はどうするべきなのかが争点となっている）、男女共同をはじめとしたジェンダー問題の浮上などの現代の課題は、その生態学的なシステムの不安定さが増大してきたということである。そもそも非対称な関係性において自由、公正、正義、権利などの社会規範はいかにして成立するのかという問題の具体像がこれらのテーマに含まれている。たとえば大学教授と学生という非対称な関係において自由な恋愛は成立するかということでもある。暴力や虐待という権利侵害が意識され、抑圧的に作用する共同体のある一面が浮上してきたともいえる。私的な関係性のなかにいかにして公共的な関心を引き入れるのかという新しい問題群である。

筆者の所属する大学院のミッションは「権利擁護を志向する対人援助専門職の養成 advocacy-oriented professionals」である。これは述べてきたような規範と権利という公共的な関心の実現こそが対人社会サービスの眼目であることを強調した表現である。臨床の倫理として共有すべきミッションとしておいている。その核心は「社会の支配的な物語」を多様な物語へと変容させていく手法、権利擁護を実現する対人社会サービスの用意と手立て、脱暴力の関係にむかう加害者臨床の技法、親密な関係性における公共的価値の実現への支援、こうしたことを可能にする制度の創出などが重要となる。臨床の実践はもちろんいかなる意味で効果があるのかという証拠にもとづく科学的な実践であるべきだと思うが、それとともにアート arts という側面もあり、対人援助技術としての技法・技巧も大事で

ある。つまり、サイエンスとアートを統合していくための臨床理論が要ると考える。本マガジン第３号で紹介した加害者臨床はその試みのひとつである。それをささえる認知行動療法、日常活動理論による変容モデル、関係性変容に寄与する家族療法、修復をめざす司法と心理の連携、臨床ジェンダー論、家族システム論などこれからも紹介していきたい統合すべきアプローチの諸相がある。

臨床の場でおこっていることを伝える言葉は多面的であった方がいい。研究者の語る観察言語、記述言語、分析言語だけではなく、当事者が表現する詩的言語がある。そこには身体や表情を伝える非言語的なものも含まれる。そうしたことの総体を理解するためにはやはり多様な媒体があるといい。芸術的とまで限定しなくてもよいと思うが、臨床にはそうした詩的表現がよく似合う。そこには関係性が表象される。関係性であるがゆえにしたがって表象には社会と他者の欲望も映しだされる。詩的言語を感受するスクリーンのようにして臨床家は転移、逆転移、トラウマ症状、行動化・身体言語などを把握する。いったん臨床家は自らの心のスクリーンにそれを映す。その照らし出す作業の感度を高め、幅を広げるために多様な表象の力を借りることが臨床家には必要だと思う。その感受能力は臨床家の倫理と教養の相関でもあり、臨床家自身の生きる場の関係性が影響する。筆者はそのための想像力を加害者臨床で出会う逸脱行動それ自体が宿す事項はいうまでもなく、映画、パワースポット、小説などからも得ることが多い。

たとえば『落下の王国』(原題：The Fall。印英米合作、2006 年。監督はターセム・シン）という映画がある。これは共に紡いでいく物語そのものである。無声映画のスタントマンをしていた若いロイは、撮影中の大怪我で半身が不随となる。弱り目に祟り目で主演俳優に恋人も奪われた。自暴自棄になり自殺を考えている。落胆激しい最中に彼の病室に突然現れたアレクサンドリアは東欧からの移民少女である。彼女はオレンジの収穫中に木から落ちて腕を骨折し入院していた。ロイはベッドの上で釘付けになっているので、少女に劇薬を薬剤保管室から盗ませ、自殺を企てている。ロイは信頼関係をつくるためにアレクサンドリアに自作の物語を話すこととした。極悪非道な悪者のために、愛や誇りを失い、共に失意の極みのなかを生きていた 6 人の勇者達が力を合わせその悪者を成敗するために果敢に挑戦する物語である。その少女を操るための話しは少女の生きようとする力で徐々に変化していく。物語を聴きつつ、その物語の筋を変更させ、ロイも生きる希望を得る物語へと筋書きが変容し、自分自身をも救う美しい物語となっていく。共に紡いだ話しは美しい映像とともに感動的なものへと変容してく。

さらに『チーズとうじ虫』(加藤治代監督、2006 年)もこうした文脈でみると面白い。「私が考え信じているのは、すべてはカオスである、すなわち、土、空気、水、火などこれらの全体はカオスである。この全体は次第に塊になっていった。ちょうど牛乳のなかからチーズの塊ができ、そこからうじ虫があらわれてくるように、このうじ虫のように出現してくるものが天使たちなのだ。―メノッキオ」(『チーズとうじ虫』カルロ・ギンズブルグ著、杉山光信訳、みすず書房。イタリア出身の歴史家、カルロ・ギンズブルグが著した歴史書)。メノッキオは、16 世紀のイタリア・フリウリ地方に住む粉挽き屋である。粉挽き屋の物語に託して伝承されてきたミクロコスモスを復元したのがこの本である。そこでは農民のラディカリズムの伝統の中に息づく古くかつ新しい世界と生き方が描写されている。チーズからうじ虫が湧くという農民の生活実感はローマ教会の教義に背く。「無からの創造」に対置された農民の世界は異端のコスモロジーとしてカトリックから抑圧された。

この書物に刺激され、映画製作には素人である加藤治代が監督を務め、ガンに侵された母親の闘病生活と死を追った。病を抱えつつも笑顔を絶やさない母親と、高齢の祖母との何気ない日常生活が田舎の自然とともに表現されている。闘病の壮絶さや感傷に陥ることなく、家族との時間を静かに見つめるだけの映像であり、何気ない日常性があるだけだ。過剰なドラマ化は施されていない。ガンのための保険をかけ、その保険金をどう使うかなどのたんたんとした話しもある。母の発病から 3 年後に撮影を始めたという。畑仕事に精を出したり油絵を描いたり、限られた命を精一杯生きる母と、高齢の祖母との何気ない日常風景である。母の死後、加藤の撮った映像を繰り返し観ながら娘の思い出をたどる祖母と自身の心情が記録されていく。祖母、母、娘、孫の４代にわたる関係も映し出される。亡骸のまわりで孫が騒ぎまわる光景がほほえましい。その周りをはね回る、死を理解できない孫は天使のように無邪気である。世代が重なり、時間が死の場面に凝縮されていくが、そこではまた幼い生命である孫の存在をとおして連綿と続く何かを感じることができる。ある小さな家族の物語のなかからミクロなコスモスそのものが浮かび上がる。こうして微細なこと、私的なこと、日々のことの質量感が見事に描写されている。

映画はあくまでもアート／表象でしかないが、先に指摘したようにアートは臨床と重なってくる。物語ること、記述すること、描写することが意味づけのためには重要である。「事実は小説より奇なり」というがごとく、事実をよりよく認識し、感受するためにも小説を読むような感情的知性

emotional intelligence が要る。臨床という実践を共にし、変容への養分となることをとおして、その過程は共に紡ぐ物語を生成させる。とりわけ関係性の複雑さが顕著な親密な関係性では、「家族は小説より奇なり」といえる程である。芸術であれ臨床であれ、そのアートは「つながりの異なるかたち」を浮上させる。しかし臨床の課題が生成する関係性は両義的である。たとえば愛情と憎悪は同居する。逆向きにいえば、「関係性の病理」もみえてくる。それらは本マガジン第３号でも言及した「歪められたきずな」である。再掲しておくと、「トラウマ的な絆形成 traumatic bonding」、歪んだ愛着が母子関係に沈着し「共生体」が宿す「(代理) ミュンヒハウゼン症候群」、アルコール依存症の夫とその世話をして支えている妻という関係を表現した「共依存 co-dependency」、それを一般化した「被虐的世話役 masochistic caretaker」「道徳的マゾヒズム moral masochism」である。「ストックホルム症候群」もある（スウェーデンの銀行に強盗に入って籠城した犯人とそこに人質となって監禁されていた女子行員が後に結婚したという事例)。これは「攻撃者との同一化」の事例である。こうしてみるときずなとしての関係性には一筋縄ではいかない「メビウスの輪」的な事態があることがわかる。

親密な関係性にはケア行為をとおして共生する側面と、そこにある非対称性に根ざして暴力や虐待が生成する側面の双方がある。感情の揺れも大きく陽性感情と陰性感情の双方の振幅が含まれる。しかし同時にその関係性には個人としての人権をもった者同士が関わり合っている。私的で親密な関係性とはいえ、社会的に要請される権利（正義）の課題がある。そこにある暴力や虐待を加える者への脱暴力に向かう「介入と支援」を根拠づけることはいかなる論理で可能となるのか、私的関係における公共的な価値の実現の論拠立てというテーマとしてこれは存在しており、親密な関係性に賭けられた公共性をめぐる争点として一般化できる。「法は家庭に入らず」ではすまなくなってきたということである。ここで対象としている家庭内暴力への介入の法的根拠づけはもとより、ネグレクト系の問題への対応（無視や無関心を対象にしてケアへの動機づけを行う課題の困難さ)、親子関係の新動向（離婚後の親権のあり方問題や虐待事例における親権の制限)、子どもへの臓器移植に同意する家族の権限の根拠等、枚挙に暇がないほどの争点が現代社会ではこのラインにおいて数多く生起している。

まさにミクロで私的な、相対する二人称関係のなかに、現代社会の人間の存立にかかわる主題が生成している事態である。そして今後も継続して考えていきたいことはこの関係性における事項が「一回性」であることだ。ともにアートとしての臨床と表象はこの点にかかわる特性がある。対人援助は「助けることの科学」でありたいと思いつつ、それが実践の科学であることにかかわる「一回性」を視野に入れた臨床性と科学性の統合が目指されるべきだということになる。

４．「共生」の成り立つところ

ここで述べていることは心理臨床においても反省されている。たとえば、「臨床心理学では、実践活動を行うことで、心と社会、あるいは個性と社会性の矛盾に対処してき

た。“治療構造”はこのような社会的枠組みのひとつである。・・・『心』と社会を一旦切り離し、その構造内で個性的な『心』を対象とした心理療法を行うことになる、治療構造は社会に閉じた閉鎖的枠組みである・・。治療構造によって『心』を社会から切り離し、そのなかで『心』の深層を扱うといった、日本の臨床心理学が採用してきた従来の方法では対応できない問題が多くなってきた」という。心理臨床の成り立ちの根幹でもある治療構造化への反省を提起している。社会臨床の視界と重なる。閉鎖空間を開きつつ、社会の臨床の方へと実践をどのように劈開しうるのかが課題となることを示唆した指摘である（下山晴彦「社会臨床心理学の発想」、『講座臨床心理学６－社会臨床心理学－』、東大出版、2001 年）。

そこで、その開き方が課題となる。手がかりは共同性の存在の仕方を把握することだと考えている。たとえば「甘えの理論」（土居健郎）、「述語的世界」「共通感覚論」（中村雄二郎）、「あいだの病」（木村敏）、「日本語臨床」（北山修）、「臨床哲学」（鷲田清一）の仕事であり、医療・病気や障害の人類学である。人間学的な精神病理の把握は、社会と文化に拘束され、抗い、翻弄され、躊躇する心的、言語的、精神的な事態を把握しようとしたものであり、共同性と関係性の実相を示すものとして社会臨床の視界に収めたいと思っている。

膨大な彼らの研究の一部だけの引用では失礼であるが、例えば木村敏氏は語る。「たしかに、個人の異常をその根源にまで達するようなしかたで問おうとするならば、個人がそこから、そこへ向かって生い立ち、その中で生きて行かなければならぬ社会全体、時代全体、あるいは人類全体の体制の問題を避けて通ることは許されない。ただここで、個人の異常とは社会がそうみなしているだけのものであるから、社会のほうを改革すれば異常が異常でなくなる、という議論のもって行きかたは、あまりにも近視眼的である。また、社会が狂っているから個人も異常になるのだというごとき安易な断定にも、この異常な現代にあって正常な精神を持っていること自体が異常なのだという式の機知に富んだ逆説にも、充分に警戒してかからなくてはならない。社会の異常と個人の異常との関係は、ふつうに考えられているほど単純なものではない。」

精神の病に即して木村敏氏は「外的不承認」と「内的不承認」という言葉で指摘する。「外的不承認」とは、相互作用において常識や合理性を持たない人に対して社会の側がその相互作用者としての能力を認めない事態を指す。精神の病において相互作用のなかで時に示される「非常識な行動や非現実的で不可解な妄想」それ自体が問題なのではなくて、そういう行為を選択せざるを得ない事情が問題になる。当人にとって「常識や合理性がもはや有効な拘束力をもちえなくなった危機的な事態」である。それが「内的不承認」である。

「『生きて行くのに絶対必要な感覚』が、『だれもがもっている基本的な筋道』が、『確かな生命感情のようなもの』が、『生活の勘のようなもの』が自分には欠けているという絶望的な苦痛が表現される。精神病者に対する社会の側からの排除と差別にもまして病者を逃げ道のない窮地に追い込むのは、自己がみずからの存在の根拠を確認しえないことについての、この徹底的な自己不承認なのである。・・・個人がみずからの根底における常識と合理性の欠如をみずから告

発するこの姿勢は、そもそも何なのか。この姿勢は、その個人が人類の一員として、人類がその長い歴史を通じてなしとげてきた自然からの離脱、存在の個別化、常識と合理性を軸とする文明の形成などという過程に、みずからの実存において参加しようとする努力を示すものではないだろうか。・・・彼の属する社会の文明の程度が高く、合理化が進んでいればいるほど、彼に課せられる合理的個別化の課題はいっそう酷しいものとなり、彼はそれだけ容易に自己自身に対して絶望しなくてはならなくなるだろう。」（木村敏『人と人との間－精神病理学的日本論』弘文堂、1973 年）。

このくだりは反精神医学について言及した箇所である。個人化する社会が歴然と進展しており、自己責任の飽和する現代ではあるが、その臨床性に社会の課題を組み込むということは慎重でなければならないという指摘であり、社会臨床の視界にも収めるべき点である。

また、共同体のことにかかわり、そこにある関係性の様態を把握する中村雄二郎氏の「述語的同一性」論も参考になる。主語がなくても話が通じるという日本語的特性を考えると理解しやすい。主語的同一性による認識ではなく、「一つの主語に同時にいわば無数の述語が見つけられる」、「述語的同一性による思考は、主語的同一性にもとづく通常の論理によって統一されている現実を問い直し、惰性的に統一された総体に亀裂を与え、それをばらばらに分解する力をもっている」、「私が述語的世界というとき、それはなによりも、この世のさまざまな拘束、束縛、約束事、制度、法則などによって支配されず、そこから解き放たれた世界、カオス的でもあれば欲動的でもあるような世界を指している。しかしそれは、まったく無垢の世界ではなく、とくに言語とのかかわりのうちで、その原初性があらわれる」ような、「場所のなかでの具体的な思考」だという。別途、本稿でも随時紹介していきたい臨床の人間学である。もちろんこれだけではわかりにくいが、共同性の存在感の大きい日本文化の様態を把握することができる（中村雄二郎『臨床の知とは何か』岩波新書、1992 年、『述語的世界と制度』岩波書店、1998 年など）。女性たちの世代をつなぐ家族のケアという日常性がそうした述語的世界となっている映画『チーズとうじ虫』はわかりやすい。非対称性という弱さが関係性のつよさに展開する述語的世界だと思えてくる。

まとめていえば、これらは共同性を把握する仕事である。「社会」の両義性をとらえるということと重なるものであり、ミクロな臨床的課題から生成する世界の記述がそこに係留されていくべき対象である。冒頭に紹介したような感情に傾斜していく「悪魔化、悪の劇化、道徳十字軍、モラルパニック」という「流され巻き込み」をとおして構築されるリスクも背負いつつ存在している共同性は、しかし「生きる場」としてのミクロな世界を成している。そのミクロな世界は非対称性に満ちているが、そうであるがゆえに暴力・虐待・支配ではなく、共生する方へと切り替えていく潜在力もまたこの非対称な世界からしか生成しない。本マガジン第２号で記した加害者臨床も同じ主題であり、逸脱行動問題をかかえる人々の社会再統合や社会的包摂もむかうところはこの共同性への帰着でしかなく、そうして広がる振幅が寛容さ、和解そして共生を可能にする（「共生」という言葉はさら

に検討されるべき論点がある。たとえば、多文化共生という言葉はマジョリティの使う言葉であり、マイノリティからみた共生の内実は「同化」とみえるので、「異化」の視点が不可欠なことに配慮する必要性、そもそも共生という生態学的な言葉を社会や人間を語る際にいかに展開しうるのかなどである。別の機会に吟味することとしたい)。「社会」はそうした意味での可変性をもつ。非対称さのなかに規範と権利と正義を根付かせることはこうした作業を経ることとなる。非対称性を帯びた他者たちとの関係性を豊かにするためにもこれからの連載において大事にしていきたい人間学的な臨床論である。

臨床／表象／研究は筆者にとっては「メビウスの輪」のようにつながっている。何を自由に書いてもいいというこのマガジンは、カオスのようになって多事錯綜している筆者の頭を整理するのに極めて役立っている。今回も随所に挿入してきた映画の表象であるが、筆者にとっては唐突ではなく、社会臨床を考える上では不可欠なのがこうした非言語的な表象である。他にもたとえば、日常性に焦点をあててみるとさらに社会臨床の視界にはいろんなことが飛び込んでくる。ミヒャエル・ハネケの『白いリボン』を最近観たが、彼の他の作品、『ファニーゲーム』『隠された記憶』『ピアニスト』なども社会病理の諸相にあわせて記していければと思う。日常性に潜む恐怖と暴力と悪性が浮かび上がる。同じようにして、暴力、虐待、虚偽などにまみれた日常性をむき出しに描いたラース・フォン・トリアの『マンダレイ』『ドッグヴィル』はアメリカ民主主義の虚構性をも射程に入れた面白いものである。もちろんこうした映画の表象は臨床に表現されることになる関係性をめぐる社会的事実の見方それ自体の感度を高めてくれる。また、こうした表象は常に具体的な描写となり、臨床の「一回性」と重なる点がある。述べたようにこれは観察言語・分析言語だけではなく詩的言語として表現されることの重なりのなかで活きてくる。社会性をまとう臨床をとらえるので「社会詩学」とでもいえるかもしれない。だからこその臨床と表象の交錯をみていくことは筆者にとっては有意義である。非言語的な世界のもつ共感や共生が生成する感情共同体のもつ豊かさともいえる。冒頭に記した悪魔化だけではない肯定的な側面もあるので、ここにも感情共同体の両義性がある。ひきつづきこうしたことも組みこみながら、非対称で二人称的な関係に発生する臨床を対象にする際の、こうした意味での複数の言語の重なりをとおして、質的研究か量的研究かという二元論ではない科学的なアプローチやエビデンスとの関連もまた考えていきたいことである。４回の連載をしてみてますますこうしたイマジネーションは広がるばかりである。このマガジンの編集に努力していただいている方々への感謝の言葉である。

なかむら　ただし
（社会臨床学・社会病理学・臨床社会学
／2011 年 2 月 25 日脱稿）

社会臨床の視界

(5)

「影」をとらえるー感情についてー

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

影をみつめること

本マガジン第２号でニーチェを引用した。「怪物と闘う者は、そのためおのれ自身も怪物とならぬように気をつけるがよい。お前が永いあいだ深淵をのぞきこんでいれば、深淵もまたお前をのぞきこむ。」という言葉である（ニーチェ『善悪の彼岸・道徳の系譜』、信太正三訳、ちくま学芸文庫。第４章「箴言と間奏曲」）。その深淵は、闇、病みと言い換えてもいい。さらに社会病理ともいえる。もちろん「怪物」も言い換えて理解した方がいいだろう。その第２号で記した加害者臨床論からすれば「加害者」となるが、「男性」として考えると思考が広がる。もちろん、子どもでも、老人でも、大人でも、教師でも、女性でも、もっと具体的には、オバマ大統領でもオサマビンラディンでも、誰でもいい。そして何よりも、「自分」を忘れてはならないだろう。その「自分」に潜む深淵は心理臨床や精神分析において「影」として把握されてきたことと重なる。今回はその影について、男性性とかかわり考えてみる。もちろん影は否定的なことを意味しているのではない。潜在的な面がそこにあるということとして理解すれば肯定的で、もしかすれば創造的でさえあるかもしれない役割が見えてくる。

第２号に書いた加害者臨床論では、「陰翳が写しだすことへの関心」を述べ、「悪を抱えていきる」と題し、暴力と虐待をみつめるべき深淵としておき、人間の影としてそれらを把握することの大切さやそのことの持つ社会臨床的意味について考えた。ここではさらに暴力・虐待等のわかりやすい「陰翳」だけではなく、自分とは異なる向こう側、退けていること、観たくないと思っていること、意識下に沈めておいてあること等を影として考えてみる。「いま・ここ」で光があたり見えていて、多少とも心地よく関係を取り結んでいることに比べると相対的には沈んでいる事柄という意味での影である。それらは日常的には忘れられている。

たとえば、子育てしながら忘れていた頃の自分の記憶やそれをとおした親との関わりの記憶が浮かびあがる。別姓の連れ合いから教わることは、夫婦であればどうして名字を同じにすることが自然だと観念していくのか等、選択的夫婦別氏制度をはじめとして言葉としてのみ知っていたが生き方にまで腑に落としては考えもしなかったであろう事が多い。子どもの手をひきながら歩いた街は第２の故郷になるといったのは哲学者の鶴見俊輔さん。当時２歳半の娘を連れた「子連れ単親赴任」の経験もそうだった。その時はカリフォルニア州立大学バークレー校にいた。その閑静な大学都市の

保育園界隈の街と家並みは鮮明に覚えている。日本では京都の仁和寺の近くにある御室の保育園に通っていたがその土地とともに関わった保護者や子どものことはきちんと覚えている。家族の凝縮性が高まる旬の時期には土地や人間関係全体への感受性が増すものなのだろう。しかし日本の子育て事情はそう楽観的ではない。男性にとってこの時期は働きざかりなので影に追いやっているのが育児であり残念だと思う。男性の感情生活を豊かにさせてくれる恰好の機会なのだから。

こうして深淵を「向こう側からのまなざし」と置き換え、影を多様に表象してみると自分の見えなかったことや暮らし方において忘却してきたことがたくさんみえてくる。もちろんなかには見たくなかったこともみえてくるので怪物なのだが、それはそれでつきあい方を吟味すると幅が広がり面白いことの方が多い。

影のもつ潜在力

私が社会病理や逸脱行動のなかでもとりわけ暴力や虐待のことに関心をもったのはこの影が作用していたと思う。それを意識化することは加害者臨床にかかわる自分の立ち位置の理解としてつながっていった。「加害者臨床にかかわる私は誰なのか」という問いである。その手がかりはマイケル・ホワイトのナラティブ・セラピーであったことも第２号で記した。マイケルが「共犯関係」という言葉を使っていたことは紹介したが、重ねて引用すると、PTSD と診断されたベトナム退役軍人のセラピーに取り組みながら、暴力加害と男性とセラピーと社会の在り方を指摘したその一言である。戦争の PTSD への対応に携わるものの立ち位置について、「彼らをベトナムへ送ったのは我々であるというコミュニティの共犯性」と言い放ったのだ（『人生の再著述』、小森康永ほか訳、ヘルスワーク協会、2000年、80 頁。原書では community's complicity となっている）。これにはいたく感銘を受けた。こうした理解は、治療同盟という意味にはとどまらない、社会臨床論としても肝心な点だろうと考えさせられた。

もちろん「共犯関係」というのは厳しい言葉なので、いったんは影として一般的にも言えることへと拡げて考えるのがいいだろう。たとえば「傷ついた癒し人論」がある。アドルフ・グッゲンビュール・クレイグは『心理療法の光と影－援助専門家の＜力＞』（創元社）等でこのことを展開した。これはユングの「治療者元型」論に基づいている。クライエントは自分を治してくれる人としてセラピストにこの元型を転移する。これをセラピストに転移すると、自分のほうはそれの影となり、「患者元型（wounded＝傷ついた人）」に取り憑かれる。その結果、事態が悪化する。逆に、セラピストのほうが「私がなんとかしないと」と焦ると、自分自身に「治療者元型」を転移するため、自分の「患者元型」をクライエントに投影してしまう。するとなかなかクライエントのほうに自然治癒力がみなぎってこない。この内なる力のことはストレングス strength とかレジリエンス resilience とも言われていることと重なる。

同じことを河合隼雄はこう語る。「・・対極的な要素を含んだ存在が元型である。たとえば、治療者と患者、癒す人と癒される人等である。分析家が自分を『健康で病むところのないもの』と決めてしまうと治療

者元型が分裂的に作用し、治療者は治療者、患者はあくまでも患者となっていく。患者が自らの治療者元型の働きでよくなっていくことがなくなっていく。まず、治療者が自分のなかに存在する患者を認識すること」(『ユング心理学と仏教』河合隼雄、岩波現代文庫、134 頁）と。

立ち位置を問うていくと、暴力や虐待を扱う加害者臨床に携わるものが自らの内に抱えた病者の側面とは何だろう、男性性の問題をもつ人への支援を行う人が同じように抱える病者の側面とは何だろう、とこんな具合にいろんな疑問がわいてくる。マイケルの問いとそう遠くはない。さらに、対人援助職者は「救済者願望」を影にもっていることが多いので、自己理解や自己覚知ということがことさらに重要となる。臨床における倫理教育や基礎理論の重要性につながる広い課題を影は投げかける。

男性と影

問題はその「暴力と影と男性性と私」の関連のこと、である。対人関係が不定形にこの世にあるのではなく、母子関係、夫婦関係、友人関係、師弟関係等というように、関係性をかたどる枠があり、そこから構成されるように機能する相互作用があり、感情が生起する。関係性としての偏り、越境（境界侵犯）、支配と従属、癒着や対立等が含まれ、関係性のねじれが問題となる。その形状をなす有力な変数としてジェンダーがある。しかしジェンダー論は「女性発」の議論が多い。そうすると、男性と男性性は暗数となり、ひどい場合は仮想敵と置かれることもある。これは女性や女性性からみた影である。であるならば、その影としての男性と男性性を、男性の言葉できちんと見つめたいと思った。そうすることでジェンダーの視点が豊かになるはずだと考えた。男性が男性としてみる影ということである。結果として、女性がもつ男性性をも映し出すので、女性の暴力性・攻撃性等が浮かび上がる（かもしれない)。こうして、当面、男性と男性性のもつ暴力、攻撃性、権力（性)、操作等を社会臨床の視界として考えてみることとした。

少年として息子として夫として生きてきた過去の、そうした男性と男性性の影を見つめることは具体的には何かを劈開していくような作業となるはずだ。マイケルのいう「共犯としての加害のなかにみる自己」をはじめとして、「被害を抑圧・解離させてきた自己」、「知識と身体と感情と心理が統合できない自己」、「女性性をもつ自己」、「セクシャリティとエロスの多型倒錯性（ファンタジー）をもつ自己」、「肥大化し傲慢な自己」、「ひきこもる自己」、「ピーターパン的（永遠の少年）な自己」等が浮かび上がる。

影をみる語彙や概念も要る。さらに見たくないものもある。いきなり個人のレベルでジェンダーの影をみつめると、自己否定に傾斜するほどの危うさもでてくるかも知れない。とはいえジェンダーの作用はマクロな変数なので、それを直接に個人に還元させてしまうと難儀な自己覚知となる。そこでいったんは男性文化のもつ影のストーリーラインをだしてみる。男性性ジェンダーは社会や文化の表象でもあるので、いったいそれは個人史にどのように作用するのか、逸脱的行動にどう親和性があるのか、臨床的課題へとどうつながるのかとトレースしてみることが自問自答のようにしてつ

づく。残念ながら教育分析やスーパーバイズの視点のなかにこうした男性性ジェンダー論は組み込まれていないと思う面もあるがそれはまた別の機会に。

マクロな変数（この場合は男性性ジェンダー）とミクロな臨床・個別性（たとえば加害者臨床や司法臨床）の関連性を問うということは社会臨床の醍醐味である。マクロとミクロを統合する「媒体」が自分の身体、行動、感情であり、男性と男性性の軌跡となる。＜場＞としてのそうした身体、感情、親密さがあり、その関係性を構成する社会の形状が浮かび上がり、そこを相互作用としてとりだして対象化すると、クライアントが周囲に組織している、あるいは囲繞されているシステムが重要となる。網の目（メッシュ）のように作用している「関係性の文法」のようなものがある。男性と男性性を特に形容する言葉として、「ホモ・ソシアル（男性同士の社会的連帯や絆のこと）」、「ホモ・フォビア（同性愛者と見られることを恐怖する心理）」、「ホモ・セクシャル（同性愛）」、「ホモ・エロス（同性に感じる生の憧憬的な欲望）」がある（このことは以前にも指摘した）。そして臨床でもよくつかわれる「闘争か逃走か」も男性性と関連する。こうした男性と男性性を形状化する「関係性の文法」はある種の生の様式のようである。

影を楽しむ－絵本の読み方教室と隠れたカリキュラム

ミクロなこととマクロなことの連関を考えると、社会へと広がる問いを同時に自己へと再帰する問いとしても立てることが求められる。社会と臨床の連関を問うことはそれを意味する。マイケルのいうような反省的な立ち位置となる。とするとその再帰性は難儀であり、個人としては痛い、受苦的な問いとなる。でもそれが暴力や虐待等の社会臨床的な主題となっているならば、自己を被験者にするようにした問いとしてそれをいったん影として仮置きし、外在化させてみることもできるはずだと考えてきた。これは自分を対象にした当事者研究のタイプだと位置づけることができる。暴力と虐待に男性は加担しているという具合にマクロ性だけを強調すると、対人暴力からの脱出をめざす臨床性が飛んでしまい、男性と男性性それ自体を影にしてしまう。男性には懺悔を迫るだけの仮想敵としての男性となる。現実にはこうした問いを立て続けるのは困難だ。集団性に帰属させてステロタイプな男性観を想定していることになる。反省を迫るようにして男性に何事かをさせようとするアプローチは教育の発想であり、なかなか届かない。ジェンダーのテーマにこのことは多い。たとえば、「育児をしない男を父とは呼ばない」という公共広告はその典型だ。ステロタイプな男性や父親を想定した集団的カテゴリーの押しつけでは動機づけられない。

そこで男性と男性性にねざした熟させ方を練り上げたいと思い、批判ばかりしていても男性の役割の多様化は進まないので、ジェンダー問題への男性の参加促進の方策をいろいろ実践してきた。子どもがまだ幼い頃、男性の育児をすすめる取り組みに関わっていた。日本の父親の育児と家事の時間は一日 10 分だとか、先のキャンペーンのようにそれ自体は男性には何の効果も持たないような脅しのような宣伝文句は聞き飽きた。そんなことでは男は動かない。実施

した私も楽しかったし、若い父親たちにも好評だったのが、男性のための感情教育という隠れたカリキュラムをもった教室だった。保健所で開催した「絵本の読み方教室」がうけた。

お父さんこそが読んであげた方がいい絵本を選び、気持ちを込めて読む練習をする。「ぼくのパパ？ふつうのおとなだよ。やさしいけど。でもたいていは、なんかちがうことを考えてる。遊ぶことができないし」という少年のつぶやきをもとにした絵本は、『小さくなったパパ』（ウルフ・スタルク、小峰書店）というタイトルがついていた。これを読んで発案した。そう、これはてっきり私のことかと思ったからだ。私も娘と遊びながら別のことを考えていることが多いからだ。たとえば研究のこと。なにかネタはないかといつも考えてしまう。純粋に遊べないとはこうしたことを言うのだろう。幼い頃のようには遊べなくなっている自分に気づく。いつのまにか鎧を着て、世間にあわせ、日々のことに精一杯で、何かしら流されていくようになってから、ずいぶんと時が経ったように思えてくる。そこで「絵本のすすめ」を思いついた。

絵本の読み聞かせは、新しい時空間につかのま誘ってくれるいいチャンネルだ。とくに父親の「男らしい」人生からすると、一種の「癒し」のような作用を果たしてくれる。お父さん向けの、お父さんが読んだ方がいい絵本がたくさんあるので、お父さんも元気がでる、育児促進のための、子どもも喜ぶプロジェクトを組んだ。性別役割分業を肯定するわけではないけれど、怖いお話は男性の出番だ。やはり低い声がいいのだろう。おばけや地獄の話しはお父さんの方が喜ばれる。『じごくのそうべえ』（田島征彦、童心社）はおすすめだ。また、お亡くなりになったが佐野洋子さんの『100万回生きたねこ』（講談社）は男性性を考えるためにもよい。いつまでも死なないと威張り散らす「男らしいオスねこ」が変化していく様がよくできている。『おおきな木』（シェル・シルヴァスタイン、篠崎書店）は人間によりそいながら生きる木のお話。私たちが誰かに育てられて生きているということを教えてくれる。『パパ、お月さまとって』（エリック・カール、偕成社）は、はしごをかけて月をとろうとするパパの話し。なんとも雄大で、気持ちがおおらかになる仕掛け絵本である。仕事がうまくすすまない時に読むと救われる感じがする。『おとうさんはウルトラマン』、『帰ってきたお父さんはウルトラマン』、『おとうさんはウルトラマンーおとうさんの休日』（他にもあるが、みやにしたつや、講談社。さらに同じような発想で怪獣シリーズがでている。宮西達也『おれはティラノサウルスだ』他たくさん。ポプラ社）。外で強く闘うウルトラマンも家に帰れば子煩悩だ。胸のアラームが「ピコン！ピコン！」となって「シュワッチ」と飛び立ち、帰る先はウルトラマンの家。そこには子どもウルトラマンが待っている。ここぞとばかりに「ねえパパ、ウルトラマンごっこしよう」とおねだりする。「ええー、さっきまで本当の闘いしていたんだぞ！」と思いながらもうれしそうにウルトラマンごっこする。こうしたやりとりがほほえましい。『ピートとうさんとティムぼうや』（マーカス・フィスター、講談社）は、ペンギンパパの話し。自然体の子育てが雪と氷のなかを生きる暖かさを際立たせている。

紹介すればきりがない。父親にとっても元気のでる育児の薦めはたくさんあるはず

だ。たとえそのかかわりが 10 分でもいい。感情の交流ができる。脅しのような育児奨励はうまくいくはずがない。絵本はもちろん棒読みではいけない。大事なことの一つめは、感情や気持ちを込めて読む、二つめは、ゆっくりと語りかけるようにして読む、三つめは、楽しみながら読む。つまり、演技しながら、時間の流れをゆっくりめにきりかえ、空想の世界に身を漂わせるということが肝心だ。こうした感覚は男性の日常生活にはないことだ。だから効果がある。男性や父親にとってのエモーショナル・リテラシーである。もちろん練習は要るが、いつでもだれでもできる育児である。このプロジェクトのもつ隠れたカリキュラムである。

育ちのなかの影

もちろん育児の現実は多様でもっとたくさんあるが、こうした取り組みをとおして、自分の子ども時代を理解するよい機会になった。そういえば私は育てにくい子どもだとよくいわれ、癇癪がそうとうひどかったと母がよくいっていたことを思い出した。また、周囲からは寡黙な少年だといわれてきた。幼い時からそうだった。しかし、内なる言葉は豊かにあったと思っている。寡黙で表情が少ない少年は、学校の図書館の書物を全部読もうと決意した。ＳＦ、ホラー、探偵小説に純文学となんでも読んだ。ずいぶんと言葉がたくさんあると内心では思っていた。外見とは異なるのだと。しかしそもそも感情を表面にだすような人間関係が豊かにあるわけではない。沈思黙考するのが好きだった。そんな寡黙な少年は、高校では山岳部に入った。ますます孤独に憧れるようになった。体力づくりとともに山岳小説をよく読んだ。山岳部は汗くさくて青臭い。青臭いのは、どうして山に登るのかという問いに何とか答えようとしていたからだ。これはまじめな話である。山に行く道中、テントのなかで、部室で際限なく仲間や顧問教師と話をした。こうして青臭い、つまりは文系のクラブだということがよく分かった。しかしこれは今でも役だっている。この連載がそうだ。答えのない、あるいは答えの出にくい問いが好きなのだ。いや、問いそれ自体が好きなのかも知れない。

好きな映画の１つに『イントゥ・ザ・ワイルド』（ショーン・ペン監督、2009 年）がある。1992 年にアラスカの荒野で死体となって発見された若者の実話がもとだという。大学を優秀な成績で卒業した 22 歳の主人公は期待を寄せる家族も貯金も捨て、中古車で旅に出る。その車さえも捨て、一人旅を続ける。道中の出会いと別れを繰り返す。自由に生きようと決意した彼が最終的に目指したのはアラスカの荒野だった。孤独がとてもきれいに描かれている。私も若い頃、とても憧れた。でもそれは対人関係力を育まなかった。上司のいない職業しか向かないと幼い頃から思っていた。確かに実際そうで、今は上司のいない自由業である。やはり、影をみてみるとそこに指示されて生きてきたように思えてくる。

ネット社会の影響なのか、心理臨床化する社会の結果なのか、シューカツを強迫するような社会のなれのはてなのか、そうしたことすべの相関なのだろう、対人関係力やコミュニケーション力をやたらに強調する社会である。どうしてこんなにもコミュニケーションや対人関係に力点が置かれる

のだろうと、寡黙だといわれ、表情がないといわれた幼い頃と重ねて考えることが多い。饒舌に何かを語り、対人関係もよく、快活に感情を言葉に表現するというある種の「善き前提」が対人援助職者に仮定されていないだろうか。そんな人間ばかりではないからこそ、芸術が発達し、スポーツに躍動し、臨床から学ぶことがある。そこにこそ深淵があると思う者からすると、寡黙だといわれつづけ、孤独を好む若い頃の姿は、大切にしたいと思う影となって愛おしくなる。その頃にはもっとファンタジーの世界が豊かにあったように思う。夏目漱石をはじめとした純文学のなかにあるホモ・ソシアルな表現に、同性同士の関係を意識する思春期青年期であったことが反応していた。三島由紀夫の小説にも何かしら危険な誘惑を感じていた。モデルとライバルの男性同士の葛藤に憧れたのだろう。家のなかが女性と母性に囲繞された環境だったからでもある。寺山修司の世界も同じような吸引力をもっていた。それは父性や男性性の不在という高度経済成長時代のジェンダー感覚であるのだろう。後にダニエル・ゴールマンの感情的知性 Emotional Intelligence＝EQ という言葉を知ったが、感情に揺らされながら知的な関心が形成されていく過程が読み取れる。

身体と行動－ハゲ現象のエピソード

男性性の傷つきの独特の困難さ（にもかかわらずそれを表現する言葉がないこと）、加害者臨床としてジャスティス・クライアントに関わる自己（規範・正義、ケア、逸脱性、異化願望）、彼らから教わることの多さと共犯関係にある自分の立ち位置の悪さは、影をなす。しかし、その影のなかにある「自分の伸びしろ」「もうひとつの自分」「未開発な自分」「攻撃性を別のかたちに変えている自分」、つまりそれらは、抑圧してきた、解放できていない、犠牲にしてきた（させられてきた）、異なるエネルギーへと代位させてきた影の部分であり、そのとらえ直しは、複数文化的な自己の形成にもつながる。影はネガティブなのではなく、クリエイティブさの源泉だと考えられるからである。こうした関心から男性性ジェンダー論を組み立ててきた。

話を大きくすれば、男性、父親、男の子などに焦点をあて、ジェンダーと男性の視点から、マクロな問題、たとえば戦争、テロリズム、暴力などのハードポリティクスの領域、企業社会、産業組織、科学技術というリーディングセクターの領域とかかわる男性と男性性の特性や存立構造についての考察は大切で面白いものだと思う。もちろん、社会病理的な現実も浮かび上がる。産業社会の抑圧の象徴である(自殺)過労死、ワーカホリック、あるいはアルコール依存症、戦争後遺症、そして犯罪や非行などの逸脱行動まで、広く脱感情作用とでも呼べるような現象と男らしさの病いの相関的な関係がみえてくる。共生、和解、修復、持続、平和という異なる価値を表現する男性と男性性の視点はいかにして構築可能なのかと問うことを模索する。

でも今回は、そうしたマクロな話ではなく、個々人の経験に落としていく話題を紹介しておきたい。男性性がジレンマのようにしてみえてくるエピソードであるハゲ現象のことである。男性の経験をきちんと視野に収めた研究の蓄積を書評論文集として編集し、男性と男性性の研究の広さと深さ

と面白さを確認したことがある（それを中村彰さんとの共編著としてまとめた。『男が見えてくる自分探しの 100 冊』かもがわ出版、1998 年）。これは男性性の見地から社会臨床的な書物をたくさん集めて書評風に紹介し、男性研究を先駆的に論じた書物の読書案内である。そうした観点から、その後にも書評を随時執筆し、男性と男性性の広さと深さの内実を追いかけるようにしてきた。たとえば、男性の身体に関する多様な研究がある。なかでも須長史生の『ハゲを生きる－外見と男らしさの社会学』はそうした男性の身体に係留した個性的なものである（勁草書房、1999 年）。この書評を『社会学評論』（第 51 巻・第 1 号、2000 年、日本社会学会）に書いた。再掲して紹介しておきたい。

ハゲた男性の努力は涙ぐましい。見合い写真に墨を塗る、見合いそのものをしないで結婚する、スダレ（バーコード）頭にするなどだ。本書はこのハゲ現象を対象にしている。著者は、「フェミニズムが語る男性像は比較的素朴で、単純なイメージが深く検討されることなく提示されているように見うけられる」という。たとえば、「男性は暴力的である、男性は競争を好む、男性は女性を支配したいという願望がある」という具合だ。そうではなくてやはり、男性の社会的経験も多様だろうと考えている。その格好の主題にハゲ現象が選ばれた。そもそも男性はどうしてハゲを恥ずかしがるのか。「エラがあろうが鼻がぺっちゃんこだろうが、それほど執着する男はいないと思うよ」、「何で髪の毛だけ執着するんだろう」という語りをハゲの親睦団体、頭光会の会員へのインタビューから引きだす。

男性が経験するハゲ現象は不可解である。ハゲ意識は「女にもてないからハゲを気にする」ということを基本にして成り立っているらしい。女性からハゲを理由にして嫌われた経験を被調査者は有していないにもかかわらずこの信念をいだく男性たち。著者はこの心的機制を「フィクションとしての女性の目」と表現する。もちろん女性はハゲが嫌いという言い方は女性が外見だけで男性をみているという一面的な見方であることもわかっている。しかし、この意識にとらわれていくことで男性たちは自らを呪縛する。それを丹念にあとづける。「脱毛という事態のなかで徐々にハゲを気にしていく過程」の相互作用分析を行う。ハゲつつある人が髪の毛を気にしているときのしぐさや言葉遣い、独特の髪型などハゲに関する態度こそを周囲の人は気にする。そしてそれが頭髪の不自然さをつくりだし、逆にそこに向かう他者の関心を誘発する行動となる。たとえば、「薄毛を隠そうする行動、当人のハゲを意識した行動（隠すための行為、言動の変化）が他者の特別な行動（視線、言及、嘲笑、からかい）」を導くということだ。この相互作用で成立するのがハゲ現象だとされる。

この過程には、男性研究の重要な環である男性同士の関係がある。女性にもてないとだめだという男性同士の集団的な自意識がハゲを気にするという意識をつくる。老化や加齢による身体変化への反応としての意識だけではなくて、「ままならない身体の経験」が意識され、しかも、もてないからとか、きまりわるいという感覚で意味づけされているのがハゲを気にすることだと分析される。

さらに、ハゲ現象のジェンダー論的分析が行われる。「男性が自らの外見のことで『ウジウジ』したり、悩んだりするのは、好ましくないこととして価値づけられている」ので、

ハゲた男性の男らしさ意識は複雑な様相を呈する。ハゲた自分にこだわればこだわるほど、「女々しく、うじうじしない」男になることを演出しなければならない。男らしく振舞うことが求められるのだ。これは男らしさの鎧と重なり合う。

しかし、男性研究には、男らしさから降りる、つまり「鎧を脱ごう」というメッセージが支配的である。男性同士の関係において「鎧」を脱げない男性がいる（ハゲの男性)。これは防衛としての男らしさであり、女性たちから批判の的となる「男らしさのメンツ」ではない。男性の社会的経験のなかには、メンツを守ろうとしているわけではないのに、結果として「男らしさの鎧」を身にまとわざるをえない状況があることに分け入った男性研究が求められるということになる。

男らしさの多様性については、ジェンダー研究と男性研究で活躍するシドニー大学のロバート・コンネルが男性性を、支配的、従属的、敗北的（傷ついた)、周辺的、抵抗的などという具合に類型化している。また、米国の男性研究では、ホワイト・マスキュリニティとブラック･マスキュリニティの差異という具合にも論議されている。ようするに「マスキュリニティーズ」と複数形で語る必要性である。著者も言うように、本書が扱ったハゲと機能的に等価なアイテムはたくさんある。オタク、ちび、デブ、母親依存などだ。さらに、障害のある男性、介護、看護、育児に携わる男性、離婚を経験した男性、くわえて、吃音、顔のアザなども含めて考えれば、ジェンダーとしての男性の分析もずいぶんと幅の広いものとなるだろう。こうして多様な社会的経験を語りながら、男性のジェンダー経験や女性との関係構造の布置連関が浮かび上がる。このような男性研究の動向にも即した意欲的な研究の成果である。男性研究の理論的座標軸をも整理し明確にした上でハゲ現象を位置づけるとさらに実りがあるだろう。

さて、ここでのハゲは記号の１つである。男性の経験を記述するためのテコのような視点となりうる。男性性が男性や女性を拘束し、ジレンマのようにして事態を困難にしていく。女性発のジェンダー論ではない男性の経験を語るジェンダー論であり、男性性のジレンマがよく把握できる主題がたくさんあることがわかる。老化する身体の影と闘いながらの姿である。他にもこうしたテーマはある。たとえばコミュニケーション問題。寡黙さと感情表現が苦手なことと、親密な関係性における葛藤や表現の不器用さ、行動化・身体化する傾向と男性文化等があり、独特な隘路をもつ男性の悲哀がみえてくる。

Unlearn（脱学習）という言葉にであう

そのようなテーマの１つに攻撃性がある。この気づきは男性問題に取り組む仲間たちとの活動からみえてきた。男性問題の市民活動である。その一環として、1991 年頃に *Learning to Live without Violence*（ダニエル・ソンキン著・中野瑠美子訳『脱暴力のプログラムー男たちのためのハンドブック』青木書店）という英語の本の輪読会を始めた。この本は家庭内暴力加害者向けの脱暴力プログラムのテキストに使われているものだ。面白かった。テキストに書かれてあることを基にして話をした。男性としての振り返りをすると、暴力がずいぶんみえてきた。兄弟げんかは日常だった。私は長男で、弟とけんかをした。でもそれは、

兄弟げんかで終わってしまっている。勇ましくてよろしいってことで終わっている。けれども考えてみたら謝りもしないで終わってしまう。でもこれ、理不尽な暴力だ。その男たちの中に、兄に激しい暴力をうけた弟がいた。すごく根に持っているという話しをした。激しいケンカを友人としていたという話しをする男性もいる。いじめられていたけれど、「男の子でしょ！」といわれて我慢をしていた話しもでてくる。両親、とくに女性である母親への反抗も同じだ。もちろん金属バットは持たなかったけど、それに地続きのようなことはいっぱいしていたという。少年の世界には暴力が満ちあふれていることを男性たちが語り合った。男の子だからとこうした暴力は軽くみられてきた。周りもそう言う。振り返ってみれば、当時はそんなものだとやり過ごしていたことである。社会のなかの大きな暴力と自分の生育過程の小さな暴力が重なってきた。私の時代にもいじめはあったから、いじめている加害者をとめられなかった自分を罪深く思っていたことも話がでた。暴力や攻撃性を軸に半生をみつめた。いろんなことが思い出されてくる。自分に向かう暴力も意識されてきた。ハイリスクな行動のことだ。「家族のために・・」と思って健康を無視して働き続けることも同じだ。この健気な努力も、長期的に見れば自分に対する暴力だ。男の人生をジェンダーの視点で眺め直してみたほうがいいのではないかとなった。一種の男たちの意識覚醒 consciousness rising である。

後に Violence is learned. It can be unlearned.という脱暴力キャンペーンのことを知る。サンフランシスコ市のキャンペーンだった。バスのボディに大きく掲示してあった。ポスターもたくさんみた。そこで「unlearn」という言葉にであった。強いて訳せば「脱学習」であるが、学び直し、そぎ落とし、捨て去ること等が近い。実践するのは難しいなと思った。けれども救われた感じもした。「学習したものであれば脱学習できる」という希望のある言葉だからである。そして男性の社会化の過程で少なからずの男性たちが暴力やそれとの関係をとおして成長してきた経緯が確認できたので、それは個人の問題だけではないだろうし、逆に、同じ男性文化のなかにあっても暴力的でない男性も多いので、そこにはどんな分岐点があるのか、その際の暴力的ではない経路の規範はどこで学習できたのか等と思考が広がっていく言葉だった。この一言が何かを全部つなげてくれたように感じたのだ。

これは加害者臨床へとつながった。たとえば、大阪で虐待する父親のための脱暴力グループワークを実施しているが、そこでも焦点のひとつは男性の無表情さ male inexpressiveness の脱学習である。そのために感情と男性のかかわりをグループワークの素材にしている。二分法的ではあるが、女の子の表出能力や感受力に比べると男性や男の子のそれは劣ると思うからである。暴力は行動化なので、そうではない行動化を代位していく。半ば身体化され、感情面でもコントロールができない自分の暴力を脱学習させていく課題は時間がかかるし、認知的な面での暴力の乗り越えよりも手間がかかる。そのためのコミュニケーション練習をおこなう。たとえばグループワークで、顔の表情をいっぱい書いたものを小さなカードにしてたくさん並べる。「あなたが暴力を振るっているときの顔を取ってくだ

さい、それからあなたがいまこういうグループワークをして変化しているときの顔を取ってみてください」と指示する。その絵を選んだ理由を説明してもらう。そういう表現練習を繰り返す。絵に託して自分の感情を言葉にする。自分の気持ちを客観視していく。最初はカードがなかなか取れないこともある。どれが自分の顔なのかわからないという。慣れてくるとそれなりにいい具合になる。感情についてコミュニケーションしやすいエモーショナル・リテラシーの練習しながらグループワークをすすめている。

だからこの脱学習は知識の話だけではない。身体・行動、感情・感性、そして親密な関係性から社会的な関係性へと広がるなかでの脱学習としてデザインしている。脱暴力のグループワークは、論理や理屈で、暴力はいけないと教える場ではない。ジェンダーの話しも性差別の話しもこちらからはしない。だんだんと自ら気づいていく過程で必要な言葉と知識は伝えるようにしている。

レポート・トークとラポート・トーク

加害者臨床でよく話をすることにラポート・トークとレポート・トークがある。古い話だが、かつて『讀賣新聞』に「あなたへ」という生活欄があり、そこで父親の子育て体験を掲載していたことがある。「ラポート・トークしてますか」と題したその一文が以下である（『讀賣新聞』1998 年 9 月 18 日付け）。

> 男のコミュニケーションの仕方は、やはり「男らしい」。言葉遣い、語彙や話題の選び方、話す時のしぐさなど、どれをとっても「男らしい」コミュニケーションがある。
>
> 事実を伝えるコミュニケーションを「レポート・トーク」、相手に共感し、関係をよりよいものにしようと気持ちを伝えるコミュニケーションを「ラポート・トーク」という。
>
> レポートとは記録し、報告すること。伝えるべき事実や数字が問題となる。言葉遣いやしぐさも感情的でなく冷静でなければならない。
>
> ラポートとは関係づけること。相手との信頼関係を築くことが何よりも大切だ。話の中身よりも、その人と話をすること自体に意味がある。
>
> 男のコミュニケーションは、このバランスがよくない。どちらかといえばレポート・トークが多い。聞き手の興味や関心に反応するというよりも、自分の伝えたいことに力点が置かれている。「そ　うね」とか「なるほど」とか相づちを打つことも少ない。
>
> 米国でプレスクールに通う娘がうまくやっているか心配で、電話をかける。どんなことをしたのか、授業はどうか、先生はおもしろいか、どんな友達ができたかなどと聞いてしまう。
>
> これはレポート・トークの典型。こんな質問にうまく答えられるはずがない。質問というより尋問に近い。
>
> そこでラポート・トーク。「通い始めたばかりのころの気分を色で表すとどんな感じ」と聞いてみた。
>
> 「うーん、そうね黄色かな」と娘。
>
> 「黄色ってどんな気分の色？」
>
> 「ちょっとドキドキの気持ち。信号の色と同じ」
>
> 「もっと学校に慣れて楽しくなると青になる？」
>
> 「ちょっと違うかな。楽しくなるともっと色が多いの。クレヨンの箱のような感じかな」
>
> 「思い出した。ねえねえ、今度もっといっぱいの色のクレヨン買って。どんどん気もちが変わるともっと色がいるかもしれないでしょ。」

「そうかもしれないね」

「ねえねえ、５０本くらいのクレヨンみつけたの。買ってね。」

話はどんどん広がり、学校が楽しいかどうかなんてことは、どうでもよくなってしまう。まあ娘の楽しそうな暮らし方が見えたので一安心。

親ばかな話であるが、子どもの感じる世界の色は自分で表現して塗ればいいので、それが何色かどうかは子どもが決める。黄色だから青になって欲しいという親の案じる気持ちは親の精神安定のためでしかない。こうした会話は娘に鍛えられたラポート・トークのおかげである。グループワークでいつも練習している。

それからもう一点、セルフケアを強調する。「自分のために花を買ったことがありますか」とアメリカの脱暴力グループワークで進行役が暴力男性たちに尋ねた。とても印象的なやりとりだった。「では今日はグループワークの帰りに、バラ一本でいいから自分のために花を買ってみてください」と彼はみんなにすすめた。これは自分をケアしてくださいというメッセージである。日本のグループワークでも男性たちに同じ事をすすめる。自分がケアできれば他人もケアできるはず、ケアする能力をもっと身につけて欲しいとグループワークでは話をする。子どものケア、自分の親のケア（介護）、色々な意味でのケア役割を男性も発揮しなければならない時代となった。他人のケアだけではなくて、自分のケアも含むことが重要なメッセージである。

感情がないのではなく、それを表現することのほうへ

こうしてみてくると、男性の無表現さ、コミュニケーション下手、寡黙さは精神医学でいうところの失感情症（失感情言語化症、感情言語化障害、Alexithymya アレキシサイミア）のようでもある。「シフニオス(Sifneos PE)が提唱した心身症患者の特徴的な性格の１つ。自分の内的な感情に気づくことと、その表現が制約された状態をいう。ギリシャ語の a=lack（欠如）、lexis=word（言語）、thymnos=emotion（感情）から造られた言葉である。・・・具体的には、空想的想像力に乏しく感情表現が下手で、面接では事実関係のみ描写し交流がとりにくい。精神生理学的には、情動の中枢である辺縁系と認知表現の中枢である大脳皮質との機能的な乖離と解釈されている。一方、器質的疾患で危機的状況（透析、癌、ICU など）の患者では、心理的防衛反応として失感情症がみられ、フライバーガー(Freyberger H)はこれを二次的失感情症と名づけている。」(『医学大事典』、医学書院)。もちろんラベルを貼ることが目的ではないが、こうした名づけがあるとその傾向性も含めて個人の問題ということだけではない側面が見えてくる。

この点をめぐる男性心理学の議論がある。ハーバード大学の Ron Levant は男性の感情表現の弱さが北米諸国では一般的に確認でき、それを「マイルドな失感情症」と名づけた。信頼できる稼ぎ手であることに答え、感情的にはストイックで、論理的で、問題解決思考に長け、攻撃的であることを期待する男性文化は男性個々人にある特性をもたらすとし、そう名づけた。それに対して Jason Thompson という心理学者が批判し、それは断定的であり、「トロント失感情症評価尺度 the Toronto Alexithymia

Scale（TAS-20)」を使ったフィンランドでの調査等を紹介し、そこから二つの要素をとりだし、男性は第２要素である「感情を表現することの困難」(difficulty in describing feelings)では女性より高いスコアとなるが、第１要素である「感情を同定することの困難」(difficulty in identifying feelings)では差異はないという研究を紹介している。つまり、感じていないのではなく、それを表現する点においての違いがあるので、一般に男性が失感情的あるいは無感情的なのではないと批判した（この研究は、*'Emotionally Dumb: An Overview of Alexithymia'*に詳しい。現在は Amazon の Kindle 版で購入できる。）

ここで述べてきた絵本の読み方練習、ラポート・トーク、セルフケア、土地と人間関係への感受性、エモーショナル・リテラシー等の一連の話はトンプソンのいう第２要素の課題を意識したものである。このマガジンでよく引用する映画も感情表現とかかわるのでそのかたちとして私にとっては大事だ。こうしたことは男性・男性性にとっての影としてみるといいのではないかとここでは書いてきた。それを可視化させるようにしていろんな試みを続けているし、実践の視点を大切にしているつもりである。

こうして、社会臨床の視界に入り込んだ影は私にとっては心地よい発見をもたらしてくれている。もちろん、そこにも既製品としてのファンタジーが文化産業によって構築されており、なかでもエロスをめぐっては安易な性産業が膨大に横たわっているので、それらに取り込まれぬような注意もいるが、身体感覚、生の光景や原風景、多様な表象、映像によるファンタジー等をとおして、男性と男性性をめぐるその影の世界を渉猟してみると、すべて第２要素の手がかりとなり、創造性が増していく。こうした意味で、自由な想像の世界に遊ぶことは、私にとっては、既製品のファンタジーや男性文化に溺れないという意味でも精神の健康を保たせてくれるよい機会となっている。

なかむら　ただし
（社会臨床学・社会病理学）
2011 年 5 月 28 日脱稿

社会臨床の視界

（6）

臨床の知の「植民地化」について

ーどんな言葉と文脈で対人援助を考えるかー

中村　正（立命館大学）

点と線

自由な思索・興味関心、社会のなかの臨床そして大学の仕事に日常は流れていくが、それぞれは個別に点のように散在している。大学が夏休みなので、点と点を結ぶ日頃とは異なる線が浮かび上がる。村上春樹の『海辺のカフカ』、最近観たオーストラリア映画『サムソンとデリラ』、アボリジニの自殺問題や親子強制分離政策を扱った研究、８月に開催された国際犯罪学会での閃き等をつなぐ線が浮かびあがる。いつも思案していることだから関連するのは当然なのだが、今回はそのことから得た事項について書いておきたいと思う。

『海辺のカフカ』の一節である。「すべての文明は柵で仕切られた不自由さの産物なんだ。もっともオーストラリア大陸のアボリジニだけはべつだ。彼らは柵を持たない文明を 17 世紀まで維持していた。彼らは根っからの自由人だった。彼らの人生は文字どおり歩きまわることだった。歩きまわることは彼らが生きることの深いメタファーだった。イギリス人がやってきて家畜を入れるための柵をつくったとき、彼らはそれが何を意味するのかをさっぱり理解できなかった。そしてその原理を理解できないまま、反社会的で危険な存在として荒野に追い払われた。・・・結局のところこの世界では、高くて丈夫な柵をつくる人間が有効に生き残るんだ。それを否定すれば君は荒野に追われることになる。」と主人公のカフカ少年が諭される（新潮文庫、下巻、191-192頁）。この小説は、境界、暴力、癒しと救い、複数の物語、家族、母性と少年・男性性、不安、光と影、現実と虚構、想像力と責任等のモチーフに溢れていて、このマガジン連載の話題としてもってこいなのだが、それはまた別のこととして、ここで引用した柵は社会臨床を考えるメタファーとしていろんな思考を深めてくれる。しかしより正確にいえば、アボリジニが荒野へと追われたのは事の半面で、その後、ここで紹介するように「盗まれた世代」として排除されつつ、新しい「管理・統制」へと包摂され、最終的にはジェノサイドとして血を絶やすことが企てられていた。「反社会的な存在」に仕立て上げられた後に、福祉と教育をとおした白豪主義オーストラリアを建設するための同化の対象にされたのだ。この意味では、文明こそが野蛮をつくりだし、それを養分にして主流社会の白人は「有効に生き残ってきた」といえるが、オーストラリアの現在と未来にとってそのことの傷は深く、多文化を標榜する国のアキレス腱となり、社会の統合と包摂についての社会的試

練となっている。

表現は異なるが連載第 1 回目の末尾に同様のことを記した。2003 年から 2004 年にかけてシドニー大学で在外研究をしていたときのことである。生きづらさとして現れ、精神衛生上の問題や逸脱行動問題として類型化され、時にはそれが犯罪となり、そのことで負の烙印を押され、場合によっては自殺に至ることにもなる問題群を社会臨床はどう視野に収めることができるのか、その主要なテーマはアボリジニ問題に表象されていると考えたからである。ナラティブアプローチ、修復的司法、治療共同体、男性性ジェンダー研究、加害者臨床論、臨床社会学実践等のテーマが同心円的に重なる主題のひとつとしてみえてきた。

そして連載第 5 回目となる前回は影の話をした。影とは、社会病理であり、社会的に排除してきた事項が示唆する現代社会の陰画の像として社会臨床の視界には映る。もちろんそうした社会病理現象は解決されるべきだが、臨床の知は単なる問題解決型の知ではない。生じた問題を解決することだけでは事後的すぎると思うからである。結果として生じた問題の解決だけではなく、その問題が生成する初発の事態にまで遡及して「問い」を発し、問題の定義それ自体を再構成することが乗り越えには重要となる。それは基本的な認識や考え方のことでもある。こうした過程を劈開することに社会臨床は焦点を定める。

アボリジニの自殺をはじめとした「精神衛生上の臨床的課題」が多いことをどう考えるべきなのか、その背景にある親子強制分離に示されるような同化政策との関係、そもそも修復と回復が成り立つ和解はどうあるべきなのか等の問いが浮かび上がる。カフカ少年を取りまくその柵とは、一体、何であるのか、それはどのようにして取り去ることができるのか、除去した後に残る傷はないのか、とカフカ少年とともに少し詳しく考えてみたい。

自殺が多いこと

端的な研究書がある。オーストラリアのアボリジニ問題の研究者であるコリン・タッズ Colin Tatz の著書、“Aboriginal Suicide is Different—A Portrait of Life and Self-Destruction”(Aboriginal Studies Press,2010) である (『アボリジニの自殺は異なる－生活と自己破壊の描写』)。「自殺は自殺だが、アボリジニの自殺はまた異なるものだ」という。貧困と失業、低い自己評価、モラールの低さ、倦怠、薬物とアルコール依存等はアボリジニかどうかを問わずに自殺問題の背景にある。しかしそれにも増してアボリジニの自殺は多い。ニュージーランドのマオリ族、オーストラリア北東部とニューギニア島の間にある海峡のトレス諸島住民、カナダの先住民（ファーストネーション)、アメリカのネイティブアメリカン等にも共通することである。背景には、トラウマとしての歴史と社会に由来する「否認された歴史」「尊厳の剥奪」「民族のトラウマ」がある。

第 1 号でも紹介したようにアボリジニの現状は厳しい。この研究書はリプリント版で、オリジナルは 2000 年刊行なのでデータは古いが、たとえば、1 年以内の乳児死亡率 1995 年の全国統計では、千人あたり指数 8 に対してアボリジニは 23 であった。これでも 1960 年代の指数は 100-150 だった。北部準州で、アボリジニの平均寿命は 53 歳、西オーストラリア州では 58 歳。白人男性よ

り 25－28 年短いという。ある部族では 40 歳というのもある。男性は 42 歳から、女性は 53 歳からナーシングホーム、コミュニティケアセンターでサービスが開始される。失業率も高く、1996 年で 22.7%、全国では 8.1%である。収入も白人の半分程度だ。そして逮捕率も高い。さらに、刑務所や拘置所での若い男性の自殺が問題となっている。これを death in custody という。

公共政策としてのアボリジニ政策は、しかし混迷と曖昧さのなかにあるという。たとえば、二つに分かれたオーストラリアを認めることになるアボリジニとの、とくに土地問題をめぐる協約に保守党は合意しない。つまり償わないということである。あくまでも国内問題で、オーストラリアはひとつだという。とはいえ、国際社会の先住民年や民族の未来を自ら決めることへの動きも加速し、変化はすすむ。「謝罪と和解」が政権の課題として常に話題になってきた。

しかし、なお改善の進まない現実にフラストレーションはつのる。彼は、「希望、調和、和解という言い方はアボリジニの側から発せられた言葉ではない」と厳しい。それでも 1990 年代以降、こうした言い方は主流社会の言葉となっていく。そして謝罪の対象となる親子強制分離政策の調査が進む。この政策を分析するに際して「新しい暴力の概念」を提案する。自殺に追い込む社会の側の、緩慢な、無策であるが故の、精神保健の言葉で定義していくことの、そして犯罪が多く、収監された刑務所や拘置所で自殺することの無念さを表現するための自殺として、アボリジニの生活にそくした理論化を試みようとする。

臨床の知の植民地化

この見地は、臨床や支援を考える上でも刺激的な問題提起だと思う。たとえば、自殺の予防という言い方が示す傲慢さについて指摘している。その言葉は、原因が単一で、医療モデルとして介入すれば防止できるという安直さをもっている。精神保健の言葉が隆盛し、原因が精神障害に帰属されていく。これを彼は「自殺研究の偏向」という。その偏向の最たるものに自殺をはじめとした社会問題現象を把握する際の生物学的決定論がある。たとえば乳児死亡率の高さを根拠にしてアボリジニの母親の養育力については心理−生物学的な弱点があるといい、それを動物学者に説明させてきた。信じられないが、北部準州の 1970 年代の言説である。同じようなことはスポーツ分野でもある。アボリジニのアスリートの能力は遺伝子的に高いのだという。アボリジニをめぐる言説それ自体に偏りがある。優生思想にもとづいた諸政策が行われていたことの証左である。

彼自身は、謙虚に、「自殺の軽減もしくは緩和」といい、多様な自殺の類型を確認する。アボリジニの生活のなかに自殺の背景を探り、自殺と類似の行動、緩慢な自殺、解放としての自殺等の類型を析出する。また、高リスク行動と攻撃性と暴力の関連、15 歳から 24 歳の若年の定義（WHO）とは異なる生活世界があることも指摘する。8 歳から 12 歳－14 歳を区分とした「子ども自殺」を研究すべきことを提案する。アボリジニ社会に特有のライフスタイル、ライフコースや暮らし方の差異を考慮すべきだからだ。

こうしたことは対人援助的な課題を探る際の「臨床の知の植民地化」の指摘だと私は考える。これは日本でもよくあることだ。

なんと言っても、臨床の知にはカタカナ言葉が多いし、臨床技法についての輸入物も目立つ。わが身を振り返ることになる指摘だ。さらに、精神保健という言い方でアプローチする臨床は、アボリジニらしさを固定してしまうと彼はいう。アボリジニ社会には、精神の不健康さが顕著で、薬物の使用や子ども虐待やホームレスが多く、失業率も高い。感情生活面も抑うつ的で、不安が高いという説明をすればするほど、現代社会では、社会福祉、精神保健、教育問題というくくりをとおして問題解決型の知が作動し、そうしたわかりやすい枠組みへと回収されていく。ステロタイプな像が強化されていき、アボリジニからすれば「敵意と離反」の結果となり、さらに不適応が増すという悪循環に陥る。

誰の言葉なのか

同じことは「善意の言葉」にも散見されるという。たとえば弱者を励ます意味で「エンパワメント」という言葉をよく使う。同じように、発展と開発、支援、ガイダンス、教育、エンカレッジ、焦点化、ケースカンファレス等も多用されている。しかしこれは時として官僚的に不明確な言葉となり、主流社会からみた言葉として機能し、アボリジニをクライアントにしてしまう。そして何よりもアボリジニの語彙にはない言葉群である。こうなると、これらの言葉で理解してきたことを再考しなければならない。精神保健や精神衛生の課題としてのみ自殺を定義しないための基本的な問いが必要なのだ。

こうして、「アボリジニの自殺は異なるのだ」という結論にいたる。コミュニティが自殺を多く体験していることも影響し、連鎖自殺的な様相も呈する。ある種の感情の共同体を成している。密度の濃いコミュニティに暮らしているなかで、葬式を数多く体験することの特異さをどう想像しうるのか。以前のアボリジニ社会に自殺は少なかったので、喪の作業をはじめとして直面する事態がすべて新しい。そこで政府も本格的な位置づけをする。

こうした指摘を受けて公的な機関も動き出した。オーストラリア心理学会も自殺研究に関してはその偏向に注意を促し、アボリジニの生活についての配慮を求めている。さらに、The Royal Commission into Aboriginal Death in Custody（収監中のアボリジニの死亡に関する国家委員会）の報告書が重要な役割を果たした。アルコールや薬物依存と精神衛生の問題を把握し、「盗まれた世代」問題が背景にあることを指摘した。文化的な混乱、個人的なトラウマ、現在の不利益の持続、人種的民族的差別、疎外と排除の総体が関与しているのがアボリジニの自殺問題だと報告した。刑事司法のもとでの自殺問題 death in custody もさらに深刻になっていると認めた。

さらに、飲酒の習慣の蔓延と依存症化、自動車の普及（日本の自動車産業の関わりは深い）とハイリスクな行動と事故の関連も指摘した。部族の生活地から離れて都市に近いところで学校、病院、福祉等のサービスを受けるタウンキャンプでの集合的生活のもつ課題、そして失業している若い男性のリスクが顕著だとした。飲酒一般ではなく、困難な社会的環境のなかで親世代の飲酒と依存が子育てに影響して次の世代への影響を与えるという連関のなかに飲酒問題があると位置づけた。

タッズの研究では、心理的－社会的問題

も指摘している。フラストレーション、疎外と失意のコミュニティ次元の感覚や剥奪されたコミュニティへのスティグマの内面化のことである。だから、自殺を緩和させていくために、まずは「価値と尊厳が剥奪されているのだという認識」が確立されるべきである。後で紹介する盗まれた世代問題をとおして、自殺を精神衛生上の課題として医療化することへの批判が続く。生きることの意味の欠如が慢性的にあること、スポーツやアート以外の承認された役割モデルやメンターが機能しにくいこと、家族の統合が弱まっていること、意味あるサポートネットワークがコミュニティに少ないこと、ＤＶ、性的な虐待、薬物とアルコール依存症の比率が高いこと、敵意と嫉妬の感情がコミュニティにあること、自殺が多く悲しみが蔓延していること、社会的経済的な排除や疎外につながる識字問題が深刻なことが整序されていく。

提案をする

タッズは自殺を軽減し、緩和させるための対案を提示している。たとえば、具体的に自立を可能にするアボリジニの組織の活性化のことが紹介されている。非営利も含めたビジネスモデルの提案である。自らの未来を決めていくための、メディア、企業、学校、メンタルヘルスを運営するための法人組織である。

また、確かに、アボリジニ社会にも虐待、ＤＶ、大麻、アルコール等の問題は無視できない。そこで「コミュニティジャスティス」が提案される。オーストラリアの主流社会の法の仕組みをアボリジニに適用するのではなく、州や連邦が慣習法をいかに認知するのかが重要だと解かれる。「再生と回復のためのコミュニティジャスティス」である。具体的には、非行や犯罪の社会的背景を考慮し、罰だけではない刑事司法制度の改革である。被告となった場合の支援をおこなう司法連携（コートリエゾン）の活動、拘留施設訪問や友愛活動も重視されるべきだ。しかも、そうしたことをアボリジニ自身が運営することを提案している。

さらに、非行と犯罪対策のための「治療共同体」の形成と運営が紹介されている（therapeutic community が原語であるが、これを「治療的」と訳すると医療モデル的になってしまうし、「共同体」には負のイメージも日本のなかでは強い。良い訳はないのが、流通しており、対案がないのでこのまま使う）。これは「リハビリテーション（更生）のためのコミュニティ」づくりである。６ヶ月の入所の後、メンターが配置された出身地域に帰すプログラムもある。特に、20 歳代までの若者向けには効果があるという。共同生活空間の場をとおしてセラピー的に機能させる必要は、問題行動の背後に性的に虐待された経験のある若者が多いからだ。この「コミュニティジャスティス」は支援的であり、処罰的ではない。刑事司法の改革が前提で、有罪判決後もあれば、裁判前にセレクトされていく場合もある。

また、自殺未遂の若者、遺族、リスクの高い若者向けの「描画的アプローチ」もある。ドットを重ねていくアボリジニアートの伝統的描画法で苦しみを表現する。自殺念慮的な観念形成を客観化させる治療的関与である。これは自殺防止教育の一環として作用する。そこで描かれた一枚の絵が紹介されている。「A paint-your-feelings（感情を絵で表現する）」というユースサービスプログラムになっているという。

また、スポーツも重視されるべきとされる。帰属感、凝集性や一体感、忠誠心の涵養を養うことができる。アボリジニがスポーツで活躍する姿を描いた展覧会に刑務所から一日参観するという取り組みの効果があった。さらにスポーツ関連の取り組みは、自ら参加の機会が多い。たとえば、レフェリーになる、ファンクラブにかかわり運営する、ニューズレターをつくる、商売をする等である。

対人関係では、コミュニティでの「導師」をつくることが提案されている。尊敬、指導などの役割を学ぶ。

タッズの書物の最終章では、自殺問題への 10 の提案がされている。①自殺をめぐるアノニマス＝AA をつくること、②若者に受け入れられるクールなアプローチ（クールな若者のモデル創出、選択肢の提示など)、③ライフスキル教育などのゴールの明確なプログラムの導入、④ペアレンティングと葛藤解決スキルの伝授、⑤自殺が連鎖するので喪の心理療法の実施、⑥盗まれた世代の苦悩への焦点化、⑦学校のプログラムを地域で実施、⑧スポーツの活用、⑨サポート的な新しい警察活動の創出（ユースワーカーとしてのコミュニティポリス)、⑩地域のなかの識字教育である。オーストラリア政府は 2006 年-2011 年にかけて「精神衛生国民行動計画」をたてている。コミュニティを基礎にした自殺予防政策がメインである。もちろん対処療法も重視されるべきだが、自殺問題の核心にある「尊厳の回復」は、今日の和解 reconciliation という主題につながり、後に紹介する長い取り組みとなる。いったい野蛮はどちらの側だったのかという「問いの反転」へと至る。その前に、自殺問題に直結する強制的親子分離政策をみてみる。

さらにもう一つの課題

そうしたことについて、ではジェンダーというフィルターをとおしてみるとどうなるのかということも無視できない。アボリジニ社会の慣習や文化を尊重し、その自己決定や自立に委ね、コミュニティの価値を大切にするということは、主流となっている白人文化との関係では対抗的で分かりやすい。文化相対主義としても聞こえはいい。しかし、伝統、慣習、コミュニティはそんなに価値あるものとして信頼していいのかと問うことのできる立ち位置には、女性や子どもの視点がある。たとえばアボリジニのコミュニティにおいてもＤＶ、虐待、性暴力がある。刑務所にいるアボリジニは白人よりも比率が多いとして過剰な逮捕を批判するが、その大半は傷害であり、それはＤＶに他ならない。また、1989-1998 年の全国データによると、女性が殺害された事案の 58%は親密な関係性で発生している。しかしアボリジニでみると親密な関係性で女性が殺害されたのは 74%にもなる。白人が 54.2%、アジア系が 16.3%に比べると多い。

また、アボリジニ社会の婚姻文化も女性や子どもには抑圧的に作用している。「約束 promise」という制度がある。あらかじめ結婚する人が決められる。2003 年に 50 歳の男性と 15 歳の少女の「約束」が問題だとして訴えられたことがある。こうした婚姻慣習は普遍的な価値からすると子ども権利の侵害となるが、その時も、この慣習の廃止を誰も主張しなかった。こうしたことを記した Joan Kimm の“A Fatal Conjunction-Two Laws Two Culture”(Federation Press,

2004、『破滅的な結びつき：二つの法律・二つの文化』) はアボリジニ社会と文化をジェンダーと暴力の視点から総点検している。女性や子どもの個人に焦点を置いた権利と、集団に焦点を置いた先住民の権利の両立という難題がここにある。だから、単純なコミュニティ主義にも依拠できない。新しいコミュニティをつくるしかない。

「盗まれた世代」問題

その時は、シドニー大学の「ソーシャルワークと公共政策（Social Work and Public Policy)」という大きなカレッジ（学群）のなかにある教育学部（Faculty of Education）にいた。暴力・虐待をめぐる社会臨床への関心は、家庭内暴力研究だけに限らず広い意味での社会のなかの暴力性の研究につながっていたからであり、和解や修復というテーマに直面しつつある社会が暴力をどう扱うのかについての関心があった。1990 年以降、急速に、和解という言葉をシンボルにして語られる一連の社会的な取り組みがあることと脱暴力への臨床実践の内実を知りたかった。さらにそれと相補的にすすんでいるナラティブセラピーの発展も学びたいと思った。そしてなんといってもオーストラリアは修復的司法のアイディアが生成したところでもある。

その 2004 年はオリンピックの年であった。アテネが開催地だった。2000 年に開催されたシドニー・オリンピックのことが現地では回顧されていた。アボリジニとの共生を意識した大会であったと記憶がよみがえる。オリンピックのロゴマークにはブーメランが意匠されていた。そして開会式のクライマックスはアボリジニと白人との和解を象徴していた。アボリジニの代表としての女子アスリート、フリーマン Cathy Freeman の勇姿が目立った。彼女は陸上女子四百メートル決勝で優勝した。アボリジニ民族の旗とオーストラリア国旗を手にしていた。国内の聖火リレーの出発はアボリジニの聖地であるウルル（エアーズロック）だった。そして、オリンピック発祥の地ギリシャに戻るための 2004 年聖火リレー国際ルートの最初の走者は彼女だった。そのフリーマンは、盗まれた世代といわれる白豪主義の親子分離主義政策の犠牲者の末裔である。

この政策の反省は、Peter Read （ピーター・リード）という若い研究者の指摘が契機になっている。彼は、The Stolen Generations – The Removal of Aboriginal Children in New South Wales 1883-1969 と題した報告書を 1981 年にまとめた（『盗まれた世代－ニューサウスウェルズにおけるアボリジニの子どもたちの移住について』。このタイトルで検索すればWeb から簡単に入手できる)。オーストラリアの歴史の暗黒の部分を明るみにだした研究である。この政策はアボリジニを白人化する取り組みだったと結論づけた。アボリジニ的な生活様式を放棄させ、白人のように行動させるための政策が組まれた。アボリジニ民族の絶滅にむかう「品種改良」のためのジェノサイドだったという。1969 年まで持続していたというから当時の子どもたちはまだ若い（しかし寿命が短いために若いけど、若くない)。

強制的な親子分離の典型例

親子分離政策は、アボリジニ家族がネグレクト状態にあり不適切な養育しかしていないという独善的な評価を前提にしている。

1950 年代の「子ども保護」の典型事例として七人の子どもの家族の物語を紹介している。

まず、アボリジニ保護委員会がその家族を訪問する。視察官と執行官のリストに記載された子どもたちを点検した。調査の結果、保護の必要性ありと判断され、病院に八日間いた。その後バスにのり移動したが、家族の誰ひとりとしてどこにつれていかれたのかさえ知らされていない。さよならもいえず、突然、家族をなくした母はショック状態に陥った。回復できない傷となる。数ヶ月間、子どものことは情報なしだった。後にシドニーの白人家族の家政婦として長女は措置されたと聞く。母親はクリスマスのプレゼントを買い、シドニーに行った。母はその住所をみつけだし、家にたどり着いたが、そこに子どもはいない。どこに行ったのかもわからないという。何の情報も得られない。失意の中、母は村に帰った。その間、夫はアルコールに浸っていた。さらにその後 2 年間、何の連絡もない。最後に分かったことは、子どもの一人は死亡（公的記録では結核）、二人目の子どもは白人と結婚し、子どもをもうけた。３人目は 7 歳までいた施設の名前までわかったがその後は音沙汰なし。４人目と 5 人目は不明。単に消え失せたという記録のみだ。6 人目は家に帰る。現在、20 歳。アルコール依存症で過去を語りたがらない。7 人目の少女が家に帰り、子どもをもうけたがその子も生後 2 週間で保護された。その子どもとは二度と会うことはなく、二世代かけてその犠牲者になったという悲劇の反復である。今はコミュニティで結婚し、生活している。しかし帰ってきた子どもが 30 歳になっても成人としての成熟はできていない。悪夢に悩まされているという。その子どもは両親、特に母親を恨んでいる。強制的に保護されたことに責任があるという。子どもたちはなんともできない事態のなかでコントロールできない暴力をふるい、アルコールに依存していく。稼ぎの少ないなかでギャンブルもする。

アボリジニ保護の名の下に実施された政策

虐待から子どもを守るという理由は、しかし実際は逆である。引き離された子どもはいたるところで虐げられた。白人の里親からはしつけだといって体罰を受け、雇用主も厳しい。保護の理由は、調査の時にみた子どもの状況である。アボリジニの母親は奔放な子育てをすると判断された。その時の母は七人の子どもを祖母に託して休みをとっていた。祖母はその母親がしているように食事の保護を申請した。子どもの利益のためにだ。六人の子どもに二つのベッドしかないのは貧しいからだ。スーツケースのなかで食料を保存していたことも悪い環境だと判断された。荒れ地のような家の周りも環境が悪いことになる。視察官が質問した。「これでは十分な居住ではないですね」と。そうかもしれないという返答は、分離への家族の同意として記録されていく。

強制移住させられた子どもの心理的トラウマも複雑である。大半は乳児の時から分離されている。施設をでて白人の家庭に入った場合の問題もある。白人のような行動と態度が肌の色を乗り越える、あるいは白人としての自己像形成の努力は自尊心を高めると子どもたちは育てられた。白人文化の優越性を洗脳されたアボリジニの子どもたちは、アボリジニの血を途絶えさせる目的をもつこの政策の犯罪性を理解すること

はできない。アボリジニを冒涜し、その尊厳を奪う政策であることにこうして巻き込まれていく。分離の結果、口を閉ざす子どももいる。子ども時代を適切に過ごせていないこと、あるいは子ども時代の喪失の後への影響が大きくなる。養育力欠如、子どもをもつことそれ事態の回避、大人となった自分の不適応問題や自尊心の欠如、フラッシュバックする記憶、民族と歴史の否定に悩むこととなる。

和解への道

この強制的親子分離政策は盗まれた世代として定式化されていく。その支援団体「盗まれた世代連合（Stolen Generation Alliance)」の推計では「盗まれた世代」はオーストラリア全体で5万5000人にのぼるとされる。子どもの強制隔離をジェノサイド行為だとした 1997 年のオーストラリア政府「人権・機会均等委員会(Human Rights and Equal Opportunity Commission)」の報告書は、先住民の子どもの 3 人に 1 人が隔離されたとしている。

こうした社会の認識の変化は相当な努力の結果である。まずは、アボリジニの尊厳の回復にとってオーストラリアの大地は誰のものかということが変化を促進させた。1972 年のホイットラム労働党内閣は発足時、土地の返還を求めるアボリジニの要求に応えるために、一握の土を民族に返すという儀式を行った。オーストラリアが国としてこの土地問題に取り組んだのは、1992 年 6 月の「マボ判決」である。最高裁判所は、トレス海峡の島に住むエディ・マボに対し、先祖伝来の土地の返還を認めるという判決を下した。初めて、部族の土地所有権を認めたのである。さらにこの判決を連邦法が追認した。画期的であった。何故なら、それまでオーストラリアは「無主地」、つまり無人の土地と定義されてきたからである。歴史を書き換えることになった。

さらに、1992 年、当時のキーティング首相が強制的な分離政策の事実を認めた。1995 年、連邦政府は「盗まれた世代」についての全貌を把握するように「オーストラリア人権と機会均等委員会（Australian Human Rights and Equal Opportunity Commission)」へ要請した。この委員会は“Bringing Them Home”(『子どもたちを家に帰す』) という 600 頁にわたる報告書を作成した（1997 年 4 月)。この報告書は分離された人々の丁寧な聞き取りを実施し、ライフストーリーをもとにした読み応えのあるものだ。このタイトルで検索すれば入手できる。ナラティブセラピーのいう「ドミナント（支配的）なストーリーの書き換え」作業である。こうした努力の後、謝罪や和解のための活動が数多く実施されることになる。

しかし一筋縄ではいかず振り子が逆にふれる。2000 年 4 月、保守政権であるハワード内閣は「親から無理矢理に分離されたアボリジニの子どもたちは僅かである。なかには必要性のある家族もいた。だからこれは世代と呼ぶほどのものではない」とした。市民は反発し、デモ行進がシドニーのハーバー・ブリッジ上で繰り広げられた。20 万人のアボリジニや白人が集まったという。2000 年のシドニー・オリンピックでアボリジニのリーダーや選手が自らの権利を世界中に訴えていく背景ともなった。

ようやく、2008 年 2 月 13 日、オーストラリア政府は「盗まれた世代」政策に関して初めて公式に謝罪した。ラッド首相が政

府および国の代表として議会で謝罪したのである。

しかし先にあげたような数々の社会病理現象としてなおアボリジニ社会は傷跡を残している。文化的トラウマ、トラウマの世代間連鎖などとも呼ばれることもある。社会性を色濃く帯びた社会臨床的な課題はオーストラリアのアキレス腱でありつづけている。

二つの映画ー『裸足の 1500 マイル』と『サムソンとデリラ』のこと

以前、盗まれた世代のことを描いた映画、『裸足の 1500 マイル』（監督・製作：フィリップ・ノイス／2001 年／オーストラリア／1931 年）を紹介した。西オーストラリア州のアボリジニ保護局長ネビルは混血アボリジニの三人の子どもを家族から強制的にひき離し、施設に入れた。混血児を白人の社会に吸収していくためにである。西オーストラリアを南北に分かつ 5000 マイルにもなる２本の「ウサギよけの柵」を建設した白人男性が現地のアボリジニ女性に孕ませた混血児が存在したことがこの計画のひとつの源泉でもあるという。映画のなかで「混血児を文明化する、これがその答えだ。人種交配も三代で肌の黒さは消滅する。白人文化のあらゆる知識を授けてやる。野蛮で無知な原住民を救うことになる」とネビルが力説する場面が描かれている。

三人の少女は収容施設を抜けだし、その柵沿いに歩き続け家族のもとに帰ろうとする。彼女らを追跡するのもアボリジニ男性（この男性は最後に追跡を止めるがその際に微笑む姿が印象的だ）。逆に逃げる途中で優しいアボリジニにも出会う。同じように収容施設を終えたあとに白人家庭でメイドとして働く女性にかくまってもらうが、彼女はその家の家長にレイプされる。そうして生まれた子どももまた隔離させられていく。つまり、混血化を重ねることによる白人化とは白人男性のレイプを前提としていた、あるいは無責任なセックスを是としていたことになる。親子強制隔離政策はこうした意味でも罪深い。

さらに紹介しておきたいのは現在のアボリジニの若者を描いた『サムソンとデリラ』（2009 年／オーストラリア映画／ワーウィック・ソーントン監督）という映画である。その舞台は中央砂漠地帯の小さなアボリジニの集落である。祖母とその少女は点描画で生計を立てている。街で祖母の絵は高価な値をつけているが自ら手にするのはわずかであり、搾取がクリアに浮かびあがる。その祖母には持病があるが薬や医者を嫌う（これも押しつけ型の医療を嫌悪する記号である）。祖母を看病して暮らす少女と、仕事がなく、きょうだいや家族からも白眼視されている青年が恋をする。彼はいつもガソリンの揮発成分を吸引している。若者に広がっている「ペトロル・スニッフィング（ガソリンの揮発物質の吸引）」である。二人は中央砂漠の中心都市であるアリススプリングスにでる。スーパーマーケットで万引きし、飢えをしのぐ。橋の下でホームレス生活をする。少女はレイプされ、交通事故にあい、傷を負う。過酷な試練にアボリジニの現在が重なる。

「サムソンとデリラ」は聖書にでてくる話である。サムソンは破壊的な底力をもった強い男性、デリラはそれをうまく現実社会に着地させる役割をもつ。復讐の物語としてサムソンは最後にそのパワーを暴力で表現する。しかしこの映画で描かれている

アボリジニのサムソンは、その秘めた力を復讐の殺人劇にはしない。「君にはまだ発揮できていない未知なる力がある。アボリジニの将来は確実にその力のようにして潜在的にあるのだ。しかしそれを暴力で発揮してはいけない。和解の世代として異なる役割を果たせ。」という監督のメッセージがこのタイトルにこめられているように思えた。「目には目を、歯には歯を」ということでは、暴力が増幅していくだけである。聖書以降、その繰り返しだったではないかと文明への批判も込められている。けれどもそうした意味でのサムソンの力はまだ発揮できていない。和解をすすめることを期待される若い世代にとって、将来に禍根を残すことになる暴力は振るえないことはわかっている。アボリジニ青年は別のかたちでその魔力を発揮すべきなのだ。しかしまだ方策は見いだせていない。吸引していたガソリンを棄てるデリラが象徴的である。暴力ではない和解と自立の方策が模索されていくだろうことを暗示して二人のコミュニティでの暮らしがはじまる。未知の力に未来に託した監督のメッセージでもある。

これらを起点に対人援助や支援とは何かを考える

この夏、8 月 5 日から 9 日まで、「第 16 回国際犯罪学会」が神戸ポートアイランド・国際会議場で開催された。大規模な学会だったので全体がどうなっているのか俯瞰しにくいが、修復、回復、治療という視点から犯罪や非行等の逸脱行動への対応をすべきこと、そうした見地から刑事司法のあり方を考え直そうとする発表やシンポジウムが目立った。とはいえ、学会なので、狭い意味でのディシプリンはやはり蛸壺的に強固であり、犯罪と非行の将来を考えるという全体の主題の学際性と、個々の研究者がもつ狭い専門志向は水と油のようにしてあった。せめて、私たちは対人援助と支援の未来を構想するにあたり、学問の縄張り争いだけはしたくない。

日常から逃れて学問動向を集中的に摂取しようと、私はその学会にへばりつくように参加していた。ずいぶんと有益な話ができ、新たにつながりもでき、また旧知の研究者や司法領域の実践者と交流できた。そのことはおいおい記していくこととするが、なかでも、個人の問題と社会の変容の両面を考えるという社会臨床の立場からすると、修復や回復と、それをささえる新しい枠組みを形成することの重要性を改めて感じることが多かった。3.11 を体験した日本で開催されたということの、復興や復旧にかかわる意味も大きく存在感をもっていたこともあるが、被害と加害のかかわりを問う、あるいは被害と加害の連鎖を扱う、そしてそれらをなくす方策を探るための、謝罪、反省、熟慮、和解、回復、治療の具体的な制度、実践、臨床のあり方に関して、いくつかの結節点をもとにして、方向性を帯びた像が線のようにして結びつき、可視化されつつあることの確認が、私なりできたことがとても実り多かった。

また、かかわりのある「奈良ダルク」（薬物依存症の治療共同体）の 6 周年記念講演のために来日していた「アミティ」（アメリカの治療的共同体）の代表を務めるナヤ Naya と再会した。そして、私が加害者リハビリの理論的モデルにしていたニュージーランドのトニー・ウォード Tony Ward の研究仲間であるアンソニー・ビーチ Anthony Beech（イギリス・バーミンガム大学の司法

臨床心理学者）と性犯罪者処遇の新しい動向の話をしながら学会の合間をぬって京都の禅寺を周った。イギリスでは「サークル」という性犯罪者の新しい社会復帰の取り組みが広がっているという。その彼と話をしながら、少年刑務所で取り組む性犯罪者処遇のための認知行動療法的なプログラムの「限界」を日頃感じていたが、それに何を接ぎ木すればよいのかの方向性を模索できた。

また、かねてよりとりくんでいる大阪の児童相談所の「家族再統合」の具体化のためのファミリーカンファレンスを開催し、虐待を乗り越える家族づくりに虐待当事者も参加し、子どもの利益をめざして自ら決める再統合の実践にむけた取り組みが複数の家族を対象にして進んだことも、流れとしては間違っていないと思えた。これらはこの連載で紹介していきたい。

海辺のカフカ少年とアボリジニのサムソン

この連載では「臨床」という言葉を用いているが、内実としては回復の場をつくり、そこに臨むということなので、「臨場」という言葉がふさわしいと考えているのはこうした文脈によるからである。暴力と虐待の加害者向けのグループワークはそうしてできた。依存症者たちのダルク、断酒会にも出かける。家族のやり直しにむかって脱虐待の関係性の輪ができる。別に紹介しようと思っているイギリスの「サークル」も同じ原理である。これらを集めると、世界中で、わりと共通した取り組みがあり、いいものはどこでも定着しつつあることを感じた。

オーストラリアにいたときに、観光で中央砂漠にある「エアーズロック」にいった。アボリジニたちが「ウルル」と呼ぶ聖地なので登らないことを希望すると書かれていた。だから多くの観光客は登らない（外国からの観光客の多くは日本人である）。アボリジニが活躍するアートとスポーツもよく目についた。しかし他方で、ここで紹介してきたような厳しい生活の現状があり、そしてだからこそ通例の支援、臨床、援助では十分に対応しにくい事への、概念、視点、発想を大胆に組み替えるべきことを示唆してくれる問題群があることの理解をすすめたいと思う。そのために、とりあえず、「臨床の知の脱植民地化」である。具体的な場づくりをとおして回復の事例を積み重ねるしかないのだろう。そうした類似の経験が交流できればよいのではと思った。

15歳のカフカ少年は自ら荒野に飛び出した。アボリジニのサムソンは未知なる力を秘めて荒野で暮らす。二人はこうして重なった。これまで有効に生きてきた人間がつくった柵はどうすべきなのか、いったんつくった柵のなかで生きてきた私たちはどうすべきなのか、柵のなかでできた支援の「思考と概念」をもってしまった臨床の知はどうあるべきなのか、しかしその荒野にも暴力が溢れていることをどうすべきなのか、社会臨床の視界として考えていきたい話題が豊富にある。

なかむらただし（社会臨床学）

社会臨床の視界

(7)

男親と父親の「あいだ」にある父性の涵養

－虐待親たちに問うたことを今度は自分の問題として考えてみる－

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

「男親塾」という名前の由来

大阪の児童相談所で家族再統合支援のグループワークと個人のカウンセリングを実施している。このグループワークの名前は「お父さん子育て塾」としていた。でも、なんとなくしっくりこないと思っていたので、どんな名前がいいと思うかと虐待する男性たちに聞いたことがある。その結果、「男親塾」におちついた。男性のあり方や悩みを重視してみてはどうかとみんなが指摘した。それまで子育てしてきたわけでもないので、虐待した父親を対象にして「子育て塾」というのはハードルが高すぎるというのである。なるほどそれもそうだ。もちろん、親であるという点は無視できないが、その親はもっぱら稼ぐ役割の親であった。なかには共働きの夫婦もあるが、子育ては妻の役割だと思っており、子育て能力を問題にされると困惑してしまうという。

それでも何か釈然としない点もある。暴力を用いたことで家族関係にひびを入れ、傷を負わせ、子どもを保護せざるを得ない事態を招いたことの責任は問いたい。せめて、「子育てなんて知ったことではない。それは妻の仕事で、俺は稼いでいる。」と思う意識それ自体が虐待するリスクとなる認知であることには気づいて欲しい。とはいえ、そうした男性たちにとって腑に落ちる言い方でアプローチしければならない。より適合的で受け入れられるやり方が欲しい。こうしてグループワークに参加してくれる程度に意識のある男性たちに相応しいアプローチとしたい。これを加害者臨床論では「応答可能性・反応性」という。したがって、男でありつつも親であることの面も考えてみたいという曖昧な当事者意識ではあるが、彼らの自己認識を尊重することとした。名付けをめぐる意見の交換をとおして、男親と父親という言葉やそのあいだにはいろいろ考えなければならない何かがありそうだと思った。

今回は、私の子育て体験も交えてこうした事柄を考えてみようと思う。男親なのか、父親なのか、換言すると、稼ぎ手役割とケア役割の両立やバランスをどう考えることができるのか、男親・父親・夫としての立ち位置を確認したいと願い、虐待親たちに発した問いを自らの来し方と重ねて記しておくことにしたい。

さらに、父親というと家族制度や社会制度にも関連する面がある。嫡出推定の原則がある。民法 772 条は妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定するという規定である。この規定は嫡出推定制度の一環であり、子の福祉のため父子関係を早期に確定し、子の身分関係を安定させることが目的である。

婚姻中に懐胎したこともって父親は制度によって推定されるということだ。また、一夫多妻制の国であれば父親のあり方は異なる。こうして、男性や父性・父親が制度的、歴史的、社会的存在であるとすれば、男性性（男らしさ）、父親・父性は構築物、フィクション、虚構としての面があることになる。同じように母性もまた育児へと女性を駆りたてるように構築されてきたといえる。親のあり方は創られたものであるとすると、男性にケアの能力が本来的に欠如しているのではなく、社会的に疎外され、剥奪されてきたことの結果であるともいえるので、男性たちだけを責めることにはならないし、努力の結果、これからでも構築できると考えることができる。

別の言い方もある。家族のなかでの親の役割としては「ケアかキャッシュか」という面があり、それは養育力の 2 面性（経済的とケア的）を意味し、さらにそれらがジェンダー分割され、男性と女性に割り振られていき、それを家族という制度が表現している。だから男性のケア的な側面である父性を涵養していくためには、こうした社会のあり方も問うことになる。ケアから男性たちを疎外した社会を「直し」つつ、虐待するその行動的心理的な面は「治す」というスタンスである。これは社会臨床としての重要なテーマとなる。

私の子どもが就学する前後、ＮＨＫの『すくすくネットワーク』誌（ＮＨＫ出版局）に連載していた体験的父親論がある。1998 年頃のことである。私自身の子育て日記でもある文章をひっぱりだし少々のアレンジを加えた。一般的に男性とケアすることに関する主題が数多く生成している社会となっており、そうした意味でも私のなかでは持続しているテーマである。現在放映されている放送大学の「世界の結婚と家族」という教養科目（2012 年度まで）で同じような話をしているので視聴可能な方はご覧いただければと思う（テキストは、宮本みち子他編『現代世界の結婚と家族』、放送大学教育振興会、2008 年。そこで「男性と父親－父親政策の視点から－」、「家庭内暴力と家族関係－男性・父親の視点から－」と題した章を書いている）。

初めての父親たちとのつながり
－「子育てすべきだ！」とはいわない

立命館大学大学院応用人間科学研究科の東日本大震災への支援活動の一環として青森県むつ市立図書館で「父と子の絵本の読み聞かせワークショップ」を実施した。同僚の村本邦子さんが企画した家族支援のプログラムの一こまである。本マガジン編集長の団さんの漫画展と講演会もあった。関西はまだ暑かったが、東北の秋の気配を感じた 9 月 24 日の土曜の朝のひとときであった。

「父親も子育てすべきだ」という無粋なことを訴えたのではない。楽しい子育てをする小さなアイディアを伝え、一緒に楽しみたいと願って企画した。これを考えるための言葉も紹介した。たとえば IQ と EQ（ intelligence quotient ／ emotional quotient）のこと、つまり、感情や情操に関わる知的な働きのことである。こうした立場から男性問題に関わるいろんな取り組みをしていることも紹介した。

まずは気分ほぐしを行った。「ことば、からだ、かかわり」の関係を深めるためのゲーム風のワークである。父親たちが出会いをうまくすすめるためのウォーミングアップだ。

はじめは「からだほぐし」と気持ちトーク。二人一組になり肩もみをした。一分間、黙ってもむ、次にはおしゃべりしながらもむというワークをおこなった。おしゃべりしながらだと気持ちがよいということを体感する。時間もあっという間に過ぎていく。「あ、そこそこ、ここは痛い！どんなお仕事しているのですか。何か運動していますか。いい身体していますね。」などと雑談が交わされる。気持ちトークである。

次に、「あとだし負けジャンケン」の練習をした。文字通り、後に出して負けるというゲームである。でも後に出しても勝ってしまう。最後に、「あいこ」になった時に握手をして和解する。勝ち負けのない平和な握手になり、ホッとする。家族同士でやると面白いともアドバイス。じゃんけんは勝つものと思っている。後にだしても勝ってしまう。身体はずるい。習慣の力は恐ろしい。男性性も同じように習慣になっている、としめくくる。

最後に、言葉イメージ練習、一種の群読である。一つ目のお題は「雨が降る」だ。私が「雨が降る」という。次々と父親にまわしていく。「しとしと」、「ジャージャー」、「ごうごう」、「ぽとぽと」と。「わんさわんさ」と続く。「ばしゃー」、「さらさら」、「ぴちぴち」、「どんどん」、「ごーごー」と。たんなるイメージだが、体験と重ねて気持ちがこもる。

二つ目のお題は「ひとが歩く」。同じように続ける。「てくてく」、「ぶらぶら」、「さくさく」、「ぽとぽと」、「のしのし」と歩く様子を音でつなぐ。「ああいそがしいそがし」、「おそるおそる」、「どんどん」とやや転調する。もっと情景を含めて、「てをつなぎ」、「足をとられ」、「柵を越え」、「海をこえ」とも広がる。

これらの練習は絵本の世界に入るためのウォーミングアップ。楽しく子どもとシンクロするための「のり」が大切となるからだ。自分の体験と重ねてのイメージ練習ともいえる。気持ちを込めてという意味はこういうことだとも話す。そうこうするうちに滑舌もよくなってくる。その時は時間がなくてできなかったのだが、「かっぱ」という谷川俊太郎さんの詩をつかったメニューもある。

かっぱかっぱらったかっぱらっぱかっぱらった とってちってたかっぱなっぱかった かっぱなっぱいっぱかったかってきってくった

これはどう読んだらいいのかな？という言葉遊びだ。いちおう正しい読み方は次のよう。でも楽しめればいいので正解を探すことが目的ではない。念のため。

かっぱ／かっぱらった／かっぱ／らっぱ／かっぱらった／とって／ちってた／かっぱ／
なっぱかった／かっぱ／なっぱ／いっぱかった／かって／きってくった

これらは以前にも紹介した「レポートトークとラポートトーク」の練習である。感情とコミュニケーションと関わる男性の表現力の弱さが気になっているのでいつもこの話をしている。とにかく初めて出会う父親たちだ。難しい意味づけはせずに、ワークをしながらうちとけあうことがねらいである。やればのりのいい男性たちだ。

5組の幼児と父親が参加した。父親が読みきかせた方がいいとセレクトした絵本の紹介をした。まず、エリック・カールの仕掛

け絵本、『パパ、お月様とって』（偕成社）だ。父親の気持ちが雄大になる。そう子どもに言われたら、「よっしゃ！」となるはずだ。他には、佐野洋子さんの『100 万回生きたねこ』（講談社）、田島征彦さんの『じごくのそうべい』（童心社）もおすすめした。そして今回、一押しとしてとりあげたのは宮西達也さんの「ティラノサウルス」シリーズである（ポプラ社）。『おまえうまそうだな』、『おれはティラノサウルスだ』、『きみはほんとうにステキだね』、『あなたをずっとあいしてる』など多数でている人気絵本となっている。『おまえうまそうだな』という絵本のタイトルを大きな声で読むだけでも子どもたちは大騒ぎ。

はじめは練習。私が『パパ、お月様とって』と『100 万回生きたねこ』を、ゆっくりと、感情を込めて読んだ。ここまでは父親だけの会である。次に、子どもたちを招いて今度は父親たちの番だ。すきなところに陣取って父親と子どもたちの絵本タイムが始まる。おとなしく父親にだかれている子ども、絵本を指さししながら別の話へとひろがっていく子ども、神妙な顔つきで話に食い入る子ども、いろんな輝きがある。日頃の姿が目に浮かぶ。

絵本の力−父親の情操教育

こうした経験からすると、男性が親になるには特別な努力や意識づけが要るのだと思う。私自身も自分の子どもと遊びながらたくさんの発見をした。なかでもこうした絵本や物語の読み聞かせは面白かった。こんな絵本も印象深く残っている。「ぼくの父親？ふつうのおとなだよ。やさしいけど。でもたいていは、なんかちがうことを考えてる。遊ぶことができないし。」という少年のつぶやきをもとにした『小さくなったパパ』（ウルフ・スタルク、小峰書店）という絵本だ。これはてっきり私のことかと思った。私も娘と遊びながら別のことを考えていることが多い。たとえば研究や原稿のこと。なにかネタはないかといつも考えてしまう。純粋に遊べないとはこうしたことをいうのだろう。思えば幼い頃のようには遊べなくなっている自分にも気づく。いつのまにか鎧を着て、世間にあわせ、日々のことに精一杯で、何かしら流されていくようになってから、ずいぶんと時が経ったように思えてくる。育児をしながら感じる時間と空間は、30 代半ばの父親に微妙な変化を与えてくれていた、と 50 歳をこえて多忙を極める折り返しの齢になってそう思う。

絵本の読み聞かせは、新しい時空間につかのま誘ってくれるいいチャンネルだった。とくに父親の「男らしい」人生からすると、一種の「癒し」のような作用を果たしてくれた。絵本は棒読みでは味気ない。感情や気持ちを込めて読むのが楽しい。ゆっくりと語りかけるようにして読むと子どもの目が輝くのがわかる。そして話があちこち飛ぶのも楽しみだ。子どもは絵本に反応して一緒に物語を楽しむことができる。むしろ子どもの空想力に感心し、教えられることが多い。時間の流れをゆっくりめにきりかえ、空想の世界に身を漂わせ、共にたゆたうことができるいい時間だ。こうした感覚は、男性の日常生活にはないことだと思う。だから面白い。父親の情操教育にとって絵本や物語はとても大切なように思えた。いつでもできる父親の育児だという点も大事だ。

他にも『うちに帰れなくなったパパ』（徳間書店）も印象深く残っている。書いた人はラグンヒルド・ニルスツンというノルウ

ェーの作家。舞台は夫婦と子ども 2 人で暮らす家族。新しい家に引っ越したその翌日、父親は今日も元気に「いってきます」と仕事に出かける。ところが、ひょんなことに家への帰り方がわからなくなってしまった。バスに乗るがどこで下車していいのかわからない。見覚えのある街を歩き回るがたどり着けない。途中、探検家、ハングライダー乗り、カウボーイなどいろんな人に出会いながら家を探す。探検家は野心丸出しで有名になることを夢みている。ハングライダー乗りは「みんな飛んでる俺をみあげているのさ」と優越感まるだし。レーサーの彼は「ひとりぼっちだけど、砂漠まで走る」と無理しながらも意気軒昂。野に暮らすカウボーイは「まだまだ旅の途中ってとこさ」と雄々しい。「へー、みんな男らしく生きてんだ」と父親は感心するけど、「早く家に帰りたい。しなきゃならない仕事がある」とつぶやく。世間の男って、見栄と打算と野望と孤独に生きているんだなと感じながら、歩き疲れて戻ったところは生まれ育った母の家だった。

家を探しながら出会ったこの男たちはこの父親の分身たちだったのかもしれないと思う。でも、寝ようとしたベッドはすでに小さく、寝心地はよくない。「ここじゃもう眠れない」とつぶやく父親。この一言でこの父親は家に帰ることができるだろうと私は感じた。ママからの自立を自覚する思いとあきらめが、このつぶやきに込められているように思えた。この男性のように帰る場所には「ママ」がいる。日本の父親はたくさんの「ママ」に囲まれて生きている。産みの親はもちろん、妻にも母役割を求める。もしかしたら娘にも母役割を押しつけるかもしれない。息子がいればその妻にも舅として母役割を求める。母役割とは、食事をつくらせ、他人の世話をし、掃除をし、育児や介護を担当するということだ。こうして見ると、家のなかで何もしないという男性役割、父親役割はずいぶんと楽だ。それを支えるのがたくさんの「ママ」だ。もちろん仕事帰りに立ち寄るスナックにも「ママ」はいる。うーん、やはり「ママづくし」の男の生活。

依存してばかりの生活では自立心が萎えていくとこの絵本は語っているようだ。これからの社会に必要な身辺の生活的自立能力は身につかない。仕事ばかりの一本調子な人間は折れるとこわい。やはりマルチな人間はしなやかに、変化に対応できると体験的に思う。この社会、先行きがなかなか見通しにくい。私が家事や育児など、家のなかのことに関心をもった方がいいのではないかと薦める理由は、男女共同参画社会づくりのためだけではない。ようするにいろんな発見があって自分のためになることが多いからだ。将来何が役立つかわからない。男子厨房に入り、子どもの世界を探りながら知恵と技を磨いてはどうかと思う。体験上、仕事にプラスになることが多かった。家のなかでは使う脳の部位が異なり、言葉や感情もちがうような気がする。

そしてなんといってもおそるべきママの独占状態にある家庭という領域に父親を解放することの大切さである。そうしないと子どもたち、とくに男の子は同じようにまた帰るべき家を見失うことになるのだろう。息子の自立にとっても父親の自立は欠かせないと思う。生活のなかでみせる実の姿の父親がみえないので、このままだと父親受難となる。「父親って、何の役に立つの」と子どもがたずねる。「うーん、なんだろう。わかんないな。でも給料をもってくるからね」と語る母親。こうした会話がどこの家

からでも聞こえてきそうだ。父親は家のなかで居場所をなくしていく。「うちのパパ、今日はきちんと帰ってくるかしら。もしかしたら……」と思う妻、そして「俺も大丈夫かな」と思う父親は意外に多いのかも知れない。

では、家に帰れなくなったこの父親が探していたのはいったい何だったのか。少子高齢社会、男女平等という大きな変化のなかでさ迷う父親の姿のようでもある。稼ぐ役割の男親役割に徹していればいいというわけにはいかない。長く母性（ママ）に依存してきた息子の哀れ（自律的できないこと）も斟酌すべきだろう。依存から脱出するためにも家のなかでケアの役割を磨き、それを親性の一環としての父性として育んでいきたいものだ。この隘路に男親から父親への変化が位置づく。

親性を育む−　鍵となる父性の涵養−

でも父親は憂鬱である。突然に子育てと介護を託され、期待される世の中となった。というのも、父親は知らないのだ。どんな具合にして親になればいいのかを。誰も教えてくれなかった。父親の父親は何もしてくれなかった。「生きてきたように老いていく」ということと同じで、「人は育てられたように子どもを育てる」しかない。そんな父親に、「子育てしなさい！」だけでは義務としての育児となるだけだ。

1970 年代かけて専業主婦の比率が高まり続けた。その頃生まれたのが、今現在 30 から 40 代の現役子育て世代である。そして介護もこれからは期待されている。稼ぎ手である大黒柱役割を担う夫と内助の功で支える妻が一姫二太郎を育てるという典型的な「幸せ家族」に育った父親と母親は、それが普通だと思っている。父親は何も知らない。

だから父親は少々あわてている。父親の「家族的責任」という言葉が登場したからだ。子どもの問題行動が世間を騒がせるたびに、父親の責任はどこへいったと問われる。もちろん、そんなことはわかっているが仕事が忙しくてという事情も分かる。でも、こうした「幸せ家族」には母性過剰と父性不在がつきものだということも考えておくべきだろう。もちろん父性でも母性でも親は親だから、自立した人として子どもを育てていく責任は両方の親にある。とはいえ、さしあたり「男は外のことを、女は内のことを」という具合に、性別役割を担って生きざるを得ないジェンダーの現実が強く作用してきた。現代は、その両者のバランスが求められ出したといえる。男性は父親として家族の方に関心をもっていくことが期待されている。いってみれば「父親の家族復帰支援」である。「女性の社会進出」という言葉はあるが、「男性の家庭進出」とはいわない。ジェンダーにおいて非対称である。バランスを回復させるために広めたい言葉である。

したがって社会的に創られたこうした関係性を変え、「男性の家庭進出」めざす父親にはヒントが必要だし、スキル伝授も導入部分としては有益だと思う。家族への帰り方、つまり子どもとの遊び方や勉強のさせ方のヒントである。各地で頼まれて父親教室を行うことがある。冒頭のむつ市の企画はその典型である。絵本の読み方教室、料理教室、妊夫教室、介護体験講座、遊びかた講座、悩み相談、脱暴力の支援など多彩な活動を仲間たちと行い、ヒントをともに考えてきた。父親の父親が何もしれくれなかったので、新しい男性たちが相互に学び

はじめたのだ。最初のうちは照れくさいけれども、慣れてしまうと男たちも捨てたものではない。義務としての子育てではなくて、子どもとの関わりあいを楽しむようになるともう大丈夫。

こうした活動をしながら思うことは、育児にかかわる能力は本能でもなんでもなくて、身につけるものだということ。それは母親だってそうだ。「母性本能」なんていう言葉はそろそろ死語にした方がいい。女性たちには育児の押しつけになるし、なによりも男性が無視されている。男性がケア領域から疎外されていく。そして、女性にとっても親になることは課題をもった時代なのだから、男も女も新しい育児のあり方を模索しなくてはと思う。親性の形成という課題である。

しかし、親性のジェンダー分割があるので、保育園でも、幼稚園でも、どこにいっても母性過剰だ。育児は女性の仕事となってしまっている。「ねえお父ちゃん、どうしてそんなに保育園の送り迎えや会長（保護者会の仕事をしていたことがある）なんてしているの。別に暇じゃないのに。よその家はお母ちゃんが多いよ。」と保育園時代に娘が話してくれたことがある。「お父さんはなんのためにいるの」とは言わない娘だけれども、やはり父親と母親は違うと思い込んでしまっていた。「子どものことも仕事のことも両方ともできるといいの。」と答えた。

先に紹介してきた絵本でも同じだ。父親が知らない間に母親が読み聞かせする世の中の大半の絵本は、父親を必ずしも良いようには描いていない。ずっこけた父親、何もできない父親、死んでお星様になってしまった父親、ヒーローのような偉大な父親という具合だ。どれも実感にそぐわない。それに比べると、母親はよく登場するし、描かれ方もとくに違和感はない。くる日もくる日もこうしたバイアスのかかったストーリーのお話に浸っていることを父親は知ったほうがいいだろう。もちろんそれほどまでに男性たちが子育てをさぼっていたということに他ならないのだが。

二人だけで育児をするのではなく
―家族を開くほうへ

もちろん男性も育児に関わる努力はしているし、イクメンという言葉も定着し、各地ではおやじの会が活動している。しかし、男親としての育児は非日常的なようである。まるでお祭りのように。普段は何もしない男親だから「ここぞ」とばかりに張り切る。土日ともなれば出番で、遊園地に行ったり、公園でスポーツしたりと頑張る。男の料理というのも曲者でやたらと豪華に金ばかりかけるし、「どうだ、うまいだろう。俺もやればできる。」といわんばかり。たとえまずくても、「そうね。おいしいね。」と言わなければ後が恐い。

育児や家事はきれいなことばかりではない。感情のかたまりのような子どもを相手に「なにこのガキめ！」と思うことも多い。子どもはとにかくよく泣くし、言うことを聞かない。食べ物は散らかすし、ミルクはこぼすし、なんでも口に入れようとするし、それはもうてんやわんやの大騒ぎである。夜泣きでもされた日にはもう大変だ。翌日の仕事を心配しながら、寝かしつけようとドライブしたり、夜中の散歩に出かけたり、ガレージで遊んだりと休む暇もない。どちらが面倒見るかで夫婦仲が悪くなりかけることもしばしばであった。「もういや！」という場面が子育てにはつきものだった。でも子どもの寝顔をみて癒される。辛いこと

はすべて忘れてしまう。そうした日常の繰り返しこそが育児だ。

こうしたことからすると、非日常型の男親の育児は「いいとこ取り」になってしまう。母親にとってはそれ自体がストレスとなる。なぜなら、非日常の育児しかしない男親は子どもからはやさしく見えるからだ。力任せに一生懸命に遊んでくれるし、おやつも買ってくれるかもしれない。母親のようにあれこれ厳しく怒らず、小言も言わない。だからうまくできれば父親は好かれる。でも母親はそうはいかない。24 時間子どもとつきあえば「うるさい母親」となるのは当然だ。

とはいえ、こういう男親でも貴重である。最初は非日常的でもかまわないのかもしれない。そしてゆっくりと日常化していけばいいと思う。

そしてもう一つ。しかし、「そうはいってもなかなか普段の育児なんてやってくれない」という前に、思考の枠をずらしてみるといいと思う。ストレスをためて「あなたももう少し面倒みてよ！」というのもいいが、少し異なる角度から家族を眺めてみたい。そこで提案。「半分こイズムはもうやめよう」というのが私の考えだ。男女協働参画社会づくりという際に問われているのは、私たちの男女平等への想像力と構想力だ。男も家事と育児と介護に参加しなさいというのは、正しいメッセージだ。間違ってはいない。けれども、妻と夫、女と男が向き合いながら、家族のなかだけですべてを平等に分担することでしか男女平等ということをイメージできないとすると、それは貧しい。どうして家事や育児や看護や介護をすべて家族だけで完結させないといけないのだろうか。

「半分こイズム」がこの点を見失うと、閉じた家族となってしまう。どうして他人が必要なのか。それは家族の人数が少なくなっているからだ。兄弟姉妹や親戚が多ければ、それだけ人間関係にもまれて学ぶことが多くなる。でも今はそうではない。人間関係が希薄になり、地域のなかに家族は開かれていない。家々は鍵をかけ、変なおじさんには要注意という看板もあるぐらいだ。ほうっておくと家族関係が閉じていく。だから、保育園や幼稚園の保護者同士、ベビーシッター、育児仲間、友だちとつながり、誰でもいいので風通しをよくして家族を開くことが面白いと思う。他人からはよく学ぶのが常である。

ななめの関係

過去はそうだったといえるが家族は単独で子育てをしてきたのではない。地域や親族も含めて子育てはいろんな人を巻き込んでいた。核家族の親にのみ子育てを託すと、家族は閉塞していくばかりだ。ましてやさらに進む少子社会である。個々の家族の母親にのみ子育てが任せられ、周囲の社会から孤立することもある。そうすると関係が閉じていき、逆に家族関係は密になっていく。そうした密度のなかでは子どもと親が「あわせ鏡」のようになる。それは互いに互いを写しあう無限連鎖となる。「鏡のなかの鏡」が果てしなく続き、最期は何が何だかわからなくなり、見えなくなる。親子という二者関係はこうした状況に陥りやすい。

やはりいいのは三面鏡のような関係、つまり第三者を入れた関係だ。身近には、母と父と子の三者関係がある。単親の場合は二役をこなしてもいいし、他人でもいい。血縁関係でなくてもいい。要するに第三項があればいいのだ。つまり三面鏡だ。親子

という二者関係は閉塞しがちだし、脱出口がない。互いに互いを写しあい距離が取れなくなる。息苦しい。二人関係というのはその絆が強い分だけ他者を寄せつけない。二人関係は互いに他を独占したいという欲望を表わす。恋人関係がその典型だ。こうなると「ラブ・イズ・ブラインド」の世界だ。

子どもが小さい頃、保育園の保護者同士がつながりいろんな人が出入りし、よその家によく遊びに行っていたし、なんとか父親も子育てにかかわってきた。多様に第三者が存在していた。かつて、こうした関係はずいぶんとあった。地域のなかのおっちゃんやおばちゃんたち、そして親戚も多かった。叔父や叔母たちは親代わりで、厳しくもあり、やさしくもあった。友だちの親に真剣に叱られたこともある。子育ては地域や関係のなかで行われており、親より効き目があった。

社会のはじまりは三人関係にある。家族のなかにこうした三人目はどれだけ存在しているだろうか。家族を開く課題であり、たてとよこの関係だけになりがちな核家族に「ななめ」の関係を入れるということでもある。

おもちゃに学んだこと

絵本にも学んだが、おもちゃも面白いと思った。おもちゃは女の子用、男の子用というのがはっきりしている。テレビやマンガもそうだし、日常使う子どもの身の回りの品々も同じようだ。女の子はピンク、男の子はブルーと色使いまで明確に分かれている。

男の子らしいおもちゃは、ロボット、戦争もの、お城や要塞、自動車、銃や刀などだ。テレビゲームもよく似たもので、戦争、暴力、攻撃などが物語として背景にある。他方、女の子らしいおもちゃは、お人形、お家セット、ままごと、ぬいぐるみ、お化粧ごっこなどだ。実に整然と男の子用、女の子用と分かれているおもちゃは、やはり問題だし、なんとかならないものかとかねがね思っていた。

しかし、子どもはそんな親の思いを無視してよく遊ぶ。お人形をつかった遊びやままごと遊びも好きだ。もちろん男の子が好きなおもちゃもたくさんもっている。合体型ロボットや要塞のまわりで戦う兵隊のおもちゃもつかう。家に遊びにくる女の子同士で戦いごっこが繰り広げられることもあった。

ところが、同じおもちゃを使っても、私が体験してきた男の子同士の遊び方とは異なるのだ。娘たちのごっこ遊びは面白かった。兵隊たちが戦うまねをする。「エイ、ヤッ」「ブーン、ダダダッ」という具合だ。でも最後には、双方が戦いなんかやめて仲直りするのだ。「戦争してごめんね、これからは仲良くやろうね」と。そして、傷ついた兵士たちを動物のぬいぐるみが癒してあげる。「痛くないよ」と慰めてあげるのだ。大げさにいえば、平和が訪れて遊びは終わる。

こうした娘たちの遊び方をみていると、男の子用、女の子用という具合に分かたれているおもちゃの性差を乗り越えて、子どもたちがそれらを使いこなせばいいのだと思うようになった。目くじらを立てない。おもちゃだけではなくて、よく似たことは他にもいろいろある。テレビ、マンガ、ゲームだ。テレビを見るなといっても無理だ。マンガに熱中するなといっても反発されるだけだ。ゲームをするなといっても無視される。だから、こうしたものとうまくつき

あうことが肝心なのだろう。

私の幼い頃とは全く異なり、現代の子どもたちはテレビ、マンガ、ゲームやおもちゃに囲まれて生きている。以前は遊ぶものが豊富でなかったから、自分たちで工夫し、時には作った経験もある。野に遊ぶこともたっぷりできた。逆に豊富にありすぎると創意工夫をしながら遊ぶ能力は衰退する。とはいえ、臭いものにフタをするように、こうしたものから遠ざけておけばいいというわけにはいかない。戦車から人形までいろんなおもちゃがあってもいいと思う。これらを使いこなす自主的な力が大切なのだろう。

男の子問題

米国コロラド州のコロンバイン高校銃乱射事件は 1999 年 4 月 20 日に発生した。その時にカリフォルニア州のバークレイに住んでいた連れ合いと娘に電話をかけたが、学校関係者はずいぶん深刻な様子だった。娘の通う学校では校長自ら親宛の手紙を書いたという。「週に何回かは子どもと何かを一緒に行う体験を」という内容だったらしい。食事を一緒につくる、スポーツをする、ピクニックにでかけるなど、とにかくなんでもいいからテレビやゲームに埋没しないようにさせましょうという内容だったという。

銃をもつことを個人の権利として認めた国ならではの激しさをみせるスクールバイオレンスである。そして多文化社会や競争社会であることの課題も垣間見える。もちろんこうした形態での暴力ではないが、学校をめぐる事件は日本のなかでも散見される。加害が男性であることが多く、そこに関心がむかう。男性問題に取り組む心理学者ブラノン教授が男の子に期待する四つのメッセージを整理した。「勇猛心を持て、地獄を体験させろ、大物になれ、女々しくするな」というもので、男の子にたいして周囲の環境はこうしたメッセージを送るという。ジョン・ウエイン、ブルース・リー、クリント・イーストウッドがヒーローだった頃、つまり社会全体がこうした物語で大きく発展していた頃につくられたという。このような男の子像が一人ひとりの成長の物語として社会の発展の物語と重なり合っていた時代はまだよかった。「大きいことはいいこと」だった。だから男親が家にいなくてもよかった。男の子の成長と大黒柱として頑張る男親の姿と社会の進歩・成長は同心円を描くようにして調和がとれていた。重厚で長大な産業が男らしいイメージをつくってきた。喧嘩やいじめもあったけど、すべて大目に見られていた。

しかしそれはもう今は昔の話となった。成熟した社会ではこうした荒野を拓くようなパイオニア的な男の子らしさ像は邪魔でさえある。米国でも男の子問題は真剣に議論されている。たとえば、学習障害児として認められている男の子は女の子の二倍もある。注意欠陥多動障害は同じように十倍程度の差。躾についても男の子が困難だと感じる母親が多いと報告されている。学習についても安定した成績を示す女の子が多く、読み書きという分野だけではなくて、科学や算数という分野でも成績がよくなってきた。暴力の被害にあうのは男の子（性的な被害を除くと女の子よりも三倍近い）、自殺も四倍から十倍の格差で男の子は死に急ぐ。もちろん加害者となるのも男の子に多い（臨床心理学者、William Pollack, *Real Boys: Rescuing Our Sons from the Myths of Boyhood*、『本当の男の子－男の子らしさ

の神話から私たちの息子を救うー』という書物より)。まとめて言えば「男の子の困難」である。これらに対応すべくいくつかの取り組みがはじまっている。男の子の暴力や攻撃性をなくす予防教育であり、感情をきちんと言葉にできる怒りコントロールのトレーニングである。家族はもとより、学校も地域もこうしたことに敏感になりはじめている。

父性を育むケアの力
–ワーキング・ファーザー

父親不在で、父性の欠如した家庭には母親しかいない。母親はもちろんがんばっているが、父親の出番は男の子問題をとおして考えるとよく見えてくる。日本の父親たちの子育て時間が一日平均 17 分だというのは国際社会においてはひんしゅくものだ。ケアとキャッシュの両方の役割をバランスよく保つためにも、男性のケア能力の開発がまずは大切だ。男の子の困難は自らをケアする能力の開発とも関わっている。ケアとは自己への配慮のことであり、それをもとにして他者への配慮が可能となる。

娘との二人暮らし体験が何度かある。その時は妻と娘がカリフォルニアにいた。子どもだけが学校の関係で先に帰国し、6 月に京都の地元の小学校一年生となった。二ヶ月遅れの新入生だ。あわせて学童保育にも通うこととなった。大学の仕事と市民活動とに忙殺されながらも、子どものための時間を確保しなければならない。学生や地域の人々に保育サポーターを依頼して仕事との両立が可能な日程を調整する。幸いにして、職場である大学と小学校や学童保育所が徒歩数分以内のところなので、時間のロスが少ない。夕食の用意を中心にしてなんとかやりくりすることとした。掃除、洗濯、炊事、あとかたづけはとくに苦になるわけでもない。本読みにも根気よく付き合う。二人で遊んで、入浴して、お話しながら寝てしまうという一日のリズムができてきた。

しかし困ったことがいくつかある。一つは髪の毛。当時の娘はロングヘアだった。暑いとき、髪を束ねたいという。「三つ編み」にして欲しいというのだ。これは困った。「知らない世界」に出会い、呆然自失状態。教えている女子学生に聞くのも妙だし、あなたの髪で練習させて欲しいというわけにはいかない。そこで知り合いの美容師に相談した。三色の太めの紐を束ね、それをピンで壁に留め、指を交互にして編み物をするようにして練習すればいいと教えてくれた。子どもの髪はつややかですべりやすいので、霧ふきで濡らしながらやるといいよともアドバイスしてくれた。

毎夜、娘の髪を使って練習することになった。とはいえ、なかなかうまくいかない。「痛い！、へたくそ！、もういや！」の連発。特に毎朝となると時間がない。そこで、ヘアバンドを使ったり、左右に二つに分ける簡単なやり方でなんとかしのいでいたことを憶えている。それさえも時間がないときは、カチューシャでごまかした。

もうひとつの困りごとは裁縫だった。体操服に名前を書いたゼッケンを縫い付けなければならない。針と糸でできることはボタンつけぐらいだ。私にとってこんな作業は未知なる世界。どうすればいいのかわからず途方に暮れた。二着の体操服にゼッケンを縫い付けるのになんと三時間もかかった。おまけに苦労のわりには仕上がりがよくない。我流だから仕方ない。暗澹たる気持ちだ。不揃いの縫い跡。しわになる体操

服。洗濯のたびにほつれていく感じがする。ぶつぶついいながらひたすら針を動かし続けた。

世のお母さんたちは本当に何の苦労もなくこうしたことができるのかと不思議に思い、周りの女性たちに聞いてみた。髪を編むことは別にして、裁縫に関しては、嫌だという意見の持ち主も少なくないことがわかった。自分の母にやってもらったという人が結構いた。そうかと納得し、私も母にお願いすることにした。

そういえば、日本の保育園、幼稚園、小学校はなんと手作りを重宝することか。とくに働いている母親はこうした手作り品に愛情を込めてやり、日ごろ、子どもとふれあう時間がない分をカバーしてくださいといわんばかりだ。弁当におやつ、裁縫、バザーの手作り品と次々にいわれる。働く母親にはけっこうきついだろうと、ささやかな経験から想像する。かくして、愛情の証はカタチに表わされなければならないとなる。

でも、手作り主義より手抜き主義の方が子育ては楽だと私は思う。少子社会なので、子ども一人あたりに注がれる愛情の量は多くなる。子どもからすれば息苦しいこともある。ほうっておいても子どもに関心が向かうので、カタチばかりの手作り主義は適当にやり過ごして、もっと子どもと遊ぶ時間を確保したいなと思いながら、難題に挑戦する日々が続く。三つ編みと裁縫に精出す「ワーキング・ファーザー」である。

男親と父親の「あいだ」－父性を育み、ケアの力をつけることの社会的意味

『ＸＹ－男とは何か』（筑摩書房）という書物がある。書いたのはフランスのバダンテール。彼女の提案は「ママパパ」のすすめである。その本のなかでこんなことを言っている。男性はわが子の誕生を機に父親業を始める。生後数ヶ月の乳飲み子の間、赤ん坊のめんどうをみるために父親は、ママのような父親になる。父親というよりは、男の母親になると言ったほうがいいかもしれない。もちろん、父親業といってもそれは「母親業」のようなものだけれども。

しかし、男が子育てする時にはある格闘をしているという。それは女らしさとの闘いだ。もっと一般化すると、受胎した瞬間から、男の胎児は女性的にならないように闘いをはじめるといってもいい。男の子は女性のお腹のなかで育ち、女性から生まれる。男の子は、母親が放つ女らしさ、自分の中の女らしさ、まったくの受け身という赤ん坊の地位が示す女らしさ、という三つの女らしさに逆らうことでしか生きる道がないという。ようするに、男の道とは女らしさと格闘するいばらの道なのだ。

だから、男性が家事や育児に関わるためには、みずからの内なる女性イメージや女性性あるいは伝統的な男性性とは異なる力能を開発し、総動員しなければならないこととなる。かくして、男性が行う家事と育児の家庭内役割は、男らしさイメージに挑戦する課題となる。なぜならそれは「女らしい仕事」と観念されてきたからだ。育児や家事という他人をケアする行動をとおして自分のなかの女性的役割とされる側面を意識し、思い通りにならない子どもを育てながら、まったくの子ども中心、つまりは受け身となり、かつて自分の母親が自分に対してしていたことと同じことをするというのが育児と家事の男にとって位置づけとなる。これを担うのが「ママパパ」になるということだ。男親から父親への変化であ

り、そこでは父性が育まれるということだ。

これまで身につけてきた男性性とケアする役割の両方を演じることができるような男でなければ、良い父親にはなれない。生殖能力の差異は大きく、男性は親になるのに意識的な努力がいる。父親は父親なりの仕方と意味づけで子育てに関わる。けれどもそれは社会的に作られている「男らしさイメージ」と時には対立する。男性が「ちょっと今日は子どもの面倒みるので早く帰りたい」と上司にいうにはまだまだ勇気がいる。ケア機能を発揮するには相当な決意がいるということである。

とはいえそういう闘いをしてまで男性が「ママパパ」になるには意味がある。ケアする父親は子どもにとっては新しい男イメージとなる。安心感もつくりだす。遊んだり食事をしたりして一緒に何かをする協働体験や体感的な記憶も大事だし、父親の働く姿をみること、そして何よりも父親が子どものことに関心をもっていることへの信頼感、こうしたことから形成される父子関係が重要だと思う。そのことをとおして情緒的な絆が形成されていく。情緒や感情をもとにした、これまでの男性にはない新しい関係をつくることのできる一つのチャンスだと考えるべきなのだ。

冒頭に述べたように男親というのは男性性を意識した言い方である。パワーという言葉がイメージできる。また、父親というのは家族制度の印象があり、大黒柱役割を意味するキャッシュに傾斜している。つまり、男性の生活はパワーとキャッシュに力点があり、ケアから疎外されているといえるだろう。虐待親たちとのグループワークから、男親であることから脱して、徐々に父親であることの大切さを感じていくが、その過程で涵養すべき親性のひとつとしての父性 fatherhood を浮かびあがらせるようにしている。そこをとおして育児や介護を志向する男性のケアにむかう回路が拓かれていくと思う。こうして身に付く能力は、この文脈ではケアという言葉を使ってきたが、さらに広い言葉へと広がる内容がある。仕事や会社でもそうだが、後進を指導する際の「次世代育成力」と重なる内容をもつと思う。まだまだ硬い言葉だが、しなやかなリーダーシップともいえる。父性として涵養していきたいさまざまな力は応用可能性が広く、社会的にも意味のあることだと思う。その開発はあらゆる場面での男性の感情的知性（EQ）を豊かにしてくれると実感する。

なかむらただし（社会病理学／臨床社会学）

社会臨床の視界

（8）

－家族をシステムとしてエコロジカルにみること－

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

１．システムとしての家族

関係性の束としての家族はひとつの生き物のようである。不定形だがまとまりのあるシステムとして存在し、外部とは境界のあるユニットを成して生き抜く。家族の生態学とでも形容したくなるようなつがい方をし、子どもをつくり、離婚や再婚という形態変化もしつつ、その子どもたちが出立のために分離し、時には暴力と虐待を含むこともあり、愛憎共に宿し、喜怒哀楽の感情が生成する共同性をもつ。貧病争苦のなかに置かれることもある。なかでも虐待がある家族は暴力をとおして奇妙な関係性を結ぶ。暴力だけではないが家族構成員が示す何らかの逸脱行動はシステムを変化させようとすることの無意識の示唆であり、暴力と虐待があればそのシステムは変化へと動くこととなる。関係性の歪みのシグナルとして暴力と虐待があるとみることができる。虐待へといたる家族の波風をみるたびに「家族は小説より奇なり」だなと思う。それほどこうした家族は個性的である。こんな風に問題解決しようとするのかとか、子連れ再婚の仕方とか、そんな理由で暴力を振るうのか等、考えさせられることが多いからである。

この背景には少子高齢社会化が進展するなかで孤立する家族が自力で問題解決せざるを得ないという家族変動がある。貧困の拡大もあるがそれはあくまでも「関係性の貧困化」だと思う事例が多い。そして何よりも各人の関係性へのミクロな対人関係欲望が家族システムには反映されている。社会の変化に対応して生きるために、そして個人の快楽と期待の実現のための対人関係欲求をもつ人間同士の接着のための場として家族という中間地帯（メゾ領域やメゾシステム）がある。家族という相互作用は触媒のように作用し、互いに相補的な関係を営む場となる。また、現在の家族の姿にそれぞれの生育史が反映される。暴力の臨床として関与する家族にはこうした見方がよく似合う。

家族をシステムとしてみるアプローチは家族療法の基礎になるものの見方である。システムは環境との相関で戦略をもつ意味づけの共同性をもつととらえる。何が重要であるのかどうかを家族のシステムが決める。こうした見方は生態を扱う生物学の議論に重なるものがある。たとえばヤーコブ・フォン・ユクスキュルが『生物が見た世界』（岩波文庫、2005 年）、『生命の劇場』（講談社学術文庫、2012 年）で展開している環世界論である。環世界とは環境一般があるのではなく、生きる主体は自らの適応のために環境を構成し、独自な意味の場をつくることを把握したものである。家族も生物体のようにして関係性の束をなし、環

境を主体的に意味づけて生きていると考えることができる。これが家族システム論や家族療法論である。家族はシステムを成して外部環境のなかを生き抜いていると考えるのである。その過程で家族のまとまりができ、結束力や凝集性、きずな、秘密保持、境界線、近寄りがたさ、開放性等としてその家族らしさを表現する。そうした意味共同体としての家族が何らかの問題行動や問題事象を抱えた際、その相互作用の関係図が透視できる。それはまるで生物の環世界のようにみえる。

暴力・虐待を含んだ家族もひとつのシステムをつくる。暴力をとおしてつながる統制というその意味づけを変更する取り組みはいかにして可能なのか。問題を示す何らかの偏向がある家族はどんな環世界をもっているのか、児童相談所と関わりながらどんなシステム変更が可能となるのか、事例運びが首尾よくいく際にはどんな環世界が再構築されるのか、そしてどんな働きかけがシステムの機能を高めていくのか等という関心が家族をシステムとしてみるアプローチから生起する。

２．個人と家族

だから、「勝利を収めたのは個人主義なのではなく、家族なのである」といったフランスの社会史家、フィリップ・アリエスの指摘にはリアリティがある（『「子供」の誕生：アンシァン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房、381 頁）。近代社会は個人を創出したとよくいわれるが、社会と個人が剥き出しに対位されるのではなく、その「あいだ」に家族が大きな存在感をもつことを指摘しているからだ。個人の誕生に家族は不可欠だ。個人に先立って、家族が、地域、国家、民族等その他の共同性を表現する関係とは異なる独自な領域として形成される。個人の内面、プライバシーの内奥にあるのは、性愛や情愛、親密性にかかわることだからである。これらを形成するのは家族である。夫婦と親子という組み合わせからなる家族の形態は、社会のなかの「私的な共同性」としての独自性をもつと観念される。この「私的な共同性」を成立させるものとして、性愛、情愛がある。家族は独自に個人を生みだす母体として存在感を増す。

人間の多様な集団のなかでも家族という共同性はどんなものか。生殖、家事、育児、食事、共住、介護、情緒安定などの家族の機能を列挙すればわかるだろうか。確かにそれらのことは、家族の営みであることはまちがいない。しかしこれらの機能は大きく変化している。家族の諸機能は外部化され、社会化されていくばかりである。残る機能は少なくなっている。家族に期待されているのは情緒的安定化機能と福祉的養育機能である。しかしそれさえ危うくなりつつある。あるいはこのようにもいえる。家族が情緒的安定化という機能に純化すればするほど、それぞれの感情が刃になり、かえって人間関係が悪化するという逆説をかかえる。暴力と虐待を含む家族システムにはこの面が顕著である。

３．ライフスタイルと家族のかたちの変化–関係への欲望の多様化–

また家族のかたちも変化しつつある。現在は、家族の多様化が進展している。25 年前、私は意識的に選択的夫婦別氏制度を広げていこうと思い事実婚での暮らしをはじめた。若気の至りもあり気負いながら意志

の力で変化させようとしていた面もあった。もちろんいまだに民法の夫婦同姓主義は制度上変化していないが、現代では自然に人々の関係性への欲望は家族の自明性を崩しつつある。これまでの見方を再考すべき事態が浮かび上がる。晩婚化、未婚化、少子化、子ども無し家族、母子家庭、シングル化等である。「できちゃった婚」もある。特に単身者世帯の増加、働く女性の増加等は家族のあり方や社会への影響が大きい変化となっている。さらに専業主婦が少数派になり、子連れ再婚も増加し、介護問題も深刻となる。男性問題も語られる時代となった。さらに中高年未婚・非婚男性と老親の組み合わせの家族も増える。若者の生活保護も指摘され貧困問題が大きくなる。生涯未婚率も男性の側で高くなる。

2011 年時点での平均寿命は男性 80 歳、女性 86 歳である。長寿社会である。人生 60 年時代ではなくなった。すでに四十代になる教え子たちのなかにも離婚と再婚を経験するケースがある。生涯未婚でいきそうな同世代男性もいる。パラサイトシングル親子もそのまま高齢化して老いた親と同居する中高年独身男性の行く先が心配となる。不幸な重なりにならなければよいが老人介護殺人の加害者に息子や夫が多いことが思い出される。

こうしたライフスタイルをめぐる諸問題の議論が旺盛になっている段階ではある特定の類型の家族を予定調和とすることはできない。家族の変化は人々の欲望に根ざしているので変化は早い。それに応じて家族をささえる社会（制度）も変化しなければならない。宮本みち子は『人口減少社会のライフスタイル』(財団法人放送大学教育振興会、2011 年）で日本人のライフコースの変化を「遷延」「多様化」「非定型化」と特徴づけた。

「遷延」は青年期から成人期への移行が伸びていることである。これは脱青年期とも呼ばれる中間的ライフステージの登場でもある。さらに中高年期から老年期のあいだも長くなり、また老年期が伸び、死亡までの時期も長くなっている。

「多様化」は生涯未婚である者が顕著に増加しつつあることであり、その結果として、子どものない人が多くなる。男性の 2006 年時点での未婚者割合は 50 歳が 15.96%、40 歳は 20%、35～39 歳は 30.0%、30～34 歳は 47.1%、25～29 歳は 71.4%となっている。

「非定型化」とは単線的に人生の行く末がみえた時代ではないことを物語る。学校卒業時の一斉就職から終身雇用を経る過程で結婚し、モデルとしては一姫二太郎を育てるという標準的ライフスタイルが崩れだしている。女性の自立も進行し、終身雇用と終身結婚が予定調和ではなくなったということである。こうして家族のライフスタイルの変化がすすむ。

確かに私の両親世代（昭和一桁世代）のきょうだいの数は多かった。私の父は 9 人きょうだいの末っ子だったのでおじとおばはたくさんいた。ポスト団塊世代の私は二人きょうだい。さらに私の子どもは一人っ子なので、三世代かけて少子社会化がすすんでいく。

また、これまでの常識を疑うべき論点もある。たとえば人類学者のマーガレット・ロックは『更年期−日本女性が語るローカル・バイオロジー』(みすず書房、2005 年）において更年期は医学的な問題ではなくライフスタイルの問題であるとし、中年期の女性に負荷がかかる日本の家族の有り様を鋭く指摘した。更年期障害の典型としての

不定愁訴の脱医療的モデル、つまり家族的背景の指摘である。それと対比的に男性の老いはどうなるのか。男性にも更年期があり、働き過ぎに警鐘が鳴らされている（『男もつらいよ！男性更年期』、石蔵文信、ソシム、2007 年。同じ著者は男性の生き方が女性の更年期の原因なのだと端的に主張した『夫源病－こんなアタシに誰がした』、大阪大学出版会、2011 年）。コミュニケーションを豊かにしなければ男の老いの未来は暗いと思う（三好春樹『なぜ、男は老いに弱いのか？』（講談社文庫、2005 年）。私も男性問題という定式化について提案してきた。暮らし方にかかわる常識を見直し、発想の転換が求められる。こうしたマクロな環境変化に敏感になって家族システムの未来を描いていく必要がありそうだ。環境が変われば家族システムが構築する環世界も変わる。

４．家族が示す「問題」の背後にあるシステムや関係性とかかわる

暴力と虐待のある家族の関係、あるいは問題が表面化している家族の関係性には濃淡があり、それを偏りとしてみるとそうした家族には特性がある。暴力の臨床の典型的対象としての虐待家族に向き合いながら家族の独特な動き方（＝生態）を思う。「幸福な家庭はすべて互いに似かよったものであり、不幸な家庭はどれもその不幸のおもむきが異なっているものである。」といったのはトルストイの『アンナ・カレーニナ』（新潮文庫）の冒頭。虐待する家族に接しているとなるほどと思う。その虐待事例の背後には間違った問題解決行動がみてとれる。たとえば子どもの問題行動を修正しようとして暴力でしつける行動はその典型である。子連れ再婚してなつかないと思える子どもへの過剰なあるいは疎遠な関係づけもよくある問題解決行動である。よかれと思って、社会の荒波に流されないような防波堤として家族の役割を発揮しようとし、過剰な指示、指導、関与が増えれば増えるほど、非合理的な絆が形成されていく。

表面的には虐待として問題化する家族は児童相談所の介入となる。その保護者は養育困難者として存在し、動機づけられていないクライアントだとされる。抵抗し、非自発的なクライアントともいわれる。そこでこうした家族へのアプローチには工夫が要る。家族をシステムとして把握するアプローチからすると、父親の暴力・虐待を除去することでその家族システムの健康度が高まることを想定する。児童相談所が関与するので親指導は「育児力」にかかわるテーマが多くなる。ペアレンティングやコミュニケーションのスキルは子育て力に焦点化されていく。確かに、以前の号でも指摘したが「イクメン」と称して頑張るパパや「オヤジの会」で学校を舞台に活躍する父親たちへのアプローチとしてこれは有効だと思う。しかし虐待する父親たちには子育て力育成とは異なるアプローチが重要ではないかと経験上考える。虐待する男性は元々子育てしていないことが多いからである。家族システムのなかで男親の用いる暴力・虐待は育児に随伴している内在的なものではない。パワーゲームのような独特な規則があることも多い。家父長的な態度や意識そのものが体現されている。男性的な生活の仕方 masculine way of life に内在している行動としての暴力行使である。

また、男親の子どもへの意識は「煩わしさ」という感情を伴うことがある。自由にしたい（これはわがままに暮らしたいとい

う意味であることが多い)、家事や育児は女性の役割なので何とかしないお前が悪いという DV 的な意識も色濃く保持している。「わが家は子どものしつけを軍隊のように行うのだ」ということを男親塾で語った親がいる。こうした男親には子育て力育成をメインにしたアプローチは敷居が高い。虐待家族を対象にした男親への支援に向かうための初発の動機はもっと別の次元で構成されるべきだと思う。ましてやジェンダー問題という意識は挿入しにくい。そこで考えた。「真の男性は女性や子どもや高齢者に暴力を用いない」といういい方が入りやすいので、この「男らしいコミュニケーション」を重視しようと。家族再統合といっても母子関係の再構成とは異なる課題をもつということだ。

もちろん自分の家族システムに暴力で影響を与えた責任を問うべきだ。家族関係にひびを入れ、傷を負わせ、子どもを保護せざるを得ない事態を招いたことの責任がある。責任をとることと反応性の高い支援とのバランスのとれたアプローチは精緻であるべきで、関係が持続するような接し方をデザインしたい。虐待問題が社会の意識のなかに浸透していくことはもちろん介入の根拠となる。しかし、介入後に関係を持ち続けるためにはその人たちのコミュニケーションモードにあわせていく必要もある。決して虐待を肯定するわけではない。人を見て法を説くという点では男らしさのコミュニケーションモードの上で心理的格闘をすることになる。「男らしく責任をとるべきだ」といういい方で関係を持ち続けるというアプローチとなる。

５．暴力と虐待のある家族に関わる際の理論的な整理

かつて『情況』という硬派の雑誌で東北大学の沼崎さん（暴力への厳罰化を論じている）と論争したことがある。DV が論題だがこの工夫に関連して次のように発言した（「中村正・沼崎一郎／脱暴力の統治―DV 問題をめぐる国家／社会／男性性の権力作用」『情況』2005 年 5 月号)。

やむを得ず、加害者対策プログラムを実施しているのです。保護命令を出さざるを得ない現実自体は日本でも確かにあるわけです。しかし、加害者を被害者から分離させることだけを強調し、保護命令が発令される原因については何もアプローチされないままです。加害者たちは「自分で考えろ」とばかりに放置されたまま、社会のなかに存在しているというわけです。社会病理学の言葉でいえば「ドリフト（漂流)」している。たくさんいる漂流者たちをどうするのかは、まさに「明白かつ現在の危機」として対処が必要ですよね。自分の行動の問題点など勉強などをして、いったん頭を冷やしつつ脱暴力していくことが必要なわけですけれど、ひとりでやろうとしてもできない人たちなので、グループワークをしたらどうかということで始めたわけです。

私たちは国家や警察の代理ではありません。ジェンダーの視点から男性問題に取り組んできた経緯をもとに、男性たち自らのジェンダー問題の中心にある暴力の問題に立ち向かうという、あくまでも民間の自主的な取り組みです。ＤＶに刑事罰はいらないとか、そんなことを主張しているつもりではなくて、むしろ加害者に対しての、何らかの行動修正のためのプログラムへの誘導を制度化した方がいいと思い、提案してきました。それに、男性問題的な関心からこのプログラムに関わってきた関西のメンズリブにはリブと同世代の中

高年メンバーが多いですから、フェミニズムへの応答というのを強く大事に思っています。しかし、「今そこにある危機」としての加害者たちをどうするのか、という現実的な必要があったので、加害者プログラムなんていう体系的なものというよりも、一種のコミュニケーション教室みたいにしてやり始めたのが実際の経過なんです。ＤＶの加害者は妻に一体感を過度に要求するとか、あるいは親密な関係での対人関係が苦手で言葉によるコミュニケーションが下手であるとか、怒り以外の感情が乏しかったり表現できなかったりします。そういう彼らをただ社会にドリフトさせるのではなく、社会と刑務所とのあいだの中間的な空間＝居場所みたいなものをつくって、ソーシャルスキルズ・トレーニングをしようということです。

もちろんジェンダー・ジャスティスに対する認識を加害者に持たせる、ということが最終的には理想でしょうけれど、現状のプログラムではそこまで至り難い。アメリカでも必ずしも成功していないことが、司法省自身の調査結果に出ています。それは、加害者の意識をかなり強く介入的に改革することを意図してグループアプローチを行なうという、プログラム自体の問題だと思います。加害者の男性性の否定につながるような内容、あるいはジェンダーの正義の高水準な実現を、行動問題をかかえる当事者に一方的に注入するような内容では成功しません。あくまでもセラピーや行動修正としてプログラム体系を組もうとするならば、運動的なジェンダーの視点をあからさまに前景に出さないのは臨床的実践としては当然のことですが、その点を強調したことがひとり歩きしてしまって、加害者対策プログラムは近代家族を再強化してしまう可能性があるとか単なる修復だとか、男性に甘いプログラムとかという風に見られているのかもしれません。しかし現実にプログラムに参加する人は、ジェンダー・ジャスティスに対する認識以前の基本的な対人関係能力みたいなところに、既に大きく問題があるので、そこに対する働きかけをまずしていかないといけないんです。「親密な関係を、暴力的でないかたちで築ける」というものすごくプリミティブな水準なんですが、それがまず必要な現実対応なんです。

親密な関係性や私的領域は無法地帯なのではなく、そこにこそ／そこからこそ、公共的な価値が立ち上がることを意味づけたいと思う。難問として自発性と強制性が家族システムにおける脱暴力のへ仕掛けをめぐって相克する。また別の発言である。

これまで個別事例にも対応しつつグループワークをしてきた経験では、「行動問題をかかえた人」として加害者を再定義し、彼らに選択肢を用意することが重要だと思っています。強制的に暴力的性格を変えたり、行動を変容させることは不可能です。しかし暴力を親密圏においても許容せず介入するならば、そのことが課題にならざるを得ません。したがって「行動修正へ自らを導く〈自発性〉を、〈強制的に〉加害者の内面に開発する」ことが必要になってくる。これは一種の矛盾ではありますが、自己決定を保障し続けつつ〈正義〉もまた実現する工夫は、自由な社会が編み出さねばならないものです。ところで、「学習」とは主体的行為ですが、同時に主体の変革が必然化されてもいます。ですから、学習モードの変換を通じて脱暴力が個々人に結果的に強制されていくことが、この矛盾を止揚する最適な方法でしょう。

その場合重要なのは、更生援助的なプログラムを選択肢として様々に開発しつつ、それ

らに参加しないという、否定選択肢も必ず置くということです。「たくさん用意したから、この中のどれかを選べ」というのでは、これはやっぱり完全な自己決定ではないですよね。ですから、今用意されている選択肢すべてに「NO」と言う、という選択肢を入れることが重要なのです。もちろん DV の場合、「NO」と言う選択肢をとる加害者は、刑事罰を受けることになります。加害者の類型別処遇や、保護観察でのプログラム参加命令、ダイヴァージョン政策などによって、選択肢の質を高めつつ、自己決定を保障する以上は、「NO」と言う選択肢に対して常に開かれているようにする。それが「選択肢を用意する」ということで、選択肢の量の問題ではないんですよ。野菜炒め定食はいらないと言う人に、焼き肉定食もありますよ（笑）、というだけではだめで、何も食べたくないという選択肢も存在して、そういう選択をする人とせめぎあう。だからと言って自暴自棄になったり餓死する人が出ないように、メニュー自体は用意し改良を重ねていくということです。細かいことだけど、その積み重ねがソーシャル・ガバナビリティを高める。臨床的援助はこのようなマクロなコミュニケーションモードを前提にしたものであるべきだと思うし、そこにおける循環の積み重ねによる、社会の再学習能力の高度化があるということが、私なりのソーシャル・ガバナビリティの表現です。

このようにコミュニケーションモードを通じて選択肢を増やすには、非営利の民間がベースとなってサービスを開発するのがいいと思っています。否定する選択の方向性を用意するのは権力によっても可能ですが、行動修正への機会提供は、よりよき生（この場合は暴力のない生活）を営む方策にかかわるわけですから、人々の生＝戦略の中からこそもたらされます。・・・インセンティブとパニッシュメント、ということで言えば、懲罰は国家が、報酬は民間が担うということです。

もちろん究極的には、国家も含め権力の懲罰行使がない方がいい。ではどうすれば良いのか。選択肢の保障、しかも、DV の場合のような、行動問題を修正する更生的ケアというものも含めての、ケアニーズの高い人への便益、というものを特に中心に考えると、ソーシャルなものの仕組みとしては「後見制度」を充実させていくということになると思うんですね。保護司や保護観察官の機能強化や役割再編も含みます。DV のみならず家庭内暴力の場合でも応用可能です。国家による行動管理ではなく、民間非営利による行動修正への契約型サポートです。今でも成年後見制度があって、障害者や認知症（痴呆）のお年寄りの、選択肢の保障も含めてケアにあたっていますよね。未成年の場合は、親が後見していることにはなっているんだけど、後見人として後見しているわけではないから、児童虐待における親権の濫用問題などがおこる。だから後見制度を多様な家族問題へと応用可能なように契約的に切り替えられるような、子どもからお年寄りまで一貫したシステムにしていくことが必要でしょう。人々にとってわかりやすい話でもあるんですね。

自発的な変化へと導くため、その意志と行動を形成するための制度デザインとしてこうした隘路を開発すべきだと提案してきた。そうした制度構築、援助技法と理念は、狭い意味では加害者臨床論の、広い意味では内発的変化に向けたジェンダー臨床と家族システム変化への支援論を構築するために必須の事項である。また、親密な関係性・親密圏や私的領域における公正さとか正義の実現や公共的領域における親密さやケアの立場という交差する主題だともいえる。

子どもは自分のものだという所有感がある虐待する親たちである。「子育てなんて知ったことではない。それは妻の仕事で、俺は稼いでいる。」という。しかしそう思う意識それ自体が虐待するリスクとなる認知であることには気づいて欲しい。こうした男性たちにとっても腑に落ちるアプローチでなければならないということである。より適合的で受け入れられるやり方でなおかつ効果があるという難度の高い取り組みが脱暴力支援となる。

６．家族のシステム全体を偏向させる男性の暴力の問題

親への支援にはジェンダーの視点も要る。子どもへの暴力だけではなく、DV との重なりがあるからだ。妻と母の役割を夫や父としての役割から操作し、統制している様子もみえてくる。妻への配慮の欠如もなんとかしたい。子育ては妻の仕事である、しつけがなっていないのは妻の問題であるという具合の都合のよいジェンダー的な認知の枠があり、それは一種のネグレクト型の関係とみることができる。これらはすべて偏りであるがジェンダー秩序のある社会なので男性には一般的にみられる意識だ。そこから暴力と虐待へと至る回路があるので暴力の臨床はジェンダー問題でもある。暴力が必然となるような父親の認知の仕方やそれにもとづく行動的な特性を糺す際にこのジェンダー意識は無視できない。

男性のジェンダー問題を論じるには工夫が要る。女性嫌悪や蔑視の背後には男性同士の関係性があるからだ。そして男性性と暴力の関係も直線的ではない。すべての男性が暴力的ではないからだ。錯綜したつながり方をする。女性嫌悪の背景にある母性の抑圧性、男性同盟（ホモソシアル）の形成、暴力の肯定という男性文化による社会化過程、男性同士の親密さの困難等は一続きなので、この回路を丁寧に辿ることは改めて記述したいと思う。

本来はこうした理論的な背景となるテーマにまで到達させていきたい男親塾である。以前の号でも言及した加害者臨床論にジェンダー的視点は不可欠だ。その点も視野に入れつつではあるが、さしあたり目指す家族再統合の計画にはジェンダー秩序の再考までは入れていない。初期段階としての暴力の除去と男性の責任の確立をめざす。それを当事者の両親とともに作っていくことにしている。子どもを保護された事態は受け入れつつも、その後がどうなるのか、親にはなにができるのかについて共に今後の家族計画を作成する。その際に男親はこのグループワークに参加してもらいつつ、まずは妻との関係をよくしていくことを求める。妻にも暴力的であることが多いからである。DV 加害者への対応と同じような脱暴力を指南する。なかには妻にも子どもを虐待することを命じたりしている父親もいる。この場合、妻は子どもを保護できなかったという罪責感にもさいなまれる。

こうして家族の関係性全体に暴力が入り込んでいたことのもつ問題点の理解から始まる。暴力をもちいて家族を操作しないという明白な目標を掲げる。妻にのみ子育ての責任があるわけではないこと、子どもの目線に立つとはどういうことなのか、無理に子育てをするのではなくできることを広げていくこと等を学習する。

先に指摘した男性性と暴力がつながる回路（暴力へのグラデーションともいえる）を念頭において脱暴力へと男性を向かわせる初発の動機づけを大切にする。そのグラ

デーションのなかでも重視しているのは「他罰性の低減」である。家庭内暴力を振るう男性たちには他罰性が共通しているという私たちのデータに基づいている。親密な関係性においてままならない事態に直面したときに相手を責め、問題を暴力等の強制力で解決しようとし、他者への配慮が足りず、自分の感情の処理のようにして怒りの感情を解消するために暴力を振るう。こうしたことの理解と解決方法を学ぶための男親塾なので、まずは男性同士の親密な関係性をつくり、グループとして機能させ、そこへと自己呈示を繰り返し、コミュニケーションの練習をし、暴力と虐待を用いて対人関係を構成しないことを反復する。並行して児童相談所がすすめる家族再統合のためのケースワークがあり、母親も別のグループワークに参加してエンパワーする（大塚峰子・田村毅・広岡智子著『児童虐待－父・母・子へのケアマニュアル～東京方式』、弘文堂、2009 年のなかで田村毅さんが「父親グループ－理論と実践」と題して記している。いずれは大阪方式としてまとめておきたい)。

７．他罰性からの脱却が意味すること

男らしい生活の流儀に暴力や虐待があり、家族システムとしてのまとまりを構成する際にそれが資源として用いられることが多々ある。認知の歪みを認知行動療法では重視するが、家族システムが暴力により維持されているとそれは関係性の歪みになっていく。その際にある解釈が施されていく。「これは虐待ではなくしつけである、自分も厳しい暴力をともなうしつけを受けてきたが問題はないどころか奮起してがんばれたと思う、男性の攻撃性は当たり前だ」等という意識である。さらにそれが転調されていき、「子どもをしつけざるを得ないようになった母親のしつけがなっていない。だから俺が厳しくしつけざるを得ない。その責任は母親にもある。」という具合に認知の歪みは輻輳していく。妻への暴力も同じで「暴力をふるわせるような態度をとる妻が悪い」という。介護虐待も同じような意識へと転倒していく。

これらは他罰的な意識である。自分のやったことの中和化や弁解ではなくさらに転倒した意識となっている。暴力の認識の初発がずれている。暴力の加害者どころか自分こそが被害者だといわんばかりである。したがって家族システム全体も偏向したものとなる。こうした行動パターンをもつ男性に家族再統合支援をおこなう場合は暴力が必然的に生成するようなこの意識と態度を改めることが重要となり、その中核にまずは他罰性を除去することがあるべきだと考えている。これだけでもずいぶんと家族システムの健康度は高まる。子育て力は後でもよい。家族を見て法を説くというためにはこうしたものの見方が役立つ。また次回以降で記すこととしたいが、家族システムにおける暴力と虐待を含んだ相互作用を念頭において述べてきたが、①愛されたい欲望による操作性や愛着問題のある相互作用、②救済願望やケア役割による巻き込みの相互作用、③トラウマ的な絆形成と寄生性を示す相互作用等というその他の家族システム上の特性もあるので、それぞれのタイプにあわせた介入と支援が求められる。これらの特徴づけは暴力のある家族的相互作用の４類型論を展開し、それぞれに詳細な介入技法を紹介しているクロエ・マダネスの『変化への戦略－暴力から愛へ』（齋藤学監訳、誠信書房、1996 年）をもとにして

私なりにアレンジしたいい方である。対人暴力にはグラデーションがある。この他罰性はさらに中和化、責任の回避と転嫁、それを支える認知の偏り、言語的暴力、感情処理過程、アクトアウトとしての暴力行動化、事後処理過程等のシークエンスがある。家族システムに内在する虐待と暴力にもその相互作用のかたちがあり、そこの関係性への変容を促すための家族理解と支援のためにシステムとエコロジカルなものの見方がある。

おわりに

家族という関係は相互依存の体系であり、愛情という感情作用によって保持されつづける関係である。相互依存は立場の強い者と弱い者の関係を含む。もちろん強い者であっても弱い者が存在してはじめて成り立つ関係だから自立と依存の関係は複雑である。強者は弱者がいないと成り立たないという矛盾を抱えている。赤ちゃんは絶対的に弱い存在だが大人を親にする力をもっている。弱いけど強い。そうした関係性の転轍は家族だからこその強みである。本当に力の差がでてしまう虐待はこうした家族の関係性のあり方が歪んでいる。他にも、父親不在と過剰な母性、男の子への過剰な教育的期待、多様な形態での児童虐待、期待される女の子像の押しつけ等も関係性の偏りの表現である。また、家族のなかの無垢な子どもと母性愛の強調をとおしてつくられるロマンティックな愛情あふれる家族の規範は母を強迫的に子育てや愛情表出に追いつめる。かくして張り巡らされた相互依存の網の目が家族システムを強化したり、弱めたりする。

現代の家族、個人そして社会の相互関係は複雑である。虐待をはじめとした問題をとおして現出する当該の家族システムは社会のなかを生きる環世界として周囲からは独自な境界をもつ意味の束をつくる。とはいえそれは暴力を肯定する意味づけであることが多く、制度や規範を無視する。またそれは防衛的な境界でもあるので、何らかの介入をもってシステム変容がはじまる。家族をシステムとしてみるというアプローチがここから有効に作動する。うまい事例運びは決して外部の力だけでは行えない。そのシステムの内側にある内破する力を刺激することではじめて動きが呼応する。卵の殻を内側からつつくひな鳥と外側からつつく親鳥のくちばしがぴたりとあうようにうまくケースが動くと元気づけられる。

なかむらただし（臨床社会学・社会病理学・社会臨床学）

社会臨床の視界

(9)

ケア・リーバー Care Leaver たち

―「忘れられたオーストラリア人」への謝罪から考える―

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

イギリス訪問

2012 年 3 月下旬、10 日間のイギリス児童福祉調査にでかけた。昨年も行ったので２年連続となる。大阪市立阿武山学園（児童自立支援施設）の田宮さんと徳永さん、大阪市子ども家庭相談センターの久保さんと一緒だった。その訪問先のひとつはイギリス第二の都市バーミンガム市から電車と車で１時間半程のところにある、全国から情緒障害などのある子どもを受け入れて治療的な養育をおこなっている SACCS サックスという団体である。性的、身体的、精神的虐待によるトラウマのケアを実施し、4 歳から 12 歳の子どもを対象として入所型の回復プログラム、治療的養育、セラピー、ライフストーリーワーク、里親委託を展開している。そこでお話を聞いていて驚嘆したことがある。ケアの内容はもちろん勉強になったのだがそのマネジメントについてである。子ども一人あたりのいわゆる措置費のようなものがある。月額 230 万円近いという。何度も確認した。間違いではない。それは月額である。子どもの地元の自治体が負担している。子どもは 50 人程の定員である。なるほど児童福祉の進んだ国だと思った。イギリス全体は施設ケアではなく里親が中心の社会的養護体制を敷いているが、この種の施設ケアも相当に濃密である。ひとつの寮には５人程度の子どもである。サックスではライフストーリーワーク（これは阿武山学園の徳永さんが精力的に日本の現実に即して実践している）の産みの親もディレクターとして采配を振るっている。小さな規模のグループホームと里親制度をもとにした社会的養護の仕組みが財政的な基盤の確立を基礎にして展開されているイギリス児童福祉の仕組みに感銘を受けた。

忘れられたオーストラリア人たちへの謝罪

もちろん里親を中心とした社会的養護の強化へと至る過程には紆余曲折がある。最近まで、「大英帝国時代」の負の遺産が児童福祉をめぐって存在しており、その後遺症もまだ消えてはいない。今回の連載はこの点に関わり、社会的養護が充実してくる背景を理解しておきたい。この「社会臨床の視界」連載の（６）は「『臨床の知の植民地化』について－どんな言葉と文脈で対人援助を考えるか」と題してオーストラリアのアボリジニの子どもたちの白人化を意図した親子強制分離政策を吟味した。「盗まれた世代」Stolen Generation として政府が謝罪する過程を追い、臨床の知と実践の課題に取り組むにあたって歴史的文脈を重視すべきことについて記した。子どもがレイシズ

ム racism という同化政策のターゲットになった。その犠牲者であるアボリジニの子どもたちを「盗まれた世代」と位置づけ謝罪を行ったのは 2008 年だった。今回取り上げるのはケビン・ラッド首相 Kevin Rudd の「忘れられたオーストラリア人 Forgotten Australians」への謝罪である。2009 年 11 月 15 日のことである。「忘れられたオーストラリア人と児童移民であった方々への国の謝罪 A National Apology to the Forgotten Australians and former Child Migrants」と題されていた。

その「忘れられたオーストラリア人」とは誰のことなのか。どうしてそのことがイギリスの話しと関連するのか。オーストラリアの首相は、1930 年～67 年頃まで、国内の複数の児童養護施設で子どもたちに対する虐待や強制労働が行われていたとして、この期間に入所していた約 50 万人に国家として公式に謝罪した。「われわれは今日、国家として皆さんに謝罪します。『忘れられたオーストラリア人』である皆さんは、幼少時に何の了承もなく、家族と引き離されてオーストラリアに送られた。申し訳ない・・疑問の余地のない悲劇である子ども時代の喪失を謝罪する」と。2004 年に上院が行った調査などによると、家庭崩壊や母子家庭などの理由で児童施設に送られた子どもたちは、外部の監視のほとんどない施設で、体罰や精神的虐待、性的虐待、養育放棄、強制的な下働きなど心身両面での虐待を受けていた。中には、英国から移民として送られてきた子ども 7000 人も含まれる。子どもたちには、食事や教育、医療ケアも満足に与えられなかった。また、多くは両親や兄弟の顔も知らず、施設間をたらい回しにされていた。自分の名前さえ知らない孤児もいた。また、子どもたちを番号で呼んでいた施設もあった、と謝罪のなかで述べた。

もちろんこの問題は受け入れ国となったオーストラリアの話である。しかし児童移民には送り出し国がなくてはならない。そのプッシュ要因はイギリスの植民地主義である。しかも「戦後システム」でもそれが生きていたのだから、子ども問題を扱う社会システムのなかに社会的排除要因が存在していたということになる。それをオーストラリアの「白豪主義政策 White Australia Policy」がプル要因として支えた。文字通りの共犯的関係である。植民地主義という磁場はかくも強く作用し、子どもを巻き添えにした。

それは一体誰のことなのか

ではいったい誰が誰に謝罪したということになるのだろうか。児童移民を含んだ「忘れられたオーストラリア人」とは誰のことか。その直接の名宛て人、それは Children's Home 児童養護施設にいた子どもたちのことであり、一般には、18 歳までの子ども時代に施設養護生活を経験したことのあるケア・リーバーCare Leaver たちである。なかでも 1920-1967 年の間の児童移民体験を「失われた子ども時代 Lost Innocents」と特徴づけた。教育を受けるべき年齢の子どもたちが非人間的な労働や体罰を受けたとして反省と謝罪の対象となったのである。歴史的な児童移民政策を固有の問題軸として、移民後に収容された施設が虐待的な環境であったことから「子ども時代の喪失」という特別な経験をした者とケア・リーバーを位置づけて謝罪を行ったのである。

映画『オレンジと太陽』のこと

児童移民問題を扱った映画『オレンジと太陽』（ジム・ローチ監督）がタイミングよく日本で封切りとなった。イギリスのノッティンガムのソーシャルワーカー、マーガレット・ハンフリーズ Margaret Humphreys の実践記録を映画化したものである。その原著は"Empty Cradles"として 1994 年に刊行された。現在は、"Orange & Sunshine"として 2010 年版がでている。都留信夫・都留敬子訳『からのゆりかご―大英帝国の迷い子たち』（日本図書刊行会）という翻訳書がでている。イギリスの福祉はすすんでおり、「ゆりかごから墓場まで」と習ったことがある。「からのゆりかご」とは相当な批判である。イギリスの負の歴史、恥部のひとつがこの児童移民問題である。しかも遠い時代の話しではない。1967 年まで続けていた「現代のシステム」がはらんでいたことなのである。表現は移民であるがデポーテーション deportation と原作では表現されていた。外国人の国外追放や物の輸送や移送を意味する言葉である。およそ 13 万人の孤児や貧困家庭の子どもたちが、政府の認可を受け、慈善団体や教会を送り出しと受け入れ機関として、オーストラリアなどに強制移民させられていたとされる。親の承諾も本人の同意もなく、しかもいつの間にか孤児とされ、なかには親は死んだとうそをいわれた子どももいた。

二人の子どもの母親であるマーガレットは、多忙の故に子どもとともに過ごす時間が少ないことに罪の意識を感じつつオーストラリアを行き来する。夫がよき理解者であることが救いだ。また、社会福祉部の上司の潔さが気持ちよく描写されている。１年の休職を欲しいというマーガレットに２年間かけて休職せずにがんばりなさいといい、児童移民について活動する条件をつくってくれた。1987 年に家族再会のための支援を行う「児童移民トラスト The Child Migrants Trust」（以下、単にトラスト）がマーガレットによって組織された。オーストラリアのパースとメルボルン、そしてイギリスに事務所をかまえる。家族と祖国からの強制分離があり、社会からの無関心は本人たちがこの出来事を心理的に封印するように作用した。その長期的な影響を指摘し、丁寧な家族再会支援の必要性を訴えて奔走する。埋もれていた移民記録を探しだし、なによりも当事者たちの物語を聞く。マーガレットは児童移民の被害の物語を聞きながら二次受傷 PTSD と診断される。それほど過酷な児童移民の実態を明らかにしていく。

たとえば、歯科医家族のクリスマスに招かれて賛美歌を歌い、楽しい時を過ごした９歳の少年が直後にその歯科医らにレイプされたことを語る男性が登場する。ときには探しあてた母親の死を伝えなければならないこともある。逆に、児童移民トラストの事務所を置く西オーストラリア州では心ない人から脅迫も受ける。

児童移民の動機は帝国の人種的統一性を保持することであった。1947-1967 年の統計ではオーストラリアへの児童移民は七千人から一万人とされている。オーストラリアの里子や養子としてではなく女子は家内労働者として、男子は肉体労働者として位置づけられ、大きな施設に入所させられた。バーナードホーム、フェアブリッジ協会、英国教会、キリスト教兄弟団などの団体があっせんした。オーストラリアの広大な大陸に散在する大規模で孤立した収容施設（アサイラム）だった。

「よき白い英国のための礎」Good White British Stock としての児童移民

そのトラストが基本的事項についてまとめたレポートがあるのでそこから紹介しておきたい。"Child Migrants Trust-Submission to the Senate Community Affairs References Committee Inquiry into Child Migration（January 2001）"である。64 頁程のものである。

送り出し国のイギリスでは平時においても児童移民を意識的に政策として追求してきた経過がある。19 世紀からの移民政策の一環として児童がそこに含まれていた。第１次世界大戦後に本格化する児童移民政策といえる。その基本的動機は「帝国の人種的統一性」を保つことである。児童移民は「よき白い英国のための礎」Good White British Stock、つまり、イギリスとの緊密な紐帯を築くための子どもたちといわれた。

1912 年に児童移民を促進させたチャリティ団体が組織された（フェアブリッジ協会)。オーストラリアでは子どもの受け入れ先となったファームスクール Farm School（農場主が土地を提供しそこで暮らしながら通う学校を自治体が運営していた）も建立された。西オーストラリア州は主な受け入れ州となる。当時のオーストラリアは人口減少に苦悩していた。第一次世界大戦で６万人のオーストラリア兵士が亡くなったことも重なる。二度の世界大戦はオーストラリアの孤立した地政学的な立場を強化した。少ない人口で脆弱な未来しか展望できないことの困難さである。日本軍によるシンガポールの陥落とダーウィンの爆撃が拍車をかけた。植民か衰退かがスローガンであったという。これを受けて政府による大規模な移民政策にむかう。イギリスからの移民による経済発展と国力増強を動機づけた。オーストラリアの未来を担う「白人の子どもたちの移民」は最善の選択とされた。安上がりの労働者とするためであり、決して子どもの福祉のためではなかった。

オーストラリアの労働移民担当大臣は戦後の３年間で５万人の孤児移民を受け入れようとした。第２次世界大戦の敗戦国から受け入れ、英語風の名前に変えればいいのだという軍当局者もいた。しかし移送手段がなく５千人以下となった。移民は 3 歳から 14 歳までの子どもが対象となった。平均は 7 歳から 10 歳である。戦後だけで１万人の児童が移民とされたという説や 1920 年代から戦後までで 7000 人程度という数字もある。児童移民のための組織であったフェアブリッジ協会はオーストラリアに 2300 人の子どもを送り出したこと、カソリック教会、英国教会、バーナードホームはニュー･サウスウェルズに 2340 人を送り出したことなど歴史的な検証がすすんでいる。イギリス側では養育環境のよくない子どもの「新鮮なスタート」を支援するという大義名分をたてた。

戦後のイギリスでは里親が奨励され、大規模な施設ケアは閉じられていく傾向にあった。小規模で、家族のようなケアの志向である。しかし、オーストラリアではファームスクールのような大規模施設であり、家族を基礎にしたケアとは程遠いものであった。愛着の必要な時期をきちんとケアする大人が大規模な施設にはいない。子どもの感情と安全に配慮した環境ではなかった。イギリスで戦後から試みようとされていた児童福祉の基準からもれていたのが児童移民たちである。その子どもたちが民間団体をとおして移民とされていく。公的には管

理されていないので地方政府の統制からもはずれていく。また、肉体労働者や家内労働者に育て上げていくために障害のある子どもは除外されていた。さらに、白人以外の子どもたちをオーストラリアは受け入れていない。白豪主義政策があるからだ。

構築された孤児問題

孤児あるいは戦争孤児として児童移民を表現することは問題の構築性を物語る。孤児ではない子どもにもラベルが貼られていく。養子には親の同意が要るので孤児として構築されたのである。後にその定義が当人たちに混乱をもたらす。孤児だと定義された子どもたちはイギリスでのバックグランドを問うことが困難になる。ましてや孤児だから祖国を離れなければならない理由はない。また、収容された施設が子どもらしい教育と安全と保証するものであればいいのだがそうではなかった。孤児であることが罰のように作用した因果の関係とうつる。

教会、団体、政治家、そして大人たちに子どもたちは自らの出自について聞く。さらにその「新鮮なスタート」という意味づけの含意は何かと。子どもの親を探ることは子どもにとっては勇気がいる。どうして自分を放置したのかについての質問となるからである。仮に孤児であるならば施設ケアではなく里親か養子にすべきだった。受け入れ先で教育を受けていないこと、過剰な労働やそれがただ働きであったこと、不適切な取り扱いの後に続いた自殺、身体的・性的な虐待事件が明るみに出されていく。背信、欺瞞、うそ、道徳の倫理という面から宗教者が堕落し、ソーシャルワークの倫理が作用しないこの政策の評価は「戦後システム」とかかわり広い視野から研究されるべき主題だと思う。それは日本でのイギリス社会福祉研究にとってもそうである。

これらのことも含めて児童移民体験の長期的な影響についてはあまり顧みられてこなかった。家族、友人、社会的コンテキストからの分離の影響が長い人生にもたらす影響のことである。イギリスに残ってさえいれば家族との再会が可能であった。孤児という定義で子どもたちがオーストラリアに送致されたということは、「世界にあなたを知る人はいない」という意味だ。「祖国はあなたを必要としていない」と解釈している児童移民もいる。喪失と当惑、拒否された感情と孤立感が問いとして基底にある人生。「ミルクとハチミツの国」といわれてやってきたオーストラリアである。ウマにのりながら学校に通い、道の両側には果物が実り、もぎ取り食べながら学校にいくと喧伝された。しかし、パスポートもなく、関係性も絶たれて、「私」の過去を示すものはない。出生に関しては闇のなかにある。きょうだいもばらばらになり、着いた翌日から労働に駆りたてられた。

子どもたちが施設をでるのは 16 歳である。多くの児童移民は孤立した地域での農場の家内労働者として雇用されていく。被虐待経験者に見られる対人関係障害、アルコール問題、低い自己評価、抑うつ、他の精神問題を抱える人もいる。もちろん成功している児童移民や何の問題も表面化しない場合もあるが、自らの出生家族、病気や治療の経過などの基本情報はどんな児童移民の場合でも欠如していることに変わりはない。喪失と剥奪のテーマはオーストラリア生活の出発点での苦痛や空白となっている。また、移民前後の事情に同じように苦

労があるともいえる。集約していえば「私は誰か」という出生にかかわるアイデンティティ問題である。子どもの情緒の発達、自己イメージ、親子関係や家族関係についての情報がいかに重要であることか。こうして児童移民体験はトラウマ的出来事となる。

その体験は具体的である。たとえば、罰として髪を刈られたことが辱めの典型であると語る人が多い。感情のダメージや身体への傷が残る人もいる。頭を殴られたことで聴覚に障害のある人もいる。宗教施設や養護施設で受けた傷をいまでも治療せざるをえない人もいる。断片化する自己についての情報のなかで自分を保つことの困難さがある。社会的不信もあり、トラストにも疑いをもってやってくる児童移民がいるという。これまでの児童移民体験はそこに関与する団体はそういうものだったと思わせるようだ。

また、児童移民の多くは孤児であるという大衆的に広まった意識、つまり偏見との格闘も体験している。何よりも切迫した課題は、イギリスの親や親戚が高齢化し、家族再会の時間がなくなりつつあるということである。

児童移民のためのソーシャルワークの専門性

マーガレットの取り組みからすると、児童移民経験のもつトラウマをよく理解したソーシャルワークが求められるのだと思った。しかも国際的な視野をもち、教会や国家からは独立した、反省的かつ柔軟な態度が要る。イギリスに残る親たちは子どもがイギリスで里子になっていると信じていた。そうではない事実を知った親、とくに母親たちの感じたことはそうした環境に追いやったことへの罪悪感や凍りついた罪の意識だという。そうした親へのソーシャルワークも求められたのである。加えて、この政策がイギリス政府や教会によって可能となっていたと知って、その落胆はさらに深くなる。これは層を成して蓄積している。

私はこのトラストの実践の総体は、社会と臨床のあり方を考える上で示唆に富んでいると思う。①社会がこの事態を正確に認識しかつ承認すること、②過去の問題であり当時としてはやむを得ない選択であったという誤った記憶をしないこと、③児童移民ひとりひとりの個別的な体験と児童移民集団としての共通の体験の双方に配慮することなど、専門的なソーシャルワークであることがマーガレットやトラストの取り組みからみえてくる。それらは子ども時代のトラウマ的体験である喪失や孤立の理解と結びついた実践であり、特別なニーズの理解が求められる。無力感、個人としての統合性、自律性に脅威となる出来事が児童移民体験である。

家族再会へむかう技法は専門的である。家族のあらゆる記録を調査する。アメリカ、カナダ、南アフリカ共和国、オーストリア、オーストラリアでの国際的な家族履歴調査を試みている。生死の確認も重く、死を伝えることの特別な配慮がいる。映画でもその場面が登場する。マーガレットが一年前に母親が死亡していた事実を伝える場面である。生涯で一度の大切なことを伝えるのに相応しい部屋を用意する際の感情の細やかさが描かれている。海のみえる部屋を用意するシーンがある。中年になった息子は思う存分に泣くことができた。家族再会のための調査は何年にも渡る可能性もあり、時には DNA 調査という司法鑑定も取り入

れる。もちろん調査者の二次受傷もある。事実はそうでないが、家族に捨てられたあるいは拒否された感覚を長い間保持してきたことも看過できない。トラストは児童移民体験の正確な理解と成人期生活へのインパクトを考慮し、自信と自尊心の回復を支援することを重視している。個人の体験をさらに広大な文脈においていく仕事ともいえる。大きな怒りを受け止める、帰属している感覚やよりよく生きていることの感覚を回復する支援となる。

トラストは、国家や教会に代わって別の謝罪をする団体ではない。修復と回復の支援のためにある専門的ソーシャルワークである。児童移民体験の長期的な影響を探り、そのトラウマ対処を基本とした家族ソーシャルワークが基本である。施設ケアでの虐待の影響、急性不安が恐怖体験と共に襲ってくることへの対応のために家族再会を手伝い、個人の出自を知る権利の行使を支援する。

ライフストーリーワークー私の物語をつくる

イギリスのソーシャルワークではライフストーリーワークはかなり浸透している援助技法であり、アプローチである。その重要性は社会的養護の基本とかかわる。そしてこの児童移民問題は歴史的な文脈でライフストーリーワークを位置づけるべきことを強調している。児童養護問題にとってどうしてこのアプローチが重要なのか、イギリスにおいてライフストーリーワークが何故、かくも隆盛しているのかを理解する背景として児童移民問題は大切なテーマだと感じた。

混乱、虚構、粉飾、欠落、封印してきたことから自分史を構築するための事実を探り出し、一貫したストーリーとして編み直していく作業が児童移民たちとともにおこなう家族再会という共同作業である。それを支援するソーシャルワークはライフストーリー再構築を意味する。マーガレットは「12000 マイルと 15 年間の時空を超えるソーシャルワーク」だという。子ども時代の欺きと誤情報をときながら、家族を中心にしたアプローチ、家族をめぐる社会臨床となっている。トラストによると、丁寧な再会準備なしにホテルであわせるというオーストラリア側での取り組みを行う団体があるが、急性トラウマを引き起こす可能性については無頓着であると批判的である。無力感や絶望を強化することにもなりかねない。トラストがそうしたやり方に抗議したところ、その団体は「児童移民はもう子どもではなく成人なのだ」という。こうした意識はこの出来事が歴史の一こまだったとか、やむを得ない選択だったという社会の意識の反映でもある。一種の社会的ネグレクトであり、そうすることで社会の側も罪の意識は減じられる。しかしそれでは児童移民たちが求める社会の側の理解には至らない。社会もまた謝罪と反省をとおし、そして児童移民たちの物語を聞くことで問題の共有をする必要がある。ライフヒストリープロジェクトはそうした意味で重要な取り組みとなるし、ソーシャルワークの観点からのライフストーリーワークもパーマネンシーという児童福祉の理念を具体化するものとして重要なアプローチとなる。

児童移民も含めたケア・リーバーたちのライフストーリーワークは本人のアイデンティティ問題の解決にとどまらず、社会の臨床と位置づけ、社会のもつケア・リーバーの理解と必要な支援を根拠づけるため、

社会のもつ物語構造を書き換えることへと連接されていくべきだろう。ソーシャルワークは元来、権利擁護を志向する専門職 advocacy-oriented profession のフロンティアだと私はとらえている。ソーシャルワークをとおして社会の問題性が変更されていくダイナミズムと個別性を大切にする臨床実践が重なる地平をつくることができる。しかしそのクライアントは一筋縄でいかない面ももつのでソーシャルワーカーの疲労度は高い。いずれにしても児童移民へのソーシャルワークの要の位置にはライフストーリーワーク実践があると思う。

こうしたトラストの家族臨床的な支援の取り組みはなお持続している。1999-2000 年には 84 家族が再会を果たした。依然として児童移民問題は終わることはない。1967 年が最後の児童移民だとしても、その時に 10 歳の子どもはまだまだ若い世代だからである。しかしイギリスに残る親の世代にとって時間は少ないというジレンマがある。

ケア・リーバーの研究へ

忘れられたオーストラリア人のなかでも児童移民は、児童福祉を争点にして、国家（植民地主義、帝国主義、レイシズム）、民間団体の役割、社会的養護のあり方が錯綜しあう事態のなかで持続していた。そして何よりも戦時だけではなく「戦後システム」においても存続していたことを看過できない。その点からするとイギリスにおいてソーシャルワーク倫理やその固有性と権利擁護の視点などの専門性が確立していく過程にあったこととの整合性の説明が要ることになる。より根源的な問題としてある子どもの自己を知る権利の確立、そして何よりも「戦後システム」に内在していたことの十全な把握、そのことのもつ社会臨床的な、社会の側の課題の明示という一連の研究すべきテーマが浮かび上がる。

さらにその「戦後システム」は現代の社会的排除課題として位置づけられるべきだとして、Leaving Care Debate が展開され、ケア・リーバ-研究がイギリスですすんできた。それは何よりも社会的養護を経験した者のその後の生活の諸課題が多いことから、「若者問題」としての特性を色濃くもった研究と政策の双方にかかわる議論となっている。たとえば若い世代のホームレス、薬物とアルコール問題、心身の不健康問題、不就学と失業、社会的サポート資源の欠如、少年の売春、犯罪、ティーンズマザーなどの指標とケア・リーバー（社会的養護経験者）の相関は高く、社会的排除の課題としてアプローチすべき研究主題となっている。

これらをどう考えるのか―立ち位置と想像力

さて問題は、この出来事をみる私たちの立ち位置についてである。同じように私たちは「忘れられた日本人」を想起しなくてよいのだろうか。もちろん直接に関連するのは日本におけるケア・リーバー、つまり児童養護施設生活経験者のことである。忘れられたオーストラリア人への謝罪とその後のケア・リーバーへの関心（少なくとも研究上の関心は若者の社会的包摂論として政策的関心をもたれ、イギリスやオーストラリアでは若者研究 Youth studies としてすすんでいる）と同じように社会的養護が必要な子どもたちを想起し、そこでの養護の質に関心を向けてきただろうか。そこまで関心が向かわないということは「社会的ネグレクト」ともいうべきなのだろうか。

「忘却」とは大げさな言葉だが、「無関心」と置き換えるとネグレクトと近い意味になる。「子どもの貧困」とおくと現代的な課題の一環として意味づけられる問題群となる。日本では児童養護問題として営々として研究が続けられているが、制度の改善やケア・リーバーの生活の改善はまだまだこれからである。

たとえば西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除－家族依存社会の臨界』（解放出版社、2011 年）という調査書がある。ここでは生育家族と施設生活、学校から職業、児童養護施設生活者のアイデンティティの諸相が丁寧な聞き取り調査をもとに検討されている。生育家族のことは「頼れない家族・桎梏としての家族」とまとめられている。私が「男親塾」として取り組むなかからみえてくる虐待する家族の特性とも重なる。「生まれ育つ家庭がさまざまな資源に恵まれているか否かが子ども人生を大きく左右し、頼るべき親がいない、いたとしても不安定な生活を強いられている場合には、子どもの現在の生活と将来が非常に厳しいものとなってしまうという日本社会の現実を、『家族依存社会』と呼ぶことができるだろう」（198 頁）とまとめている。私なりに追加すれば、社会福祉全般に、「家族依存」にくわえた、「女性依存」（ケアワークのジェンダー問題があり、母性的なものへの依存ともいえるし、母子家庭問題として現出するので男性の責任が後退していく）、「民間依存」（たとえば貧困な児童養護施設の設置基準が改善されずに放置され、民間の法人に依存した現実があり、施設内虐待問題などの背景となっている）があり、排除の「社会システム」が作用している。「家族依存」は私的領域へと問題を閉じ込め、それを支える意識や文化が都合よく動員され、錯綜した社会問題の重層化領域を構成していく。問題を解決する行動がさらに問題を蓄積させていくという多問題家族の様相を呈することになる。

大阪府・大阪市と連携して取り組む「男親塾」は児童虐待防止法のいう家族再統合事業の一環なので、社会的養護の質が貧しいと、虐待のあった元の家族へと子どもを帰すだけの取り組みのようにもなってしまう。これは私の本意ではない。「古巣に繕りを戻すのではなく新しい鞘をつくる」という視点と子どものための家族再統合という視点がないと、単に「家族依存」を強化する文脈に置かれていくだけになる。社会的養護の選択肢が一定水準で準備されることではじめて虐待対応としての家族再統合の実質化が可能となる。介入と保護の後に委ねられた社会的養護をとおして子どもの安全が確保される。そのことではじめて虐待する親もまた変化するための機会を得、虐待したわが子への謝罪と責任を果たすことができる。その上で、虐待した親にしかできないこと、それは子どもの心理的精神的負荷を除去するための、たんに家族の暮らしを再開することだけを家族再統合と呼ばない、家族の暮らし方の、「治しと直し」が要るはずである。とりわけ、性的虐待の場合は念入りな親指導となり、家族再統合は一般に適用できないことが多い。その中心は虐待する親の謝罪と責任の自覚である。今回のように国家や団体が虐待的であったのでその謝罪からすべてが始まるのと同じである。その選択肢としてせめて里親や小規模な施設などの社会的養護の仕組みが機能し、愛着形成が行われていくが望ましいことはいうまでもない。まずは子どもが安全な場所に置かれ、虐待されたことから回復する場の整備、それを可能にする臨床実

践を社会が用意すべきである。そのことで虐待親もまた変化へと歩み出す余裕ができるのだと「男親塾」で虐待親とかかわりながら思っている。たとえ家族が再統合できなくても、最低限、子どもにとっての親のあり方として、虐待親のもとに産まれたというネガティブな像だけで関係が切れてしまうのではなく、親もまた変わろうとして努力をしていたということが伝わるだけでも救いではあるし、親から離されるのは子どもの責任ではないということの理解だけでも恢復にとっては大切だと思う。虐待する親のもとに生まれた実子は、将来、自分もまたそうなるのだろうかという不安を抱えることがあると「男親塾」に参加している被虐待経験をもつ虐待親は少なくない。

さらに、ケア・リーバーのケア終了後の継続的な若者支援のあり方へと接続されていくことが求められている。「脱青年期問題」という定式化にもあるように、たとえば長期化するひきこもり対応などがその象徴であるが、二十歳代いっぱいに自立の課題が延長されていることに鑑みると、「家族依存」に陥らない仕組みの創出は、「女性依存」や「民間依存」の修正をとおしたケアシステム充実の基軸として置かれるべきだと思う。児童移民問題は「再会」というフェーズで親子関係をめぐる修復・恢復・和解をとおしてそれを押さえ、出自をめぐる欠落を埋めていた。産みの親が育てられない事態への社会的な対応でも養親が重視されるべきだし、離婚と再婚による継親子関係の増加や虐待防止の観点からも「社会システム」にとっての親子関係の組み方は現代の争点を成している。

これらを含めてトータルにみると、忘れられたオーストラリア人への謝罪と共に日本のケア・リーバーたちを想起することは映画をみた者の責任のように思えてくる。

産みの親が育てられない事情もあるだろう

そして想起すべきことはもっと身近な日常のなかに散見される。児童移民やケア・リーバー問題のもっと手前には、たとえば予期せぬ、望まない、育てられない、愛せない、不慮の妊娠と出産がある。そこから生じる子どもの養育をめぐる課題がある。産みの親が育てられない事情は本人の責めに帰すことのできない場合もあるし、虐待事例の場合もある。それらは介入と保護の事案となる。さらにその直前にはたとえば虐待予防としていわゆる「赤ちゃんポスト」が設置されているし、世界的にもドイツは進んだ取り組みをしている。子どもを捨てることを助長するのかという点と匿名では受け付けるべきではないという条件つきでやむを得ないものとして現実的な対応がすすむ。遺棄する母親と父親、しかし、それを傍観していただけの私達も同じ罪なのではないか」と「赤ちゃんポスト」を開設した熊本の慈恵病院の看護部長が語る。「傍観者の罪」とは重い言葉だ。地域の病院としてできることをするという決意が伝わる。慈恵病院は妊娠に悩む女性のための相談業務が 10 年近く実施されてきた病院であること、つまり突然にはじめたわけではないことの理解が重要だろう。そうした相談活動からつかんだ実態がこの取り組みを必要なものとして確信させている。中絶できない時期になっていた、望まない妊娠で誰にもいえない、育てる自信がない、思いがけない妊娠である等だ。ここに指摘されている「誰にも相談できない事情」はあくまでも「社会的なもの」だ。

もちろん安易な不倫による妊娠や、刹那

的な交際による妊娠もあるのだろう。それらの一端にある父親の無責任さがなんといっても不問に付されていることに憤りを感じる。戸籍のことや世間体のこともある。これは家制度的な文化の要因である。妊娠、出産、養育という一連の過程がリスクとともにあることがよくわかる。しかもそれらは女性や母親に負荷のかかるリスクであることも見逃せない。「こうのとりのゆりかご」を必要とさせる社会的な事情をこそ見るべきだと私は思う。「こうのとりのゆりかご」を利用する親は育児放棄、つまりネグレクトそのものだが、そこに「社会」を読み取ることを忘れてはならない。母親の無責任さだけでは一面的だ。ゆりかごを利用した理由の上位に「戸籍に入れたくない」という項目があった。整理すれば、①妊娠、出産、養育の孤立や寂しさと逡巡、②そこから推測される関係性の病理と妊娠させた男性の無責任さ、③戸籍や世間体という社会的差別と排除が連なる家族文化を生きているなどがそれらの理由からみえてくる。

ひとつの希望と感じられる点は「こうのとりのゆりかご」を利用する母親が刑法の保護責任者遺棄罪に問われる可能性のある棄児事例とは異なり、自らがそこに運び込むという揺れる気持ちをもっていることである。それは子どもを安全な場所に委ねたいという気持ちとして理解できる。「あかちゃんになにかをのこしてあげて」と書かれた掲示があるそうだ。最後にできる親の責任を訴えていることがわかる。自分はどんな経過で産まれてきたのか、そのしるしを子どものために残しておいて欲しいというメッセージだ。そのせめぎあいの、ぎりぎりの努力をしている様子が伝わる。こんな厳しい問いをすることが、看護部長のいう「傍観者の罪」への応答となるのだろう。産みの親の、とくに母親の身勝手さ批判をこえていくことは、育てられない事情の社会的な面や男性の無関心さとジェンダー作用の結果の母親への負荷などの総体があり、そうした家族文化をつくっている側の責任も無視できない。社会臨床の視界には見たくないものも入り込んでくる。社会的養護を広げることの壁やケア・リーバーたちの生きにくさの背景にある社会の不寛容さを克服する課題の方が大きいと思う。

虐待対応だけでないにしろ、産みの親が育てられない子どもは増えていくだろう。離婚と再婚が増えているがそうすると子連れ再婚家族も増え、家族の再構成に課題がむかい、養う親としての機能が重要となる。財政規模は異なるが SACCS のような小規模のホームも創出されつつある。多様な形態での社会的養護が仕組みとして準備されるべきだし、それを支える家族支援も重視されるべきだ。

さらに想起できることは広くある

たとえばテレビで公開肉親探しがなされた中国残留孤児たちのことをこうした文脈におくと急性トラウマはなかったのだろうかと思えてくる。1981 年から厚生省（当時）が中心となって中国残留孤児の肉親探しが開始された。残留孤児が日本を訪れ肉親を探すようになるが、肉親と再会できた者はもちろんいたが、肉親が見つからなかった場合もある。そして日本への帰国を望む場合や中国で養親とともに暮らすことを希望する場合もあった。「残留孤児問題は棄民政策の結果」として損害賠償を求めたケースもある。

他には婦人保護施設の様相を描いたノンフィクションや芸術にも想像力を刺激され

たことを思い出す。たとえば沢木耕太郎の「すてられた女たちのユートピア」(『人の砂漠』、新潮文庫）である。さらに「女子の更生」を目的としたアイルランドの修道院での虐待を描いた映画『マグダレンの祈り』が重なる。現実の問題としては、ケア・リーバー問題の一環を構成する少年院や児童自立支援施設などの更生にかかわる領域でも課題の重なりが大きいと思う。

オーストラリア社会がこの間に行った複数の「謝罪」は教訓である。その後、多くの社会が直面するような若者問題にいきつく政策と思考の流れの中軸のひとつにケア・リーバーの現実がある。圧縮していえば、児童福祉卒業後の脱青年期課題である。ケア・リーバーを「窓と鏡」としてみえてくるのは、「家族依存」「女性依存」「民間依存」や私的領域への閉じ込めという「社会システム」である。その焦点に「現代の親子関係」の置き方問題がある。社会的養護をはじめとした「関係性の組み換え」の焦点になっているともいえる。各論的には、親権のあり方、不妊治療との関連、養親制度の社会的定着の仕組みなどたくさんのテーマがある。この意味でも児童移民問題から学ぶことは多いのではないだろうか。

＊「福祉社会フォーラム」します！

今回の調査では、京都府立大学の津崎哲雄先生に紹介されてオックスフォード大学のロジャー・グッドマン教授を訪ねることとなった。日本の児童養護制度、民間児童養護施設、同族経営、大規模集団養護依存、低劣な職員定数基準、児童相談所の実態などの具体的な施策・制度の分析記述だけでなく、日本社会の特性の一断面をも呈示した人類学者である。彼の著作である『日本の児童擁護－児童養護学への招待』(明石書店、津崎哲雄訳）が面白い。その津崎先生は児童養護問題研究の第１人者である。たとえば『この国の子どもたち—要保護児童社会的養護の日本的構築 大人の既得権益と子どもの福祉』(明石書店）などがあり、ここで紹介してきた事項と重なる分野の研究をされておられる。縁あって、「福祉社会フォーラム」という企画をご一緒させていただくこととなった。この秋の 2012 年９月 27 日の午後、京都府立大学で開催予定だ。阿武山学園の徳永さんがコーディネータとなり、大阪市子ども家庭相談センターの久保さんも登壇することになっている。是非、お越し下さい。

社会臨床の視界

(10)

ソーシャル・ナラティブと社会臨床

ー変わりにくい日常という物語を書き換えることの重要性と
社会の物語構造に着目することの意義についてー

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

1．物語としての社会

前号では児童移民とケア・リーバー（児童養護施設で育った人たち）のことを記した。

イギリスの児童福祉の基本となっている社会的養護について、子どもたちが一貫した人生の筋をつくる、つまり自分の人生の物語を構成していく作業を支援するライフストーリーワークが大切となり、それはトラウマケアともなる臨床的な取り組みであることを紹介した。さらにそれだけではなく、児童移民のような集団的体験は社会の側もそれを包摂した物語をもつ必要があることも強調した。「排除の物語」であったものから、謝罪と和解、史実の探求、修復と恢復、理解と共有を基調とした「包摂の物語」に書き換えられるべきだ。これは再物語化＝再著述化とナラティブアプローチでは考える。映画や小説はそれに相応しい媒体となる。研究もまた歴史を冷静に見つめる。

マクロにみれば、児童移民は「帝国のシステム」として作動していた一部なので、それはシステム内部の問題であり、したがって排除の物語という意味づけがあったわけではない。相克はあったにせよ、それを是とした当時の社会の、そして当地の必然があった。しかし後世からすると別の物語となる。社会的養護の子どもたちを文字通り社会が引き受けるための物語が必要となり、謝罪と和解、再会と修復があるからこそ、個人が自らの歴史を一貫させる支援としてのライフストーリーワークがうまく機能する。そのためにも再著述の力点としては包摂という新しい社会の物語を構築することが大切となる。物語とはひとまとまりとなった意味の体系であり、人々の了解や共感の、行動と規範の源泉となる。ここではそれらをまとめてソーシャル・ナラティブと呼んでおきたい。個人だけではなく社会もまたその有り様を変容させる必要に迫られるという意味での社会臨床的なものの見方である。映画や小説や研究をとおして児童移民についての物語の書き換えとなり、里親を中心とした社会的養護の仕組みがさらに強化され、イギリス児童福祉の厚みをもたらす物語の変更であるようにすることは現在を生きる者の責任であろう。

物語を表現する際に、演劇、映画、小説は格好の手法となる。あいまいで、揺らぎのある、相互作用をとおして変化する関係性という側面は、児童相談所や少年刑務所をはじめとしたいろんな臨床的事例では極めて重要なので、そこからくみ取るべき事柄は大切にしたいと思う。人間行動の不可

解さも含めて逸脱行動や社会病理の理解には広い視野が重要で、趨勢となっている科学的な思考、たとえば、リスク統計的な定量的思考、数理的な根拠づけ、概念的分析的なアプローチにくわえた異なる視点が求められる。だから、あいまいなもの、割り切れないもの、発想を刺激するものを重視するのが社会臨床の視界である。これらは視野を深め、広げ、時にはかすめ、攪乱させてくれる。これを第１号では「家族は小説より奇なり」とも表現し、第４号では「社会の詩的言語としての臨床と表象」と呼んだ。今回の文脈では「ソーシャル・ナラティブ（複数の声から成り立つ＜社会＞の物語）」ととらえ、別の角度から眺めてみることにしたい。

２．ヤン・ヨンヒ監督の映画―『ディア・ピョンヤン』から『かぞくのくに』へ

生老病死、貧病争苦があるところには個人の物語とともに家族の物語があり、それは私憤や受苦や被害の体験をもとにする。さらに、ある程度の広がりや関心をもとにしてその物語は、公憤、共感、連帯そして支援などの公共化する行動や作用を媒介として、社会の物語へと変容していく。支配的な物語としてあったものがそうではなくなり、時には都合のよいように、時にはよりよいものへと、また時には新しい価値の創出のために、随時、書き換えられていく。何らかの社会的変化は物語の書き換えとしてすすむといってもよい。制度やシステムの変更につながると公的な書き換えとして国家の物語も登場する。

以前にも述べたことだが、ナラティブセラピーやナラティブアプローチという言い方は、支配的な物語の書き換えということに関心をもつマイケル・ホワイトらの流れをくむ言い方である。セラピーとしての臨床的な対話を組織する際に、支援する者とされる者ではなく、ソーシャル・ナラティブとして再構成するための共同作業者のような立ち位置が大切だと学んだ。マイケルはベトナム帰還兵へのセラピーや暴力加害への臨床を例にしてその立ち位置、つまりポジショニングについて語っていたことを紹介した。児童移民の事例も同じであり、語る者のポジショニング（この場合は、児童移民問題をネグレクトしないための権利擁護と社会的養護の視点）とそれをソーシャル・ナラティブとして再物語化することの大切さを思う。

他にもこれらと同型の主題は社会のなかに遍在している。アート系「京都シネマ」の代表をされている神谷雅子さんと一緒に「シネマで学ぶ社会と人間の現在」というテーマで数本の映画と対談をセットした企画を組んでいる。立命館大学の人間科学研究所が実施している（これらの言葉で検索してもらうと経過がわかるが、現在は「シリーズ 13」となっている）。シネマ企画はこうしたソーシャル・ナラティブの視点から練り上げている。2009 年１月は「家族の現在」と題したシリーズを組んだ。そのひとつとして映画『ディア･ピョンヤン』(2006 年）を上映し、監督であるヤン・ヨンヒさんを招き、作品をめぐるあれこれについて神谷さんが聞き役となり対談をお願いしたことがある。

『ディア・ピョンヤン』は北朝鮮を祖国と仰ぐ父と娘のヤン・ヨンヒさんの関係に焦点をあてている。第２作目の『愛しきソナ』（2009 年）は北朝鮮に住む姪の成長を描いたものであるが私はまだ観ていない。『かぞくのくに』（2012 年)は北朝鮮に渡っ

た三人の兄との関係に焦点をあてた家族の物語である。これは創作であるが、実話は『兄：かぞくのくに』（小学館、2012 年）として出版されている。この書物は映画の背景を赤裸々に記したドキュメントである。「私には三人の兄がいる。兄は北朝鮮にいる。『帰国事業』で北朝鮮に渡っていった兄と私と『かぞく』の真実の物語」と書き始められている。

全部、自らの家族の日常を映し出した作品群である。徹底した家族の物語なのだが、その日常には現代日本の家族からすれば非日常とでもいうしかない現実が組み込まれていている。朝鮮半島をめぐる現代史そのものが直に表出されているからである。ヨンヒさんの家族は朝鮮半島をめぐる世界の渦に巻き込まれ、錯綜する。父は朝鮮総連の幹部、1959 年にはじまり、1960 年代にピーク迎え、1984 年まで続いたとされるいわゆる「帰国事業」があり、宣伝されたような「地上の楽園」でないとすでに分かりかけた段階で父は中学生だった三人の兄を北朝鮮に送り出したという。本来の出身地ではない「北」に 93340 人が「帰国」した。彼女の兄たちは 1971 年から 1972 年に「帰国」した。幾度かその兄たちと会うために妹がピョンヤンにわたる。長男は躁鬱病に罹っていた。その後、父もまた病に伏した。母は実に健気に兄たちに物資の仕送りをつづけている。こうした家族の様子がこれらの作品に描かれている。兄が病気の治療のために三ヶ月だけ一時帰国を許された。しかし終始、監視がついている。家族は自由に話しもできない。検査の結果、手術が必要で、３ヶ月では短いと医師が告げる。兄は寡黙であまり多くを語らない。その静かさにかの地の困難が透けてみえる。そんな具合の家族のやりとりが映画には描写されている。

３．「帰国事業」と帰国意思－物語の創造

ヨンヒさんは入口と出口の「あいだ」に埋め込まれたテーマを観て欲しいという。在日、親子、恋人関係、介護、思い出、仕送りなどのいろんな「あいだ」がそこにある。はじめに家族ありきの映画である。でも後景に国家の問題がうつり、出口は狭い。『ディア・ピョンヤン』で主役だった父はすでに亡くなり、その墓は北にある。長兄もまた先立ち、その墓もピョンヤンにあるという。「悩んだんです。故郷は済州島ですから。でもピョンヤンにいる次男、三男や孫が墓参りできるようにと。去年、大阪に住む母が遺骨を持って行きました。離散家族ですね。普通に家族と会うとか墓参りするとかって、こんなに難しいのかと。今は行き来さえできれば国は二つでいい、統一しなくていいと思います。北極や南極の方が近くに感じます。隣の国なのにね。」（「家族と国のはざまで・撮る・映画監督ヤン・ヨンヒさん」（『朝日新聞』2012 年 8 月 15 日、朝刊）と語る。

「帰国事業」は韓国からみると「北送事業」とされる。そしてイギリスの児童移民でも非営利団体や教会が活躍していたが、ここでは国際赤十字社が関与していた。北朝鮮と日本には国交がないからである。また日本国内では北と南を代表する民間団体（在日本朝鮮人総聯合会と在日本大韓民国民団）が活躍している。くわえて当時の在日朝鮮人問題の解決をも日本政府は意図していたという。さらにアメリカ政府の野望も重なる。これが入り交じり歴史における利害の錯綜と一致も重なり、「地上の楽園へ帰ろう」という物語が創られた。どうして

９万人もの人々が、文字通りの「エクソダス」（集団的移動や脱出のこと）として自らの出身地ではない「北へと帰国する」ことを希望したのかは必要な情報が公開されていない面もあり、今後も検証がすすめられるべき課題となっている。

たとえば、テッサ・モーリス－スズキさん（オーストラリア国立大学教授）の『北朝鮮へのエクソダス－「帰国事業」の影をたどる』（原著 2007 年→朝日文庫 2011 年）がある。マクロな歴史記述を元にしているが個人や家族の個別性も描かれた物語的記述となっている。姜尚中さんがその解説文で「歴史の詩学」としてこの書物の意義を評している。歴史の研究という枠を越えた、ここでいうソーシャル・ナラティブに近い表現で、ひとりひとりの顔と家族の事情と歴史の必然と偶然の錯綜した様子が描かれているからである。

菊池嘉晃さんの『北朝鮮帰国事業－「壮大な拉致」か「追放」か－』（中公新書、2009 年）にも教えられることが多かった。「大量帰国を生み出したのは、彼らの帰国意思形成をめぐるプッシュ・プル要因にあった」という。「就職支援や差別解消の啓発など定住・共生への責任ある取り組みはほとんどなく、貧困、差別、不安定な法的地位など日本でのマイナス（プッシュ）要因が帰国者らの背を押したのは事実だろう」(232 頁)と指摘し、日本社会の側、つまり「こちら側」の影を見過ごせないという。もちろんプル要因もある。「地上の楽園」という物語をつくりだした社会主義国家と社会運動の側（これは民族と革命の物語）である。両者の相乗効果にくわえ、さらにその背景となっていた東アジアをめぐる世界政治の状況が重なる。文字通りの重層的な物語である。

「帰国事業」は強制移住ではなく自発的な意思を尊重するかたちをとっていた。物語作用として社会的に形成された「帰国意思」があり、それを前提に個々の家族の「決断」が行われ、物語が動き出す。ひとつひとつの家族の物語はみな違うが社会的に構成された物語という大きな方向づけがそこにはある。この「帰国事業」の渦に巻き込まれた家族と個人も児童移民問題と同じようなソーシャル・ナラティブというアプローチがよく似合う主題となっている。

４．ソーシャル・ドキュメンタリーというアプローチ

ソーシャル・ナラティブというアプローチに近いものとして、映像の領域ではソーシャル・ドキュメンタリーといういい方がある。その集大成のひとつに『ソーシャル・ドキュメンタリー－現代日本を記録する映像たち』（萩野亮・編集部編、フィルムアート社、2012 年）という書物がある。この書物の「まえがき」ではソーシャル・ドキュメントはいわゆる「社会派ドキュメント」のことではないと強調されている。従来の社会派に色濃くある啓蒙や反体制の色調とは異なるのだという。では一体何であるのか。「＜個＞の視点を元にする表現、家族や自身の記録にある社会的な広がりをもつもの、より軽快に、より等身大の空間感覚から、社会のあり方が問題提起されている一群の作品を指した総称だ」(4 頁)とされる。

このアプローチはここで述べているソーシャル・ナラティブに近い。媒体が映像であるという違いくらいだ。すべての事柄がそこに係留される、そこに参照枠がある、そこに回帰し、そこから生成する、意味の源や磁場となる日常性が私的体験も含めて

表現されていく。日常そのものが懐胎する、清濁併せ持って動いている、国家と社会と世界の「ねじれ」を生き抜かざるをえない現実をとらえたいと思うソーシャル・ナラティブはこのアプローチに近い。私憤、被害、受苦、混乱、錯綜などの体験や出来事は、科学的な学問研究も含みこんでナラティブ化され、ドキュメント化されることで、共苦、公憤、対話、理解、恢復などの社会の物語へと編みあげられていく。その過程はダイナミックである。割り切れない現実が多いのだが、社会の物語として流通することで制度やシステムの変更につながることもある。その記述と表現のもつインパクトはソーシャル・ナラティブとソーシャル・ドキュメンタリーという手法をとおしてひとつの可能性を得ると私は思っている。

かつて「個人的なことは政治的なことだ」とフェミニズムは語った。しかし、現代からすると、政治といえばどことなく無骨で無粋ないいようである。あちら側とこちら側、つまり敵と味方に区分けするような二分法がちらつき、「女性対男性」を彷彿させるのであまり用いたくない。私としては、「こちら側の問題性」をも射程に入れて劈開したい。どちらかといえば「メビウスの輪」のようにねじれてつながり、ブーメランのようにこちらにも帰ってくる、そんな関係性を射程に入れたいと思う。なぜなら、自らも構成員としてそのシステムを成していることを考えると、そのような関係性を視野にいれ、その言明をより複雑にして、個人的なことと政治的なこととのつながり方の問題として、単なる二分法的なものだけではない「錯綜」をおいておきたいと思うからである。

ヨンヒさんの私的な家族のかかわりを描く入口と出口の「あいだ」には実に多様なもの、たとえば社会的で公共的で政治的な事項が召喚されてくる、そんな家族の日常なのである。観る者によっては「非日常的現実」と映るが、「拉致家族問題」とはまた異なる位相で「北朝鮮との関係を生きる家族」がそこに描かれている。国家間関係や戦後世界政治の大きな物語としての朝鮮半島をめぐる物語ではなく、家族の物語のなかから立ち上がるこの社会のもつ「きしみ」や「ねじれ」の物語である。そして何よりもそれらをひきうけて生きている家族があり、個人がいる。まずはそうした現実をそのものとして受け取ることが大切だと思うので、ソーシャル・ドキュメンタリーというういい方が効果を持つのだろうし、ソーシャル・ナラティブを聴いて共感するのだろう。

しかしその前に、そのものとして語ることそれ自体のリスクがあるテーマ群をこの手法は選び取る。現に家族の喜怒哀楽を語っただけなのに彼女は北朝鮮への入国を拒否されている。物語化困難な現実が開示されていく。それは私の隣にある質量感をもった日常性である。「帰国事業」や児童移民のことのあとに家族問題を考えると、私の生きる家族との異同とともに家族問題の振幅を考えることを余儀なくされる。そうするとそれに感応し、応答し、近似の現実を理解し、感受する家族支援者や家族問題の研究者であることが要請される、あるいは少なくとも、家族問題のもつ社会性や公共性や個別性を視野に入れつつ、私にできる家族問題の解決への実践と倫理が私的にも公的にも問われることとなる。

この点は、先のマイケルのポジショニング論にならって言えば、選択的夫婦別氏制度や男性問題へのこだわり、そして「家族中心社会・日本」のもつ負の側面を理解し

た上で家族療法論や家族システム論、そして家族問題解決にかかわる実践倫理的な方法論がいかに大切であるかといつも考えている私の背後仮説のように存在している大事なポイントである。

５．日常性を見据え、それを表現すること

この「帰国事業」という物語もまだまだ解明されるべきであり、現に、1984 年まで続いたとされる「帰国者」は家族の現在を「北」でいまも生きている。「帰国事業」の全体像となるとその物語は垣間見えるだけである。また、行き来できるだけでいいとはならない「拉致家族」や「脱北者」もいて、物語はさらに錯綜し、重層的となる。「北と南」という現在を肯定し、そのなかで暮らす家族の安寧が保たれる、安否の情報のやりとりだけでもできるということそれ自体、とてつもないことだといえる現実は無視できない。「統一という物語」でなくてもいいというヨンヒさんの思いは切実に届く。

さらに他の国々のことであるが、分断された民族や国家の問題が変容した後にもなお残るのは、そのなかを生きてきたひとりひとりの人生の物語の重さについてである。今回は詳しくは紹介できないが、具体的には国家の物語が急速に変化した社会での人々の再物語化とトラウマ的な体験の乗り越えのことである。たとえば、『過去と闘う国々－共産主義のトラウマをどう生きるか』（ティナ・ローゼンバーグ、新曜社、原著1995年→翻訳1999年）では、チェコスロバキア、ポーランド、ドイツの事例が具体的に書かれていて、それはそれで大変な経過をたどることが詳述されている。これは「人間が過去を書き直して現在に合わせられる能力－とくに恥ずべき過去と共謀した自らの個人体験を書き直せる能力」（ⅳ頁）に焦点をあてている。正統性が急速に変化する国家の物語構造の変化に遭遇し、社会、そして個人や家族はどう対応するのか、それがトラウマ的体験のようにしてあることについて知ることの重大性がわかる。革命や変革それ自体への関心は高まるが、その後の社会への関心をも持続させていきたいものだ。

体制変革という「革命の物語」に比べると、「喪失からの恢復」の物語はより時間のかかるものである。社会臨床は「革命の物語」ではなく、その予後も含めて社会の恢復を視野に入れたいと思うし、一方的に変わるべき守旧的なものと、それを変える者がいるのではないと仮定する。「こちら側」でそれを支えるようにしている頑固な日常があり、変革を唱えるものもそこに巻き込まれている日常の重さがある。

そのよい例を扱った映画がある。『グッバイ、レーニン！』（2002年、ドイツ）である。ベルリンの壁が崩壊する前の東ドイツの首都ベルリンに暮らす息子と母の物語である。母の人生は社会主義の暮らしにどっぷりつかっていた。しかし時代は変化し、ベルリンの壁崩壊間近となった。息子はその反体制運動に関わっている。デモに参加していた息子をみて母は心臓発作を起こす。昏睡していた間にとうとう壁は崩壊し東西が統一された。しかしその弱った心臓はこれ以上のショックに耐えられないだろうと医師はいう。そこで息子は一計を講じた。なお東ドイツはそのままであり、母の信奉する社会主義体制は以前と変わらずに続いているという壮大なお芝居を打つことにしたのだ。ニュースを捏造してまで西側化する社会を隠す。あたり前のようにしてあっ

た日常の変化が人々の意識や態度にまで腑に落ちるにはより時間がかかり、負荷ともなることを描いている。だまし続けることの騒動がコミカルに描かれているが、息子が自らの信念を無理に母に押しつけようとせず、むしろ社会主義の元で長く暮らしてきた母の思いと生活に配慮しようとした心配りに感銘を受けた。国家の物語、社会の物語とは異なりをみせる個人と家族の物語である。だから、この息子のようなケアのこころが要るのだと思う。確かに共産主義という過去は変化していくが、そのもとで生きてきたという重みや歴史や生活を無視できない。母は個人として、家族としてそこを生きたのだから。日常としてその時代と社会を生きている人たちを一刀両断には否定できないのだと思う。「拉致」や「脱北」や「入国禁止」という壮絶な体験も含まれながらそこには「帰国事業」をとおして「北の今」を生きる人たちがいて、レーニンは確かに母を含めて東の人々を生かし続けた重みもあり、また、現になお社会主義社会で生活を送る人々もいて、その功罪と清濁の全部をあわせた社会的現実、そして何よりも西の国々にも課題が山積していることや南の問題もたくさんあることをとらえるためにも、ソーシャル・ナラティブとソーシャル・ドキュメンタリーというアプローチは大切にしたいと思う。

６．村上春樹さんの発想－あちら側とこちら側、「合わせ鏡」に映るもの－

児童移民のことを遠い国の、過去の話としてではなくケア・リーバーの問題として再定義してみるとまた異なった把握ができると指摘した。合わせ鏡に写る「こちら側」を照射するものとしてそうした諸課題を置いてみるとよいのではないかという意味だ。いわば「メビウスの輪」のように捻れてつながる、あるいは「むこう側とこちら側」を架橋する、そして被害と加害の「あいだ」や影として社会病理をみることなどが社会臨床の関心であるとこれまで書いてきた。そうした見地をさらにソーシャル・ナラティブとして意識化していきたいと思っている。

こうしたことに敏感な作家のひとりは村上春樹さんである。地下鉄サリン事件の被害者へのインタビューを試みた動機はこの視点だったと記している。それはオウム真理教とは何であったのかという問いであるが、社会病理学者もまた共有すべきものである。

地下鉄サリン事件と同じ 1995 年の阪神淡路大震災がその後、ボランティアや NPO という新しい物語をもたらしたように、物語構造としてみると、オウム真理教幹部による地下鉄サリン事件からいかなることを考えるべきなのかと問い、被害者へのインタビューを試みた。それを編集した分厚い書物が『アンダーグラウンド』（1997 年→講談社文庫 1999 年）である。そのあとがきは「目じるしのない悪夢－私たちはどこに向かおうとしているのだろう？」と題されている。被害者問題とは端的にいえば二次被害のことである。サリン事件の被害者でその後体調が思うように回復せず仕事を辞めざるを得ない人がいた。「二重の暴力性」と村上さんはいう。それは「むこう側」の課題ではなく、「こちら側」の私たちの課題であるとういう。被害者インタビューをとおして「むこう側とこちら側」が根っこでつながっていることを明らかにしたいという。だから「アンダーグラウンド」なのだと。もちろん地下鉄での事件だったからと

いう意味もあるが。

さらに物語としてみると、麻原彰晃による安物の救済の物語を阻止できず、現代日本社会における「物語の脆弱さ」を示したものとしてオウム真理教問題があると村上さんは続ける。物語の創造にかかわる作家の責任を自覚した言い方だと思う。あちら側や加害者や異常者たちが一方的にいるのではない。たちうちできない、阻止できなかった物語の欠如をこそ教訓にすべきだと彼はいう。そして、物語のための意味づけを他者に委譲していないだろうかと問う。

この村上さんの問いと類似の問いは社会病理をめぐる諸問題には枚挙に暇がないほどである。たとえば「戸塚ヨットスクール問題」である。ここはスパルタ式に問題行動を直すという施設である。寮生は家族に連れられて常に一定数確保されていたということは何を意味するのだろうか。これも「物語の委譲」である。必要悪なのか、最終的な解決を託したのか、他に選択肢はなかったのか。

『平成ジレンマ』（2010 年、齋藤潤一監督）という作品がある。スクールでのしごきが原因で入寮生が亡くなった事件で訴えられ、４年間の刑期を終えた戸塚ヨットスクール校長があたりまえのようにして学校を再開する様子を描いたソーシャル・ドキュメンタリーである。彼を求める人々とともに体罰を必要とするという彼の主張が響く。しかし最後の場面はスクールに入ってくるのが長引いたひきこもりの 40 代の男性であることから問題のフェーズが変化したことがわかる。やんちゃな非行少年はもう来ない。しかしそれでもスクールに入りたいという人が家族と共に訪れる。行き場のない人たちを誰が、どこが引き受けているのか、と映画は問うているようだ。別の話題ではあるが刑務所も福祉化していると山本譲司さんは『累犯障害者』（2006 年→新潮文庫 2009 年）で書き、高齢者や知的障害者たちの排除の物語を描いた。社会的な包摂や統合の物語とそれに支えられたシステムと制度の未整備、家族が最後のよりどころになっている家庭内暴力への無策、虐待が発生するたびに騒ぎはするが社会的養護への関心が向かわない冷淡さなど、「こちら側」の「物語の委譲」の構図、この場合は社会的なネグレクトの様相がみえてくる。

村上さんはこうして合わせ鏡に映り、事件をとおして透視される「こちら側」の論理とシステムこそを問うべきだという。「『あちら側』が突き出してきた謎を解明するための鍵は（あるいは鍵の一部は）、ひょっとして『こちら側』のエリアの地面の下に隠されているのではあるまいか」（740 頁）という。その『こちら側』とは『一般市民の論理とシステム』であり、『あちら側』とは、『オウム真理教の論理とシステム』であり、両者は一種の合わせ鏡的な像を共有していたのではないか。」（744 頁）。それは「自分自身の内なる影の部分（アンダーグラウンド）ではないか。・・そこには我々の自我と、それが作り出す『物語』が関わっている」（745 頁）と考えている。「もしあなたが自我を失えば、そこであなたは自分という一貫した物語をも喪失してしまう。しかし人は、物語なしに長く生きていくことはできない。物語というものは、あなたがあなたを取り囲み限定する論理的制度（あるいは制度的論理）を超越し、他者と共時体験をおこなうために重要な秘密の鍵であり、安全弁なのだから」（750 頁）。

７．こちら側を把握する

そのためにまずはメディア・リテラシーである。マスメディアは「地下鉄サリン事件とは要するに、正義と悪、正気と狂気、健常と奇形の、明白な対立」（736 頁）を描いた。連載第 2 号では「思考のレッスン」と記し、この枠づけからとりあえず自由になる素材をたくさん紹介した。それほど多様に、社会病理にはこの種の「悪のドラマ化」が常套的である。「マスメディアの基本姿勢は＜被害者＝無垢なるもの＝正義＞という『こちら側』と、＜加害者＝汚されたもの＝悪＞という『あちら側』を対立させることだった。・・このような相互流通性を欠いたモーメントの行き着く先は、往々にして、煮詰められパターン化された論理であり、淀みがもたらす無感覚である」（740 頁）という。

しかしそれに対して「こちら側の私たちはいったいどんな有効な物語を持ち出すことができるだろう？麻原の荒唐無稽な物語を放逐できるだけのまっとうな力を持つ物語を、サブカルチャーの領域であれ、メインカルチャーの領域であれ、私たちは果たして手に入れているだろうか？」（753 頁）、「あなたは誰か（何か）に対して自我の一定部分を差し出し、その代価としての『物語』を受け取ってはいないだろうか？私たちは何らかの制度＝システムに対して、人格の一部を預けてしまってはいないだろうか？もしそうだとしたら、その制度はいつかあなたに向かって何らかの『狂気』を要求しないだろうか？・・あなたが今持っている物語は、本当にあなたの夢なのだろうか？それはいつかとんでもない悪夢に転換していくかもしれない誰か別の人間の夢ではないのか？」（753-754 頁）と問うている。「それらはともに私たちの内部から－文字どおり足元の下の暗黒－地下（アンダーグラウンド）から－「悪夢」というかたちをとってどっと吹き出し、同時にまた、私たちの社会システムが内奥に包含していた矛盾と弱点とをおそろしいほど明確に浮き彫りにした」（767 頁）。

そしてその後も 9.11 の米国でのテロがあり、昨年には東日本大震災があり、フクシマがあり、もっと身近には滋賀県大津市でのいじめ自殺があり、各地での子ども虐待死亡事件や家庭内暴力事件がある。それらは同じくシステムの綻びを顕わにする。私たちは、日々、その同じシステムを生きている。いじめ、自殺、家庭内暴力、不登校やひきこもり、薬物依存など、それらはすべて地続きにこちらの世界とつながっている。これはしつけであるとして虐待があり、夫婦喧嘩と何が違うのかとＤＶ加害者はいう。これは遊びやふざけの一環だったといっていじめの暴力性が軽くなっていく。叱咤激励にハラスメントは宿る。相手の尊厳に傷をつけ、罵ることをモラルハラスメントは捕捉した。行きたくない／行けない学校の現実は不問に付されて不登校が語られる。生き辛さや言葉にならない鬱積と薬物依存は近い。言葉にならない身体の反乱が暴力をひきおこす。こうして日常性に病理は宿る。こちら側もその日常という現実を生きている。フクシマはさらに多くのことを問いかける。原子力を夢見てきた長い戦後の歴史と電力の一定部分をそれに頼って生きている現実があり、それを支えた科学技術もあり、日常性から問い直すべき格好のテーマとなる（たとえば、吉見俊哉『夢の原子力：Atoms for Dream』ちくま新書、2012 年など）。どこもそうだろうが私の出身高校は戦後になって校歌

を変えた。「原子の時に生を受け、ゆくてけわしき道をすすむ」というくだりがある。広島や長崎のことを踏まえた歌詞であると習った。もちろんそこには原子力の平和的利用という共同の夢見る物語も含まれていた。チェルノブイリやスリーマイル島やフクシマは想定されてはいなかった。こうした類いの夢物語は他にもあるのだろう。

ジェンダーの意識もまた同じ。虐待や暴力を含んだ家族に接することが多い仕事をしていると、同じように、男性性や父性のはき違えを無意識に生きている加害者が轍（わだち）にはまり、愛すべき家庭内の弱者を苦しめている様子と重なる。この場合は安物の「男らしさの物語」にかけがえのない家族を譲り渡してしまった男性や父親や息子の行き詰まりがみえてくる。ナラティブセラピーとしてはその安物の、しかし支配的に、頑固にも流通している、変わりにくい日常的な行動規範ともなっている「男らしさの物語」の書き換えをおこなうこととなる。

こうして社会病理の数多くの事例には、冷淡な傍観者の姿、システムへの過剰な期待、リスク社会の喧伝と扇情、悪のドラマ化への加担、安物の物語への依存など「こちら側」の影が映る。それらはみな「物語の委譲」である。そうではなくてできることをする、日常からの思考、二分法への疑い、あいだへの関心などからみえてくることは多い。

８．物語を書き換えることと知のかたち

社会の物語の再構成を行う際に「社会と臨床」という大きなフレームが貢献する。そこから生成する「臨床の知・実践の知」についての体系化をしたいと考えている。このマガジンを連載している方々のなかには、同僚の教員たちとチームティーチングで教えた大学院の修了生たちがいる。それぞれ物語を書き換えようとして実践してきた経験をもち、そのことをバネにいまでも努力をしている方々である。

テーマは多岐に渡る。不妊治療であり、スポーツ事故であり、不登校児の認定フリースクールであり、学びの場づくりであり、男性問題という新しいカウンセリング領域の開発であり、精神科デイケアでの恢復をめぐるやりとりである。緩慢なようだがしかし確実に動いていく日常が捉えられている。社会の物語を書き換える営みとして、こうした方々の、当事者研究風の描写によって、告発や非難だけではない、しかし単に科学的なだけでもない、ソーシャル・ナラティブとでもいえる社会臨床の記述をとおして可視化されるものの集積は貴重だと思う。こうした積み重ねの結果、制度に風穴があくこともある。認定フリースクール、修復的対話と和解、不妊カウンセリングの開発、男性問題という新領域への挑戦などはその典型だろう。そんな知的なインパクトを大切にしたい。

日常を生きるという意味では実に身近な話題ばかりである。とはいえ、そうしたことを記述するための知の制度は固有にあった方がよいと思っている。臨床の知は個別性を物語として取り出すのに有益だ。これらは合流して「知の創造工房」のようになるといいなと考えている。そのために、制度疲労を起こしている「大学院」という制度を、社会人の実践や知恵が単に当該領域の専門知やその作法にならって表現されるのではなく、ソーシャル・ナラティブという知に変換できるように機能させられれば

と願っている。単に「大学院」が社会人を受け入れるというだけでは無益だろう。新しい知のかたちの創造と流通のためにこうしたデジタルマガジンは力を発揮する。『ドキュメンタリーの修辞学」（佐藤真、みすず書房、2006 年）がいう「素材先行主義」（当事者としての特異な体験や出自を過剰に扱うこと）の相対化や社会化にも貢献するので、共通言語として流通しやすいある形式のもとに臨床や支援の実践言説を整形することは大切だと思う。しかしそれが単に既存の学術的なるものへと回収されていくだけでは意味が薄れる。新しい知のカタチが求められているのだと思う。

他にも知のかたちとしてこのソーシャル･ナラティブに近い手法にノンフィクションというアプローチがある。すぐれた作品が多い（石井光太編『ノンフィクション新世紀』河出書房新社、2012 年が参考になった）。別途、検討してみたいが、ノンフィクションは書き手の意思が前景化する、つまり執筆の意図がよくでた表現方式となる。これは、ソーシャル･ナラティブとの関連では「編集」という作業の位置づけとの関わりで是非とも吟味しておきたい論点である。さらにそれぞれの学問分野における質的調査や事例研究やフィールドワークなどもあり、ソーシャル･ナラティブとの比較で考えていきたいと思う。

９．さいごに

映像によるソーシャル・ドキュメンタリーであれ、物語によるソーシャル・ナラティブであれ、受苦と受難、私憤と不幸、被害と苦痛、混乱と閉塞などの出来事と体験を社会の物語として変容させていく過程で、それらは、公憤と共苦、支援と連帯、恢復と理解などを基調とした物語構造が産み出されていく。臨床や支援の領域では、当事者と研究者の二分法や質的研究と量的研究の二分法が散見されることもあり（ももちろん対立的という意味でなくどんな共同関係ができるのかを想定しての意味であるが）、ソーシャル・ドキュメンタリーやソーシャル・ナラティブはその乗り越えも意識している（量的研究の質にかかわるメタ的研究や質的研究の客観化の手法開発も進んでいるが）。当事者であれ（前述した素材先行主義とも重なる）、研究者であれ、臨床家であれ、表現者としての工夫が要ると思うからだ。ここではそれをソーシャル・ナラティブやソーシャル・ドキュメンタリーという視点で紹介してみた。臨床と支援の現実をよりよく表現し、物語の書き換えに向かう知のかたちとしてさらに追求していきたい方法論である。社会臨床の視界に入ったものを伝達する手法を精緻にしていきたいと思う。

追記

入手しやすいこの連載、全編とおして丁寧に読んでくれている方がおり、８月初めの暑い日、東京からわざわざ京都まで訪ねてこられた。夏休みで学生が少なく閑散とした大学のブック＆カフェ風のオープンスペースで長い時間かけて連載で扱っている事項のあれこれについて、行間を埋めるような内容の話をした。私よりはお若いその方は毎号の内容について印象に残る言葉を書き出していたのでそれを見せていただいた。ぎっしりとしたメモの束だった。もちろんどうしてそんな具合に関心をもってくれているのかについて私もお聞きしながらだったので対話のような時間となった。文

脈の理解をしてくれているその方との会話は弾み、行間といっても私があまり意識していないところまで突っ込んでくれたので私としても発見があった。その時はそれでも時間が足りずに、話の最後の方になってナラティブや社会詩学とは何かの話になった。ここで記したことをいおうと思ったのだが時間切れとなった。彼女の質問に応えるような思いで書いた次第である。

こうして連載が 10 号分もたまると、講演や取材を依頼してくる方、大学院で勉強したいという方、学部や大学院のゼミの学生たち、臨床の現場で出会う専門家たち、そして研究者仲間にもこの連載の紹介をすることがある。少々ハードに、かつボリュームをもたせて書いているので、「アカデミック・エッセイ」と紹介することにしている。第１号に書いたように元々は備忘録として書いているので私の頭の整理のようではあるが、こうして読んでくれている方もいて、また場合によっては読んでくださいとお勧めすることもあり、社会臨床の論としては一貫させようと心がけている。とりわけこうしたオフ会のような出会いがあると、どんなものであれ、やはりものを書いていることの責任を感じる。彼女は今回もまた丁寧なメモをとってくれているかと思いつつ思考の連鎖に終わりは来ない。

社会臨床の視界

(11)

日常に潜む暴力

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

１．日常に潜在するみたくないものを描く
ーミヒャエル・ハネケ監督の作品

ミヒャエル・ハネケ監督（オーストリア）の作品が好きだ。『白いリボン』(2009 年)に続き、『愛（アムール)』(2012 年）が第65 回カンヌ国際映画祭で二度目のパルム・ドール賞となった。パリのアパートが舞台だそうだ。脳卒中で倒れた妻を介護する 80 歳の夫の日常を描いている。2013 年春に日本公開だという。早く観たい。彼の作品はとにかく後味が悪い。胸騒ぎがする。全身に逆剥けが起こりそうな感じがする。日常の不安が喚起され、恐怖へと変わっていく。自らの内側に巣くう闇が浮かび上がる。際限なくあおり立てられる悪感情である。ノンフィクションのサスペンス、スリラーのような感じがする。

『隠された記憶』(2005 年）という作品は送られてきた奇妙なビデオテープを観ている夫婦の会話からはじまる。その家をひたすら玄関口から写しただけのテープなのである。これは何なのかと夫婦の会話が続く。夫は少年時代の実家が身元引き受けで養子に迎えたアルジェリア人少年をいじめたことを思い出し、これは彼が仕掛けた復讐に違いないと確信する。さらに子どもが口から血を吹いている様子を描いた不気味な絵も届いた。なお続いて送られてくるビデオテープの映像はさらにプライベートな領域へと入り込んでくる。徐々に不安が恐怖へと変わっていく。記憶の底にあったいじめ体験が恐れに変わる。脳裏にこびりついた罪悪感。そして今度はとうとう息子がいなくなった。一方で妻は夫の友人との不倫に陥っていた。それに息子は気づき、家庭内離婚状況となった。映画の最後がシュールである。息子とそのアルジェリア人の息子は友人だった。結局、何も不可解さは解けずに映画は終わる。観ているものはひたすら想像するしかない。その過程で自らの記憶の底がかき回され、意識の上の方へと我が身の罪悪が浮かびあがり、日常を共にする人への懐疑のまなざしが深まる体験をすることとなる。

『ファニーゲーム』(1997 年）はありえない殺人事件。休暇で別荘にきていた家族の家に「卵ください」といって二人の若者が訪れる。好青年のようにみえるし、話し好きで愛想もいい。清潔そうな白いシャツを着ている。ところが徐々に暴力がむきだしになっていく。愛犬が殺され、家族がロープでくくられ、理不尽な暴力がエスカレートしていく。犯人二人はそれでも普通の会話と行動をつづける。冷蔵庫をあけ、テレビをみる。家族が逃げようとしてロープをほどく。首尾よくことが運ばないとテープを巻き戻すようにして映画自体を巻き戻

す。その巻き戻された場面を見せて観ている私たちに同意を求める。「そうですよね」と語りかけるのだ。その段階で返答を迫られる。「娯楽」としての映画を前にすすめるためにはそこでついつい同意してしまいそうになる。この劇中劇により観ている私は共犯者にしたてあげられていく。この家族の最後はどうなるのだろうか、是非、観てほしい。

『白いリボン』は第一次大戦前、ナチスが支配する前の北ドイツの小さな村が舞台。村は何ともいえない不穏な雰囲気に覆われている。厳しい規則が支配する敬虔なクリスチャンの家庭での子どもへの抑圧。地主と牧師のもつ封建的な権力。農民支配の理不尽な暴力。忠誠の印として子どもたちは白いリボンを胸につけることを命じられる。共同体の外部からやってきた教師がこの物語の語り部である。徐々にこの村の得体の知れない不気味さを描きだしていく。こんなシーンがある。厳格な父の飼っていた鳥が死んでしまい落胆する。しかし小さな息子が鳥をくれる。それをかごにいれ、なかで自由に飛び回る鳥と忠誠をつくす息子に満足している様子が映る。すべては不自由のなかの自由。白黒フィルムであることも手伝って、ナチズムへといたる共同体の空気そのものが伝わってくる。

ハネケは日常にある恐怖、怯え、不安、監視、鬱屈、不信、危険を描く。後味は悪いのだが一度観てしまうと脳裏から離れない。清濁併せ呑んで生きている自分に嫌悪感をもつか、さらに記憶の底へと沈めていくか、いろんな判断を迫られる奇妙な物語につきあうこととなる。

他にもたくさんあるがすべては観ていない。影というテーマもあり、迷宮世界の描写でもあり、欲望と禁欲のあいだもうまく描かれている。現代社会の不安と不穏と恐れの感覚の把握は見事だと思う。「社会臨床の視界」には欠かせないと思っている。作品は『ピアニスト』(2001 年)、『ファニーゲーム USA』(2008 年)、『セブンス・コンチネント』(1989 年)、『ベニーズ・ビデオ』(1992 年)、『71 フラグメント』(1994 年)、『カフカの「城」』(1997 年)、『コード・アンノウン』(2000 年)、『タイム・オブ・ザ・ウルフ』(2003 年) がある。

２．事件の背景にある日常の暴力への想像をはたらかせると恐怖に陥る

ハネケは日常の暴力や不安や恐怖を描くが、それらは残念ながら現実的なことでもある。長崎県西海市でストーカー被害を受けていた女性の家族 2 人が殺害された事件（2011 年 12 月)、神奈川県逗子市で女性が元交際相手の男性に刺殺された事件（2012 年 11 月)、尼崎の一家・親族巻き込み殺人事件、大津のいじめ事件とその後の顛末等、偶然重なるいくつかの出来事は繰り返されている。たとえば「桶川ストーカー事件」がある（1999 年 10 月 26 日に埼玉県桶川市高崎線桶川駅前で、21 歳の女子大生が 27 歳の元交際相手とその兄が雇った男性によって殺害された事件)。「北九州監禁殺人事件」は 2002 年 3 月に北九州市で発覚した監禁、殺人事件。弱みにつけこみ監禁をして金を強奪。拷問と虐待によってマインドコントロールをかけ、被害者同士で虐待させた。大津のいじめ自殺は 1986 年 2 月、東京の中野富士見中学校 2 年の男子生徒が盛岡駅のトイレで自殺した事件と重なる。「このままじゃ生き地獄になっちゃうよ」と記された遺書が残されていたが、「葬式ごっこ事件」と称して学級担任がいじめに加担した

ことでも関心をもたれた事件を思い出させる。

類似の事件が起こると、その背景や経過を知る由もない私たちにとっては突然のニュースのようにして眼前にあらわれるようにみえる。もちろんどんな背景があるにしろ突発的な通り魔のような事件はなんともしようがなく恐怖である。とはいえ家族や友人・知人同士が事件となる場合はそこまでにいたる相互行為のつらい日常が続いていたと想像できる。ハネケ監督が描きそうな不気味で不穏な日常である。それが抜き差しならなくなる事態となり、その関係性への幽閉という過程もみられ、結果として塀のない檻のようにして密着度が利用されていく。

３．関係の非対称性

１）潜む場としての関係性

ハネケの映画で描かれているような日常に潜む暴力性を少し整理していくことで、不安を整序したいと思う。私が関心をもつ身近な対人暴力としてのいじめ、家庭内暴力、虐待、ハラスメントは学校、家族、職場という日常を共有する者同士におこる。親子関係(老いた親と子ども、未成年者と親の双方の関係含む)、夫婦関係・男女関係(デートバイオレンスや元夫婦関係含む)、仕事上の先輩・後輩の関係、部下・上司の関係、教師と生徒・学生の関係等の指導・被指導等はすべて非対称な関係である。そこに権利侵害が発生しないように＜社会＞が禁止や規範を構築し、社会制度として定着させ、日常の人間関係の枠をつくる。

親密さ intimacy という言葉には性的な関係も含意されるので共棲関係や共生体と言い換えてもよい。愛着関係も含まれる。こうした関係にあっては互いの境界侵犯がおこりやすいという特性がある。融合的、一体感、情緒的、親近感、相互了解性という面と、それらが容易に支配とコントロールへと転嫁されること、依存性、万能感と承認欲求が実現される関係という面もある。これらは表裏一体である。社会における他者同士の関係とは一線を画するものと観念される特別な関係となる。

非対称な関係である親子関係と夫婦関係・男女関係はジェンダーと世代に関して、資源、勢力・権力等の配分が異なり、それを前提にして家族という社会制度が構築され、法規範や道徳が生まれ、感情的共生が成り立っている。生々しい現実の生活が営まれる場となり、もめ事も起こり、広い意味での相互ケア関係がある。こうした剥き出しの生の現場であるという意味において暴力生成の可能性がある。暴力 violence と同じ語源に由来する生命力 vitality や生きること vie という言葉を重ねると理解できる事態である。

さらに、親密な関係性において暴力を誘発する「脆弱さ」が含まれていることも忘れてはいけない。「虐待誘発性」という意味もあるヴァルネラビリティ vulnerability である。傷つきやすいこと、弱さ、脆弱性と訳される。この言葉はシステム論でも使われ、「外部から操作したり情報を引き出したりしようとする攻撃の余地があること」を意味する。家族をシステムとしてみるアプローチには親和的な表現である。愛情と暴力、正義とケア、保護と自立等の相反する事項が反転して連続する結節点をなすのがこの脆弱性である。世代とジェンダーを変数にして家族には非対称性ができ、それを根拠に凹凸の組み合わせのような強いき

ずなができるのでこうした関係の錯綜が生成しやすい。家族のなかの暴力はここを起点に生成する。

２）非対称性は両義的

また、非対称性は両義的である。家族としてのケア責任の負荷をかけられる過程に葛藤や不満、怒りが発生する。しかし他方で、だからこそ家族という関係の、喜怒哀楽を含んだ独自性が根拠づけられもする。関係としては密室化し、閉じていき、相互に訴求しあうきずなができる。この両義性は親密な関係性や共棲・共生関係における相互扶助的行為がケアという機能を果たすことに由来する。育児、介護、看病、介助という直接的ケアが家族の営みであり、福祉的機能を果たす。これを根拠にして問題行動への責任という関心を向けられることもある。たとえば加害者家族がそうである（子どもが非行にはしったことやいじめた側の責任を問われる）。不登校やひきこもりへの対応も家族が前景化する。薬物依存となった人を抱える家族も抱え込む。家族のケア責任への負荷の外延は広い。

こうしてみると、ケア行為を介して愛情と暴力が最接近し、依存と自立、教育（しつけ）と学習（成長）、甘えと抵抗等、相克し、相反しつつ、相補するという関係性が成りたっているといえる。家族の問題には「介入と支援」という両面からアプローチが求められるゆえんである。家庭内暴力に即していえば、陰性感情と陽性感情を共に含みこんだ相互行為が自他の境界を越える過程とともに存在し、ここに暴力の芽が宿ることを念頭においた対応が求められる。つまり、ケアにかかわる相互行為というミクロな地点からこの社会的で公的な課題である脱暴力と脱虐待が必要となること、言い換えれば、「親密圏における公共性のミクロポリティクス」である。

３）ケア行為が内在させる暴力誘発性

家族同士のケア行為は社会制度や社会規範によって根拠づけられていると述べたが具体的には以下のようである。夫婦にあっては相互扶助の義務がある（民法第 752 条「夫婦は同居し，互いに協力し扶助しなければならない。」と定める）。高齢者介護の際には家族養護者、親子関係は親権や保護責任ということが根拠となっている。親権は親が子どもを育てる権利と義務の総称である。これは子どもに義務教育を受けさせ、養育する責任と義務をあらわすものであり、親の権利というのは何をしてもいいという意味ではない。親の責任といった方がいいのだろう。親権は身上監護権（子どもの身の回りの世話をしたり、教育をしたり、しつけをしたりする権利・義務）と財産管理権（子どもの財産を管理したり、子ども名義の契約などについて同意をしたり、代理をする権利・義務）からなる。通例は父母が親権者となる。虐待や育児放棄等があれば家庭裁判所によって親権が制限される。

また、高齢者虐待防止法にいう養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義されている（高齢者虐待防止法第２条２項）。養介護施設従事者とは老人ホームや介護老人福祉施設などの養介護施設の業務に従事する者である。養護者は在宅で高齢者を養護、介護する家族、親族、同居人を意味する。

高齢者虐待については、子ども虐待における児童相談所による「介入と支援」のようなシステムはまだ整備途上であるが、子

どもとその配偶者等が養護者となることを想定し、虐待をなくす課題とともに養護者支援を打ち出していることが特徴である。虐待防止制度は介護にともなう諸困難の除去を想定している。たとえば介護のスキルや制度理解の欠落の補填、そして何よりも仕事とのかかわりで介護離職の困難が想定されるので養護者支援が重視されるべきだという筋立てである。もちろん就労継続支援は不十分であるが、ここではケア行為に関わる配慮が虐待理解において成立している点が大切である。高齢者虐待の理由に「強いられた介護」や「介護疲労」があり、怨恨や嫌悪等の陰性感情が生起してネグレクトが起こる事例が少なくないことがデータで指摘されている。さらに夫や息子が主たる介護者となる際の虐待リスクは高いのでこの点も「介入と支援」の対象となる。これらを勘案すると家族のケア行為にかかわっての脱暴力の課題は刑事罰的な方向性だけでは成り立たないということになる。

さらにＤＶの場合は夫婦間の相互扶助がジェンダー化されている点の理解が重要である。相互扶助や協力義務と関わり暗黙にジェンダー規範が動員される。女性がその役割を期待され、ドメスティックサービスの義務を果たしてないと思い込む男性がＤＶ加害となりやすいというデータがある。高齢者夫婦における夫や息子介護の場合にもジェンダー規範が入りこむので、高齢者虐待といってもジェンダー暴力的であり、夫の妻介護時の虐待はＤＶに他ならない。

また、家庭内暴力に関しては感情が重要な変数となる。私的領域や親密な関係性には独自な感情的交流がある。ケア行為と感情は家族という関係において赤裸々になることが許される（と加害の側からは認知されている）。そこでの感情表出には「公私区分」がある。同じケアの相互作用でも公的なサービスの場合は契約となる。家族ケアの場合は、私的であり、公的領域と区別される独自な「感情解放領域」として観念される。それこそが家族だからだとされていく。他方で、家族はジェンダー化された秩序をもち、それを再生産する場でもあることから、感情の表出と規則はやはりジェンダー化されている。家庭を暖め快適な親密さをマネジメントする責任は女性性や母性に期待され、そうした相互作用を営み、関係性を維持する役割を負わされる。解放された感情を受け止める役に女性や母親がなるという意味である。解放された怒りの感情は暴力となるがそれを甘受すべきだという具合のジェンダー作用へと至る。

４．加害のナラティブの観察

相互作用に関与する関係者はその状況を独特に意味づけていく。認知の枠であるが、これを「状況の定義」という。それは主観的である。虐待、ＤＶ、ハラスメントの加害者たちは独特な認知に満ちている。虐待する親も「これは躾だった」といいはる。自分にとって都合のよい考え方である（私は好きな言葉ではないが、認知行動療法では「認知の歪み」という）。日常生活はこうした主観的現実の錯綜する「場」である。

私は加害のナラティブという視点から虐待者のコミュニケーションをグループワークで聞き取る。「最初はささいなことで・・・。」といいわけする。「妻は口がたっしゃなんです。」ともいい、「あれは言葉の暴力ですよ。男は口下手なのでついつい手がでてしまうんです。」と語り、「俺を殴らせる方にも問題はあるでしょう。」と都合のよい言い方をする。弁解にもならない理

屈である。「ＤＶ法や虐待の法律がありますがそれは家のなかのこと。殺人事件じゃないので余計なお世話です。」とさえぎる。「だって俺は稼いできてるんです。毎月の仕事は大変なんです。」と言い張る。「安らぎの場をつくるのは妻の仕事！」と思い込む。その妻自身も働いていたり、家事や育児をまかせていることは棚に上げている。こうした説明をおこなうこととなる。

その後、弁解もみられるようになる。「もうそのときは頭が真っ白で。」という。「瞬間湯沸かし器みたいに爆発するんです」とか、「小さいときからの癖でどうにもできない。」とか、「男ってこんなもん。みんなそうですよ。」、「気がついたら手が出ている。身体反応です。」、「落ち着くと謝るんです。もうしないって。」と終わる。

身体への暴力さえ振るわなければよいとも思っている。妻がパート先の忘年会にいくことをだめだという。どうしてなのか理由もいわない。妻の動静についていちいち指図する。抑制と禁止のコミュニケーションとなっている。他人の前での見下しが日常的なこととなっている夫婦もある。そうした男性は連れ合いの外見や性格を馬鹿にしたような発言も平気でする。

もちろん以前に紹介した加害者臨床実践はこうした言明を受け止める。加害のナラティブに独特な意味世界をあらわす語彙と文法をとおして彼らの認知の枠を理解するためにである。さらにこの段階では自分の暴力による被害の理解は視野に入ってこない。グループワークやカウンセリングにおいてまずはその被害による傷つきについて理解をすすめる（被害者理解は修復や謝罪の前提である）。体の傷だけではなく人格が脅かされる。親しいと思っている人から受けるので特別な傷つきとなる。家庭内暴力は長期にわたり、繰り返し、断続して起こる。紹介したように「それはささいなことだった」とよく殴る人は釈明するが、ささいなことであればあるほど理不尽であり、そのことの恐怖は殴る側には想像できない。そんなささいなことでどうしてこんなに暴力が起こるのか、いつ起こるのか、いつ終わるのかという具合に恐れをいだきながら日々を一緒に過ごすこととなる。「卵の殻の上で暮らしているようだ」、「地雷とともに生活しているようだ」と被害者は語る。長期化するということは日常化するということなので、暴力の被害者は、いつもなにかに怯え、敏感になり、息苦しい日常となる。乳児や要介護老人などは声さえあげられない。こうなると安らぎの場としての家庭どころではなくなる。やっかいなことに、世間体もあり、加害者が殴らない時もあり、場合によっては謝罪もするので、なかなか表面化しない暴力となる。こうした環境に長くいると、正常な感覚が麻痺する。家族を訴えることとなるので、援助を求めることすら罪悪だと感じてしまう。

家庭内暴力被害者の心理は独特だ。表れ方は多様だが、いくつか共通性があるとされる。

一つは、暴力を振るわれたその時の出来事が、突然、思い出される。再体験である。繰り返して、そして衝動的に記憶がよみがえる。悪夢を見ることもある。リアルに想起されることにより、恐怖が高まる。それを思い出させるようななんらかのきっかけからそれらは起こる。その都度、心理的な苦しさや発汗などの反応がおきる。

二つは、その傷を思い出させる契機や出来事に関わるような刺激を無意識的に避ける。 あるいはそうした刺激に敏感にならないように防衛心が作用し、感情鈍麻がおこ

ることもある。その時のことを想起させる行動、風景、人間、場所、感情、言葉などを避ける。心と行動のひきこもり状態が慢性化する。

三つは、過覚醒（自律神経系の興奮や過覚醒の症状）だ。入眠困難、中途覚醒、不眠などである。普段でも一つのことに集中できなくなることもある。ささいなことに神経が過敏になる。髪を掻くために手を挙げた他人の動作にもビクッとしてしまうような感覚だ。過剰な警戒心ともいえる。

こうした不安定な心理的状態をもたらすので、親しい者同士の暴力は特に深刻な被害となることの理解をすすめていく。夫婦喧嘩やしつけだったといってすまされないのが家庭内暴力の被害であることについて学習をし、加害のナラティブのもつ都合のよさに気づくことが脱暴力の第１歩である。

５．暴力の微視的相互作用

こうした微細な相互作用を重視するのは脱暴力へと向かうコミュニケーションプロセスを把握し、暴力肯定の語彙と文法を理解し、それを修正する支援に役立てたいからである。コミュニケーションをとおして対人暴力が肯定されていく言語的実践や言語的構築を組み替えていくためである。相互作用としての男性たちの対人コミュニケーションの言語的、行動的、意識的な再構成を地道に繰り返すなかでしか脱暴力への学習が進まない。暴力を振るうこともコミュニケーションだと心底思っている男性が多いこともある。そこで、家庭内暴力あるいは親密な関係性における暴力について、ミクロな相互作用を把握する微視的社会学 micro sociology のアプローチを紹介しておきたい。このアプローチは暴力行動が生成する文脈について焦点を当てる。

１）ミクロな過程の把握－儀礼的暴力と相互作用

対人的相互作用とそれが構成される関係性は、これまでも、社会的きずな、心理的な愛着関係、精神分析的な家族関係（オイディプス）や転移・逆転移関係として対象化されてきた。ここでは相互作用を把握するための微視的社会学についてランドール・コリンズのアプローチを検討してみたい（Randall Collins, *Violence: A Micro-sociological Theory,* Princeton University Press, 2008 にもとづいている。以下に引用した頁はこの書物からである）。

微視的社会学 micro sociology、微視的民族誌 micro ethnography、相互作用儀礼論 interaction ritual 等と表現されている。コリンズは暴力、紛争、不平等、人種的民族的対立等において、構造的問題に還元されがちな暴力論の傾向を批判している。彼は *Violence* という書物において「暴力の微視的相互作用論」を展開する。そこでは家庭内暴力やいじめも論じられているので、それについて検討を加えておこう。

コリンズは相互作用論からみた家庭内暴力を次の４類型に分けて考えている。①暴力的ではない家族同士の葛藤 unviolent domestic conflict、②限定され均衡のある喧嘩 limited and balanced fights、③昂じていくパニック forward panics、④冷酷で暴力主義的な拷問的事態 cold terroristic torture-regimes の４つである(p.148)。後二つは深刻な暴力となる。この①から④の広がりのなかで家庭内暴力が特徴づけられている。

これら４つはミクロメカニズムとしてみ

た場合、連続的であるが、段階としては区切りもある。これらは人間の相互作用が「ひきこみあう過程 entrainment」であることに関連している。相互に訴求しあうような関係性では「人々は暴力に長けていない」とコリンズは考える。暴力を戦略的に用いているわけではないという意味である。むしろ逆で、人々は相互に連帯する動物であり、そもそも何らかの暴力が生起した場合、緊張や恐怖に直面し、それらを何とか処理し、対応しようとするものであるという。

こうした相互作用は儀礼のようにして機能しているという。背景にあるのは社会が「聖なるもの」を維持することで成り立つ共同性（＝紐帯、きずな、連帯）が不可欠であるという宗教社会学的な理論である。近代社会の「聖なるもの」は個人そのものである。社会的にいえば人権ということである。個人の名誉、尊厳、人格を大切にするようにして相互作用を営む必要がある。他人同士の関係に関して、これはわかりやすい原理である。では私的な領域としての家族をはじめとした親密な関係性においていかにして個人は尊重されうるのか。

親密な関係性の相互作用においてもめ事や紛争が発生すると、人々はその状況内の緊張を処理することを強いられる。関与者たちはその関係を維持しようと行動する。親密な関係性にもめ事は不可避なのでそれをなくすような志向が働く。紛争、暴力へと至るリスクも秘めているので、それを回避するように相互作用の儀礼があるし、そうすることできずなが維持されていく。

家族のきずなを維持するように連帯にむけて努力するという親密な関係性におけるひきこみあう相互作用の特性こそが暴力へと至る皮肉なパスをつくるとコリンズはいう。③へと昂じていくパニックの段階において相互作用に関与している人々の「ひきこみ」の「自己強化ループ self-reinforcing loops of entrainment」がつくられていく。この「ひきこみ」の連鎖が高じていくとパニック状況が現出し、自らの行為と感情を処理するために暴力を振るっている側が自分でその状況にひきこまれていく。その段階では「感情的なトランス状態」に陥る。

コリンズは③の forward panic という言葉でこの過程を説明し、暴力論の軸においている。③の forward panic は緊張と恐怖に直面した場合、個々のエピソードを暴力へと至らしめる道ができ、何らかの暴力の理由が発見され、場合によってはねつ造され、暴力が行使されていく。虐待やＤＶをする理由が加害者によってつくられていく。その際に、非対称性をもとにして「弱い対象」が選択される。この弱さは先述した「暴力誘発性」を表現する「脆弱さをもつ構成員」に他ならない（p.19）。こうして暴力を振るわせる側に問題があるという枠ができあがる。自分は正義の側であり、矯正のための暴力なのだという都合のよい認知ができあがる。「これはしつけである、家のことをきちんとしない妻が悪い」という理由づけはこうした意味で頑強に枠づけられた認知である。

２）「生活の仕方 a modus vivendi」としての暴力

深刻な DV、虐待、ストーキングとなるのが④の暴力主義の拷問である。それは冷酷かつ持続的に進行するという。③はそのパニック性が高く、もめ事から暴力へと急速な展開となる。④は犠牲者を支配するための過程としての暴力が慢性的に現出する事態である。犠牲者の「ひきこみ」が加害

者にとっては快楽となる。誰かを常に虐待することで快楽を得る習慣的な虐待者となる。この相互作用で用いられるのは、他人に強いる力、結婚生活上の資源、感情的な貶めの行為、地位を顕示するための市場的な力の利用等であり、それらをとおして暴力が日常化する。先述したように具体的には、「食べさせてやっている」、「役立たず」、「いつもこうだから無能なんだ」等と相手を意味づけ暴力を含んだ「生活の仕方 a modus vivendi」ができあがるという。

また、長期と短期のひきこみ技術があり、スロープを転げ落ちていくようにして被害者化がすすむ。被害者は絶えず防衛的になり、受動性が増し、徐々に対面することへの緊張と恐怖が増加していく。加害者の顔色をうかがい、その個々の動作に反応し、読心をおこなう等して暴力を回避する事前の努力を続けることになる。これらは攻撃者の感情の転移、加害者の視点の内面化、攻撃者への同一化といわれる事態である。逃れられない関係性としての家族や親しさのなかでの相互作用がこうした現象の背後にある。

コリンズが暴力を儀礼的に把握しようとしているのは愛情等の感情をとおして結びつく諸過程を重視し、絶えず、地位の確認をし、尊敬し、卑下したりする家族内対人関係における葛藤やもめ事やその解決法の把握に適したアプローチだからである。会話、身振り、表情等の微視的な過程がここでは重要となる。人格を傷つけていくということは貶められていくことに他ならないので、「地位降格のための行為」が儀礼のようにして反復して展開されていく。この暴力性は高い。モラル・ハラスメントや心理的感情的な暴力やいじめに見られる人格破壊、カルト集団による人格攻撃による従属化等を想定するとこの儀礼的辱めや攻撃のもつ効果は甚大であることが理解できるだろう。

コリンズは、人種・民族、ジェンダー、年齢、貧困等、暴力の背景要因に帰属させず一時的に判断停止し、そこからみえてくる事態を徹底的に記述していくという手法をとる。その相互作用過程の描写をとおして進行している人々のやり方に注目する。それは学習の過程、状況に関与する技術を内面化する過程、相互作用をとおして他者として非対称性を帯びさせられていく過程を把握しようとするアプローチである。

このアプローチは、暴力的な個人的要因や人格的要因、暴力に結びつくような社会的構造的変数を前景化させない「相互作用と状況」のアプローチである。多様な暴力が遍く存在する社会なので、日常的な相互作用と状況の描写をとおして暴力の微視的過程が抽出され、マクロ的な構造的変数のミクロな次元における実践的細部が活写されていくエスノグラフィックで臨床の知にも通底するアプローチである。こうして、分析の中心を相互作用におくことで、個人（＝暴力性向のある犯罪者人格）、社会的背景、文化、動機等の各々の要素に還元できない一連のシークエンスとしての相互作用をとらえることをめざす。

６．コミュニケーションをとおした暴力の実現と脱暴力への努力

こうした相互作用と関係性からの暴力生成論においては「感情的なものの優位」が指摘されていく。暴力へと至る緊張には「感情的エネルギーemotional energy」があるとコリンズはいう。それは親密な関係性という表出の形式をとおして発現し、内面化

される学習と感作の結果である。その場として家族がある。「感情共同体」としての家族という＜場＞のもつ特性があり、親子、夫婦、男女、老若等、非対称な関係性をとおして感情が生起し、交錯する。その中の非対称性に即して「感情的エネルギー」が発現されていく。殺人、戦争、子ども虐待、ストリート暴力、人種的民族的紛争、警察暴力、DV 等の生活圏での暴力の詳細記述が試みられていく。共通して人格を貶めていく暴力が見いだせる。それを正当化する偏見は感情によって増幅され、維持され、非合理性を帯びる。

もちろん、そのように構築されるシステムとしての家族関係は構成員の入れ替えや個人の加齢とともに時間軸で変化する。システムとしての家族を把握したのは、構成員の総和以上のものとして家族を対象にした家族心理学や家族療法の原理である。時間軸とともに非対称性が変化し、パワーとコントロールの力の向きが変化し、生態学的な場としての構成が変わる。これを「関係性のライフサイクル」という。

また、法化社会の進展で関係性をささえる規範と制度が変容し、家族の外部から力がくわえられる。これは主観的であった「状況の定義」の公的な変更である。たとえば、「夫婦喧嘩ではなく DV である」「しつけではなくて虐待である」「放任ではなくネグレクトである」「執着する恋愛ではなくストーキングである」「小言や叱責ではなくモラル・ハラスメントである」等と別様なかたちでの意味づけがなされていく。一般的にいえば、親密な関係性や具体的な対人関係にかかわる「公共的なものの拡大」あるいは「親密な関係性の構造変化」である。別言すれば、認知の社会的な規模での変更といえる。では、家庭内暴力をはじめとした対人暴力の把握や脱暴力のプロジェクトにとってどのようにこのアプローチを役立てることができるのだろうか。以下の二つにまとめておく。

第一は、対人暴力の諸過程、諸相、諸段階の把握のもつ微細さである。一般に、家庭内暴力の全体に渡る特性を把握するために、身体的暴力、言語的暴力、心理的・精神的暴力として機能的な面に注目して表現されることが多い。対人暴力としてみると、暴力へと昂じていく過程で、被害者化という軸には非対称な関係性に根ざした「からめとり」があり、そこには「人格的貶め」が重要な契機となっているということをコリンズの相互作用論は指摘している。被害者の人格を貶めていく暴力の段階があり、主従関係のような地位変容がもたらされる。互恵的で相補的な関係に向かう契機としての非対称性ではなく、逆に、対等ではない方向に向かう契機として非対称性が位置づけられ、尊厳の剥奪のように作用する暴力として存在する。被害者の無力化、正当化するための「中和化の技術」と「被害者非難」、「加害を被害にすりかえるコミュニケーション」「被害者の加害性を引き出す巧妙さ」等がすすむ。その結果、「尊厳の剥奪」「被害者に加害者の視点を内面化させる」という地位降格のための服従化技法が発見されていく。暴力の核心にある人格否定や従属化である。この指摘の意義は大きい。

第二に、家族という環境における相互作用の特性が「家族の日常活動（ケア行為、感情共生体、多様な揉め事、葛藤、陰性・陽性感情、愛着形成、食の共同等）」そのものにあることの指摘である。この日常行動にそくして感情が表出される。親子、夫婦、男女、老若、資源と権力の有無等の非対称な関与者がおり、感情的エネルギーがその

あいだに充填され、家族のきずなやつながりを感受させるようにして存在している。この関係性の環境は構成員にとっての生態学的環境となっており、ひとつのシステムとしての共感情的、間身体的な共生体ができあがっている。もちろん家族構成員のそれぞれの状況の定義があるので同じ現実を生きていても意味づけは異なる。しかしシステムとして存在感は大きく、暴力をも含む日常性が営まれていく。家族・親族の巻き込み型の殺人事件はこのエコロジカルプロセスそのものである。

この 2 点は脱暴力のプロジェクトを組織する際の準拠点として位置づけることができる。相互作用の視点がここでのテーマであったがさらにこれを日常的な相互作用として位置づけなおしてみよう。ハネケの描いた日常性に潜む暴力の切開である。

７．親密な関係性というシステムの特性と暴力

１）暴力を含んだ「つながり」の型の把握

相互作用論の見地から暴力を考え、環境との相関で逸脱行動を位置づけるというアプローチとして、犯罪社会学、社会病理学、逸脱行動研究のなかの日常行動論 routine activity theory がある。それは犯罪と日常生活の関連を問い、犯罪者人格を想定せず、犯罪を「行動機会、選択機会の問題」としてみる立場である。環境犯罪学とも呼称され、刑事政策や治安対策に実践的に活用されている。しかしこの方法は諸刃の剣とでもいえる点を内包している。たとえば環境浄化論に結びつき、監視社会の理論的支柱となるからである。ここではそうした点に注意しつつも、その理論的中核のひとつである日常行動理論に焦点を当てて家庭内暴力を検討してみる。このアプローチの理論的中心人物であるマーカス・フェルソン（Marcus Felson）の、なかでも家庭内暴力について述べた箇所を中心に検討しておこう（*Crime and Nature*, Sage Publication, 2006 からの引用である。*Crime and Everyday Life*（『日常生活の犯罪学』守山正監訳、日本評論社）。

フェルソンの見地は犯罪の生態学的な把握 crime ecology である。犯罪行動や犯罪活動の把握のために、プロセス、相互依存、変化・変容、分布、量についてとらえるアプローチである。次の三点が犯罪の成立に欠かせないという。①潜在的な加害者 a likely offender、②適切な対象・標的 a suitable target、③監視者の不在 the absence of a capable guardian against the offender（p.42）という要素である。「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動（ルーティーン・アクティビティ）としてみることができる」（p.320）として、「犯行者の思考方法（p.85）」をとりだす。行為とその時の環境を詳細に記述することで犯罪機会を描写することが目指される。たとえば、ある男性の身体的な密着欲求や親密さを求めるニーズがあり、その実現のための日常行動があり、それらの延長線上に暴力や虐待があると考える。突然に豹変した逸脱者として犯罪者が異常者として登場するのではない。「犯罪者それ自体は一貫した行動としてある（p.90）」という。こう考えると、しつけと虐待、コリンズのいう①と②の暴力と DV、モラル・ハラスメントと心理的言語的暴力と名誉毀損、高齢者虐待と介護者の疲労、陰性感情の生成等は一続きのものであり、逸脱行動と日常行動は「不連続の連続」というかかわりにあることを

日常行動理論は主張する。日常生活のなかの彼や彼女の必要性にもとづいて暴力が組み込まれている。上記の 3 つの成立要件は家庭内暴力についてはすべて満たしている。①感情的きずなをむすび、感情を解放してもよいと考える都合のよい認知をもった加害男性が潜在的におり、②は文字通り、脆弱な非対称性のなかに置かれた対象者がいて、③家族に監視者はいない、のである。

このような日常行動理論は、犯罪や逸脱を、その出来事やエピソードを囲むより大きなエコシステムにおいてみることを提案する。さらに、当該の問題行動を本来的なニーズと関係づけることを提案する。暴力をとおして充足させようとしていた別の要素を取り出すのである。暴力を振るうことで実現させていた事項が犯罪者の環境、つまり意図的に選択し、構成している生態学的な「つながり」のなかに埋め込まれていると考える。この「つながり」の型を見極めていく。家族もしくは親密な関係性という生態学的な環境について、この型をフェルソンはシンバイオシス symbiosis として把握している。シンバイオシスは「相互共生関係」と訳されているが、二人の人間が心理的に相互に依存しあって相手から有益もしくは有害な強化 reinforcement を受けるような関係にある場合に使う。たとえば「母子共生」が近い。

フェルソンはこのシンバイオシスがいかにして暴力を生成させるのかについて検討し、その下位類型を提案している。共生は相互に利害を共にしながら一緒に生活している様式であるが、なかには、①寄生 parasitism、②片利共生 commensalism、③相利共生 mutualis-m(共に利益がある)、⑤受動的支持 passive assistance(助けることや傷つけることなしに一方が他者から得る利得）の類型がある。フェルソンは、家庭内暴力が生成する場は、パラサイト型(寄生）に当てはまるという。こうした環境にあって、第１に他者を命令に従わせる、第２に加害者のいう正義を回復する、第３に加害者の自己イメージを擁護し、守るという利得が暴力にはあるという（p.86)。共生・共棲の場、状況、エコシステムとしての親密な関係性として家族をみると、その三つを含む生態学的に固定した緊密なシステムとしての家族というメッシュのような場が浮かび上がる。

さらに共生・共棲としての家族システムには「組織、適応、変態・新陳代謝、変化、成長、再生産、反応・興奮・感応性（p.169-)」の諸相とその変化がみられる。暴力の生成に関わるシステム的要素である。家庭内暴力が生成する関係性はこうした生態学的な特質をもつ。

２）日常活動理論の特徴

日常活動理論は人が逸脱行動をとおして何らかの生存と生活に必要なニーズを満たしていると想定する。逸脱行動が必要なように自らを構成し、対人関係を組織していると考える。日常生活における暴力、虐待の幅は広がりがある。触法行為、逸脱行動、問題行動、ネグレクト行動（何もしない)、歪んだ愛着行動、示威行動等であり、それらは同心円上につながるシークエンスとしてある。また、身体化、症状化、行動化が優位となる非言語的コミュニケーションという様相も帯びる。先述したシンバイオシス（相互共生関係）というのは「生のかたち」「生活の仕方」であり、非言語的コミュニケーションを伴い、非対称的な関係が相互に関わり合うことを前提としたひとつの

システムとして安定均衡する。コリンズのいう相互作用は人が連帯をとおして共同する生を営むことを前提にした議論であり、生の様式としてのシンバイオシス（相互共生関係）と重なる。何らかのニーズの充足とそれが肯定的ではないかたちで満たそうとする際に用いられるのが暴力と虐待である。暴力と虐待が、その行為者にとっての防衛、抵抗、保身、愛着、注目、逃避、試行、快楽等のライフスタイルとしてあり、それをとおして対人関係をつくり、相互作用のかたちとして定着させ、それを許容するようなミクロ環境を自らの周囲に構築していると考えるのが日常活動理論である。

しかし一方、社会の変化は急で、先述したように公的な「状況の定義」が変化している。当該行為は徐々に触法行為として定義されるようになっている。システムとしての安定性が揺らぐ。他方で、暴力と虐待の行為者はその独自な認知と行動と感情の表出の連関において自らの問題として定義するのではなく、周囲の問題として観念し、被害者も「まきこみ」、システムとして暴力を含んだ環境をつくりだしている。その過程では中和化、正当化、他罰化等がみられる。もちろん、社会の側にもそれを可能にし、加担するような暴力肯定的な意識（体罰容認）があるので、それを養分にして共犯関係が持続することは看過できない。その共犯関係は社会そのものの意識や態度の内面化ということなので、社会のもつ意識や態度それ自体の書き換えが求められるという意味で社会臨床的な主題となる。

さいごに－脱暴力への未来のためにハネケから学ぶこと－

私は本マガジン第２号で紹介したように加害者臨床に取り組んでいる。刑務所のなかだけでも、虐待した親子や夫婦の分離の制度だけでも、養護者から虐待されている高齢者を保護するだけでもない、日常のなかから脱暴力を志向する実践プロジェクトと位置づけている。コミュニケーションからのミクロな平和構築である。

対人暴力をなくす取り組みを社会がプロジェクトとして意識することはひとつの希望だと思っている。そしてこの希望には根拠がある。ミクロな社会関係の基礎である家族や親密な関係性は暴力や虐待を生成させる過程でもあるが、そうではない人間を形成する場であることの方が多いからである。両義性に根ざし、葛藤や不満やもめ事があっても暴力と虐待が前景化しない「家族の関係力」がそこにはある。たとえば、外部資源とつながること、社会的ネットワークの役割が大きいこと、育ちの過程における問題解決の力が醸成されていること等に力点をおいた「家族のストレングス」である。それを調べてみたい。家族フィールドワークである。微視的社会学からみた日常の暴力性論はこれと裏腹な関係にある。相互作用と関係性をとおして、もめ事から暴力へと昂じていく、コリンズのいう暴力類型の③と④のタイプの暴力を振るう人間のマインドセットがどのように形成されるのか、それへの応答性のある「介入と支援」の内容はどうあるべきなのかの確定のためにもこのフィールドワークは必要だと思う。そのためにも問題行動・逸脱行動をおこなうことで何かを実現させている、あるいは満たしていることを日常活動理論と相互作用論にもとづき明確にした上で、リスクではなく、そこで満たされている、問題行動や逸脱行動をとおして実現しようとしていたニーズをより健康的なものへと置き換え

る方策を見極めていく「介入と支援」が大切だろう。以前にも紹介したことがある加害者臨床における「善き生活 Good Life Model=GLM」というアプローチである。脱暴力と虐待の契機は暴力と虐待をとおして実現させている本来的ニーズの吟味からはじまる。

ハネケの「日常に潜む暴力」を描く手法は、顕現しているものの裏側に進行している別の事項を読み取るということを教えてくれる感性の鍛錬の機会を提供してくれている。「いま・ここ」の現前で進行している事態がもつ隠れたメッセージを解読し、社会のもつ指示作用と方向づけに関して、少なくとも気づくための社会読解力は身につくので、「社会臨床の視界」になくてはならない「まなざし」なのである。

なかむらただし
（社会臨床論、臨床社会学、社会病理学）

社会臨床の視界

(12)

暴力を振るうものたちの「言い訳」の分析

－脱暴力への認知再構成の手がかりと修復の課題の生成にむけて－

中村　正（立命館大学大学院応用人間科学研究科）

１．考えてみたいこと

高校のスポーツクラブの指導をめぐる暴力・体罰、女子柔道界における性暴力や暴力的指導、いじめ自殺をめぐる事態等、社会には暴力のテーマがあふれかえる。もちろん虐待やＤＶと同じように古くて新しい問題であり、今に始まったことではない。そして喉元過ぎれば熱さを忘れるだろうこともこれまでと同じかもしれない。とはいえ、世情の関心に上るたびに可能なことはつきつめて考え、必要な対策と動きをとることだけは続けたいと思う。

体罰をはじめとした暴力はコミュニケーションの拒絶という点が共通している。しかし、戦争や暴力団抗争、通り魔の暴力とは異なり、何らかの関係性を背景にした対人暴力において独特なことは、暴力を振るう側はその暴力をコミュニケーションだと思い込んでいる点である。殴られている側の受け取り方とは決定的な断裂がある。加害の側は合意の上だとか、相手のことを思ってのコミュニケーションだといい、被害の側は強制、暴力そして虐待だと受け取る。この断裂は暴力が発現する関係の非対称性に由来する。

こうしたことにかんがみて、今回は暴力もコミュニケーションのひとつだと観念している加害の側の認知の詳細について加害者との対話から取り出し、社会の暴力肯定性、つまりは共犯性をも可視化させ、加害者臨床と社会臨床の双方をリンクさせて組み立てる手がかりとしたい。そのためにこの断裂の微細な過程をみてみることにする。暴力をコミュニケーションである意味づけている構図をみることは加害者臨床で用いられる認知行動療法における認知再構成に資する。

しかしそれだけでは認知面でのすくい取りにしかならないので、暴力を用いて何かを強いる行動が快楽になり、常態化し、規範を減じさせていく加害の全体像には迫れない。言い換えると、言い訳という言語作用に着目するがその背景にある身体的存在の様相（暴力を振るう身体の振る舞い方や行動の様子）、個体間距離の取り方やテリトリー範囲の置き方、愛着関係を示す人間関係における親密さ感覚、感情を統制して自己提示できるかどうか、男性性や父性にかかわるジェンダー作用、そして生活上の諸困難や育った家族の影響等も加害の全体像に迫るためには無視できない諸相である。脱暴力への加害者臨床は主に言語作用に焦点をあてていく認知再構成だけですまないからであるが、それらの全体的把握は別の機会としたい。

また、修復的正義を導くことも意図しているが、被害者と加害者の謝罪、対話、和

解はそもそも困難なので加害者が更生する方策をきちんとたて、その過程においては何らかの贖罪や謝罪を果たすことができるよう自己を語り、反省し、行動することを行い、社会がそのための支援の方策を用意するという意味で用いることとしたい。社会が更生のための力をもつということである。文字通り、更生とは甦りということである。加害者が被害を認識し、受け入れ、贖罪へと至るのか、それとも加害を否認し、正当化し、中和化するのか、そのせめぎあいの心理社会的な「しるしやきざし」としての加害者の変化を示す言語作用（ボキャブラリとコンテキストの変化、シークエンス理解）を位置づけ、あわせて暴力肯定性をもつ社会の側の課題も浮かび上がらせていきたい。修復的正義を実現させるためにも加害者臨床として加害行為の全体像を当人の理解と言葉で明瞭化できるようする、いわば「加害のナラティブ」が暴力の予防・防止、再発防止、罰の加え方、脱暴力支援の内容、それらを可能にする制度構築にとって極めて大切だと考えるからである。修復的正義の第一歩はきちんと加害者になるということからはじまる。

なお、本誌第２号では加害者臨床のことを扱い、男性同士のグループワークを紹介し、変化を強いないことの大切さを記した。第３号ではナラティブのことを書いて男性が内面化している支配的な物語を書き換えることを指摘した。第８号ではシステムとしての家族というタイトルのもとでそこから暴力を除去することにかかわり男性のもつ他罰性の処理が重要となる点を強調した。第11号ではナラティブと意味の関係について考察した際に虐待やＤＶの意味づけを変えるための社会のもつ暴力荷担的な物語との相同性を指摘した。これら諸点が部分的であったので、今回はそれらをまとめる意味もある。

２．暴力と虐待をささえる都合のよい考え方について

２－１．脱暴力へのコンテキスト（文脈）、シークエンス（意味づけ）、ボキャブラリ（語彙）

ある行為を意味づけていく一定の社会的な枠があり、それは社会的に構築された方向性をもつ。第３号でも紹介したが、ジェンダーに関するテーマはその事例が多く、バイアスとして機能する。たとえば「暗い夜道、痴漢に気をつけましょう。」という立て看板が町内にある。女子学生はこのスローガンをみるといやな気持ちになるという。「そんな道を歩いている女性が悪い！」といわれているようだという。そして男性も嫌悪感をもよおす。痴漢に間違われないかと思うと歩きにくくなるからだ。そこで大阪人は考えた。被害者に注意を喚起するのではなく、「ちかん、あかん！」と加害者に警告するメッセージにした。これは文脈（コンテキスト）の変更である。変化を促したのは残念な事件だった。

1988年11月、夜の大阪市営地下鉄御堂筋線の電車内で、二人組の痴漢を注意した女性が逆恨みされ、彼らにレイプされた。被告の二人に４年が求刑され、３年６カ月の判決となった。こうして先の標語のような加害者に対するメッセージへと変更され、2000年以降の女性専用車両導入の契機となっていった。

同じようなコンテキストの混乱の例はいくつもある。たとえば、「いじめられる側にも問題がある」、「それは虐待ではなくてしつけである」、「これはＤＶではなくて夫婦喧嘩である」、「いじめではなく、あそびや

ふざけである」ともいわれる。さらに「ふれあいなのでたんなる親しさの表現である」、「これはスキンシップである」、「嫌だとはいわなかった。一緒に楽しんでいたふしもある」、「指導の一環なので親身になっているだけである」等と枚挙にいとまがない。

間近に進行しているのが大津市で中学２年の男子生徒が自殺した問題である。2012年２月、男子生徒の両親はいじめが自殺の原因だったとして、同級生３人とその保護者、さらに大津市を相手取って約7720万円の損害賠償を求め大津地裁に提訴した。市側は和解を申し入れたが、同級生側は争っている。その根拠は「いじめではなく遊びの範囲内のことだ」という。

こうした言い訳は暴力を肯定するコンテキストそのものである。都合のよい認知の枠や意味づけの仕方となっている。一定数の人々がこのコンテキストを共有しているのでそれは社会が共犯性を帯びているということに他ならない。ジェンダーについてのダブルスタンダードはそのように機能する。いじめ、体罰、虐待とＤＶ、性犯罪の加害においても同じように社会のもつ認知の構造が作用する。さらに、社会は「不適応行動」として、たとえば不登校、ひきこもり、ニート等を「対策化」するがその際にも同じく社会にとって都合のよい認知の構造（多数派の意識）が作用する。怠け、無気力、自己責任等の意味づけがなされることもある。そしてその「定義」を起点に多様な形態での自立にむけた支援実践が組織されていく。当の本人もそうした社会の意識を内面化し、自らを責め立てる場合もある（この点は「内省の仕方」の社会的文化的精神的な様相として独自にとりだすことができるユニークな研究領域をなしているがこれも指摘するだけにしておきたい）。「自立と支援」をめぐるせめぎあいが生じ、何が問題であるのかという「定義」が焦点となる。それの書き換えをめぐって国家が登場したり、当事者の権利が主張されたり、制度が変更されたりする構築と脱構築の応酬が繰り広げられる。

被害と加害をめぐる構図も同じようなダイナミズムの渦中にある。「暴力はコミュニケーションである」という思いこみはこのせめぎあいの俎上にのせられるべきであろう。多少の体罰は有益である、あるいは必要悪であるという意識や解釈も荷担し、加害にとって都合の良い定義でしかないコンテキストやそこで使用されている語彙をめぐる争点化＝書き換えが社会意識の偏向をも対象にして求められるからである。男性に多い暴力と虐待の臨床をしているとマクロ性も見えてきて、暴力を振るう当該個人の都合のよい認知の構造とそれを支えるコンテキスト、つまり社会のもつ認知の偏向が彼の言動に具現されていることがよくみえてくる。

もちろん加害者臨床としてはそれを内面化した当該個人の意識の布置状況、規範意識の程度、行動選択状況が対象となるのだが、それらに共通して男性性ジェンダー問題が確認できるとすると、社会も保持する意味づけの書き換えという社会臨床の大切さが浮かび上がる。もちろん暴力的ではないように生きている男性が大半なのだからそうではないような布置や選択へと向かわせることは可能であり、それが加害者臨床の内実となる。

また、そうした対人関係の習慣は当該個人の社会化過程において家族や仲間の影響を受けてもいる。とくに男性の友人関係には以前に指摘したホモソシアル関係があり、暴力を肯定する人間関係が男性性集団のなかで熟成されてもいる。これはメゾ的領域

である。ミクロやメゾの領域は身近な対人関係であり、そこでは他者性が希薄になる。そうした「圏域」では暴力や虐待はますます非言語化したやりとりのなかに包摂され、身体的感情的心理的な関与、あるいは非言語的な関わり合いという様相をまとうこととなる。親子や夫婦、上司と部下、同僚同士、教師と生徒等のあいだでは、距離が近いゆえに、こうして独特のコミュニケーション状況が成立する。

こうした「対の関係」は密度が高く、被害者はそこから抜けにくく、加害者は自らの言葉の刃や身体動作（振る舞い）の威力に気づきにくい。また、言葉の前に、身体と行動が先になるようにして相手に反応する、いってみれば「からだのことば」のようにして自らの感情を伝えるコミュニケーションとなり、そうした一連の事態が暴力という行動をコミュニケーションであると仮構させる思いこみへといたる。暴力を振るう身体の独自な共同意識や共生感覚、他者認識や自他区分、それらと言葉の衰退や後退、甘えや愛着の意識等をまとめて「からだのことば」ととりあえずはくくっておきたいが、詳細に吟味すべき事項だと考えている。特に家族的なものや親密さ感覚の磁場のようにこれらの全体が作用して暴力をコミュニケーションの一環として観念させることとなる感覚は認知の歪みの再構成だけでは説明できない親しさや身内意識等を含んだ「からだのことば」に根ざしていると思うからである。

２－２．「その怪我はたまたまなんです。」－必然化させる環境をつくっている－

現在、虐待した親への面談をおこなっている。個人カウンセリング、夫婦面接、家族面接である。児童虐待防止法にいう家族再統合にむけた取り組みの一環なので狭い意味でのカウンセリングではない。男親塾は土曜開催なので仕事の都合で参加できなくなった方々が個人面談の対象となる。

その日の面談は、子どもに大怪我をさせてしまい傷害の罪で起訴された30歳の大きな体の父親だった。執行猶予５年となった。「その時は、たまたまなんですよ。２歳の息子がいうことをきかないので突いたんです。そうしたら頭を打ちつけて大けがをさせてしまったんです。」と話しをしだした。合計３つの別件も加算されたという。それらは交通事案だそうだ。無免許運転である。聞けば他にも車を運転中に携帯電話もよくかけるという。こうしてみると全体としてその息子の怪我は偶然ではない。なかば必然のようにして起こった子どもへの暴力事件ではなかったのかと話しを続けた。気づきを促した点は、彼の日常的な対人関係の取り方、他者への配慮の仕方、自らの身体的半径の大きさや力の影響力の範域、規範にもとづく意識や態度のことである。それらが暴力や虐待を誘発し、肯定するように作用していることの自己理解である。

「そんなやり方で過ごしていれば、その出来事は偶然ではないのではないか」と質問した。伝えたかったことは「予期された偶然」「予定された偶発さ」「力ある者の配慮」という言葉である。彼の過ごし方は暴力が起こるように作用する生態学的な環境となっている。そうではない人よりも虐待や暴力を招きやすい。偶然のようにして発生したと観念されるその出来事は、「点」としてのみあるわけではない。「たまたまの虐待的な事件」が頻度高く発生するような問題解決の仕方をしており、それが日常になっていることである。そこで、偶然だといいはる暴力が生成した出来事の連続体、つまりシークエンスを振り返る作業を一緒に

おこなう。出来事を「線」としてみると、そこにはそれが必然的であるような普段の生活が浮かび上がる。さらに「面」としてみると暴力や虐待を召喚している「エコロジカルな現実」がみえてくる。くだんの彼はそこに気づいた。

「そういえば、いつも僕は自分が中心のような暮らし方です。」という。「どういう意味？」と聞くと、傍若無人な対人コミュニケーション、自動車をめぐるトラブルの多さは交通法規を無視していることのあらわれだし、他人をコントロールしようとしてうまくいかない時の怒りの発現具合等が語られた。

そしてこんなことも付け加えてくれた。「僕はいま先生がおっしゃったのとよく似た理論にはまったことがあるんです。」と別個のことが相互につながったというような顔をして語り出した。「選択理論っていうんです。それは経営者セミナーでした。」。「それはどんな考え方なのですか」と興味津々だったので尋ねた。「人は自分の行動を選択しているという考えで、自らの欲求がそれをとおして実現されていると考えるのです。」

「そうですね。よく似ているアプローチですね。成功がそうして意思の判断をもとに招きよせられているので、うまくいく経営者は理由があるのでしょうね。偶然に儲かったというのではないということですよね。そうなるような選択をしてきた結果ということなのですね。とすると暴力や虐待も同じですね。そう、選択しているんじゃないでしょうか。」と話をつないだ。ポジティブなことであれネガティブなことであれ、それはそうなるように生きた結果なのだということで双方が納得し、私もくだんの父親の生き方に即して暴力と成功の両面があることを教わった。点と線と面という広がりのなかにおいてみると暴力や虐待と同居する彼の生きる生態がみてとれる。

２－３.「それは些細なことからだったんです。」というＤＶ加害男性－暴力の過小評価

夫婦喧嘩だといいはるＤＶ加害男性が必ずといっていいほど用いる常套文句がこれである。その恐ろしさへの想像力が及ばない。被害者のことは二の次で、加害の視点だけで自分の行動をみている。些細なことがどうしてそんなに大きな暴力へいたるのかと問うていく。暴力の発火点となる些細なことは予想もできなく遍在していると考えるとそれは被害者にとっては恐怖である。いつ爆発するのかもわからない。すべては加害者の気分次第ということになる。地雷とともに生活しているようだと被害者は語る。いつもびくびくしていることを強いられる。安全な日常の喪失である。そうすると、生き延びるために暴力を回避しようとして、暴力を振るう者の読唇・読心もうまれる。これは加害者への同一化である。

最初に受けたハラスメントはモノ化だった、というＤＶ被害者の女性に出会った。「最初に違和感を覚えたのは、出産の時の夫の言葉だった」という。夫も立ち会っての出産で、その限りでは良い夫だと思っていた。しかし、難産で苦しんでいる時に、夫が医師に「子どもも大事だが、コレだけは助けてやってほしい」と言ったのを鮮明に記憶している。「私はモノかと思った」のだそうだ。その時は「おや？」と思っただけだが、いまから思えば、それが始まりだったのかもしれないと振り返る。こうして彼女は、彼の「非人格化」という言葉の暴力に気づくようになった。

それ自体は、日常的によくある男性のコミュニケーションであろう。「おい」という

呼びかけや、第三者に対し「コイツ」「コレ」等という紹介はよく聞く。そうした人称に彼の関係認識があらわれる。独立した他者と見ていないのだ。ある種の「共生感覚」であり、「親しいからこそ言えるコミュニケーションだ」と彼は言い張る。相手のことは眼中になく一体視する感覚である。この身内意識は外部と遮断された関係性として家族を意識させ、それは所有的感覚ともなり、法の外部にあるものとしての家族的なものの意識を構成する。

２－４．「これは指導の類である。」
－自分の常識は通用しない

また別の男性加害者との対話からである。高校でパワー・ハラスメントをおこなった若い男性教師と四ヵ月ほど面談を続けた。クラブ活動で体罰事件をおこし、授業をはずされ、学校から研修を指示された。学生時代、彼はその種目の選手であった。そのクラブは、厳しい練習によって上位の成績を収めつつあった。彼は指導についていけず、クラブを辞めたいと言う生徒を強く叱責し、とうとう学校に来ることができない状態に追い込んだ。

面談中、彼は、指導の一環だという自分の見方を変えることはなかった。ただ、職場に復帰したときに、同僚、生徒そして保護者が自分をもとのように受け入れてくれるだろうかについては気にしているようであり、これからのリーダーシップをどう発揮すべきなのか混乱しているようだった。そこで、加害に直面化する以前に、彼のそうした「揺らぎ」に焦点をあて、それをめぐって対話を続けた。

なお、被害にあった生徒への謝罪はかたちだけのものであったが、それ以上の行動を生徒も保護者も望まず、関わりたくないという話であった。

彼は厳しい指導がリーダーシップだと考えていたので、面談では、それに代わる肯定的な指導技法の体得をめざすことにした。コーチングについて学習するよう示唆し、古い指導者観を脱するよう、イメージトレーニングをおこなった。それまで有していたのとは異なる指導観念を再構築しないと、彼のものの見方は変化せず、生徒に問題を帰する図式は変化しないであろうと考えたからである。こうした質的な変化を求めない限り、よくある釈明の仕方である「熱意が過剰であった」「熱心な教師であった」という程度問題で終わってしまうと思われた。

彼は、新しい指導のやり方についての学習課題に真摯に向き合ってくれた。なお最後まで被害生徒との対話はできずに推移したが、微細な変化が内面に生じたようだった。暴力的ではないリーダーシップや肯定的な男性性を再構成する心理社会的作業をとおして、事件の前とは異なる心像が形成された。

２－５．「相手のためを思えばこそ。」
－境界を侵犯するレトリックとメタファー

また別の男性教師との対話である。スクール・セクシャル・ハラスメントを起こし、事件への理解、生徒への謝罪、今後の教育実践の点検と反省を課題とした面談のため、職場の上司の指示で大学のカウンセリングルームに通ってきた高校教師である。

こうしたタイプの男性の常であるが、自分の起こした事件をハラスメントだと認識できない場合が多い。原因となった「出来事」に向き合うこと（直面化）ができないままになっている。それどころか、学校という組織や管理職を非難し、訴えた生徒とその家族から逆恨みされたと考え、「自分は

被害者」という意識さえもっていることがある。

その男性教師は三年生の担当で、大学進学特進クラスの指導は重荷だったが、やりがいも感じていたという。力んだ彼は「家族のように」というクラス運営の方針を立てた。この方針が「出来事」の背景をなしているように思うと示唆したが、気づきはなかった。彼は、生徒一人ひとりをみる際に、自分を「父親のように」位置づけていたと語った。指導力を発揮すべく、教師は「父親として」関わったのだった。これを私は「家族のメタファーとレトリック」と名づけた。言い訳の分析の際の着目点は、加害の際に認知面で機能しているレトリック、メタファー、セルフトーク（加害を後押しする独り言）を取り出すことである。「家族のメタファーとレトリック」は生徒と教師とのあいだに置かれるべき「境界」を曖昧にしていく。「家族のように」「父親のように」という彼の学級運営方針は「境界侵犯の危険性」を孕んでいた。

女子生徒の一人が彼の指導方針に背いた時のことである。その生徒は進路相談にきて、先生が薦めたのとは異なる偏差値が少し下の大学へと受験先を変更したいと言った。生徒の主張が、彼には自分に対する「ＮＯ！」と聞こえた。陰性感情が湧き上がり、「出来事」の引き金となった。彼は生徒の態度が「不服従」あるいは「期待に応えようとしない態度」に見えたと振り返る。父親のようなまなざしがそこに混入し、個人的な関わりを求めるような指導を不適切なかたち（メール）でその女子生徒に執拗に続けたことで、ハラスメントだとされた。

こうして「家族のように」というレトリックとメタファーが彼の認知の仕方をよく伝えていることが対話をとおして明らかになっていく。面談では、そうした見方に宿るリスクに気づくべきだと指摘した。それがハラスメントであるということは否認し続けたので、ではどのように名づける（ラベリング）べきか、と話し合った。その結果、「家族」というレトリックを用いてクラスを運営していたことが生徒からみると不快感の温床になっていることについては理解した。その段階で面談は終結した。否認を最後まで崩さなかったが、教師としての配慮の弱さや生徒の気持ちを理解する必要性の理解はすすみ、自らの枠の設定それ事態に宿るリスクの認識には至った事例である。

２－６．「自分こそ被害者だ。」
－劣等感と弱さ

筆者が組織するＤＶ加害男性のグループワークでの話である。食卓での何気ない会話だったという。妻が「今月ちょっと苦しいのよね」と給料日を前にして言った。それはそれで事実だったが、「そうか」と聞き流すことができず、夫は頭に来て口論となり、激しく妻を罵ったという。稼ぎが少ないと責められているようだったと語っていた。かねがね稼ぎが少ないと内心思っていたらしい。それを、あからさまに非難されたと思ったことがきっかけとなった。

このように、相手の反応を異なったように解釈する、妻からの対話の試みを脅威に感じるといった事例は数多い。暴力が発生する際に、どのようなコミュニケーションがなされていたのか。細部に分け入った検討が必要になる。どこでどのように認知の歪み(都合のよい考え方)が生じたのかを把握するためである。面談でも、加害男性と一緒に彼のもつ解釈図式を明確にするために意味の連鎖としてのシークエンスを分析する。そうすることで、認知の偏りと自己

中心性が暴力を生み出していることを、男性も理解していくようになる。自己の劣等感が肥大し、そこに指摘が及ぶと、相手が攻撃してきたように感じ、問題を解決するために暴力が誘発される、そうしたメカニズムを理解してもらう。この事例に則していえば、加害男性は日頃から稼ぎが少ないことへの負の意識、つまり「脆弱性vulnerability」（＝そこから暴力が湧出する）を抱えており、そこへきっかけが何気なく現れた。生起した陰性感情は言葉にならずに行動化されてしまった。しかし、「馬鹿にするな！」と意味づけさせたのは彼の図式に他ならない。しかもそれが習性となっており自動的にそうした行動選択をさせるように学習がすすんでいた。それでも保持し、確認したいと思う「力の感覚　asence of power」の発動が、弱いものに向かうことは恥ずかしいことである。言葉にならない行動化と弱者にむかう暴力の卑怯さの背景にはこうした脆弱性の感覚がある。「自分は被害者だ」という意識を伴いながらの本末転倒した回路である。

３．言い訳の構造の分析――加害の否定と被害者化

これまでのことをまとめておこう。加害者が口にする「指導である」「親しいから」「家族のように思って」「相手のことを思って」という言葉は、都合のよい考え方そのものである。自分は加害者ではなく被害者だという転倒した意識がそこから生まれる。「責任の一端は相手にある」という言葉もよく聞く。これは「中和化neutralizatiojn」と言われるものである。

暴力、虐待、ハラスメント行為を誘発した原因が加害者個人にあるのではなく、状況や相互作用をしている相手との関わりで生じていると観念している。性犯罪やセクシャル・ハラスメントでは、「ミニスカートを見てむらむらときたから」という原因の説明が平気で使用される。「その女性が私の性欲を誘発した」「ナンパをしてついてきた女性だから」という思考がなされる。

そして、被害が過小化される。些細なこと、しつけ、夫婦喧嘩、遊び、いたずらというボキャブラリ（語彙）で被害が縮小される。そうして、たいした損害はないと自己を納得させる。さらに、そんなことまでハラスメントだというのかとの批判に至り、非難する者への恨みが蓄積されることもある。「中和化の技術」と前後して、「被害者の無力化」「加害を被害にすりかえるコミュニケーション」「被害者の加害性を引き出す巧妙さ」「指導とのはき違え」「尊厳の剥奪」「被害者に加害者の視点を内面化させる」といったさまざまなコンテキスト化を試みる加害者の否認と正当化という「意味づけ戦略」が用いられる（これらはまた別途紹介することとしたい）。

さらに重視したい点は、罵ることや馬鹿にすることや品位をおとしめるような言葉を用いた「コミュニケーション」をとおして行使される暴力を言葉、感情、心理面へのモラル・ハラスメントとして把握するアプローチである。巧妙に相手に非があるように仮構し、相手の善意や配慮というやさしさを宿主にしてハラスメントをおこない、被害者の罪悪感を生起せしめるようなコミュニケーションがとられる。「おまえのためを思ってこそ」という言葉が用いられ、被害者に「私にも至らないところがあるのかもしれない」と思わせるコミュニケーションを強いる。

対人暴力のミクロな過程をみるとこのモラル・ハラスメントが中心にあるともいえる。いや、あらゆる暴力はこの人格の価値

剥奪にあるといえるだろう。対人暴力にはその微細で巧妙なやり方が組み込まれている。親密な関係、師弟関係、指導関係等の非対称性に巣くう、あるいはそうした関係が内在させてしまう「加害者との同一化、地位降格や価値剥奪、服従化や屈辱化の様式等」がそこからみえてくる。対人暴力のミクロ的分析やメゾ領域における暴力生成の過程分析としてこうした対話から取り出せる特質は、脱暴力への加害者臨床にとって示唆的である。

４．修復的正義の立ち上がり

体罰、虐待(ネグレクト含む)、ＤＶ（特に心理的感情的な暴力)、いじめ、ハラスメントは社会学的な定義になじむ面があり、いいかえれば「あいまいな領域」を含んでいる。どうしても外延の不明瞭さは否めない。さらに、ハラスメントの定義には、被害者の主観が基準となることもあり、事態はより複雑となる。たとえば「人事院規則10－10（セクシュアル・ハラスメントの防止等)」第二条で定義がなされており、セクシュアル・ハラスメントに関して「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」となっており、「不快」という主観的評価が基準となっている。セクシャル・ハラスメントの概念は徐々に拡大し、スクール・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントはよく耳にする言葉となっている。くわえて、モラル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント（男性・女性についての固定観念に基づいた侮蔑的差別的な言動)、ドクター・ハラスメント（医療従事者から患者への高圧的な対応）と続き、健康被害に関するスモーク・ハラスメント（受動喫煙)、アルコール・ハラスメント(飲酒を無理強いすること。急性アルコール中毒死が社会問題化した）も指摘されるようになっている。やや拡大して用いられる傾向があるが、個々の事例には深刻なものが含まれている。

別の課題ではあるが、学校にクレームをつける保護者の存在、看護師や医師に暴力を振るう患者等のことも無視できず、クライアント暴力と呼ばれる問題もある。もっと広くとれば消費者クレームのなかにも同じような構図の暴力もあり、それぞれの相互作用のかたちに即して暴力問題があることは看過できないことである。

もちろん、被害の現実を具体的に確認し、実態を把握することとなるが、初動の時点で不快感が設定されているために加害者の否認を招きやすい面もある。こうした諸相に留意しながら、加害者へ面談せねばならない。

こうした暴力の定義の拡大を法化社会の進展がささえている。潜在化していた事柄が社会問題となる事態である。ハラスメントは、地位や権威を用いた強制力の行使を指し、子ども同士、職場、クラブやサークルという団体等の人間集団におけるいやがらせ、なにごとかを無理強いすること、威嚇、性的暴力等へと広がる一連の行為群を扱い、法的に定義しにくいものを広く対象にしてきたネットワイドニングである。もちろん、ＤＶ、虐待、ストーキングも同じようにして社会問題化されてきた。結果として刑事罰に相当する行為を表面化させるだけではなく、言葉による暴力、感情面でのいやがらせ、心理的暴力等広い加害と被害を想定しているのである。とりわけ法は家庭に入らずということではなくすでに介入をはじめているので家族の問題がいっきにオープンになっていく。

法化社会におけるネットワイドニング現象は「煽る役割」を果たしている。広義の暴力、虐待、ハラスメントを表面化させたのだから、これを「鎮める役割」の新しい仕組みが必要となる。しかもモラル・ハラスメントのような人格攻撃、侮辱、名誉毀損、そして「無視する」というネグレクト行為も虐待では暴力と定義するようになっており、また、子どもの面前で夫婦の暴力を目撃させることも虐待となっていることを考えると、「鎮める役割」の仕組みはやはりこうした広義の加害的行為に対応して生起する、心的外傷という精神的被害も視野に入れた広い範囲の被害性を視野におさめる必要がでてくる。過労自殺やいじめ自殺の加害と被害の関係とも共通性がある。さらに、民事的対応、社会的非難と制裁、道義的責任、刑事罰的責任の追及という幅広い責任論も求められる。それらに即して加害者への贖罪を求める臨床の理論と技法の確立、その行状にふさわしいかたちでの責任の召喚、罪意識の内面化、行動変容に向かうための修復的正義というアプローチが、被害者の権利擁護の運動や法理と対になって、社会の課題として立ち上がる。罰だけではない加害者臨床ということである。

５．何を修復するのかー対話を極めるー

「加害者との対話」は暴力が関係の断絶を意味するので二重の意味で大切な機能を果たす。第一に、暴力はコミュニケーションであるという加害者の認知を再構成するためにも徹底して対話のもつ力を加害者との関係において示さなければならない。これまで他人に強いて何かをさせてきた加害者たちに対して心理的行動的な変容を「強いる」ということはできないし、カウンセリングの主旨に反する。もちろん適切な罰を受けることはその変容への契機になるが、それはあくまでも外的契機である。内的契機となるためには罪の意識をもとにして自ら変容することを支援する。そのための加害者臨床は単に心理教育としてプログラムをインストールするようなことではない。強いて何かをさせないようにしつつ自ら変容にむかうことを支援するという難問を抱えている。暴力もコミュニケーションだとする対立する信念をもっている加害者との対話は、更生を焦点にした臨床活動として挑戦的な課題となっている。

私のアプローチは、「コミュニケーションとしての暴力」という定義や「からだのことば」を学習しているので、面談時点までに体験してきた制度による介入、処分、命令、措置それ自体をめぐる憤懣を吐露することがまずは大事な関係づくりとして位置づけている。暴力ではないコミュニケーションが成立する兆しとなる。それまでの関係機関とのせめぎあいでは埒があかなかった体験を雄弁かつ饒舌に「言語化」する彼らである。まずはそこに手がかりをみいだしていく。ここを起点に脱暴力への対話を持続的な対話にしていくよう心がけている。

そして次にその暴力や虐待の事件が発生したときの生活の事情を話してもらう。ストレス、失業、対人関係、アルコール等とかかわる何らかの問題的状況が心情とともに吐露される。それへの問題解決行動がどうであったのかについても話をしてもらう。こうして対話が開始されていく。言語化はたどたどしい人もいれば、時には弁解調となるなるが雄弁な人もいて、関係づけはできる。

かろうじて動き出す対話を支える前提は、当該の行為について何らかの処分が行われていることである。その一環として面談を受けることが指示されている、あるいは推

奨されている点が大切である。

持続的対話の第一歩は動機形成である。加害者が面談やグループワークに現れた際には、行為そのものは批判しつつも、来談したことそれ自体は評価する。大切なことは、動機づけられていない当事者のもつアンビバレンツに注目することだろう。いやいやながらも来談したという、複雑な心境に焦点をあわせる。加害を否定し、被害者を責めるだけの狡猾なクライアントになってしまう事態には十分注意を払いながらも、彼らの自然なやり方（natural way）に寄り添いつつ、そうした都合のよい思考をずらして（脱フレーム化）いく。

そして私は男性性との関わりを重視する。加害者は立場の弱い者にむかう暴力を振るうがこれは別の種類の「弱さ」である。男らしい男は弱い者に刃を向けないという具合に健康的な男性性を鼓舞しなければならない男性もいる。正義感あふれる男性は威圧的に他者の不正に介入しようとする暴力性をもつこともありそのエネルギーの適切な発露を一緒に考えることもある。現場で働く肉体派男性は職場でのパワーを家庭に持ち込みうまくいかない。怒り処理力が弱いので怒りマネジメント法を伝える。責任感の強い管理職男性は全部を抱え込みストレス対処法を知らずに身近な者に当たるので異なる種類の甘え法を考える。何のために怒りがでて暴力を振るうのかの吟味を行う。怒りに支配された自分をとらえ、他者への暴力で何を実現させようとしていたのか、その結果は関係の破壊でしかないと対話をとおして理解していく。そして何よりもグループワークだとそこに参加した他の男性の経験に照らし出して学ぶことができる。他人の粗はよくみえる。

その際に、カウンセリングやグループワークという枠を設定した場での対話による非暴力的コミュニケーションをとおして体験する平和、受容、共感等が重要な体験となる。これはそれまでに学習してきた「からだのことば」を置き換える役割となるように位置づけている。別言すれば、加害男性にとってははじめての肯定的な集団体験である。ここで試みている対話はどんな人でも受け入れるという姿勢である。当の加害者しか知らない、しかし自分の行動や体験ではあるが十分に言語化できない点をかえていくことへの支援であり、それは彼にしかできないし、そうしたクライアントとしての尊重が「からだのことば」なら受け入れる彼らには敷居が低いアプローチとなる。被害者の理解や謝罪、そして関係者の傷つきへの配慮をめざして、これまでの相互作用のあり方の見直し、よかれとおもってやってきたことの振り返り、男性らしくコントロールしてきたことのいきすぎた面等、あらゆることを浮き上がらせる。そうした意味での長い道のりとなる修復の手始めは、他者非難（他罰性）の乗り越えと今までとは異なる自己を構成することへの向き合いからしか始まらない。

おわりに－対話が拓くこと－

都合のよい認知の枠について、暴力、虐待、ハラスメントのシークエンスをみること、そしてそれを正当化しているコンテキストを確定していくこと、対話の素材として暴力、虐待の個別の事例の深い分析をおこなうこと（デプスアナリシス）、そしてきちんと加害者になるためのナラティブの形成とそれらを可能にする新しい語彙（ボキャブラリ）の獲得（ストーリー化）をとおして、加害者臨床が体系化されていくと思う。そして、そのためにもこうした加害の背景には、ある偏りのある男性性が重なっ

ているというジェンダー視点が要る。暴力を用いて何かをさせる「力の感覚」、ポルノグラフィが提供する安物の、男性に都合のよい「セクシャル・ファンタジー」、共生体感覚をもたらす「親密さの錯誤」を内容とするジェンダー意識や文化が暴力と男性性を結びつける背景を成している。

加害の当事者たちをグループワークやカウンセリングへと迎え入れ、自己のおこないを反省し、それまで用いていた語彙や文脈を修正し、感情に言葉を与え、従来のコミュニケーションに代わるモードを学習する過程が脱暴力のための対話的コミュニケーションである。加害者の意識と行動の変容にむかう支援はまだまだ技法として精緻化されていない。認知再構成をめざす認知行動療法的なアプローチは知的・言語的なゲームのようにうつる、あるいは頭脳的な意志判断や学習過程に重点を置いているので、「頭で考えている」という感がぬぐえない。しかし、対話の手がかりとしては、都合よい考え方としての言い訳に注目するといろんな情報がつまっているので、よいアプローチだと思っている。それを頭ごなしに「認知の歪み」とはいえず、暴力的な行動の素人説明として位置づけて対話の契機にする機会だと思えばよい。

そして、虐待や暴力を振るった男性たちの事例でそれなりに変化している経過をみると、子どもの成長・変化、離婚、拡大家族の介入や被虐待者の児童擁護施設や老人福祉施設での保護等、彼をとりまくエコシステムやソーシャルマップという関係性が動いているので本人も変容をすることが多い。だからシステム論的な見方が有用だと思う。その際に、強制力としての司法や行政による介入が不可欠であることも明瞭となっている。ＤＶや虐待については、家族をシステムとして位置づけてそのシステム変容にさおをさすという支援がこれらの認知行動的なコミュニケーション分析に接ぎ木されていくことが大切だと思う。同じようにジェノグラムやエコマップ上にあらわれる重要な他者の存在を活用することもシステム変容につなげて脱暴力の道を設定するということに役立つと思う。

そして、手法としてはグループワークであれ、個人面談であれ、彼の持つ男性性の脆弱さ、劣等感、虚勢や防衛、傷つき、孤立や孤独等の男性性へのジェンダー臨床が必要だと考える。この局面では心理臨床的なアプローチや男性性ジェンダーの深層分析も有効で個人面談も重視されるべきである。

これらすべてを視野にいれ、独特なニーズをもつ男性のジャスティスクライアントにふさわしい社会臨床の理論と技法と制度の三位一体的な検討を引き続きおこなっていきたい。

なかむら　ただし
（臨床社会学・社会臨床論）

臨床社会学の方法

(1)暗黙理論

中村　正

はじめに

「社会臨床の視界」と題して 12 回続けた前回までの三年にわたる連載はそれなりの分量となった。備忘録風に社会臨床の視界に入るものをその時々の関心にあわせて書いていた。いつまでもそれにお付き合い願うのは気が引ける。また、前回までのものをできれば一冊の書物にしたいと思い編集作業に入ることとした。そこで、今回から第 2 期として新しい表題で連載したいと思う。といっても書いている私はそんなに新しいことがいえるほどに変化したわけではないので、多少のアレンジ程度のことにすぎないが。

社会臨床は個人の諸課題の背景にある社会問題を対人援助の視野に取り入れるということを基調にしていた。もちろんこうしたアプローチはどんな場合でも必要で、心理臨床や対人援助が何かしらの被害性（加害との関係性も含む)、苦難、ままならない事態となることを背景に生成することが多く、社会への問いは欠かせない。今後もこのスタンスは変わらない。

社会臨床の視界はものの見方のあれこれを記していたが、臨床社会学の方法として概念それ自体を詳述していきたい。臨床実践に社会学的な知見を応用し、臨床の社会性を問い、社会問題を背景にした支援・臨床とする際の方法論の整理に役立てたいと考えている。いわば「臨床社会学キーワード」である。今回は暗黙理論というのを取り上げてみる。それは加害者臨床論のなかで逸脱行動や触法行動をした人たちの行動を支えていた内的な認知のモデルを探るための言葉である。

1．暴力はコミュニケーションであると考えている

ドメスティック・バイオレンス（DV)、虐待、ハラスメント、性犯罪等の対人暴力の加害者臨床で出会う男性たちのものの見方、身体感覚や行動の仕方は独特である。いくつか典型的な言い方がある。「暴力はコミュニケーションである」が代表的である。信念のようにしてとりついている意識である。この考え方をもとに暴力を振るい、

行動し、生きてきた。彼らにとっての真実であり、自らの行動と実践を導く内なる規範である。これを暗黙理論という。暴力を振るうという意思をもち、相手を選択し、現に暴力を行使しているので、それが正しい、必要であるという確たる理論のように位置付いている。この言い方が首尾一貫した信念として成り立っている過程をおってみたい。

まず、暴力は行動化しているので、一種の非言語的コミュニケーションとして彼らのなかでは理論化されている。堅苦しい言い方なので翻訳して「からだのことば」とグループワークや面談では説明している。よく似た言い方に「身体で分からせる」というのがある。これと類似の、暴力ともなりうる直接行動をともなう非言語的コミュニケーションは男性性の領域に数多くある。体罰やしごきは当然のことのようにある。それは教育の一種としても観念されている。結果がすべての仕事ができるかどうか、アルコールを入れて胸襟を開くつきあいは身体的共存を意味する連帯の儀式でもある。ドラマ、漫画やゲームにも暴力のストーリーがある。攻撃的なスポーツも好きだ。女性とのつきあいをめぐる遍歴の武勇伝もある。すべて「からだのことば」として男性同士の結託（これを男性同盟という）ができやすい非言語的コミュニケーションとなっている。私はこれをメンズトークと名付けた。

このトークの内容には攻撃的な行動、暴力の実践が体験として挿入される。暴力と親和性の高い生活がうかがえる。もちろん暴力を描いたメディアの内容が現実生活に直接影響を与えることはない。あくまでも男性性との親和性が高いストーリーがそこにあるだけである。暴力を肯定する男性は自己の信念をいっそう強化してくれるストーリーを好み、よりコアな信念としてメディアを活用して生きる。あくまでもその意味づけの仕方を学習していく。

多くの男性は被暴力体験を有している。暴力を嫌悪し、批判するのではなく、無視するかそれを乗り越えてきた自分を肯定的に思っている。人によっては自信の源泉ともなっている。抵抗する男性性ともいえ、自尊心をつくる。こうして暴力が人生のなかでは有意味なこととして組み込まれていく。大切なことは、暴力が人と人との関わりあいのひとつの要素としても観念されている点である。

もちろんそんな男性ばかりではなく暴力を嫌悪する男性もいる。しかし暴力を嫌悪する男性がいたとしても、その体験にはふたをするように男性性が作用する。弱音を吐けないからだ。

また、攻撃性のわかりやすい表現である暴力は生きるエネルギーになっているので、脱暴力のグループワーク等でそれが除去されていくと、短期的に彼の男性性は空虚感に満ちていき、落ち込むことがある。暴力的ではない男性性のモデルがないからだ。それほどに男性性の形成の歴史には暴力の肯定、競争の価値、克己心の発揚、業績づくり、弱音への嫌悪等が満ちている。

ライフサイクルのなかでみてみよう。コミュニケーションとして「からだのことば」が前景化することは男性の人生にはたくさんある。思春期の頃、少年たち同士の仲間意識と連帯のためのやんちゃな行動様式、青年期には学業、仕事の業績、異性をめぐる競争がある。成人すれば男は七人の敵がいるというような職場の環境、中高年期の

稼ぎへのプレッシャー、高齢期男性のコミュニケーション下手と対人関係の悪さや孤立傾向等が男性性と重なる。

ライフコースの諸相において男性の「からだのことば」としての非言語的コミュニケーション状況を切り取ると、暴力、競争、パワー、業績、連帯等の男性的価値に満ちている様相がみえてくる。そして、子育てもせず、介護も女性まかせ、健康診断というセルフケアさえ積極的でない。全体として「ケアからの（自己）疎外」といえる。脱暴力のためには他者への配慮が不可欠となるが、男性性はこの点において負の作用となる。他者への配慮がケアの真髄であることに鑑みると、男性のケア力の衰退は暴力を否定しないことと相関があり、男性にとっての他者の存在の意味（あるいは不在の意味）の根底を問うことと脱暴力の課題は根底においてつながる事項となる。

他にも、友情の確認のために喧嘩があるといえばわかりやすいだろう。暴力を振るいあえるほどに親しいという意識が醸成される。羽目を外して一緒に飲み歩き、セックス、ギャンブル、アルコールという欲望世界を一緒に渉猟する仲間に言葉はいらないと思っている。スポーツも同じような機能を果たす。男性の生涯発達の過程にあるストーリーのなかでも同性同士の関係性は無視できない。ここで見られるテーマはホモソシアル関係である。

暴力、興奮、連帯、共在をとおして身体介在的な、非合理的で感情的なもの、エネルギーを高めてくれること、パワー感覚を満たすことが非言語的コミュニケーションに託される。「からだことば」を共有し、そこに身を投じることこそが大事となる。暴力をはじめとした「からだのことば」は攻撃性やエネルギー源である「身体文化」として存在している。それは「暗黙の文化／沈黙の文化」として男性性の発達過程に刻み込まれていく。

こうした男性性が性に合わない男性はまた別の男性性をまといながらこの男性中心社会を生きることとなる。男性性はたえずmasculinities と複数形で表現されるべきなのはこうした事情による。暴力はコミュニケーションであるとする暗黙理論は男性にとってはきわめて大切な生き方を示唆する言語表現である。

２．俺は正義であるという意識があり、矯正のための暴力なのだと考えている

親密な関係性における暴力は腕力としては弱い者にむかう。これは彼らの男性性意識に乗りかかりながら考えても卑怯なやり方である。マッチョ意識からいっても、弱い者をかばうことこそが男性性意識であるはずなのだが。にもかかわらず弱い者に暴力がむかうので、これを支える意識はまた別の回路で暗黙理論となっているはずである。暗黙理論はそれなりに一貫性を保つ必要があるからだ。

この暗黙理論は男性にとっての正義の感覚が舞台である。正義感あふれる男性は糺すべき行為としての他者の不正が目に付く。それを矯正しようとして、まるで警察官であるかのごとく強力を用いる。親としては子どもへの懲戒となる。リーダー然とした態度でもある。自分なりの法と秩序がある。

とくに私的領域としての家族にあって、そこは俺のものだと観念し、女性や子どもはリーダーに従うべきだし、家のなかの秩序維持の仕方も俺が決める。そして強く育

てるための厳しいしつけは懲罰の範囲内である。それを守れないからこそ暴力を用いるという。虐待という意識はでてこない。否認する。制裁という権力的な意識に基づいている。暴力と虐待を俺に振るわせるようなお前らが悪いと思っている。こうなると暴力を振るう理由はどこにでもあり、被害者からすると暴力は遍在している。暴力を回避するために被害者は加害者の目線でものを考えるようになり、自分で自分を点検する理想の被害者に仕立て上げられていき従順な人格となる。

この暗黙理論にはジェンダー秩序や性別役割の現実が動員される。女性は男をたてて当たり前という。家事、育児は妻の仕事なのでそれが主人の思うようにはうまくいっていないのだから、当然、叱責の対象となる。俺の仕事先では事がうまくいかないと上司に厳しく指摘される。それを家でやっているだけだと思っている。それくらいの暴力は感受すべきだろうという。ましてや妻にあれこれ指図されたくない。口論をとてもいやがる男性たちである。口では負けるからだという。そもそも口論になったのは妻が家のなかでやるべきことをやっていないからだという図式もある。

この女性観はさらに感情的なまとめ役としての妻役割、受けとめてくれるだろう母役割という固定的な観念にも支えられている。別言すると、男性はケアされることを期待している。世話して欲しいとも思っている。そうはいっても俺はお前たちのことを思っているのでついつい厳しい言い方になると内心では思っている。愛の鞭のようにして暴力がでてくるのは正義感のなせるところだと考えている。

また、暴力ではないが、妻や子どもの動向を監視することもある。妻の外出を点検し、同窓会や職場の懇親会や女子会に出かける等の社会的な交際に口をだし、また、子どもの友人関係をチェックすることもある。なわばり的な意識である。これも同じく私的領域の主人としての意識の表現である。

この暗黙理論は、女性や子どものことを第一に考えていることの表現なので、保護するという役割に付随する特権としての統制という意味である。親密な関係性は私的領域のことなので、暴力はそれぞれ甘受すべきである。それを上回って保護役割を発揮しているので、第三者にあれこれ言われたくないし、家族のもめ事は家族同士で解決すべきであり、外部に持ち出すことは許されないとして、閉じた考えをする。

男性の暴力は非言語的コミュニケーションなので行動化、身体化されていることから話し合いはそもそも無理であるし、口論になって暴力化するのだから被害者は外部に相談するしかない。転倒した家族問題の定義であり、どうすればいいのか被害者は動きが取れなくなり、ダブルバインドとなる。

３．共生体としての家族は私的領域であり、家族は他者ではないと考えている

頭が真っ白になっていた、アルコールが入っていた、むしゃくしゃしていた、そもそも冷静になれない気性なのだ、俺の育った家もそうだった等ということがある。誰かがそばにいてこれを受け止めなければならないと考えている。

思春期や青年期の頃、同じようにして言葉にならないむしゃくしゃする気持ちを親

にぶつけていたが、それと同じような感覚なのだろう。甘えのなせるところである。大人なのだから行為の結果の責任はすべて負う義務がある。責任能力はある。それが証拠に、頭が真っ白になったからといって家の外で無差別に暴力をふるっているわけではない。アルコールを飲んだらどうなるのかについては責任がある。むしゃくしゃしていても決して同僚を殴らないだろう。気性のせいであればどうして妻子や特定の人にだけ暴力がむかうのか。さらにこれらを説明しなければならないことは眼中にはない。そこで説明が終わっている。個人の責任が減退している。

同じような事態に陥っても暴力を振るわない男性は多い。男性の自然な性なのではない。男性のもつ本来性でもない。ではどうして彼は暴力に至るのか。思考停止状態で自動的な反応のようにして暴力が出てくるので、感情に責任はもてないといわんばかりである。

しかし、冷静に考えればこの暗黙理論は矛盾している。同じようなことを他人にするとそれは責任としてどんな理由があれ、正当防衛であったにしても暴力として裁かれる。親密な関係性にあってはそれが許されるという、つまり他者でない人として家族のメンバーをみている。境界がそこにある。関係性の認識の区別も含んだ暗黙理論となっている。暴力を振るう人にとっての他者の成立にかかわる基本的な認識がこの暗黙理論からうかがえる。暴力があっても当然のように、家族だから、夫婦だから、親子だからという自動思考が作動している。恋人もここも入れることができる。共生体感情に根ざした暗黙理論である。

４．加害者には独自の被害者論がある

アーロン・ベックのうつに関する認知の歪み論は白黒思考等をとりだし、認知療法として体系化されている。それは確かに認知の歪みなのだが、それを「個人の理論」として把握することも提案されている。認知の歪みという定義よりは「個人の理論」とした方が当人の主体性や回復への努力が見えやすい。脱暴力への主体性を発揮しやすい名付けがいいと思う。

司法臨床心理学者のトニー・ワードは犯罪者の更生理論（リハビリテーション）の新機軸を提案しているが、その過程で性犯罪者の暗黙理論を考察している。たとえば、子どもらしい行動が別様に意味づけられている。人の膝の上に座る、下着をみせて遊ぶ、加害者に抱きつくなどの行動が性的に解釈されていく。子どもが泣くことでさえそれは子どもが関心をもって欲しいという願望であると解釈されていく。加害者の隣に座ることが愛着をもとめている行為だと意味づけられていく。子どもが私を誘惑した、セックスを望んでいた、子どもは傷ついていない、子どもは性を探索しているとして子どもをみている。女性のフレンドリーさは性的な欲望があるものとして解釈されていく。子どもが多くいる環境も好む。子どもに関わるボランティアが好きである。性犯罪者の意識のなかには「ナンパして一緒になる時間をもったのだから強引なセックスは合意のうえだ。」といい、責任はないといいはることがある。特定の子どもや女性像をもって日常の接触が行われ、犯罪へと展開されている様子を暗黙理論にもとづく日常実践としてトニー・ワードは描く。

これは加害者のもっている暗黙理論が台

本のようにして認知だけではなく行動をも導いていることが示されている。暴力はコミュニケーションである、あるいは葛藤や問題を解決する手段であるという人生の台本、そして日々の快楽となって子どもや女性と接触しつつ犯罪を準備している日常実践がある。逸脱行動や触法行為を誘導するための他者非難、過小化、否認もある。

加害者は心の中で特別に想定した女性と子どものイメージをもっている。暗黙理論からすると男性たちは加害者ではなく被害者だと思う場合もある。被害者理解とか被害への直面化という課題が加害者臨床のなかでも難しいとされるがそれはこうした暗黙理論を有しているので、その是正から始めなければならないからである。

＊ Tony Ward, Sexual offenders' cognitive distortions as implicit theories, Aggression and Violent Behavior, Vol.5. No.5, pp.491-507,2000.をもとにこの節では紹介している。

５．DV の暗黙理論を探る

加害者臨床で出会う男性たちには暴力が日常化していた原家族があり、それは DV 目撃からスタートする。暴力の再生産のはじまりである。さらに奇妙な事態として、暴力があっても家族は続く。そうなると、愛情と暴力が同居していると学習する。親密な関係性における暴力に寛容で、学校での体罰も許容的であり、社会全体にメンズトークが広がっているので、全体として、家族が社会のもつ「暴力の文化」の温床となり、暴力的な個人としてのパーソナリティをつくる。

DV と虐待が対人暴力全般にとって重大な位置にあると思う。それは上記の理由による。DV をささえる暗黙理論を取り出しておくことは脱暴力にとって意味がある。

DV の本質理解については論争がある。Violence against Women(VAW)として定義する理解と、Inter Personal Violence（IPV）という定式化は力点が異なる。IPV は関係性における葛藤の処理過程に問題があるとする。他方で、VAW という定式化はジェンダー暴力を強調する。VAW の暗黙理論はジェンダー論的であり、被害者データをもとにしてプログラムがくまれていく。それは加害者臨床ではなく心理教育あるいは矯正教育となる。男性は一律に家父長制的な暗黙理論をもつという仮説である。あくまでも男性的特権による認知の歪みが認知再構成の対象とされる。VAW のアプローチで世界的に引用されている「ダルースモデル」（ミネソタ州のダルースという町で展開された加害者向けプログラム）において、男性は社会的ジェンダー役割、つまり男性的特権に屈服してそれを内面化しているのだとする仮定があり、男性の暗黙理論をこのように想定する。このモデルは 3 つの固定された信念を想定している。性別役割についての堅い信念、統制（コントロール）する必要性、男性的特権である。ジェンダーモデルなので個別的な認知特性は説明できない。

しかしこれはマクロすぎるので、加害者臨床にはならないという批判（たとえばドナルド・ダットンの『虐待的パーソナリティ』明石書店、中村正監訳、2012 年）がある。そのなかで形成された IPV というアプローチが支持する暗黙理論は愛着の歪みに注目する心理臨床的な見地である。個々人の人格的特性にも注目し、虐待するパーソ

ナリティについて確定し、心理教育ではなく、加害者臨床としての実践を根拠づけていく。

最近ではこれらが統合されつつあり、マクロアプローチとして VAW の成果を継承しつつも、個人を把握する臨床心理学的概念が導入され、リスク要因となる変数も追加され、ジェンダー暴力論からの修正が試みられている。そのために、社会臨床の視点としてはジェンダーという社会的な規模での認知の偏向があることと、それでもすべての男性が暴力をふるうのではないということの整合的な説明をしていき、それを加害者臨床としてまとめあげていくことが有益だと思う。複数ある男性性のなかからどのようにして虐待するパーソナリティが生成し、加害行動へとすすみ、どんな暗黙理論を用いて暴力を振るうのかという経路の分析が大切となる。その上で、セミオーダーメイドされた加害者臨床のプログラムが組成できる。今回取り上げた暗黙理論を理解することはこうした実践を展開する上で不可欠の視点を提供する。いじめやハラスメントへの対応も同様である。

おわりに

DV を子どもの面前で行うとそれは虐待になる。思春期青年期の親に向かう暴力がさらに親の高齢化で続くと高齢者虐待に姿を変える。夫が妻を介護している際の暴力は DV でああるが高齢者虐待の養護者支援へとニーズを変える。若年の恋人同士の暴力（デートバイオレンス）には DV と異なる暗黙理論がある。いじめやハラスメントも同じようにそれを合理化する暗黙理論が取り出せる。

それぞれのタイプごとに暗黙理論の形成過程があるが、共通点も浮かび上がる。第１にさらに検討していきたいのは、愛着経験と「心の理論」（他者の心を理解する関係性認識の発達についての理論）の発展の関係、男性にとっての他者への関心を回復させる取り組みである。トニー・ワードらの研究によれば、性犯罪者の多くは情緒不安定のある家族に育っている。安全ではない家族である。「心の理論」の獲得が遅延させられている環境にいたといえる。選択的小児性愛者は不安を元に暗黙理論を組成しており、対人関係ストレスを感じやすく、社会的拒絶にも会いやすい。そうした環境を自ら構成している。

親密な関係性における暴力は同性同士の関係性をみないとみえてこない。男性同盟、

身体文化、沈黙の文化・暗黙の文化、からだのことば、非言語的コミュニケーション等をもとにして男性性の視点からみると、実に多面的な暴力肯定の暗黙理論がみえてくる。

加害者臨床はこうした暴力を支える暗黙理論を明確にし、それとはまた別の脱暴力を可能にする暗黙理論をつくることである。対案となる暗黙理論の創造というセラピストの役割はナラティブアセラピーの機能そのものである。暴力を含まない、むしろ脱暴力や反暴力を導く男性性の形成という社会臨床的な物語も社会のなかでは必要でありやりがいのあるテーマとなっている。

なかむら　ただし

臨床社会学の方法

(2)ガスライティング

中村　正

1．映画『ガス燈』から

（ 逸脱行動を正当化している加害者や行為者の言い訳の体系がある。動機や原因を垣間見ることのできる「内言」のように機能している。前回はそれを「暗黙理論」として位置づけて取り出し、加害者臨床の俎上にのせることが重要だと書いた。

（ 加害の後押し理論のように機能している意味づけの体系は社会的に構成されたものであり、加害者が決して一人で考案したものではない。このことが社会臨床からすると重要である。何故なら、自らの動機を構成する意味の貯水池が社会のなかにどのようにしてあり、それをどんな具合に吸収して自らの行動を正当化させているのかについて知ることができ、社会の側の共犯性や暴力性も可視化されるからである。

（ また、この作業は、社会のもつ加害促進的な意識や態度の諸断片がどのようにして個人の行為として濃縮され、編成され、調合されていくのかその過程を劈開することにつながる。社会のなかのどんな要素が個人の行為次元で逸脱行動として統合されていくのかに関する理解をすすめることに「暗黙理論」は貢献する。その上で、加害者の意識や思考にあった、そうではない行動へと導く更生と保護はどうすれば可能なのかについて、それを加害者臨床として編み上げていくためにもこうした作業は有意義だと考える。まとめておくとこうである。「暗黙理論」は「逸脱の素人理論」ともいえ、加害者臨床や司法臨床の、そしてこの社会がもつ共犯性ともなる意味環境を可視化させることができ、加害者臨床の資源となる。当該個人の更生にとどまらない社会臨床の対象にもなると位置づけている。

（ ひきつづき同じように臨床社会学の言葉を紹介していきたい。今回は親密な非対称関係を念頭におき、それを息の詰まる関係性へと構成していく過程を扱うことのできる概念について考えていく。ガスライティングをとりあげる。これは被害者が自分を責めるように

Nakamura Tadashi 立命館大学

仕向けるコントロール行動のことである。前回の「暗黙理論」を補完する行動でもあり、犠牲者批判や非難者非難の内実を成している。

(ガスライティングとは、イングリッド・バーグマンがアカデミー主演女優賞を受賞した1944 年の米国映画『ガス燈』に由来する。監督はジョージ・キューカー、出演は夫役にシャルル・ボワイエ、妻役がイングリッド・バーグマン。1940 年の英国版もある。ちなみに双方が収められている DVD がでている。舞台でも上演されたという。マニピュレーション（心理操作）を犯罪に利用することを描いたサスペンス仕立ての映画である。

(ガスライティングはこの映画の心理操作に由来して用いられるようになった。親密で非対称な関係がはらむ可能性のある、コントロールし、操作し、場合によっては洗脳と類似した事態が起こりえることを把握しようとした言葉である。長期にわたる監禁事件で被害者の無力化（学習性無力化）がおこるがそれにも近い。

2. 虐待･暴力を語る言葉のひとつとして

(この言葉に最初にであったのは、訳出するものとしては二冊目になるカナダの心理学者、ドナルド・ダットンの『虐待的パーソナリティ−親密な関係性における暴力とコントロールについての心理学』（中村正監訳・松井由佳訳、明石書店、2011 年。原著は *Abusive Personality*, Guilford Press, 2006）を編んでいるときだった。

(ＤＶ被害女性の特徴をとらえた「バタードウーマン症候群」という言葉があり、それを説明している箇所（第 4 章）で用いられている。「緊張が高まっていく段階では、息が詰まるような強い独占欲、言葉による説教、『ガスライティング』（すなわち、女性が現実をみる力を弱めること）または肉体を使った横暴な態度など、その男性が用いてきた虐待の形態が徐々に激化していく」とある。

(続けて、「女性達は自身の怒りをぐっとこらえる。男性は反抗の兆候に対して非常に強く警戒するようになる。男性は自分が感じる怒りをかなり他者に投影することから、相手が怒りを表出していない場合でも、怒っていると誤解することがある。」と記されている。

(日本の読者にはわかりにくいのでガスライティングに訳注を入れた。「狙われた人物の感覚喪失、妄想、悪評、トラブル等を捏造または演出する。その結果、そうした症状を呈することを訴えさせ、対象者の人格、性格、精神の障害を周囲が感じるようにし向ける。社会的評価を失墜させ、自信、自尊心及び評判を破壊し、対象者の人生をねらいどおりのレベルまで破滅させる。場合によっては自殺に追い込むことも可能である。そうした追い込みの総称を『ガスライティング』と呼ぶ。妻に妻自身が精神病だと思い込ませるストーリーの映画『ガス燈』（1944 年）から命名されている」と。

3. 心理的に追いつめられる過程

(さて映画は、紹介してきたように妻が心理

的に追いつめられ、自らを責め、病んでいく過程を描いている。モノクロ映画なので、霧の街ロンドンの陰影と妻の不安感が重なる。街灯にガスを点けてまわる点灯人、蹄鉄の音を響かせる馬車もヴィクトリア時代ロンドンを浮かび上がらせ、サスペンスの雰囲気を盛り上げる。

(心理的に追い込む夫の目的は妻の財産である。もちろんサスペンス映画としての解決はきちんとつけられているし、娯楽映画としても楽しめる。(

(ある日ハンドバックに入れたはずのブローチがなくなる。それは夫が隠したのだが。妻はさんざん探すが当然見つからず、夫がくれた大切なものをなくしたと自分を責める。夫はやさしくいいよという。こうした出来事が頻発する。次第に自分の精神状態を疑い、夜ごとかすかに薄暗くなるガス燈の光も、天井から聞こえる不審な音も自分の心が不安定だからだと思うようになる。

(ガス燈の炎が弱くなるのは、その時間、テラスハウス（数件が連棟になっているビクトリアンハウス）の別棟から屋根裏部屋に入り込んで妻の叔母が残した遺品のなかから宝石を探す夫がそこでガス燈を灯すとき、ガス管でつながった家のガスの出具合が瞬間的に弱くなり、ほの暗くなるからだ。しかしそれも妻の気のせいにされていく。天井から聞こえる不審な物音は夫の足音だが、それも妻の幻聴だとされてしまい、妻自身もそう思い込むようになっていく。

(また別の日、部屋に飾ってあった絵が一枚なくなっていることに気づく。不思議に思った妻が夫に尋ねるがはじめからなかったと言い張る。家政婦に聞いても要領を得ない。本当になかったのかと自分を疑いはじめる。

4. ガスライティングの特徴

(こうして自分に自信がもてなくなり、精神のバランスを喪失していく。不安な心がつくられていく様子の演技が迫真にせまる。「これは現実なのか、私はいったいどうなってしまったのか」と閉塞する問いが続く。自分の行動や精神状態に自信が持てなくなった妻は精神的に追い詰められ、正常な判断が出来なくなっていく。

(ダットンはDVの被害者の心理的状態としてこのガスライティングを指摘していた。一般的には、親密な関係性と非対称な関係性、つまり逃れにくく、力の関係が支配し、特に訴求しあう関係があるところにおいてガスライティングは起こりやすい。そこでは自分が自分でなくなり、いつも相手のことを考えてしまう、びくびくした生活となり、現実感が喪失させられていく。親しい人から継続した暴力を受けてきた被害者の体験から話されることと重なる。

(ガスライティングそれ自体の研究も蓄積されている。いろんな事例が紹介されている。たとえば、会社の同僚を家に招いてパーティを計画したが、夫は事前に参加者の好みを聞いており活きの良いサーモンを手に入れて焼いておくように妻に指示した。しかしその日に買い物にでかけた妻は養殖のサーモンしか手に入れることができなかった。愚かで思い

やりにかける妻だと彼は激怒した。しかもその同僚たちの面前でだ。侮辱と屈辱、勝手な理由と論理の支配、彼の賞賛をもとに生きているような麻痺した感覚に陥ったと語る。

(さらに一般化すれば、相手（被害者）に非があるように現実を定義し、構築していく狡猾な手法がこのガスライティングである。重要なことは、心理的な追いつめ行為が被害者の善意、特性そして役割を最大限に利用しているという点である。

(映画では、妻の不安定な気持ちとなっている事態が利用されている。その詳細は観ていただくしかないのだが、直前の叔母の死、その叔母が殺された家に住むことの不安、その犯人はまだ見つかっていないこと、その後のイタリアへの音楽留学の失敗による失意、そこで会った一目惚れに近い男性（現在の夫）との結婚などである。不安でいっぱいの若い女性が過呼吸状態となるような要因が複数存在しているといえばわかりやすいだろうか。そして、女性の愛情がガスライティングとして利用されていく。それらは、他者を思い、自己を省み、関係性を維持しようとする関係性志向の妻の意識に棹さしたものである。

(妻は自問を続ける。考えすぎではないだろうか、敏感すぎるのではないだろうか、不安感のなせるわざなのか、やはり精神的に不調なのだろう、自分が少し我慢をしていればそれはそれで大事にならないのではないかなどと。しかも夫はあんなにやさしくしてくれているのにと自責の念も高まる。

5. ガスライティングの効果

(

(ガスライティングは、自分にとっての現実の定義が他者主導のなかでなされていくことである。たとえばDV加害男性は決まって「俺を怒らせるな」という。この言葉はガスライティング効果をもつ。

(この言い方は次のような経過でつくりだされる。「俺は悪くない。非はない。」という意識（否認の意識）と、「しかし現に妻は傷ついている。」ということは矛盾する。それを解消するために編み出された意識は「妻が私を殴らせたのだ。うるさくしつこく文句をいったからだ。」ということになる。それが「俺を怒らせるな。」という子どもじみた言い方になる。これは妻からすると「暴力の予告」である。

(しかし、言われた側からすると、そのきっかけはわからない。「俺の感情にお前が責任を持て」といわれているに等しく、夫の感情や気分への配慮が頭を離れない。一種の心理的なのっとり、つまりマインドコントロールである。しかもそれが愛情や信頼、そして親密な関係性の証しとして意味づけられていく。従来型の女性役割（ジェンダー意識）や、子どもがいれば母役割の意識が動員される。こうして他者との関係性に生きることがあだになっていく。

(これは「被害者の非難」(あいつに罪がある)の一種である。さらに、合理化（あいつをしつけようとしていただけだ)、虐待や暴力のつもりはないといいはる（故意ではない)、妻の応答に問題があるから矯正してやった（妻はヒステリックだ、過剰な反応だ、やりすぎだ、

言葉の暴力だ）などとして相手の現実を定義していく。狡猾さはこうした意識を養分にし、DVや虐待を正当化する。

(ガスライティングの効果は次のような諸点にあるという。①いつも自分のことを二番目に考えるようになる、②感じすぎではないかと自問自答するようになる、③混乱している感じがする、④誰かにいつも謝っている、⑤よいことが起こっているのに幸福感をえられない、しかもその理由がわからない、⑥夫の行動を第三者に謝っていることが多い、⑦みずから説明したり謝罪したりする必要のないことをいつも抱えている、⑧現実が歪められていることをそうではないと自分にウソをつく、⑨何か単純なことを決められない、⑩本当はこんな人間ではなくもっと楽しい人間だと心のなかでは思っている、⑪希望や楽しみがないと思う、⑫自分は夫にとって満足のいく妻ではないのではないかと思っている、などという事態になってしまう。(

（*The Gaslight Effect: How to Spot and Survive the Hidden Manipulations other people use to control your Life*, Robin Stern, Morgan Road Books, 2007, New York）.(

6. 愛情への寄生としてのガスライティング

(繰り返すがガスライティングは、非対称な関係性と親密な関係性が重なるところで起こりやすい。しかも、与える愛、配慮する思いやり、心配りするやさしさに根ざす。これは「愛情の搾取」である。私は「慮る行為に内在する犠牲や献身の行為を利用した加害者の操作する暴力」と定義している。

(ガスライティングを仕掛ける側 gaslighterは、むらのある行動、都合のよい愛情、相手にむかう関心の偏向、そして、まだらな愛情となっている。他方のガスライティングを仕掛けられる側gaslighteeがそのあいだを埋める努力をしてしまう。修復を志向し、改善を訴え、心ならずも自らの非さえをも認め、従属していく。怒らせるなという命令通りに、関係性の維持や改善にむけて行動する。

(このガスライティング行為は寄生的な関係性となっている。相手を貪ることになり、共に益のある関係ではない。暴力や虐待への介入が必要な、重篤な事例だけではなく、長期にわたる、慢性的な寄生となることもあり、家庭内暴力の深刻さを物語る。

(たとえば高齢期は夫婦二人の生活となる。「老害男性」とでもいうべき実態もこうしたことの延長線上にある。「夫原病」という言葉があり、高齢期の妻の不健康のもとに退職後の夫がなっていると指摘する（石蔵文信『夫原病−こんなアタシに誰がした』、大阪大学出版会、2011年)。

さらに深刻なのは孤立と孤独、病気と障害、不安のなかで、対人関係、融通がきかないなどというコミュニケーション問題である。(

以前の研究ではあるが同じくショックな事例がある。「高い死亡リスクは夫のいる女性、妻のいない男性」という調査結果である。「女性にとって一番の“危険因子”は配偶者」という研究を愛媛大医学部の藤本弘一郎助手（公衆衛生学）グループがまとめた。調査は

松山市に近い宅地化の進む農村地区で実施された。60～84 歳の全員 4545 人のうち、寝たきりや脳卒中、心臓病、がん、骨折経験者を除く 3136 人（男 1326 人、女 1810 人）を 1996 年から約４年半追跡した。亡くなった 201 人（男 111 人、女 99 人）の健康や生活、趣向などを分析、死亡につながるハイリスク因子を探った。その結果、高齢や ADL（日常生活動作能力）の低下は、男女とも死亡につながる高い因子だった。さらに男性では「配偶者がいない」「糖尿病で治療」「たばこを吸う」「過去１年に入院」「過去１年に健診を受けていない」などがリスクに挙げられた。しかし女性では「配偶者がいる」がただ一つのリスクだった。このうち配偶者だけをみると、男性では「妻がいない」ために死亡につながるリスクは、「いる」に比べ 1.79 倍も高かった。一方、「夫がいる」女性のリスクは「いない人」に比べ55%も高く、女性にとって配偶者は“重い存在”であることを示したのである（『毎日新聞』2002 年 11 月 7 日)。(

7. ガスライティングに気づくこととのりこえること

(ガスライティングは介入が必要な暴力に付随する事例からこうした慢性的な関係性の疲労の事例にまで広がる。

(もう一つの事例として日本女性の「更年期」についても同じような関係性の疲労の影響が及んでいるという医療人類学者の研究書がある。

(『更年期―日本女性が語るローカル・バイオロジー』（マーガレット・ロック、みすず書房、2005 年）は「昭和一桁世代の女性の語り」に内在させて「更年期の体験」を浮かび上がらせた。「混乱期に生まれ、世界観の激変の中をひたむきに生きてきた女性たちの個人史、そしてあくまでその個人史と結びついた更年期の自覚症状の出現である」と著者はいう。(

(みえてきたのは、家族の世話を基本にして生きた昭和の家族のなかの女性たちひとりひとりの個人史である。「更年期障害」として医療化され、臨床化される症候群や一般的定義ではなく、「圧倒的に社会的なカテゴリーなのである」と指摘する。更年期を、閉経以降の女性ホルモン「欠乏」と関連づける西洋医学的な概念である「メノポーズ」と同一視し、医療化する傾向を批判し、ある特定の文化でしか通用しない、しかも医療化された概念で人々の苦悩や人生を臨床化することの弊害を語る。(

(こうして体験を聴き、物語化し、記述することが重要であるとされる。人々の経験に即して問題を定義していくことが大切で、このガスライティングもたくさんの事例をもとに見えない暴力を浮かび上がらせたいと考える。そうすることで見えない暴力への対応が可能となる。(

(ガスライティングされる側への対処は、たとえば切断する愛を説く「タフラブ」という方向性の気持ちよさ（信田さよ子『タフラブという快刀』梧桐書院、2009 年)、肯定的に NO を言うなどの自己主張が大切なことに気づかせてくれるアサーション的コミュニケー

ションの涵養、そして深刻な事態に陥る家庭内暴力被害者の社会的な孤立を防ぐ相談、防止そして介入の仕組みづくりなどたくさんある。つまり力をつけるタイプの支援の構築であり、女性のエンパワーメントと総称されるものである。(

(それと並行して、加害の側、ここではガスライティングを行うことの多い男性にはパワーシフトのアプローチとなる。他人を操作して生き、そこで自分を保つということは指摘したように寄生的な生き方である。ガスライティングを養分にした生活のもつ虚構性は自分にかえってくる。行く先には老害化する男性像が待っている。非対称な関係性のなかで自分より「弱い者」をコントロールして保たれる生活は心理的には脆い。さらに操作する相手に依存しているので、最終的には共に倒れることとなる。共同して生きていく関係性としては脆弱である。

(多様なタイプの加害男性たちと関わっていると、虚勢としてのパワーに幻想を持っているので、それにかわる、力ではないものによる力づけの支えがいると思う事例が多い。まずはガスライティングに気づくことであるが、その直後に陥る脱力感は彼の男性性意識のなかでは無力さとして観念されるので、虚勢としての男らしさに代わる「つっかえ棒」や「添え木」がいるということだ。私の加害者臨床では、吐露することやつながることを褒め称えることにしている。弱くなること、責任を認めること、支援をもとめること、妻や子どもが逃げていくことなどそれまでの彼らの男らしさからすると真逆の事態になってグループワークや相談にやってくる。

(そこで、そのことを受け止めることができていることは強いことであるし、男らしくもあり、潔いよいことでもあると共感し、それを承認する。

(そのままでは男性たちはDV防止法、児童相談所、被害側弁護士をののしるだけである。制度批判をとおして怒りをだし、エネルギーにするか、無力感に苛まれ、うつ的になるか、自暴自棄的にアルコールやギャンブルや仕事に浸ることがある。そうではない選択肢としてこうした加害者臨床がくわわるとよい。「弱さの強さ」という逆説とそれを支えることが「寄生する自己」をつくりかえる起点となる。

8. サイレンシング silencing (沈黙させること) の一つとしてのガスライティング

(このガスライティングは「加害者との同一化現象」ともいえる。他にも、部活における厳しい体罰によって選手が自らの能力を卑下して厳しい指導にさらに追従していくようになることも同じようなメカニズムである。虐待した親の言い分(虐待を引き起こさせた子ども自身の問題があるといい、子どもを責める)とも重なる。

(ガスライティングが起こるところにはなんらかの非対称性と親密な関係性(親子、夫婦、師弟等の上下関係)が介在していることを指摘した。しかしそのパワーは「裸の王様状態」でしかない。賞賛し、服従する「弱者」がいなければ王様ではありえない。

(社会臨床からすると、ガスライティングに気づくことが大切である。しかし、虐待、DV、いじめなどの事例について、身体への暴力だけではなく、ガスライティングのような心理操作による暴力を制度化して加害対策にしていくことは難易度が高い。こうした暴力は広くサイレンシング silencing と特徴づけることができ、人格攻撃、侮辱や蔑視、無視、自己否定への誘導などを伴う現象というより広い対人暴力の層を構成している。これらは沈黙を強いる行動である。

(ガスライティングはこの一種である。暴力と虐待の形態には多様な内実があることの理解が大切である。家族という親密な関係性がもつ、葛藤、やりきれなさ、切ない努力や行き違いの錯綜であることのなかには意図しないガスライティングも含まれている。ここで紹介している言葉は社会を映す鏡でもあるが、それは窓でもある。そこからみえる風景は暴力や虐待という言葉の奥行きとして理解すべき事項がたくさんある。

(紹介したように「更年期」という言葉に映ることは単に女性の閉経後の医療化された心身状態、つまり西洋医学化された障害としての更年期ではなく、「昭和の家族」を生きたひとりひとりの女性であった。それを窓としてみえてくる生きられた心身の姿がある。

(「夫原病」も同じようにいえるだろう。臨床を表現する言葉の質量感、陰影そして深奥の理解には、科学性や普遍性の追求だけでは難しい。文化や芸術や宗教の言葉や感性とともに紡がれる、個々の体験を語る言葉が大切なのだろう。ガスライティングも同じように心理的な操作という暴力を可視化させる窓となる。

(また、別に詳述してとりあげようと思っている関係性の病理を語る臨床社会学の言葉は数多くあるが、たとえば第１に、ストックホルム症候群と呼ばれる事態がある。これはストックホルム銀行に強盗が入り、長時間監禁されていた女性行員が犯人の行動が激しくならないように同調的で理解する行動を取り、その結果、人質となった行員と犯人が後に結婚するほどに交流がすすんだ事例である。

(第２に、モラルハラスメントである。身体的な虐待や暴力のように立証しにくいが、人格非難や侮辱するなどの尊厳を冒す言葉や態度による暴力を意味する。

(そして最後に、ガスライティングやこれら二つとは真逆の意味をあらわすモラルマゾヒズムがある。それは自己犠牲や献身の物語。これは相手に罪悪感を抱かせて関係をつなぎとめようとする心性と行動を意味する言葉である。日本の母性イメージに近い。

(他にも日本語でいう「甘え」は受動攻撃性ともかかわる態度や心理状態を含んだ関係性を表現する言葉である。これらは、同じ関係性の拘束を意味するにしても、コントロール行動としては、単にパワーで押さえつけるというような分かりやすい暴力とは異なる様式となっている。

9．暴力性の理解の広がりへ

(ガスライティングからストックホルム症候群やモラルハラスメント、そしてモラルマゾ

ヒズムという連続性において心理と感情にかかわる関係性における暴力をみると、ある広がりのなかで問題を把握すべきことが理解できる。そうすると、暴力性の含意が、操作性や追従性、場合よっては自発的服従や献身と犠牲にまで広がることになる。その暴力性の中心には他者の自立と自律への干渉ならびに脅威があることが浮かび上がる。この点ではパターナリズムの強い文化を持つ日本社会における対人援助のあり方の吟味も重要となる。対人援助のもつ暴力性というテーマである。これらは別に紹介していきたい言葉である。（ ここではガスライティングという手がかりをもとにしてそのことを考えてみた。暴力性の幅も相当に広いということの端緒を示したつもりである。ひきつづき類似の言葉を紹介していきたい。

（2013年8月25日受理）

臨床社会学の方法

(3) 動機の語彙

中村中正中

１．正義の暴力―「アンパンマンをみたくない！」という息子

（ 母子でシェルターに避難したことがあるという若い母親のDV被害体験を聞いた。心を痛めたのはアンパンマンをみたくないという５歳の息子の話だった。アンパンチというシーンが夫の暴力場面と重なるのだという。子どもたちが好きなアニメをみることができない程に面前で暴力を振るっていたのかと思うと聞いているだけで辛くなった。

（ さらに妻にはその文脈も辛いのではないかと心の中で思ったが質問はできなかった。アンパンマンの暴力は、暴力が行使される際の常として、バイキンマンという悪をやっつける「正義のための暴力」として使われる。暴力を振るう夫も同じような言い方をする。「殴らせるお前が悪い」と。それがバタラー（慢性的に家族に暴力を振るう人のことbatterer）の常であるからだ。連載の第１回目に紹介した「暗黙理論」はこうして暴力を正当化するように機能している。男性の暴力を支える信念が垣間見える（アンパンマンの名誉のため

Nakamura Tadashi 立命館大学

に一言。アンパンマンは自己犠牲的でもある。少々複雑なつくりになっているが殴る人は都合のよいところだけを真似る）。

（ この正義の暴力という意味づけは、社会のなかではよくある記号（勧善懲悪物語、テロ対策、暴力で強くなるなど）として流通し、個々人の動機として汲み上げられる。暴力、いじめ、ハラスメント、虐待、体罰などの対人暴力を正当化する説明として作用する動機の語彙となっている。もちろんそれは加害者にとっての正義なので身勝手な正義である。

（ 特に男性の暴力加害者によくみられる語彙である。彼らは「糺すこと」が好きである。その基準は自らが設定する。警察になりたがるとでもいえようか。コントロール感が満たせるからだろう。他者非難も好む。怒りの火種を至る所からみつけてくる。怒りは自らを活性化させるてっとり早い感情だからである。

（ 正義の暴力という意味づけは、国際社会においてテロ戦争が昂じていく過程から、離婚問題で男女間の葛藤がピークに達していく過程、そしてけんかで互いのあら探しが深まっていく過程にいたるまで、実に多様で身近に

ある。自らの主張が正しいと思い込み、互いに譲らない。しつけのためと称して虐待をくわえる親も子どもをきちんとさせるためにという正義の動機を語る。それほどに正義と暴力は近い領域にある語群だ。

２．動機を語る言葉＝語彙

（ ライト・ミルズというアメリカの社会学者に「状況化された行為と動機の語彙」という論文がある（ライト・ミルズ、Ｉ・Ｌ.ホロビッツ編、青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』、みすず書房,1971年)。人々が自己や他者の行為を解釈し説明するために用いる「類型的な語彙」について指摘した論文である。

（ 動機とは「行為や言語を個人に内在する主観的で深層に横たわる諸要素の、外的表現と解するよりもむしろ、社会的に状況づけられた動機の布置と規範的な行為とから成る、いくつかの類型的な枠」だという。動機は社会のなかにあるということだ。

（ 対人暴力問題について行為者は自らの暴力行為を正当化し、心の声としてつぶやきながら実行している節がある。対人暴力の動機を理解するに際しては、社会のなかにある類型化された枠のなかにある語彙をもとに、一種の内言のようにして暴力をふるう理由として選び、取り入れ、編成し、実行へと至る過程があり、そこで動機として構成されていくこととなる。

（ 動機は予め自らの内部にあり、何らかの行動へと駆り立てる要因のようなものとして考えるのではなく、社会のなかに用意された暴力肯定要因や他者非難の種をもとに動機が構成されるということを主張するのが「動機の語彙論」である。

（ だから動機は事後的かつ外在的であるために言葉を必要とする。そこで用いられる語彙は行為者の内側からでてくるのではなくて、周囲の環境から取捨選択される。その人が生きてきた過程で有意味だと思った意味づけ、シンボル・記号、理由などから、理解可能で説明できるようにその人らしく調達され、構成される。純粋に内的な動機、つまり「本当の動機」が行為を導くのではなく、既存の意味の体系をもとにしてその個人によってブレンドされて動機は「構成される」と考える。

（ 言葉と現実の関係についてミルズはいう。「動機は行為者の語彙によって限界づけられている」と。状況に適した動機の語彙を学び、行動の要素とし、「言語的に表現された動機は、個人に内在する何ものかの指標として用いられるのではなく、状況に拘束された行為に対する動機の語彙のタイプを推論するための基盤として用いられる。」

（ 社会のなかには類型的な動機の構造が用意されている。「動機は個人の内部に固着した要素ではなく、社会的行為者によるその行動の解釈をおしすすめる条件」として作用しており、「言語行動にアプローチするばあいに、それを諸個人の個人的な状態に帰属させるのではなく、いろいろに分化した行為を統一あるものに整合するというその社会的機能を観察するべき」だという。

（ 対人暴力にかかわる動機の語彙は社会の側にある暴力性や攻撃性、ジェンダー意識、親密な関係性についての観念、男性の人権意識あるいは正義の観念などにかかわる領域において類型化されている。

（ 対人暴力などの逸脱行動は、行動化が先にあるので本来は言語化しにくい人々が選択する「からだのことば」であることは以前にも指摘した。行動化が優位な人たちの逸脱行動、対人暴力なので、社会に漂う動機の語彙を説明のために用いるという場合、既成品で安直な語彙あるいは理解を超える語彙が選ばれることになる。

（ それら逸脱行動や対人暴力という行為の動機を理解することは当人にとっても難しい。言葉が精緻ではないので行動化の過程に入り込み、語彙の貧しさという迷宮に迷い込んでいるからである。どうしてそんなことをするのかという問いに、たいていは他者非難がでてくるだけである。感情を語る語彙も少なく、「むしゃくしゃしていたから」としか語らない。

（ だから警察の取り調べでクリアにされたとされる動機は立証しやすいように構成されていくことになる。少年が非行に走る動機としてよく取りざたされるものに「授業がわからない」とか「学校がおもしろくない」というのがある。「教師が悪い」「学校が悪い」といい、他罰的となる。あげくのはてには「うざい！」といって終わる。

（ こうした動機の語彙は問い詰めれば問い詰めるほど貧しくなり、開き直るか、投げやりになることを誘発する。反省はうわべだけのものになる。貧しい語彙しかもたないから行動化するのだから当然である。

（ 動機の語彙の選択や構成の仕方が貧しいのだから、脱暴力への動機を形成する取り組みにも工夫が要る。無理強いされたようになる加害への直面化や更生にむかう矯正教育は表面的な反省や懺悔を帰結させるだけであり、ときには動機のねつ造のような事態にもなり、あまり効果はない。

（ もちろんなかには狡猾に動機の語彙を操るタイプもある。言語化優位であるために感情が伴わず、饒舌さが狡猾さと同居する。

（ 行動化するタイプの語彙の貧困さから、言語化するタイプの語彙の過剰さに至るまでの幅があるといえる。

（ 動機として用いられる語彙は社会に存在している意味の貯水池から汲み上げられる。また、自分の行為を弁明したり正当化したりするときに、それら既成の語彙群のなかから咄嗟に選んだようにみえるが、それは内言のようにしていつも反芻したり、言い聞かせたりして、正当化されているからこそ即座に選択されるので、そこには日常的な思考と認知の枠があることになる。

（ 動機の語彙論を今回取り上げたのは筆者が脱暴力支援のための社会臨床と個人に対応する加害者臨床を共にすすめたいと考えているからである。社会の宿す暴力性や攻撃性は「正義の暴力」という認知の類型に根ざして存在している。個々の暴力行為者は動機の語彙としてそこから選択する。個々の加害者臨床で見えてきたことを社会の物語のもつ暴力性や攻撃性、つまり暴力加担性と重ねて指摘し、

それを社会の脱暴力化へと反映させるのが加害者に対応するもののアドボケイト（代弁）であるし、男性性ジェンダー問題に敏感であるべき臨床実践者の役割だと考えるからである。

（ こうして加害者臨床と社会臨床を重ねるという関心を持つ「援助者の動機の語彙」もまた社会の側に蓄積させていきたいと考えてきた。

３．取捨選択する能動性

（

（ もう少し暴力理論にそくして考えてみたい。暴力を振るう人のパーソナリティ研究と社会構造の関係について心理学的研究をすすめるドナルド・ダットンの問題意識を紹介しておきたい。彼の主著を翻訳してきた経過もあり、概要だけになるが紹介しておきたい（『夫はどうして愛する妻を殴るのか』作品社、『虐待的パーソナリティ』明石書店）。

（ 彼の提起している論点は三つある。①DV理論は、どうして妻だけに暴力がむかうのかについて説明をしなければならないこと、さらに、②男性性と暴力は不可分だがある特定の男性が暴力を振るうことの説明をしなければならないこと、そして，③同性同士の関係でも生起することや女性が加害者となることを説明すべきことである。

（ 説明は次回以降とするが、①から③を解くのに、「虐待的パーソナリティ論」と「親密な関係性における暴力」というアプローチをすべきことを提案している。

（ 対人暴力は個々人の行為である。確かに男性性との関係は深く、ジェンダー問題があり、総称すれば社会問題として位置づけることができるが、対人暴力を振るう諸個人のパーソナリティ特性もあり、社会のロジックだけでは漠然としすぎていて臨床的でなくなる。とはいえ、暴力を振るう個人の特性だけに還元すると正義の暴力など「動機の語彙論」がいうような社会的行為という面が後退する。したがって、社会モデルでもなく個人モデルでもない理論を展開すべきだという。

（ そこで、特性としての虐待性や攻撃性をもとにして、ある一定の傾向をもったパーソナリティが編み上げられ、成人期における家族関係や愛着関係をとおして虐待性向や暴力傾向をもつパーソナリティが形成されることを指摘している。それを構成する相互作用として「親密な関係性」の特徴を把握すべきだという。とくに男性にとっての親密な関係性の分析は重要で、虐待的パーソナリティと親密な関係性論は男性の対人関係分析には有効である。

（ このアプローチは動機の語彙論と近似している。動機の語彙論は、動機や意味が主観的にではなく社会的に構築されるということを強調しているが、その過程には、当該の意味や記号が選択されているという能動性がある。その限りでの個体差が生まれる。正義の暴力という動機を選択せずに、対話をとおして問題解決を選択する男性もいるので、バタラーはそうした動機の語彙を取捨選択しているという点において能動性があることになる。

(主流となっている男性性のなかにあって暴力なしで生きる選択をするにはまた異なる力がいる。これは「デジスタンスdesistance」と呼ばれている。離脱する、遠ざけておく、そうならないようにするという意味であり、その社会にあって支配的かつ主流となっている、また期待される男性性とは異なる方へと、流れにあらがっていくことそれ自体の研究である。別の機会にこの言葉を紹介したい。ここではそれとは異なる虐待的パーソナリティ論と親密な関係性論があることの紹介だけにしておきたい。

(男性性が暴力や虐待へと傾斜しやすい特性をもっていること、そして正義の暴力を肯定する社会の側にも共犯性があり、さらに男性性についての主流の物語性があり、そうではない選択をめざして生きることには能力が要る。そして暴力や虐待を選択しない責任があるともいえる。加害者臨床と社会臨床の重なりはこの点を強調する。

(こうした文脈で「男らしさの鎧」のひとつとして暴力があり、それを脱ぎ捨てるべきことを男性との面談で指摘すると、「それでは丸裸になってしまい、男性としてこの厳しい社会を生きていけなくなると思う。捨て去ることを考えただけでも不安になる。しかし暴力がいいとは思わない。いったいどうしたらいいのだろうか。」と語る男性は多い。

(あるいは、暴力回避のための技術としてタイムアウト法（暴力が昂じていく自分を覚知し、咄嗟の回避としてその場を離れ、クールダウンして相手との関係を再構成するための怒りマネジメント技法）を伝えた際に、「でもそれは逃げているだけで、卑怯な気がする。暴力は行使すべきではないが、その場でとことん議論をして決着をつけるべきだと思うがどうか。」と語る男性も多い。ここには既存の男性性の物語が強く入り込んでいる。

４．暴力を肯定する動機の語彙と文脈をもつ物語性への注目

(物語性とはつまり、語彙だけではなく男性性のもつ文脈ということになる。その文脈とは何か。この点に関して参考になる研究を紹介しておきたい。暴力シーンが多いビデオゲームの分析をおこなった調査である。

(暴力シーンが多いビデオゲームの多用は実際の暴力を助長するか、暴力の学習として機能しているのかどうかについては意見が分かれる。ゲームを使う個人のパーソナリティ、性、年齢も関係している。そこで暴力シーンだけではなくそれがどんな背景や文脈において存在しているのかについて調べたのがこの調査である。2001年から2002年にかけて実施された。子どもらに好きなゲームを三つあげてもらった。10歳と11歳対象で900人の子どもからデータを得た。日本の８小学校で都市と農村地域からランダムサンプル化した。合計41個のビデオゲームが選択された。そのうち85％にあたる35ゲームに暴力シーンが一つ以上あった。

(ゲームの主人公であるヒーロー（暴力行為者）は魅力的につくられている。しかも若い（20歳以下)。外見もパーソナリティもかっこいい。

（ ゲームでは、その暴力は正当化されている。その理由は、他者や社会を守るため、自らの命を守るため、暴力なしにはゲームが前にすすまないため、報復のためなどがある。暴力を使うことのできない場合がある。相手がイノセントな対象（非戦闘員や市民）である。

（ さらにナイフや剣などの伝統的な武器が使用されているゲームは51%。そしてリアリティのある暴力かどうかも調べている。すぐにまねができる状況設定となっているとその暴力はリアリティがあると評価する。43%のゲームはそうした設定で暴力が振るわれていた。日常で想定できる場所と状況で暴力がでてくるのだ。

（ そして大切な変数としての報酬と処罰の体系を指摘している。94%のゲームに暴力の報酬が認められた。暴力の報酬とはそれまでの得点からさらに強い暴力を用いてゲームをすすめることができるというものである。処罰は逆にすすめることができないというもの。後者は17%しかない。

（ 94%のゲームで暴力の結果の苦痛や被害が発生している。マイルドなユーモアは43%にみられ（勝った瞬間に発せられる罵倒的な言葉)、敵意のあるユーモアは66%。闘いの過程では競争も多く用いられている（49%)。ともに協働して敵を倒すゲームは29%。

（ まとめると、暴力による攻撃性が昂進していく事例として、①魅力的な加害者が存在していること54%、②伝統的な武器使用であること66%、③暴力が報酬をともなう57%、④ユーモアが含まれている60%、⑤暴力は競争的に用いられる49%などが指摘されている。

（ もちろん暴力だけが模倣されるのではない。子どもは新しい言葉、挑戦、コミュニケーション、問題解決法を学ぶので、そう単純に暴力ものがだめだというのではない。

（ この調査をもとにして著者たちはゲームに暴力を用いる場合、次のようなことを提案している。①あまり暴力シーンを描かない、②暴力を振るうことを正当化しない、③報酬を与えずに処罰を多くする、④競争的に暴力を用いない、⑤あまり魅力的な加害者像を設定しないなどである。できればより非暴力的な選択肢を推奨する、暴力を正当化せず、報酬をあたえない行動を組み込む、ゲームが暴力とは異なるおもしろみのあるものとして作成されるべきことも提案されている。

（*Gaming, Simulations, and Society* by R.Shiratori, K,Arai, F,Kato eds Springger, The Quantity and Context of Video Game Violence in Japan; Toward Creating and Ethical Standard Akiko Shibuya and Akira Sakamoto）.

（ ここで紹介したのは単に暴力シーンが模倣されるのではなく、暴力はそれが効果を発揮する一定の文脈をもつこと、つまり物語性があることを理解したかったからである。言い換えれば対人暴力を振るう人にとって語彙は単語としてではなく「文章」として存在しているといえる。学習される暴力があるとすると単発の行為というよりもこの物語性に根ざすことになる。

（ 物語性という点では男性との面談で、暴力は正当防衛の場合もあり、完全な非暴力は難しいといわれる。「正当防衛も否定できるのか」

と。他にも、「どうしても躾をしなければならない危険な場合はどうするのか」、「怒りが昂じて相互のバトルになった場合に止めに入る時の暴力はどうなのか」、「暴力はコミュニケーションの一つの方法で喧嘩のあとには友情や愛情が深まる場合もある」などの物語性についての疑問や意見が脱暴力支援においてよく登場する。個々の行為としての暴力だけに焦点を当てた言い訳論から脱出するためにも、語彙、文脈、状況や枠組（フレーム、モードやスキーマ）という言語行動やそれを支える認知と意味づけのコミュニケーションの成り立ちと感情の処理に関わる過程全体を視野にいれる必要がある。

（

５．親密な関係性、私的領域・感情における責任や公共性−社会臨床への課題

（ 脱暴力支援が物語性に根ざすべきだとはどういう意味だろうか。動機の語彙をとりまく文脈、枠組（フレーム、モード、スキーマ）などに着目することだと考える。暴力的ではないそれらが暴力を振るう人の内部に構成されることをめざす。

（ フレーム、モード、スキーマは、親密な関係性が私的な関係・領域と観念されてきたこととともかかわる。公的な介入は親密な関係性や私的な領域を避けてきた。もちろん、親子、夫婦、男女の関係に、とくにコミュニケーションの暴力をも対象にして介入していく根拠をつくることには慎重であるべきだ。

（ しかし、親密な関係性に宿る暴力こそを排除する仕組みが求められている。私的関係やコミュニケーションと感情のもつ公的性格、言葉や感情表出についての公共性のあり方問題である。

（ これまで人権という意味では「個人の尊厳」という言い方で根拠づけられてきた。さらに親密な関係性や私的な領域において個人の尊厳をいかにして守りうるのかという課題がここで扱う対人暴力問題である。そのために暴力概念の拡張をおこなってきた。DV防止法では言葉や感情面の暴力も視野に入れた。しかしそれだけでは保護命令が出しにくいとしている。

（ さらに子ども虐待との関係では子どもの面前で夫婦が暴力を振ることを虐待として位置づけてきた。ストーキング行為では異常な恋愛行動を対象にしている。

（ くわえて無視するというネグレクト行為を子どもや高齢者虐待では把握してきた。保護責任を問うている。ここで焦点にされているのは、心理的、言語的、感情的な暴力のことであり、ネグレクトのことである。これらは個人の尊厳を傷つけるようにした卑下、降格、侮蔑、罵倒、無視、つまりコミュニケーションの暴力としてある。人の尊厳を傷つけるような儀式のようにして機能するいじめ、罵り、辱め行為がある。

（ 親密な関係性における暴力や虐待、言葉によるコミュニケーションの暴力についてこうした把握をとおしてそれらは決して法外の領域ではないと位置づけられてきた。

（ 暴力や虐待として位置づけ、それを排除するために保護、分離措置や退去命令そして接近禁止命令を発することとしたが、その後の

脱暴力化には極めて難渋している。法外として位置づけないとしたことはよいのだが、処罰を中心にした刑事司法制度では対応しにくい領域へと踏み込んでいるからである。

（ しかし司法の領域における心理臨床は未成熟である。認知行動療法として応用展開されつつあるが、なお創意工夫の要る分野となっている。何よりも矯正されることに対してはより敏感に拒否反応を示すのが対人暴力加害者だからである。

（ そして先述してきたように、語彙と文脈や枠組（フレーム、モード、スキーマ）が社会のなかの正義のロジックをとおして暴力を振るうことを肯定し、ささえているのだから、脱暴力のための社会臨床も同時にすすめないと、社会のなかの暴力肯定要素を動機の語彙として取捨選択し、正当化するという負の内面化ループから抜け出せない。

（ さらに暴力が生成する状況では感情的なものが優位になっている。とくに憎悪関係は、親密な関係性という表出の形式をとおして発現しやすい。他には、人種・民族、障がい理解などにかかわるステレオタイプもある。憎悪や悪感情、偏見と差別、福祉ニーズ蔑視、歪んだ愛着関係による憎しみと愛情などが親子、夫婦、男女、老若、異文化同士（民族間格差）など、「非対称な関係性」において生起する。

（ とくに親密な関係性にある非対称性はケアという相互行為を成り立たせる関係性でもあり、そのケアは他者への配慮や関与が不可欠であり、境界としては相互に越境するからこそ親密な関係性となる。陰性感情も陽性感情もこうしたなかで濃淡をもって生成する。愛着関係も同じように親密な関係性を母体に構成される。その歪みが暴力の関係的な要因となる。家族の相互作用はそうした関係性が反復される過程である。ここでみてきた親密な関係性、私的な領域、感情表出が家族とはいえ対他関係のなかで表現されるので、そこには公共性が認められるべきである。

（ こうして家族の外部から、主には法化作用によって、男女間の異常な恋愛、夫婦間の愛憎、親子の監護行為などに内在する暴力性への介入を試みてきた。別言すると「定義」の変更である。「夫婦喧嘩ではなくDVである」、「しつけではなくて虐待である」、「放任ではなくネグレクトである」、「熱情的な恋愛ではなくストーキングである」、「小言や叱責ではなくモラルハラスメントである」などと別様なかたちでの意味づけがなされていく。さらに残る課題は脱暴力の方策の組み込みである一般的にいえば、親密な関係性や具体的な対人関係にかかわる「公共的なものの拡大」あるいは「親密な関係性の構造変化」というテーマとなる（なお、この点にかかわり末尾に参考として引用したインタビュー記事がある。これは相互に敬意を払う関係性尊重規範をリスペクトの必要性としてわかりやすく具体化すればどうなるかという提案をおこなったものであり、脱暴力的な関係性をつくる第一歩の提言である）。

６．虐待された子どもからの手紙への応答−異なる動機と文脈を協働してつくること

（ では、そうしたコミュニケーションの暴力につながるような動機の語彙をめぐる文脈、枠組、つまり物語を書き換えていくにはどうすればよいのだろうか。憎悪表現などの言葉による暴力にはもちろん排除命令などの法的規制が可能である。くわえて親密な関係性にそくしていえば、その動機の語彙と文脈や枠を書き直すためのさらに独自な支援が求められる。つまり、社会の側に、親密な関係性に介入しはじめた以上、その対人関係の次元から積極的に脱暴力を企てる責務があるということになる。しかも刑罰だけではない脱暴力の工夫をとおしてである。加害者臨床はその格好の実践だと考えている。そのなかからある家族の実例を紹介したい。

（ 児童相談所での家族再統合事業に関わっているが、そのプロセスは慎重であり、ゆっくりとしたものとなる。家族毎に異なるが、コミュニケーションの回復も段階をおってすすむ。

（ 父親の虐待で５年間子どもが保護されていた家族である。父親は男親塾という教室に、母親はマザーズグループに参加し、家族のやり直しを準備していた。二人の子どもを養育する児童養護施設の職員も協力してくれた。一緒に取り組んだ児童相談所の担当ワーカーはアイディア豊かな人だった。プリクラの交換からはじめた。

（ しかし最近のプリクラは多機能であり、夫婦は美顔モードでとってきた。40歳にはとてもみえない美しすぎる両親となった。これをみた子どもは絶句した。５年も離れていた両親。「これは誰だ」となったのだ。普通のデジカメで写真を撮り直してもらった。

（ その後、手紙のやりとり、ボイスメール、ビデオレターへとコミュニケーションの濃度を高めていくこととした。手紙の交換の段階で小学６年になった息子から問いかけがあった。「おとんはどうしてあんな暴力をふるったのか」と。体を強くするために相当な回数のスクワットをさせ、へこたれたり、いうことを聞かないときはすりこぎでなぐったりした、罰として冷蔵庫にあるタバスコを飲ませたなどが次々とでてくる。

（ 男親塾で手紙にどんな返事を書こうかと話をした。みんなはとりあえずいったん自分でよかれと思う内容で返事をまとめてみたらということになった。いきなりグループのみんなにまとめてみせるのは難儀だというので下書きするから私にみて欲しいということになり、３枚の便せんに書いてきた。いきなり私がコメントして添削するよりも、みんなの前で読んで感想をもらったらどうかと勧めた。

（ 次回の男親塾で別の父親にゆっくりと大きな声で返信の原案を読んでもらった。みんな子どもになったつもりで聞いて欲しいと指示をした。その下書きは虐待をした理由を書いたものだった。冷蔵庫のタバスコを飲ませた理由はこう書かれていた。「冷蔵庫のなかには薬や酒もあり子どもが飲むとよくないものがあるのだということを分からせたかったから」と。スクワットは強い男の子になって欲しいからだと。

（ これを聞いた男性たちの感想は一様に、「なんだか悪いのは自分みたいに聞こえる」だった。虐待した理由の説明は子どもを責める内容になっているのだ。子どもをしつけるためにということらしいのだが他に方法はなかったのかと思う。結局は言い訳にしかならない。説明すればするほどこうなる。暴力や不適切な手段を用いていうことをきかせ、親の思うようにさせようとするのだから、説明する語彙は貧しいし、そしてなによりも文脈が間違っている。ではどうすればいいのだろうか。語彙と文脈を変えない限り親子のコミュニケーションは再開できない。男親塾で考えた。

（ 最後はこうなった。「すまん。恥ずかしいけど間違ったことをしていた。だからおとんは男親塾というところで親をやり直す勉強をしているんや。おかんにも迷惑かけていた。」という短い返信となった。

（ 手紙のやりとりをすることさえできずにいた親子のコミュニケーションの再開はこうしてはじまった。ボイスレターもやった。そして考案したのがビデオレターだ。

（ 親が並んでビデオに向かって元気かと呼びかけるのは不自然きわまりない。担当ワーカーが考えた。私がインタビューを両親にするというものだった。大阪城公園でロケをした。撮影日や場所、インタビュアーの氏名や男親塾長という肩書きも字幕にして入れてもらった。

（ 「お父さん、最近、親のための塾に通っているそうですね。それはどんなところですか。勉強になっていますか。」と私が質問した。少々ぎこちなく彼が答えた。「そうですね。私は親としては失格でした。いまから思うと間違った子育てでした。児童相談所によって二人を保護された後に、お母さんと考えました。これからどうしようかと。こんな塾があるけど行ってみないかと提案されて通い始めたんです。いろんなことが勉強になりました。親としては５歳くらいの段階だったのかなと思います。子どもためにというのは言い訳で自分がむしゃくしゃしていたから虐待をしていたんだと気がつきました。」と話をしてくれた。

（ お母さんにも聞いた。「塾に通い始めたお父さんはどうですか。」と。「そうですね。塾のあった日は必ずこんな話をしたとかこんなことに気づいたとか話が弾むんです。」と答えてくれた。トータルで15分くらいに編集した。自然なかたちの会話になったと思う。

（ 次にそれを子どもたちにワーカーがもっていった。そこでさらに工夫した。施設の食堂でビデオレターを観ている二人の様子をビデオに撮ってもらったのだ。小学６年の息子と５年の娘が真剣に見つめている様子が映っている。それを両親にみてもらった。

（ 両親が努力する様子のビデオレターをみて、「おとんの目がたれている。やさしそうな顔つきだった。」という感想を息子はもらしてくれた。その直前に届けた写真は施設の部屋のなかに貼ってあった。

７．脱暴力への動機の語彙を社会のなかに蓄積していくために男性性の物語を書き換える

（ 想像することができる。家族のやり直し計画をたて、ゆっくりとコミュニケーションを回復させていくこの過程で用いられている語彙、文脈、コミュニケーションモード、ものの見方としてのスキーマが変容していく様を。正義の暴力は協働で書き換えられつつある。男親塾に通いだして２年が経っていた。その後も協働した変容の取り組みは今も続いている。息子は現在、中学２年になっている。

（ 月に一度、この夫婦と面談を継続している。どこの家庭にもある家族の日常の何気ない会話ができるようになった話でいつも時間はあっという間におわる。今月は息子の中間試験の結果と塾通いの話だった。いろいろ課題はあるがそんな話題に終始するほどに家族を営んでいる様子が嬉しく思えた。暴力と虐待があった時とはまったく異なる語彙が増え、文脈も変わり、コミュニケーションモードが葛藤解決志向となっている。子どもたちをみるスキーマも変わり、自立ということがものの見方の根幹にすわりはじめたことがわかる。

（ 夫婦の関係性の取り方もわかる。夫は妻のことを「あなた」と私の前で呼びかける。以前は「お前」とか「こいつ」だった。そのことを面談で指摘したらはにかんでいった。「世話になっているから」と。

（ 動機の語彙は家族の営みにそくして協働で書き換えることができる。動機が社会のなかから選択されるのであれば、社会の側はそれを書き換える用意をしておくべきだろう。

（2013 年 11 月 30 日受理）

参考：『京都イクメン図鑑』Vol.2（編集・発行 おふぃすパワーアップ、2012年）より
（（（（（

イクメン考

立命館大学教授　中村 正 先生

妻を支える ホットなサポーターになろう！

臨床社会学などを研究されている立命館大学教授の中村 正先生。教師として活躍する妻の海外赴任時には、娘との父子生活の経験もある元イクメンです。

現在、大阪府内の児童相談所において、虐待する父親向けの「男親塾」を主宰するなど、学外でも積極的に活動しています。そんな中村先生に男親の役割について聞きました。

男親の役割とは？

大阪の家族再統合支援事業の一環として虐待する父親を対象にした「男親塾」。参加者同士が自分の体験を話し、傾聴し合う中で気づきを促すグループワークです。中村先生は参加者から「塾頭と呼ばれていますよ」と笑います。

参加する父親の多くは〝しつけ〟だと考え、暴力をふるっていました。児童相談所の介入によって子どもは保護され、家族はバラバラになっています。まずは「あんたの役割は脱暴力。育児や家事をしようと思わなくてもいい」と伝えているという中村先生。少しずつ参加者の意識を変え、家族が再び一緒に暮らせるよう、家族再統合へと導きます。

「『子育ては妻の役割で、自分は関係ない』と思うこと、それは〝冷淡な傍観者〟の意識です。いじめの場合を考えるとわかりやすいのですが、その意識自体が虐待につながるリスクがあると気づいてほしい」と話します。（下図参照）

印象的なエピソードがあります。

「週末だけ子どもと過ごせるようになった父親が、小学校高学年になった息子と、公園で自転車に乗る練習をした体験を話しました。養護施設には自転車がなく、その子はうまく乗れません。大きな子が補助輪を付けた練習なので、周囲の目が気になりつつ、でもうれしくもあったという話に、ほかの参加者は、父親の役割ってこういうことかとわかったようでした」。

傷ついた家族のやり直しには長い時間がかかります。このような取り組みを行う自治体は多くありません。関係機関と連携しながら、息の長い支援を行っています。

冷淡な傍観者からホットなサポーターへ

【冷淡な傍観者】
- **いじめ**：いじめの現場を見て見ぬふりをする。
- **子育て**：子育ては妻の役割なので、関わらない。

↓

【ホットな傍観者】
- **いじめ**：誰が誰にいじめられているかを先生などに知らせる。
- **子育て**：何かあったときに、行動する。

↓

【ホットなサポーター】
- **いじめ**：自らいじめを止めようと動く。
- **子育て**：妻が子育てしやすいように支える。

小さなステップから始める

困難な問題を抱える家族を見てきた先生は、普通の家庭生活を営んでいる父親は全員イクメンに思えるそう。「仕事も家事も育児も平等にやるという、スウェーデン型の男女平等モデルが強く入り過ぎてる気がします。イクメンへの道も一歩ずつ、小さなステップでいくことです。今は稼ぐだけでも大変。仕事で家にいないということも家族の生活を支えているのですから、亭主元気で留守

がいいというジョークはやめるべきでしょう」。

夫婦間でリスペクト関係を築く

そのために夫婦がお互いにリスペクト（尊敬）し合う関係を築くことが大切で、子どもはそれを察するのこと。「リスペクトを破るのが暴力なんです」。

例えば、妻が「同窓会へ行く」というのを「行くな」と言わない。暴力ではなくても、行動制限をするということで、精神的支配を意味します。「妻がしたいことを自由にできるようにサポートする。そうすることでリスペクト関係が高まります。安心して子育てできる一歩になるはずです」。男親塾では、リスペクト関係を表現するステップリストを作っています。（例参照）

「妻をリスペクトし支えることは、積極的に父親も育児をするということではないんですが、家族のまとまりを良くするために夫ができることです。イクメンの大きなテーマだと思います」。

社会規範を育てるには

先生によると、日常的な善悪は母親から教わり、仕事を通した責任や規範を父親から教わったという大学生が多いようです。

社会規範やしつけに関しては、「～するべからず」という他人からの禁止の規範ではなく、自分で自分を律する規範が身についているかどうかを考えたほうがいいと言います。

ある父親は「嘘をつくな」としつけていました。すると子どもは、叱られないために「嘘をついていない」という嘘を重ねるようになります。全く嘘をつかずに生きていくのは無理なこと。大きな犯罪的嘘にならないよう、適度な罪悪感を育むことが大切だと先生。

叱るときには「嘘をつくとは何事だ」という〝あなたメッセージ〟ではなく、「嘘をつかれて悲しい」と、自分の感情を言葉にする〝私メッセージ〟で話すことが大事だとアドバイスします。「自分をコントロールできる子どもに育てていくために、家族のコミュニケーション教育が果たす力は大きいです」。

また、社会的な環境も必要だそうです。「親の価値観に閉じ込めないために、親子で地域や園、学校の行事やクラブに参加して、共同体験を重ねるのが良いですよ」。

「冷淡な傍観者ではなく、妻を支えるホットなサポーターになろう」と先生は呼びかけます。夫婦関係やコミュニケーションを再確認し、小さな一歩から始めてみませんか。

★ステップリスト★

【例】妻が体調を崩しているとき

STEP1
- 「夕飯を作れ」と言わない。

STEP2
- 自分の夕飯を自分で買ってくる。
- 外食などで済ませてくる。

STEP3
- 妻におかゆなどを作る。
- 子どもの夕飯を準備する。

STEP4
- 会社を休んで（休めなくても）、看病と家事を行う。

中村　正（なかむら ただし）先生

立命館大学大学院応用人間科学研究科・産業社会学部教授。専門は臨床社会学、社会臨床学、社会病理学。カリフォルニア大学バークレー校、シドニー大学で客員研究員を経験し、家庭内暴力対策を研究。児童相談所、刑務所などにおいて、DV、虐待、性犯罪などを対象にした男性向けの加害者臨床を実践している。著書：『「男らしさからの自由」を模索する男たちのアメリカ』（かもがわ出版）、『家族のゆくえ―新しい家族社会学』（人文書院）など多数。

お父さんのための絵本教室

中村先生が感情を言葉にして語りかける練習にと、取り組んでいるのが「お父さんのための絵本教室」。

父親が気持ちを込めて絵本を読む練習をし、その後、子どもに読み聞かせを行うというワークショップ。今年は、青森県でボランティア活動として継続しています。

「お父さんが読むのに適した絵本がたくさんある」という、中村先生おススメの絵本をあげました。ご家庭でもぜひ読み聞かせをしてみてください。

★「お父さんはウルトラマン」
宮西達也 著（学研）

宮西達也 著のティラノサウルスシリーズもおススメ。

★「パパ、お月さまとって！」
エリック カール 著（偕成社）

★「100万回生きた猫」
佐野 洋子 著（講談社）

★「じごくのそうべえ」
田島 征彦 著（童心社）

など

臨床社会学の方法
(4) ジェンダー臨床

中村中正中

「臨床社会学の方法」として、(1)暗黙理論、(2)ガスライティング、(3)動機の語彙と続けてきた。第４回目はジェンダー臨床をとりあげる。(

１．親子関係への注目とジェンダーの視点((

(ソウル家庭法院（日本の家庭裁判所に相当）で専門調査官をしている宋さんという方が来日したので懇談した。離婚後の子どもの福祉について、離婚と再婚を繰り返す親たちの共同親権制度のもとで子どもが親の間を行き来するという北米社会のあり方とは異なる方式を韓国は採用している。DV や虐待の研究も踏まえ、子どもの最善の利益のための、夫婦の身勝手な離婚とならないようにするユニークな取り組みとなっている。彼はその立役者である。離婚意思確認の申請の後、離婚案内を受け、熟慮期間を経なければならない。その過程では専門室相談を実施し、その期間に親教育を受ける。離婚が子どもにとってどのような意味をもつのか、やむを得ない選択としての夫婦の離婚が子どもの利益につながるにはどうすればいいのかについて、葛藤を持続させた上での子どもとの面会交流ではなく、平和的な離婚にもとづく子どもとの関係持続となるようにと意図された制度となっている。((たとえば親の間を行き来する子どもについ(ての「養育手帳」は子どもの成長や出来事に(かかわり親双方のコミュニケーションがすすむように工夫されている。親が相互の悪口を子どもにいわないこと、子どもの利益を実現するために離婚後も協力しあうことなどが指南される。(

＊「養育手帳」それ自体が翻訳されている。二宮周平・金成恩「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み(―「子ども問題ソリューション会」と「養育手帳」―」『立命館法学』2010 年 3 月（331 号）。以下のサイトからダウンロードできる。(http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-3/ninomiyakimu.pdf）。(

(また、『What Maisie Knew』という原題の映画が『メイジーの瞳』と題されて公開された。離婚した両親に振り回される6歳のメイジーの目線から現代アメリカ家族を描いている。彼女の瞳に映るのは身勝手な大人たちの世界そのものである。「子どもの最善の利益」を謳う「子どもの権利条約」を批准していないアメリカの身勝手さそのものが瞳をとおしてみえてくる（監督：スコット・マクギー、デヴィッド・シーゲル、2013年、アメリカ）。(

(さらに実例をもとにして子どもの目から見た離婚がきちんと理解できるようにシナリオを書き上げ作成した親教育用 DVD を見せていただいた（多文化社会の夫婦関係に配慮して日本語版や中国語版を作成している）。(

(男性に多い家庭内暴力事案、アルコールなどの問題行動がある場合は別に行動改善命令があるのでそれらとの併用をすることで対応しているということだった。「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」、「児童虐待犯罪の処罰に関する特例法」により「保護処分」が定められ、接近禁止、電気通信を利用する接近禁止、親権行使の制限、社会奉仕・受講命令、保護観察、保護施設での監護委託、医療

(((((((((((((((((
立命館大学(Ritsumeikan University

機関での治療委託、相談所などでの相談委託がある。
(今回扱うジェンダーの視点は、夫婦・男女の関係を解剖することに役立っている。しかしそれとは異なる関係性をもつ親子・家族関係（特に父子関係や母息子関係）についてジェンダーの視点はまだ検討が足りないと思っていた私の関心事項と韓国の取り組みの重点が重なったので話が弾んだ。(
(家族関係に課題がある事例ではその問題解決を軸に行動変容を促すがあくまでも子どもや母親の人権を守るということが制度の目的であり、父親は排除あるいは無視されるか暴力男性だとして外部におかれがちである。なかでも父親・男性のケア能力の欠如を前提にして親子関係をとおした再生産領域から制度が組み立てられる場合、子どもの利益を軸にして、母性や女性性と愛着形成がセットにされがちである。この韓国の制度や共同親権は離婚という高葛藤にある元夫婦が子どもの福利のために以前とは異なる関係をつくるなかで協働する、つまり元の鞘に収まらないが大人の分別ある関係を親として子どもに示す責任を問うている。子どもの福祉のためにも両方の親の責任を果たすための修復・回復という関係性にかかわる課題が提起されているということになる。これについて私は「新しい鞘をつくること」として表現している。(
(その争点のひとつとして父親・男性役割の再考という課題が浮かび上がる。養育の責任はもちろん負うことになるが、男性のケア能力の欠如は歴史的社会的に構成されてきたものであるという点を考慮すべきである。育児、看護、介護などのケアする能力を剥奪されてきた男性たちにはハンディがある。ケアからの疎外をジェンダー社会は男性・父親に強いた。行論から、そして末尾にまとめて述べるように男性が果たしている社会のなかで人を育てる力を私的領域や親密な関係性におけるケアの力量形成へと橋渡しする（移転する）ことで父性の開発や構築に資する方策を探りたい。父親・男性を排除しない高葛藤家族（元夫婦も含む）における子どもの福祉の実現（あるいは高齢者介護の実現）をいかにしてはかるのか、行動問題（暴力、虐待、アルコール問題など）のある親の関与の仕方の工夫という課題の立て方が大切だということである。(
(こうした意味での父性構築への社会の関心は強い。たとえば是枝監督の『そして父になる』という映画もこの事態の反映である。赤ちゃん取り替え事件にアイディアを得たという。リリー・フランキーと真木よう子が演じる自然なスタイルで子育てをおこなう家族と、福山雅治と尾野真千子演じるエリート家族のなかの孤独や冷たさが対照的である。是枝監督も明かしているが「パパ、次はいつ来るの。」と子どもに言われたことがショックだったようで父親とは何かを問うことにしたと語っていた。父性は子どもをとおして育てられるものであることがよく描かれていた。(
(また別の例としてDNA鑑定を突然行った芸能人父子が話題になった。民法は父子関係について「嫡出推定の原則」を定める。母子関係の確定が出産自然主義に依るのとは異なる。父の確定は難しく、民法は「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と規定する（772条1項）。その推定が疑念となって不安が生起し、相当な年数が経ってからの親確認となっている。育ての父という事実はあるが生物学的な父であるかどうかは不安定さを増したといえる事例だろう。
(離婚・再婚による親子関係の複雑化や生物学的な父親の確定の不安定さだけではなく、生殖補助医療の進展による家族関係への影響、いくつかの国での法律婚と事実婚の中間にあるパートナーシップ制度の形成と子どもの権利（同性同士のカップルも可能にしている国もある）などの動向からすると、夫婦関係・男女関係という軸で議論するジェンダー論のテーマに加えて、親子関係という軸で議論するジェンダー論のテーマが重くなりつつある。特に家族という場をとおして交錯し、その「交錯の仕方」が複雑になりはじめたからである。(
(別の言葉を使うと、家族関係に根ざして多様な欲望が噴出しているといえる。あるいは生と性への欲望はこれまでの家族関係という枠から横溢して形成され、社会の側が追いつかない事態になっているといえる。(

２．父性は育つ(

(

(私は自宅出産のように産みたいという連れ合いの希望もあり助産院で協働体験をした。出産自然主義とともに形成されていく母性とは異なり、父性はどう育むのか、常に意識してきた。しかしそんなことに回答はなく日々の実践しかなかった。別姓婚をしていることもあり学生たちには私的生活を公の課題としても考えるように常に話をしていた。そうした私自身の関心に応えてくれるように、父親になったと伝えてくれる教え子からの便りがある。そのひとりがブログにこう書いていた（許可をもらったので引用しておく）。(

(

「育児をしない男を、父とは呼ばない」(

(

(1999年の厚生省（当時）の少子化対策としての啓発活動のキャッチコピーは賛否両論を巻き起こした。立命館大学の中村正さんは「男性性への脅迫とケンカ」であるとして、ずいぶんと批判をされていた（中村正. ℗001.「父親不在の問題」『現代のエスプリ』弘文堂、408:40-48.）。2012年の原稿（それはこの『対人援助マガジン』第３号のこと）でも繰り返し批判をされているので、この問題への批判の深さが推測される。彼が関わる男性性臨床のフィールドでは、さぞやこの「脅迫とケンカ」型のフレーズが多いのであろう。「暴力をふるうなんて男らしくない」「お酒やギャンブルなんて男らしい強い意志があればいつでもやめられる」「やめられないのは弱い男だ」など（アルコール依存やギャンブル依存はもちろん女性にもあり、女性の場合は子どものためならやめられるでしょ、という母性へのワーディングにすり替わったりする）。(

(そんな中村先生は、私の博士論文の審査の年にオーストラリアにサバティカルに出かけられた。私はここぞとばかりに博士論文の提出を１年伸ばし、障害者家族の父親の調査にその１年を費やした。そこで出会った父親たちは、「男らしくケアする」という矛盾に取り組んでいた方々だった(中根成寿. ℗005.「障害者家族の父親のケアとジェンダー−障害者家族の父親の語りから」『障害学研究』(1):158-88.）。中村先生は、サバティカルからの帰還のお土産に「When a child is born, a father is born」（子どもが生まれる時、父親が生まれる。）というフレーズのフォトマグネットをくれた。なるほど、「育児をしない男を〜」と比べると、そのメッセージの成熟性は格段に高い。(

(

(私がシドニー大学にいたのは2003年から2004年のことなのであれから10年。このメッセージは彼の研究テーマにかかわる内容を含んでいたし、いずれ父になるかもしれないと思い、そして何よりもまだ私の子どもが小学生だったこともあり自らに言い聞かせていたのが本音で、自分用に買ったという面もある。何よりいまでも忘れずにいてくれていたことを嬉しく思った。夫婦が久しく待ちわびた子どもであったので幾重にも喜びの輪が広がる感じだった。その同じフォトマグネットはいまも我が家の冷蔵庫に貼ってある。この写真家のメッセージにあるように父性は育むものだという視点は新鮮だった。「子育てしろ！」というだけの言い方とは異なるアプローチが男性には必要だと思った。そのことは虐待親たちとの関わりでさらに実感することとなった。親であることは女性にとっても負荷であり母性をもとにしてケアすることを女性に強いることになる社会の意識と裏腹に、男性にはケアすることからの疎外があるのでそれを育むことが重要なことに気づいていった。(

(

＊本稿末尾に当該の写真を紹介しておいた。参考資料１と２。(

(

３．暴力の連鎖だけではなく−父性の構築(

(

(私は、虐待で親子が離れて暮らす家族の、とくに父親向けのグループワークを隔週で実施している。「男親塾」と呼んでいる。そこでは同じようなテーマが繰り返し俎上にのぼる。虐待を認めて児童養護施設で暮らす子どもたちと家族のやり直しに向かう夫婦が多く、ゆっくりとした時間のなかで再会がはじまる。親になる大人の育ちの過程が後追いするという取り組みである。(

(家族のやり直しに向けて親子で過ごす時間を設定する。自宅での外泊が許される。その

際に、過剰なほどに、偏った行動をする。たとえば物を買い与える、美味しいものを食べに行く、日頃は行けないような遊園地にでかけるなどだ。親心としてわかるが、ようするに「非日常の育児」であり、一時のご機嫌取りのイベントのようでもある。何度か続くと「こんなでいいのか」という思いがでてくる。濃淡のあるこの子育ては虐待、いじめ、DVのある関係において発現する、暴力と平穏を繰り返す「暴力のサイクル」と重なるので行動パターンそれ自体が同じかたちとなっていることに気づき、それを変える必要があるというグループワークをする。

そこで自分が子どもだった頃の親の思い出を振り返ることを勧めた。虐待する親自身の子ども時代の家庭環境は良好ではないことがあるがそれでも父親との思い出は残っている。親にしてもらってなお記憶にあるよかったと思うことを繰り返せばよい。記憶に残る親との愛着を感じたよい体験を思い出し、今度は自分の子どもに実行する。自らの行動パターンから暴力と愛情のサイクルのようなものを取り除くことをめざす。

とくに意識を向けてもらうのは暴力によるしつけを受けた男親たちはそれに耐えてここまで踏ん張ってきたというプライドを男らしさとはき違えていることの修正である。しつけであって虐待ではないとして暴力を正当化する意識（暗黙理論としてこの連載の第１回に紹介した）の背景にある「男らしさの神話」のような認知の仕方を意識化してそれを組み替えていく。

男親たちの後追い的な父性の形成をみると「リスクの高い親たち、動機づけられていない親たち、児童相談所に文句ばかりいってくる親たち」はことの一面でしかないと思う。暴力の連鎖を強調する虐待論自体を乗り越えたいと思う。幼い頃に親から暴力を受けた父親たちだが暴力を連鎖させない男性たちの方が多いのだからこの分岐点の理解は大切となる。

４．ジェンダーと男性・男性性

父性・父親、男性・男性性そして少年や息子に注目しているこうした関心はジェンダー論としては比較的最近のものである。心理学のなかにそもそもジェンダー論が浸透しておらず、そのことを憂えたベテラン心理学者に請われて以下のような短い文章を書いたことがある（『心理学とジェンダー–学習と研究のために』柏木恵子・高橋恵子編集、2003年、有斐閣）。男性と男性性研究からの提案が欲しいと依頼されてのことである。

ジェンダーを扱う心理学の関心が、女性、母親、子ども、家族の系に属する問題事項に集中しているように感じます。男性、父親、男の子などに焦点をあてた心理学、そしてジェンダーと男性の視点からの暴力、怒りの感情、攻撃性を扱う心理学の発展を期待しています。

もとより心理学だけではないのですが、ジェンダーに関心をもつのは女性の方が多いようです。本書の執筆者も女性の研究者が多く、どちらかといえば、「フェミニンな領域」に属する主題が選ばれているように思います。ジェンダー概念の生成過程をみれば当然のことですし、それぞれ大事な課題が扱われています。ですが、全体としてみると、ジェンダーの視点からの研究は女性の問題を扱う分野であるという印象を広げることになりかねません。21 世紀のジェンダー研究では、こうした印象を与えないことが大事だと思います。ジェンダー論って、本当は男性に考えて欲しい主題なのですから。

これと裏返しの関係となりますが、戦争、テロリズム、暴力などのハードポリティクスの領域、企業社会、産業組織、科学技術というリーディングセクターの領域とかかわる男性（性）の存立構造についての考察に、ジェンダーの見地にたった心理学の知見が欲しいところです。こうした領域への展開を期待する背景には、産業社会の抑圧の象徴である(自殺)過労死、ワーカホリック、あるいはアルコール依存症、戦争後遺症、そして犯罪や非行などの逸脱行動まで、広く脱感情作用とでも呼べるような現象と男らしさの病いの相関的な関係があると思うからです。英語圏での心理学には、男性心理学という独自な分野が開拓されています。他にもたとえば、戦争と平和についての心理学は現代という時代の要請が強いと思います。戦争心

理学を専門とする外交官がいます。国連やNGOなどで働く平和心理学専門のスタッフがいます。産業組織の多様性（diversity）が生産性を高めることを実証した組織心理学の成果に励まされます。これらもすでに社会心理学の分野においてすでに取り組まれているのかもしれませんが、ジェンダー、なかでも男性性との関わりでの研究は少ないように見受けられます。

(私は、男性学的な関心から、家庭内暴力への介入という援助実践を、個別の病理性水準においてのみ「治療構造化」するのではなく、関係性水準に係留して非暴力行動変容を促すためのグループワークを臨床社会学的な実践として試みています。上記の期待は、男性や男の子の問題、男らしく編まれた社会システムの制度疲労に関心をもつ私自身の課題でもあるのです。結局わが身に振り返ってくるような話しですが、やはり期待をしています。

(

(男性性にまつわる諸問題としてそれらをまとめていくと、個人、友人、家族、会社、社会という諸次元においてあらわれる相互にからまり合う様子がよく把握できる。ジェンダー論がマクロな社会科学の議論だけに終始するのではなく、対人援助や臨床実践というミクロな領域へ貢献しうることを指摘した文章である。言葉を換えると、臨床実践についての諸議論を心理の領域に特権化するのでもなく、また、社会の領域を語る言葉から、それらを心理主義だと一刀両断に決めつけるのでもない、社会と臨床についての関わりを問う位置からの立論をめざすその格好の素材として男性性をめぐるジェンダー臨床論を構想したという経過である。(

(

５．男性問題としての定式化(

(

(その後、男性と男性性にまつわる諸課題の山積をうけ、10年後の2012年に『現代社会学辞典』（弘文堂）の最新版が出版され、そこに「男性問題」という新規項目が加わることになった。編者の意向を受けて以下のように執筆した。(

(ジェンダーは性において非対称な関係性があることを指摘し、集団としては支配的な地位にあるジェンダーとして男性をとらえた。人格形成、対人関係やコミュニケーションの仕方、感情規則、行動様式等の総体に男性性のジェンダー作用がみられる。また、男性に期待されるライフスタイルとライフコースが編成され、社会的諸属性（階級・階層、学歴、職業的地位等）や家族的構成（出生順位、家族履歴、親族関係等）と相関して、個人としての男性の有り様が形成されていく。社会的役割として、ライフサイクルにおいて少年、夫、息子、父親という諸相があり、ここに家族関係、性・セクシャリティが関わり男性の多様な生活が構築される。男性役割は、弱くあることの否定、防衛機制としての虚勢（暴力）、逸脱行動と攻撃性の媒介、感情面での脆弱さ、ケアからの疎外等の動因となりやすく、全体としての人間性形成に困難をきたすように作用する。その結果、男性の生き辛さや行動上の諸問題が派生する。(

(マクロな概念としてのジェンダーと、個人を扱うミクロな臨床性をどのように関係づけることができるのかという関心である。個別の臨床や支援に表出される社会が写るのでその動態を読み解くことが大切となる。なかでもジェンダーの影響は大きな変数だと思い、ここに紹介したような言い方をしてきた。(

(男性性領域での問題行動の典型は暴力である。暴力は、対人関係から集団や国家間の関係にまで広がる。マクロとミクロを媒介、体現、表象する、そうした「つなぎ目」のような言葉としてジェンダー臨床があり、次に紹介するような女性性や男性性に力点をおいてみることができるテーマ群がある。これを「ミクロ−マクロ・リンク問題」という。(

(

６．男性のクライアント性−男性問題はどのような課題として浮かび上がるのか(

(

１）女性と女性性をめぐるジェンダーの臨床社会学(

((

(各種相談の場面に男性も登場するが、主訴の内容や訴え方にはジェンダーの要素が絡み合う。言語化や身体化するそのモード（かたち）のようにしてジェンダーがある。ジェンダーコードといえる。相談と支援の場に登場

するのは女性が多い。したがって特段に臨床実践や理論についてこうした言葉を用いなくても、ジェンダーについての社会的なテーマを背景にした個別の課題がつかみとれる。相談を窓口にして社会問題の様相を呈する事項が流れ込む。

女性・女性性にかかわるマクロな社会臨床としていくべき課題は数多い。たとえば、①育児や介護がジェンダー秩序の作用をとおして女性に割り振られているので、そこに由来する負荷の解消がテーマとなる。②トラウマ的な出来事となる被害性について、性犯罪や性虐待の被害、DV被害、ハラスメント被害、ストーキング被害などがあり、それは女性の被る被害（性暴力、ジェンダー暴力と定義できる）であることが多く、臨床の実践と理論において女性の存在は可視化されつつある。③摂食障害に関わる女性性についてのやせ文化の指摘も同じかたちのテーマとなる。④性非行に示されるように対人関係について性化された愛着が散見される過程には育ちのなかでのジェンダー問題があるといえるだろう。

その他類似のテーマは、アダルトチャイルド、共依存とケア役割、女性の更年期障害は家族とジェンダー役割の負荷でもあることの指摘などがある。こうした女性とジェンダーに関わる対人援助や心理-社会問題の課題は数多く想定できる。これほどまでに臨床性とジェンダーが不可分なのだから心理学にジェンダーの知見が大切であるという先の主張も頷ける。もちろんそこで理論と実践にジェンダー論がきちんと位置付いているかどうかは別の課題である。

２）男性と男性性をめぐるジェンダー臨床社会学

しかしこれらはあくまでも女性と女性性にかかわるジェンダー問題である。先の要請のように、これを男性と男性性にまつわるジェンダー問題としてどのように拡張して考えることができるかが私の関心である。ジェンダーについての臨床社会学と呼んでいる。女性の生と性のテーマがジェンダー臨床として位置づけられ、可視化される主題が多くあることに比べると男性はどのような相談や支援の対象者として位置付くのか、つまり男性のクライアント性の理解が次の課題となる。私の実践による印象から次の四点を指摘しておきたい。

第１は、男性が相談の場面に登場しにくいことそれ自体が男性性の作用であるといえる。問題解決の仕方の選択肢として他者への援助の要請が少ないという特徴である。悩みをこじらせることになる。他者に相談しながら健康的に悩む能力が弱いともいえる。

第２は、関連して言語化が不得手なことがあげられる。相談や支援はナラティブな実践であるので感情の整理について言葉を媒介におこなうこととなるが、感情を整理できずに行動化・身体化の作用が強く働くこともあり、言語化劣位のクライアントともいえる。

第３は、その言語化はもちろんゼロではなくあくまでも感情にかかわる言語化の劣位という意味であり、相手を批判し、暴力性を帯びた強迫的で威圧的な言葉は発するので言語化の前提としての物事の認知の仕方それ自体に偏りがある。

第４は、何らかの場に登場するとしても対人暴力などの問題行動や逸脱行動への対応であることが多く、「いやいや・しぶしぶ」となる「動機づけられていない、非自発的で、抵抗するクライアント」ともいわれる。

こうしたクライアント特性をもって、男性は自覚的ではなくジェンダー社会で男性問題のなかを生きている。その背後にはパワーにまつわるテーマ群が横たわっている。ここでいうパワーは多義的である。たとえば有形力の行使による支配（身体的暴力）、権力志向性、統制力の誇示、攻撃的な他罰性、忠誠を強いること、性的な力の行使などがある。

しかしそのパワーはいつまでも続かない。法化社会が進展し、DV、虐待、ハラスメント、体罰、ストーキングとして社会問題にしてきた。新しい法化領域として可視化させた以上、それらパワーのもつ暴力性を除去する社会的政策と臨床の確立が迫られている。これまで

の男性性に随伴してきた暴力性の除去は広い意味でのパワーのあり方の修正を求めている事態である。(
(暴力は、挫折、老化、敗北、降格、劣等、逃避、不安などと表裏一体の感情を伴っている。強者必衰ともいえる。したがってそのパワーは心理的には脆弱でもある。あるいはパワーダウンともなり、時にはパワーレス状態にも至る。しかし他方では競争へと急かされるパワーアップの強迫がなくなったわけではない。こうして男性性は不安とともにあるパワーという特性をもっている。(
(これとは別に伝統的な男性性とは異なる多様な男性性が散見されるようにもなっており、ますます変容がすすむ。たとえば育児をするイクメン、介護を担うケアメン、家事や炊事を好むカジダンなどである。草食系男子も同じような変化の表れだろう。(
(私はこれらを総じて、男性と男性性におけるパワーシフト化現象と名付けている。(
(男性性をめぐるテーマはこうした経路を辿りながら進んでいる。検討してきたようなクライアント特性は、社会システムや組織文化が保持する男性的な価値観を表現している。男性と男性性を問うことはこの意味では社会システムが保持する男性的システムの変更を求めることになる。パワーの組み換えへの問いともいえる。(
(こうした問いの具体的なテーマとして次のようなものを想定している。①母性と息子の関係が宿す、自立への阻害要因ともなる別の意味での暴力性を把握すること、②男性と感情についての問題を扱うこと（不安や親密さの回避）、③問題を解決する行動として暴力行動をとらえること（問題行動と行動問題とを区別し、男性のもつ行動問題として把握して介入の対象にすること）、④ジェンダーのある社会を生きるための支え棒として機能している男らしさ意識や態度に代わるものを想定し、男性性を否定しない方策を探ること、⑤暴力が肯定されていくように機能する他罰性と他者非難をとおした男性的アイデンティティ形成上の特性があることの理解をすすめること、⑥男性の身辺自立や生活自立が感情のリテラシーや対人関係にとって果たす役割を明らかにすること、⑦親密な関係性への男性の依存を明確にして脱暴力実践に活かすこと（母性や女性へ依存でもありケアからの疎外と特徴づけている）などを想定している。(
(これら諸課題の背景にあることはジェンダー社会にあって男性たちもまた負荷をかけられているという点である。しかし男性性はそのことを意識させず抑制する作用をも果たす。相談の場面になかなか乗りにくいこと、支援を要請することが困難なこと、更生（リハビリテーション）という課題を抱えることが多いなどから勘案すると「男性性ジェンダーによる隠れた傷」が見えてくる。男性のジェンダー臨床はこうしたことを対象にする。(
(

３）男性同士の関係性や男性の多様性を問うこと(

(
(ジェンダーの視点は男女と夫婦の関係を扱うだけではなく、同性同士の関係性をも扱うことができなければならない。第Ⅰ期の連載「社会臨床の視界」でも折に触れて紹介してきたが男性同士の関係を把握する言葉はいくつかある。ホモソシアル（男性同士の社会的連帯や同盟関係)、ホモエロス（同性への親密な関係や憧憬や魅力)、ホモセクシャル（同性愛)、ホモフォビア（特に男性の同性愛嫌悪）などである。これらをとおして、とくに親密さ問題と暴力を「社会臨床の視界」では強調してきたので参照してほしい。
(ジェンダーの視点は男性中心社会を描きだした。社会のシステム、制度、価値や意識、行動規範などにそれが浸透していることになる。自殺が中高年男性に相対的に多いこと、暴力加害や性加害も同じく男性の問題であること、問題解決の方法として男性は暴力を選択しやすいこと、他罰的な対人関係が男性にはあることなどを「男性問題」として、つまり自殺問題、暴力問題、対人関係障害が一般にあるのではなく「男性問題」として定義すると対策が違ってくる。それは男性中心社会の揺らぎとしてもみてとれる。ジェンダー社会の中心の担い手に負荷がかかり問題行動と

なり、男性が行動問題を持っているということは従来の男性役割の果たし方やあり方では社会システムが機能しなくなっていることを意味する。逆にいえば男性と男性性を軸にして社会の変容が如実に表現される。

(その揺らぎのすそ野は全体的に広がっている。親密な関係性において暴力を振るわせるように作用している暴力肯定的な男性的文化や価値それ自体の変更が必要であることはいうまでもない。くわえて男性のライフスタイルやライフデザインそれ自体の変容が求められており、問題行動や逸脱行動への対処療法だけに限定されない男性中心の社会システムや男性稼ぎ手が家族を支えるという戦後の家族–社会的な仕組みそれ自体の組み替えが要る。

(これは従来の男性ジェンダーからの越境である。ジェンダー秩序がある社会で男性は支配的な位置に置かれるので、多くのそうではない男性は序列化・周辺化された男性性へと色分けをされていく。それをフラットな男性の多様性へと置き換える必要があるだろう。男性ジェンダーのグラデーション幅の拡張である。

(その契機として、ケア領域での男性性の位置づけの再考、先に述べたリーディングセクターでの男性役割のスタイルの変更、男性同士の関係に宿る競争や嫉妬などの組み替えと協働することの価値の形成などが浮かびあがる（詳細は次の文献を参照のこと)。

＊2014 年度から放送大学ラジオ新番組がスタートする。テキストは『リスク社会のライフデザイン–変わりゆく家族をみすえて』(宮本みち子他､放送大学教育振興会､2014 年)。同タイトルのラジオ番組が 2014 年度科目としてスタートする。このなかで、10 章「男性と家族」、11 章「男性問題と現代社会」を担当しており、「ケアへの権利とケアからの疎外」について詳述している。

(

７．男性役割の評価のうえに

そこで考えておきたいことは男性の公私二元世界への分裂である。その典型は私的領域としての家族や親密な関係性における脆弱さである。ジェンダー社会の帰結のひとつとして男性の自立と依存に関わる、ある「悲惨」がある。たとえば「夫原病」という言葉がある（『夫源病－こんなアタシに誰がした』石蔵文信、大阪大学出版会、2011 年)。高齢期の妻の不健康のもとに退職後の夫がなっていると指摘し、関連データが示されている。ここで深刻なのは孤立と孤独(病気と障害、不安のなかで、対人関係、融通がきかないなどというコミュニケーション問題である。

同じくショックな研究がある。「高い死亡リスクは夫のいる女性、妻のいない男性」であるというのだ。「女性にとって一番の“危険因子”は配偶者」という研究を愛媛大医学部の藤本弘一郎助手（公衆衛生学）グループがまとめている。調査は、松山市に近い宅地化の進む農村地区。60～84 歳の全員 4545 人のうち、寝たきりや脳卒中、心臓病、がん、骨折経験者を除く 3136 人（男 1326 人、女 1810 人）を 1996 年から約 4 年半追跡した。亡くなった 201 人（男 111 人、女 99 人）の健康や生活、趣向などを分析、死亡につながるハイリスク因子を探った。

その結果、高齢や ADL（日常生活動作能力）の低下は、男女とも死亡につながる高い因子だった。さらに男性では「配偶者がいない」「糖尿病で治療」「たばこを吸う」「過去 1 年に入院」「過去 1 年に健診を受けていない」などがリスクに挙げられた。しかし女性では「配偶者がいる」がただ一つのリスクだった。このうち配偶者だけをみると、男性では「妻がいない」ために死亡につながるリスクは、「いる」に比べ 1.79 倍も高かった。一方、「夫がいる」女性のリスクは「いない人」に比べ 55%も高く、女性にとって配偶者は“重い存在”であることを示したのである（『毎日新聞』、2002 年 11 月 7 日)。

(こうなると男性の存在それ自体が病理的な依存をもたらしているといえる。これを女性依存とするなら事態は深刻だ。「男性問題」という定式化をとおして解決すべき課題は女性の健康にとっても不可欠となっている事態である。これはジェンダー臨床論としては無視できない事態だともいえる。

(このことはかねてより指摘されていた。女性の医療人類学者が描いている（マーガレッ

ト・ロック『更年期−日本女性が語るローカルバイオロジー』みすず書房、2005 年)。昭和一桁女性の人生は家族にかかわる負荷がかなりあり、それに由来するストレスが加わる。西洋医学でいう「メノポーズ」とは異なる諸症状だという。その地域や文化に特有の負荷のかかり方において人間をみるべきだという。

(同じように中高年男性と自殺のローカルバイオロジーも見いだせるだろうし、過労死や過労自殺につながるような戦後男性の働き方のローカルバイオロジーも男性ジェンダー臨床論の対象となるだろう。家族とジェンダーのもつ作用がみてとれる。

(総じてジェンダー臨床は心身とパーソナリティをめぐる諸症状に刻印されるこうした社会の経過を描くための言葉となる。

(とはいえ展望がないわけではない。たしかに家族のなかではケアされる存在として、妻への依存をとおして自立できずにいる男性たちではあるが、それとは裏腹に社会のなかでは他者を育てている。親密な関係性における女性へのケア依存と社会的な関係性における育成力の発揮という公私二元的な男性のスタイルがあることに注目したい。職業人として社会のなかで存在感をもっている。ホモソシアルな男同士の連帯をもとにしているが他者関係をつくっている。

(そこで、社会のなかで果たしているこの育成力がもつ肯定的な機能を評価し、男性性のもつ育成力をケア役割への潜勢力として位置づけ私的領域や親密な関係性においても発揮できるといいのだろう。先に男性性の多様性を広げるべきことを指摘した。序列化・周辺化された男性性を横にして多様性へと転換するということである。

(そのために男性が果たしてきた社会的役割に内在して手がかりを得たいと思う。かつて父性は多様な社会的役割の束であった。必ずしも暴力性だけが父性ではなかった。肯定的には、自信の源泉、適切な指導性、反省能力をあらわしてもいた。たとえば、「導き手役割」（自己効用感を高めるスキルやコミュニケーション)、「助言者役割」（怒りを鎮める。感情を統制することを教える。仕事の面で大切)、「先輩役割」(自己中心的な者をコミュニティ中心的な方へ指導する)、「養育者役割」(責任のあるケア能力など)、「伝承する役割」(技能や生きる知恵などの伝承) などが考えられる。社会や組織のなかでこれまできちんと人を育てている男性たちである。これは社会的養育力そのものである。社会的父親ともいえる力能であろう。人類学でいう「ジェニター（genitor: 生物学的な父親）とペイター（pater : 社会的な父親）」の後者に近い力能につながると思えるもので、それを親密な関係性において発揮する可能性としてみることができる（ペイターについても改めて紹介してみたい）。

(『そして父になる』という映画も、父性も育つという写真家のメッセージも、韓国の「養育手帳」も、男親塾での男性たちのやり直しの努力も、イクメンやケアメンやカジダンも、すべて男性の多様性の承認や育成力・養育力の形成へと向かう流れのなかにある。さしあたりは葛藤や症状に焦点をあてるジェンダー臨床はそうした変容を示唆する言葉として用いると意味があると考えている。

参考資料１

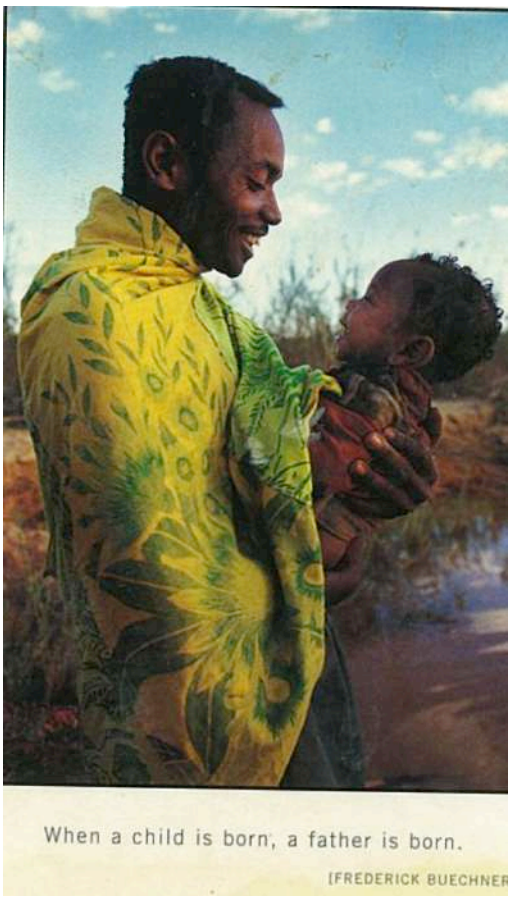

When a Child is born, a father is born.
By Frederick Buechner

*このタイトルで検索すると父子画が楽しめる。

参考資料２

育児をしない男を父とは呼ばない
（当時の厚生省の啓発ポスター、1999年）

なかむら ただし
（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）

臨床社会学の方法

(5)日常行動理論

中村　正

はじめに

吒臨床社会学の方法として、①暗黙理論、②ガスライティング、③動機の語彙、④ジェンダー臨床と続けてきた。第 5 回目となる今回は日常行動理論 routine activity theory をとりあげる。

１．問題行動から行動問題へ

吒臨床社会学は、関係性、共同性、日常性、物語性等をキーワードにして社会病理を把握する。多様に生成する臨床的課題のなかに社会を読み取り、個人の苦悩や生きづらさを対象に、家族、コミュニティ、対人相互作用を扱う社会学的な介入、実践、支援をおこない、それらを緩和するとともに、社会自身がもつ課題をも明らかにし、日常的環境を再構成していくことも提案し、実行する。何らかの不適応が生成している場や相互作用の調整とともにその個人の臨床的課題や要支援ニーズを確定していく作業をおこなう。
吒臨床社会学の対象には逸脱行動や不適応行動への対応が含まれる。通例それは加害者臨床、更生・保護の対象として存在する。社会統制（ソーシャル・コントロール）の対象者であり、問題行動と定義されることが多い。それと並行して対応する社会問題が構築され、何らかの不適応行動、非違行為、逸脱行動そして触法行動が定義されていく。
吒しかし、社会の側の課題を重視する立場から、逸脱行動をもっぱら問題行動として、主に処罰、介入、更正の対象者として名指しするだけではなく、不適応行動についても同様に単に再適応と同化へと導くだけではなく、そこに臨床や支援の課題があることについて臨床社会学は把握する。たとえば、育ちの過程、対人関係上の諸困難、生活課題、加害の裏にある被害、心理的な防衛や抵抗等である。これらをとおして日常の環境や関係性に表された社会の側の課題をみすえる。そうすると、問題行動としてだけではなく行動問題をもつ人という定義が浮かび上がる。
吒こうして、逸脱行動への対応のなかには、保護・更生、支援・援助、回復・修復という課題をもつ面がみえてくる。さらにそれらを可能にする社会政策や制度構築も求められる。修復的正義や治療的司法、問題解決型司法等である。くわえて、福祉、教育、住宅や就労援助のための社会資源の開発と配置が接ぎ木されるべきである。
吒問題行動とすると処罰・更正が前景化し、行動問題とすると臨床・支援が前景化し、それを生じさせる人間環境（関係性、相互作用、状況）の再構成や調整が視野に入る。「問題行動・不適応行動という定義→行動問題へと再定義→環境再構成」という視野転換を重視したいと思う。さらに、行動問題という見方はその人がその行動を選択していると考える点もユニークである。結果としては逸脱行動となるが、直面している問題的状況に応答するために本人がその時点の合理的な選択を自主的に行った結果であると分析のために考える。これを逸脱的キャリアの形成としてみていく。そうではない選択をする分岐点もあったがそうはしなかった（この分岐点の研究は再発防止に役立つ研究となる）。吒
吒行動問題としてみるアプローチを支えるのが日常行動理論である。これは「行為者」を中心にした見方である。問題行動や逸脱行動

吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒吒
立命館大学吒Ritsumeikan University

という言い方は「問題」を中心にした見方であり、コントロールの側に立つ。さらに社会の側からすれば社会問題として可視化させない、つまり潜在化させていく様相もある。また、行為者に焦点を当てるので臨床・支援の側へとつながることの積極面とは別に、社会問題として可視化させずに、たとえばひきこもりは家族関係に原因があるとか、不登校問題を学校一般のあり方に結びつけたり、家族の育て方に帰したりする言説や本人の責任として社会を後退させるような言説もある。ここでいう社会臨床という視点は薄くなる。これらを「不可視化の構造」とまとめることができるがそれの紹介と検討は別の機会としたい。叱
叱

２．欲望は日常と逸脱をつなぐ回路叱

叱
叱欲望は、五感（目・耳・鼻・舌・身）の作用である。直感的、皮膚的、直接的、情動的である。行動はこうした欲望に根ざしている。規範に即し、規則に則り、道徳に適う向社会的行動とは異なる。それらは非社会的、反社会的、脱社会的な行動として分類される。具体的には、暴力（コントロール、支配と統制）、性愛（風俗産業にかかる商品化された性、一方的なストーキング行為、性犯罪・性非行等）、アルコールや薬物（酩酊や忘我）、ギャンブル（魅惑とやみつき）、非行・暴走（陶酔、注目願望）等である。五感を刺激する快楽・快感を得ることができる行動である。叱
叱他方では、こうした行動は文化と深く関わる。祭り、スポーツ、公営・公認のギャンブル、恋愛、ダンスや芝居等の日常生活に不可欠なものと表裏一体の領域にある。日常生活がルーティーン（没日常）であり、退屈で、勤勉さを要請するので文化は非日常性、反日常性、脱日常性としてこれらを提供している。それは五感にひびく。想像力やファンタジー、内面的な思慕や情感、身体的な興奮状態、変成意識状態をつくる。映画、漫画、芝居、音楽等の表現文化はその媒体である。没日常と非日常、反日常、脱日常をうまく均衡させるためのフレームともいえるだろう。叱
叱こうした領域を「遊び」としてとらえ人間文化の基礎にあると分析したのは次節で詳しく紹介するロジェ・カイヨワの『人間と遊び』（*Les jeux et les hommes*、1958 年、多田道太郎・塚崎幹夫訳、講談社学術文庫）である。叱遊びのもつ楽しさや快楽は身体や感情へと作用する。「遊びをせんとや生まれけむ叱戯れせんとや生まれけん叱遊ぶ子どもの声聞けば叱わが身さへこそ動（ゆる）がるれ」とは、後白河法皇が編さんした平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄（りょうじんひしょう）』の一節である。声が聞こえ、身体が反応する様子がうまく表現されている。叱
叱遊びは日常生活と不可分であり、ルーティーンとしての日常生活に彩りを与える。余暇、リクリエーション、スポーツ、趣味という脱日常や非日常、時には反日常を、日々のつとめとしての日常生活との対比でつくる。日常生活を脅かすような危険性をも秘めている。文化は逸脱と近い。叱
叱逸脱は、こうした文化の内部にある限り、そして内面の想像力の範囲に収まる限り、許容されるし奨励されもする。スポーツは暴力を適切な攻撃性へと変化させる実践である。演劇、映画、文学は想像力をとおして逸脱への欲望を大いに刺激する。ダンスや祭りは集合的な沸騰をとおして身体を解放し、忘我の快楽を与えてくれる。アルコール、公営ならびに公認のギャンブル、風俗産業、恋愛等、逸脱性を伴いながらの文化がないと日常生活は干からびる。
叱そして臨床・支援には広い意味での遊戯、芸術、文化、身体、表現に根ざしたアプローチが重要な役割を果たすことも忘れてはならない。非日常性がもつ、言語の枠を超えることもできる、異なる、見えていない自己との対話が可能となるからである。
叱しかしその欲望は、そうした枠付け、つまり禁止と規範を超えて溢れ出すことがある。そして逆に社会の側の規範や道徳は自由な想像力を浸食することがある。文化を超えて社会の方へと横溢するとは後に紹介するカイヨワがいう遊びの「堕落現象」である。社会が想像力を浸食する事態とは有害図書問題等、表現の自由にかかわるせめぎ合いに典型的である。
叱この日常と逸脱の「あいだ」は区切りがつけにくい。スポーツファンが時に示す暴走は熱狂と重なり合っている。ポルノは、性の商品化、自由な表現活動、性犯罪の学習等の争点がせめぎあう領域となっている。暴力や残酷さの表現がある『はだしのゲン』騒動（公立図書館や学校の図書室から子どもたちの目にふれさせないようにすべきだとして撤去されたことがある）があったが、それは常にパターナリズム的な規制論議として浮上する。

ゲームを規制すべきだという意見も同じようなテーマをもつ。
叱アルコールやギャンブルは溢れかえっており依存症へと至る機会は遍在している。薬物問題もおびただしい種類のドラッグが流通している薬物社会であることや組織暴力団のシャドー市場となって世界に広がっていることと相関して浮き出てくる。
叱また、DV、子ども虐待、デート暴力、ストーキング行為等は愛と暴力が紙一重であることを物語る。DV は夫婦喧嘩に、子ども虐待は厳しいしつけに、高齢者虐待は介護疲労に、教師の暴力的体罰は熱意のある厳しい教育と連続線上にあるとして正当化する傾向は払拭できていない。
叱つらい関係を強いる仲間集団にいじめはつきもののようにして存在している。いじめは「これは遊びだ」「冗談だ」というコミュニケーションの歪みを示す一言で問題化しにくくなる。
叱こうした「あいだ」をとおして日常行動と逸脱行動は汽水領域のように混じり合う。そうした「あいだ」のもつ輻輳作用をここでいう日常行動理論は捕捉しようとする。
叱

３．欲望の危険−遊びの「堕落」と社会病理叱

叱
叱行動問題はこうした欲望に棹をさしてあらわれる。内面や想像のうちに、自らの快楽を留め置くことができずに、他者を介し巻き込んで、合法的な制度をも利用して、社会のほうへと横溢する。欲望に従順な個人である。日常生活の彩りや強弱のためにある逸脱的文化という仕掛けの影となる部分にねざす。それは、日常に対して、非日常、反日常、脱日常として作用している領域にあるので、行動問題としては反社会的、非社会的、脱社会的なパターンを示す。
叱こうして、日常的ではないものが日常の退屈と反復を和らげ、孤立と刹那の感情をつつみ、悲哀と苦痛を緩和し、情熱と興奮をかき立て、攻撃性を昇華させ、美意識を満たす。これらが日常生活とのバランスをとり、日常性への没入を防ぐ。しかし危険も伴う。
叱日常的ではないものの典型を遊びとして取り出したカイヨワは古今東西の遊びに共通する 4 つの要素をとりだした。①競争 (アゴン：運動競技、ボクシング、チェス等) 、②偶然（アレア：じゃんけん、くじ等)、 ③模倣（ミミクリ:子供の物真似、人形、仮面、演劇 等)、④眩暈（イリンクス：メリーゴーランド、ブランコ、スキー、登山等）である（カイヨワ前掲書)。
叱こうした遊びには特徴があるとカイヨワはいう。①自由な活動であること。遊戯者が強制されないこと。強制されれば、遊びは魅力的で愉快な楽しみではなくなる。②隔離された活動であること。あらかじめ決められた明確な空間と時間の範囲内に制限されていること。③未確定の活動であること。ゲーム展開が決定されていたり、先に結果がわかっていたりしてはならない。④非生産的活動であること。財産も富も、いかなる種類の新要素も作り出さないこと。⑤規則のある活動であること。⑥虚構の活動であること。日常生活と対比した場合、二次的な現実、または明白に非現実であるという特殊な意識を伴っていること。叱
叱しかしこうした遊びは、日常生活との距離を失うと堕落するという。酩酊、陶酔、忘我、眩暈、幻惑、快楽は「禁止」「抑制」の対象となる危険なものである。だから社会はコントロールしようとする。欲望に従順に生きると、規範を越えてしまう。健気に生きなければならない日常生活を脅かす。日常生活は退屈なので、適度で健全な遊び領域だけでは終わらない危険がそこには潜んでいる。誘惑する逸脱の文化である。その方へと振り子が揺れると「遊びと日常生活がまじりあう」ことになる。カイヨワは遊びの「堕落」だという。
叱たとえば、「競争」にあっては、自分の能力だけによって勝利を得ようとする野心、自分だけを頼りとして力をふりしぼり懸命になることが生じる。
叱「偶然」にあっては、運命の判決を不安と受身の姿勢で待つために意志を捨て去ること、すべてのものをあてにし、自分を超えたものに身をゆだねることになる。
叱「模倣」にあっては、他人の人格を装う好みとなり、自分を他者であると想像し、虚構の世界をつくりだす。
叱「眩暈」にあっては自分の体の安定と平衡が一時的に破壊されるのを見たい、知覚の抗しがたい支配から逃れない、意識の混乱を惹き起こしたいという欲望を満足させる（90 頁)。
叱カイヨワは、①純粋の遊び、②社会生活に組み込まれた制度化された遊び、③それらの堕落の形態の三つに整理をしている。

叱「競争」は、スポーツが遊びの典型であり、企業競争、試験、コンクールが制度化されたもの、暴力、権力意志、術策が堕落形態である。
叱「偶然」は、くじ、競馬、施設賭博等が遊び、株式投機が制度化されたもの、堕落が迷信等だとする。
叱「模倣」の遊びは演劇、映画、スター崇拝で、制度化されると礼儀や儀式、表現にかかわる仕事となり、堕落が二重人格や疎外状況だという。
叱「眩暈」は登山、スキー、サーカス、スピードへの陶酔が遊び、制度化されたものがそれらにかかわる職業、堕落がアルコールや薬物への中毒だという。
叱こうした堕落の姿をさらに検討すればここで述べてきた逸脱行動に当てはまるものが多い。詳細な紹介はできないが、ここでのポイントは①から③が地続きなっていること、堕落ということで常にそうした誘惑があることの二点を指摘したことである。
叱まとめておこう。日常生活はルーティーンなので、倦怠や苦痛がありこれは没日常といえる。そこで非日常、反日常、脱日常としての多様な文化が編み出された。それらは、快楽・快感、誘惑という欲望の領域から立ち上がる。だから逸脱性を帯びる。たとえば公営・公認ギャンブル等として社会はそれらを制度として組み込んだ。日常行動と逸脱行動は欲望の文化をとおして境目なくつながっている。しかしその「あいだ」にはやはり分岐点があるが、行動問題をもつ人はその道を異なる方へと自ら選択したということになる。叱

４．イマジナリーな領域、被害者なき犯罪

叱
叱その「あいだ」をいくつか例示しておこう。友情や仲間であることを確認するためにいじめが行われる集団の病理がある。愛と暴力をひとつにする親密な関係性における暴力がある。性の商品化は想像力の領域を表現の自由という名で刺激し浸食する。酩酊と陶酔への誘惑はアルコールやドラック使用へとまきこむ。ストレスの強い社会は快楽を産業化する。市場社会の欲望は詐欺、偽計、窃盗等最小の費用で最大の効果をひきだす動機形成を励ます。生命保険制度は親密な関係性をとおして命の値段を計算させる（保険金目当ての殺人と家族・親族・友人同士の殺人が多いこと）。一方的な思慕と見捨てられたことへの怨恨と不安は一体化願望の果てのストーキングを実行させる。叱
叱日常行動から逸脱行動への飛躍にはもちろん分岐点はあるが連続している。異常な者ではなく隣人の逸脱である。ランドール・コリンズという社会学者はこれらをもとに生成する逸脱行動をとらえて「犯罪の常態性」と呼んだ（『脱常識の社会学−社会の読み方入門』岩波現代文庫、2013 年）。
叱日常行動と不可分につながる領域に根ざした行動は逸脱行動研究において「被害者なき犯罪」として論じられてきた。具体的には、違法あるは脱法的な薬物の自己使用、ギャンブル・賭博（依存性が高く射倖心をあおる）、売買春（援助交際等の自己決定だといえる行為）、わいせつ物頒布販売（ポルノ等。みたくない人の感情、青少年育成条例、健全育成、女性の人権）、同性愛行為（国や宗教による）、中絶（宗教的な理由による）、合意の上での決闘や SM プレイ（時には医師法違反となることもある）等の行為である。これらは明確な触法行為として規定されているものもあるが、その犯罪性をめぐって争点になることもあり、どちらかいえば逸脱性が強いとして道徳・倫理の見地から問題視される。罰に値するとすればその保護法益は何であるのか等が問われる行動群である。
叱これらはエドウィン・シャーが『被害者なき犯罪―堕胎・同性愛・麻薬の社会学』（新泉社、1981 年）で提起したテーマである。この研究では「道徳十字軍」の存在が指摘されていた。つまりこうした行為を問題行動・逸脱行動として告発する人々のことである。この議論を引き継ぎ、「犯罪の常態性」を指摘したコリンズは、「麻薬、ギャンブル、売春という象徴的な問題・・・これらの行為に嫌悪感をもつ人は直接の被害者ではない（183 頁）」という。
叱日本社会でも「被害者なき犯罪」はよく見られる。パターナリズムとともに表面化することが多い。たとえばポルノをめぐって、青少年の健全育成という目的で、東京都条例改正の際に「非実在青少年」という奇妙な定義が提案されたことがある。これは先行した有害図書規制運動の延長上にある。漫画やアニメ等の登場人物のうち「18 歳未満として表現されていると認識されるもの」を「非実在青少年」と定義し、「非実在青少年」による性交等「みだりに性的対象として肯定的に描写」

し、かつ「強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもの」を不健全図書に指定し、18歳未満への販売を規制できるようにした。これは拡張解釈や恣意的解釈の懸念があり条例からは削除された言葉である。

他にも類似のこととしてダンスの規制がある。風俗営業法（風営法）違反の疑いで逮捕されたクラブ経営者がいて話題となっている。逮捕容疑は「飲食店を装って客にダンスをさせた」からだという。この法律はダンスホールや飲食店で「客にダンスをさせる」ことを「風俗営業」と定める。かつてダンスホールが売買春の交渉の場として利用されたことがあり、営業には公安委員会の許可が必要で、午前1時以降の営業はできない。ダンスは午前1時までに制限される。ダンスは風俗を乱すという定義が活きている。

また、ジェンダー論のなかには「ポルノは理論でレイプは実践」という言い方があるが、これにはにわかに賛同できないにしても、フェミニスト法哲学者のドゥルシラ・コーネルのいう「イマジナリーな領域の権利」論は重要だと思う。この論は自らについてのイメージが他者によって構築されることのもつ問題性を指摘する。想像する主体の自由を念頭に置くと、ポルノ（見たくないという意味だけではなく）、セクシュアル・ハラスメントで想定されている女性イメージ、性愛に関わる文学表現等で欲望される女性の他者化の作用は問題視されることになる。これは男性のセクシャリティのあり方と重なる。ポルノとも関わり社会化される男性の性の意識である。ポルノは広く日常行動に組み込まれている。特に少年はシャワーのようにしてポルノに影響を受ける。暴力が学習されるわけでないが他者像が既製品化されていく。

これは内心の自由や表現の自由との関連においてせめぎあいの争点となる。しかし、表現の自由が考えるべきことは、それが行き過ぎかどうかという量の問題ではなく、ヘイトスピーチ（憎悪表現）問題と同じように、想像力の領域の浸食はトラウマ体験や他者の自由の抑圧につながる暴力性をもつことの理解である。その暴力性は昂じて心的外傷となり、不安や恐怖をもたらすこともある。つまり「自由だ」とされるイマジナリーな領域をとおして他者を傷つけているといえる。さらにモラルハラスメント、言葉・感情による脅威を与える暴力、自尊心を砕くような言葉の暴力等も存在しているので、広く論議すべき行為群である。

ここでは、日常行動としてこうした「イマジナリーな領域」を設定することで見えてくることがたくさんあることを押さえておきたい。ハラスメントやポルノをめぐる公論はこうした意味での理解が重要で、私たちの自由だと思っている想像の世界がありきたりの既製品によって占拠されている面があるということなのである。他者イメージの貧しさである。表現の自由を根拠にポルノを擁護するだけではなくその自由は本当に自由であるのかという問題を提起しているのが「イマジナリーな領域」論である。

こうして、被害者なき犯罪論は欲望にねざす日常生活の方へと主舞台を拡大させて行動問題を定義する。「イマジナリーな領域」論は内心や想像という領域をめぐる攻防点を設定していることになる。

5．日常行動理論の展開

日常生活こそが逸脱行動や触法行為への触媒となっていることを明らかにしたのが日常行動理論である。犯罪をはじめとした逸脱行動と日常生活の関連を問い、逸脱者人格を前提にせず、逸脱を「行動機会の問題」としてみる。このアプローチを提案したのはマーカス・フェルソン（Marcus Felson）の *Crime and Nature*、*Crime and Everyday Life*（『日常生活の犯罪学』守山正監訳、日本評論社等。以下の引用頁数があるのはこの邦訳文献である）である。

「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動（ルーティーン・アクティビティ）としてみることができる」（320頁）として、「犯行者の思考方法（85頁）」を析出することが肝心であるという。行為とその時の環境を子細に記述することで犯罪機会を描写することが目指される。日常行動理論は規範や抑止に従うよりも逸脱行動をする者のもつ独自な認知の仕方、感情の処理、行動の指向があり、それは自由と選択の結果であり、当人にとっては合理的な過程となっていることをみる。

しかもそうした自由は日常生活に根ざした合法的な活動である。逸脱行動を正当化するいいわけも日常生活にたくさんある。

たとえばホワイトカラーの犯罪は組織の論理に根ざし、その組織の日常の合法的活動に内在して実行される。親密な関係性における暴力問題もそうである。家庭内暴力の加害者

は紳士であるようにみえることが多いし、子どもへの性的虐待者は信頼されているケアワーカーであることもある。ギャンブル、アルコール、薬物も合法的な領域にある地点とそうではない地点にある行動は地続きである。日常の子育ての負荷と子どもにあたってしまう行動と虐待も同じく地続きである。介護疲労や介護負担と高齢者虐待も同じである。日常行動から逸脱行動には汽水領域がある。

叱そうした犯罪や非行の成立には、①動機のある加害者 a motivated offender／潜在的な加害者 a likely offender、②適切な対象者 a suitable target、③能力のある監視人の不在 the absence of a capable guardian の重なりがあるという（42 頁）。

叱さらに被害者特性も形成される。②でいう適切な対象者の存在である。親密な関係性における暴力の被害者は届けない、恥じる、怖じ気づくという具合に犠牲者がコントロールされている。幼い子どもへの性的虐待は被害者だと気づけないこともある。先述したようにいじめられている子どもが仲間同士であった場合、「これは冗談だ」といわれると相談しにくくなる。DV 被害女性には独特な被害心理が構成される。トラウマ的な絆もつくられる。加害者との同一化現象という。慢性化した暴力にさらされた日常生活がこうした被害者特性をつくっていく。被害者の特徴を理解することは加害者の特徴や加害行為の影響の広がりと深さを理解することにもなる。

叱そして臨床社会学はその背後にある社会の側の無理解も対象にして、たいしたことはないとする意識のもつ共犯性を扱う。いわゆる二次加害である。日常行動と逸脱行動の連続性をつくりだす媒介の役割をこうした社会の意識が果たす。

叱フェルソンは「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動（ルーティーン・アクティビティ）としてみることができる」という。日常生活の次元から「犯行者の思考方法」を析出することを促したのである。逸脱行動をつくる日常行動というわけである。生きる過程で徐々に逸脱性を高めていくそのプロフィールがある。この日常行動理論は最近では犯罪環境学とも呼称され、防犯対策に実践的に活用されている（監視カメラを取り付けることはどこでもされるようになった）。環境との相関で逸脱行動を位置づけるアプローチはしかし諸刃の剣を内包している。たとえば環境浄化論に結びつき、監視社会を支えていく。

そうした点に注意しつつも、日常行動理論から学ぶべきことは日常行動と逸脱行動の連続性を指摘した点である。

叱ずいぶんと以前によく似た文脈でこんな具合に書いたことがある（中村正「日常性の病理」(『人間性の危機と再生』法律文化社、1988 年刊)。

叱叱

叱叱私達は、犯罪という逸脱現象に遭遇したとき、「罪を憎んで人を憎まずという」近代社会の刑罰原則を躊躇することなく自分に言い聞かせ、冷静な対処ができるだろうか。そうではないだろう。突然襲いかかる不幸は人の理性的判断を麻痺させ、極悪非道な人間にあらん限りの悪罵を浴びせかけ、とにかく犯人を憎むことで、直面した不幸と悲劇に抵抗しようとする。しかし、その犯罪との距離が離れれば離れるほど、理性が優越する。それほど、犯罪は自己との関係の直接性において問題視される。近くの小さな犯罪に敏感な人びとも、遠くの大きな犯罪には興味本位の関心を示す傾向が強い。見方をかえれば、日常性という親密圏での犯罪は、その直接の驚異として問題視されるのにくらべて、匿名性の支配する空間での犯罪は、あたかも舞台の上での出来事のように、映るのである。

叱かくして、犯罪は、平穏無事な私達の日常生活と密接不可分な出来事となる。しかし、犯罪は、単に日常生活に脅威となるという意味において問題視さるべきなのではなく、私達の日常性という諸関係を照らし出すものとして、問題視さるべきなのである。犯罪を生み出す異常行動が、人間を超えた外部の力によって解釈された時代では、すでにない。また、犯罪者の人格的要因にのみ犯罪動因をみいだす心理学的遺伝的決定論も、回避されなければならない。換言すれば、犯罪に人を突き動かすのは、魔術的・超人的な外部の力でもなく、また内部から人格を崩壊させる自然の力でもなく、社会とその実践態である日常生活そのものだという見方が必要なのである。・・・犯罪の生成する基盤は、何事もなく営まれている私達の日常生活そのものだということになる。私達の「正常なる」日常生活こそが犯罪をつくりだす土壌となっているのである。常人とそうでないものに、正常と異常に、人間を区分する意味の力を有しているのが日常生活にほかならないのである。怨恨、打算、殺意、欲望、嫉妬、抑圧という犯罪の誘発動因は、すべて私達の何気なく生きている日常生活そのものに源泉をもっている。要するに、私達は、犯罪者と同じ日常生活のなかに潜む魔性のなかを生きているのである。

叱この後に続けて当時の犯罪を分析した。①貨幣への拝跪と生活の意味喪失、②他人の幸福と私の不幸（階級の傷跡、隣人の犯罪）、③犯罪の家族化、④日常生活と排除と続けて、その文章の末尾に以下のように記した。叱

> 叱日常性が逸脱生成の基本的な場になっているということをいくつかの角度から考察してきた。構造の病理は企業犯罪や組織犯罪、権力犯罪を対象にすることで捕らえられる。しかし、相互作用が営まれる、＜社会＞の病理性を把握するためには、構造の病理に直接、接合するような方向性だけでは不十分である。・・相互作用の場としての＜社会＞の制度化されていない匿名的関係性や文化のなかにもそのラベリング作用をみいだすような枠組みが必要である・・・人間の生きる喜びや悲しみ、怒りがすべて交錯する私達の日常生活は、あらゆる犯罪・非行動因に充ち満ちている・・私達は、この日常性から一気に非日常性へと自己を投企できない以上、この日常性のなかに内在して、その病理性を超克することを余儀なくされる。そのために、日常性という自明性へのクリティカルな態度を、正常−異常の境界を維持する道徳的倫理的な意味の力と構造の相対化のためにも必要とする。・・・両義的な日常性を刷新することは私達の逸脱（者）観に委ねられている。叱

叱
叱日常生活と逸脱行動の関連をコリンズはさらにこうも指摘する。「犯罪は組織化されればされるほど首尾よくいくが反対に組織のルールができあがる。遵法的である必要性があるし、犯罪は組織化されて存在する」ともいう。日常生活に根ざした組織的活動のなかで逸脱行動が展開される。最近の「オレオレ詐欺」の組織性がこれに近い事態である（鈴木大介『振り込め詐欺結社—200 億円詐欺市場に生きる人々』宝島社、2013 年、NHK スペシャル職業詐欺取材班『職業 “振り込め詐欺”』ディスカバー・トゥエンティワン、2009 年等が詳しい）。財産犯罪は市場社会の随伴物であるということを意味する。
叱こうして日常生活は逸脱行動の養分を提供している。その同じ日常性を私達は生きている。日常行動理論はそのことを指摘した。

６．暴力の偏在と遍在

叱
叱日常行動理論にとって暴力問題は必須の事項である。日常生活のなかに暴力が詰まっているからだ。暴力の日常性である。犯罪とならない暴力がたくさんあるということからもわかりやすい。先の「イマジナリーな領域」にまで広げて想定し、モラルハラスメント、言葉による悪罵やいじめ、パターナリズムによる自由の欠如等、人によっては暴力と受け取れることがたくさんあるという意味でも使うことができる。コントロールする行動もいれればさらに定義は広くなる。暴力は日常生活に遍在している。
叱しかし、さらに行動化して有形力を行使したり、傷害を負わせたりする身体的な暴力の加害となると、広く遍在しているというよりは、個人のパーソナリティへと凝縮されていく個人化の面が強くなる。この意味では暴力や虐待をくわえるその個人に暴力は偏在しているといえる。これを虐待的パーソナリティとしてとらえる場合もある（ドナルド・ダットン著・中村正監訳『虐待的パーソナリティ』明石書店、2012 年）。
叱偏在と遍在というのは、日常生活という環境にある暴力の一般性や社会の側の暴力荷担性と、しかし当該の個人の暴力を対象にして介入と罰と更生にむかう支援の対象化の必要性の双方のテーマがあるという意味である。前回のジェンダー臨床論からすると、男性を包括的に暴力的だと規定する男性カテゴリーへの烙印にも配慮しつつ、当の暴力加害者個人への対応の際に歪められた男性性をどう扱いうるのかというテーマとなる。
叱加害者臨床や暴力にかかわる臨床・支援からするとこの遍在と偏在は困難なテーマである。いろんな男性と面談をしているが、攻撃性と暴力をはき違えることがある認知の偏りをもつ男性たちが多い。彼らとの面談では「暴力神話」のようなものの再構成が課題になることが多く、暴力を「つっかえ棒」にして生きてきたパーソナリティの組み替えが要る。その神話とは、たとえば、体罰でもって指導をおこなってきた教師、子どもをしつけるためには暴力が必要だと思ってきた父親、脱暴力団の課題をもつ DV 男性、女性とのコミュニケーションの仕方が異なり暴力として表現してしまうデート暴力男子学生との面談はこうした脱暴力のための面接となり、暴力にかわるものの補填が課題になることが多い。
叱日常的になった暴力をささえる物語性（意味構成）にも「愛と暴力」という物語（意味づけ＝正当化）が多いこと、さらに正義の物

語も暴力を正当化しやすいこと、関係性としてはホモソシアル関係をとおして暴力を肯定していくような同性関係やピア文化をもっていること等の総体がみてとれる。

叱また、日常行動理論からすると性犯罪者は彼の性的関心が最初から犯罪的であるのではない。日常行動の延長線上に性犯罪がある。具体的には下着泥棒は非接触型からはじまり住居侵入を経てその場で使用中の下着を奪取することへとエスカレートし接触型犯罪へと昂じていく。このセクシャル・ファンタジー、そして性的嗜好から逸脱行動、触法行動へと至る一連の連続体の最初はささいなことであると彼が考える行動からはじまる。非接触型犯行以前にはネットで下着を買う合法的行動もある。徐々に日常行動から逸脱行動、触法行動へとスライドしていく。

叱フェルソンは「犯罪者それ自体は一貫した行動としてある（90 頁）」という。なんらかの問題解決をすべく薬物使用へと至る経過、性的嗜好が一線を越えて犯罪化する段階、性犯罪へと至る道、家庭内暴力を振るう関係性が徐々に形成される過程、一方的な恋慕の情と怨恨が交錯することで生起する偏執な行動（ストーキング）、熱意が横溢したと説明されて正当化される指導上の体罰、友人関係を維持したいという努力に巣くういじめの力動等へと応用できる考え方である。

繰り返しになるが、しつけと虐待、夫婦喧嘩と DV、モラルハラスメントと心理的言語的暴力や名誉毀損、高齢者虐待と介護者の疲労、それをもたらす陰性感情の生成等は連続体である。日常行動理論は、逸脱行動と日常行動が「不連続の連続」のようだと考える。たとえていえば「メビウスの輪」のようにつながるスペクトラム（連続体）である(末尾にイメージ図を掲げてある)。

７．日常行動と逸脱行動をつつむシステムをみること

日常行動理論は日常行動と逸脱行動の関係についての生態学的な把握 crime ecology を試みる。犯罪や逸脱の出来事・エピソードをより大きなエコシステムにおいてみることを提案する。発生する場所の特性こそが関係性の把握だからである。

「犯罪行為－その設定具合－生態－ニッチ－さらに上位のエコシステム－さらに大きなエコシステム」という図式化が提唱されており、逸脱行動や犯罪行動が起こる生態学的環境を指摘する。これを家庭内暴力について置き換えてみる。「家庭内暴力－家族という舞台－暮らし方の習慣（生活様式）－変動形成によるすきまの存在－親密な関係性というシステム」となる。場と相互作用の成り立つ関係性をシステムとして把握するアプローチは家族問題にかかわり家族療法があり、それを支える家族システム論がある。学校をめぐる臨床教育的な課題にはそこに作用しているシステムがある。ひきこもりには個人のパーソナリティ、当該家族のシステム、そこに生きる地域のシステム（おそらく仕事をめぐるテーマとなる）やひきこもるという現象をどうとらえるかという価値のシステム、ひきこもる本人の性と年齢によって意味づけが異なるジェンダーや世代のシステムの重なりにおいて、文字通り輻輳して問題が構造化されている。

家族もしくは親密な関係性という特定の環境での暴力を把握する中心的概念をフェルソンはシンバイオシス symbiosis という。シンバイオシスは「相互共生関係」と訳されているが、二人の人間が心理的に相互に依存しあって相手から有益もしくは有害な強化 reinforcement を受けるような関係にある場合に使う。たとえば「母子共生」（そして共依存）が近い。暴力についてみると、こうした環境にあって、①他者を命令に従わせる、②（犯罪者のいう）正義を回復する、③犯罪者の自己イメージを擁護し、守るという利得が暴力にはあるという（86 頁）。もちろんそのコストも大きい。

さらにその共生において暴力が生成するエコシステムを生態学的に整理している。共生は相互に利害を共にしながら一緒に生活している様式であるが、なかには、寄生 parasitism、片利共生 commensalism、相利共生 mutualism（共に利益がある）、受動的支持 passive assistance（助けることや傷つけることなしに一方が他者から得る利得）の類型がある。これらは相互依存や非対称性である。

フェルソンは、家庭内暴力が生成する場の生態学では、寄生型が重視されるべきだという。共生・共棲の場、状況、エコシステムとしての親密な関係性には、相互扶助、二つの種間の相利共生・相利作用、片利共生があること、そしてそれは「組織、適応、変態・新陳代謝、変化、成長、再生産、反応・興奮・感応性（p.169-）」の諸相があり、システムとして変化・変容するという。一方が変われば

他方も変わる。共変する。
叱親子、夫婦、男女、上司・部下、先輩・後輩等は非対称となりながらシステムを成し、内包する問題解決をしながら共変する。加害の背後に被害がある同一人物もいてパーソナリティシステム内部で反転しあうものの統合がみられる。日常行動と逸脱行動も同じようにして相反しながら支え合うシステムとして統合されている。

家庭内暴力、ひきこもり、不登校、子どもや高齢者の虐待、万引き等の逸脱行動が生成する親密な関係性やいじめが発生する仲間集団にはこうした生態学的でシステム的な特徴がある。したがって暴力や問題を含んで作用しているシステムが問題視されつつあるので、その関係性を改善するための別のシステムからのアプローチが「介入と支援」に求められる。内包する問題をかかえたシステムを外部から変容させるためにスープラシステムがある。先に、修復的正義、治療的司法、問題解決裁判等として加害者臨床・更生を可能にする制度や政策の重要性を指摘したのはこの意味である。

８．日常行動理論の示唆すること

叱日常生活は自明な世界である。当たり前のことが反復される。安定しているからこそ日常生活となる。日常生活は「自明な世界 world taken for granted」として生きられている。
叱日常行動と逸脱行動との連続性をみると、この自明な世界の「深さと広さ」や外延や布置がみえる。システムとして相互に依存する度合いが高まれば、日常の安定性が脅かされる頻度が高くなる。多文化社会や個人主義の進展は日常生活の多元性や複数性をもたらすこと、さらにその日常性は格差や不平等という垂直的な関係へと断裂していること等がみえてくる。
叱日常性を射程に入れて臨床・支援を考察することの意味について、逸脱行動との連続性だけではなく一般的にいえることとしてまとめておこう。
叱第１は、日常生活が不安定になる事態が臨床・支援の発生である。それは日常性の危機である。非日常的な出来事（事件、事故、災害、戦争、家族の紛争、近所の争い、学校でのいじめ、わが子の不登校、ひきこもり、非行、職場でのハラスメントや解雇等）はたくさんある。被害と加害という軸も前景化しやすい。トラウマとなる場合のケアも重要視され、回復されるべきは日常生活それ自体となる。
叱第２は、常識や自明な世界として機能している日常生活・日常性それ自体のもつ多元性、複数性、輻輳性である。他者の日常性・日常生活あるいは日常生活の他者性のことである。私の日常性とあなたの日常性は違う。多数派の送る日常生活とは異なる日常生活を生きる人々がたくさんいる。どんな立ち位置で視野をもつのかという問いは臨床・支援に関わる者のポジショナリティという。車椅子使用者の日常生活、性別違和感をもつ人の日常生活、ジェンダー社会の日常生活、多文化社会の日常生活等、千差万別な日常生活がある。格差と不平等と生きにくさを示唆する多様性が開示されていく場合もある。社会問題に行きつく臨床・支援に直面することもある。関わる専門職者には応答する責任が課せられる。守秘義務は当事者との関係性にかかわる責任であるが、社会の側へと再帰させる責任もある。これはアドボカシー機能という。
叱第３に、そうした日常生活のもつリスクが管理される対象になる現代社会となっていることへの気づきである。日常行動理論は犯罪環境として行動の機会を日常環境のなかに見いだし把握する。それが恣意的に作用すると、想像力への浸食、危険な文化の一方的な定義、相互監視の強化等という「浄化・統制」という方向に傾斜しがちなことに気づかせてくれる。
叱第４に、「イマジナリーな領域」論は、私たちのもつ他者への想像力は豊かだろうかと問うた。「イマジナリーな領域」論は他者との関係性について、迷宮としての日常、混沌としての日常、負荷としての日常、痛みのある日常がそこにあることを気づかせてくれる。
叱こうした特徴を持つ日常生活は多様に表現されてきた。小説家の伊坂幸太郎作品のもつ物語の錯綜性は日常行動と逸脱行動がねじれてつながる様を思い出させる。メビウスの輪の美しさと重なる。オランダの画家マウリッツ・エッシャーの絵には始めと終わりがない。芥川龍之介の短編「藪の中」をもとにした黒澤明監督の『羅生門』はその多元的なナラティブをとおして現実の複数性を描いた。古くからの知恵である陰と陽の図は影の力をみせつける（末尾にイメージを記載してある）。日常の恐怖がちりばめられているミヒャエル・ハネケの映画にも惹かれる。正と邪/昼と夜/

影と光が相互に入れ子になっている寺山修司の演劇等、あげればきりのない刺激ある文化群によって私の日常は陰影をたもっている。
叱もちろん、加害者臨床や家族問題の面接で出会う「家族は小説より奇なり」「事実は小説より奇なり」という人々の日常生活それ自体は非日常、反日常、脱日常といえる過程となっている。日常行動は逸脱行動を外部としているが、その内容はすでに逸脱行動へと至る前から潜在的に生きられている。
叱坂口安吾の『堕落論』は、墜ちるところまで墜ちて再生するその臨機応変さに戦後の復興の力をみた。遊びの堕落として誘惑する危険は文化や欲望には満ちている。墜ちたときには再生するしかない。それを含んで日常行動がある。生きにくい日常生活となっているとするとそこから逸脱行動への道は近い。非日常、反日常、脱日常を求める欲望をコントロールし、抑制させる日常生活となっていることの方が問題だろう。そうした日常生活への反省的なまなざしこそが臨床・支援にかかわる者のポジショナリティとしては大切なことだ。行動問題を持つ人に映る日常生活が気になる。「イマジナリーな領域」の既製品化も問題にすべきだろう。欲望や感情を重視し、逸脱や堕落を含むことこそを直視し、包含させようとする日常行動理論はまるでウロボロスの蛇が表象する全体的統合の力（循環性、永遠性、無限性等）のようである。
叱

叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱
叱

参考叱
メビウスの輪、エッシャーの絵、陰と陽、ウロボロス叱

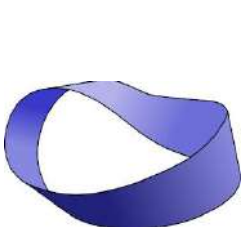

叱
叱
叱
叱
なかむら叱ただし叱
（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）叱
2014 年 5 月 28 日受理叱
叱

臨床社会学の方法

(6)共軛関係(きょうやくかんけい)–二つの IP

中村中正中

はじめに

「社会臨床の視界」と題した第Ⅰ期連載（第１号から第12号まで）に続いて、第Ⅱ期の連載「臨床社会学の方法」も今回で６回目となった。これまで、（1）暗黙理論（第13号）、（2）ガスライティング（第14号）、（3）動機の語彙（第15号）、(4) ジェンダー臨床（第16号）、（5）日常行動理論（第17号）と続けてきた。知識として、「臨床社会学を理解する」というよりも、社会病理や対人援助にかかわる現象を「臨床社会学で理解する」というスタンスなので、ここで紹介する言葉や概念をとおしていろんなことが「鏡」のように映され、その言葉が「窓」となり視界が広がればと思っている。今回は、共軛関係（きょうやくかんけい）を取り上げたい。関係性を考察する際に重要な言葉である。

１．二つの IP –Identified Person と Identified Problem–

家族療法・家族システム論に IP (Identified Person/Patient)という考え方がある。家族のシステムや関係性において「問題を持つ人」として指名された人のことである。「問題」を起こす子どもが IP（Identified Person）とされることが多い。しかしその家族システムが「問題」であることが多いので、働きかける対象は家族関係になる。たとえば、子どもの問題行動が実は葛藤のある夫婦の間の問題を代位しようとする蝶番の役割を果たすという事例がわかりやすいだろう。家族療法のアプローチはシステムの全体像を理解するために、その個人だけをクライアントとして位置づけるのではなく、Identified Person としてとらえ、当該システムや関係性のもつ問題点を把握しようとする。

この考え方は同時に別の課題をも提起する。Identified Person が指名されるところには、それが何かの「問題」であるという定義が不可欠であり、その定義が先行して合意されていなければならない。しかしそれがいかなる意味で「問題」であるのかは論争的なことが多い。それをIdentified Personにならって、Identified Problemとして考えてみたい。確かに論争的であるにせよ、その「問題」は何らかの必要があってそこに存在するようになったと捉えてみる。当該個人が単に不適応をおこしているというだけではない事態を把握するのがIdentified Personという言い方なので、新しく名付けられた「問題」は、システムの綻びを示唆し、予兆するという特徴をもつ。しかしシステムは自己維持機能もあるので、「問題」の定義をめぐるせめぎあいが生じる。その攻防をとおして、システムの再編成にむかう実践、介入、政策、制度が必要であることが理解されていく。その記号（＝しるし）

立命館大学 Ritsumeikan University

のようなものとして二つのIPが存在している。システム上の課題であるが「問題」は個人をとおしてあらわれるので、その人は生きづらく、Identified Personとして名指しされることになる。他方、それはIdentified Problemとして社会的に解決すべき事項でもある。

現代社会ではこうした類いのテーマが多くなっている。当該個人の脆弱さや不適応には還元できない、システムそれ自体の歪みが示される社会病理のことである。社会病理学 Social Pathology は、パソス（苦しみ）のロゴス（意味）が社会的なものであること、つまり、「苦しみが社会的であることの意味」を明らかにしようとするものなので、その経過や特徴が関係性の視点からするとよくみえてくる。

Identified Problemとして名指しされる「問題」は、時代や社会とともに変動していることからもわかる。たとえば、不登校、ひきこもり、自傷行為、アディクション、摂食障害、子ども虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、非行、いじめ、自殺、ハラスメントなどが想定される。それらへの支援の対象、方向性などを想定しようとする際、そこでの「問題」は何かと問われると、なかなか一筋縄ではいかないことに立ちいたる。IP（Identified Person）が身近な家族のシステムや関係性という環境の綻びを自らの行動で表現している人であるのと同じように、これらの「問題」もそれが起こる環境の不全や綻びを浮かび上がらせる。

また、Identified Problem が定義され、Identified Person が名指しされるそのたびに、新しい資格と業務がうみだされる。最近では、学校と子どもの「問題」にかかわるスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー、さらに刑務所出所者の自立支援を担当する仕事などが典型だろう。地域、家族、就労支援、住宅問題にまで射程がのびている。そのたびに、問題解決型思考が重要であるとされ、対人援助の人たちは問題解決専門職者であることを期待され、「問題」の定義、認識、症状、現象と治療、対応と対策が組織され、援助者とその人たちの仕事が構成されていく。「問題」の定義とともに、「症状と治療」というフレームができていく。

こうした思考にあっては、「問題→解決」というフレームが常識として強固に組み込まれている。本来的には、問題の解決の仕方、その問題の解決とは何か、何を解決するのかなどシステム問題が問われるべきであると思うが、容易に「問題と解決のセットの既製品」ができあがる。こうして観念される問題と解決の一連の組み合わせを共軛関係という言葉でとらえてみたい。Identified Problem として、「これが問題である」と名指しされると、解決のための活動や実践が分かりやすい既存の物語をもとに動き出すという具合である。

なかでも問題解決の趨勢として「治療化」という物語が多用される（医療的モデルによる対象化の仕方や広い意味での臨床の知識、技法のセット化など）。この過程を丁寧に吟味し、その是非や可否をも問うことのできる対人援助学でありたいと思う。「治療化」は当該個人の適応という解決志向が前景化しがちなアプローチである。

しかしその「問題」がIdentified Problemであるとすると、システムや関係性の問題へと逆流させて考えるべき事項であることを無視できない。

以下では、この関係性を問うアプローチを共軛関係として考えていくが、その前に共軛関係という言葉に出会った経過を紹介しておきたい。

２．共軛関係をみること

ナラティブ・セラピーの牽引者マイケル・ホワイトの発言のなかに、私がかねてより心にとどめている言葉があり、それを「社会臨床の視界」でも紹介したが、ここでも再掲しておきたい。それはベトナム退役軍人のセラピーに取り組む過程で、戦争によるPTSDへの対応に携わる者の立ち位置について述べた言葉である。ベトナム戦争でのトラウマ、男性セラピストのポジショナリティ、社会の在り方の相互の関係を指摘した言葉、community's complicityである。翻訳では「共犯関係」となっている（『人生の再著述』小森

康永他訳、ヘルスワーク協会、2000年、80頁)。この内容にいたく感銘を受けた。戦争に送り出してしまったことの罪責感の表明でもある。

「自責の念」といえば強いかもしれないが、こうした気持ちをもってトラウマ・セラピーに取り組む臨床家はどのくらいいるのだろうかと思いを馳せた。もちろん戦争によるトラウマだけではない。心的外傷となるような出来事には、程度の差はあれ国際関係、社会問題そして政治経済が潜んでいるからである。

その背景事情ともかかわりながらセラピー関係を意識することが専門職者の倫理であり、心理臨床をセラピールームに閉じないポジショナリティであると思う。翻訳書はこの意を汲んで「共犯関係」という言葉を用いたと想像する。この訳で、罪と責任を強調することができる。ここではもう少し広く、関係性を問う共軛関係という言葉でみえてくること、考えなければならないことを考察していきたい。

それともう一点。Identified Problem が何らかの内実を伴って定義されたとすると、その「問題」がそこに生成している意味の洞察が要る。その「問題」は何かしらの必要性や必然性をもってそこに生起しているという把握である。特に、人間が病むことにかかわっては、症状と文化と自己の成り立ちについての洞察ともいえる。精神医学者、木村敏さんの鬱病についての罪責体験の話は、共軛関係に関心をもつ者として印象的であった。それは症状と文化あるいはその症状を全体性のなかにおいてとらえ、病む主体の側から把握してみるという指摘である。

> 「罪責体験を表現するのに日本人は『済まない』という言いかたをする。これは何かある事項が完了しない、過去が未完了のまま残っているという意味である。テレンバッハによれば、鬱病（彼のいう「メランコリー」）の患者が苦しむ『罪』は宗教的な意味での罪ではなく、『負い目』とか『借り』とかいう世俗的な意味での『罪責』である。そして彼は『メランコリーが罪のテーマを作り出す』のではなく、むしろ『罪のテーマがメランコリーを手に入れる』のだとも言う（邦訳『メランコリー』一八二頁）。・・メランコリー親和型の人物が鬱病にかかって罪責体験をいだいた場合、罪責体験は鬱病から派生した単なる症状ではなく、負い目や借りが『済んでいない』という意味での罪責の主題のほうが、それ自身を展開するための舞台として、鬱病という病的な事態を手に入れるのである。・・表面的な症状を生み出しているマトリックスとして『自己』の構造を探究するための糸口であった（木村敏『心の病理を考える』岩波新書、1994年、82−83頁）。

症状をうみだす日本人の意識や態度、それを招き寄せた自己という「文化の網の目（マトリックス)」に関心をもつことの大切さを感じた。感受性の次元から、病と自己を媒介する共同態のもつ共軛性がこころの病をとおして浮かび上がる。それが症状を招き寄せるというこの理解は、共同態の次元に降りたって、共軛関係となるその意識や態度をこそ見定めないと、対人援助も単なる対処療法になってしまうこと、あるいは「問題」を悪化させていくかも知れないことに気付かせてくれた。表面化している問題を解決することを重視する、しかも技法の精巧さに終始するような臨床や支援の思考のもつ「浅さ」への自戒としてこれらの指摘は深く印象に残っている。

付記しておくと、この共軛（きょうやく）は共役とも表記される。yoke together という英語の訳でもある。二つのものが軛（くびき）によって結びついている様を表す。その二つは連動して同様の働きをしなければならない。下記の水牛の絵にあるように、2 本の梶棒を結びつけて同時に動かすようにするための棒のことである。レトリックとして転じて多様な使われ方をするようになっている。対人援助における共軛関係、そうしたレンズで眺めるといろんなことがつながっていく。

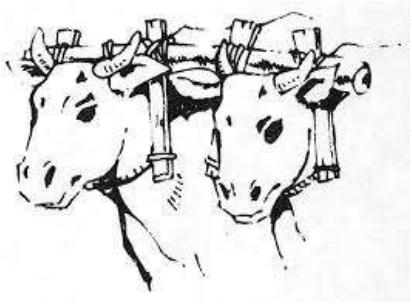

３．何が「共に」か−共軛関係のかたち

ベトナム戦争を阻止できなかったとはいえ、セラピールームでトラウマ・ケアを求める帰還兵とセラピストに直接の加害と被害の関係があるわけではない。鬱を招いた自己というマトリックスや「済まない」と意識させる文化に問題があるわけではない。しかしそこには「つながり」がある。私（たち）と病む人たちや問題の渦中にある人たちに明確な境界があるのではなく、濃淡（グラデーション）や連続体（スペクトラム）があるだけだ。なぜなら、その同じ時代、社会、文化と意識のなかを生きているからである。だから、病むことや問題をもつことへの想像力が求められているのだと思う。あいだにある「つながり」が、共軛関係として、私（たち）と病む人たちや問題の渦中にある人を関係づける。

ホワイトには戦争を介して罪責感としての共軛性が自覚されていた。この「つながり」を知らないと、「無知」という責任が課せられる。共軛関係が共犯関係に転じることもあるので名訳だと思ったのだ。

この共軛関係はいくつか類型化できる。第１は、たとえば、世話焼き行動とケア、しつけと虐待、DV と夫婦喧嘩、デート暴力と痴話喧嘩、体罰と指導、いじめとからかい遊び、ハラスメントと指示・命令、遊び・娯楽としてのギャンブルと病的ギャンブル依存、百薬の長となる飲酒行動とアルコール依存症などである。それ自体が特段に問題があるのではないものから発しつつも、徐々に問題化のほうへと切り替わる。「あいだ」と「つながり」があるので、行動の連続性においてあらわれる共軛関係となる。

第２は、共依存現象でいう「支え手（イネイブラー）」と当該の問題行動、ジェンダー意識（女らしさと男らしさ）、母性の両義性（自律・自立を阻むことと愛着形成）、自責と他罰の組み合わせによる問題の再生産（息子のひきこもりを自責・自罰する母性と、無力さや惨めさを他者に転嫁する他罰的な息子の組み合わせ）などの「相補性」においてあらわれる共軛関係がある。これを「カップリング」という。相互に訴求しあう関係の強さが媒介する共軛性である。

さらに、集団的で社会的な現象としてのカルト問題も家族類似性あるいは疑似家族性をもつので、カルトへとプッシュする社会の側の生きづらさと、疑似家族集団である共同態のもつプルする吸引力要因が重なり、強い磁場のように機能する集団ができあがり、「求め-求められる関係」として作用することも同様な共軛関係性をもつ。他にも、暴走する集団、セクト集団などがある。

第３は、行為の意味、解釈、語彙そして言説が言い訳として用いられる次元での共軛関係がある。いまでは常用はしなくなったが「のむ・うつ・かう」という言葉があった。とくに男性の甲斐性としても語られていた。男性の自由奔放さとして、武勇伝のようにして自己顕示する人がいるが、それはやはり無責任さと甘さの裏返しである。

しかし、飲酒、射幸心、性欲としてみていけば、それが濫用される事態は日常茶飯におこっている。とくに暴力、暴言などがあった場合、飲酒で酩酊していたからだとか、ストレスがたまっていたのだとか、瞬間湯沸かし器みたいに感情をコントロールできないという言い訳がでてくる。つまり自分を超えた統制できないものに責任をおしつける言い訳となっている。これを中和化の論理という。

逸脱行動の責任を回避し、転嫁する意味、解釈、語彙、言説としてあらわれる共軛関係が社会には遍在している。もちろん、そうしたことになる原因をつくったのは自分なので、やはり責任があり、免罪はされない。しかしこの種の説明の語彙は多用されている。社会的迷惑行為に甘い文化があり、それが共軛関係となっている。

さらに第４に、先述したように問題への対応は主に治療化となる。社会的行為を対象にした医療モデルが構築されて、問題解決型実践のコアに据えられる。カウンセリングとして対人援助も動員される。病気や障害の名付け（ラベリング）は治療対象化という解決策とセットとなる。発達障害、人格障害（パーソナリティ障害）、気分障害など、最近はこの種の語彙が増えていることからわかる。

とりわけ暴力、性犯罪などの触法行為にお

いて治療対象化する志向が強くなると、Bad（悪）から Mad（病）へと軸心が移り、本来的な罪と責任の領域にあるテーマが後退する。「名付けと治療化」という共軛関係には適度なバランスが求められる。

ホワイトのいう共犯関係、木村敏さんのいう文化や意識が示す背景の全体性、そしてここに列記したような共軛関係・共軛性などとして表面にあらわれる症状を超え、深掘りして考察すべき事項のありかがわかる。紹介してきた、①行動の連続性、②訴求しあう関係性、③中和化の意味体系、④症状と治療のユニット化という諸類型は、臨床社会学的なテーマの核心にある。

そこで以下、①から④が錯綜する社会的な場面として「問題」の定義が複層化している事案として離婚後の子どもの養育問題にかかわるハーグ条約締結で浮かび上がっている諸課題をとりあげて共軛関係としてみえてくることを検討する。

４. 親の問題と子どもの最善の利益を実現する課題を整理する−親権ではなく、子どもの権利を謳う意義

後に詳しく紹介するが、ハーグ条約は離婚後の子どもの養育にかかわり元夫婦がいかに責任を持つべきであるのかのルールを、国際離婚について取り決めたものである。もちろん国内事案にも適用されるように整備されていく。条約締結で表面化した課題の解決は現行国内法の枠内では難しい。新しい政策・制度を提案すべきだと思う。離婚後の親子関係にかかわるシステムを編み直す必要があるテーマとして Identified Problem の組み替えをとおして探ってみたい。

離婚後の親子関係をどうするのかという問題の一環としての課題であるが、親中心のものの見方、親の身勝手さをいかに改めていくのかがテーマである。とくに、離婚問題が父親・男性の暴力を契機にする事案が増えているので、実際にはジェンダー暴力という定義を色濃くもつ。こうした諸点を中心にしてみておきたい。

１）子どもを中心とするという意味について−Identified Problem の切り替えへ

家庭内暴力問題の、なかでも虐待親面談からみると、「虐待問題」の定義について次のようなことがある。ランダムになるが、虐待の内実は、１）これまで常に一定数存在してきた子殺し事件のケースの位置づけ、２）継父によるネグレクトと放置、そして暴力と妻への DV の重なり、２）母親が子どもに関心を向けず別の問題を抱えること、３）父親の粗暴さによる不適切な関わり、４）暴力団に関係していたケースなど複合的であり、いわゆる児童福祉のフレームだけでは解決できない家族と親の問題である。それぞれ別個に考察すべき類型があり、そもそもアビューズ系とネグレクト系は問題が違うことにも留意した扱いとすべきである。

また、第４の発達障碍としての虐待が指摘され、非行少年も被虐待児という面があると指摘されているので、虐待の結果の広がりがある。

しかしこれらはすべて「子ども虐待問題」として包摂されて定義される。あるいは「家族問題」として意味づけられていく。でもそれはどこまで「家族問題」とくくることができるのだろうか、「虐待問題」ではなく、父親・男性問題の様相についてどう扱うべきなのか、暴力問題としてカテゴリー化すべき諸相もあり、一義的な虐待問題の定義の妥当性については吟味が要ると思う。何よりも子どもの立場にそった、子どもの利益を実現させるための親子関係について、いくつか整理をして社会的方向付けをきちんとするために、子どもの権利という視点を据えるべきだろう。包括して児童福祉のフレームで「問題」を定義し、しかも「家族問題」という意味づけへと重ねていくことの再考が要る。

こうして、Identified Problem としての虐待の再定義の基本は、社会的養護がすすまないこと、ケア・リーバー（養護施設出身者）の生活の質を良くするにはどうすべきなのかにつきる。その際の理念が子ども中心という視点である。

ここがしっかりしていると上記の１）から

４）などの虐待する家族の、なかでも親のことは別の課題として取り扱うことが可能となる。それらは児童福祉とは異なるフレームで処理されるべき課題だからである。親自身の課題（被虐の経験や育ちの歴史や心理的問題など）、そして夫婦の問題（離婚や再婚の繰り返し、DV など）と、社会的養護の充実を起点にした子どもの成長・発達の保障のことはそれぞれ別の問題として定義の体系をつくるべきである。これを Identified Problem の組み替えとしておきたい。

さらに、社会的養護をすすめる条件としての里親のなり手が少ないという市民社会の側の家族観の課題も含まれる。これは虐待問題に対する市民の側の課題であり、共軛関係といえる。

そこで、まずは Identified Problem の組み替えのために多様な社会的養護の事例に学ぶことや、ケア・リーバーたちの実態や取り組み（当事者運動）を知ることが大事だろう。さらにここから、家族の多様化のなかで進展する、産みの親とは異なる、多様な育ての親のもとで成長する子どもたちがたくさんいることとの関連づけもできる。そして、子どもの育ちと発達こそを中軸にすえた Identified Problem に組み替えるためのいくつかの争点について検討をくわえ、子ども虐待問題の定義の複層化をしたいと思う。ハーグ条約締結後、つまり離婚後の親子関係のあり方は相当程度に重要な「問題」を日本社会に提起しているといえるのではないかと考えるようになった。

このことに気づかせてくれたのは、後に紹介するような取り組みについてハーグ条約を管轄する裁判所から要請されたことが直接の契機であるが、その前の 2013 年 9 月に京都府立大学で社会的養護研究の大先輩の津崎先生と福祉社会フォーラムを開催して学んだこともある。先生は親権よりも子どもの権利を主軸においた社会制度を構想しておられた。Identified Problem の組み替えの必要性を痛感した。包括して子ども虐待問題として未整理なまま、つまり主軸をきちんと設定しないまま、錯綜する問題を整序せずに定義している面があることの再考をしたいと思うようになった。親の問題を児童福祉のスキームで解決することには困難があり、それを分けて考え、その子どもの権利の実現を中心にして課題を整序すべきなのである。そうすると社会的養護の質の課題と、子どもが主人公になっていくソーシャルワークの手法の開発がテーマとなる。これは後述のライフストーリーワークである。

この文脈で考えると、他にもユニークな取り組みがたくさんあることがみえてくる。たとえば、熊本県慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」の実践である。あるいは、青少年自立援助ホーム（たとえば京都の「東樹」）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業：たとえば北九州の「土井ホーム」）、養育里親、子どものためのシェルター、大阪・釜ヶ崎にある養護寮「こどもの里」など広い意味で、里親が急速には拡大しにくい日本社会にあわせた取り組みがあり、これら諸実践に学ぶべきテーマが詰まっていると考える。

そしてケア・リーバーたちの取り組みにも学ぶことがかなりあった（たとえば、CVV: Children's Views & Voice などユニークな実践がある）。

施設から里親へという社会的養護の転換が日本の家族主義的な文化の影響もあり普及途上なので、こうした中間的な位置にある実践の経験が現時点では極めて大切だと思う。以下に述べるように、Identified Problem の組み替えをとおして子どもの権利にもとづく社会的養護問題という定義を前面に押し出すアプローチは、子どもの貧困も含めた現代的課題に応える道だと思う。

離婚後の子どもが元夫婦の協働のもとで育つことは、小さな規模での社会的養護といえるだろう。それが首尾良くいくことは子どもには責任のない親の離婚で振り回されないような社会を創る取り組みの一環となるからだ。養護問題、虐待問題も子どもには一切、責任はないのに、子どもに負荷がかかる。その降りかかる負荷が不幸にならないように子どもはそうした出来事を物語としていく作業をしている。以下、ここに含まれるいくつかの論点をとりあげる。

＊特別養子縁組制度による「育ての家族」を支援する取り組みがある。出産直後に産みの母から育ての母へ、匿名でなく委ねている民間の養子縁組斡旋団体と当事者を追った映像記録がある。産んでも育てられない「産みの母」から、産むことができなかった「育ての母」へと子どもの成長を託すことである。広い意味では社会的養護ともいえるが、家族文化に根ざしているので、その社会性水準はまた異なる意味をもつ。「中絶から出産へ」「不妊治療から養子縁組へ」が目指されている。報道ドキュメンタリー『マザーズ 「特別養子縁組」母たちの選択』（2012 年 3 月 25 日放映）は一つの選択肢を追ったものである。
https://www.youtube.com/watch?v=D-nWWvaY7TQ
で観ることができる。

２）ハーグ条約締結が新しい課題を提起している−元夫婦がなすべきこと

子どもを中心とすることが社会的養護の基本である。親や家族が中心となると社会的ではなくなる。このことを意識させてくれたのがハーグ条約である。2013年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締結が国会において承認され、それを国内で実施するための国内法（「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（条約実施法）」）が成立した。こうしてハーグ条約は2014年4月1日に発効した。なかなか全貌を伝えるのは難しいが、離婚後に未解決となった子どもの養育について元夫婦が合意に達しない場合の問題解決のルールを定めている。

国際的には子どもが中心の制度体系となっていることと、日本が家族中心、親中心で、あることが露呈した。

さらにこのルールが日本国内の日本人の夫婦と親子にも適用される。国内適用問題が重たいこととなっている。単に国際結婚して離婚した夫婦だけの問題ではなくなってきた。

日本はこの点では構造的な問題をかかえていて、グローバルな水準からはかなり遅れている。親権のあり方、父親があまりにも育児に無関心なこと、養育費を支払わない無責任な父親が多いこと、育児が女性に託されていること、そもそも女性の経済的自立が弱いので、離婚後の母子家庭の貧困が顕著なことなどの構造的問題である。

このことを背景にして、制度上は母親が親権を有しているが、監護しているのは父親とその親族という現実もあり、事実上、ハーグ条約でいえば子が奪取されている事案がある。国内事案として条約実行についての点検事項になっている。そこで親権を有する母親が、子どもを奪取して監護を続けている父親にこの条約を使って子の返還を求める訴えを起こすことができ、その結果、子の返還を裁判所が判断した場合、執行官が子の現住地におもむき、返還を執行するという段取りとなった。

国内事案にかかわっては、これまで事件となっていることが多い。以下のような事件がある。

１）2005 年 10 月 5 日、離婚した妻に引き取られていた長女（9 歳）を連れ去ったとして未成年者略取容疑で、弁護士の父親（47 歳）と祖父にあたるその父親（73 歳）が逮捕された。弁護士らは私鉄の駅で、登校中の小学３年の長女を連れ去った。その後、長女は祖父宅にいるところを保護された。略取に関与したとして探偵業者２人も逮捕された。弁護士である父親は「自分の子どもを連れ戻しただけ」と供述し、長女はレンタカーで祖父宅まで連れて行かれた。長女は「父親が嫌いだ」と話した。その父親と元妻は 2004 年 10 月 1 日に離婚が成立、同時に長女を元妻の父母と養子縁組させ、親権はこの父母にあった。子どもを奪取した父親は、元妻側と親権の変更などを求めて係争中だった（2005 年 10 月 5 日付け『共同通信』配信記事）。

２）2013 年 12 月 23 日、東京・文京区の小学校で、父親が小学生の息子を巻き添えに焼身自殺を図った。やけどをして倒れているのが見つかった 40 代の父親と小学３年生の息子（後に両者とも死亡）。離婚調停中の母親は 2010 年５月、警察に子どもをめぐるトラブルがあり、「父親が実家まで来て子どもの手をひっぱり、トラブルになった」「これ以上、子どもたちに嫌な思いをさせたくない。どうすればいいか」などと相談していた。その後トラブルはなく、2012 年 12 月に妻と親族の了解を得て警戒態勢を解いたと報じられた。夫婦は 2010 年９月から別居し離婚調停を進めており、

面会制限中だった（2013 年 12 月 23 日付け『毎日新聞』）。

3）2014年5月30日、神奈川県厚木市で離婚後父子生活となった父親が育児を放棄して子どもを死なせた。男児の遺体は身長１mほどで性別がわからないほど白骨化が進行。解剖の結果などから、5才だった2006年10月から2007年1月の間に衰弱死したとみられている。保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕されたのは、父親でトラック運転手（36才）。2001年5月、容疑者は妻（32才）とともにこのアパートに転居し、直後に男児が生まれた。「外出時は部屋に閉じ込めていた。息子が死に、怖くなって家を出た」と供述した。2005年ごろに妻が家を出た後、自分で面倒を見ていたが、仕事で留守ぎみだった2006年秋ごろ、部屋に戻ると死亡していたと話している。警察は2014年５月22日、児童相談所から「中学校に入学するはずの男の子が学校に来ない」と通報を受け、容疑者に立ち会いを求めて遺体を発見したと報じられた（2014年5月30日付け『朝日新聞』）。

4）2014年7月20日、離婚した元妻が親権をもつ２歳の長男が乗った車を奪い、連れ去ったとして、兵庫県川西市に住む21歳の男が、未成年者誘拐の疑いで警察に逮捕された。逮捕されたのは、兵庫県川西市に住む無職、N容疑者。N容疑者は、子どもとの面会をめぐって、出かけようとしていた元妻と口論になり、駐車場に停めてあった元妻の車を奪って走り去った。N容疑者は、2013年12月に離婚し、長男の親権は元妻が持っていたが、その後も、長男との面会を求めていたということで、「自分の子どもなので連れて行っただけで、なぜ逮捕されるのか分からない」と供述し、容疑を否認している（2014年7月21日、NHK神戸ニュース）。

離婚後の子どもの養育をめぐって紛争状態にある元夫婦たちである。事件にならないがこうした葛藤を抱えている元夫婦は多いだろう。離婚が増えているので事件になるリスクも高まる。

冷静にみれば、親権があるのに子どもと過ごせていない事態は無法状態ともいえる。ハーグ条約は国内事案においてこそシビアな問題があること表面化させる。国際結婚の場合の問題はあくまでも国家間の法律の違いが前面にでていて、その調整ということに力点が置かれるが、国内事案については親権があるのに一緒に住めていないこと自体の問題解決を迫られる。

条約が締結されたので、すでに実務段階に入っており、引き渡しの実行という過程に入っている。この引き渡しは、これまで通り、強制執行を担当してきた執行官がおこなう。子どもを相手に、しかも親権をもつ親ではなく、奪取されている、事実上の監護が続く場面で、争う元夫婦のあいだに分け入り、子どもを引き渡せという裁判所の決定をもとに強制執行がおこなわれる。口論することも想定され、場合によっては暴力が起こるかもしれない状況だろう。しかもその際、子の意思は尊重しなくてよく、親権をもつ親へと引き渡すことを判断した法の結論に従ってやりとりがなされる。

しかし対象は子どもなので、その現場で、親権をもつ親に返すとはいえ、事実上の監護が続く事態への介入となるので、子どもにとっては引き剝がしのような傷となる場合もある。従って、執行官は専門家の判断や意見を聴取することができる。こどもの現住地から、監護している人間関係から、当該の子どもをひきはなしてよいものかどうかについて見極められるように、家族問題や子どもの利益という観点から執行官の研鑽をつんでいきたいのでスーパーバイズや研修に関わって欲しいという裁判所からの依頼だった。これについては相当悩んでいる。今でも。まだ結論はだせていないが当面の課題整理程度の研修をすることとした。

確かに、国際的には、1970年に年間5,000件程度だった日本人と外国人の国際結婚が、1980年代の後半から急増し、2005年には年間4万件を超えた。これに伴い国際離婚も増加し、結婚生活が破綻した際、一方親が他方親の同意を得ることなく子を自分の母国へ連れ出し、他方親に面会させない「子の連れ去り」が問題視され、日本は「拉致大国」とされた。日本の慣行なので当たり前のようにして日本に子どもを連れ帰った離婚母は誘拐犯として告発され、現に米国で裁判を受けている人もいる。「原則として元の居住国に子を迅速に返

還する」ことになっている。子どもは親のものという感覚が人権無視であると指摘されている。

３）離婚後の元夫婦の責任–リスクとしての暴力と虐待の回避

ハーグ条約締結の賛否について議論があった。DVと虐待のリスクである。「返還の適用除外」がある。「連れ去った親と子どもの生命又は健康に、明白かつ急迫の危険性がある場合」である。それが暴力・虐待の事例なのである。反対する人々の論拠であった。国内事案への適用についても懸念をしていた。私も当初は日本の現実からすると理解できる懸念だと考えていた。

他方、この条約締結を推進しようとしてきた立場の人たちがいる。国際社会の動向を踏まえ、共同親権制度も謳い、奪取していった親の言うことを聞き他方の親の悪口を聞かざるを得なくなる「片親疎外症候群Parental Alienation Syndrome = PAS」という米国での議論が日本でも当てはまると語る。性的虐待の研究でも著名なリチャード・ガードナーがこのPASの提唱者である。場合によっては反フェミニズムな主張とも重なり、女性による虚偽DVの訴え（DV防止法を悪用して適用除外にもちこもうとしているという）があると指摘する人もいる。

条約締結の賛否の議論をとおして、①子どもの最善の利益とは何か、子どもの権利を実現するために子どもの意思を尊重すること、それがどのように形成され、変化し、表明されるのかについての発達の見地も含めての判断をおこなえるようにすること、②大人や制度や社会の恣意で子どもを保護されるべき受動的な存在としてパターナルな判断をしないこと、③夫婦の葛藤を子ども養育に持ち込まないこと、そして④DVと虐待の被害をケアし、加害に対応する国際的にその効果が確認されてきている仕組みを国内において実現させることこそが大切だという議論がもっと展開されるべきだった。

子どものケアについても、現状では国際的水準ではない。①大規模施設ではない社会的養護の仕組みづくり（具体的には養護施設の基準の改定）、②ケアするものの専門職能力の向上、そして③ライフストーリーワークなど援助技術の磨き上げが要る。ハーグ条約適用の例外事項にするとしても、脱暴力についてのぎりぎりの努力を課せるようにする加害者臨床の制度を構築する義務がある。

＊この点の詳しい説明は次の書物を参考のこと。中村正「子どもと別居親の『交流』の意味–良い離婚にするために–」（二宮・渡辺編『離婚紛争の合意による解決支援と子どもの意思の尊重』所収、日本加除出版、編集中）。

４）さらに国内で整備しなければならないこと

「子の奪取・誘拐 Child Abduction」という「定義」が条約の言葉である。犯罪に該当する「問題」として国際社会では認識されている。条約締結反対派は DV・虐待のことを根拠にしていた。危険な親のもとに返すわけにはいかなという。そうであればこそ、国際社会で当然に採用されている DV･虐待対策、とくに加害対策と家族に依存しない生活と愛着の、つまり社会的養護の仕組みが未整理なことを問題視すべきで、ハーグ条約締結後に早急に国内法整備をしなければならない課題の全貌を対案として主張すべきであったと思う。現在の日本社会でそれら諸課題が未達だからといってハーグ条約締結に反対することは論理が異なることだった。つまり、Identified Problem の定義の精緻化が、賛成、反対いずれの側においても足りなかったと考える。賛否の議論の未熟さもあり、現に条約執行段階を迎えた現段階はそれら課題も見極めつつの自転車操業状態となっている。

執行官とともに判断しなければならない現場の事案が国内事案に適用されつつあり、これらが未整備なまま子どものやりとりがあたかもピンポン球のように、子どもの意思を聴かなくてもよい、つまりそれは法的判断の問題であるとして執行される。当の子どもがすでに一定期間、監護している親のもとで暮らしており、何らかの愛着ができていると想定

される場合、また、現場で激しく抵抗して「離れたくない」と訴え、無理な執行になることが予想された時、その事案は「執行不能」であるとその場で判断することができる。いずれにしてもそこまでもつれるということは子どもにとっては迷惑きわまりない事態になると想定される。

この条約をめぐる論議は、Identified Problem の定義の仕方と日本社会における離婚後の子どもの養護についての制度の方針が揺れていることにある。特に、①DV・虐待事案に配慮するための脱暴力対策、②離婚後のひとり親家庭となる、主に母子の生活の安定が確保しにくい問題の解決が遅れていることが喫緊のテーマである。これらは共軛関係としてみえてくる。ハーグ条約によって課せられた解決課題と考えるべきなのだろう。子どもの権利を実現させるための社会の仕組みづくりが基本に据えられるような Identified Problem とすべきだろう。

特に①の課題についてここでは特記しておきたい。この種の暴力への対応では、保護命令制度が活用されている。他者におこなえば犯罪となるような行為であるが、いったんは分離させるという措置である。諸外国では、その後は加害者更生プログラムへと誘導する制度もつくり、保護命令制度に対応させた共軛関係として、加害者臨床・更生の実践を展開している。保護命令制度と共軛関係にある脱暴力の仕組みがないと、ことはおさまらない。保護命令は民事命令なので、刑事罰ではない仕組みのなかで被害者の救出をしようとした制度に随伴させた脱暴力にむけての機会提供は不可欠である。これは社会が自らに課す軛であり、社会的責任といえるだろう。

しかし残念ながら日本社会では制度化されていない。保護命令制度だけが導入されたので、一面的である。これは危険な状態ともいえる。さらに、子ども虐待、高齢者虐待、ストーキング、いじめ加害、障碍者虐待、福祉施設での暴力加害、ハラスメント対策なども同じような課題をもつ。もちろんたんに脱暴力プログラムがあればいいというものでもない。

どんな技法がよいかとか、半年や一年などの程度の長さのプログラムをすればよいのかとか、成果のエビデンスはどうかなどと議論はあるが、それは本筋の議論ではない。脱暴力プロジェクトとして、予防教育、再犯防止そして継続する脱暴力支援、さらに何よりもジェンダー暴力ということを踏まえた体系ができるかどうか、さらに狭く人格障害や怒りのコントロールができないとかアルコールの問題であるとかなどと「治療化しない社会的プロジェクト」として構想できるかどうかが鍵となる。男性の生き方のようにして沈着した暴力を含んだ、そして社会のなかに遍在する暴力の文化や「さらされる職業」（警察官、消防士、兵士、救援隊など危険にさらされる仕事、責任や批判にさらされる中間管理職の心労など）に就く男性性へのケアなど、総体としての脱暴力社会臨床へと展開できる具体的な課題がこうした対人暴力対策である。

5）父親・男性問題としての Identified Problem に

対人暴力では、暴力を振るう彼がわかりやすい Identified Person であり、脱暴力の対象者として加害者臨床・更生へとむかわせることになる。その際に、 Identified Problem として定義しておかないと男性性のもつジェンダー暴力としての課題を据えることができなくなる（第 16 号の「ジェンダー臨床論」のテーマである）。加害者個人の問題として対処されるだけとなる。

また逆に、Identified Person として名指しし、「彼の問題」として定義しておかないと、男性問題としての位置づけだけでは臨床・更生の個人別の方針が立てられない。

したがって、二つの IP を適切に見定めていくことが要る。臨床・更生というミクロとジェンダー暴力というマクロの交差点に男性の親密な関係性における暴力がある。

それをつなぐのが暴力を正当化する言い訳であり、それを十分には克服していない共軛関係である。Identified Problem として、暴力を否定できない社会の情勢がある。反暴力には立ちきれない社会システムがある。現実にも暴力は溢れかえり、とくに国家の暴力は

日常茶飯といっても過言ではない状況にある。分かりやすくいえば、よい暴力と悪い暴力があるということになる。そして良い暴力は正義のために行使される。私的領域である家族や親密な関係性においてもそれは同じである。子どもや女性をしつけるため、被害を受ける側にも問題があった、その暴力は正当なものだったという。この両者の正当化は同じかたちである。

そして共に男性的な領域にある。男性問題と男性性と正義が重なりあって暴力が正当化される。男性性と戦争の暴力と親密な関係性にある暴力は相互に関係していて、その言い訳をみると同じかたちをしており、全体が共軛関係にある。

そこで社会の側は考えた。ジェンダー暴力ではなく、暴力加害者を個人のパーソナリティの問題として、つまり Identified Person 化して、病理化していくと都合がよいと。正義の暴力が可能となるからだ。

確かに、ジェンダー暴力論だけの意味づけだと、暴力を振るわない男性もいるし、暴力的な女性もいるので、説明できないこともある。また、臨床・更生を導くにはマクロすぎ、加えて、男性が暴力的であるとして上から目線となるような、男性性の再教育やジェンダー教育に傾斜する傾向もある。こうなると、自発的な更生への動機を形成できない。こうして、ミクロとマクロの双方を視野に入れたアプローチが要ることになる。

この隘路にあるのが、殴る男性たちを「虐待的パーソナリティ」（ドナルド・ダットン著『虐待的パーソナリティ』、明石書店、2011 年）として把握し、そこに働きかける加害者臨床・更生とすることである。ミクロとマクロをつなぐ過程を想定して罪と責任を召喚しつつ、心理的行動的な暴力傾向を糺していく。育ちの過程には暴力の文化を持つ社会や虐待を受けてきた被害性もみえてくる。暴力の連鎖もみえてくるので、社会的課題として引き取っていける。

しかし彼はそれをもとに自分の人生を生きており、暴力を行使していることについては責任があり、それを後退させるわけにはいかない。この点をにおいて、社会臨床と加害者臨床の統合をおこないたいと思う。

ここには男らしさのジレンマがある。男性性は、正義のために暴力を招き寄せるマトリックスをもっている。マクロな社会のなかでは暴力は否定されずに正義の名の下に容認されているからだ。しかし親密な関係性における暴力は否定されつつある。Identified Person として彼のパーソナリティに委ねるという臨床・更生とともに、Identified Problem として反暴力課題を社会的な水準でいかに確保できるのか、個々の男性に委ねるだけでは脱暴力は限定的となる。

6）良い離婚にするための努力こそ

ハーグ条約締結にかかわる子どもの養育も、元夫婦のどちらがいいのかという親の目線ではなく、子どもの意思を尊重する見地からの取り組みにすべきだろう。監督付の面会交流が制度化され、暴力・虐待のリスクが排除・管理され、養育費などの手続きがすすみ、親権と監護が調和するように制度が整備された諸外国では条約対応も可能で、実際に調査をしたイギリスやカナダでは、確かに制度が整っていた。

たとえば、子どもが週毎に元夫婦のあいだを行き来する、夏休みなども同じように行き来する。暴力など親の問題がある場合は指定された面会場所で、元夫婦が遭遇しないように入り口も違えて、15 分単位で時差をつくり子どもと面会させる。果たしてそれが子どもの最善の利益だといえるのだろうか。暴力と虐待が理由で離婚した元夫婦の協働は難しいが、そうであったとしてもそこで父性はきちんと育まれているのだろうか。むしろ子どもをとおして父親にさせてもらっている感がぬぐえない。離婚を契機に突然子育てをしても無理である。父親・男性問題としての別のテーマがあると考える。それだけでは父親・男性のための面会交流に成り下がっていくだけだ。つまりベストだとは思えなかったのだ。

徹底した子どもの利益にたつことを原則に第三者が関与する、養育のための話し合いによる民事調停と子どもの意見の聴取も含めてそこで合意したことがきちんと守られている

かどうかのプロセスコントロールもできるような、「良い離婚」推進の仕組みがもっと工夫されるべきだと思った。条約締結で終わりではない。そこへの一歩でしかない。先述したようにこれは小さな社会的養護である。その見地から親の学習が要る。離婚を経験する子どもがどのようにして家族を物語るのか、親への態度をどうしているのかなどの理解を基本とした子どもにとっての離婚の意味や親の責務を伝える教育を親に課すことが必要だろう。

「結婚には失敗したけど、離婚には成功しよう」「夫婦としては失敗したけど、子どもには責任ある父親であったといえるようになろう」がテーマである。暴力を振るってしまい親子と夫婦の関係がうまくいかない男性たち相手の相談でこうした話をしている。

親が主役ではなく、当該の子どもたちが主役になるべきだ。その意見や声、あるいは子どもの立場を理解するということが、制度構築や支援者の立場として大切となる。子どもたちの主体性をきちんと前提にできるかどうかである。

そのための支援のひとつの手法がライフストーリーワークである。これは、子どもが自らの出自と育ち、医療・教育の記録をきちんと保持できるようにするための援助技法である。自己について知ることが子どもの権利の基本だろう。育ての親や育ちにかかわる大人が複数になる場合、社会的養護となる場合など、自己の育ちの基本的事項を知ることができるのは重要なことだ。同じことが、子連れ再婚家庭で育つ子どもたち、生殖補助医療で出生した子どもたち、児童強制移民の子どもたち（イギリスの「児童移民基金」に調査にいったことがある。感動的なライフストーリーワークが取り組まれている）などでもあり、子どもの権利の基本となる部分だといえる。

こうしたことを自ら主張する当事者の発言も目立ってきた。ケア・リーバーたちの運動は以前から取り組まれている。さらに非配偶者間人工授精(AID、夫以外の第三者から提供された精子を用いた人工授精)で生まれた人たちが、自分たちの体験を、自分たちの言葉で綴ったものがある（『AID で生まれるということ−精子提供で生まれた子どもたちの声』非配偶者間人口授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子著、萬書房、2014 年）。

社会的養護で育つ子どもたちが一貫して自己の物語を紡いでいけるようにし、発達の過程をとおして安全・安心と成長による自己肯定感が維持できるようにする基礎としての、自己の育ちにかかわる記録の情報保障が要ることを、国立武蔵野学院の徳永さんからライフストーリーワークの実践と研究として学んだ。そしてそのための記録の仕方、保存の方法や義務づけ、電子的処理など「アーカイブ学」による基礎づけが必要なことも教えていただいた。いずれここでも体系的に紹介したいと思う。

５．共軛性の根っこにある諸問題の解決

離婚後の子どもの養育をめぐる諸課題は、Identified Problem として位置づけてみることができる。そうすると、私たちの社会が解決を先送りしてきた課題にいきつく。それらは共軛関係として存在している。

もう一度整理をしてまとめると、①DV・虐待の加害対策が国際的な水準から立ち後れていること、②国内事案については、子どもを奪取・誘拐する男性・父親やその親族の暴力であることの理解が不十分であること、③今回は詳述できていないが親権をもっても養育しにくい母子家庭の生活問題が重たく存在していること（事実上の監護を父親に委ねることになりかねない貧困問題という面がある）、④子どもを大人の所有物のように観念する意識の問題などである。

これは子育てを個々の家族の責任にしている社会の共軛関係が責められるべきテーマだといえる。子どもの利益のためにできることとして紹介してきたいくつかの取り組みが、今後の希望だと思う。たとえば、良い離婚にする努力、当事者による自助的活動や権利擁護活動、ライフストーリーワークの進展による子どもの主体性の確認、小規模な家庭的養護の実践などである。

それらをもとにして、親たちのエゴイズムの典型としての離婚後の子どもの奪い合いで

はなく、子どもは社会のなかで育つという社会的養護の普遍性の意識と態度を涵養することが、ハーグ条約後は大切だと思う。離婚後の子ども養育にそうした意識と態度をもちうるのかどうかが問われている。離婚後の子どもの養育は社会的養護の一環でもあり、多様な関係性のなかで育つ子どもの尊厳を守るための基礎作業としてのライフストーリーワークの必要性の確認にもつながる。子どもを中心とした養育の組み方、つまり、Identified Problem の組み替えである。

参考：イギリス「児童移民基金 Child Migrant Trust(CMT)」を訪問した。ライフストーリーワークの調査である。親は死んだ、刑務所にいるなどの偽りの理由も含めてイギリスからオーストラリアへと移民させられた子どもたちが半世紀を超えて出自をたどるケースワークをしている団体である。事務所には再会した家族の写真が随所に貼ってある。感謝の手紙とともに。もちろん、探した親がすでに亡くなっていることもある。それでもルーツがわかることへの感謝が示されていた。問題は異なるが、離婚後の子ども、養護施設で育つ子ども、生殖補助医療で生まれた子ども、虐待や DV の影響を受けて育つ子どもなど、親子関係に課題をもつテーマは多い。問題に応じ多様な試みがうまれる。すばらしい実践がたくさんあり、そこに学ぶべきことはたくさんある。それが救いとなる。

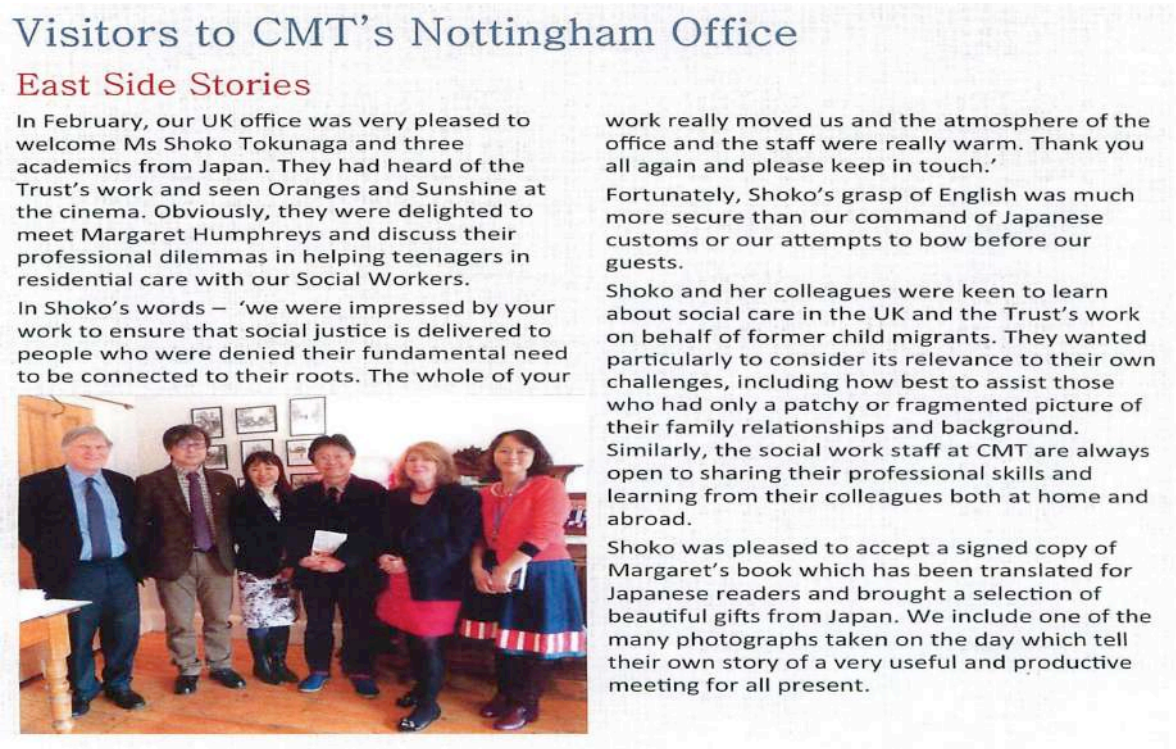

Visitors to CMT's Nottingham Office

East Side Stories

In February, our UK office was very pleased to welcome Ms Shoko Tokunaga and three academics from Japan. They had heard of the Trust's work and seen Oranges and Sunshine at the cinema. Obviously, they were delighted to meet Margaret Humphreys and discuss their professional dilemmas in helping teenagers in residential care with our Social Workers.

In Shoko's words – 'we were impressed by your work to ensure that social justice is delivered to people who were denied their fundamental need to be connected to their roots. The whole of your work really moved us and the atmosphere of the office and the staff were really warm. Thank you all again and please keep in touch.'

Fortunately, Shoko's grasp of English was much more secure than our command of Japanese customs or our attempts to bow before our guests.

Shoko and her colleagues were keen to learn about social care in the UK and the Trust's work on behalf of former child migrants. They wanted particularly to consider its relevance to their own challenges, including how best to assist those who had only a patchy or fragmented picture of their family relationships and background. Similarly, the social work staff at CMT are always open to sharing their professional skills and learning from their colleagues both at home and abroad.

Shoko was pleased to accept a signed copy of Margaret's book which has been translated for Japanese readers and brought a selection of beautiful gifts from Japan. We include one of the many photographs taken on the day which tell their own story of a very useful and productive meeting for all present.

左から、Mervyn Humphreys さん、中村、村本さん、団さん、Margaret Humphreys さん、徳永さん。ここは映画『オレンジと太陽』（原作は『空のゆりかご』）の現場。イギリスのノッチンガム・オフィス。East Side Stories というサブタイトルをつけてくれたのがおしゃれだ。

"Child Migrant News" June 2014 より。 （2014 年 2 月 25 日訪問）

再会した親子や家族たち。年齢の高さにこの問題の重さと、そうであるがゆえに再会した家族の豊かな表情が映し出されている。もちろん、再会できなった悲しさや辛さもこの背後にはたくさんある。

当事者たちからのソーシャルワーカーや基金への感謝の手紙。

なかむらただし（臨床社会学、社会病理学）／2014 年 8 月 31 日受理

臨床社会学の方法

(7)ポジショナリティ–対人援助と民主主義–

(

中村中正中

(

(

(

はじめに(

((

(社会臨床の視点は、個人が感じる苦悩、体験としての苦労、何らかの生きにくさの課題をみつめ、そこに社会の責任や課題を問う。支援のための実践は、ミクロな関係性と日常環境をも対象にするので臨床社会学的な構成として位置づける。臨床のテーマが社会問題としての側面をもつことの定義づけを行う社会倫理的なテーマ、当事者たちとの権利擁護の課題の協働した発見、対人援助実践者の倫理と仕事のしやすさを統合すること等が含まれる。(

(これまで「臨床社会学の方法」として関係性の病理をみるために必要なことを扱ってきた。(1)暗黙理論（第13号）、(2)ガスライティング（第14号）、(3)動機の語彙（第15号）、(4)ジェンダー臨床（第16号）、(5)日常行動理論（第17号）、(6)共軛関係（きょうやくかんけい）–二つのIP論–(第18号)である。第７回目となる今回は、論じられることの少ない「対人援助と民主主義」のことを考えるために、ポジショナリティ（立場/立ち位置）をとりあげる。(

(

1.「どうして学校に行っていたのか」–不登校の調査での「問い返し」(

(

(不登校の生徒が通うフリースクールで調査をしている院生がいる。どうして学校に行か(なくなったのか(あるいは行けなくなったのか)を調べたいと思っていた。ところが逆に生(徒に聞かれた。「お兄さんはどうして学校に行っていたのか」と。調査の問いがはらむ前提が問われた。学校に問題なく通っていた人は答えることに窮するだろう。この「問い返し」は調査者の立ち位置を問う。不登校を問題視するあなたは誰かと。(

(同じようなことは他にもある。同性愛者に「どうして同性が好きなのか」と問うことも同型的な問題をはらむ。異性愛者にどうして異性が好きなのかと問うても返事しにくいだろう。特定の彼や彼女が好きな理由は言えるが、カテゴリーとしての異性が好きなことはなかなか説明しにくい。あるいは、どうして外にでずにひきこもっているのか、夫に暴力を振るわれていたのにどうして逃げなかったのか、いじめられている子どもにどうしていじめかえせなかったのか、性的な暴力を受けるようなそんな男にどうしてついていったのか等と質問することは当人を追い詰める。これらは被害者非難につながる問いだ。二次加害ともなる。(

(調査だけではなく臨床も含めて考えると、そのように事態が進行していった微細な人間関係に宿る課題を問うことそれ自体が緊張に満ちたものであることがわかる。しかし、もちろん聞く側の問い方に配慮はいるが、それでも質問をしなければならない場合もある。聞きたいと思うこと、知りたいと思うことも

((((((((
立命館大学
Ritsumeikan University

多いからだ。その際に、調査者の立ち位置を鋭角に批判すると問いがでてこなくなる。そうなると調査であれ臨床であれ、持続する対話にならない。問うべきではないという封殺のように当事者から指摘されることになってしまう。それはそれで別の問題も生じ、事態が前へとすすまない。とはいえやはり不躾な問いかけは他者を傷つける。このあいだで逡巡することが多い相談の場面では、問わず語りに話しをしながら方向性を探る協働的な対話のようになることが多い。もちろん当人のもつ力に依拠するとはいえ臨床や支援でも問題解決に向かうとなるとある指向性をもつので一様ではない。さらに調査は方向性をもった意図があるので葛藤が高まる。(
(したがって、どんな関係性のもとで、どこに向かう問いとして、それは何を目的にしているのかが大切となる。「対話が開かれていく問い」となるといい。特に他者が知りたいと思うことの多くは、当事者がなかなか語り得ないこと、語りにくいこと、封印していること、行動化したことの背景等を対象にする。場合によってはトラウマ的体験であることもある。言語化しにくい体験を聞くという作業はいかにすれば実りが多くなるのだろうか。逸脱行動を対象にする場合においても、動機理解という取り調べ的なコミュニケーションではなく、行動化の過程を協働して振り返りながら、動機を語る語彙を豊かにしていくことになる。(
(こうして、語りにくいことを言葉にするコミュニケーションには相当な時間と労力が要ること、そしてそれと同じ程度に他者の声を聞こうとする者にも相当な準備と素養が求められることがわかる。その両者のあいだを特徴づける言葉が欲しい。(
(一般に、問われる立場にある者と調査する者の関係性は非対称である。多くの場合、問われる側は少数者である。説明を要請される者は弱い立場の者である。「問い返し」はこの不均衡を突き上げる。たじろぎながらもしかしなお聞いてみたいことがあるので、問う側はさらに努力を重ねる。こう考えてみると、あいだにあって逡巡するプロセスこそが大切なのだと思う。この点を把握するのがポジショナリティ論であり、広くいえば対人援助と民主主義である。(

2. ポジショナリティ論として(

(
(聞く者の立場や立ち位置については社会学や人類学では常にテーマとなってきた。次のように定式化されている。「調査者は社会によって与えられた特定の『位置／立場』(position)から見る、そして、書く。ポジショナリティ(立場性)とは、誰が、どこから、どう見る・書くのかを問いかける概念である」。そこには「傷つきやすい観察者」もいるという。「調査地の人間関係に巻き込まれ、時に翻弄されもする、そしてその姿を隠すことのできない、脆弱な存在である。・・その身を眼前の現実にさらすこと、傷つくかもしれないところに出て行くこと、その被傷性(vulnerability)にも、エスノグラフィーは対面する」という(『現代エスノグラフィー−新しいフィールドワークの理論と実践』藤田結子・北村文編、新曜社、37頁)。(
(さらされる立場に身を置くことを引き受けるという。上から目線の調査を批判するだけではないのだ。ポジショナリティ(立場性)論のもつ振幅の広さが理解できる。(
(また、トラウマの研究と臨床においても同じような問いかけがなされてきた。宮地尚子さんがポジショナリティについて言及している(『環状島＝トラウマの地政学』宮地尚子、みすず書房、2007 年)。(
(トラウマ被害を受けた人の相談や支援に関わる人たちにとって被害者とは距離が縮まらない場面もあり、「支援者はそれを必ずしも自分にひきつけて受け取る必要はない。反撃したり、立ち去ったりせず、ただそばに居続けて、感情の強度を感じ取ればよいと思う。それはとても困難なことであるが、とても重要な姿勢である。」(143 頁)、「ポジショナリティの問いかけにおいて重要なのは、問う側も問われる側も『全面的同一化』の幻想や願望を持たず、互いの他者性を認め合うこと。批判されても全面的に否定されたと考えず、直ぐにその場から立ち去らないこと。健全な『部分的同一化』を行ないながらも強度や『一部圧倒性』を否定せず、『一部了解性』をも抱え込むこと。そして、問いかけがなされるかぎりそこにはコミュニケーショ

ンが存在することを肯定的に捉えることである」（150 頁）と。(
(そしてこう結論づける。「ポジショナリティの問いは、そういう自省を迫る。人はすべてを知ることはできないから、無知そのものが罪なわけではない。ただ知識の圧倒的な非対称性は構造的暴力をもたらす。発話する人間は、少なくとも自分が無知であることを知っているべきだし、知らないで話してはいけない瞬間もあることをある程度は知っているべきだろう」（145 頁）と。(
(無知への反省、非対称性のなかで発現させてしまう暴力的な問い、発問する側の責務等がポジショナリティ論から浮かび上がる。くだんの院生も予期しない「問い返し」をされ、感受的な彼は被傷した。問うた生徒に教えられたのだ。しかし不登校がそう数多くない選択であり、学校のあり方の幅を広げるためにも聞くべきことがたくさんあると思い、問い方を吟味している。そのあいだで逡巡しながら調査する者とされる者の関係を、協働する不登校理解へと変えていく努力を続けている。それは、いったい何からの不登校なのか、そもそも不登校という名づけはどの程度妥当するのだろうか、生徒が自生的にもつ学習理論はどのようになっているのか、生徒にとっての学びの保障はどうあるべきなのか等と。(
(言葉にならない、社会との不具合はまずは症状や行動として表出される。それを読み解いていくのは「徴候の知」といえる。「臨床の知」はすでに相談や支援との相関がみえるが、それ以前の知である。コミュニケーションの仕方としてこの症状や行動がある。ひきこもる、学校にいかない、自傷するという場合もあるだろうし、やるなといわれたことをやる、逸脱する、暴力を振るうという場合もある。無気力、無関心、無感動にもなる。何かに耽溺することもある。ファンタジーのなかにいきることもある。生きる環境とのいろんな不具合のかたちがあり、臨床や支援に関わる者は人々の苦悩や苦労をとおして、関係性について呻吟する様相に触れることになる。(
(
(
(
(

３．体験を語ることと聞く力の協働(

(
(当事者研究が重視されることもあり、やはり体験した者の言葉に学ぶことが大切だ。臨床家の多くは自分史とのすりあわせをしながらその分野に関心をもっている。たとえばいじめ問題。いじめる側といじめられる側には圧倒的な非対称性があり、そのことを精神科医の中井久夫さんが「いじめの過程」として考察している。自らの「いじめられ体験」をもとにしているので臨場感がある。「孤立化、無力化、透明化」の諸段階があるという（中井久夫「いじめの政治学」『アリアドネからの糸』1997年、みすず書房)。その概要を紹介しておきたい。(
(最初は孤立化である。標的化ともいえる。いじめられるに値する対象だというキャンペーンが展開される。たとえば、いわれのない汚れ、美醜、癖等がとりあげられる。被害者もいじめられても仕方がないという諦念へと至ることがある。被害者化である。被害者なのに、加害者と傍観者を勇気づけ、気を配り、警戒的超覚醒状態に陥る。(
(次に無力化がある。被害者が加害者の行動よりも自分の振る舞い方。おのれの内心の動きへと眼をむけさせる作用であり、いじめに飼い慣らされていく。マゾヒスティックになる被害者の行動をみて加害者は被害妄想的になるという逆転現象がある。(
(そして最後は透明化である。ここにはいじめを肯定する大人の論理が荷担する。たとえば「子どもの世界のことだ、自分もいじめられて大きくなった、子どものためになるだろう、あいつに覇気がないからだ」という二次加害のことである。被害者は孤立無援になる。そうなると加害者との関係だけが内容のある関係になっていく。空間は加害者の存在に満ち、加害者の眼が偏在する。いじめの時間はより苦痛に長く感じる。加害者との共存・共在で暴力を振るわれなければ恩寵のように感じてしまう。感情的に隷属することになる。(
(しかし、同じ加害者のなかに隷属し共存していても身体は硬直している。そうしたことに周囲が気づく必要性があるという。いじめられているのではないかと聞くと頑なに否定するか家族に暴力を振るうこともある。子どもからすると何をいまさらという気持ちもある。自分のこ

とは自分で決めるという最後の主体性やイニシアチブ感覚を大人の介入によって明け渡したくない。自分のなかにある最後のパワーは喪失感を味わいたくないという意識である。結果として被害者の罪意識が増大することもある。中井さんは「奴隷化と罪人化」という。被害者が命がけで調達した金品をみるも無残に浪費する。被害者の献身的行為も無駄になる。「出口なし的な状況」に追い込まれるという。だからいじめは単純にやり過ごせるものではなく、暴力であることが語られている。(
(体験を言葉にしていく作業をとおして現象が整序され、当人の経験へと統合されていく。関係性の動態がみえてくるようだ。動きがみえてくるとその要所要所で何をなすべきなのかの手がかりも得られる。とはいえ大半の当事者はこんなに整序されていない、混沌とした意味の諸断片の渦中にいる。そしてさらに必要なことは加害の言語化である。こちらもさらに困難がある。(
(こうした過程にあるので、まだまだ渦中にある生徒の「問い返し」は相当に考えられた「反発」あるいは無意識の防衛的な反応であるかもしれない。自らに起こった事態の説明だけではなくて、自らを不登校へと漂流させた力の背景を理解したいという問いでもあるのだろう。とするとそれは社会のもつ課題を拓く「問い返し」となる。聞く側はそれに「共振する」ことで、社会の方へと課題を振り分ける力も要る。こうした共振力が他者の声を聞く者の責任として求められるのだろう。守秘義務を遵守することだけではなく、職業倫理の、とくに権利擁護の課題はこうした経過において発信することと統合されていくべきなのだろう。(
(他にも関係性をとらえた理論はある。DV の被害者がそこに巻き込まれていく過程をとらえたレノア・ウォーカーの「被殴打女性症候群 battered woman syndrome」、逮捕された銀行強盗の犯人とそこで人質となった女性が生き延びる切迫した過程で形成した密度がその後結婚へと発展したことで関心を持たれたストックホルムシンドローム、日本型の母子関係に典型的な自らを犠牲にして息子に献身することで相手を拘束する様を把握したモラルマゾヒズム、カルトによるマインドコントロール等、訴求しあう相互関係に根ざして巻き込まれていく過程をとらえたアプローチがある。被害者非難にならないような関係性把握のロジックを探ることもまた理論的な権利擁護の方途だと思う。どうして逃げなかったという問いではなく、拘束する関係性を解読する言葉へと架橋することは聞く側の理論構築への責任である。これが対人援助と民主主義の関わりである。(
(加害者臨床においても同じような責任がある。そうした作業として、「殴る男―親密性の変成に向けて」(市野川容孝他編『身体をめぐるレッスン第 4 巻−交錯する身体』岩波書店、3-28 頁、2007 年）を書いた。また、言語的な分析については（中村正「DV－加害者をどうするのかという問題が問いかけること－」『現代のエスプリ』第 441 号、至文堂、43-51 頁、2004 年）でも試みた。加害の声をきちんと社会に届ける仕事もまた意義のあることだと思う。それほどに加害の声は聞こえにくく、手立てをとらないと中和化され、消えていくからだ。(
(加害の声が聞こえなくなる背景には、社会の側に加害との共犯性や連続性があるからだ。他者への暴力をふるっている自分に気づくことは難しい。いつ何時交通事故を起こすかもしれない、子どもや高齢者を虐待しているかもしれない、ハラスメントをしているかもしれないと思うほどに対人暴力のテーマが増えてきたし、暴力を受けたと思う主観に依拠していろんな対策がすすんでいる対応策も不安をつくりだす。関係を歪ませる通報義務もそうだ。そうすると加害を言葉にする作業は保守的になり、きちんと加害が語られなくなる。(
(被害であれ加害であれ、そして不具合としての行動化であれ、それらには適切な言葉が欲しい。被害の声は聞こえにくく、加害の声は消失され、中和化されやすく、行動化の声は混沌としている。中井さんのいじめの体験論のように整序された言葉ばかりではない。語る側にも力は要るし、それを聞く側にも力が要る。両者は相関して発達する。そして何よりも聞くことと語ることが二項的にあるだけではないことの理解も欲しい。そのあいだのコミュニケーションの仕方は多様にあるはずだ。そのことを以下において考えてみたい。(
(
(
(

４．ナラティブのかたち−多様なコミュニケーション・モードの研究(

((

(聞く側と話す側、調査する者とされる者、支援と被支援という二項対立的な図式ではないほうがいい。そこでコミュニケーションのかたちとしてみると興味深い事例がいくつかある。自生的に形成され、意図的にひきだされ、協働しつつ展開されているコミュニケーションの現場があり、それらはとても面白いと思う。(

(一つは薬物依存からの回復をめざすダルクの取り組みにみられるコミュニケーションの独特さである。一般にアディクションからの離脱をめざす自助グループの会話は特徴的なモードをもっている。自ら語り出すというモードが設定されているのでこの特徴をみてみる。(

(二つは名づけの変更を試みる実践がある。ラベルをめぐる葛藤を意識的に取り入れ、「名乗り返す」という試みがある。ここでは顔等にあざのある人たちが自らをユニークフェイスと名乗ることに注目してみたい。この発想はいずれ自らを不登校とは名付けないことへの示唆となるだろう。(

(三つはプライバシーのもつ起爆力やエネルギーをひきだす多様なチャンネルを組織することで問題解決に向かう経路がありうることをみてみたい。ここでは映像化するという選択肢をみてみる。(

(以下の話題は、立命館大学人間科学研究所において実施した公開連続企画『ケア新時代シリーズ第３期−当事者のまなざし』（2003年3月発行）として記録されているものがもとになっている。これは「学術フロンティア推進事業プロジェクト研究シリーズ」の一環である。多様な当事者研究の方々を招いて話を聞いた記録である。自由に閲覧できる。(

http://www.ritsumeihuman.com/publications/read/id/93(

(

１）主客を入れ替える対話−脱アディクションのコミュニケーション(

(

①関係性を組み替える−コミュニケーション論的転回としての回復(

(

(問いの仕方を変えてみる。人生の意味の理解についてはヴィクトール・フランクルの問いかけが有名だ。問い方のコペルニクス的転回である。主語を入れ替える。「私はもはや人生から期待すべき何ものも持っていないのだ」、そう言って生きることをやめようとした人に彼は語る。他人によって取り替えられないかけがえのないあなたを待っている仕事、待ってくれている、愛する人がいる。人生はあなたからあるものを期待していると。フランクルは、絶望のなかの収容所において、生きるための「なぜ」を常に問わなければならなかった。目的が無くなったとたん存在の意味も消えてしまう事態の中に生きていた。拠り所が無くなった人は死に至る。生きのびるために、人生の意味の問い方を反転させた。「人生から何をわれわれは期待できるか」が問題なのではなくて、「人生が何をわれわれから期待しているかが問題なのである」と。「私が人生の意味を問う」のではなくて、「私自身が人生から問われたもの」として体験される。「人生は、私に毎日毎時問いを提出し、私はその問いに、詮索や口先だけでなくて、正しい行為によって応答しなければならない。『われわれ』『私』と『人生』を入れ替えることで、まったく違う世界を出現させた」（『それでも人生にイエスと言う』V.E.フランクル、春秋社、1993年）。(

(自己が中心となったコミュニケーションに囚われていることからの脱却を図り、主客の関係を反転させると、生きるべく呼びかけられたかたちになる。愛する人、待つ人たちと自己の布置を置き換えていくことで見えてくるのは、関係性のなかに生きる自己である。同じような転回や反転を活かしたコミュニケーションの場に身を投じることで回復をめざす取り組みがある。依存症的な人生からの転換をめざす民間のリハビリグループである「ダルク」は当事者組織である。セルフヘルプグループ活動だ。ここのコミュニケーション・モードは独特である。(

(「Just for Today（ただひたすら今日のために）」やハイヤーパワーなどの独特のコミュニケーションの仕方がある。そのためにミーティングが欠かせない。ひたすらその実践を行う過程で新しい思考の様式と行動の型が形成される。一種のセルフコントロールスキルのようなコミュニケーション・モードといえる。それはそれ

までの薬物依存者としての実践とは異なるやり方である。(
(この過程で、依存者としての自己がより可視化され、自己規定を行うこととなる。一人ひとりがダルクに至る経過、薬物依存体験はそれぞれ個性的だが、共通している体験のフレームがある。それは、医療的な解毒プログラムを経て、薬物を使用せずに日常生活を送ることができるように徐々に回復していく過程に見出せるコミュニケーション的な転回である。薬物を使用しなくなるということは回復の端緒でしかないということが理解できる。(
(ダルクの回復のプログラムは(AA(アルコホーリクス・アノニマス:アルコール依存症者の自助グループ)の「十二ステッププログラム」をもとにつくられている。ダルクの創設者、近藤恒夫氏が『薬物依存を越えて―回復と再生へのプログラム』(海拓社)のなかで紹介している。それは次のようだ。(
(
(1) われわれは薬物依存に対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた。(
(2) われわれは自分より偉大な力が、われわれを正気(健康的な生き方)に戻してくれると(((信じるようになった。(
(3) われわれの意志と生命を、自分で理解している神、ハイヤーパワーの配慮にゆだねる(決心をした。(
(4) 探し求め、恐れることなく、生きてきたことの棚卸表をつくった。((
(5) 神に対し、自分自身に対して、もう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた。(
(6) これらの性格上の欠点をすべて取り除くことを、神にゆだねる心の準備が完全にできた。((
(7) 自分の短所を変えてください、と謙虚に神に求めた。((
(8) われわれが傷つけたすべての人の表をつくり、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった。((
(9) その人たち、または他の人々を傷つけない限り、機会あるたびに直接埋め合わせをした。((
(10) 自分の生き方の棚卸を実行しつづけ、誤ったときに直ちに認めた。((
(11) 自分で理解している神との意識的触れ合いを深めるために、神の意志を知り、それだけを行っていく力を、祈りと黙想によって求めた。((
(12) これらのステップを経た結果、霊的に目覚めこの話を薬物依存者に伝え、また自分のあらゆることに、この原理を実践するように努力した。(
(
(「自我、コントロール欲求、自分自身の内部のパワーを求める欲求を縮小していき、その分を自分とハイヤーパワーの関係に置き換えながらストレスを小さくする生き方に変えていくこと」(近藤、同上書)としてこの「十二ステップ」の意味が指摘されている。(
(ハイヤーパワーの活用は、それまでの薬物依存との闘いをめぐる物語を変化させるコミュニケーション技法となっている。ナラティブのモードを変えて、行動変容に導く。神とかハイヤーパワーとかという言葉が使われているが、特定の宗教ではない。超越的なものを想定し、そこに依存し、決定を委ね、対話することで可能となる自己再構築のコミュニケーションが「十二ステップ」に埋め込まれている。(
(

②コミュニケーションとシステム(

((
(このハイヤーパワーの活用はセルフヘルプのコミュニケーション論的転回の典型的なかたちを成している。その意義を説いたのは、コミュニケーション論をもとにしてアルコール依存症者の自己概念を分析したグレゴリー・ベイトソンである。ベイトソンは「降伏のコミュニケーションとしての語り」といい、大要、次のように脱依存症へのコミュニケーション論的変容過程を特徴づけた。(
(酔いが醒めに対する矯正の機能を果たしていて、依存者自身が、醒めているあいだは自分の「弱さ」にこそ問題があるのだと一般に考えている。彼は「わが魂の指令官になれる」と信じている。意識レベルでの彼の自己はアルコールの人格化との泥沼の戦いに巻き込まれている。酒との戦いという神話、つまりアルコールとは戦えないと認めること、ようするに降伏が必要

なのだ。それはいわゆる「底つき感」である。アルコール依存症者の自己全体がアルコール依存パーソナリティなのである。そういう自己がアルコール依存と戦うということは自己矛盾である。「あなたの意志で直そうとすることは靴ひもを引っ張ってあなた自身を持ち上げようとするのと同じだ」とたとえることができるという。(
(そこで、ハイヤーパワーが用いられる。われわれより大きな〈力〉がわれわれを正気に引き戻してくれるという「大きな力の顕現」により「意志の力」という神話が崩れる。自己という独立した行為者があって、それが独立した対象に、独立した目的を持った行為をなすのだと信じる西洋の人間、つまり西洋に特徴的な自己の観念が回復の阻害となっている。アルコール依存者に染みついたプライドである。だから「俺にはできない」ということが受容できない。俺は素面でいることができるということに駆り出されている状態である。自己へのチャレンジとして禁酒を継続することに耽溺しているということになってしまう。アルコール依存症的自己とは、酒との交わりを自己の外側にセットし、自分が飲酒に抵抗するという構図に納めてしまう。(
(脱アルコールへのセラピーとは、このシークエンスの変化を促すことがメインとなる。これは一種の「自己システムの修正」というセラピーである。正のフィードバックサーキットは、破滅への欲望となるが、「大きな力への降伏」をもたらすことで変化が可能となる。自己よりも大きな力があることを認める。しかし、それは特定の宗教でいう大きな力ではなくて、各自それぞれに理解する神となっている、つまり私の神である((「『自己』なるもののサイバネティックス−アルコール依存症の理論」『精神の生態学』佐藤良明訳、思索社)。(
(こうしたハイヤーパワーを活用し、グループを成して確認していく日常的な実践を脱依存症のグループワークは展開している。これは、新しい認知と行動を形成するためのフレームとなっている。ベイトソンはアルコールに関してこれを論じたが、依存という嗜癖の悪循環に陥っている事例一般については共通する。こうした自立した個人の神話は西欧だけではない。個として立つことを強いられる社会の生きづらさがここにある。その強い個人をのりこえるためにも、援助を求めること、弱い面があること、関係のなかに生きること等を認める回路を開きたい。そうした認知の仕方、行動の選択の幅を広げることがこのコミュニケーションの場では実践されている。そうした場では人はそのフレームのなかで自生的に語り出す。聞き出すのではなく、語り出す場の構成が大切となる。(
(このことは不登校の生徒からの「問い返し」が認定フリースクールという「場」の力によって可能となっていることと関わる。コミュニケーションの場や環境のあり方が人の変化を可能とさせる。語り方の変化が自己理解や他者関係を変容させていく。(

(
２）まなざしと外見−名乗り方を変える(
(
(問題であるとする定義は意味づける力のことである。社会病理現象には名指すことが含まれる。医学が何かを病理である、障害であると定義する診断とは異なるのが心理、福祉、教育の分野における定義づけである。これはラベルとして負の記号作用を果たし、当人の自己評価を下げていく。烙印である。この行為をラベリングという。「問い返し」はこの意味でも重要な行為であることがわかる。その延長上に名乗り方を変えるということがある。(
(ユニークフェイスという言い方で外見や容貌になんらかのハンディをもつ人たちの行きにくさを乗り越えようとする取り組みがある。外見こそが問題だというリアルでストレートかつ自明なことへの問題提起を行っているグループだ。(外見は、欺瞞、無視、うさわ、排除、蔑視、儀礼的無関心など、私たちが人に対して抱く美醜の感覚、敬意と排除、本音と建前などが飛び交う社交のインターフェイスである。そのインターフェイスは戦場のようである。これは「まなざしの地獄」となる。こうした状況に対して、ジロジロ見られる顔や外見をもつ人たちは自らをユニークフェイスと名づけ、セルフヘルプの実践をはじめた。(
(「顔や体の機能に問題があってもなくても、遺伝、病気、外傷などが原因で明らかに目立つ容貌である人とその家族」を対象にして「顔のNPO」と称した当事者グループを結成した。顔面や身体の表面に疾患や外傷のある当事者とその家族は「社会によく知られた問題の当事者と

は異なり、社会から差別、偏見、蔑視にさらされている」、「ユニークフェイスの人は、侮辱の対象としての関心、凝視する対象としての関心、そして、どうやって接したらいいのかわからない人が無視をするという対応に疲れ果てています」と言う。その上で、「好意ある無関心」という言葉を紹介し、どう接すればよいのかを提案する。(『知っていますか?ユニークフェイス一問一答』松本学ほか編、解放出版社)(。(
(さらに、「常に自分は他者から見られている意識と強迫観念に襲われている」、「社会が自分を避けていく感覚、つまり回避」、「なんだ、あいつはという敵意を感じる」(『顔面漂流記−アザをもつジャーナリスト』かもがわ出版)という心理状態に慢性的におかれていることの苦しさを語りはじめた。(
(ユニークフェイスとして前景化すればするほど、私たちは日常生活において、「好意ある無関心」を実践しなければならない場面に遭遇する。『ジロジロみないで−“普通の顔”を喪った９人の物語−』(扶桑社)にはユニークフェイスな人たちの写真が数多く掲載されている。(罵られ、いじめられ、差別された体験記も添えられている。そのなかに、「髪の毛がない“事実”を“個性”へと変えた」という女性の話がある。彼女は全身脱毛だった。その体験が詳述されている。デートの最中、彼の手が髪の毛に伸びてくるとカツラだとバレないように彼の手を払ったこと、眉毛がないことがバレないように顔を寄せ合っても顔をそむけたこと、裸を見られないように下着をはいたままセックスした話などの痛々しい「取り繕い努力」が語られている。相互作用の社会学で言う「パッシング」の姿だ。ようやくカツラ・カウンセラーとして体毛のないことを活かした仕事をはじめた。３ヶ月先までも予約が入っていたという彼女は、しかしその人生が上向きはじめた矢先、その上り坂の途中で自殺をしたという。こころの中にある傷の深さなのだろう。(
(こうして、ユニークフェイスとして名乗り変えることで、癒すことが必要な、世に明かしたくない過去が「生きられた経験」として定義され直していく。(
(この取り組みから、人間の相互作用という社会行動を観察し、外見の機能に注目したアービング・ゴフマンという社会学者の仕事が想起される。ゴフマンは、「外面は一種の〈集合表象〉となり、自立的な一個の事実となる」という(『行為と演技−日常生活における自己呈示』誠信書房)。ゴフマンはユニークフェイス、つまり顔だけに論を絞っているわけではなく、行動、態度、しぐさ、役割など幅広く外面や外見を扱っている。内面やこころという見えないものにではなくて、行動や外見という見えるものに焦点をあてて社会生活の特質を記述している。(
(『スティグマの社会学』(せりか書房)では、さらに直裁にこの顔という外見にかかわる対象をも把握している。「スティグマとは属性ではなくて関係を表現する言葉」だと定義している。ゴフマンはスティグマ体験を集め、記述し、言葉を与えた。たとえば、傷をもつ人と対面したときの「気づまり」や「儀礼的な無関心」を指摘する。「情報操作」、「パッシング(取り繕い)」、「侮辱と信頼喪失に晒されている傷つきやすい自己」等、相互作用における微視的現実に言葉を与えていった。「自己は呈示される場面から生じる劇的効果 dramatic effect である」とする演技論的な社会的相互作用分析をおこない、外見という変数を独自な分析対象として取り出した。(
(こうした一連の研究やユニークフェイスの実践から、外見ではなくて中身だという意識の虚構性が暴かれ、結局、見た目を気にして生きる社会行動のリアルな側面が露わにされていく。隠蔽された困難の発見はこうした作業とともに行われてきた。(
(もちろん、困難ばかりがあるわけでない。外見に注目した社会学や演技論的なアプローチは、装うことがもつ積極性の方へと関心をむけることとなる。メイクアップやリハビリメイク等の可能性だ。隠すのではなくて、活かす方策や表出することの肯定的な意義がひきだされていく。リハビリメイクを施す女性が体験を語る。その実践の役割が重要な意味を帯びる。自分をディスプレイすることで関係性が変わり、内面が変わる姿のリアルさが説得的だ。心ばかりが肥大化し、何かというと心のケアや内面の充実が語られていきがちな対人援助への、一つの問題提起だと思う。障害の問題も外見の異形性をともなうから「まなざしの地獄」的になっていく。ジロジロ見ないで普通に接する家族や友人や職場でのいきいきとした日常が先の写真集には表

現されている。あたりまえに共在できることがめざされている。ユニークフェイスな人々との出会いから学ぶことが多い。(
(いじめの政治学にならっていえば、顔と外見をめぐる政治学である。内面さえ豊かであればいいということのもつ嘘っぽさを容赦なく指摘する。波風の立つ言い方だ。学歴、学校名、名誉、肩書き、見てくれ、身につけているもの等、広い意味での外見にこだわって生きていることを暴く。起爆力を秘めた「問い返し」といえるだろう。そうした波風をとおした関係づけの再構築のためのコミュニケーションの仕方だと思う。名乗り方を変えてみることは当事者研究のなかでも重要なポイントとなっている。(
(こうなると、「不登校の政治学」が成り立ち、近い将来にその名づけが変更されていくべきだといえる。何故なら、そもそも以前にはなかった言葉だからである。学校恐怖症、登校拒否、長期欠席、不就学等と変遷してきた。そして学習の継続が保証できれば教育を受ける権利は実現できるのだから、課題はこの学習の持続である。そうなると学びの場の構築ができればよいといえる。名づけの変更は基本的な課題の明確化があればよいことを意味している。(

(（3）プライバシーは力を秘めている−聞く者の責任―(

(
(「問い返し」は公的領域から追いやられた秘密、つまりプライベートな領域から発せられる。問い返された側は揺さぶられる。それは常識を問い直す力になる。関係性を組み換える力ともなる。それに手を貸すのがカウンセリングだといえる。言葉をとおしてプライベートなものを対象にして整理が行われ、必要な事項については社会の課題として再帰させることが相談したものの責務となる。守秘の義務は閉ざすことではない。(
(時に当事者の表現はこの関係を尻目に自由奔放に展開されていく。だから当事者研究として自由な表現をさらに高次に組織化することに関心がもたれ、ユニークな取り組みがたくさんあり、それらが治療的で回復的に機能する。たとえば映像。対話と回復・和解のためにドキュメントが言葉のようになって関係者の感情を逆なでしながらも関係を癒やしていく。(
(「ファザーレス/父なき時代」は、村石雅也さんの、1997(年の日本映画学校卒業作品だ。冒頭から、執拗なほど反復される自傷行為、中年同性愛者とのゆきずりのセックス、つきあっている女性に殴られ血を流す場面が矢継ぎ早に描かれている。観ている者の心をざわつかせる。自分の不安定さを探るため、幼い頃の育ちを追体験し、再確認するように育った家族の深奥へとカメラが向けられていく。幼い頃に離婚した親、母が再婚した義父との確執、実父との再会などを記録していく。(
(その映画学校の校長でもある佐藤忠男さんは『映画の真実―スクリーンは何を映してきたか―』(中公新書)のなかで「ドキュメンタリーとデモクラシー」と題する章を起こしている。これはこの映画を評したものだ。佐藤氏はこの映画を「セルフセラピー」だと特徴づけている。自らの人生の課題を整理し、実父との和解的な対話や再会へと至る過程が描かれているからだ。そのドキュメント手法は痛々しいけれどもどこか安心できる修復と和解の物語としてみることができる。その過程をデモクラシーと名付けたことは対人関係の次元において社会のテーマを位置づけようとする適切な表現だと思った。(
(同じ日本映画学校の卒業作品として制作された映画「home」は、弟がひきこもりの兄を映している。兄は地に足つかない、外の世界に出ることの恐怖を「3(センチ上の世界」と表現し、ひきこもっていた(7(年間の記録を日記として公開している。兄の日記は饒舌だ。ひきこもりの当事者としての発言だからだ。回顧的な後からの意味づけでなく、渦中にある時のリアルな声が新鮮である。ひきこもりと称されているけれども、その生きられた世界が濃密な時間として記述されている。(
(私は「home」を何度か観た。映画のなかに映し出された兄の部屋にある膨大な映画のビデオテープの数々が印象に残る。兄は映画が好きだということにこの「home」の核心のひとつがあると感じた。立命館大学で映画を上映し、映画を制作した弟とひきこもっていた兄を招いて話をきいたことがある。その時に兄が学生たちに訴えた。映画のラストでようやく家を出た兄に安堵した聴衆に向けた刃であった。(
(「ひきこもりの主人公は車で家を飛び出た。しかし、その主人公はちっとも胸をなでおろし

てなんかいないし､その結末に〈ハッピーエンド〉を読みとる観客に腹を立てている。・・ちゃんと観て欲しかった。あの空っぽのガレージを。これが、今現在、そして、これからも続く私の不安と恐怖なんだ」、「『ひきこもり』(当事者とその周囲の人々の間には、ある絶望的な意識の差がある。そして、その意識の差異の提示はあらゆる場面で行われうるべきだ」と語る。(
(「ひきこもりのリアルを伝える。手法はあっぱれだ。映像好きの私は『いいものとってくれるなら』という心の隙間があった。学生映画特有の予定調和のものなら握りつぶしていたところだ。」と「home」のパンフレット(ボックスオフィス発行)で兄が語っている｡映画制作のためにカメラを向け、カメラにむけて語ることでリアルが構成され、いやがおうにもひきこもりをなんとかしたいという弟の書いたシナリオが実行されていくという、映画のなかの映画のようにして兄の主人公性がひきだされている。兄は「表現欲」について語っている。「映画に対する憧れ」があったと言う。そうなるとこの映画を完結させるためにその主人公は家を出ることを余儀なくされる。映画のなかの映画の主人公を演じきったのだ。カメラの力である。でもそれは兄の欲望をよく理解していたからできたことでもある。ドキュメントとはいえ、それは映画としての虚構性をもつ。弟はこの兄の表現欲に楔を差しながら､うまい具合に(もちろん予定調和ではなく)､家族関係再編に向けた変化へのカーブを描いた。表現欲という主人公のエネルギーを活用したうまい映画だと思った。(
(しかし兄は厳しい。兄はトークのなかで「共犯関係」という言葉を用いて観る者の、視線と感情のポジショナリティを問うたのだ。兄がひきこもりから家をでてハッピーエンドを感じ、それに安堵したあなたこそがひきこもりへと人を追い立てる者である、だからそのことは感情的に共犯性を帯びているのだと。その感情の持ち方自体を変えるべきだという。なるほどと感じいった。(
(二つの映画を観ながら原一男氏の「ドキュメンタリー論」を思い出した。それはプライバシーへの侵入としての記録映画の意義についての語りである。(
(「プライバシーって、個々人の価値観とか感性とかいうふうに言うけれど、そういう個々人がもっている感じ方、感性をよく見ていくと、自己矛盾的にその中に制度的なものが非常に入っているというふうに思ってしまう。だからこちらがその制度的なものに対して、キャメラを持って打って出ようとするときに、ターゲットはやっぱり個人の感じ方の世界へどうしても向かっていく」、それで、「ことの結果というか必然として、プライバシーの領域にどうしても踏み込まざるを得ない」、「プライバシーって言っている部分の中に、僕らが抱えている矛盾みたいなものがかなり含まれているんじゃないかと思う」、「やっぱり生身の人間の中で見つけ出して引きずり出したい」、「僕らがキャメラを持って他人の中に踏み込んでいったとき、被写体のほうも自分で予測もしていなかったようなものが出ちゃったりして、その人が積み上げてきた、今日まで平和でやってきたものがガラガラと崩れるんじゃないかと思われるかもしれない。しかし、残念ながらそう簡単には崩れない。・・・それほどにやっぱり積み上げてきたものは強烈なはずなんです」(原一男『踏み越えるキャメラ―わが方法、アクションドキュメンタリー―』フィルムアート社)。(
(対人援助はプライベートな領域に踏み込む。聞く側はそうしたことをしている。ドキュメンタリーやカメラとよく似た機能を有している。プライバシー、私的なこと、秘密にしておきたいこと、語りたくないこと、感じ方や安堵の仕方等、すべてに社会が入り込んでいる。それを開くとみたくないものまでみえてくる。観る者の責任もあるし、観る者の見方も問われる。プライベートなことはそれほどまでに奥まったところで起爆性を秘めている。芸術の多くはそれらをあるフレームのなかで表現する。臨床や援助もまた同じように取り出していく。聞いた者の責任が発生する。社会のもつ課題へと応答させなければならない。だから対人援助と民主主義という主題の定式化はどうしても必要だ。佐藤忠男さんの指摘はこの意味でも見識だといえる。(
(

５．協働する対話へ−対人援助と民主主義(

(
(なお冒頭の院生は考え続けている。学校に通っていたことの意味について。不登校という言

い方の妥当性も再考している。私が彼に問うたことは、不登校の「校」とは何か、何からの不登校なのか、不登校を微分し、そのように観念され、総称されている事態を解体していくべきことを。概念としての不登校があまりにも肥大化しているし、それに寄りかかっていては見えないものがあることをこそ調べるべきだと。不登校の子ども自身も社会のもつ、既製の物語に染まっているかもしれない。そうすると世間の持つ自立の物語に即して回復を描くことになる。自己を責めることもある。自尊心も低下する。せっかくの不登校経験を活かすことがないと「負の経験」として物語られていくだけだ。既存の物語に回収されてしまう。(

(ポジショナリティ論は対人援助と民主主義の関係を問うていると考える。これが社会臨床の意味である。中井久夫さんのいじめの論考が政治学と名付けられたことは必然だった。仲間関係における暴力のもつ破壊性を表現し、周囲が何を考えなければならないかをつきつけた。いじめの罪深さに気づく。「サイコ−ポリティクス psycho-politics」という相がうまく切り取られているので、そこには心理的、感情的な暴力の深刻さが浮かび上がっている。この言葉、狭義には精神医療や精神保健をめぐる政治＝政策動向を意味するが、それだけではなくて、ミクロな対人関係のなかに宿るパワーとポリティクスのことも意味するのだと理解すると、考えるべき諸点は拡大する。たとえば、ひきこもりの政治学、不登校の政治学、子ども虐待の政治学、薬物依存の政治学、そしてトラウマの政治学と無限に続く。(

(ここで述べてきたポジショナリティという言葉の必要性を浮かび上がらせたその発端は、不登校経験のある生徒の「問い返し」だった。そのことをひきうける側にも力とエネルギーが要る。その後の院生の調査は協働した対話のようにすすんでいく。その調査はつくられた自分を再構成する作業のようでもある。ここでみてきたコミュニケーションの場は、その院生が調査する認定フリースクールという学びの場である。その場は、生徒たちにとっては学習を継続する場として、不登校ではない世界と関係の場としてうまく機能している。(

(この場に通いながら彼は不登校の生徒に教えられ、いずれはその不登校という言葉をさえ解体していくことになる試練を与えられたといえる。そのためにも、ダルクのような新しいコミュニケーション・モードをもつ場の創造、ユニークフェイスのような名づけ(ラベル)の変更、プライベートなことの開示による日常の変更（持続的な学習の場の保証）について学ぶべきなのだろう。こうして「問い返し」への応答ができていく。(

(ここに通う生徒たちはすでに不登校児ではなく、学習者として立ちあらわれている。不登校経験者として育っている。さらに環境も変化している。認定フリースクールができ、単位制高校・通信制高校も整備され、これまで存在している適応指導教室や保健室登校だけではない選択肢が増えている。さらに出身学校（小中学）で不登校であったことを志願・入学条件とした私立中学も存在するようになった（たとえば学校法人東京シューレ学園が経営する「東京シューレ葛飾中学」等）。不登校者支援をめぐる新たな統合の理論が求められているといえる。持続する学習者としての主体の形成を支援する不登校支援論へと視点の転換も求められている。(

(こうした現状からすると、不登校の研究において、その内包と外延が不明確になりつつあるといえる。ポジショナリティ論をとおした「対人援助と民主主義」の考察を踏まえると、彼の研究の隠れたテーマは「さよなら不登校」「もうひとつのキャリア形成」「持続的学習者形成」「学びの多様性保障」等ではないかと提案している。(

(
(
(
(
(
(
(
(
(
(

中村正（なかむら(ただし)）(
社会病理学・臨床社会学・臨床社会論(
(
2014年11月25日受理(

臨床社会学の方法

(8) 臨地の思考

中村中正中

はじめに

(　『図書新聞』編集部に依頼されて末尾に掲げた書評を書いた。酒井朗さんの『教育臨床社会学の可能性』(勁草書房、2014 年）を取り上げた。2005 年には、『現代の社会病理』（第 20 号、日本社会病理学会）の編集部に依頼されて野口祐二さんの『ナラティブの臨床社会学』(勁草書房、2005 年）を取り上げた（書評論文「＜臨床＞から＜臨場＞へ－拓かれた臨床の視座と first person－」)。他にも書評を書いているが、ちょうど 10 年隔たった二つの書評は臨床社会学との関係があるのでこれらを紹介し、その間の問題意識も織り交ぜ、対人援助の実践と知識のあり方について吟味をしておきたい。第８回目となる「臨床社会学の方法」は「臨地の思考」である。

１．臨床を複眼的にみるために–臨地実践としての東日本家族応援プロジェクトにとりくんで–

１）東日本家族応援プロジェクトのこと

(　立命館大学大学院応用人間科学研究科では「東日本家族応援プロジェクト」と称して 10 年の取り組みをしている。現在４年目である。本マガジンにはプロジェクト責任者の村本さんが経過を記している。４年目が終わろうとしている現時点で、いったん総括をしておきたいと思い書物を編集している最中である。私は「まとめ」にあたる章を担当している。プロジェクトをとおして「場」に関わることの意義に焦点をあてた（詳細は晃洋書房から今夏刊行予定の書物を参照のこと)。

(　プロジェクトの学びは「場」に関わる。プロジェクトは他者との関係性において学ぶ。それは「学びのコミュニティ」への関与である。この場合のコミュニティは「地域」を意味しない。あくまでも「場」であり、「関心としてのコミュニティ」である。生きる場としての「地域」とは異なる。「関心のコミュニティ」としてのプロジェクトが、「地域」としてのコミュニティと協働する。そこに住まう他者たちと共在する「場と地」へ自らの身体を投げ出すから、プロジェクト（投企）なのである。学ぶ者は自らの日常とは異なりのある場、事態が生起している場、苦難の場へと赴くので、その身体は揺さぶられる。そして知らないところに投げ出された身体は動揺する。その揺れを自己の省察の契機とする。

２）アクティブな学び

(　プロジェクトは、参加し、実践し、対話し、

(　(　(　(　(　(　(　(　(
立命館大学
Ritsumeikan University

協調し、そして最終的には省察をしながら「場と地」に身体を投げ出す営みである。対人援助学を学ぶ者として身体をとおして感じたことを言葉にして学びを深掘りしていく。大げさにいえば同時代の出来事に遭遇して支援とは何かを絶えず再著述する機会とする。大規模に取り組まれている東日本大震災からの「復興の物語」の一環に自らを重ねるという意味もある。

(こうした学習はアクティブな学びである。しかし、体験型学習だけをとらえてアクティブな学びだというのは一面的である。座学に対して動的な学びというだけでもない。直接的で身体行動的な「体験」を「経験」にまで深めていくためには、応用展開性へと至る省察や言語化が不可欠である。協働をとおした学習は、個人の次元から組織（児童相談所、保育園、福祉団体、NPO等の現地パートナー）や地域（自治体、民生委員やボランティア等地元の諸個人）の次元にまで広がる。10年続けているので時間という要素も加わる。持続的に関与するので、参加者はその時間軸のなかで変化する。

(従来の、どちらかといえば単線的であった「教える」「導く」「治す」「伸ばす」「成長する」という援助と支援にかかわる様相ではなく、また「支援する側とされる側」という二元論へと陥りがちな対人援助実践をそうではないあり方へと切り替えることが求められていると新しい対人援助学は考える。ケアの課題が発生するところに積極的に身体をもって分け入ることでみえてくることを言葉にし、共感の手前の関係性をひきだしたいと考えている。それは共振とか共苦という課題である。さらに支援や援助が成り立つ生態学的な関係性として取り出すことでみえてくる共生という課題も大切だと考えている。プロジェクトへの参加・参画は自らの「身体」を媒介させた実践、つまりその「地に臨む」身体が不可欠であり、それをとおして関係性ができあがる。

(まとめておこう。対人援助学は臨床という狭い意味において実践的であるのではない。事態が生起し、ニーズがあるところに自己を置く。自ら投企した身体をとおして問題となることを感受し、共感する。その前に共振し、共苦する。そしてそれらのなかを共に生きる相を把握する。前回の連載「臨床社会学の方法（7）」で紹介した不登校を研究している院生が認定フリースクールで生徒に問われた「どうして学校に通い続けていたのか」という問い返しはその感受する身体の典型例である。共振し、その問いがもつ刃のような鋭さで自らを省みて共苦した。これらの諸相を私の専攻領域である社会病理学・臨床社会学にそくして考えてみよう。

3）臨床社会学の知

(私は、社会病理学・臨床社会学は、「個人の病み」をとおして「社会の病み」を把握する知の営みだと考えている。「個人の病み」にかかわる現場は臨床実践の対象としてたくさんある。心理相談、福祉援助、医療・看護、学校教育、障害対応等だ。東日本の被災地でも多様な取り組みがある。こうした人々の営為に社会学はどのように貢献できるのかを考えている。社会行動や相互作用の諸過程を分析する社会学の方法は逸脱行動への対応や問題解決の臨床実践に「関係性」という射程をもって接近する。だから、ベッドサイドで病める当事者に寄り添いながら支援する狭義の臨床だけではなくて、その射程は社会それ自体の病理性をも扱うこととなる。社会病理にかかわる臨床で体験する事柄は、社会の極限値として何かを表象している、つまり訴えているとすれば、社会の方へと問題を再構成する作業として社会病理学・臨床社会学はある。

(こうした広がりのなかで個々の社会病理現象を把握するための基礎的知識が意味をもつ。これらの作業は複雑な手続きを必要とする。その過程において、既存の概念を批判的に吟味し、日常的な生活環境の改善から社会再構築にも至るべき、ミクロをとおしてマクロを透視する、マクロな事項をミクロな事例に読み取る、そんなリンケージのポイント（「結節点」）となる取り組みをプロジェクトとして設定した。

(「臨地」の実践として東日本の各地で活動する協力パートナーをみいだしながらプロジェクトが汲まれている。そこには、「臨床（被

災・被害に関わる課題への対応）−臨人（活動は「わたしとあなた」という顔のみえる関係に根ざす)−臨家(家族への支援に関わること)−臨場（具体的な活動が展開される空間)」という層を成した広がりがある取り組みとなっている。末尾に示した図１はそのイメージである。

(もちろん、「臨地の思考」にとっては、地元の言葉の理解、被災地の現状把握、被災体験の想起、地域の味わいと臭い等の総体への、身体をとおした分け入りが根拠になっていく。その具体的なあり方は同じプロジェクトでありながらも参加者ひとりひとりのこれまでの履歴を反映した個別的なものとの共振がある。それはボランティアをしながら共苦し、共振するというひとりひとりの臨床的な学びの姿だともいえる。参加している者のこれまでとこれからについて、東日本の現場をとおして重ねてみる各自の物語がみえてくる。そのユニークさが個性的で面白い。

(もちろん、復興の物語をとおして見えつつあることを整序するだけでも膨大な作業となる。対人援助にかかわる問題解決というよりも、対人援助の「広がりや深まり」について、既知の対人援助や実践を相対化できるような問いができればよいと思う。「問題」の再考それ自体もできる対人援助の発見が大切だとプロジェクトでは考えている。社会の中にそんなにシャープに答えがあるわけでない。その答えも別の問題をはらんでしまうということもみえてきた。

(「問題解決行動が問題となること」や「偽問題解決行動」を指摘してきた家族療法論的な臨床の方法に学ぶと、応用人間科学研究科で扱うことそれ自体や対人援助学のテキストもこうした思考のループに組み込まれるべきだし、復興の仕方や支援のあり方もまたそうではないかと深慮すべきだろう。明確な答えがないからこそ、逆に、新たに「問い」を立て、調べなおし、言語化し、支援の実践の場をつくりながら、「問いを問い直す知」を構築する。それらを社会のあり方へと再帰させるというまた異なる次元への問題解決行動を展望できることが大切だろう。

(確かに問題解決を指向するのが臨床と支援の入り口だが、答えだけだと対処療法となってしまう。だから「問い」を立て直すこともできるようになりたいと思っている。「問題解決型の知」は物事のある一面でしかない。臨床の知から既存の概念の再考を迫るテーマはたくさん生成しているのでそれを理解するために多問題が錯綜している臨地プロジェクトの学びがある。

(問題を感受し、理論化する自己を構成すべく現地に入り実践する。地域に身体をもって分け入る、つまり臨地体験である。各地での多様な実践は、人間、家族、場、悩みに関わる実践の知となる。それらを共に語る既製品ではない言葉が欲しい。体験が経験へと変化することがプロジェクトの学びの本旨である。臨地実践は、そこに分け入っていく身体それ自体の感受性がなんといってもカギとなるが、それを言葉としていくことで他者との意味交流ができる。それをイメージ化したのが図２である。経済や政治というハードな領域にある事柄も身体が感受すると社会的な身体となる。

４）共振する臨床の知

(これらは酒井朗さんの『教育臨床社会学の可能性』（勁草書房、2014 年 6 月、227 頁）についての書評の末尾に記したことと重なる。つまり、「たとえば、臨床芸術、臨床文学、臨床社会学、臨床哲学、臨床工学等が隆盛しており、さながら『連字符臨床学』とでもいえる事態となっている現在だからこそ、臨床を冠することの本旨が問われる」ことを指摘した。「臨床といってもそれは『場』に臨むこと、つまり『臨場』」という視点が大切だし、酒井さんが調査をした「学校に行かない子ども、指導の文化や移行の危機を実証してきた方法がなによりも地を這う考察の、つまり『臨地』の結果だからである。共感的態度よりも科学的方法への関心から臨床心理学モデルを教育現象に応用しないという著者固有の教育臨床社会学の視座形成過程に裏打ちされた内容である」ことに私は納得した。

(酒井さんの書物で引用されている方々にも同じように共感した。たとえば、「子どもに

は価値葛藤を通した創造をいいながら、その場で共に価値葛藤していない教師自身に気づく「授業リフレクション」（藤岡完治）」、教育に携わる専門的職能者の資質について、「受苦的に向かいあう知性と感性」（庄井良信）が大切だとする先人たちの知見を博引旁証する態度に敬意を表した。とくに藤岡さんの指摘は多くの対人援助の現場にも通用するものだ。自らの教えの振り返りなしに子どもらを指導できないとして具体的に教える者の変化をとく手法を提起している（『関わることへの意志―教育の根源』国土社、2000 年）。酒井さんは、そこから、「研究者自らの変容へと視点を展開」する。「臨床を名乗ることの現在における意義の再確認はこうした方向性のなかにあるのだと思う。共生や共感を決して声高にいうのではなく、場に臨み、地を這うようにして、学校に行かない子どもや指導の文化に呪縛されながら呻吟する教師たちと臨在する著者の研究姿勢に感銘を受ける」という言葉はそのまま私自身が自らに言い聞かせていることでもある。連字符のようにして関心を持たれる臨床の知をみずからそこに投げ出す身体をとおして統合していくための「臨地の思考」の必要性をこうした取り組みから学んだ。

２．ナラティブ・アプローチと臨地の思考

１）経過の整理

（ 同じようなことを野口祐二さんの『ナラティブの臨床社会学』（勁草書房、2005 年）の書評でも取り上げた。書評論文「＜臨床＞から＜臨場＞へ－拓かれた臨床の視座と first person－」である（『現代の社会病理』、第 20 号、日本社会病理学会）。この時は、臨床の理解を開かれたものにするために、臨床社会学には「臨場」という言葉が相応しいという提起をした。

野口さんは当時から臨床社会学を提案していた先駆者である。アルコール依存症のグループワーク実践もされてこられた臨床社会学の開拓者である。ナラティブ・アプローチが臨床社会学の構築にとってもつ可能性を見極めようとされてこられた。臨床社会学について野口さんはこう考えている。「臨床的現実を対象とする社会学、および、臨床的応用を目的とする社会学の両者を包含する社会学」だと。「臨床的現実の理解を深め、臨床的応用に貢献できる」ということが大切だともいう。「臨床と呼ばれる領域が生活世界のなかでかつてない広がりをみせている」社会に、社会学（者）として応答すべきだという。野口さんは、社会構成主義とナラティブ・アプローチの理論的な整理、サイコセラピーとソーシャルワークという臨床領域を対象にしたナラティブ・アプローチの可能性の探求、司法領域との関連や個人化する社会との関連等ナラティブ・アプローチの応用可能性の検証を行っている。研究の経過風にみると次のようになる。

（ P.コンラッドらが拓いた「医療化論」（『逸脱と医療化−悪から病いへ』ミネルヴァ書房、2003年、ピーター・コンラッド他）は、病いや障碍がいかに構築されてきたのかを問い、その過程を歴史的に描いた。しかし、人々が定義をめぐる共同作業に荷担していることは示しうるが、逆に、どのようにして人々がその現実に働きかけ、変更しうるのかについては答えてこなかったと野口さんは批判する。

（ これに対して、A.クライマンの「病いの意味と語り論」（『病の語り−慢性の病いをめぐる臨床人類学』アーサー・クラインマン、誠信書房、1996年）は、個人がどのように「病い」を構成するのかを個人の視点から描き出すことができる。クライマンにとっての人々の主体性は語る行為、つまり物語の効果としてあらわれるという。だからナラティブ・セラピーの検討が不可避となる。（

ナラティブ・セラピーは現実が社会的に構成されること、その現実が言語によって構成されること、そして言語が物語によって組織化されることを説明した。その点が臨床社会学にとって大事だという。M.ホワイト（『ナラティブ･プラクティス』金剛出版（ 2012 年。『ナラティブ実践地図』金剛出版、2009 年等がある）らの「物語の書き換え」論（ドミナント・ストーリーの書き換え）、T.アンダーソ

ンらの「無知の戦略」論(語られることのなかった物語をひきだすためのセラピーの方法)、H.(アンダーソンの「リフレクティングチーム」論(スーパーバイズをクライアントがおこなう。『会話・言語・そして可能性−コラボレイティブとは?セラピーとは?』金剛出版、2001 年、ハーレーン・アンダーソン)がとくに強調されている。

ナラティブ・アプローチは「ナラティブ(語り・物語)という形式を手がかりにしてなんらかの現実に接近していく方法」であり、「現実は言語的共同作業によって構成されると同時にナラティブという形式によって影響される」ので、現実の再構成という点でも有益だという。

わかりやすい説明として、「ナラティブの対語はセオリーであるが、セオリーは必然を、ナラティブは偶然を扱う」と記されている。J.ブルーナー.の「論理科学モードとナラティブ・モード」論(『意味の復権−フォークサイコロジーに向けて』ミネルヴァ書房、1999 年、ジェローム・ブルーナー)とともにホワイトと D.エプストソン(デイヴィッド・エプストソン『ナラティブ・セラピーの冒険』創元社、2005 年を引いている。「論理科学モードは個人を受け身的なアリーナとして、非個人的な力、動因、衝撃、エネルギー移動等に反応する場としてみるが、ナラティブ・モードは個人を世界の主人公として描く。解釈行為の世界であり、人々は他者とともに再著述する」と。臨床社会学にとってのナラティブ・セラピーの役割の大きさが示されている。

2)社会構成主義をのりこえる臨床実践の視界

(さらに野口さんは社会構成主義をめぐる「問い」を提起している。現実は構築されたものであることを強調する社会構成主義は相対主義の徹底をもたらし、研究者の言語ゲームに陥り、ニヒリズムへと「退却」してしまいかねないことをいかにして回避することができるのかという「問い」である。

(相対主義は「社会問題の記述」には役立つが「解決」には役立たないという。社会構成主義は「問題」の成り立ちについてどちらかといえば傍観者的に記述する。よく言えば俯瞰的に眺める。この姿勢こそが「問題」にまつわる「当事者性」を消し去るように作用し、「研究者のゲーム」を完結させると指摘する。

しかし、臨床領域の実践は当事者性を消去できない。だから、「対案となるべき現実」の構成が大事で、ナラティブ・セラピーは「相対主義を徹底して実践するときに開けてくるひとつの視界」だと位置づける。「別の現実を構成する」という臨床の実践にこそ相対主義を突き抜ける可能性がある。「新しい現実を創造できたか」という問いの反復をとおして社会的に構成された現実が臨床の実践をとおして変更されていく。そのことをナラティブ・セラピーは可能にした。ナラティブ・セラピーは「一般的な意味の秩序」(ホワイトとエプストソン)を抽出し、それに基づき構成される「ドミナント・ストーリー」をセラピーの過程に用い、それを書き換える作業をセラピーとして実践する。

ここでは P.バーガーらの社会構成主義との対比がなされている(『現実の社会的構成−知識社会学論考』ピーター・バーガー他、2003 年、新曜社)。たとえばバーガーには「翻身 alternation」という概念がある。これは宗教的回心や治療的変化のことを指し、意味ある他者との会話によってもたらされるとされている。

しかしナラティブ・セラピーはこう考えない。上下関係、つまり広い意味での権力作用を否定するからだ。ナラティブ・セラピーは「行き先を定めない」。終結をめざした上下関係のある伝統的なセラピーは予め行き着く先がセラピストの側に想定されていて、そこまで持ち上げていくことが「治す」ことだとされる。「翻身」にはまだこのニュアンスがつきまとう。この違いは大きい。セラピストが終わりを見定めない物語の「共同構築者」として存在し、あたかも行方の定まらない旅行のようにして臨床が開始される。

この意味で、ナラティブ・セラピーは「ポストモダン」的なアプローチである。結末をもとめて問題の解決をおこなう伝統的な臨床心理ではない。ナラティブ・セラピーはセラピストとクライアントが共同で新しい自己物

語を構成する過程としてある。この点を社会構成主義への批判としても位置づける野口さんは臨床の現場をよく知る社会学者なのだと思う。

3）心理学化と臨床社会学

(野口さんは「社会の心理化」と「個人化する社会」が対になって進行する事態に対抗しうる回路をナラティブ・アプローチとして模索したいと考えている。「脱心理学化」のほうへの試みを臨床社会学として構想している。

しかし、野口さんは慎重だ。「心理学化」への単なる批判ではない。「心理学化は現代社会においてはむしろ必然的な側面をもっている」ので、必要なことは「『心理学化』の無自覚な拡大に注意を払い、『心理学化』の進行がもたらしてきた社会的帰結を明らかにすること、そしてその結果、修正が必要ならば具体的な対案を提示し、それをめぐって現場との対話を続けることである」という。そうしたことをとおして、「対象としての臨床」は「方法としての臨床」へと接続されるという。現実的かつ真摯な問いだと思った。

その上で、脱心理学化する臨床社会学の具体像があげられている。たとえば集団療法の分析である。野口さんも実践に関わっていたアルコール依存症者のグループワークについてである。「援助する人がもっとも援助をうける（helper therapy principle)」とまとめたA.ガートナーらのセルフヘルプの意味づけ(久保紘章監訳『セルフ・ヘルプ・グループの理論と実際―人間としての自立と連帯へのアプローチ』川島書店、1985 年)を引きながら、「ナラティブコミュニティ」としてグループワークが機能しているという。社会学者の存在意義はどこにあるのかと自問自答しながらの関与が続いたという。この点は私も脱暴力グループワークを実施しているので共感する。(

さらにソーシャルワークも検討されている。常にクライアントの困難を社会の課題へと翻訳しつつ実践を求められるのが本来のソーシャルワーカーだ。権利擁護（アドボカシ）である。その際にもナラティブ・アプローチの有効性が示唆される。ソーシャルワーク的援助実践の分析は臨床社会学そのものの領域となる。もちろん医療化とならぶ福祉化の功罪も看過できないということを理解してのことだ。

さらに、「被害のナラティブ分析」が取り上げられている。法化社会といわれるように生活世界を法が捕捉する。司法化である。それとともに「被害の心理学化」もすすむ。つまりトラウマ物語の隆盛である。こうした「心理化・司法化・医療化・福祉化」は対人援助の資格化に対応し、制度が想定する既存の物語へと苦難を矮小化する可能性もある。この背後に「個人化する社会」があると指摘する。

4）ナラティブを重視するアプローチ

(そして「個人化する社会」の理論的な検討を行う。「ナラティブが噴出する時代」の背景には「個人化」という社会の変化があり、その「三つの異なるナラティブの形式」が見いだせると言う。一つは「モダニストの物語」（苦難を受け、切り抜け、克服したというプロットを持つ)、二つはナラティブ・セラピーのいう「ポストモダニストの物語」で「克服」という結末を欠いた物語、三つはスピリチュアリティを強調した「自己を超えた何かとの出会い」という「プレモダニストの物語」である。しかしいずれのナラティブも社会全体を覆いうるような全体性や包括性をもっていない。そうした物語的環境にあるという。

「それぞれの物語はそれぞれの形で『社会』を描きだす。ナラティブはあるときは『社会』を発見し告発する一方で、あるときは『社会』を遠ざけたり隠蔽したりする。またあるときは『社会』に回収されたりもする。かつてナラティブが注目される以前、われわれはセオリーに注目していた。研究者も、ひとびとを導いているセオリーをなんとか捉えようとしてさまざまなモデルを提案してきた。しかし、いまわれわれが注目しているのはセオリーによってではなく、ナラティブによって生きようとするひとびとの存在である。かつてセオリーによって作動しているかに見えた社会は、いま、ナラティブによる作動という新しい局面を見せ始めている」という。ナラティブが「社会」を作動させる時代、つまり「ナラティブ・ソサエティ」の時代なのである。だか

らナラティブ・アプローチが重要となるのだと。

野口さんはいう。「ナラティブ・アプローチが個人ばかりを追いかけて社会に迫ろうとしないという誤解」をとき、「ナラティブ・アプローチは個人化する社会のなかでわれわれを『社会』へと接続する貴重な回路となっている」と。

さらに野口さんは『リキッド・モダニティ』（大月書店、2001 年）を著した Z.バウマンのナラティブへの批判を引用している。バウマンは「自我のロマン派的概念の亡骸」という。それは、「インタビュー社会（個人的、私的人格を明らかにするのにインタビューに頼る）と大量の社会研究（「自我の個人的真実にたどり着くのに個人的なナラティブを探り、解剖学的に事細かく調べ、そこに内的真実の光を見いだそうとする研究」）の共犯関係」だというのだ。「自己性」「真実の自己」等を作り上げるナラティブには注意が必要だとしつつも、野口さんはナラティブ・アプローチが個人的現実の書き換えの可能性をみない批判だという。この点は大事なので、後に別の「共犯関係」の文脈を措定して考えてみる。

５）社会的現実の変更にナラティブはどうせまるのか

（ その点ともかかわり私がここで検討しておきたいことは野口さんの書物のはじめの方に記されている図（末尾に記した図３）である。この図は研究の目的を、記述することと変更することに、研究の対象を個人と社会とに分けて作成された四つの欄からなり、医療化論、病いの意味と方理論、ナラティブ・セラピーという臨床をめぐる三つの社会構成主義の特徴が整理された図である。この図において「社会的現実の変更」が空白になっている点が問題だと私は考えている。大きな物語の変更は構想されず、「個人的現実の変更」と位置づけられるナラティブ・セラピー、「社会的現実の記述」とされる医療化、「個人的現実の記述」である病いの意味と語り論が配置されている。「社会的現実の変更」を迫る欄は「社会運動の戦略論」とされ、この書物では扱われていない。「大きな物語の終焉」を意識しているのか、野口さんは少々禁欲的にこの欄を空白にしているようにもみえる。

「ナラティブ・ソサエティ」の到来を語り、社会との接合の回路と位置づけたこととの関連で、この空白の欄を少々手あかのついたように思える「社会運動の戦略論」という言葉ではないものとして、また、単に現場主義に陥らないようにした、ボトムアップ式に上昇させた言葉が欲しいと思った。

私は、ライフストーリーワークという個人から社会へと上昇するための回路が大きいとと思う。また、被害と加害のフレームのなかでは「証言」「記録」「告発」というナラティブの形式をとり、過去への批判とともに社会の物語が変更されることもある。モダンを内破する、多元的に拡散する物語生成の磁場を確認し、さらに、制度や政策への組みかえに向かう社会批判のポイントの確認は必要だと思う。

とくに、ライフストーリーワークについては、本マガジンの前半の「社会臨床の視界」において取りあげてきたイギリスの児童移民問題やオーストラリアのアボリジニの子どもたちの隔離政策についての政府の謝罪と和解をめぐる動態は、この社会の物語の変更をもたらしたことを想起しておきたい。以下、これらのことを私なりに考えてみた。

６）ナラティブ・セラピーの立ち位置

（ 私がナラティブ・セラピーに関心をもったのは、M.ホワイトの「共犯関係」という言葉からだった。本デジタルマガジンの「社会臨床の視界」の連載にも記したことである。それは家庭内暴力の加害男性とのセラピーを論じた視点に共感したからである。

（ 私は、DV 加害男性へのグループワークやカウンセリング、体罰をした教師や性犯罪者への相談を試みている。ホワイトのナラティブ・セラピーはこうした加害者へのセラピーの方策を模索していた私には新鮮だった。ホワイトは PTSD と診断されたベトナム退役軍人のセラピーに取り組みながら、暴力加害と男性と社会の在り方を指摘した。

（ そして同感だと思った点は、「男性セラピスト個人としてのアカウンタビリティを引き受

ける立場に立つ」ということである。男性のセラピストが自らのジェンダーに自覚的であり、加害男性と連続する文化を生きてきたということへの自覚をもった時に、従来の臨床的援助とは異なる説得力のあるセラピーの再構築を展望できるのだという。ナラティブ・セラピーに出会いながら、個人の物語の再構築をとおして社会の物語を変更しうる回路を模索することができるのではないかと思っている（この点については、拙稿「暴力加害にむきあうージェンダーと男性性の視点をとおしてー」、『精神療法』（Vol.31,No.2、金剛出版)、「動機づけられていないクライエントへのグループワークーDV 加害男性と共に」(『精神看護』vol.9,no.3、医学書院）等に詳述してある)。

かつて野口さんに招かれた座談会で加害のナラティブに取り組む私の関心をお話したことがある(「臨床社会学の可能性」『家族とアディクション』20 巻 3 号、2003 年)。その後、この関心を深めるためにナラティブ・アプローチの本拠地、南オーストラリア州都、アデレード市へとでかけた（シドニー大学で客員研究員をしていたときのことである)。ナラティブ・アプローチの研修を何度か受けた。リフレクティングチームも体験した。2004 年の夏、メキシコのオアハカ州で開催されたナラティブ・アプローチの国際大会にもでかけて世界から関心をもたれている様子も垣間見た。あわせてD.エプストソンをニュージーランドに訪ね、彼のカウンセリングオフィスで話しをうかがった。ナラティブ・アプローチの研修を受けるためではあったが、それが生成した「場」に臨むことが必要だと思ったし、その「場」はどのような関心ある人々で構成されているのかを知りたかったからだ。その「場」に臨む感覚は書物だけでは得られない経験だった（この経験も、「社会臨床の視界」で何度か述べている)。

(ナラティブ・セラピーの牽引者であるホワイトはベトナム戦争で傷ついた男性たちと自己の「共犯関係」だけではなく、オーストラリアの原罪のようにしてあるアボリジニへの抑圧の歴史をとおしても語っていた。類似の「共犯関係」はいたるところで見いだせる。加害は日常的に散在していると思った。「社会」の抑圧性への自覚と、その上で、いかにして関係性を恢復させるための物語が可能となるのかということだ。アボリジニの現実が示す臨床的な要援助性と対になるような加害者性の物語がないとナラティブは終わらない。トラウマは解消しない。臨床の諸課題が生成し、それらを理解するには、歴史性と社会性が深く刻み込まれた「地と場」に身を置くことが大切だと思う。共振し、共苦する。共感のはるか手前にあることだと思う。「地と場」に臨む感覚、そのことをとおして面前の個々人に学ぶことが「臨床」であるのだろう。声高に社会変革を唱えるのでもない、臨床家が静かにミクロな視点から社会の闇と病みを描写する立ち位置でもある。＜わたしとあなた＞が二人称的につくる対話からたちあがる物語がある。

7）「無資格の戦略」ー当事者の傍らでー

(先に記したように、臨床教育学、臨床福祉学、臨床哲学、臨床文学（病跡学）等が盛んである。だから、野口さんだけではなく私も含めて臨床社会学を名乗った時点で、同じくこうした「心理化・臨床化」の一翼を占めているということになる。

しかし、社会学は自己反省的でもありうるので、「社会の心理学化」としてこの趨勢を相対化する姿勢や批判的態度を保持している。けれども、臨床を名乗りながらこの反省をおこなうという立場は、ある「不確かさ」「不安定さ」をもたらすこととなる。ようするに臨床に徹することができなくなるのだ。臨床実践とは「治療第一」の世界であると観念されている。言説分析、構築主義や調査研究はそうした要請には無力である。何か困った事態が起きている、そしてそれを何とか解決して、QOL を高めていきたいと願う人々に社会学は何ができるのかという問いが絶えず通奏低音のように響く。

臨床への何の資格もない社会学者の貢献はどのようにして可能なのか。医療領域には資格のある専門職が数多くある。「医師以外の者」として業務を許可され、「医師の指導のもとに」仕事を遂行するという「医療化社会」

とのかけひきがあるにせよ、何らかの対人援助実践には業をおこなう根拠が必要となる。「司法化社会（法化社会)」も同じくネットワイドニングの効果である。法の領域も資格のある専門職者が多くいる。同じく「福祉化社会」も進展している。公的制度が整備されるに従い同じく資格化が進展している。また、国家資格となっている領域だけではなく、臨床心理士をはじめとした民間団体発行の資格も同じように乱立ぎみである。従前より進展していた教育の領域も含めて、人に対するサービスには、官民あわせて同じ事態をみてとることができる。

こうしたなかで臨床社会学者は何の資格もない。どうすればいいのか。観察しているだけの役割なのか。臨床を名のりながらのこの決定的な空白と孤立。野口さんが社会構成主義を批判した際の「当事者性の欠如」を、では臨床社会学者自らはどのようにして埋めるのか。

そこで私はこう考えている。その問いへの第一の応答は、もうひとり、その「場」に何の資格もない人がいることに気付くことである。それは当事者のことである。当事者はこれまで対人援助においては客体だった。そこにいるけれども不可視化されていた。しかし最近では、自立や自己決定の名の下の舞台のうえに、歪んだ形態もまといつつ登場しつつあるようにもみえる。「当事者としての動員」と斜に構えていえなくもない事態もある。たとえば同意を調達するような類のインフォームドコンセントだ。

8）一人称のナラティブの傍らで

だから、臨床実践者が自らの臨床がもたらす関係性に自覚をした、反省的でありうる立ち位置を確保する方策は当事者主導型の援助実践と不可分となる。なんの専門資格も持たない者が臨床の場において貢献できることは、ナラティブ・セラピーのいう「無知の戦略」にならっていえば「無資格の戦略」とでもいえるものだと思う。そうすると、たとえ何らかの資格があとうとも、調査をする者はその場では治療者ではないので、もうひとりの無資格者である当事者とともに少しばかり異なる立ち位置でそこにあること自体の可能性がみえてくる。野口さんの書物では空白となっていた欄をうめる言葉の定立が必要なことである。単に現場が大事だというのではなく、正確な言葉と論理でそこからボトムアップしていくことができる立ち位置という意味である。

当面、私は、語る主体としての「first person（当事者あるいは第一人称)」と、その傍らで協働する立ち位置として臨床社会学を整理している。たとえば、被害の物語では性犯罪被害者、DV 被害、戦争被害者等での「サバイバー(survivor)」がそうだ（この表現への批判も当事者からある)。「傷ついた癒し人（wounded healer)」、依存症当事者たちの自称である「専門家した患者（expert patient)」、自助グループでよく語られる「援助者援助論（helper therapy principle)」、回復当事者たちが主導する「治療共同体（therapeutic community）論」、「ピアサポート（peer support)」がある。

また、当事者も同心円的な層を成していることもある。認知症等の「介護家族」という当事者が在宅化とともに登場している。自殺者が増えれば残された家族も独自な心理社会的課題をもつ当事者として登場する。障碍のある人を介助している家族も同じ課題をもつ。臨床的援助の課題が広がれば広がるほど、援助者の援助という課題が広がるだろう。

さらに闘病記や手記も大事な first person のナラティブである。たとえばハンセン病の方々の裁判での証言、多様な形態のハラスメントへの告発と記録等もある。そしてさらに私の現場にいる対人暴力の「加害者」も自らの暴力を語る責務があるし、ひとりではできないので加害のナラティブへと協働している。

これらをまとめていえば「一人称の知」として体系化しうる物語の形式である。さらにそれを聴く＜わたしとあなた＞の関係性は「二人称の知」としての物語の形式であり、通例、質的研究としてまとめられている。さらに量化していけば「三人称の知」としてのマクロな調査がある。こうした広がりの過程において野口さんの図のなかでは空欄になっていた箇所に該当する言葉が豊富になってい

くと考える。層を成して社会的現実が変更されていくナラティブ・アプローチのダイナミクスである。

そして第二の応答は、臨床社会学者の直接の援助実践である。当事者とともにというのは「記述」することや関係を「結び直す」という次元にかかわる。それとは別に、直接的な臨床的援助を社会学者としておこなうことだ。私は暴力や虐待の領域で、男性性とかかわる脱暴力化の援助を試みている。これは加害者臨床や司法臨床といえばいえなくもないが、やはり臨床社会学として特徴づけることのできる技法と理念がそこにはある。グループワークやグループダイナミクスを用いたり、ジェンダーに敏感なアプローチを導入したり、認知行動的な変容を促すためのモジュールの開発等、臨床の技法にまで落としこむことのできる技巧がそこにある。

第一の当事者性とクロスさせると広大に臨床社会学者が対象として把握することのできる主題だけではなく、臨床社会学的実践としてもおこなうことのできる主題は数多い。暴力や虐待以外にも、ひきこもり、不登校、野宿者問題等はすべてこうした臨床社会学的実践を要請している。

こうして考えていくと、当事者とともにある臨床社会学（者）のあり方の具体的な記述はドミナント・ストーリーの書き換えを確実にすすめつつある。こうした積み重ねをとおして、先の空白の欄に言葉がボトムアップ（上昇）していくのだろう。

おわりに

（「野生の思考」を語ったのは人類学者のクロード・レヴィ＝ストロース。それにあやかるつもりで「臨地の思考」と名付けた。病、人、家、場にかかわる「臨地」での当事者との協働は、物語ることをとおして支配的な物語やイメージを書き換える。その傍らに臨床社会学者はいる。声を聴くためにである。臨床社会学のもつ語彙や聴く耳は「臨地の思考」をとおして構成されていく。中村雄二郎が「臨床の知」（『臨床の知とは何か』岩波新書、1992年）を唱え、それに感化されて以降、臨床社会学がいかにありうるのかについて実践しつつ考え、東日本プロジェクトで関わった人たちや多様な加害者との対話をとおして私もまたリフレクション（省察）し続けるために必要な「臨地の思考」である。もちろん東日本の被災地だけではなく、その臨むべき地は多様にあり、対人援助の実践はそこに根ざした取り組みとなる。場所をとれば多様なグループワーク、シェルターにも広がるだろうし、家族を視野に入れると各種の訪問的な支援は臨床の知を鍛える。臨地の思考はこうした輻輳のなかで既存の物語を書き換えていく。

（（（（ なかむら（ ただし
（（ （臨床社会学、社会病理学）

図 1 (　臨地の思考イメージ

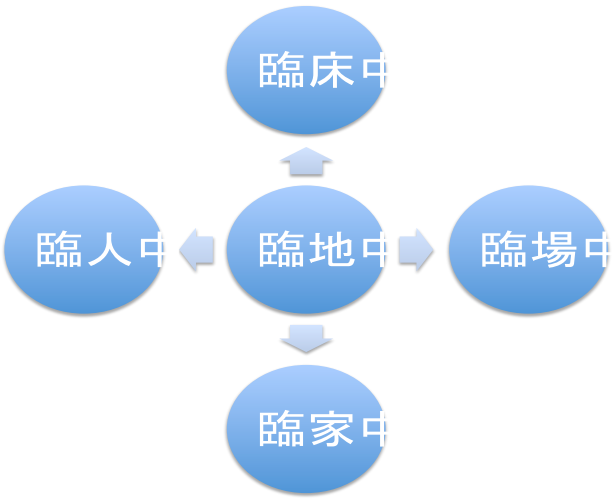

図２(センサーとしての身体

図３(物語と布置（野口祐二『ナラティブの臨床社会学』（勁草書房、2005 年）

（（（ 目的 対象	記述	変更
社会	医療化	（（（（（（）
個人	病いの意味と語り	ナラティブ・セラピー

参考『図書新聞』書評

図書新聞　2014年12月6日(土曜日)

学術

場に臨み、地に根ざし、呻吟する教師たちと臨在する

本書をとおしてたくさんの気づきが得られる

中村正

酒井朗著
▶教育臨床社会学の可能性
6・30刊　A5判260頁　本体3300円
勁草書房

教育臨床社会学の理論的系譜の整理があり、エスノグラフィー・フィールドワーク、社会構成主義、アクションリサーチの三つの方法論に基づいてこれまで地道に調査してきた結果が丁寧に紹介されている。全体はⅢ部に分かたれている。

第Ⅰ部は、臨床への注目、教育学における臨床の含意、教育臨床社会学の方法を扱う。第Ⅱ部は、学校不適応の教育臨床社会学を論じている。第Ⅲ部では、指導の文化論として教師たちの実態に迫り、児童生徒理解の変遷と心理化を把握する。Ⅱ部とⅢ部が教育問題の社会学的現実分析の中心である。

本書をとおしてたくさんの気づきが得られる。不登校の支援における多様性や自主性・選択性の原理と、各機関の孤立の狭間に、「どこにもつながっていない生徒」が多数いるという。そこにつながる不登校のなかには「脱落型不登校」の子どもが無視できないと指摘する。これは、不登校が優等生の思い切れ型や神経症型を念頭において支援対象とされてきた問題化への批判である。さらに不登校の支援ネットワークの続びを指摘し、「学校に行かない子ども」という不登校の全体を包含した新しい定義の提案がある。

さらに、学校段階間の移行における不適応問題があるという。園児、小学生、中学生、高校生としてそれぞれの学校段階が組織全体で成員を強力に社会化しようとする方法論に問題があるという。しかし性急な制度改変を喝道するのではない。よくみれば、教育基本法や学校教育法には指導の一貫性、継続性が理念として掲げられているのでこれを徹底させればいい。だから学校段階毎に自明とされている保育観や指導観について差異を明らかにし、対話と理解をすすめることが調査をとおして試行されている。これは臨床的な調査だと思う。

たとえば、小学校と幼稚園の教師ではカリキュラムという言葉の理解が違う。めあてやねらいのために目的的に編成され、教科に分けられたものがカリキュラムだとする小学校の教師。幼稚園の教師は子どもが学習の過程で経験することの総体をカリキュラムとしていた。違いが分かれば対話と理解がすすむ。

さらに学校特有の指導の文化の指摘、それを担う教師の現在についての臨床心理的なストレス論ではない分析、心の理解に閉じない児童生徒理解の必要性等も面白い。終章はこれらの考察を総合し、教育における現場と研究の関係を再整序している。

こうして、臨床の知に基づく教育臨床社会学（者）の役割がいかんなく発揮されている。理論と現実を往還するべきだという自己言及性の高い立ち位置は研究者に返ってくる。教育という現実は、それを問う者や教える者がそこに映る。鏡のようである。そして自らの立ち位置を凝視して、冒のようにして何かを見通すことも期待されている。

臨床といってもそれは「場」に臨むこと、つまり「臨場」であり、学校に行かない子どものことや指導の文化・移行の危機を実証してきた方法がなによりも地を這う労察の、つまり「臨地」の結果だからである。共感的態度よりも科学的方法への関心から臨床心理学モデルを教育現場に応用しないという著者固有の教育臨床社会学の視座形成過程からもこの広がりは理解できる。子どもには価値葛藤を通した創造を願いながら、その場で共に価値葛藤していない教師自身に気づく「授業リフレクション」（藤岡完治）、教育に携わる専門的職能者の資質について、「愛苦的に向かいあう知性と感性」（庄井良信）が大切だとする人たちの知見に依拠している本書の立場は明快である。治療や医療を想起させる言葉としての臨床を名乗ることの、現在における意義の再確認はこうした方向性のなかにあるのだと思う。共生や共感を声高に叫びはしない。場に臨み、地に根ざし、学校に行かない子どもや指導の文化に呪縛されながら呻吟する教師たちと臨在する著者の研究姿勢に感銘を受ける。

（立命館大学教授／臨床社会学・社会臨床論）

思想

臨床社会学の方法

(9)日常生活

中村正(

(

１．(日常生活への関心(

(

(暴力をふるう加害者たちとの面談やグループワークを続けている。子ども虐待、高齢者虐待、夫婦間暴力、体罰をくわえる教師、性犯罪者等へと対象者は拡大する。その内容も多様で、暴力にいたるまでの葛藤があるし、同じ暴力でもそれぞれ異なる背景がある。(

((また、家庭内暴力という類型化だけではとらえきれない家族問題の多重さもある。そういう人たちを対象にした面談のあり方について悩む。特段の万能薬があるわけではなく、ひたすらひとつひとつの事例に対応しながら、最適だと思えるケース運びについてみんなで知恵をだしている。もちろん加害者臨床や更生のセオリーはあるが、それを当人たちに当てはめるようなことだけはしたくないと思い実践している。(

(加害者の更生にむけて、暴力を肯定する認知の「歪み」を修正する等として体系化され、主流となった認知行動療法があり、それはまとまったアプローチとして取り組みやすい手法であると感じつつも、とはいえ暴力を問題対処の仕方として身につけ長く生きてきた人たちにプログラムだけで何かがうまくいくわけでもないことも脱落率や参加感覚の悪さをみて思う。(

(さらに各地で起こる紛争や戦争をみると、社会もまた暴力を否定できていないことが目につき、マクロな社会環境がミクロな対人(係に与える影響もあり、脱暴力は個人から社会にまで広がる課題であることを痛感する日々である。(

((

(そうすると、暴力をふるう人との面談やグループワークを意味づけるための、もう少し大きな、彼の生きる日常生活に着眼して脱暴力を働きかける対象を意識することになる。(

(ここでいう日常生活は独特な意味をもつことばである。それは、その人が暴力や虐待を含んで組織している「日常生活の論理」を表現することばである。具体的には、意味づけ、解釈の枠、行動の仕方等の組織された日常環境のことである。彼にとって暴力は非日常ではなく、日常性を帯びていると考える。(

(暴力をふるう人の日常生活の論理、そこには、①暴力を肯定する男性性のジェンダー作用、②問題解決法としての暴力(体罰や躾等)の選択、③暴力を意味づける（言い訳する）ことばと動機の構成、④被害者批判や非難者非難という中和化作業という文脈構成がある。(

(暴力をふるう人の日常生活はどのように組織されているのだろうか。どんな臨床技法や理論を用いるにしても働きかける対象者の特性を明確にすることは必須である。そこに迫るひとつの手法としてエスノメソドロジーというアプローチが応用できるので、それを紹介しておきたい。(

(社会学には独自な仕方で日常生活をとらえる方法がいくつかある。人間を理解するということや社会的行為とは何かを深く掘り下げ、人びとの日常生活における関心と行為の動機について詳細に研究するアルフレッド・シュッツの理解社会学・現象学的社会学がある。(

(また、アービング・ゴフマンは人びとの相互行為を多様な場面設定において研究している。精神病院での対人関係、対面的相互作用、

Ritsumeikan University
Nakamura Tadashi

スティグマのある人びととの相互作用等である。後の号で取り上げるがゴフマンは「フレーム」分析を提案している。行動分析でもなく精神分析でもない関係性と相互作用の分析単位のことである。(
(そのなかでもここで扱うのは人びとのやり方や実践の過程を記述するエスノメソドロジーである。前半ではエスノメソドロジーについて紹介し、後半ではこうした日常生活を把握することが対人援助や臨床実践にどう関係するのかについて検討したい。(
(

２．(微細な相互作用を可視化する(

(-行為動詞で記述する日常生活(

(
(エスノメソドロジーはアメリカの社会学者、ハロルド・ガーフィンケルが提唱した方法論である。これは社会の構成員がどのような方法で日々の実践を遂行し、秩序を維持しているのかについて記述するアプローチである。「エスノethno」は民族や人種という意味ではなく人びと（構成員）という意味である。「メソッドmethod」は、やり方や方法、それに論理や学を意味する「-logy」をつけて構成されている。ある社会や集団の成員が日々の生活実践をおこなうために用いる常識的知識に注目してそれを記述する。(
(ガーフィンケルは、たとえばアメリカの陪審員の審議経過を詳細に分析し、そこで用いられている市民の常識的知識がどのように事案を整序しているのかについての規則を見いだしている。法律的知識が動員されて何らかの評決にいたるというよりも、常識的知識を総動員し、「事実をみきわめる、例示する、論理的な関係をつける、自らの倫理や常識に照らして事案を整理する、他の人と論議をするための根拠をクリアにする」等の手続きにしたがって、陪審員という集団に固有の知識が使われている過程を研究している。(
(エスノメソドロジーは、説明する、記述する、会話する、理解する、記録する、定義する等の「行為動詞」をもとにして人びとの実(践を把握する。実践の際に用いられている規則や知識の適応のさせ方、会話の仕方、語彙、他者との関係の取り方等が研究対象となる。(
(たとえば、「パッシングpassing(通過作業)」という実践をとりあげている。この行為動詞で記述されているのは、性別違和感（性同一性障害）をもつアグネスの行動である。インタビュー調査をもとにして記述されている。女性にみえるように自然なふる舞いを行い、女性になりたいと願うアグネスの日常のジェンダー表現の実践作業を記述している。社会が期待する普通の女性を表現するためにアグネスの用いる「取り繕いワーク」である。たとえば身体検査のとき、女性の友人と海にでかけるとき、事実の露見や破綻に備えて実践をしている様が記述される。社会の構成員がもつ性別に相応しい常識的知識を基準にして実践している様子が描かれる。(
(また、「問題の定式化にかかわる実践」がある。エスノメソドロジストの水川は沢木耕太郎の「おばあさんが死んだ」というルポを例示して説明している（『人の砂漠』新潮文庫、1980年）。ある死を自殺であると定義する際の「手続き」が扱われている。沢木のルポに登場する事例は「栄養失調と老衰のため悲しく死んだ」と報道されたケースである。そのおばあさんの死亡を確認した医師は「心不全（高度栄養失調兼脱水症）」と死因を記した。しかし担当のケースワーカーは異なる印象をもった。「他人の世話にはならない」という言葉を聞いていたので、「自損行為」ではないかと思ったという。沢木は「割り切れなさ」をそのケースワーカーの言葉に感じたという。エスノメソドロジー風にいえば「状況の定義」問題となる。「自然な死としての病死と自殺的な死」の線引きをおこない、それに意味をつけていく作業であるとエスノメソドロジーは考える。(
(常識的知識はこうした概念同士のつながりをつけることによってスムーズな日常生活の流れをつくるように作用する。「老衰-病死-孤独死」という知識の連鎖と、「抵抗-不信-自損」という知識の連鎖は全く異なる文脈をつくる。ともに成り立つが、医師の判断を起点に前後の物語が編まれていく。死亡診断書は威力をもち、後者の連鎖は退けられていく。亡くなった方の生活をみていたケースワーカーの直感は、リアルだけども弱い。ナラティ

ブセラピーのようにいえばドミナントな（主流となっている）手続きとして病死の確認がすすみ、前者の連鎖が実践されていくことになる（『エスノメソドロジー–人びとの実践から学ぶ』新曜社、前田泰樹・水川善文・岡田光弘編、2007年）。(

(定式化するという行為は日常生活の論理にそくして納得のいくものとして人びとの「腑に落ちていく」知識を構成する実践である。他にも、孤独死だけではなく、過労自殺、いじめやいじめ自殺、各種のハラスメント等にかかわりこの「定式化問題」（状況の定義）が存在している。何が真相であったのかをめぐり日常生活についてのものの見方が紛争となる。それがどのような文脈で、どんな概念の連鎖として語られるかという「形式」において内容が変化することを記述するのがエスノメソドロジーである。これを「インデキシカリティ（文脈依存性）」とエスノメソドロジーはまとめる。(

(エスノメソドロジーは､「見られているが気づかれていないseen-but-unnoticed」ことを把握する。たとえば、暴力をふるい、虐待をくわえる人の日常生活がある。彼らのことをジャスティス・クライアントjustice(clientという。規範形成に課題をもつ人たちという意味である。彼らが自らにとっての「自然なかたち」で暴力や虐待に頼って生きている様子やそれらを正当化している姿を描く。暴力をとおして満たしている欲求があり、しかも暴力の他に用いる手段がなく、身近な他者を選択する。暴力を用いることが正当化されるように意味付けをし、その瞬間の状況を解釈し、暴力をふるう理由を動機として構成し、その暴力をやむを得ないものとして行使するという経過がみてとれる。(

(その過程を記述することで、暴力を含みこんで日常生活を組織している様子が見えてくる。暴力や虐待が生成する一連の流れがあり、その都度の出来事が連続体としてあり、暴力をふるう人の日常生活として組織されている。しつけが昂じて虐待へといたると虐待者はいう。ではそこで想定される「しつけなければならない事態」とは何か、それはどう認識、認知されているのか、暴力を用いてまで修正しなければならないことなのか、そこで暴力を用いることで満たしている欲求は何か等、行為者の文脈依存的な行動としての「暴力の実践」を読み解く。(

(しかし暴力をとおして満たしているその欲求はあくまでも加害者の側の欲求であり、虐待をくわえられる側に内在する理由があるわけではない。暴力は、時に正当防衛や抵抗として、弱者の側から行使されることもあり、やむを得ないこととして認知される。しかし親密な関係性でおこる暴力の加害は、その関係においてすでに力を持つ強い側がふるう暴力である。ただ、思春期青年期暴力は、時として子どもという立場の弱い者が振るうものであり、それは親という責任ある立場が反抗しにくいという関係を利用して成り立つ。単に立場の権力性ではないこともある。(

(では暴力で満たす欲求とは何なのか。暴力による自己実現、コントロール感や達成感を満たすこと、暴力をふるう相手を矯正することで正義の感覚を得ること等だろう。これらが暴力を正当化する文脈をかたちづくる。

(こうした日常生活の実践を把握することは援助、支援、臨床にいかにかかわるのか。対人援助学にとってのエスノメソドロジーの意義をいくつか関連する話題からみてみたい。(

３．手紙を書く行為の意味–「被害者への手紙」と「漂流郵便局」

(

(発話行為は（必要な時に発しないことも含めて）、エスノメソドロジーの研究対象である。ことばは日常生活においては何らかの概念を表現するというよりも、その発話（発話しないこと､他者の発話を遮ることも含めて）をとおして何かを実践している。行為に注目するので、たとえば沈黙は「発話の欠如」ではなく、能動的な行為となる例がある。加害にも被害にも沈黙はつきものだし、いじめ、ハラスメント、虐待では無視するという行為として、より攻撃性を増し、積極的な役割を沈黙という行為が果たすことになる。(

(暴力をふるう人たちは、グループワークでも個人面談でも、十分にはことばがでない人たちである。暴力をふるうその場や状況においてことばは後景に退いている。ことばは暴力行為としての暴言にしかならない。いずれにしても本来の対話を促進させるコミュニケーションとしては機能していない。ことばの沈黙といえる。((

(ことばが沈黙すると身体が語りはじめる。暴力は彼らの思いや感情を伝える「コミュニケーション」として観念されている。多様な形態のボディ・ランゲージがあり、暴力はそのひとつの形態である。しぐさ、奇声を発する、衣装にこだわる、ピアスやボディ・ペインティング、マスクをつける、サングラスをかける等、実に多様なボディ・ランゲージがある。暴力もこうした身体のことばであることをエスノメソドロジーは描く。(

(また、他者に沈黙を強いることは暴力のひとつである。これをサイレンシングsilencingという。自ら沈黙することをセルフ・サイレンシングself-silencingという。とくに男性の寡黙さはその作用の典型である。相談をしない、援助を求めないあるいは拒否する、弱さを認めにくいという男性性の特徴を構成するもとになる「男性的な日常生活の実践」を根拠づけるのがこの沈黙である。(

(また、感情作用として、男性性ともかかわり感情を表現することばがみつからない事態に陥り、行き場を失った感情は症状として身体と精神に影響することがある。失感情症という名づけもあるので、ことばがないと感情も行き場を失う。感情とことばが結びつかない事態として沈黙や暴力があるとすると、その秘めた破壊力が理解できる。(

(さらに、暴力をふるう人は他罰性が強い。そうした他者観をもって日常生活を営んでいる。暴力や虐待を正当化する際に罰すべき他者をつくりだすのだ。その他者を矯正するための正義の暴力だと認識している。とくに親子、夫婦、恋人、親友、師弟関係という親密な関係性においてこそ暴力は意味があると考えている。それこそが感情的な絆になると加害者は考えている（中村正「殴る男」に書いたことである。所収されているのは市野川容孝・鷲田清一他編『身体のレッスン』岩波書店、2007 年)。

(こうした他者の典型は被害者である。しかし、親密な関係性における暴力の矛先は他者という認識が乏しく、暴力をふるってもよい相手として認識している。他者の他者性は低い。自らの暴力による被害全体の理解や被害者への想像力は欠如する。逆に、罪の意識が構成されず、忘却、無視、回避、逃避する傾向がある。そうなると被害者への謝罪も困難となり、被害への直面化もしにくい。

(加害者臨床はこの点を扱うことになる。ことばの沈黙をなくし、他者として認識するためのコミュニケーションへと回路を開く。この点を意識して、刑務所の性犯罪者再犯防止プログラムでは、「届かない手紙」を書くことがある。宛先は自らの被害者である。もちろんそれをいきなり届けるのではない。罪の意識が成立していないと謝罪が攻撃的になるからだ。

(また、子ども虐待で離ればなれになっていた親子がコミュニケーションを再開する家族再統合事業において親子間の手紙のやりとりをする。筆者が主宰する「男親塾」でもその練習をする。自らの行いを反省し、子どもの気持ちに配慮するコミュニケーションにする力が要る。届かない手紙として相手を想像して書く。虐待の反省や謝罪こそが対話をすすめるカギとなるが、これがなかなか難しい。「お父さん、どうして殴ったの」と子どもが問いかける。お父さんはあれこれ理由や背景を書く。それは言い訳だらけとなり、子どもからするとまるで子どもが悪いように聞こえる。これでは謝罪にならないない。ひとこと、「ごめん」と言えるかどうかがその後を決める。

(総じていえば、ハラスメント、いじめ、虐待、暴力をふるう人たちは沈黙や言い訳という作用の結果、ことばが出てこない。謝罪や反省のことばを無理に押しつけるようになると表面的なものになる。被害者理解や謝罪のはるか手前の段階にある、痛み、傷つき、悲しみ、弱さ、配慮等の語彙と文脈が自らの内側にないことが多い。被害者理解どころか自己理解が必要な人たちがジャスティス・クラ

イアントである。
(そこでまずは自己にまつわるこうした感情が生起するエピソードをみつめる。そのような感情が生じた経験を想記してもらう。できれば感情生活史として叙述することもすすめる。脱暴力の前の、こころほぐしのための人生の振り返りである。これは自分でおこなうライフストーリーワークである。
(鎧を着たようになっているから暴力が必要になるので、その鎧を脱ぐとむき出しになる自己がある。その自己に向き合う。認めたくない自己像も含まれる。自暴自棄となるような不幸も見えてくる。万能感に溢れた自己は、万能でありえるはずがないので、それは逆に傷つきやすさともいえる。暴力は虚勢のようにみえてくる。こうした自己理解のためにも暴力をふるうという行為のエスノメソドロジーは役立つ。日常生活ではあまり意識されない図柄として彼らの日常生活があることを曝きだすからだ。暴力をふるう人に欠けていることや偏りのある実践であることがエスノメソドロジーの記述からみえてくる。そこが眼目である。加害者臨床の対象として暴力という行為に照準することができる。
(ジャスティス・クライアントたちとの対話で重視していることは、「他者への想像力」をいかにして育むかである。自ら傷つけた他者は、本来は重要な他者として存在しているはずである。自己をつくり直し、やり直していく際に貴重な人として被害者がいる。なんといっても謝罪すべき相手である。しかし十分に罪の意識がないと、謝罪のことばで相手をさらに傷つける。謝罪は本当に難しい。刑務所ではこうして届かない被害者への手紙を書く練習をしながら、ことばを開発する。ことばがないと感情も生起せず、他者への配慮という心性も生まれず、謝罪のこころが育たない。
(伝えたいのにその人宛には出せないし、届けることのできない手紙が世の中にはたくさんある。それを預かるところがある。「漂流郵便局」という。そこは人びとの思いの詰まった「手紙のミュージアム」である。地域の郵便局を改造している。局長さんもいて、アーティストもいる不思議な郵便局である。届かない手紙を受け取るという郵便局である。配達はしない。全国から漂着した手紙が展示してある。訪れた誰かがいつかは読む。もちろんそれは宛先の人ではない。他者の思いを直接には関係ない人たちが読み、自らの思いや経験に重ねる。こうして想像力やつながり感が活性化する。
(漂流郵便局には、「届け先のわからない手紙、預かります。」と記されている。「過去／現在／未来、もの／こと／ひと、何宛でも受け付けます。」、「『漂流郵便局留め』で寄せられた手紙たちを『漂流私書箱』に収めることで、いつか所在不明の存在に届くまで、手紙を漂わせてお預かりします。」と書いてある。その宛先はいろいろ。ボイジャー１号さま、亡くなったお母さん、神様、あの日のお姉ちゃん、70 才の私から 80 才の私、夕暮れの町であった見知らぬおじさま、あの頃の僕・・・と続々と届いているという。
(届けることばがまだないのであれば、絵文字でも、川柳でも、イラストでもいい、少なくとも暴力というボディ・ランゲージではない身体のことばを、言い訳や弁解も含めて、そして少しばかりの謝罪かも知れないが、セルフ・サイレンシングのただ中にいる者たちの手紙を預かり、いつか届けるべき被害者に届くようにする媒介者が「漂流郵便局」のようにあればよいと思っている。沈黙という会話の実践を描きだすことのできるエスノメソドロジーに学ぶことは多い。

４．ことばをかけあう−自殺者の少ない地域の日常生活と関係的存在

(問いを反転させて日常生活を把握するとその問題の様相の異なる面がみえてくることを記述するのもエスノメソドロジーの効果である。自己に向かう暴力としての自殺をとりあげてみる。どうして人は自殺をするのかというアプローチでリスクを扱うだけではなく、どのようにして自殺をしないように人は日常生活を生きているのかを追求することである。自殺の動機や理由を探るだけではないタイプ

の自殺の研究、つまりどうしてその地域や集団では自殺する人が少ないのかについての研究である。自殺の社会的な要因研究の先駆けとなったフランスの社会学者、エミール・デュルケームの『自殺論』(中公文庫）は自殺の社会的要因を解明している。現代社会においても当てはまるかどうかは論議の余地はあるが、自殺の社会学的な変数の設定という点では現代においても意義がある研究だ。

(『自殺論』では、結婚しているかどうか、宗教はどうか、気温や日照時間等の気象要因、年齢の影響がそれぞれ地域毎、年代毎に考察されている。自殺率が低くなる社会的自然的要因として設定している。

(こうした視点と重なるユニークな研究がある。自殺率の最も少ない地域の特性をさぐった研究である。岡さんの書物はそれを現代日本社会に応用し、自殺率の低い地域での人間関係として導き出す。どうして自殺したのかという当人の原因と動機に焦点をあてた研究ではない。徳島県旧海部町（人口三千人）のフィールドワーク調査をもとに『生き心地の良い町-この自殺率の低さには理由がある』がまとめられている（岡檀、講談社、2014 年)。

(岡さんの問題意識はこうだ。戦争被害者体験についての聞き取り調査をしていて、その心の傷の程度に個人差があるけど、その前後には、兵士たちが戦後に帰還していった故郷やコミュニティの規範、隣人たちの価値観が関係していると考えたからだという。これまで自殺多発地域における自殺危険因子の研究は多いが、自殺希少地域における自殺防止因子の研究は少ないので、後者を研究して社会に環流させればよいと考えたという。

(調査の結果を次の５点にまとめている。①いろんな人がいてもよい、いろんな人がいたほうがよいという考えがある。②人物本位主義を貫くという。③「病」は市にだせという。④どうせ自分なんて、と考えない。⑤ゆるやかにつながること。

(①の例として、「朋輩組（ほうばいぐみ)」をあげている。5 歳前後の幅のある若者が異年齢集団をつくり活動をする。「生業にかかわる連携、地域の保安、普請（家屋の修繕)、冠婚葬祭の手伝いなど、地域住民の日常生活に密着しており、メンバーが暮らすコミュニティと不可分の関係にある」(43 頁）という。会則もなく、自由参加であり、ゆるやかな組織である。伝統的な地域互助組織の閉鎖性や強制加入とは相違する。伝統的な組織のようにして地域のつながりを機能させるが、窮屈だと現代人はついてこないので、自由度も高いように運営しているという。また、アンケート調査を実施して、「ほとんどの人は信用できる」「相手が見知らぬひとであってもほとんどの人は信用できる」という意識が自殺多発地域と比べて有意に高いという。「いろんな人がいたほうがよい」という積極的な多様性奨励となっている。

(③の「『病』は市にだせ」も特徴的である。「病とはたんなる病気だけではなく、家庭内のトラブル、事業の不振、生きていく上でのあらゆる問題」を指す。市というのは公開の場のこと。ひとりで抱え込まずに相談をするということだ。やせ我慢しない、虚勢を張らない、耐えないことがすすめられ、さらけ出すことが大切だという。「でけんことはでけんと早ういいなさい。はたに迷惑かかるから。」という中年女性の声が紹介されている。

(逆に比較調査をした自殺多発地域では自分の個人的な悩みを誰かに相談することについて強い抵抗があるという。うつになった友人を「そりゃさっそく見舞いにいかにゃ」と海部町の人びとは考えている。うつを隠さない、みんなで囲んであげるという気風が自殺防止因子として機能している。その象徴としてこの③がある。

(自殺予防因子とは海部町の人びとの日常生活や対人関係である。それは暮らし方のエスノメソドロジーとして読むことができる。いろいろな変数で自殺危険因子や自殺率の高い町との比較を試みているので、この調査は説得力がある。

(この自殺研究から考えたいことは、暴力後のやり直しの生活への示唆が得られることである。暴力を防止する法律により、そして行政の介入により、脱暴力を指南された加害や虐待の当事者たちを脱暴力へと導く回路をどうつくるのかという際に、①から⑤が重なる点である。「暴力と虐待(の事実)を市に出せ」

は家族の秘密をつくるなということだし、夫婦や親子の葛藤から暴力へと昂じていく過程で他者への相談があれば事態はまったく異なるだろうし、「朋輩組」のアイディアは筆者らがとりくむ脱暴力のためのグループワーク「男親塾」に近い。そして暴力をふるう人たちの日常生活それ自体がここで示された予防因子のように組織されていないので危険因子を含んだ様子にみえる。この変容を促すためには臨床やプログラム、あるいは更生を誘導する社会制度（回復的正義や司法、ダイバージョンとしてのカウンセリング受講命令等）として介入することをも契機としつつ，脱暴力への人生の組み換えのために社会ができることを置き石のように設定できればと思う。そのためにも脱暴力へと生きる過程の研究があるので、それを紹介しておきたい。

５．「ことばにする」という行動さえあれば−逸脱行動を止める過程の研究から

(逸脱行動や問題行動の研究は、それ自体を説明しようとする研究が多く、加害者臨床もその人のリスクに着目する。しかしどうして犯罪を犯すのか、なぜ暴力をふるうのかについての研究だけではなく、逸脱行動や問題行動をしないでいる理由やそれが止んでいることに焦点をあてることこそが脱暴力支援や加害者臨床には必要である。こうした研究を離脱研究（デジスタンス desitance）という。デジスタンスとは距離をおく、止めておく、しないようにするという意味であり、総称して離脱と表記されている。エスノメソドロジーはデジスタンスを研究することにも役立つだろう。

(デジスタンス研究を牽引する英国の犯罪学者、シャッド・マルナは『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』（津富宏監訳、明石書店、2013年）を著している。元犯罪者に対する面接調査をもとにした研究である。「更生した人と更生していない人」に分類して比較分析し、犯罪をした人の更生の要因について考察している。(

(この研究は、①犯罪をした人の更生とは、再犯をしない状況の持続であり、更生への肯定的な動機付けや自己効力感を持つことが重要であること、②犯罪をした人が犯罪について言い訳や正当化をすることは、一般に、更生の妨げになるとされていたが、更生を促進する側面があること、③言い訳や正当化には文化的な背景があること、の３点が論じられている。それぞれ常識とは異なるアプローチである。立ち直りには独自な日常生活の論理があるという。(

(たとえば、アルコール依存症の人について、刑罰に対する恐怖、体調の悪化、家庭の崩壊、失職等を契機として断酒の決意をすることが通例だが、このような否定的な動機だけでは飲酒を止める決意を持続することは難しく、断酒の持続のためには、肯定的な人生の目標を持ち、成功体験を重ねることによって、動機付けをより高めていくことが不可欠であるという。(

(さらに、ニュージーランドの元受刑者調査から、更生した人と更生していない人を比較した結果、それぞれが置かれた社会的環境には明らかな相違が認められなかったが、更生した人には重要な認知的変化を経験しているという特徴があることを明らかにし、特に、「自分の人生をどう考えるか」という点に更生していない人との相違があることを指摘した研究もあるという。自己理解や内省という作業が止め続ける行為には欠かせない。(

(また、更生の過程における主観面の変化についても論じている。更生の過程では、アイデンティティ、自己像、自分や他者を評価する枠組みがそれぞれ変化すると論じ、具体的には、①青春期の自分の行動や自己像に対する評価が変わり、②時間の流れに対する意識が広がり、③人生の目標が、安定した対人関係を伴うような適切なものに修正される、と指摘した研究を紹介している。(

(そして、犯罪をした人の更生には、次の５点の内的変容が必要であるとしている。すなわち、①自己陶酔から他者への配慮に移行すること、②社会の価値観を受け入れ、適切に行動すること、③社会的な対人関係における

快適さが高まること、④自分と同じコミュニティの人々に対する配慮をするようになること、⑤人生の意味ということに対する関心が強まることである。(

(くわえて、更生していない人のうち、長期間の犯罪歴がある人は、共通して、犯罪、刑務所、人生における立場に対して「うんざりしている」と述べていたという。彼／彼女らは、犯罪行為をしたくはないが、薬物依存、貧困、学力や能力の不足、社会の偏見のせいで、自分の行動を変化させることが困難だと感じており、自分には他の選択肢がないとも感じていた。更生していない人のナラティブは、「非難の台本condemnation script」(p.75)という言葉で表現することができるという。自分の人生は破滅的で不遇に運命付けられているという考え方である。このような考え方によって、まっとうな世界では成功できないと感じ、犯罪に代替的な快楽を求めることがある。(

(更生した人のナラティブには、更生していない人と比較して、①「本当の自分」(88頁)についての中核的な信念の確立がみられること、②人間は宿命を乗り越えることができるという楽観的な見方があること、③生産的でありたい、社会、特に次世代に何かを還元したいという情熱があること、という３つの基本的な特徴があるという。(

(こうして、「非行・犯罪者の多くは、自分の気持ちや考えといったとらえどころのない事柄とじっくり向き合い、それを言葉にして他者に伝えることに慣れていない」、「非行・犯罪者は、『行動することによって自己の内面を語る者』」だから、「非行・犯罪行為は、自身が内に抱える様々な思いが、無意識のうちに行動に置き換わり、社会規範から逸脱した形をとるとき、表面化する。言い換えれば、心が行動へと置き換わってしまわないうちに、言葉によって形を与えること（言語化）ができれば、非行や犯罪（行動化）をしなくてもすむと考えられる」と記している。総じて、「一貫した信用に足る自己物語を必要とする」（19頁）。(

(こうした離脱過程を詳細に記述することは逸脱行動を止めている者の日常生活の論理と実践を記していくことに他ならず、そこで共通に読み取れることをまとめ、加害者臨床や更生に活かすことができる。

(離脱研究は社会への再参入のことであり、それを実現することのできる社会的条件が求められている。自殺予防因子と近似のものだろう。暴力をふるう人たちの生きている日常生活の論理を把握し、そこに係留して脱暴力支援が組み立てられるべきという示唆でもある。プログラムとして構成された脱暴力へのグループワークや多様な臨床方法も、こうしたデジスタンス過程の一貫に組み込まれて作用することで脱暴力化にむかう人生の航路（ライフコース）に資することとなる。各種の更生プログラムそれ自体の成否だけを論じていてもあまり意味がない。

６．日常生活のエスノメソドロジーと対人援助・臨床

(離脱過程の研究として非行少年のその後の立ち直りの人生を本人が記述した『ジャック・ローラー–ある非行少年自身の物語』（クリフォード・ショウ著、玉井真理子他訳、東洋館出版、1998 年）がある。ジャック・ローラーは酔客から金品を奪うギャングたちのことであり、シカゴでの実話であり、ライフストーリーを自ら描いた文章を社会病理学者が解説しながら記している。

(今回は「ことばにする」という行為の大切さを考えてきた。加害者臨床というカウンセリングやプログラムは確かにことばにする意図的な機会として機能する。しかし、ことばにすることのできる日常生活そのものが成立することが本来的な脱暴力へと向かう道だろう。ことばにする必要のない日常生活を組織して生きてきたことそれ自体、つまりエスノメソドロジー的な日常性それ自体の解体がいる。

(そのジャック・ローラーの生活史は彼の日常生活解体の記録として読むことができる。社会的処遇 social treatment の経過がショウによって記されている。生活環境の改善に取り組んでいる。逸脱的集団の少ない地域で里親のもとで暮らすように措置をした。その地

域の同年齢集団とかかわるように配慮をし、あわせて就労支援をしたという。これらを当人の日記をもとにして考証している点がユニークである。こうした日常生活が再組織できればことばの発出のしかたも変化していくことになる。

(暴力のきっかけを語ることばが一般に貧しい。「頭が真っ白になって」「カッとなって」「あまり覚えていない」「むしゃくしゃして」「酒のせいで」「殴らせる方も問題がある」等と、要領を得ないことばしかでてこない。そのなかで経過を理解するための事実を確認する。それらはこの社会が持つ語りの水準であり、意図的ではないにしろ男性性に由来するセルフ・サイレンシングの効果や自己防衛が働き、どちらかといえば、「沈黙する、言い訳する、取り繕う、回避する、中和化する」等を軸としたことばの実践（発話行為）でしかない。プログラムやカウンセリングだけでことばを紡ぐことは初発の契機にしかならない。その後へとつなぐことが大切だ。暴力をふるう人についてのエスノメソドロジーが描いた日常生活の解体とそれに変わるものを入れ替えていくことが長く続く脱暴力の王道なのだろう。

中村正（なかむらただし）
立命館大学／臨床社会学・社会臨床論
2015 年 5 月 29 日受理

臨床社会学の方法

(10) サイレンシング（沈黙化作用）

―語られていないこと・語りえないものがあることへの配慮―

中村　正

1. 語られたことの外部

児童自立・児童養護にかかわり子どもたちが自らの生育歴を把握し、物語ることのできる作業としてライフストーリーワークがあり、そのことから学ぶことが多かった。どんな施設や制度であれ、本人情報の記録の保存と所有の保障が基本である。それをもとに自己物語として編み上げ、一貫した自分の人生として意味づけていくことができるかどうかが大切となる。社会的養護の子どもだけではなく、たとえば不妊治療の進展、養子縁組の事例、離婚や再婚による親子関係の変化、何らかの事情で血縁的な親子関係が切れていく場合等として、ライフストーリーワークの応用範囲は拡大しているが、基礎は個人情報とは何かが明確にされ、それが相当の期間、保持され、それへのアクセスがきちんと保障されているかどうかである。これらの課題について不妊治療について日本は匿名主義という別の原則があり、自らにかかわる情報にアクセスできない社会のあり方が再編すべき課題となっている。

ライフストーリーワークは事実としての情報の保存だけではなく、人生の意味づけをも含む広い作業を意味する。意味づける作業はその人独自なものである。多くの場合、既製の言葉や定義からこぼれ落ちる現実を生きていて、時には言葉にならないから問題行動化する。そうした経験の総体を説明できないこともあり、語られていないことや語りがたいこと、語る側のいろんな躊躇や隠蔽もあることに思いを馳せておく必要がある。

また、聴く側の了解の幅が狭いかも知れないこと（聴く力が及ばないこと）、そして社会の側がつくるあるいは期待する物語化の文脈があること等、ナラティブにまつわるこれらの「せめぎ合い」があることを意識しておく

立命館大学
Ritsumeikan University

べきだろう。

そうしないと、語られた事以外を排除することになる。相互の了解の世界だけでは閉じた対話となり、理解しあったようにみえる、つまり何かを排除した上で成り立つ､「共謀するモノローグ世界」に陥るかも知れないという不安が常につきまとう。ナラティブアプローチへの関心は「複数の声（多声的なもの)」を大切にすることを意味するので、沈黙の考慮は必然的な要請でもある。ナラティブ研究はこうした外部への、つまり語られていないこと、語りにくいことがあることを前提にする。もちろん言語化の外部ははかり知れない面もあるが、少なくともここで扱うサイレンシングを視野に入れ、社会が用意している物語化の文脈について承知しておくことは大切だと考える。その語りの言葉で用いられる言葉や概念それ自体がすでにそうであり、すでに社会の手垢にまみれた既製品でしかないと思うことも必要だと考える。

可視化されているライフストーリーワークは以下に述べていくサイレンシングの渦をとおして表面化したものだと考えると、問題にまみれた物語をとおして、問題と解法の歴史（これをシステム療法論では「問題トーク」という）だけをみるのではなく、活性化できていないものがあると考えることもできる。相互作用をとおしてみえるようになっただけのことであり、埋もれた歴史が自分のなかにあると気づくこともストレングス（強み）の発見になる。沈黙は豊穣さでもある。とりわけ逸脱行動や問題行動の渦中にいた人たちとの対話からはそうしたことがみえてくる。「悪のドラマ化、逸脱の可視化」という作用のなかにあるのが社会病理の対象者なので、そうではない面が、語られていないこと、語りにくいことに注目することで見いだされる。ナラティブとサイレンス・サイレンシングは相補的な関係にあり、可能なかぎり沈黙のなかにあることを言葉にしていく協働作業として臨床や対人援助が成立する。

2. 不登校経験者の発言を聴いて

たとえば不登校問題がある。本マガジンの執筆者でもあり、認定フリースクール「アウラ学びの森」を主宰されている北村さんに招かれて不登校の生徒たちが発言した公開ラウンドテーブルに出席したことがある（その模様は同スクールのホームページにリンクされていて概要を視聴できる)。そこで感じたことはたくさんあったがそのうちの一つがこのサイレンスとサイレンシングにかかわるものだ。端的にいえばその言葉である。不登校という言葉は幾多の変遷の結果たどり着いた包括的なものである。長期欠席・不就学、学校恐怖症、登校拒否、不登校へと定義は変容してきた。共通していることは、再登校を目指している点である。行きたくても行けない事態があるのだからそうした因果において「問題定義と解決方法」をセットにすることも理解はできる。

しかし同時に、学習を持続させる方策が講じられて、学習者としての主体が構成されていき、そのための場、機会そして資源の保障が大切だという点に着目すると、児童・生徒

中心の見方ができるはずだ。換言すれば、「不登校児童・生徒」は現実の総体を把握した言葉ではなく、学習者としてみればまた別様のアプローチもできることになる。不登校経験も含めてその子らは学び続けている。そうするとまた異なる名付けがいる。不登校という言葉では語られていないことの方が多いことを生徒たちは語った。その意味づけの外部の世界は豊かである。

この「問題定義と解決方法のセット」のあり方を再検討することはシステム変更を意味する。再登校・再適応だけに収斂させない解法を社会が有するべきだと思う。確かに学校に行かないことは少数派であり、逸脱的である。しかしそれを問題としてとらえ、矯正・更正の対象とするのではなく、その逸脱性にあわせてシステムの更新を行うアプローチを採ると、選択肢の拡大、定義の再構築、制度の更新・革新へと至る。具体的には、学校だけではない学びの場の創出や持続的な学習者としての成長の保障を検討していけば、システムは寛容になる。たとえば認定フリースクールの整備、個人別学習支援、ホームエデュケーションの認知と活用、学びのバウチャー制度（学習者が自由に機会と場所を選択して教育サービスを購入できる仕組み）、到達度検証試験制度によるアクセス保障等を創出し、主流の学校システムに接ぎ木する。これはシステムの柔軟化となり、学習者主体の多様な学びのニーズに応答できる。

何かを問題だと定義して当該のシステムの内部で解法を求めるだけだとそれは単なる適応や順応でしかない。社会臨床論としてはそのシステムの更新を考える。まずはそれを語る語彙、文脈、定義の再検討を行う。言葉や定義も枠を広げないと解法や実践も豊かにならないからである。主流となった問題の定義や逸脱を語る言葉だけではなお語り得ない、語りにくい、語られないこと、つまりそこには外部、沈黙がある。さらに語り方も既製品のように主流となっているモードに依拠するとその沈黙のなかにある可能性を切り捨ててしまうことになる。

3. DV におけるサイレンシングについての研究

1）暴力とサイレンシング

対人暴力の多くは以前からあったが、社会問題としての公的な関心や認知が遅くなるのはサイレンシングの効果である。具体的には、加害者が暴力の一環として押しつける被害の縮小や否定、社会の側がそれに荷担することになる DV への無理解、さらに常識あるいは既存の制度がもつ二次加害的側面もある。夫婦間、親子間の暴力について、加害が自らの行為を否認するだけではなく逆に被害を非難し、沈黙させようとして動員する社会の意識や制度の総体を把握しようとする言葉が暴力にかかわるサイレンシングである。

暴力や虐待を振るう加害男性の話しを聴いていると、暴力の中和化・正当化、女性が怒らせたという被害者非難、家族は私的領域であるので介入すべきでないという意識等がでてくる。さらに被害者もそこに巻き込まれて同調することがある。その過程の総体がサイ

レンシングである。その結果、親密な関係性や家庭内での暴力はみえにくくなる。暴力が広がっているにもかかわらず被害女性からの報告が少ないことにもその効果が示されている。

暴力には初期介入が効果的であるが、それが萌芽的であればあるほど公的機関も含めて気づきが欠如し、サイレンシングが効果を発揮して隠蔽されていく。しかし友人や家族は暴力に気づいているし、相談することもある。警察には被害者は連絡していない。相談するのが公的機関ではなく身近な人たちなので周囲の理解、つまり聴く力が大切となる。逆に言えば、サイレンシングの対象は周囲の人たちにも拡大されていくことになる。

こうしたサイレンシングに注目すると、単に被害者が声を出しにくいということだけではなく、社会の無理解がその沈黙を加速させる面がみえてくる。友人関係、親子関係、夫婦関係、恋人関係等、問題をはらむ関係性から離脱しにくいこともサイレンシングに荷担する。暴力を秘密にしておくように強いられるという性質がこれらの暴力の一つの特徴となる。被害者が声を出しにくいことと周囲の者へシグナルを出していることを重ねると、無関心や無理解をなくすこともサイレンシングへの対抗となる。

この周囲の者とかかわるサイレンシングは「沈黙する傍観者」として議論されてきた論点である。この定式化のもととなった事件はニューヨークで起こった。複数の近隣住民が目撃していた殺人事件だが、救出するどころか誰も通報さえしなかったという。誰かがやるだろうという判断を相互にしたので冷淡な傍観者ともいわれた(A.ローゼンタール著『38人の沈黙する傍観者−キティ・ジェノヴィーズ事件の真相』青土社、2011 年）。同じようにしていじめ事件でも傍観者の存在は指摘されてきた。被害者が声をだしやすくするためにも周囲の者のサイレンスをどうしていくのかは重要な課題となる意味がわかる。

２）暴力の沈黙についての矛盾

しかし徐々に事態は変化し、親密な関係性における暴力が社会問題とされつつある。家族に暴力を振るう男性への批判が高まる社会のなかでいかにしてそれを隠蔽し続けるのか。より巧妙になるのだろう。それを隠し続ける努力としてのサイレンシングの詳細を観察することをとおして脱暴力のための資源として活かすことができる。犯罪に否認はつきものだが、この種の対人暴力は一定の関係性において発生するので、そこに根ざした正当化や中和化の微細な語彙と文脈を採取し、更生に役立てることができるだろう。そして何よりも社会のもつ暴力の容認や寛容さがそのサイレンシング過程に透視されることになるので、啓発・防止にも資する。

3）男性が沈黙をおしつける過程の詳細

18 人の DV 男性のインタビュー調査をサイレンシングの観点からまとめた調査研究がある（Silencing talk of men's violence towards women, by Alison Towns, Peter Adams, Nicoka Gabey in *Discourse and*

Silencing, edited by Lynn Thiesmeyer, John Benjamine Publishing Company, 2003）。これを簡単に紹介しておこう。

暴力を振るう男性は自らが暴力夫だといわれるのを回避するためにその暴力を否定する努力を重ねる。まず男性の暴力の定義が異なる。平手打ちすることと拳骨で殴ることは違うといい、平手打ち程度は限度内だと考えている。他の男性と比べてまだましな方だと暴力を否定する。そして、ろくでなしの奴らの暴力と自分の暴力は違うと言い訳する。自分の暴力は常態ではないこと、たまたまその日はコントロールできなかったという。どうしてそうなったのだろうかと問い、そうさせた妻にも原因があると責任転嫁する。そして殴ったのは数回程度の暴力だったと過小評価する。個人のなかで勝手につくった暴力のヒエラルヒーをもとに判断している。この一覧表は男性同士の暴力をもとにしていると筆者は想定する。殺人に至るような暴力的な男性と比べての独断的な一覧表だろう。そしてこれ以上、暴力を語らないし、暴力を説明する言葉も欠如している。思考停止状態だといえるだろう。

4）サイレンシングの特徴として

男性の側の暴力のサイレンシング過程をまとめると、第１に、サイレンシングには相当な努力がいるので主体的で意図的であるといえる。親密な関係性における暴力を社会問題として扱う社会なのでそれを隠し、否認するには決意がいる。

また、サイレンシング過程に妻も同意しているという幻想を保持している。「家のなかのことは絶対に他には話さないものさ」という。しかも外ではいい顔をする。だからその内外の落差を埋めるためにサイレンシング行動は能動的となる。

第２に、暴力を振るう男性は自身を「合理的な男」だと思っている。妻がいつもヒステリックだといい、感情に生きているが自分は異なると言い張る。私はそれに対処してきたのだと暴力夫は言い張り、事件はいつも彼女が感情的になるから起こるのだと説明する。警察の前では理路整然と説明し、自分は理性的で合理的だと印象づける。感情的になるのは女性の方であり、暴力へと昂じていくが、その暴力は家庭内の論争の延長線上にあり、自分はそうした事態になることは理性的によくわっているつもりだが、妻がヒステリックに騒ぐからそうせざるを得ない面があるのだと言う。

第３に、説明がつかないことを覆い隠すという矛盾がある。一方では、彼女が怒りを増幅させたといいながら、他方では、暴力を振るうことは恥ずかしいことだと思っている。恥ずかしいことだから隠す。男性として強いはずの自分が暴力を振るってしまったという意識である。弱い者へのいじめと変わらないと内心では思っている。社会的にも受け入れられないことだ。こんな男性は男らしくない。男らしいと思って振るう暴力が男性の自己否定につながっている。暴力をふるってしまっていることと社会的な言い訳の説明と矛盾する。そこで用いられるのが自己にむかうサイレンシング、つまり自ら押し黙ることである。

根本の矛盾を覆い隠すためであり、アイデンティティを保つためである。この矛盾した意識を支えているのが、強さとしての沈黙の文化である。男らしさが寡黙さと重なる。暴力のことを誰かに相談するとそれは弱さの証明になってしまい、マッチョ・イメージに傷がつくと考えている。暴力は男性の特性でもあるが、それが親密な関係性における暴力としては弱さの証明ともなる。このセルフサイレンシングという選択は余計に都合がいい。こうして言葉が欠如していく。そうするとますます感情が鈍磨していく。言葉がないと感情が構成されないからである。失感情症的な男性の心理と重なる。

さらに被害者もまたサイレンシングに巻き込まれる。暴力で悩んでいると第三者に話すのは裏切りであると思わせられている。そして女性の罪意識に訴える。これは沈黙を強いることでもあり、暴力の原因についての曖昧化として機能する。背景にあるのはジェンダー意識だ。「女性は癒す人、男性は傷ついた王子様」という調子である。暴力はその癒やし方が足りないからだといわれる。さらに男性が暴力で受ける社会的な制裁の弱さが暴力の曖昧さを構成する。

この被害者へのサイレンシングは巧妙だ。彼女が暴力を促進させたといい、それは挑発であり、誘発のボタンを押したのは妻であるという。そこで動員されているのは、「男性は機械」というメタファーである。瞬間湯沸かし器にたとえることも同じような男性機械論である。本来は自らの意思をもって関係性に臨んでいるのだから、暴力への責任は自己に帰属するはずだが、関係性に帰責させるとそれは両方の責任となってしまう。この関係性意識を変えるには社会のジェンダー意識や役割意識の変更が必要になる。社会臨床的なテーマであるゆえんである。

さらに、命題風の言明をもちだす「打ち切り」というサイレンシング行動がある。たとえば、そうした暴力は「自明で、あたりまえのことさ。それはそういうもんだ、そうに決まっている」等の言葉で会話をしない方策をとる。これもサイレンシング作用である。

また、「コップのなかの嵐」であるとし、暴力への相手の関心を矮小化し、些細なことだとする。些細なことにこだわる女性が問題だという。女性への侮辱でもある。妻の行動は子どもじみているという言い方となる。そんな細かなことにこだわり、文句をいうのは成熟していない、非合理的な、メンタルにおかしい証拠であるという言い方もある。

そして、友人や家族をサイレンシングに駆り立てることもある。たとえば、暴力についての「曖昧な会話」というのがある。暴力を振るう男性はもっともらしいことをいう。妻の目の周囲にアザがあり、時には骨を折っていることもあるが、そのことを第三者に説明する時、「転んだ」と言うだけである。あまり詳細を説明せずに聞き手の質問をひきだすのだ。あいまいにこたえながら自分相手の推測に依拠し、頭が真っ白でよくわからなかったと逃げてしまい、何が起こったのかと聴き手に意識させる。まるで酔っ払っての悪態と同じで無意識下の過失だといわんばかりである。

他にも、これは関係性の問題だ、男性の家は城だ（私的な領域という意識の表現）、家の恥を外に出すな等というサイレンシングのやり方が指摘されている。

4. 関係性の病理

ここでの対人暴力は、怒り、恨み、嫉み、鬱憤、甘え、依存をもとにした親密な関係性における暴力である。サイレンシングを加速させるのは「関係性の病理」である。それは多様なかたちをとる。バータードウーマン症候群（ＤＶを受け続け来た女性の心理的特徴嗜癖的な関係性）、バタードチャイルド症候群、特定の事項への反応としての激怒型暴力（思うようにならない道路事情や周囲のドライバーへの運転中の激怒が典型的。さらにヘイトスピーチにみられる憎悪的激怒も同型的だろう）、抑制不能な性的ファンタジーとその行動化としての性犯罪（同様に性的存在としてのみ女性を意味づける意図的な行動）、代理ミュンヒハウゼン症候群（母性の歪み）、嬰児殺し的心理（産後うつの悪化による破壊的衝動等）、性的虐待を受けてきた人に見られる性化問題行動、歪められた愛着とトラウマ的な絆の形成、長く監禁された心理としてのストックホルム症候群、相手を貶めていくモラルハラスメント（ガスライティングともいう）等として散見される事態である。加害者臨床はこうした関係性の病理を見据えつつも、当の個人の内的問題に対応することになるが、動機付けからはじめなければならならず、関係性の歴史や連鎖もあり、長期にわたる変化を見通さなければならない。

さらに社会臨床的な課題も加わる「構造的暴力」という面もあり、特定の相互作用を生み出す基盤として社会構造がある。また、暴力は相手が悪いのでそれを糺すための正義であり、愛情の証しでもあるし、コミュニケーションの一手段であるととらえているのは加害者だけではなく社会そのものである。加害者はそれを濃縮し、養分のように吸収して暴力をふるうことを正当化している。暴力加害はそうした社会の暴力を可視化させた象徴でもある。暴力を振るう人たちは、否認的であり、他罰的であり、許容できる暴力だという。

そして認知の仕方が独特である。その行動の特性は、親密な家族関係をとおして構成されていく。とくに夫婦、親子、恋人という非対称な関係性に根ざしている。互いに訴求する関係性、生活を維持しようとする特性、対になって生き延びる戦略をつくる間柄である。その特性に相応しい形態で暴力が懐胎する。

もちろん非対称な関係性はアタッチメントの基礎ともなるが、被害−加害をも宿らせるという両義性をもつ。間歇的に暴力が発生し、関係性の襞に入り込み、時には被害者が自己を責めることもある。こうした関係性であることを踏まえて加害者臨床を行う。認知行動面の変容を促し、暴力へと至る人生の経過を聴き、贖罪のための語彙と文脈を構成することに寄り添い、更生と規範の確立を支援する。脱暴力のための加害者臨床に有効なものはすべて用いるしかない。

5．抑うつとサイレンシングの関係について

さらにサイレンシング研究は疾病のジェンダーの領域でも議論されている。性差医学という領域があり、性差のある病気を扱う。うつ病相しか示さない単極性うつ病と躁うつ両方を示す双極性障害（躁うつ病）のなかでも男女差がはっきりしている単極性にこの性差が確認できる。概ね女性は男性の２倍程度の罹患率とされる。自己を沈黙させる病と位置づけた医療の人類学的、社会学的な研究がある。サイレンシングの研究として対象となってきた。他にも、病と沈黙の関係について、抑うつと自己沈黙等が扱われる。予防、セルフケア、病からの回復、HIV/AIDS、がん、摂食障害、心疾患との関連等も指摘されている。たとえば世界各地のうつ病についての医療人類学、社会学研究者が著した *Silencing the self across cultures: depression and gender in the social world*(Oxford University press,2010) 。編者であるDana C.JackとAlisha Aliは、ネパールの精神科外来での経験をもとにしたアプローチを紹介しているので要約して紹介しておく（以下はこの書物のイントロダクション、Culture, Self-silencing, and Depression: A Contextual-Relational Perspectiveの紹介である）。ネパールでは、家族関係への拘束、伝統的な義務への拘束、スピリチュアルなものへの強いつながり．罠や自己欺瞞との闘い、恥・怒りの感情と自暴自棄の傾向が重なる文化拘束的な病という側面を無視できないとし、その中核にサイレンシングを位置づけている。

男性中心社会において感じる女性の感情でもあり、ジェンダー作用でもあるという。さらに筆者の社会臨床論とも近似しており、ジェンダーの非対称性のラインに即して女性性と不可分に発現する。ジェンダー作用からすると、サイレンシングの結果の自己沈黙は、あらかじめ規範、価値、イメージによって処方されているという。気持ちよさ、利己的ではないこと、愛情を抱いていることなどの女性像に束縛されるとする。自己モニタリングによる否定的な自己評価、文化が期待するべき像と自己実現との葛藤が女性のうつ病にはみられるという。これらは女性患者のナラティブをとおしてデータが採取されている。別言すれば、他者のニーズにあわせて自己をみること、自己表出を監視する、怒りを抑制する、自立的な行動を控える、文化が期待する女性像に抗した判断をしない特性の分析が取り出されている。これらの女性性は抑うつへの脆弱性をつくる。

さらに社会的不平等がかさなり自己非難的なことも加速し、抑うつへとかりたてられる。自己沈黙についての現象学的で行動的な局面の定式化を展開したスケールを開発して尺度化して研究と臨床をすすめている。

これらをまとめると、第１に、外在化された自己認知・自己知覚がある。外的な基準によって自己をみるスキーマができている。他者が私をどうみているのかという視点から自分をみる傾向である。サイレンシング尺度では自らの基準では自分を評価しないことやそ

の基準を取り出している。

第 2 に、自己犠牲としてのケアの視点がある。自己よりも他者のニーズを前景化させる傾向をおしはかる。愛する人たちのニーズと同じほど自らのニーズを考えることは利己的だと思うという質問である。関係のなかのヒエラルヒーとしてのニーズの優劣をつける。そうすることが自らの道徳だと言い聞かせ、怒りを抑圧する。他者と同じようにそれ自体で価値があるというのではない低い自己評価のもととなる。自己犠牲と母性の密接さをはかる質問もある。

第 3 に、自己沈黙（セルフ・サイレンシング）である。関係を維持するために、喪失や報復を回避しようとして、自己表出や行動を抑制する様相をとりだしている。相方のニーズや感情と私のそれらが衝突するときにはひきさがる。身近なひととのトラブルの原因となるので自らの感情を葬ることがある。

第 4 に、分裂した自己がある。外部にみせる偽りの自己と隠された感情と思考をもつ内なる自己の分裂である。前者は相方の希望に即したものである。

さらにこうした特性をいくつかの女性サブグループで検証している。たとえば、女子大学生、薬物依存の母親、DV 被害女性の各集団である。最後の集団がもっとも高いサイレンシングの効果を示したと報告している。こうしたサイレンシング研究は、性差というよりもジェンダー差を示している。サイレンシングの応用である。

そうすると、男性の沈黙の研究も必要ではないかと筆者は思う。ジェンダー差の他方の極にあるテーマである。男性のもつ集団としての特権とかかわり沈黙することの意味が男性では異なると思う。サイレンシング研究で男性の沈黙は、他者との距離化、相互作用のコントロール目的、自律を防御することの意味が強いと指摘されている。先述したセルフサイレンシングの選択と男性性の防御との関連に近いものだろう。別に紹介するが、男性性ととうつの研究、男性の暴力の背後にある言語化の貧しさと感情の麻痺、そこから派生する行動化としての暴力等はサイレンシングとかかわるテーマ群である。

６．社会が用意し、期待する「悪のドラマ化、選択の賛美、不幸の逆恨み」という物語化を超えて「複数の声を聴く」

インタビュー調査であれ、自己語りであれ、ナラティブとして表出されるのは物語として編集されたものである。現在を起点にして未来へと向かうために過去が編纂される面がある。やはり人は選択したことの肯定的な意味づけをしたがる傾向（選択の賛美）もそのナラティブには反映される。物語のもつ構成的側面である。

選択しなかったこと、想像しえなかったことがたくさんあり、また、ある言葉を選択した段階で、文脈にその言葉をおいた段階で、ある外部がつくりだされる。たとえば不登校やひきこもり、非行や犯罪、暴力の経過等に焦点をあてればその物語は逸脱の物語となる。これを悪のドラマ化という。現在の不満は過

去との因果関係の連鎖におかれる。これは犯人捜しの物語、不幸の逆恨みである。

ナラティブが複数の声として主流の物語化を相対化することとは別に、こうした物語化のコードがあり、そのラインに即してナラティブ化されていくこともある。

また、ナラティブの基盤にかかわり、自分についての情報は自己所有すべきだというのがライフストーリーワークの基本視点である。出自についての情報が断片化しやすいとそれは脆弱さとなり自己物語においてはハンディとなる。社会的養護、不妊治療の結果、養子縁組の子どもたち等は自己についての情報が断片化されやすい。制度がつくりだすサイレンシングといえる。匿名のなかへと沈黙させられていく。精子や卵子の提供による不妊治療、産みの親の関係を匿名にする養子等がサイレンシングを促進させる。児童養護・児童自立における情報保存も整備が遅れている。

これらは自己とは誰なのかについて基本的情報のことなので、文字通りの意味での権利擁護（アドボカシー)、民主主義や価値の実現ともいえる。

また、暴力にまつわるサイレンシングは沈黙を強いる面をとらえようとしたものだ。対人暴力が被害者をいかにして服従させていくメカニズムを把握できる。いじめ、ハラスメントへと広がる暴力や社会的差別にも応用していくとその非抑圧性がみえてくる。そのことを教えてくれたのは非識字運動の理論化を基礎づけた「沈黙の文化」論（パウロ・フレイレ)である(『被抑圧者の教育学』亜紀書房、2011 年)。非識字者の生きる世界は文字を持たないがゆえに体験する苦痛であり、沈黙のなかにあるという。非識字という事態は自らの置かれた事態を表現し、理解しにくくさせる効果をもつ。ということは、識字をとおして自己への理解や自己の現状への意味が理解できていくようにする必要がある。このフレイレのアプローチは、識字を運動として把握し、その概念を一新させた。識字は文字を学ぶことをとおして文字を奪われた人たちが自己を表現する手段を身につけていくこと、教える者がそれを聴くことが識字に他ならないことを説いた。文字を学ぶことをとおして文字を持たない生活がどんなものなのかを社会に伝えることを識字運動として理論化した。識字は沈黙の文化に学ぶ活動としてみるべきだという。そうしないと文字を持つ者と持たない者の関係に優劣が生じ、識字のもつダイナミズムが喪失すると考えたのである。

サイレンシングはこうしてマクロに語られてきた諸課題と重なりながら、ミクロな関係性におけるこれらの過程を明らかにしていく概念なのである。いずれにしても暴力が対人関係へと浸透していく様を取り出すためには有益な言葉である。

なかむらただし（社会病理学/臨床社会学）

2015 年 8 月 25 日受理

臨床社会学の方法
(11) マトリックス
―その暴力や逸脱は偶然ではない―

中村正

１．マトリックスへの関心

加害者臨床で対話をしているとその暴力や逸脱行動は偶然ではないと思えるような人生の経路がみえる。みえない道が轍のように作用し、その出来事を導く様子が浮かび上がる。出来事に至るその都度の、選択肢の問題、問題解決の仕方、出来事への意味づけや解釈の仕方、支援への拒否の態度、心身の健康状態、その時の人間関係、生活費や仕事の具合等があり、そしてそれらが絡まり合う。もちろんそこには分岐点もあり、そうではない選択をできなかったその人のパーソナリティ上の課題もみえてくる。

一般に、その逸脱行動の直接の原因ではなく背景となる事柄を環境的要因もしくは非犯罪的ニーズ non-criminogenic needs として把握する。刑事事件でいえば一般情状としてくくられることに近い。たとえば、自尊心の低下、心身の不健康さ、失業等の就労実態、被虐やいじめられ体験、家族の不幸等である。これらの解決をはかるために逸脱行動を選択する過程がある。その人の思考の仕方や認識の特性があり、それを「心と行動の習慣」として加害者臨床の対象にする。彼/彼女のもつ物事の認識の仕方や枠、問題解決の選択肢、感情の把握と処理の仕方等から構成されるトータルな「心的複合体 psy-complex」を把握し、働きかける対象にするようにしている。その人たちの生きる生活世界ともいえるだろう。もちろんそれは個人のパーソナリティシステムとしての複合体だけではなく、社会的に構成された複合体という面もある。『社会学辞典』（1998年、オックスフォード大学出版会）によれば、心的複合体とは、「心理学、精神医学、精神分析、精神療法、精神科看護、精神保健福祉ソーシャルワーク等のサイキ psycheを扱う一連の専門家群のこと。ミシェル・フーコーやジャック・ドンズロ、ロバート・カステルらの唱えたフランスのポスト構造主義に由来する概念である。家族生活、セ

立命館大学
Ritsumeikan University

クシャリティ、マインド、合理性を調整、規制する社会−心的な専門家の役割を分析するものである。」と定義される。人間科学の専門家によって構築されていく心的複合体は、個人に視点を定めた心理的現実を作り、そこに向けた臨床実践を根拠づける。悩み方や問題の発現の仕方が個人の問題としてその社会に相応しく編み上げられていき、心理化された社会的現実として作り出されていく過程を把握する言葉である。頭にpsyがつく言葉群から説明される事項で何かがかたちづくられていく。心的現実を中軸にして苦悩や問題が語られていく座標軸を成している。これはマトリックスmatrixとして作用している。マトリックスは「母」を意味するラテン語から派生した言葉で、「母体」「基盤」「基質」「そこから何かを生み出す背景」を意味する。

加害者臨床で出会う人たちは、その暴力や逸脱は偶然ではないように思える現実を生きてきた。環境的要因や非犯罪的ニーズをとおしてマトリックスとして作用している様相が浮かび上がる。暴力と逸脱を招き寄せているともいえる。非犯罪的ニーズに駆動され、そのように行動し、思考する心と行動の習慣ができあがっているともいえる。そのためにも彼らのマトリックスを俯瞰してみる必要がある。対人援助にとってはその人が周囲に組織しているエコロジカルなものに注目することが大切だと思うからである。

２．手袋と多重人格−作り上げる名付け

科学研究者、イアン・ハッキングも同じことを指摘している。ハッキングの『偶然を飼いならす-統計学と第二次科学革命』（石原秀樹他訳、木鐸社、1999年）は統計学的思考と社会とのかかわりを描いている。「印刷された数字の氾濫」を通して、次々と多くの「新しいカテゴリー」が作られたという。自殺、非行・犯罪、同性愛、多重人格、子ども虐待、アルコール依存・薬物依存等の社会的逸脱や社会病理現象であることが多い。「問題」の概念の変遷である。それに即して社会の制度や政策、そして臨床実践が構成されていく。それらが総合されて「人々の新しいカテゴリー」を作り出す。名前をつけることによってそれにあてはまる人々が存在し始める。しかもこのカテゴリーは単なる事後的な報告に終わらず、人々のあるべき方向性を作り出してさえいるという。こうして「人々を作り上げる」という現象が統計学をとおして実践されていることになる。統計学のカテゴリーは、もはや社会や自然のカテゴリーを写す鏡ではなく、逆にそのカテゴリー自身を通して社会や自然を編成していくように機能する。

名付けと実在と作り上げの相互関連の例として、馬、植物、手袋、多重人格という四つのカテゴリーを取り上げている（「人々を作り上げる」（イアン・ハッキング著/隠岐さや香訳、『現代思想』、2000年1月号）。

ハッキングによれば、馬や植物はわれわれの精神に従ってそうなったのではない。明確な実在があり、名付けという認識と実在は並行している。しかし手袋と多重人格はそうではない。両者は近似的な位置にある。人々は自発的にそのカテゴリーにはまり込むようになる。「馬の集団が共有する唯一のものは、

我々がそれらを『馬』と呼んでいるという事実だけだと主張するのは馬鹿げているだろう。・・どうして馬や植物が我々の精神に従うであろうか。手袋はこれらとまた別である。というのも手袋は我々が創っているからだ。私は思考と手袋のどちらが先に生じるかは知らないが、両者は共に手と手を携え生じてきたのだ。手袋がいう概念が手袋に非常にぴったりと合うこと、それは全然驚くべき事ではない。我々は手袋をそうなるように作ったのである。多重人格は馬よりも手袋の例に似ている。カテゴリーと人々は手に手を携えつつ共に登場してくるのである。人格というものpersonhoodにとっての可能性の空間を変容してしまうのだ」。

統計学の力は、二つのベクトルで作用する。ひとつは上からの、すなわち実在を作り出す専門家共同体によるラベリングのベクトルである。何人かの人々はこの実在を自分のものとしてしまう。ふたつはそうしてラベルを貼られた個人の自立的な振る舞いのベクトルである。それは下から、すべての専門家が直面しなければならない新たな実在をつくりだす、という。統計学がエビデンスを提出して、カテゴリーをつくり、ふたつのベクトルが作用して「人々を作り上げる」ことにより、そこには「人格性 personhood」にとっての可能性の空間が誕生する。そうあるべき、そのように振る舞いことを誘発する、作り上げていく可能性の空間とそこでの諸要素の組み合わせを「マトリックス」(ハッキング、前掲書)と呼ぶ。あるマトリックスのもとでのみ、ある観念とカテゴリーが可能になり、人々は自発的にそのカテゴリーにはまり込み、そのカテゴリーを生きる。この他にも手袋と多重人格によく似た作用をするカテゴリーはたくさんある。不登校、ひきこもり、発達障害、子ども虐待、DV、ストーキング等も同じように、現代の作り上げの効果である。これらはすべて現代日本社会で対人援助の課題とされ、解決すべき喫緊の課題とされている。

社会学は「応用医学」として機能してきたと指摘したのはM・フーコーである。なかでも各都市の報告書による社会問題解決のための統計的実践こそが社会学の直接の前身であるという指摘がされている(『身体と文化-身体社会学試論』ブライアン・ターナー、文化書房博文社、1999年)。これに着想を得て、私も「社会臨床」という言い方をしている。何かを社会問題や社会病理として定義し、専門家や実務家が政策・制度と連携し、時には批判し、逆に提言し、効果についてエビデンスを提出する等の総体の活動が共軛関係としてある。心理検査・心理調査も同じような共軛関係をともない、人間科学がある独特な社会構成体をつくる役割を発揮している。心理臨床や福祉資源が経済的な利益とともに独自な社会的統合の援助システムをつくる。その中軸に社会病理や社会問題の定義がすわる。これを心的複合体からさらに広げた「心-社会複合体 psy-socio-complex」という。加害者臨床もまたそのなかに措定されていく。この複合体の基盤がマトリックスである。

ポイントはこうだ。作り上げられたものであるならば、作りかえるための努力ができるはずだし、そのためのカテゴリーの再編成に

向かうべきである。マトリックスを洗い出す作業はこうしてみると面白い。

３．問題を招き寄せること

加害者臨床の対象である暴力、逸脱、行動化はその人にとって偶然ではない。彼ら/彼女らの生き方がそれらを呼び寄せている様相を考えてみる。心の病についての木村敏さんがこんな言い方をしている。

「メランコリー親和型の人物が鬱病にかかって罪責体験をいだいた場合、罪責体験は鬱病から派生した単なる症状ではなく、負い目や借りが『済んでいない』という意味での罪責の主題のほうが、それ自身を展開するための舞台として、鬱病という病的な事態を手に入れるのである。」、「罪責体験を表現するのに日本人は『済まない』という・・何かある事項が完了しない、過去が未完了のまま残っているという意味である。・・鬱病の患者が苦しむ罪は宗教的な意味での罪ではなく『負い目』とか『借り』という世俗的な意味での『罪責』である。・・メランコリーが罪のテーマをつくり出すのではなく、むしろ『罪のテーマ』がメランコリーを手に入れる。」という。その症状を生み出している事態の背後にある文化と精神のあり様が重要なのだと木村さんは語る。病を招き寄せるテーマそれ自体がまずある。ここでいうマトリックスに近い（木村敏『心の病理を考える』岩波新書、1994年）

他にも類似の発想が語られている。「深い侵襲を受けた患者を前にすると、最初にひとが受ける印象は、なんの埋め合わせもない、総体的な、ずっしりした欠陥、という感じである。（・・しかし）機能上のこの空虚は、同時に、原始的反応の渦巻きで満たされている・・。・・病は単なる意識の喪失ではなく、ある機能が眠ったことでもなく、ある能力がぼんやりしたことでもない。・・病は消失もするが、強調もするのだ。一方でものを廃絶させるとしても、他方ではものを高揚させもするのだ。病の本質とは、ただそれが掘ってこしらえる空虚な穴にあるだけではなく、その穴を埋めにやってくる代替活動のポジティブな充実のなかにも存在するのである。」（ミシェル・フーコー『精神疾患と心理学』みすず書房、1970年）という指摘である。

心の病、逸脱行動、問題や苦悩、依存対象等はそうした代替活動であり、その人にとってのテーマとなっている。それが一見するとポジティブな相（高揚感等）をもあわせもつという。

ハッキング、木村敏さん、フーコー、これらの考え方を重ねていくと、とくに逸脱、問題、暴力等への介入のもつ重層性がみてとれる。この考え方を踏まえて、次に、対人暴力論で最近指摘されているコントロール行動について具体的な会話エピソードをもとにさらに検討しておきたい。

４．愛情とコントロールのあいだ–その携帯メールはマイクロ・コントロール

木曜の三限目、筆者が担当する学部の授業「社会病理学」の講義のあとで女子学生が教卓に近寄ってきた。彼氏とのつきあい方のことで相談したいという。彼は同じ学部の別の

専攻に所属していて、受講している科目が休講になったのでこれから会いたいという携帯メールが授業の直前の昼過ぎに届いた。彼女が受講するこの授業は午後1時からはじまる。悩んだという。せっかくの機会でもあるし、彼のこころが離れていくかも知れないので会うべきか。でも彼女は受講したい。幸か不幸か DV について、親密な関係性における暴力という観点から話をした次の回だったので思い悩んだという。類似した問題として恋人同士の暴力(デート・バイオレンス)の話もしていたからだ。講義では、殴る、蹴るという身体への暴力だけではなく、何かを強いる行動や心理的な追い詰め等の広い行為を「コントロール行動・強いる行動 coercive control」として捉えるべきだという話をしたばかりだったので、彼女の悩みを深めたようだ。しかしそれは新しい気づきでもあったのだから相談に来ることができたのではないかと励ました。

もちろん彼に他意はなく、純粋に会いたいという思いだったのだろう。だから「授業が終わったらいいよ」と返事をするだけで済んだのかもしれない。しかし、彼女に授業があることは親しくつきあっているのならわかっているだろう。にもかかわらずそうしたメールをだすことはコントロールや強いる行動という面があると説明した。この点では、彼女だけが悩むという点に親密な関係性における暴力の厄介さが潜んでいる。つまり、お互いにそうしたメールをだすことが常であるならば別だが、聞けば彼女からは決してそうしたことはしないという。身体への暴力ではないが、彼女の自由を悩ませている。しかももっぱら彼女が悩むのだ。これが関係の非対称性である。愛情にコントロールされている。愛情という名を冠した束縛からはじまる DV 問題を理解するカギがここにある。

まとめると、メールは他者の行動を悩ませる(コントロールする)ことになる役割を果たしている。それが愛情という名のもとに、彼女が悩むことへの配慮もなく、一方的にやってくる。彼氏の行動はこうした意味で相手を尊敬していない。少なくとも配慮していないといえる。問題はこのことに彼が無自覚なことだ。暴力男と呼ぶ程のことでもないかもしれないけどすでにブラック彼氏であり、将来はモラハラ夫になるおそれがある。

さてそのような微細な(マイクロな)コントロールや強いる行動が家族同士だとどうなるか。もっと自然になされていくのだろう。もちろん家族関係は互いの意のままにならないことも含んで成り立つ相互扶助があり、信頼関係を前提にしてやりくりをして生きている。相互に束縛しあうことも多いし、不自由もある。コントロールや何かを強いる行動と紙一重であるが、信頼関係を基礎にしているのでそれは暴力として観念されるわけではない。

5. 傷ついた男性性の意識-「稼ぎが少ない」と言われたように聞こえる-

また別の例。筆者が取り組む DV・虐待の加害者との脱暴力面談やグループワークで話された。38 才の会社勤めの二児の父親の暴力。ある日の夕ご飯の食卓での出来事だった。妻

がため息交じりに「今月苦しいのよね」と話しかけたという。夫は突然怒りだし、妻を平手うちしたらしい。その男性はグループワークで反省していたが、その時の妻の発言は、「あんたの稼ぎが少ない。」と聞こえたという。彼は常日頃から収入が減っていることを気にしていた。ちょうどリーマンショック後で残業が少なくなり、帰宅時間が早まり、夫婦の向かいあう時間があったことも不幸だった。

本来は、その月のやりくりをどうしようとか、妻もアルバイトにいけないのか、貯金を少しばかりくいつぶそう等として会話を続ければいいことだ。ましてや妻が夫を非難しているわけでもない。しかし彼にはそう聞こえる耳しかなかった。認知の仕方が固まっていた。妻からすれば暴力を振るわれる理由がわからない。出来事の解釈や意味づけの、つまり認知のずれがある。

彼の暴力は日常的に保持している意識と行動を基盤にしている。暴力のきっかけは相手側の何らかの会話、言葉、態度であるが、それは彼の頭のなかにあるイメージや文脈、つまり意味づけであり、被害者には分けがわからない。彼のいき場のない怒り、恨み、嫉み、鬱憤、甘え、依存が一気にその関係性のなかで行動となっている。物事や言葉の認識の仕方、感情表現方法が独自にある。何かのきっかけで、彼の思う問題の解決行動として暴力が選択されている。親密な相手だからいいだろうと思っている。

こうしてみるとその暴力は決して偶然ではない。きっかけは遍在しており、暴力以外に解決行動がなく、選択肢は貧しい。暴力をさえる認知の仕方や意味の解釈が瞬時に動員され、家族だから犯罪にならないという甘えや依存の意識に支えられている過程がよみとれる。暴力がそこに潜在している日常生活を生きている。こうして出来事は、暴力性をもつ人の日常生活の構造を可視化させる。

この男性のマトリックスは、傷ついた男性性 wounded masculinity とそれを肥大化させている思考の悪循環と特徴づけることができる。建設的な問題解決を妨げている。弱くなることを受け止めきれない。その思考が現実を歪めてつくりあげていく。

６．お前のためにといってしつけること–ルールの混乱

虐待と DV は親密な関係性や家族の関係をとおして重なりあう。ある地方裁判所の刑事法廷の例。継父が二人の中学生の息子への虐待を繰り返し、傷害罪で起訴された事件。妻への DV もあった。妻にも息子を罵り、叱りつけるように強要していたという。とはいえ裁判は家族に宿る暴力を虐待や DV の罪として裁かない。焦点となった事件だけを扱うので、社会学的–心理学的な暴力という面は考慮されるだけである。現在、子どもたちは児童養護施設で暮らし、母は生活を立て直す努力をしている。50 歳のその継父は少年院に入っていた経験がある。彼は躾だと言い張り、動機において虐待を認めていない。いきすぎた行為としての暴力は事実として認めたが、いうことをきかない子どもを矯正するために必要な暴力であったと一貫して主張していた。要するに子どもが悪いと言い張っていた。こ

れが他罰性である。

この家では、その父特有の「ルール」が定められていた。たとえば門限は午後５時（中学生に！)、うそをつかない等。母や前夫の躾がきちんとしていなかったので、成績も悪いし、あいさつもできず、よくうそをつき、日常の生活の基本ができていなかったからだという。門限までにきちんとかえってくるかどうかベランダから双眼鏡で見ていたこともある。そのために定めた「我が家のルール（実態はマイルール)」だという。

確かに「うそをつかない」というのは大切なことだ。しかし、成長の過程でまったくうそをつかずに生きていくということを約束させられるのは無理だ。「うそをつかない」というルールはすぐに破られるし、殴られるのがこわくて「うそをついていないというううそ」をつきとおすはめになる。こうしたルールの設定は恣意的なので、どちらにしても「虐待する理由をつくっているルール」のように機能する。ルールが守れなかったら「長時間立たせる」という罰もあったそうだ。耐えられるものではない。その罰も守れなかったら、また虐待が待っている。すべては「矯正」のためにということだ。

この場合のルール観は歪んでいる。ルールを破ったときのルールとして暴力を用いることが正当化されているからだ。これはルールとして機能しない。親父のルールでしかない。暴君として君臨できるだけだ。罰としてふとんたたきで殴ったという。そのふとんたたきが激しい暴力で折れたという。折れた箇所をつなぐため細い鉄の棒で補強し、それでまた殴った。その結果、大きな傷を負わせ、傷害罪で起訴された。争点となっていたのは虐待だ。これは躾だったという虐待する親の勝手な言明と行動が浮かび上がっていた。

しかし傍聴していた筆者は歯がゆかった。「これはいきすぎた躾ではなく、虐待である。」との専門家証言を引き出した検察官だが、弁護士も勝てる法技術しか用いない。継父の弁護人も伝統的な情状刑事弁護に終始していたからだ。「彼の不幸な履歴と躾のためにという親心を勘案すれば相当程度の情状酌量の余地がある」という主張だ。虐待する親への行動改善命令制度、その指導体制、方法論、援助技術が不十分なので、司法も伝統的な枠を超えることができないということだ。彼は地裁では懲役三年となった。

７．現実感の喪失と虚構の世界

また別の父親。その父には二人の子どもがいる。ゼロ歳の男の子を誤って自宅の床に落としてしまい、脳にダメージを与えた傷害の罪で起訴された。結果は傷害罪で懲役一年、執行猶予四年。児童相談所はその間に家族再統合をめざしたカウンセリングを受ける計画をたてた。もちろん妻との関係も修復をしていく必要もある。30歳をこえた父は最初のカウンセリングから何かしら「陰り」があった。目を合わすことなく前後の事情を聞いただけで一回目の対話をおえた。執行猶予は四年間なので長い。裁判の詳細を聞いてもうまく話ができずにいた。妻も同罪とされたらしく裁判にかけられ執行猶予となった。妻は「主犯」ではないが親子ははなされたままである。こ

の時間を利用して、まだ赤ちゃんでもある長男との関係づくりのため施設に通うこととなった。

事件となった事故のようでもあるが、カウンセリングは裁判所や警察ではないので、いろいろ自由に語って欲しいと思っていた。こうした事案の場合、通例は児童相談所への怒りや批判がでてくる。これは事故であり決して事件ではないと言い張る。警察の取り調べの不満もあるはずだ。しかし経過を語る彼の様子はあまりにも他人事のようであった。感情の抑揚がなく、精気がない。着ているものもモノクロ。同じように彼が語るこれまでの人生のエピソードには色がない。感情がみえてこない。その事件があったから落ち込んでいるのでなく、いつものようである。そのように生きてきたようだ。

察するところ、彼は相当に孤独であるらしい。しかし例外があった。ネットゲームである。その様子を語る時には目が合う。多少は精気があるようにみえる。こちらが知らないことなので教えてあげるという態度にみえ、力が入るようだ。そのゲームは冒険ものの闘いの物語であるらしく、そこで怪物を倒すために購入する武器に課金をされ、その物語を首尾良く運ぶには月に二万や三万は要るという。小遣いの範囲をこえているがついつい使ってしまい、妻と口論になるらしい。そのキャラクターを演じて、ゲームのなかで登場する他者たちとチャットする時が楽しく、自分をだせているという。多いときでは同時に十数人がチャットするという。そこにいる自分がもっとも自分らしいと思うと語る。妻と暮らし、子どもをあやし、仕事をしているときではなく、ネットゲームのなかに自分をつくっている。実家なので親とも一緒だけど、最も話をする相手はこのチャット仲間らしい。彼と同じようにしている人たちが相当な数に上るのだろう。

面談ではこれまでの生活を振り返った。現実の人間関係での傷つきや恐れがあるという。一回目と二回目の対話の際、大きなマスクをしていた。痩身で小顔な彼の顔のほとんどをそのマスクで覆っていることになり、表情が見えない。しかし三回目からそのマスクはなくなり、きょろきょろしているがアイコンタクトもできてきた。

彼にとってこのカウンセリングの対話はネットゲームでのキャラクターの発話と同じような機能を果たしているらしい。半現実だという。しかし、ネットの２次元でもなく、生の生活の３次元でもない。その間のようだという。いま話題になっている2.5次元である。３次元の私と面談室の現実に登場している彼はチャットで登場するキャラクターに近い。私との利害関係はなく、生活の背景も知らず、「いま・ここ」での接点をもつだけなので虚構空間のようでもあるらしい。呼び水に誘われるように自分がひきだされ、心地よい飛びだしやすい場だという。いままでの彼の人間関係にはなかったようだ。周囲を気にして生きている世界とネットゲームの世界に二分割され、裂けた世界にいるので、そのあいだの汽水領域のようにカウンセリングの場が作用している。

彼はその孤独や寂弱を飼い慣らす苦心をして生きてきた。現実の世界で彼は周囲の動きと人間関係に流されているようだ。もちろん抵抗はせず、翻弄されているのでもなく、その流れにのっているという感じだ。満員電車では揺れに身を任せるしかない。抵抗して踏ん張ると押し返される。そんな感じだと思った。これを「漂流」という。たとえば10歳年下の女性に迫られたつきあい、その彼女とのできちゃった結婚、やや無計画な二人目の妊娠・出産、重なる転職と失業、事件か事故かも争われた裁判、息子の施設入所と家族の別離等の家族の困難がこの三年程続く。その転職は正社員であることに自信がなかったからだという。責任がかかる仕事はしたくないらしい。正社員だとアルバイトやパートの人に指示をしなければならないので荷が重い。こうした経過を聞けば聞くほど、主体的ではない。陰りのなかに生きているようだ。

地に足ついていない生活は赤ちゃんを床におとした以前から続いているようだ。他者をケアすることへの無頓着、他者への気遣いの弱さ、近くに子どもがいるのに気づかない、ぞんざいな扱い等が生起する。リアルな世界で子育てしている父の姿ではない。彼は常に虚構のような世界で赤ちゃんを育てていたようだ。

８．心と行動の習慣をみること

本稿でも何度か紹介してきたカナダの心理学者のドナルド・ダットンは、「エコロジカル・ネスト ecological nest」という。暴力と虐待を振るう者の心と行動の習慣を把握するためのモデルであり、生態学的な巣のようにして暴力を肯定する日常生活とパーソナリティがあるという。暴力を振るう人はそれを肯定し、必要だと思い込み、正当化する理由をたくさんもって生きている。暴力や虐待を含んだ生態学的環境を作っているという。それをまとめて虐待的パーソナリティと把握した。

このアプローチでは、その人のもつ問題解決のレパートリーや選択の仕方に偏りがあり、健康的ではない手段として暴力と虐待や問題行動を選択していると考える。どうすればその問題を克服するように生きていけるのか。長く育んできた習慣的な行動は変えにくい。心の習慣となっているからだ。心の習慣とは、問題解決の志向性、快楽の感じ方、対人関係の取り方、認識や解釈の仕方、意味付けの体系、対人関係の取り方（アタッチメント）のことである。全体として彼の生きる日常環境を構成している。

この「臨床社会学の方法」の連載で取り上げた暗黙理論、ガスライティング、日常生活、日常行動理論、エスノメソドロジー等の多くの言葉はマトリックス理解に関わる言葉である。加害者臨床論は逸脱行動や触法行動をした人たちの行動を支えているこのマトリックスを探り、その再構成に伴走する。手がかりは加害・逸脱行動のナラティブである。その一部がここで紹介してきた面談である。それ自体が矛盾し、整合なく、加害者にとって都合のよいものである。しかし加害者の理解や更生への手がかりはそこにしかない。

こうした加害・逸脱行動のナラティブは、そこにおける沈黙や外部（語られていないこと）

も含め、その説明行動をとおして、①正当化・中和化（都合のよい意味づけ）、②犯罪・逸脱への意識（犯意・犯情の認識や準備の具合）、③関係性への責任転嫁（他罰的な思考や行動化したことの事情）、④逸脱的な生活の選択過程の表明、⑤欲望の構造の可視化等の総体からなる「更生・離脱のための資源」と位置づけられる。自然な振る舞い、やり方や関係の持ち方、コミュニケーションのかたちにそのマトリックスがみえてくる。

そして、加害のナラティブをとおして彼らのマトリックスに内在する暴力、虐待や逸脱行動を招き寄せた自らのテーマに向き合い、解決の仕方を再構成する必要がある。問題解決の方法の刷新しておかないと、偽問題解決となるだけだ。その一環である謝罪の方法も同じ。さらに反省もそうだ。問題解決の仕方が問題だったのだから、同じようにしていては解決と謝罪も以前のようになるだけだろう。だから脱暴力や謝罪・反省をひとりではしない方がいい。このマトリックスが再組成されないかぎり、謝罪も反省すべきではない。そうしないと謝罪は威圧的となる。謝罪を受け入れない相手が悪いと責めることになる。

あるDV加害とされる男性との会話からこんなことがみえた。その方はカウンセリングに通うことで解決の方向に自らがあると考え、妻に会って欲しいという思いが強くなってきた。こんなに自分は変わりつつあると思っているのだが、「解決の仕方を自分で決めないで欲しい。」と被害者である妻は考えるのでそのことに配慮してはどうかと薦めた。焦りは禁物であくまでも相互作用なのだと説明した。そのためにも、たとえば、その人を想定して届かない手紙を書くことや私を被害者として対話のロールプレイをすることを提案している。狙いは、反省するための心や態度を耕すことである。保持しているマトリックスを自覚し、理解し、それを自ら再組成する、そうした「自己の書き換え」が対話をとおして展開される。

９．マトリックスを再構成すること−批判的に実在をつくりあげる実践へ

もちろん、その名付けはカウンセリングルームやグループワークの場に止めておいてはいけない。加害のナラティブとの対話をとおして脱暴力へと協働していくこと、そのための社会臨床として、男性性と暴力、暴力を容認する文化と社会（つまり暴力を呼び寄せ、高揚する穴埋めになっている点）にメスをいれることというテーマがある。それは社会がもつ暴力のマトリックスを成している。暴力、逸脱、苦悩、問題は社会的に作り上げられている。だから社会病理や社会問題と表現される。決して個人のパーソナリティや個人の病理にだけ還元できない。その社会的なマトリックスを書き直していきたいと思う。

なかむら　ただし
（社会病理学/臨床社会学/社会臨床論）

2015 年 11 月 25 日受理

中

臨床社会学の方法

(12) プランド・ハプンスタンス

―計画された偶発性―

中村正

１．ある社会人院生の研究―ユニークな「問い」

この道30年になるベテラン精神科訪問看護師が社会人院生として自らの実践を省察して論文にした。彼女の問いは「うまくいった訪問看護はどうしてなのか」というものだった。これを明確にしたいと考え、カルテのようではない自らのノートに記していた私的な記録をもとにして訪問看護の全体についてじっくりと振り返りながらこの問いに応えていく計画をたてた。その私的な記録には生活に関わる訪問看護師らしい着眼点が満載だった。医療の枠をもちつつも、それを超える関係性の取り方に専門家の腕が光っていた。

たとえば、なかなか看護師に会ってくれない患者とのコミュニケーションをとる工夫は電気メーターから始まった。何度訪問しても玄関を開けてくれない。ひきこもり気味だという患者の記録から中にいる気配を感じる。さてどうしたものか。最初はこんなものかとあきらめずに気長に訪問を繰り返す。しかしそれでも安否は確認したい。そこで電気メーターが回転している様子を確認し、安心して帰ることとした。「面会不能」だったが自らの備忘録にはこうしたメモがたくさん残っていく。彼女はこれを一種のバイタルサインと名付けた。バイタルチェックはできないので考案した実践の知である。電気メーターというライフラインをとおして生きていることの確認ができる。

この話のオチはその電気メーターが電力自由化の影響で、ぐるぐる回るというわかりやすいものからデジタル式に変わり、生きているという実感がないものへと変化していったということだ。ある日突然出現したスマートメーターに看護師はあたふたする。こうした微細なことに社会の動態が映し出される。便利なようなデジタルによる集中管理はこうしたアナログな相互作用の襞を崩していく。

しかし努力の甲斐あって、首尾良く玄関が開かれていく。もちろんその後も苦労が続く。その記録は一個の小説のように奇想天外なものであり、二人がやりとりしながら構築した

現実でもある。「事実は小説より奇なり」の論文にしあがった。その患者さんは高齢であったので最後は適切な高齢者介護施設への入所となった。

もちろん論文なので、概念が欲しい。整序していく必要があるからだ。しかし通例の学術論文の様式にするとこの記録は死んでしまう。講演しながらもう一人の自分が筋書きをナレーションしつつ見直しているような「メタ物語」風の分析的な声が随時挿入されていくかたちの論文に仕上がった。ポイントは「看護の知」とは何かである。実践の知であり暗黙の知であるが、自問自答的な省察をとおして、概念と分析が生成し、個性的な患者との生きる場におけるやり取りの仕方（実践のやり方）が浮かび上がる。

抽象的な看護理論をもとにして、その前提が真であれば結論も真であると仮定して実証する演繹という方法でもなく、また事例や個別性をもとにして一般性を導く帰納という方法でもないもう一つの推論、「アブダクションabduction」のやり方である。個別の出来事をより適切に説明することのできる言明（仮説）を導こうとする思考の方法である。発想や直感、想像的思考、臨床実践等を考察する際にとても大切な論理的推論方法である（これ自体は別にキーワードとして取り上げることとしたい）。

２．プランド・ハプンスタンスの考え方

カルテのようではない記録は訪問看護師の智恵とアイディアの宝庫である。何かを創造する原石のようだった。そこから見えないものを見ていく作業を行う。あるいは見ているが気づかれていないものを掘り起こしていく作業のようでもあった。アブダクションである。いつも発見があった。

手がかりにした研究方法はいくつかある。指導担当者という役の伴走者としての私の内言のようなものでもあった。現象学的看護事例分析、臨床の知についての理論、エスノメソドロジー（会話を含む日常的実践の分析）、マイクロ・エスノグラフィー（微視的な過程の観察）等の研究手法についてのアドバイスとともに、訪問看護とは何かについての基本的なものの見方が大切なように思い、いつも基本となる問いかけをしていた。

さらに訪問看護記録を一つの物語に編んでいくための思考の補助線のように作用した言葉の一つがプランド・ハプンスタンス（計画された偶発性）である。米国のスタンフォード大学、教育学・心理学教授であるクランボルツによるキャリア論である（『その幸運は偶然ではないんです！』J.D.クランボルツ他、ダイヤモンド社、2005年）。

プランド・ハプンスタンス理論は、個人のキャリアの８割は予期しない偶然の出来事の連続を一つにつないでいく諸力によって形成されるというアプローチである。偶然は、意識や努力によって、新たな機会へと発展させることができるという。

プランド・ハプンスタンス理論は通例のキャリア論を批判的にみている。一般に、キャリアは意図的で計画的に築いていく動機によって導かれていくとする理論が主流である。目的に従って合理的に努力する道程としてのキャリア形成という考え方である。いわば直線的な発展モデルである。

しかし、現代社会は予定調和ではない。変化の激しい時代である。予期しない出来事に遭遇する。絶えず選択をしながら、ある状況

のなかを生きていく。進路変更の連続であり、問題解決に迫られながら、物語を後からつくっていく。学習機会ともなり、行動しながらキャリアを形成することになる。変化への対応力、修正しながら軌道を描くこと、それを学習移転しながら次の状況で対応する力へと展開していくこと、さらにそれを後からひとつの物語として意味づけていくことができる過程を表す概念である。次の5点がここで作用している力だと指摘されている。

①好奇心 Curiosity(新しい学習機会を模索し、知らないことや関心外のことに関与していく姿勢)、②持続性 Persistence(努力し続けること。首尾良くいかなくても継続していくこと)、③楽観性 Optimism(予期せぬ、期待とは異なる結果についても受け入れること)、④柔軟性 Flexibility(常識にこだわらないこと、先入観を廃すること、オープンマインドな態度で接すること)、⑤リスク・テイキング Risk-taking(不確定な結果や失敗を次の学習の機会と捉えること)である。

彼女の実践にはこれらの特徴がすべて垣間見える。「うまくいった訪問看護はどうしてなのか」という問いに対しては、もちろんうまくいくまで工夫を重ねているからうまくいくのだが、それでは説明したことにならないのでこうした思考の手がかりを使って解釈をくわえていく。

その試行錯誤は訪問看護の理論に基づくというよりは偶然担当した患者の生きる地域と生活の場と状況から構成されていくものであり、相互作用の過程をとおして絞り出されていく、智恵ある看護師の職人的な技である。暗黙知として作用する見えない能力として蓄積されていた。看護理論では習わない非認知的な能力が上記諸点である。これは関わる当事者のもつ非認知的能力との呼応関係でもある。

この能力はいろんな分野で関心をもたれている。たとえば「マシュマロ・テスト」が有名だ。幼児を対象にして目の前のマシュマロに手を出すのをがまんすることができる子どもの将来を調査したものだ。非認知的な能力のひとつである自己コントロールを変数にして追跡調査が展開された(『マシュマロ・テスト:成功する子、しない子』ウォルター・、ミシェル、早川書房、2015年)。

また別の例として、大学にはGPAという試験の成績の平均値を出す仕組みがあるが学生の能力の知的な部分しか評価できていない。キャンパス文化、学生文化という隠れたカリキュラムをとおして得られる能力と知的な学業成績の関係はまだまだ未知数である。

3.非認知的領域のことも含めて

対人援助職者がプランド・ハプンスタンスとして取り出せる実践知や暗黙知をもっているとしたら、対象となる当事者はプランド・ハプンスタンスのなかを生きているといえる。もっと無自覚的であり、大変な事態や状況のなかを生きていて、それらと何とか苦闘し、対峙している人たちだと考えることができる。

たとえば、逸脱行動や問題行動の当事者たちは、その行動過程をみると、そうした行動へと吸い寄せられるような過程があり、その都度、分岐点に立ち、どちらかといえば問題行動へと至る道を選択して生きているようにみえる。そうではない行動へと至る選択肢がない、あるいは少なく、問題解決の方策や資源も稀少で、周囲の対人関係も支援的ではなかった等という状況をみることができる。生

きる過程で実践してきた習慣、対人関係の取り方、社会制度への対応、感情の処理の仕方、社会資源の保持具合、その行動による欲求の充足のさせ方、そしてそれらを一つに統合していくパーソナリティの構成の仕方の総体がある。その選択された行動は偶然というよりも予定されたようにその人に降りかかる。対人援助実践者の暗黙知と同様に、逸脱行動や問題行動として発現させているその暗黙の知が取り出せるようだ。この連載、「臨床社会学の方法」の第１回目で言及した「暗黙理論」は別の言い方である。

問題行動に関係する心理臨床ではこの「暗黙理論」を重視する。代表的には、認知行動療法があり、介入し、変容すべき対象を「認知の歪み」cognitive distortionとする。認知行動療法は、当事者のもつ「白黒思考」や「べき思考」等をとりだす。それらを変化の対象にし、認知再構成を支援する。

もちろんそうであったとしても、「認知の歪み」という定義よりは「個人の理論」とした方が、とくに暴力臨床で取り組む場合は当人の主体性や回復への努力が見えやすいと私は考える。「認知の歪み」としてだけ定式化しない方がよい。そうではない言い方も考慮して当事者との対話を試みている。

なぜなら、「歪み」という表現に対しては「正しい認知」「適切な認知」が想定されることになり、さらに誰がそうした歪みを判定するのか、それはたんに矯正の対象として浮かび上がるだけではないか等の疑問が生じるからである。

第１回目の「臨床社会学の方法」に記した「暗黙理論」でも紹介したニュージーランドの司法臨床心理学者、トニー・ワードは、犯罪者の更生保護の理論や臨床心理の領域で同じような観点から、「暗黙理論」として「認知の歪み」を位置づけるべきことを提案している。歪みという定義だけだと加害者のリスクばかりに焦点があたるからという理由である。

たとえば性犯罪者の「暗黙理論」をとりだし、加害者更生の対象にすべきことを指摘している。子どもらしい行動が性犯罪者の認知の仕方では別様に意味づけられていく。たとえば、人の膝の上に座る、下着をみせて遊ぶ、加害者に抱きつく等の行動が性的に解釈される。子どもが泣くことでさえそれは子どもが関心をもって欲しいという願望であると解釈されることがある。加害者の隣に座ることは愛着をもとめている行為だと意味づけられていく。子どもが私を誘惑した、セックスを望んでいた、子どもは傷ついていない、子どもは性を探索している等として子どもの自然な振る舞いが都合のよいように解釈されていく。女性のフレンドリーさは性的な欲望があるものとして意味づけられていく。

また、子どもが多くいる環境も好む。子どもに関わるボランティアを好む加害者もいる。そのような環境を組織して生きている。

同じ類型の意識としては、性犯罪者の意識のなかに「ナンパして一緒になる時間をもったのだから強引なセックスは合意のうえだ。」があり、だから自らの責任はないといいはることがある。

こうして、特定の子どもや女性像をもって日常の接触が行われ、犯罪へと展開されていく様子を「暗黙理論」にもとづく日常実践としてワードは描き、そこで満たされている欲望の内容とその実現手段の逸脱性の関連を分析し、両者が乖離しているので、より適切で

健康的な手段を選択することへの支援を暴力臨床として想定している。

こうして、「暗黙理論」が台本のようにして作用し、行動を導いていると想定する。「暗黙理論」はその暴力、逸脱行動、問題行動が偶然ではなく当事者のプランド・ハプンスタンスとなっていることを説明している。また、「臨床社会学の方法」第22号で記した「マトリックス」はそうしたプランド・ハプンスタンスが生成する「図」の部分にあたる。蜘蛛の巣のようにしてプランド・ハプンスタンスは問題行動の渦中の当事者を拘束し、当事者もそこに生きることを余儀なくされている悪循環をみる。

こうして問題行動や逸脱行動として表現する人たちはその問題を呼び寄せるように生きているといえるだろう。暴力臨床をしているとその暴力や行動は偶然ではない様相がみえてくる。そのことへの自覚が暴力臨床の第1歩となる。問題解決からの疎外、問題解決力の貧困、問題を必要として生きている様子があるからだ。

さらにイメージや意味づけも加わる。自らの欲望を肯定し、問題行動を中和化するような想像をし、意味づけを行っている。「暗黙理論」はこうした非認知的な部分も含むので、たんに認知的なことだけではない対象をみるべきだ。自らの生活や人生における意味づけが妄想や理想として観念化され、行動を駆動する。そして感情的な満足を得る。プランド・ハプンスタンスはキャリアについてのポジティブな概念だが、逸脱的キャリアの構成にも応用できる。

4．家族のプランド・ハプンスタンス―「家族は小説より奇なり」

対人援助職者であれ当事者であれ、個人のプランド・ハプンスタンスはさらに対人関係のなかで錯綜していく。なかでも家族（家族類似的な関係として親密な関係性も含む）は「わたしとあなた」という二人称的関係が錯綜する場であり、相互に構築するプランド・ハプンスタンスがある。

家族のプランド・ハプンスタンスは、「家族は小説より奇なり」の状況をつくりだす。家族が営む日々の現実は、学問の言葉よりも、芸術の描写が優れているし、家族を主題にした小説、映画、ドラマ、漫画、演劇が数多いことからも理解できるだろう。芸術の家族表象は、臨床の言葉と相性がいい。「臨床家族芸術」論として知見を積み上げて生きたいと密かに目論んでもいる。

実際の家族問題の現実は複雑で、輪郭の明瞭な定義である不登校・ひきこもり、虐待やDV、認知症や発達障害の介護や介助の課題が主題となるが、現実は複雑に問題化する。消費生活、相続問題、貧困と格差の拡大、離婚と再婚の繰り返し、その連れ子との相性が悪いこと、親のギャンブルやアルコール、薬物への依存と生活の乱れ、家庭内離婚状況、逆ギレした妻の復讐等として、ドラマのように浮かび上がる。

こうした「家族の現在形」は常に「羅生門的現実」をつくる。家族は親密な関係性のなかを生きており、習慣となる行動のかたちをつくる。求めあって成り立つカップルは共生体のようにシンクロする。子どもはそこで社会化されていき、全体として家族構成員は、習慣となった実践共同体をつくり、独自の問

題解決の方法を身につける。

家族は生き物なので人生の出来事が交差するごとに葛藤や苦難が生じ、家族はそれぞれに物語をつくる。中心には親密な関係性（だと相互に思いこむことも含めて）の物語がある。親密であるが故の「病みと闇」が存在する。日本社会で家族は、多様な社会問題への対応を期待されている安全基地のようであるからだ。教育や子育てと介護、衣食住の基本生活の場所、精神的な愛着の場等として社会の基層のように観念される。

しかしその基層に宿る事柄が暴かれだした。そこから虐待と DV が劈開されていく。以前とは異なる暴力への介入が家族を開いていく。離婚や子どもの親権をめぐるストーキングや誘拐、離婚と親権問題・財産分与の争い、家出、ひきこもり、親離れや子離れ等の葛藤は、暴力の様相も呈して、家族問題を構成する。家族関係の危機や病理という物語として現前化する。もちろんその暴力を表面化させたり、隠蔽したりするストーリーは社会のもつ人権や社会問題の認識の仕方にかかわる物語構造の反映である。

いずれにしても家族というフィルターをとおして意味が生成し、隠され、定義される。人生の揉め事の多くは家族の出来事として組成され、問題を解決することにも、逆に防波となることも、そしてまた緩和することもあり、増幅することもある。変圧装置のようだ。

こうした葛藤が家族関係をとおして表現される。親密な関係性にある者同士なので、相互に傷つけあう（と観念される）こともあり、その思いこみは「家族心理的外傷」のように観念される。

５．家族的不安をもたらす「体感治安」という表現とそれを生起させる社会の諸力

私は暴力臨床の領域で実践を行っている。そこには家族関係が濃厚に反映される。もちろん、マクロにみても、少子高齢化等、家族のかたちは激変とでも言える渦中にあり、格差や貧困の拡大についての現実的なリスクも横目にみながら、個々の家族は生き抜く戦略をもち、自らの欲望をもとにして動く。家族は内側にリスクを含むこともあるし、逆に、外的なリスクの防波堤となることを期待される二面性を持つ。

そのリスクは不安の予期といえる。家族の相において不安が顕現するので、それは家族不安となる。揉め事の内容は、歴史的には、質的にそう変わるわけでもない家族間葛藤であるが、個人主義の台頭、親族関係の変化、コミュニティの衰退、家族の孤立、母への育児の押しつけとともに、家族問題の解決力の衰退をもたらし、しかもそれに変わる別のかたちの問題解決の制度と技法が未形成なこともあり、社会全体として家族不安を高めていく。

このことの不幸の連鎖を体験した。2003 年頃に内閣府が社会意識調査で用いた「体感治安」という言葉だった。奇妙な言葉だと思っていたら、その後、「安心・安全」という言葉として流通し、各地で「生活安全条例」が制定されていくことになる。その契機にいろんな事件が組み込まれていくが、それが私の身近で事件として発生した。「奈良・入川さん事件」である。

奈良県に住む知人の夫が逮捕された。彼は熱心な大学の教師で、PTA の活動にも積極的、近所の子どもたちにも「がんばれよ」「気をつ

けて」等と声をかけていた。そんな時、2004年に「奈良女児誘拐殺人事件」が起き、それ以後、地元ではあちこちに監視カメラがつけられるようになった。

ある日、彼がいつものように子どもたちを見ていると、ふらふらと国道に出てしまいそうな小さな子を見かけたので、「あぶない！」と声をかけた。すると、それを見ていた女性が彼を誘拐犯だと思い込んで通報した。寒い日であったのでその時の格好も災いした（目出帽子をかぶっていたという)。彼は任意同行に応じ、自白を強要され、脅迫罪で逮捕された。大学での講義ももてなくなり、裁判で冤罪と認められるまでに一年かかった。当時、その殺人事件のこともあり、むやみに子どもに声をかけないようにという主旨で不審者を排除するための「声かけ防止条例」ができており、彼は条例違反をしたことになったのだ。

こうした条例のもとになったものが先に指摘した「体感治安」という言葉である。「体感治安」が悪化しているから、「安心安全条例」をつくり、よその子に声をかけず、家族で子どもを守っていきなさいというものだ。その流れは今も変わらず、そのために地域がもっていた人間関係力が衰退してしまった。

「体感治安」とは、実際の安全や危険ではなく「感じる」もの、つまり極めて主観的なものである。それが制度や政策を動かしている。それによって地域内の人間関係が寸断され、「余計なお世話」をする人が犯罪者にされてしまう。つくられた不安や恐怖が現実を構築している。安心を強調する社会ではそのシャドー（影）として絶えず不安がつくりだされる。不安は実態をともなうことなく一人歩きする。仮想的な不安の種が創出される。それは憎悪へと昂じていきがちだ。憎悪は人々が脅威と感じる意識から養分を得ている。その憎悪は排外や排除と結びつきやすく、恐怖心がつくりだされる。安全な社会であればあるほど些細なことに敏感になり、不安意識が先行する。

疑心暗鬼と相互に監視しあうことが奨励されていく過程における象徴的な事件であった。起こるべくして起こった事件、つまりプランド・ハプンスタンスだといえる。こうしてプランド・ハプンスタンスは、単なる偶然ではなく、その社会のもつ相互作用と関係性に関わるマイナスの傾向が社会的諸力として作用し、個人へとふりかかることも示す。

６．家族のプランド・ハプンスタンスを構成する社会的諸力―その５つの特徴

家族が遭遇するプランド・ハプンスタンスは複数の構成員から成る錯綜となる。家族は社会制度なのでプランド・ハプンスタンスは社会的諸力の影響を受ける。その諸力の傾向をいくつか列記しておこう。

第１に、「教育家族」という特徴がある。団塊世代以降の親たちは子どもたちに高等教育を受けさせた。その前の世代は高等教育への進学率がまだ低く、「教育ゼロ世代」（高等教育を受けていない親世代）と呼ばれる。だから余計に子どもに高等教育を受けさせることに熱心だった。その世代が今度は子どもを持ち、大学に通わせる。「教育第１世代」という。さらにその子どもは「教育第２世代」となる。戦後の３世代をかけて、教育の世代交代が進んだ。上の世代の教育や学校への関心は高まる。クレームをつけ、監視するという行動も増えてくるはずだ。

また、1980年代以降、持続的に不登校にな

る子どもが現れ、背後にあるいじめも散見され、加えて、その後も継続してひきこもり現象が指摘されたことも重なり、家族は子育てを基軸にして、子の成長とともに教育ゼロ世代では想定できなかったようなわが子の行く末の不安を抱えるようになる。もちろん教育をとおした階層の上昇移動に期待をかけたことも駆動力となり、家族が子どもと教育を中心に運営されるという意味で、これを「教育家族」と呼ぶ。その「教育家族」の原動力は、たえず業績的価値原理において機能し、その成果が首尾よく達成できないリスクもあり、不安定さを抱えることとなる。家族不安は構造的となる（「奈良県医師宅母子 3 人放火殺人事件（2006 年）」等が典型的）。なぜなら「教育家族」は、すべての人が到達できるわけではないピラミッド型組織の上部を目ざそうとするからだ。

第２に、「ケアする家族」が登場した。育児と介護が家族依存になっている日本の特徴である。子どもが不登校になり、ひきこもりがあれば家族がなんとかすべく動く。非行に走る子ども、薬物を使用した家族がでれば責められ、非難され、時には引っ越しする等、排除されることもある。広い意味でのケアを期待される家族という意味である。家族の福祉的機能の一環として観念されやすく家族の責任としても位置づけられる。

しかし事態は逆で、ケアニーズの顕在化をとおして家族関係の脆弱さが目立つ。期待される程にケア役割を発揮できる家族ばかりではない。

またケアは感情的な人間関係を伴い、陰性感情や陽性感情に付随する葛藤が生成する。家族は感情共同体である。その中心にはこうしたケアしあう関係がある。ケア行為は、プライバシーやパーソナルな領域を超えて相互作用する営みであり、相互信頼が不可欠な関係である。

他方では、コントロールという事態も生起する。うまくいかない状況では相手に対する否定的な処罰的感情である陰性感情も生成し、時には憎しみへと至ることもある。そこを起点に暴力が誘発される可能性が高まる。

家庭内暴力問題は「関係性の病」の典型としてみることができる。家庭内暴力は、家族ならびに家族的類似性をもつ集団や特定の二者関係において発生する。その中心にあるのは、親密な関係性・非対称な関係性という特質であり、それが葛藤を経て、暴力へと至るような脆弱性 vulnerability（虐待誘発性）を宿すことになる。ケアする家族の持つ脆弱性をもとにして家族不安が生じる。

第３に、問題行動や逸脱行動に伴い「責任をとる家族」が前景化しつつある。自己責任論が根強くあり、加害者家族には排除の力が働く。あるいはいじめや体罰を告発するには勇気がいる程に学校化社会は被害者家族を囲繞している。これは家族的責任論といえるだろう。子どもの非行は親の責任という風潮もある。この考え方は、国際的なものともいえる。イギリスでは犯罪を起こした少年の親も処罰や賠償責任を負うべきという考えが広まり、具体的に政策化されてきた。個人主義だけではなく、家族責任が強調され始めている。自己責任論の延長にある家族的責任論である。各種の解体的事態（＝アノミー的状況）、たとえば、離婚の増加、非行の増加、躾の欠如、傍若無人な若者たちの現実が家族の無責任さ示唆する事態だとされる。

第４に、ここにジェンダー作用が加味される。父性の欠落があり、今こそ家族の絆の強

化、そして父性の充填が必要であるという。日本社会でいえば、思春期、青春期暴力、非行、その予兆としての「子どもたちの荒れ」が目立つ状況と家族的無責任(母性欠如と父親不在)が重なり合って、強い絆、厳格な規範、強力なリーダーシップの必要性とかかわり父性の強調がなされる。福祉国家の再編と関わる新自由主義的な政策動向の焦点に父親の責任が奇妙かかたちで位置づく。責任ある父親をめぐり子どものしつけから非行防止まで、親の責任が強調される。男女共同参加へのバッシングともなり、いきすぎた平等批判も見られるようになる。

第5に、「心理化する社会」を家族は生きている。心的外傷が「家族心理的外傷」という相において感受されるような観念が、俗流化した臨床心理や精神医学の言葉において人々の意識をとらえている。小学生さえもトラウマという言葉を何気なく使うような事態に示されている心理化社会はつとに指摘されているが、そこに「家族心理的外傷」という観念が覆っていることも見逃せない。家族中心社会 family-centered society では当然のことであるが、社会が押しつける個人の苦難や生きづらさが家族関係に環流して意味づけされていく。母娘関係、親への恨みや子どもへの叱咤、家族への八つ当たり等は日常茶飯事で、親密な関係性であるがゆえの不幸を生み出す人間関係の典型として家族が位置づく。

家族問題は社会の動態を反映する。家族のプランド・ハプンスタンスはそれが問題の重層化になるリスクもはらみつつ、葛藤を乗りこえようとする努力をもひきだす。その際に、当該の家族だけで問題を解決できるわけではないので、家族をめぐる社会の関係性が大切となる。ここに列記した5つの社会的傾向は家族を孤立させるようにも機能し、プランド・ハプンスタンスが家族問題へと転じていくリスクとして作用する。

7. 異なる関係性と相互作用を見いだす—アロマザリング、アロケアリングに学ぶこと

家族のプランド・ハプンスタンスをよりよい方へと転じていくには家族を取り巻く関係性が鍵となる。阪神淡路大震災や東日本複合大震災後に「災害ユートピア」を体験した。新しい絆の感覚だった。こうした被災体験は、同時代体験のなかでも心理的連帯感を得ることのできるものだ。NPO も含めた新しい絆の形成に社会の関心が向かう。

私は「絆に敏感な世代=連帯新世代」だと考え、多様な NPO 活動の推進に努力してきた。つながりの意識の醸成は、NGO や NPO、社会的起業への関心、新しい生活の仕方の意識等として現象している。絆の新感覚は、家族にだけ還元されないような親密な関係性への関心ともいえる。共有できる関心を基にした社会的な縁としての関係性の多様な創出という方向性であろう。地域の子育てサークル、悩みや苦労を共にする当事者組織、ネットでつながる関係、多様な形態のシェアを試みる取り組み等があり、こうした組織のかたちは今後も重要な機能を果たし、不安を解消していく手がかりとなるだろう。

こうした変化を見据えつつ、家族の諸困難に示唆されている、新しい関係性に向かう手がかりを家族問題のなかに探り、それを社会において必要なサービスと支援のあり方として指示する方へと「翻訳」する責任が専門家や研究者にはあると思う。私にできる実践は家庭内暴力をめぐる家族のやり直し支援や男

性の脱暴力支援である。家族にかかわる臨床はその変化を察知するセンサーのようであり、それを社会の課題として「翻訳」して伝える仕事があり、社会的役割だと思っている。私はこれを権利擁護のための専門家 advocacy oriented professionals と呼んでいる。

「絆に敏感な世代」を支援するための例示であるが、家族関係でみると、少子化を念頭に置いた「斜めの関係」の創出という課題がある。私の両親の世代はきょうだいが多かったため、必然的におじやおばが多かった。つまり、親子という「縦の関係」ではない「斜めの関係」をもつことができた。たまに会うと、おじやおばが「お前の親父は偉そうにしとるけど、小さい時はこんなんやったで」と冗談めかして言う。そうすると子どもは、親を尊敬する反面、相対化して見ることもできた。

しかし、次第に家庭の子どもの数は減り始め、現在も続いている。そのため、今の子どもたちは「斜めの関係」をつくることがむずかしくなり、家族だけで閉じてしまっている。「斜めの関係」を別の形でつくることが重要となる。地域の子育て支援はその典型である。その翻訳する課題のひとつを中国からの留学生の研究課題とともに意識した。

一人っ子政策のもとでの家族の変化を研究したいという四川省出身の彼は、地元に帰って子育て現役中の母親にインタビュー調査を試みた。2015 年 11 月、中国は一人っ子政策を廃止し、二人まで子どもをもつことができる政策へと変化をさせた。それでも中国の家族のかかえる課題の本質は変わらないという主張となった。その過程で、アロマザリング allo-mothering という言葉の大切さについて検討した。母親以外の人たちの関与する母性的養育のことで霊長類に見られる共同養育の仕方のことである。

母親だけに育児の負担を負わせないために、広く社会が養育を保障する仕組みをつくる際の理論的な支柱となるコンセプトがアロマザリングである。どこの社会でもアロマザリングがある。

しかし近代社会は家族を孤立させ、ジェンダー作用をとおして育児を女性に負担させる。ペアレンティングだけだとこの構造に巻き込まれる。すくなくともアロマザリングとセットでペアレンティングを位置づける必要がある。子ども虐待と高齢者虐待で家族のやり直しをすすめる際にもこの区別と連環、そして父親の位置付け方、家族のやり直しの際の拡大家族の活用、保育所や学校、仲間集団や親のつながり等、アロマザリングとしてみていくといろんなものが関連していく。この点での基礎的条件づくりこそが家族問題対応力となっていくだろう。

家族問題は、家族のプランド・ハプンスタンスが不幸の重なりや課題の呼び寄せのように作用して生成する。そこには家族に負荷をかける問題解決の仕方があり、社会が家族依存に陥っている様相がある。社会問題の重層化である。

家族をとおして負の連鎖が層を成していく。子どもの貧困には母子家庭問題がつきまとう。離婚の原因には父親の暴力問題がある。こうした問題連鎖はプランド・ハプンスタンスそのものである。その過程がプランド・ハプンスタンスの経過をみることで可視化される。訪問看護師のプランド・ハプンスタンスは当事者の問題の重層化というリスクとなるプランド・ハプンスタンスと並行して、それが悪循環にならないような支援的な関与となって

いた。

こうしたことは彼女が習ってきた教科書には書かれていないことだった。臨床の知はこのプランド・ハプンスタンスそのものだろう。訪問看護師の対象者は育児ではないので、アロケアリングという。他者の存在の大きさを表現したものがアロマザリング、アロケアリングである。看護師のプランド・ハプンスタンスと当事者のプランド・ハプンスタンスは地域訪問看護として交差した。訪問看護の知は小説よりも独自なものだった。

なかむら　ただし
（臨床社会学、社会病理学、社会臨床論）

臨床社会学の方法

(13) 社会構築主義

–ワードwordとワールドworldの関係について–

中村正

1. 言葉の位置

言葉が現実をつくるのか、言葉は単に記号として何かを反映しているだけなのか、また、その名指しされた事項はどのように実在しているのか等、言葉 word と現実 world の関係はそう簡単ではない。本マガジン第 22 号（2015 年 9 月）の「サイレンシング（沈黙化作用）–語られていないこと・語りえないものがあることへの配慮–」はその様相の一端を把握しようとしたものである。特に社会病理、心理臨床、対人援助の理論と実践はこの点について敏感であるべきだ。何事かを「問題である」と認識する過程それ自体への関心である。これを社会構築主義という。

以前にも指摘したが、たとえば不登校を表現する言葉はこれまでかなり変化してきた。①長期欠席・不就学問題（ずる休みのような印象もあるし、貧困や病気が背景にあると別の問題になる。truancy）、②学校恐怖症（分離不安という心理的な面が前景化した言い方であり、個人の問題という力点がある。school phobia）、③登校拒否(強い意志を想起する言葉である。school refusal）、④不登校(かなり包括的な表現となってきた。Non-attendance at school)という具合だ。一義的には決められない多様な姿があるということだろう。状況にあわせて造語されている。

逆に、学校への適応（同調）のなかに問題はないのかついても同時に問われるべきだろう。

1992 年に文部省（当時）は「不登校はどんな家庭の子どもにもおこりうる」といいきった。となると問題視だけしていてもだめだろう。現在、中学の一クラスに一人の割合（十三万人）となるにいたった。その延長になることも多いひきこもりは百万人と想定されている。少数の問題ではなく社会問題といえる。

さらにたとえば薬物使用。欧米諸国では争点を成している。各種の薬物取り締まり法令違反者と考えれば犯罪者であるし、薬物が大

Ritsumeikan University

量に存在している社会における依存症者と考えれば要治療者となる。政策上は、刑事事件なのか、公衆衛生の課題なのかについて分岐し、社会構築の現実が異なる。厳罰・必罰主義をとれば「ゼロ・トレランス zero tolerance（不寛容）政策」となる。依存症と定義すれば治療となる。

しかしクライエントとしては動機づけが弱いこともあり、単なる治療にはならない面もある。断薬主義を原則とした強い介入を採用している多くのアジア諸国があり、代替え薬物を用いて当人と社会にとっての有害性をなくしていくべきだとすればハームリダクション政策（有害性を除去することを優先し、代替え薬物を与える政策 harm reduction）に至る。

厳罰主義ではあるが、治療を命じるために薬物専門の裁判（ドラッグコート drug court）の仕組みを導入し、脱依存症へと自己コントロールすることを誘導する受講命令の仕組みをつくっている社会もある（米国）。これらは動機付けを社会の指示によって行う方策である。薬物対策はこのように多様な相をもつ社会的構築物である。

こうして言葉が現実をつくり、その現実がまた新しい言葉を要請しているという循環があり、それを社会構築主義という。これと類似の社会問題の事例は枚挙に暇がない。家庭内暴力、発達障害、ストーキング、過労死、過労自殺やいじめ自殺（とくにその責任帰属問題は裁判の争点となる）、ブラック企業、ハラスメント問題（この間、セクシャル・ハラスメントそれ自体も新しい言葉として社会問題を構築してきたが、さらにアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、スクール・セクシャルハラスメント、マタニティ・ハラスメントをはじめとしてさらに拡大して用いられてきている）、体罰と指導、躾と子ども虐待、介護ストレスと高齢者虐待等があり、定義をめぐる争点を成している。

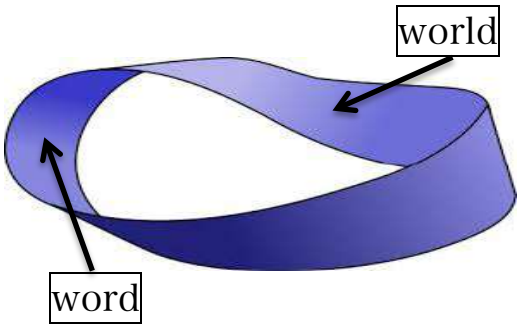

図 1　言葉と現実の相互関係イメージ（言葉が世界を創る面と、構築された世界がもとになって言葉をつくる面のイメージ図。中村作成）。

2. レトリック（類型化された語彙もしくは認知のフレーム）への注目

言葉と現実の関係は、社会問題の定義に関わり複雑である。ジョージ・レイコフらの認知意味論というアプローチはレトリックに焦点をあて、認知と意味の関連を扱う。「われわれが考えたり、生活したり、世界を体験したりするときに用いる根本的なレトリック的発想があり、あることを別の種類のことを通じて理解したり経験したりするということ」に着目している。「レトリックは、現実、それも社会的現実を、つくりだす。したがって、レトリックは将来の行動への導きともなるし、将来の行動は、当然、レトリックに応じたも

のとなる。そのことが今度は逆にレトリックの力を強化し、経験を首尾一貫したものにする。この意味でレトリックは、ひとりでに成就する予言ということができる。」(*Metaphors we live by*, George Lakoff and Mark Johnson, University of Chicago, 1980. ジョージ・レイコフ&マーク・ジョンソン著『レトリックと人生』大修館書店、1986 年、23 頁)。

このレトリック分析を社会病理学や社会問題の社会学的研究は応用してきた。社会病理の認識に関わる意味付けのレトリックを「喪失、名付け(権利付与)、危険、悲惨、非理性」と区分けした研究がある。

「喪失のレトリック」は社会のなかの価値あるものが消滅しつつあることを指すノスタルジックな問題の定義である。たとえば、家族の絆を大事にする見地からすると、離婚は問題視される。生命の価値を尊ぶ見地からすれば中絶は問題である。何を価値あるものとするかによって定義が異なる。

「名付け(権利付与)のレトリック」は個別の関心というより、社会全体の関心を表現する。差別問題について語られることが多い。セクシズム(性差別)、エイジズム(年齢差別)、レイシズム(人種差別)である。不寛容と抑圧や差別が語られる。多様性と寛容への選択、自由へのエンパワーメントや自立と参加が目指される。

「危険のレトリック」は社会問題の医療化にかかわるレトリックである。衛生学的・医学的な科学的言説が用いられる。タバコ、アルコール、ドラッグなどを問題化する際に用いられるレトリックである。非喫煙者の被害という無垢な犠牲者の存在も指摘される。

「非理性のレトリック」は自己破壊的な行為や無謀な行為などを問題化するときに用いられる。人間の理性的な自己コントロールを確立することが意図され、社会のなかの無教養に由来する事態を指摘する。ここからは教育的課題を立てることが意図される。ティーンズたちの無謀な行動を戒め、問題解決に教育がいかに必要かを訴える。

「悲惨のレトリック」は都市の犯罪薬物依存、10 代の妊娠などを生む貧困を問題化するレトリックである。エイズの社会問題化にもこのレトリックが使われる。

レトリックは類型化された認知の仕方であり、社会的な規模で意味の体系をつくりだす。政策や制度の根拠となり、人びとの合意や認識の内容を成していく。人びとの動機として内心を構成する。ものの見方、価値観、思想がそこに表現される。こうした一連の経過は動的であるので、レトリカル・ワークともいう。物語を構成する作業となる。

こうしてみると、言葉が人間の認識に先行し、現実をみる見方をつくる。その意味の体系は人間に対しては外在的なものである。認知、行動、意味、動機、語彙は一続きのものとして構築されている(詳細は、中村正『家族のゆくえ』、1998 年、人文書院で紹介した)。

レトリックは、言葉が人間にとって先行しているということを意味する。何かを問題視し、定義する際に認知の枠として物語性を与えるものである。事態をみつめ、何事かを認識し、解釈するコード、スキーマ、語彙、フ

レーム、意味づけとして作用する。この連載、「臨床社会学の方法」でも扱ってきた「動機の語彙」、「マトリックス」と類似している。さらに、これを暴力臨床論して暴力加害者の言い訳や中和化の言葉をとりあげ考察したこともある（中村正「暴力臨床論−暴力の実践を導く暗黙理論」『立命館文学』第 646 号、立命館大学人文学会、2016 年 3 月。これは同会の HP にアップされる）。

3. それらをとおして何が構築されているのか−認知意味論と暴力

では、レトリック、レトリカル・ワークをとおして社会的現実はどのように構築されていくのか。たとえば、性犯罪について応用した研究がある。性犯罪加害者や司法関係者の男性たちへのインタビュー集があり、どんな言葉で説明しているのか分析したものがある（『レイプ・男からの発言』ティモシー・ベネイケ、鈴木晶・幾島幸子、ちくま文庫、1993 年）。男性たちの性犯罪についての見方や考え方の特徴をひきだすために、彼らが使うレトリックに注目して考察をくわえている。それらを次のようにまとめている。「セックスとは手柄である。狩り、あるいは征服である。試合である。ギャンブルである。戦争である。女性に奉仕させることである。演技である。教えることである。勝利である。喜びを与えることである。それで勝利感を得ることである。商品である。所有である。盗みである。食べ物である。女は物である。女は動物である。女は子どもである。女は性器である。セックスは狂気である。性的な感覚は女が仕掛ける電流/体液である。セックスとは女性器に一撃を加えることである。マスターベーションは自分の性器に一撃をくわえることである。娠させることは暴力行為である。男性器は銃で精液は弾薬である。」（43−48 頁）と。

さらにそれらを性犯罪者たちの行動の意味として整序している。①セックスとは相手を攻撃し、その地位を引き下げることである、②勝利とは、攻撃を強行することである、③レイプは肉体に傷をつけることである、④レイプは神聖な場所への侵入である、⑤レイプは高価な商品を盗むことである、⑥レイプは手ほどきである、⑦レイプは大事な物を汚すことである、⑧レイプとは復讐である、⑨レイプは自然な行為だ、男はしょせん男なのだからとまとめている（54-58 頁）。

最終的にはこれらを分類して性犯罪のもとになる認知の仕方や意味づけの特徴を取り出し、抽象化している。「地位、憎悪、統制、支配」の４点である。

この結論は、レイプと性的快楽・性的満足との結びつきよりも、これらの「地位、憎悪、統制、支配」との結びつきのほうがはるかに強いということを示そうとしたものである。この４つを実現するために性にまつまる行動が選択されたが性犯罪である。他の形式を選ぶ場合は別の問題行動となる。だから性犯罪も性欲だけが欲望なのではない。形式としては擬似性的な行為である。性とは関係のない第一次的欲求にこたえるという性行動がレイプだと指摘していることになる。

この研究は加害者臨床をもとにしたグロースの研究に依拠している(*Men who Rape* -

The Psychology of The Offender, Nicholas Groth & Jean, Birnbaum,1979, Plenum Press, p.13)。グロースはこれらの４点を性犯罪者の「非性的ニーズ」として位置づけた。

この「非性的ニーズ」は心理的不全感といえる。原因は何であれなんらかの心理的不全（感）をもとにして、敵意・怒りを処理し、コントロール・パワーを発揮するために選択された行動としてが「性化された強いる行動 sexualized coercive control behavior 」である。対象を性化しており、弱い者を選択している。性的欲求 sexual desire そのものの実現というよりは、「非性的ニーズ」non-sexual needs を満たしつつ、それでもって性的な快楽を得る。私も関係しているが、刑務所での取り組む性犯罪者再犯防止プログラムは性的欲求に焦点をあてているので、その根幹からの再編成が求められる指摘である。

さらにそれが性問題行動となる点に男性性を扱う意味があると私はとらえている。身近にいる脆弱な対象が選択され、男性の性化された暴力として発現する。男性として、補償的、報復的、劣位回復的であり、不全感を埋めることが意図される。コントロール感、達成感を得るということは、その暴力が、被害者の人格それ自体や統合性を破壊するものであるといえる。性のもつ人間の尊厳にとっての大きさがあるからこそ、それを貶める行動として性が選択される。

しかも力の強弱や関係性やジェンダー役割に根ざして行われる。被害者の屈辱感を想定して、征服感、達成感、充足感を得る。性的な攻撃や侵入となることの意味は、女性蔑視、ジェンダー固定観念、思いを受け取るべきという女性依存意識、地位降格で人格破壊的な儀式的暴力となる。性行動をとおして屈辱感、陵辱感を満たし、万能感、達成感を得るのが性犯罪である。被害者はその逆の傷つきとなる。

さらに、加害者の言い訳をとらえる。女性の誘惑論につながるような性的魅力論が性犯罪者の言い訳にある。これは男性にとって美の知覚は受動的であるという仮説にもとづき、女性の挑発としての面があるという正当化である。しかし現実の性犯罪者は、女性の身体を盗むようにして知覚し、選択し、犯罪を企てている。だから加害者は能動的である。対象を物色している。決して受動的ではない。これは、①性的な欲望の対象として女性をみること，②女の方から望んだことだといい、被害者のせいにすること、③女性が魅力や外見という武器で勝負にでたのだから男性もその喧嘩を買うべきだという認知の仕方を正当化する。

4. 隠された欲求−非性的・非犯罪的なニーズ

性犯罪や性問題行動を「非性的ニーズ」と擬似性的行動に分けて考えるアプローチは、女性への態度や意識、性についての勝手な枠づけ、男性性の信念、性行動についての恣意的な解釈等の独特な認知の仕方をもとにした意味づけの世界をつくっている様相をとらえることができる。ほとんどのレイプは、強盗、暴行、誘拐、殺人の暴力に付随しておこるのであり、性的行為だと考えるべきではないとベネイケはいう。さらに、「精神的ストレス−

精神症状のひとつ–性衝動–性的逸脱–男性はコントロールできない」という思考の連鎖ができて、男性中心の性犯罪の説明がなされる。この見方は、被害者非難の物語であり、男性中心、支配的な（ドミナント）物語である。

「彼は何故個人的な暴力に訴えるのか、どうしてレイプを選択するのか」とさらにベネイケは問う。「レイプすることで女性への怒りを感じやすくなる。レイピストは、相手の女性に卑しめられ、貶こめられて腹がたったからレイプする」（p.312）、「自分が貶められたと感じるので、自分より劣った存在をレイプする。優位をとりもどす。女性が選ばれるのは性的な欲求不満からではなく、怒りを向ける対象として都合がよい」（p.312）からだと考察している。

犯罪一般においても、「犯罪的ニーズ」と「非犯罪的ニーズ」をみる。「非犯罪的ニーズ」は、低い自尊感情、精神的身体的な不健康、過去の被虐待の歴史、育った家族の不幸、物質的かつ関係的な意味での貧困等があり、これらは一般に情状と呼ばれている。

DV や虐待においても、その暴力をとおして満たそうとしていたことは何だったのかは加害者への対応の対象確定にとって大切な問いとなる。

犯罪とならない日常的暴力はたくさんある。しかし放置しておいてよいものでもない暴力に対していかにして積極的に関与できるのか。そのための制度構築と臨床支援に関して挑戦的な課題を含むのが親密な関係性における暴力である。その暴力の中心には関係コントロール型暴力がある。性犯罪も見知った者同士の被害と加害が多いが、親告罪でもあり、現実を反映しない認知件数となる。

この関係コントロール型暴力への対応には刑事罰だけではないアプローチが求められる。日常的に、反復して行われている行為でもあり、相手を責める意識も強い他罰性のある加害者の特性もあり、刑罰とは異なるアプローチをも可能にする治療的司法のアプローチが有効であることが多く、諸外国の刑事政策は受講命令等の方策を講じている。治療的司法は狭義の医療的アプローチだけでは届かない要支援ニーズを視野に入れるので、その心理学的-社会学的な様相を把握して対処する。

この様相を把握するために筆者は、司法臨床研究者でもある Evan Stark の「coercive control 論」を参考にしている。

スタークは、①威嚇（脅す）、②孤立化させる、③コントロールするという 3 つの要素を重視した暴力を「関係コントロール型暴力」の特徴としている。DV や虐待だけではなく誘拐、ハラスメント、ストーキング、カルト支配にも見られるという（Evans Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, Oxford University Press,2007, p.5）。

特筆すべきこととして、この理論にもとづき心理的感情的な暴力として定義してきたものを犯罪化するという法律が英国で具体化された。Serious Crime Act の 2015 年改正で、Domestic abuse（家庭内虐待）の項に「76 Controlling or coercive behaviour in an intimate or family relationship（親密なあるいは家族関係においてコントロールするある

いは強いる行動)」が追記された。その例示的内容は「友人や家族から孤立させる、基本的ニーズを与えない、時間を管理する、デジタルを用いて監視する、日常生活を統制する(どこにいくか、誰と会うか、着るもの、寝る時間等)、病院に行かせない、お前は価値の無い奴だと繰り返して言う、辱める行為、自己非難を相手に強いる、警察にいかせない、経済的に追い詰める、殺すぞと脅す、プライバシーを明かすと脅す」行為であり、犯罪化される。最高5年の刑が可能となっている。

また、スタークは、女性の人生における罠がジェンダー社会では存在しているという。筆者は非対称関係性に根ざして生成する暴力としてこの側面を位置づけている。

とくに親密な関係性に根ざす暴力は、親子、夫婦、男女、師弟という対になる非対称関係性を背景に生じる。被害者が逃れにくい関係性であり、加害者が自らの暴力の正当化や中和化を展開しやすいという非対称性があり、暴力がそこを根拠に巣くう。この「関係コントロール型暴力」という定義があれば、身体への暴力に付随した人格への暴力を心理的感情的暴力として追加しなくてもよくなる。暴力の実体にそくした定義といえる。言葉が現実理解を深めていく。既成の暴力論を拓き、被害も実相に近づき、加害者への気づきとなる。

5. 多元的社会と社会構築主義

こうして関係コントロール型暴力という言葉も含めて、親密な関係性における暴力の様相をクリアにする努力が続いている。よりよく社会的現実に迫る言葉が構築される過程に着目することは、同時にそれを変わりにくい人間の本性や男性的な特質に根ざしたものとして把握するのではなく、脱構築できるという点を示唆したいからでもある。

社会構築主義は、言葉による社会的現実の(再)構築過程を重視するアプローチとして位置づけることができるとすると、構築された現実の変更を意図するナラティブセラピー(ナラティブアプローチ)は脱暴力のための臨床と相性がよい。これは社会の動態とも関連している。社会の価値の多元化である。複数の視点、視界があるということを前提とするのがナラティブセラピー、ナラティブアプローチである。現実が一枚岩ではなく、多相性を帯びているからこそこの視点は活きてくる。

何かを問題だと定義して当該のシステムの内部で解法を求めるだけだとそれは単なる適応や順応でしかない。社会臨床論としてはそのシステムの反省、更新、省察を考える。社会構築主義はそこを可能にする。まずはそれを語る語彙、文脈、定義の再検討を行う。言葉や定義の枠を広げるか、再構成を意図する。さらに既製品となった定義に付随する解法や実践も省察する。主流となった問題の定義や逸脱を語る言葉だけではなお語り得ない、語りにくい、語られないこと、つまりそこには外部、沈黙があるので、それを斟酌する。さらに語り方も既製品のように主流となっているモードに依拠するとその沈黙のなかにある可能性を切り捨ててしまうことになる。

対人援助と臨床実践の一つ一つの具体的な

検討をおこなう。社会構築主義的に歴史を記述する。それがいかなる社会的編成や集合体として組成された問題群として位置付くのか、そのことの記述をとおして当事者の苦悩や困難が和らぐための再組成へとむかう、つまり再構築過程である。そのためにはナラティブアプローチは有効に位置づく。

6. 複眼的思考−複数のニーズ

もちろんネガティブなことだけではなく、言葉やレトリックは当事者にとってのリアリティを創る。対人援助の理論と実践はそうしたことの宝庫だろう。ずいぶんと以前のこと、子育て現役時代、父親としての育児体験を記していたことがある。「あなたへ」というコラム（末尾に資料として掲載した『読売新聞』）である。そのなかでも読者からの読みが多様に返ってきたものが末尾に掲げたものである。子育てする男性たちに二人称の言葉で呼びかけるようにして私の子育て経験を記していった。

従来は用いないようなレトリックやレトリカル・ワークを体験記述では用いた。それは私自身の再学習過程でもあった。子育てをとおして得たことを伝えるにはそれまでにはない語彙と文脈が求められていた。子育てのナラティブは男性性の語彙の再構築と重なった。ナラティブセラピーやナラティブアプローチをとおして構築される過程を記述するということは、支配的で主流となっていない、もうひとつの、異なる現実を創出するために奏功した。「いま・ここ」で支配的となっていることを再構築し、意味付けの体系をずらしていくことが、異なる現実の構築にむかうことであり、異なる word をひきだし、その支配的な物語から、そうではない別の物語のための言葉とレトリックが模索されることになる。それは一人ではできない協働作業である。その相手は子どもだった。

7. 背景を焦点化する

何かからの逸脱行動をとおして実現させていることがある。とりわけ親密な関係性における暴力や関係コントロール型暴力は、非対称関係性にもとづき、より脆弱なものが対象として選択されること、いかなる形態の暴力であれ、そこから快楽を得ようとしていること、そのためには対象者の人格を破壊する陵辱的な行為が用いられるという経過を辿る。欲望を満たす直接の行為は、暴力、薬物、ギャンブル、アルコール、盗み等である。それらが嗜虐性や快楽ともに常習的行動となっていく。これらの結びつき方の特徴をこそ治療的司法は対象にする。

その行為が表出される際に、満たされない人生という意味づけが心理的不全感や不定愁訴のようにあり、非性的、非犯罪的ニーズが暴力、性行動、薬物摂取、ギャンブル等と結合されていく。そこに女性や子どもの利用、少年愛好が重なり、対象が選定される。怒り（憎悪）、嗜虐性、パワーは性欲、性行動と結びつくだけでなく、薬物、暴力、権威、支配、金銭、怨恨等と結びつき、多様な逸脱行動をつくりだす。

関係コントロール型暴力についての諸相は、

この連載でとりあげてきた(ガスライティング、モラルハラスメント(人格への暴力・侮辱)、ストックホルムシンドローム(生存戦略/加害同一化)、代理ミュンヒハウゼン症候群(献身と承認の欲求)、強いるコントロール行動(COERCIVE CONTROL、強いられた合意、偽自己決定等含む)、忠誠葛藤の利用(弱みの活用、相手の欲望に根ざす)等である。

さらに最近のハラスメント裁判ではこんな判決もあり、「迎合メール」として定着している。「被害者は対等な当事者間での行動とは異なった行動をとらざるを得なくなるとの経験則(例えば、やむを得ず行為者に迎合するメールを送ったからといってセクハラを受けたことを単純に否定する理由にならない)。強制わいせつ行為の被害者の言動としては、通常でない点、不自然な点が多々存在するとして一審が強制わいせつ行為の存在を否定したのに対し、不自然さがあることは認めつつも、性的被害者の行動パターンを一義的に経験則化し、それに合致しない行動が架空のものであるとして排斥することはできない(逃げたり声を上げたりすることが一般的な抵抗であるとは限らない)として、判断を逆転させた事例がある(仙台高裁秋田支判平成 10 年 12 月 10 日)。関係コントロール型暴力を視野にいれたハラスメント論である。

8. 想像力の領域も視界に入れる

言葉をとおして世界や意味がつくられているとすると、認知的な知識領域だけではなく、私たちの想像力や感情の世界もそうであるといえる。たとえばセクシャルファンジーにポルノグラフィーが侵入していることを想定してみる。「ポルノは理論でレイプは実践だ」とまでいえないかも知れないが、想像力についてどこまで自由かと問うてみる。暴力の多用や性的な空想について、文化の拘束力は強い。

私たちの想像力はメディアや既製品が押しつけた物語性の上書きになっていないだろうかと考えてみる。「ナンパしてついてきたのだから合意はあった」と語り、性犯罪の合理化でしかない「レイプ神話」も同じことを指摘した。男性加害者の勝手な意味づけなのでずれている。非対称関係性にもとづく想像力である。

また、DV 加害者が解決の方向性を示すことがある。反省もしたし、これから暴力は振るわないという。喧嘩もあるかも知れないがそれは愛しているからだと言い訳する。被害にあっている妻にむかって解決策を提案する際の想像力は貧しい。同じように、虐待を躾だと、体罰を愛のムチだと言い張る側はいつも他罰的であり、他者への想像力が貧しい。あるいは勝手な意味づけのファンタジーには他者の姿が都合良く登場するといえる。想像的な領域さえもが構築されている事態である。「男性の空想するレイプはレイプの実態を男性にとっても理解しづらいものにしている」とベネイケはいう(40 頁)。加害者と話をしていると被害者への共感は実に難しい。「猥褻ないやがらせ、殴打、のぞき、いたずら電話、露出狂、いやらしい視線、痴漢――女性はつねになんとなく脅えながら生きていかな

くてはらない（31 頁）」。これをレイプ・サインと名づけている。それはいたるところにある。ポルノグラフィー、広告、歌の歌詞、レコードのジャケット、小説・・。想像力さえもが社会の主流となった物語をとおして構築されている。社会構築主義の検討対象をこうした想像力の領域へと広げる必要があるが、それは自己反省を迫るやっかいなものである。

（第三種郵便物認可）　1998年（平成10年）9月18日（金曜日）　読売新聞

あなたへ

男のコミュニケーションの仕方は、やはり「男らしい」。言葉遣い、態度や話題の選び方、話す時のしぐさなど、どれをとっても「男らしい」コミュニケーションがある。

事実を伝えるコミュニケーションを「レポート・トーク」、相手に共感し、関係をよりよいものにしようと気持ちを伝えるコミュニケーションを「ラポート・トーク」という。

レポートとは報告し、報告すること。伝えるべき事実や数字が問題となる。言葉遣いやしぐさも感情的でなく冷静でなければならない。

ラポートとは関係づけること。相手との信頼関係を築くことが何よりも大切だ。話の中身よりも、その人と話をすること自体に意味がある。

男のコミュニケーションは、このバランスがよくない。どちらかと言えばレポート・トークが多い。聞き手の興味や関心に反応するというよりも、自分の伝えたいことに力点が置かれている。「そうね」とか「なるほど」とか相づちを打つことも少ない。

米国でプレスクールに通う娘がうまくやっているか心配で電話をかける。どんなことをしたのか、授業はどうか、先生はおもしろいか、どんな友達ができたかなどと聞いてしまう。

これはレポート・トークの典型。こんな質問にうまく答えられるはずがない。質問というより尋問に近い。

そこでラポート・トーク。「通い始めたばかりのこの気分を色で表すとどんな感じ」と聞いてみた。

「うーん、そうね黄色かな」と娘。

「黄色ってどんな気分の色？」

ラポート・トークしてますか

「ちょっとドキドキの気持ち。信号のピコピコ」

「もっと学校に慣れて楽しくなると青になる？」

「ちょっと違うかな。楽しくなるともっと色が多いの。クレヨンの箱のような感じかな」

「思い出した。ねえねえ、今度もっといっぱいの色のクレヨン買って。どんどん気持ちが変わるともっと色がいるかもしれないでしょ」

「そうかもしれないね」

「ねえねえ、50本ぐらいのクレヨンを見つけた。買ってね」

話はどんどん広がり、学校が楽しいかどうかなんてことは、どうでもよくなってしまう。まあ娘の楽しそうな暮らしぶりが見えたので一安心。

ラポート・トークしてますか？

中村　正・立命館大助教授

参考資料１『読売新聞』連載記事

2016年5月25日受理

中村正（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）

臨床社会学の方法

（14）男らしさのラビリンス（迷宮）

中村正

暴力の現在

夫婦・親子、友人・知人、指導・被指導の関係性に宿る虐待・暴力が問題となっている。背景はそれぞれ違うが、過激なイスラム原理主義者による暴力、憎悪・敵対のヘイトクライム、子ども、女性、障がいのある「弱者」にむかう暴力は、異なる者同士の関係性の結び方に関わる構造的な、ある傾向をもった暴力として現代社会の課題となっている。暴力の発生する頻度、場所も関心があるが、それだけでなく、この社会のもつ排除と敵対、過同調からなる危険の「質」がみえてくる。

加害者個人の異常さへの関心と注目ではなく、背景にある社会問題が事件には凝縮されていると考えるべきだろう。その社会問題の軸のひとつに男性性ジェンダー問題があり、以前にもマガジン連載の「社会臨床の視界」「臨床社会学の方法」で男性性ジェンダー臨床や加害者臨床として取り上げた。今回はその一環でもある「男らしさの病理」やその背後にある「男らしさの迷宮」について取り上げたい。

というのも世界で起こっている暴力事件をみるとこのテーマが見え隠れするからだ。たとえば、アメリカのフロリダ州オーランドの LGBT ナイトラウンジにて、2016 年 6 月 12 日、男がいきなり発砲し 50 人が死亡（内 1 人は犯人）し、53 人が負傷する事件が起こった。加害者は 29 歳男性（死亡）である。日本でも、19 人の命が奪われた相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」殺傷事件（2016 年 7 月 26 日）が起こった。優生思想や障害者の排除・差別の現実を映している。被疑者は 26 歳男性。さらに 8 年前の秋葉原通り魔事件（2008 年 6 月 8 日）。7 人死亡。加害者は 25 歳男性である。他にもこうした事件がある。

これらの暴力加害者は男性である。この点について、「無差別殺人は、弱い者をねらっているので無差別ではない。男性犯罪者の場合、『男の問題』としては捉えられてこなかった男性自身が、自分の立場と重ねるように考えるという姿勢・男の怒りや悔しさが暴力で発散されうるという問題を、男自身が考えるべき。」というまっとうな指摘がある。

しかし続けて、「男の犯罪を、社会問題を問う視点だけではなく『男ゆえの病』として考えること。」という結論には留保がいる（北原みのり「男の暴力―

秋葉原無差別殺傷事件に思うこと」『世界』2008 年 8 月号、岩波書店)。なぜなら、「男ゆえの病」が生物学的な男性をすべて均質に扱うことにならないようにすべきだからである。そこで「男らしさ（男性性）の病理（＝男性問題)」として考えてみる（詳細は次の文献に記してある。中村正「男性性・男性問題をめぐる臨床社会学―親密な関係性研究に焦点づけて―」、第 50 巻第 1 号、『立命館産業社会論集』。タイトルから検索してもらうと自由にダウンロードできる)。

男性問題としての把握

筆者なりの男性問題についての説明はこうだ（『現代社会学辞典』、大澤真幸、吉見俊哉、鷲田清一編集、弘文堂、2012 年。2012 年版で社会学の辞典にはじめて「男性問題」という項目が加わることになった。以下のようにその項を執筆した)。

ジェンダーは性において非対称な関係性があることを指摘し、集団としては支配的な地位にあるジェンダーとして男性をとらえた。人格形成、対人関係やコミュニケーションの仕方、感情規則、行動様式等の総体に男性性のジェンダー作用がみられる。また、男性に期待されるライフスタイルとライフコースが編成され、社会的諸属性（階級・階層、学歴、職業的地位等）や家族的構成（出生順位、家族履歴、親族関係等）と相関して、個人としての男性の有り様が形成されていく。社会的役割として、ライフサイクルにおいて少年、夫、息子、父親という諸相があり、ここに家族関係、性・セクシャリティが関わり男性の多様な生活が構築される。男性役割は、弱くあることの否定、防衛機制としての虚勢（暴力)、逸脱行動と攻撃性の媒介、感情面での脆弱さ、ケアからの疎外等の動因となりやすく、全体としての人間性形成に困難をきたすように作用する。その結果、男性の生き辛さや行動上の諸問題が派生する。

男性問題、男性性・男らしさに関わる研究も徐々に進んでいるが、女性学やフェミニズムをもとにして女性運動・政策が進んだようには男性をジェンダー秩序から「解放」しようとする運動・政策は進んでいない。ジェンダー秩序のなかでは男性も抑圧されているはずであるにもかかわらず男性研究、男性問題対策は進まない。もちろん加害性と被害性の両面があることを男性学・男性研究は指摘してきた。

たとえばアメリカの男性問題研究者、ウォレン・ファレルは、「男性が三つの W（女性 women、戦争 war、仕事 work）をめぐって命をかけることを余儀なくされた男性史」の視点を提案している。一例として、低賃金の仕事に女性が割り振られていることと対になって、「さらされる職業」（警察、消防、除染、兵士という死のリスクのある職業のこと）に男性が多く従事せざるを得ない事態は同等に注目されるべきだという（『男性権力の神話』作品社、2015 年）。

この課題は、危険回避、安全確保、災害救助という領域の男性性とともに、国家の暴力性とそれに荷担している男性性との関連、秩序維持、征服・戦争にかかわる職業分担のリスクの話である。軍産複合体、戦争システム、家父長制、テロ対策、安全確保政策等が重なり合う現代社会を男性性が支えている。ファレルはその過程で、そのこと自体の内省はせずに男性被害を強調していることになる。ファレルの原書が刊行された 1993 年前後に筆者はそれなりに取り組みのあった米国の男性運動について調査をしていた（中村正『「男らしさ」からの自由』かもがわ出版、1996 年)。

その後米国は「9.11 体験」を経て、被害だけでないテロ対策という名の自らの加害に関わる暴力問題を抱えるに至った。もちろんテロそれ自体は男性問題ではないが、「戦争・紛争は男性的な顔をしている」といえる（ストーキングヴェトラーナ・アレクシエーヴィチ『戦争は女の顔をしていない』岩波現代文庫 2016 との対比でいえばという例えとして)。男性性のもつ加害荷担とそれが被害性を招き寄せること、そしてその被害を被害と感じさせない物語が構成されていくことをみるべきであろう。戦争、暴力、正義、秩序、組織のために闘争する男性たちの物語は絶えず美化されてきた。そうしたことも統合して男性性がある。「さらされる職業」の幅は広いがファレルにはこうした視点は弱い。この延長に、女性兵士も男女平等の帰結として存在していくのだろう。男並み平等の典型である。

もちろん、ジェンダー論は、被害と加害という二分法、あるいは女性と男性という二分類ではなく、支配と抑圧の性としての面とジェンダー秩序によって抑圧される性でもある両面を視野に入れるべきだろう。そして、男性と男性の関係性も重視し、複数の男性性 masculinities を把握する。

フェミニズム・女性学は、確かに、男性学を始動させる刺激であったし、いまでもそうであるが、二項対立的な対女性への暴力を中心とした男性の加害性の強調になりがちな面もある。そして男性が男性をコントロールするという面をうまくすくいとれない。ジェンダー秩序による被害性が加害性へと展開していく様相も把握すべきだろう。

男性問題・男性性について把握すべき焦点のひとつが、暴力臨床、加害者臨床、司法臨床、非行臨床等の一連の取り組みである。さらに、他害の暴力問題行動だけではなく、自害とも重なるアルコールや薬物依存、性依存、ギャンブル問題等があり、嗜癖と嗜虐の問題を構成する。

筆者は、男らしさの病理のスペクトラムととらえている。嗜癖・嗜虐問題としての男性問題の側面は、それが物質であれ行為であれ、自己との関係性の失調に伴い、繰り返し反復する行動となり、問題に依存した生活となり、関係性の病理へと展開していくことになる。

男性性を語る言葉は少ない

さらに、ジェンダー秩序を個人の男性が内面化していくと、現実には理想的な男性性はなく、逆に実現できない期待値としての男らしさ像によって自らを縛る。自縄自縛という面があり、男性心理としては男らしさの迷宮（ラビリンス）に陥る。それを解消しようとする問題解決行動に取り組まざるを得なくなるが、そこに用意された選択肢それ自体もこのスペクトラムのどこかに位置づいていて、男らしさの秩序にまみれ、不健康さや逸脱性を強化していくことになる。これを偽問題解決行動という。

さらに、男らしさの病理という言い方は、どこか弁解じみていて、敗者の弁という性格をもつので、なかなか男性たちには受け入れがたい心的現実である。否認の病理ともいえる事態である。問題を語る言葉それ自体、自らの課題を語ること自体に男らしさの罠がみえてくる。

これはジェンダーやフェミニズムという言葉が女性に解放的なインパクト（エンパワーメント）を与え、定義されていない問題を次々と構築していったことに比べるとわかりやすい。しかし男性性やジェンダー論は男性には同じようには影響を与えない。それとは逆の否定的な印象をもたれる

ことになる。だからフェミニズムに対応するマスキュリニズムという言葉はない。

こうして考えてみると、男性性を語る言葉がないといえるだろう。女性性ジェンダー論とは非対称である。「ワード word がワールド world をつくる」という「社会構築主義（本マガジン 25 号)」からすれば、まだ言葉がなく、定義されない現実がまとまりなく漂流している段階である。男性性・男らしさを語ることは男性の行動と心理の考察につながる大切な領域となっているが、その動きは鈍い。当面は否定的なことと男性性の可視化をとおして男らしさの再考を促していくしかない。まさに暴力、アルコール、薬物、自傷・自殺、ひきこもり、ハイリスク行動、戦争トラウマ等のラビリンス（迷宮）のなかの彷徨と漂流を記述することが男性学研究となっていく。

その結果、男性にとってのジェンダー論は、エンパワーメントというよりはパワーダウンとして受け取られる。それは一種の去勢のようなのだろう。せめてパワーシフト程度には男性の生き方が展望でき、生き続けることができるような、男性の豊かな自己表現のテーマを拓くものとして男らしさの言葉があればと思う。この意味では、これまでのような加害と被害という単純な二分法を超え、男性のおかれた現状を具体的にとらえていくことのできる男を語る言葉がいる。

男らしさの被害の語り方−個人の心理問題としてはどう現れるのか

『男はプライドの生きものだから』（テレンス・リアル、講談社、吉田まりえ訳、2000 年）ではメンタルヘルスと男らしさの相関が「隠れたうつ病」として位置づけられ、豊富な臨床事例にもとづき記されている。身体の病気をはじめ、アルコールやドラック依存症、家庭内暴力、親密な関係性がもてない、職業を維持できない等である。

うつ病には二重の偏見がつきまっている。精神病に対する偏見と、女性的な感情の障害であるという偏見である（同書 26 頁。以下同じ)。うつ病の症状が男らしくないものに見える（26 頁）ので隠れていく。

たとえば、「無条件の肯定的配慮」が子育てには必要で、子どものありのままを受け取ることで健全な自尊心が育ち、愛着関係ができる。しかし、そのままを認めることに男らしさは邪魔をする。男らしさは自分が自分を痛めることのようにして克己心をつくり、うつ病を隠していく。それは精神医学でいう「失感情症」と等価である。

嗜癖はコントロールの利かない欲求である。物や人間関係や自滅的な行動を媒介にして自尊心を調整しようとすることが嗜癖とされる。それらは一時的な安らぎとなるがそれが終わると隠れたうつ病の禁断症状がでて、再発の繰り返しとなる。隠れたうつ病者は刺激的な行動により高揚を得て、自己愛を回復するが、それは何かへの耽溺となる。仕事、恋愛、性、賭け事、浪費、鍛錬である。

正常な域を越える嗜癖は、ありのままの自分を認められない。隠れたうつ病者にとって、これらは楽しみでなく苦痛からの解放となって嗜癖・嗜虐に至る。陶酔感、自己誇大化がある。その実行時には「大洋的至福」が訪れ、一種のパワー感を得る。アルコール、薬物、ヘロイン、過食、衝動買い、性、恋愛嗜癖は理想化した愛の対象者への一体化願望があり、自己の価値をその対象をとおして実行（72 頁）し、ストーキング的となる。権力を乱用する虐待行為は他者を支配して自己を誇

大化する。見捨てられる事への不安もあり、暴力は怒りという感情に嗜癖して発現する行動依存となる。

男らしさの病理をつくる「隠れたうつ病」は関係性の喪失に関連している。母親、自分、他者とのつながりが切れることを男の子の成長として観念する傾向がある。男の子に必要なことは男らしさではなく愛情であるにもかかわらず、成長が母親との関係遮断をとおして、つまり他者との幼児的なつながりから大人のつながりに転化することだと観念される。

そして、自分の気持ちとのつながりを断ち、自分の感情を自分に対して隠すことになる。失感情症は「嗜癖的防衛機制嗜癖」をもたらす。苦痛を麻痺させる自己治癒だけではなく、その麻痺した感情を蘇らせるための行動という面が嗜癖行動である。たとえば、危険を伴う行動、賭け事、人や物への陶酔、激しい怒りである。闘争と逃走を刺激する。

しかしこうした男らしさの病理に特効薬はない。あくまでも関係性の回復が大切となる。助けを求める行動それ自体が心を癒やす行動にもなる。女性と比べるとわかりやすい。「自らの弱点を曝したときに人と人との絆は強まるという智恵を女性はもっている。強くなろうと、弱点を認めまいとする男の姿勢は自分以外の人に対しても適用されて、弱者への同情心が薄く、思い上がりの強い人間をつくっていく。人間らしい感情を失い、表現力を失う」。だから、「他者とのつながりを学び直すことが回復への道（160 頁）」となる。

男の子への虐待には、子どもを無力化するような虐待があるが、もうひとつ、たとえばやればできるといいながらスパルタ教育のように、とりわけスポーツを教え込むようなタイプの虐待がある。グループワークの虐待父にもこのタイプが多い。これを「根拠のない有力化（エンパワーメント虐待)」という。そうなれない少年の場合、隠れたうつ病を宿す。

さらに、精神医学者リフトンのいう「自己疎外」も男らしさに関係する。これは、他者への人間らしい感情を遮断することは自己の感情にふたをすることになるという。これを「ダブリング」の過程という。男らしさの病理と重なる側面である。期待された像としての男らしさから程遠いという自己評価によって落ち込むが、それを言葉にできないというジレンマを抱える。戦場から帰った兵士たちのトラウマの一面を構成する。

また、DV が妻のうつを悪化させる場合もある（314 頁)。これは筆者の経験とも重なる。関係性の病理としての家庭内暴力という意味である。虐待親のグループワークでもその様子を語る参加者がいた。彼の妻がうつ病だという。これは「転倒」していて、だから自分が家計を維持し、子どもの面倒もみており、おまけに妻のケアまでしているという。だからそこでのストレスで暴力がでてもやむを得ないという。みずからの暴力の言い訳のように作用している。この「転倒した意識」をグループワークでは扱うことになる。

関係性の病理とは、たとえば女性が無力な人間を装い、隠れたうつ病にある男性を元気づけようとする等が該当する。暴力被害者が加害者のために努力するという関係となる。絆を維持しようとする女性性ジェンダー役割に根ざした親密な関係性における暴力の効果といえる。暴力加害を被害者が修正しようとする。隠れたうつ病の夫を強い男のままにしておくために自分がより弱くなろう

とする女性の被害は DV の結果なのである。

それでも変化を阻む男性的思考との対話

家庭の内外を問わず、暴力は男らしさの病理の典型である。特に家庭内の対人暴力は何らかの分離的な介入が要る。その後に、脱暴力をめざすグループワークやカウンセリングを行う。男性たちと対話していると、たくさんの正当化や抵抗・防衛がなされる。端的には言い訳であるが、少々扱いに工夫のいるものがある。

たとえば「そんなに褒めないでください。なんだか安っぽい男性のように聞こえます。」、「半年くらいグループワークに通ったので私はもう大丈夫です。」、「確かに家庭のなかでの暴力はよくないと反省しますが社会では通用しないのでグループワークでやっていることとバランスがとれません。」、「グループワークやカウンセリングに来るかどうかは自分で決めます。」、「グループワークの脱暴力の目標に向けた工程表のようなものをください。自己改造します。」「複雑な人間関係は嫌いです。妻や子どもとの関係はやっかいなのでシステム思考が働きません。コミュニケーションスタイルの違いでしょう。」等である。

そしてグループワークやカウンセリングが「内面」へ侵入してくるようなものとして受け取られている様子も語る。「（脱暴力が課題のカウンセリングのあとは）なんだか脱力していく感じがするので困惑します。生きていきにくくなります。」、「自分としてはこれまでよい環境や人間関係ではなく逆境のなかを生きてきたと思っています。親父からの暴力もありました。だから男らしく強くなれたのです。この社会を生きていくのに強さは要るでしょう。」という具合だ。

さらに別言すると、プログラムやカウンセリングに操作されている印象をもち、改心を強いられるように感じている。他律的になっていくことへの恐れとでもいえるだろう。暴力はだめであるという上から目線で、外部の力によって、思わず指示されていくことへの忌避感のようでもある。

グループワークやカウンセリングではこうした「男らしさの鎧」のような意識と「格闘」することになる。変容を促す際の障害物となっているようにみえるが、当人たちにとってはそうではない。変化する社会を生き抜く戦略として観念されている。社会のなかの暴力肯定性や男性のあり方を都合よく選択し、再構成し、取り込んでいるともいえる。こうした意識といきなり闘っても無理だ。その機能や役割を一緒に考えていくことになる。なぜなら社会のもつジェンダー意識と共軛関係にあり、それを否定して反省を迫ると空虚感がでてくるからである。代替的に活性化できるものを補填する必要があるからである。

これはもちろん自己中心的なものの見方や捉え方でしかない。妻や子どもや親族から指摘されても聞く耳を持たないどころか、公的機関が介入してもそれに反抗することがある。「私的なことに介入しないでほしい。」、「暴力を振るわれる方も問題がある。」という二つが共通している（これは別に記述した。「暴力臨床論」『立命館文学』646 号、2016 年。タイトル等から検索してもらうと自由にダウンロードできる）。

こうした男性たちのコミュニケーションは独特であり、いったんはこうしたスタイルに即して対話を進める必要がある。暴力や虐待は駄目であるというだけでは、彼らは脱暴力から遠のくばかりで、脱暴力への動機が形成されない。対話をとお

して気づいたことがたくさんある。

男らしい意味付与

第１は、男性たちにとっては褒めるという行為は上から目線と感じるようだ。確かに褒めるという行為は上下関係において効果がある。評価する者が常に褒めることになっている。だから、男性たちは褒められると上下関係に置かれたように感じるようだ。地位降格のコミュニケーションのシンボルのようになっている。こうした男性たちにとって、褒めることができる人は自分を押し上げてくれる信頼できる人に限定される。これは権力や地位という要素をもつ。しかもそう簡単に褒められることはないからこそ価値がある。こうした志向性をもつコミュニケーションが男性性には内包されている。

第２に、男性の自己愛がこうした態度や意識に相関している。「男性は自律性や個人的達成を重視する。・・不適応的自己愛の行動面での表れ方が男女によって異なることが示唆されている。たとえば、女性の場合は、より依存的で執着的な対人行動に、男性は、搾取・利用や権力への執着、リーダーシップ等の行動に表れるとされており、極端な場合、男性は、他者からの賞賛や愛情を得るために、虚言を繰り返し誇大的な自己をアピールしたり暴力をふるったりする傾向があるとされている。」（「自己愛に関する研究の概観―ナルシシズムとセルフラブ、および、質的な性差に焦点を当てて」松並知子『四天王寺大学紀要』第 56 号（2013 年 9 月）。

単にパーソナリティとしての自己愛型ということではなく、社会的役割としての男性性ジェンダーの内面化である。

第３に、男性性は、他者への操作性をコントロールとして発揮することを重視する。だから禁止的なメッセージが強くなる。しかしそれが自らに向けられた場合は操作性や他罰性と映り、防衛・抵抗となる。さらに反省を強いることにも強い抵抗が働く。権威に対しては面従腹背となる。

こうした男らしさの諸項目をリストアップすると、自律性・能動性の過剰さ、メンツ意識、有能感・万能感の確保、自惚れ的な自己愛、他罰性への傾斜等となる。これらは「男らしさの鎧」のように機能する。

自縄自縛する男らしさ

先のグループワークでの言葉をささえる男らしさ意識は、暴力と虐待、統制と支配、他罰的意識、ケア能力の弱さ、失感情症的、親密さ回避、関与の困難、去勢恐怖（脆弱さの否定）、自己顕示的な虚勢（暴力による俊立）等となる。

とはいえ、現実は期待どおりの男らしさではない。自己嫌悪へと至る現実をたくさん抱える。身体的な劣等感（ハゲ、デブ、チビ）、伝統的な男らしさ像である「呑む・打つ・買う」ことができない男性たち、冒険心のなさ、童貞男性へのさげすみ、ぼっち君（孤独が怖い）、非モテ系、「女々しさ」、おくて、感じない男、親密さ恐怖、関係性恐怖等を対象にしてみると、男らしさの苦悩や呻吟の一覧表ができあがる。

自己肯定・他者肯定から遠いところで

こうしてみてくると、「そのままでいい」「自分は自分であっていい」という自己肯定から程遠いところに男性性の意識がある。

いつも「ちきしょう！」といいながら、現在の自分を否定し、乗りこえようとする、野心的でも

あり挑戦的でもある独り言は、時に自傷的な努力を強いて克己心を煽ることにもなる。どちらかといえば男子学生に多く見られる。

それが男の子の発達にも現れる。母子関係や発達の性差を研究しているナンシー・チョドロー（『母親業の再生産 - 性差別の心理・社会的基盤』大塚光子・大内菅子訳、新曜社，1981 年）やキャロル・ギリガン（岩男寿美子訳『もうひとつの声−男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1986 年）らの指摘がある。男性的なライフスタイルのコアには男性的なアイデンティティ形成があり、それは男性が絶えざる自己否定の中を生きることをとおして可能となる。「男女いずれの子どもにとっても、母親は退行と自律の欠如を象徴している。男の子はこの問題を性の同一化と関連づけて考える。母親への依存、愛着そして女への同一化は、男性らしくないことを表象している。つまり、男の子は依存を拒絶し、愛着や同一化を否定せねばならない」、「男性の発達が女性よりも複雑なのは、男の子は期待される性の同一化と性役割とみなされるものを手に入れるためには、同一化の対象を変えねばならず、それがむずかしい」とチョドローはいう。

こうなると男の子はいつも自らの特質を否定的な形でしか定義できないことを意味する。女の子の同一化対象は母親にむかう。男の子は母親との親密な関係を否定して同一化対象を設定しなければならない。発達をとおして性別役割が再生産されていくこととなるが、その過程で男の子は独自の心的作業を試みていることになる。男の子の人生において、自立とは、女性的なものとの関係を絶ちきり、母性と異なるものへの自己同一化となる。なんらかの切断、飛翔、決別等の作業がおこなわれている。これも一種の関係切断を意味し、象徴的な暴力性を帯びる。男性的とされる生き方とかかわる競争をささえる克己心も耐えざる自己否定の連続だといえる。

また、男らしさは、一方では、強いことであるとされながら、他方では、やさしいことだという矛盾する中身を要請される。唯一の男らしさの定義は「女らしくない」というものでしかない。つまり、ここでも否定形でしか男の子の自己像が描けないことになる。無条件の自己肯定には係留しにくい男の子の心理的特性がある。それは絶えず進歩する意識をもつべきだという右肩上がり時代の男性の社会的役割に符合する心理でもある。

否定形のアイデンティティのシンボルは暴力である。他者を否定し、対話を拒絶するのが暴力である。女性や子どもに向う暴力だけではない。男性自身も被害者として襲われる暴力（男性同士の暴力）もある。性被害をうけた男の子（男性）は名乗りでにくい自己抑圧のなかを生きざるをえない。

暴力、逸脱行動、自殺、過労死等の社会病理現象とかかわって男性研究の主題がジェンダー論をとおして浮上すると考えるが、その背景には、ここでみたようなアイデンティティ形成という根幹に関わるテーマが存在している。その中心に否定形のコミュニケーションモードが入り込んでいる。これは男性性に課された心理社会的負荷といえる。文字通り、「男もつらいよ」的な状況である。

男らしさから遠いところにあるケア−上野千鶴子さんの指摘

自己肯定から遠いところにある男らしさがあるとすると、少子高齢社会の今後を考えたとき、ケアと男性性のテーマが課題となる。「育児・ケアは

非暴力を学ぶ実践」と上野千鶴子さんはいう（2014年5月14日付『中外日報（ほっとインタビュー）』）。

・・縁は弱さでつながります。強い人はつながる必要がありません。弱さでつながるためには、自分が弱いと認めなくてはなりません。・・女にはそれが何とかできますが、男にはできません。自分を弱いと認められないのが男の弱さです。「男らしさ」には三法則がある・・。第一は人生の窮地に陥った時の現状否認。現実を認めない。子どもが障害を持って生まれたり、不登校になったりしてもそれを認めない。第二は逃避。逃げ隠れする。妻の話を聞かない。家に帰らない。残業をやって遅くなる。第三が嗜癖。逃避した先にハマる。溺れる。そのメニューは酒、ギャンブル、女など、たくさんあります。それから第四法則として、キレる、と言う人もいます。

端的な指摘である。ケア行為は伝統的な男性性と対極にある。ケア行為に男性がどうかかわるのか、大介護時代を迎えて応答すべきであるが、しかし現実には、筆者なりに名づけている「ケアからの疎外」という事態がある。老老介護、息子介護、夫介護も比重が大きくなり、介護離職も喧伝される社会問題ともなっている。男性のケア力向上は虐待防止という意味でも重要である。さらに上野さんはこんなエールも送る。

子育ても介護も、する側とされる側の関係は非対称です。目を離したら死んでしまうという、絶対的な強者と弱者の関係。ケアする側にとっては、相手に振り回される、うっとうしい経験でもあります。「いっそベランダから投げ落とそうか」という気持ちを一度も持たずに子どもを育てる母親なんていないはずなんです。女の人たちは「よくもこの子を殺さずに育て上げたものだ」という感慨をどこかに持っていると思います。親を介護しながら「一日も早く死んでほしい」と思う家族介護者もいることでしょうし。そういう関係の中で嗜虐性や暴力性を抑え、自分の力を使わないでいる経験を積むことについて、「ケアは非暴力を学ぶ実践」と、私は言っています。自分の嗜虐性と暴力性をどう抑制するのかは経験と学習です。その経験の場を男から奪うなと思います。・・そこに男も関わり、非暴力を学んでいってほしい。

相模原の障害者殺傷事件に照らして考えると次の発言も鋭いと思う。

生きること自体は自然な本能だと皆どこかで思い込んでいる。だから、死ぬことに価値や意味を見いだすために、過去いろいろな人たちがいろいろなことを言ってきた。正義や真理、国家など、いのち以上の価値が世の中にあると言ってきたのがナショナリズムであり、軍国主義であり、全体主義であり、宗教もその片棒を担いできた。そのために営々と男たちが知恵を絞ってきた・・。重度の障害を持つ人などに対して「こんなになってまで生きていなくてはならないのか」と、生きる価値のあるいのちと、生きる価値のないいのちを選別する思想もあります。ということは生命以上の価値があれば、そのために生命を犠牲にしていいということになる。そして生命に価値の序列ができ、選別が起きる。障害者たちはずっとそういう目に遭ってきた。

（http://www.chugainippoh.co.jp/interviews/hot/20140514-001.html）

女性たちのレジリエンス–三度の翻身

柔軟な対応を求められるケア行為。それと男性性の関連は今後の大きなテーマとなるだろう。鶴見俊輔さんが熊本で絵本の会をやっていたときの

話を思いだした。

女性は嫁ぎ、名字を変える。自分を変えていかなければならない。そこで培われていく力強さがあるという。生まれた町と、子どもの手をひいて歩いた町、つまり子育てした町、自分が死んでいく町を転々としながら、自分の身を変容させていく。そこには男のレジリエンスと違う関係のなかでの育みがある。いじめがあったり、差別があったりしても、子どもの手を引いて歩くことによって何かが育つ。嫁いびりもあるかも知れないが、関係性のなかで意識が構成される。絵本の会で、関係性のもつ束縛も含めて女性たちが語る。そうした女性たちの力を鶴見俊輔さんが感じたらしい（鶴見俊輔『神話的時間』熊本子どもの本研究会、1995 年)。

筆者も小さな娘を連れて、単親赴任したことがある。単身赴任でない。それはサンフランシスコだった。普段、保育園に通って子育てしたところは京都の御室（おむろ)。子育てした町には独特の愛着があり、いまでも鮮明に記憶に残っている。自らの出生地とは異なる広がる関係性（子どもとの関係だけではなく、子育てにかかわるすべての人たちとの関係性）がある。そして、時間や空間の見え方も違う。速度も違うし、高さも違う。子どもの手をひいて歩くと時間かかるけど、いろんなものに眼がはいる。体験の構造が異なるものだった。子どもを育てて親になっていく。これを親子年齢という。

支配の心理をこえて

こうしたケア行為は常に「対関係」でもある。相手がそこにいる。具体的な他者として。非対称関係性のなかで成される行為である。しかしそこには苛立ちも相当にある。それをとおして培われる力がある。

関係性の理論と実践ともいえる対象関係論はこの視点をもっている。ウィニコットも「男ゆえの病」について、「支配者の心理」として記している（『子どもと家族とまわりの世界（上）赤ちゃんはなぜなくの−ウィニコット博士の育児講義』、D.W.ウィニコット著、猪股丈二訳、星和書店、1985 年)。

支配者配者の心理を研究すれば、とりわけ支配者自身の私的な闘争のなかに、今なお女性からの支配を無意識的に恐れ、女性に順応し、女性のために行動し、そしてそのかわりにあらゆる服従と「愛」を要求することにより女性を統制しようとしている心理のあることが分かるでしょう(4 頁)。・・・女性恐怖は、集団の中で外見的に非論理的な行動をとる人の主な原因なのですが・・。各個人の生活史のなかで恐怖の根源をたどってみると、この女性恐怖は依存ということ、つまり生まれたばかりの頃の絶対的依存を認めることの恐怖であることが分かります（5 頁)。

ケア行為は依存と自立の関係をめぐる行為である。セルフケアも含めて介護と育児の未来を考える上では欠かせない領域であり、男性性と関連が問われる課題となっている。現在では、せいぜい、「ワークライフバランス」という言い方で仕事と会社が中心の男性たちの生活を組み直すという点に関心が集まる程度である。

男性の生活や家族領域における課題は「ケアへの接近」といえる。そのためも社会的条件の整備が不可欠である。たとえば「イクメン」と「ケアメン」という言葉が流通している（こんな言葉はなくしたいが)。男性介護者は、夫が妻を介護する

場合と息子が親を介護する場合として増加し、2004 年には両者あわせ 25%をこえた。高齢者虐待の事件化と重なるリスクとともに語られるようになったがリスクばかりではなく家族介護者として期待もされていく。

育児については、男性が育休を取得する比率を高める努力が継続され、そのための条件整備はすすむ。直近では 2009 年に育児・介護休業法が改正され、父親が育児休業を取りやすくする改善となっている。たとえば妻が専業主婦であっても取得可能となり、産後 8 週間以内に育児休業を取った場合は再度取得可能なこと、両親双方が育児休業を取得した場合は育休可能期間を 2 ヶ月延長できる等である。

とはいえ、子どもをもつ予定の男性の 43.4%は取得を希望しているが実際の取得率は 1.23%に止まる現実はあまり変化していない。

また、現在第 10 回調査となる厚生労働省の「21 世紀出生児縦断調査」は子どもがゼロ歳時点での子育て調査となっているが、そのなかでは 1 週間の労働時間が 60 時間を超えると父親の育児参加の度合いが大きく低下する傾向が指摘されている。また、夫による妻介護の場合にみられる介護離職もある。

これらを一言で言えば、「ケアからの疎外」といえるだろう。男性が育児や介護に関与しにくい理由は社会的につくられているということである。

ケアへの接近とケアからの疎外

ケアへの接近は、家族的介護や育児の責任を家族にのみ押しつけることになるという点には留意しつつも、男らしさ再考にとっては重視したい。仕事の時間以外のボランタリーな活動領域や時間の確保、そうした活動がもつ仕事へのよい影響という点でも重要であり、仕事上の能力にも活きる。現代社会において求められる社会人力である「他者とともにある、多様性のなかを生き抜く、自分で決定できる能力」として定式化されているキー・コンピテンシーにも近い。

ワークライフバランスは脱会社人間的な人生の時間配分、余暇や趣味との両立、親しい関係や弱い者や弱くあることとの関係づけ、家族的責任とジェンダー平等、男性性の社会的基盤の解消という方向性で強調されるべき論議にまでの広がりが大切となる。公的には父親政策や男性問題対策、働き過ぎ対策とも重なる。

さらにケアする力の形成は男性の感情生活や生活自立を助ける。男性の生き方に幅を与えることとなる。社会的弱者への理解と行動は自らの人生の強弱の理解を助ける。自律的でない人への支援ということは仕事の価値観とは異なるテーマである。障老病苦との関係づけは無条件の自己肯定・他者肯定の典型的テーマである。

たとえば、受験失敗、リストラや失業、離婚、病気や中途障害にはじまる一連の「挫折体験」は、会社中心社会の階層構造の落伍者、家族中心社会における稼ぎ手役割からの落伍者という負の烙印となり、男性に心理的負荷をかける。うまくいかない出来事それ自体に直面し、なんとか努力する前に、男らしさという心的現実を再構成する必要がでてくる。いわゆる挫折を「受容」するという作業である。うまくいかないと、自暴自棄になり、ギャンブル、アルコール、暴力と怒り、孤立等という男らしさの病理にまみれることとなる。回復し、リハビリし、待ち、ふがいなくなることを受け入れるということはケア行為から学ぶことだろ

う。

無条件の他者肯定が求められるケア行為は伝統的な男性性とは程遠い。しかし生き延びていくには不可欠の活動でもある。男性にもそれが求められるようになっている。

男性たちがこうした事態を受け入れるためには、無条件の自己肯定の体験を経由するべきだろう。伝統的な男らしさに内在するケアからの疎外を懐疑しはじめる契機となる。ケアの領域に関与することのできる男らしさ像はこれまでの男らしさとは異なるからだ。

また、ケアすることの意識化は「ケアされること」の意識化にも通じる。依存することと男性性の関連である。「高学歴男性、家事遂行度の低い男性、夫婦愛意識が強い男性では妻への依存度が高くなる」という指摘がある（松田智子「高齢男性の依存性に関する一研究」（『社会学部論集』第 34 号、仏教大学、2001 年）。

これをケアとの関連でみると、女性への依存となり、自らケアする諸力や第三者にケアを託するという力、そして何よりもケアを受ける力という意味でのケアされる能力の形成を伝統的な男らしさ意識は疎外しているといえる。

男らしさの迷宮からのエクソダス（脱出と逃走）

無条件の肯定は、親密な対の関係性だけではなく、社会的な関係性においても男性性からみて課題となる。組織のマネジメントの場面、指導と被指導の場面等である。家庭内でも子どもが不登校やひきこもりになると父親はそれを認めがたい。強い自立の像があり、それが男らしさ意識と共振し、弱くあること、依存すること、病むこと、老いること、問題を抱えること等を否定する。肯定すべきことは無際限ではないにしろ、人が生きていく上で苦しくなること、脆弱になることはありうることなので、強い個人だけを想定せずに受け入れることが大切となる。他者との関係性と自己への配慮は男らしさの迷宮からの出口の契機となる。

脱暴力のための特別で万能なプログラムやカウンセリングがあるわけではなく、暴力を含んだ生き方そのものの変容への長い取り組みがあるだけである。

2016 年 8 月 31 日受理

中村正（なかむら ただし／臨床社会学、社会病理学、社会臨床論）

臨床社会学の方法

（15）社会的孤立と感情的苦痛

―嗜癖と嗜虐の背後にあるもの―

中村正

１．嗜癖・嗜虐（アディクション）として把握するべき社会病理

嗜癖と嗜虐

日本科学技術振興機構・社会技術開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築研究開発領域」の公募があり、研究仲間で組織した「多様化する嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築プロジェクト」が採択され、3 年間の共同研究がスタートした。このプロジェクトは、薬物問題を抱える人を犯罪者として処罰するだけでは解決に向かわないという問題意識に端を発し、さらに薬物問題以外にも広くアディクション（依存症）として把握し、刑罰や医療とは異なる対応を探るべき課題が多いことをテーマにした研究である。薬物以外には、アルコール、性問題行動（性犯罪含む）、DV・虐待・体罰等の対人暴力、ギャンブル、ハラスメント、インターネット、クレプトマニア（窃盗嗜癖）等を想定し、司法と連携し、回復を指示する命令制度、その内容の開発、担い手の養成、そして専門家や当事者グループにつなぐためのネットワークの仕方や専門家同士のメタレベルの高い研修内容の開発を検討することにしている。

アディクションとは

このアディクション問題は複雑である。たとえば、①それ自体は合法的であるが、やりすぎや使いすぎが生活上の諸困難をかかえることになる問題（ギャンブル、アルコール、ポルノ・風俗、合法ドラッグ、インターネット、買い物等）がある。

また、②こうした行動に由来する第１次的な被害者は自分であるので、それをいかにして問題にできるのか、さらに回復をどう指示できるのかという難問もある。

他方で、③違法性や暴力性を帯びた暴力行動も、禁止してもくり返して行われるので、嗜虐行動として把握して治療の対象にするべきこととして位置づける。対人暴力を単なる暴力事件としてではなく嗜虐性においてとらえ、嗜癖行動である物質依存や行為依存と並ぶアディクションとして対象にすることとした。

Nakamura Tadashi
Ritsumeikan University

くわえて、④司法の上では合法的な次元と違法となる次元の境目が連続的であることも難しい点である。痴漢、盗撮、下着盗、幼児性愛・少年愛から強制わいせつ・強姦へと広がる性犯罪は、漫画やアニメの性描写、ポルノグラフィ、風俗等の使用というそれ自体は合法的なものであるが、場合によっては、当該の男性の欲望が横溢し、犯罪へと至るゲートウェイとなっていることがある。ポルノと児童ポルノ、風俗の買春と児童買春、非接触型の性問題行動と性犯罪の関連等の境界は接近している。一定の枠内ではあれ、その使用の継続は嗜癖となり、性犯罪、性問題行動、性嗜好、性癖は連続性がある。

嗜虐というアディクション

この④の連続性と不連続性は、対人暴力も同じである。喧嘩、口論、葛藤、しつけや指導、コントロールと連続的であるのが DV、虐待、いじめ、体罰、ハラスメント、ストーキングである。

これらは一定の関係性において発生する。関係性を利用して特定の相手への嗜虐的な行為がくり返され、加害の側は、快楽や満足感、支配欲、達成感を得ている。嗜癖性を帯び、対人関係のなかで実現されるからこそ、対人関係をとおしたコントロール行動が快楽となっている。そして対人暴力には被害者が存在する。暴力は加害者のエネルギーとなっており、暴力をとおして得ている満足感がある。快楽を得るもしくは不快感を除去するという利得が暴力のコストよりも大きくなっている。さらに共通して脆弱な者が対象に選ばれていて、確実にその利得が得られるようになっている。

この意味では、ハラスメント、体罰、虐待、DV 等の対人暴力は嗜癖と嗜虐の双方を含んでいる。支配欲や満足感という快を得ること、心理的な不全感にもとづく不快感を除去するための行為だからである。こうした嗜癖と嗜虐行動をとおして満たしたいことは、その時々の背景にある感情であることも見逃せない。

こうしてみると暴力をめぐる嗜癖と嗜虐は地と図の関係にあるともいえる。連続性と非連続性のなかにあるマトリクスのように機能して嗜癖と嗜虐の問題領域をつくっている。

なお、嗜癖と嗜虐の行動には共通点がある。それは処罰と医療だけでは解決しにくいことである。解決の方向性が単に「しらふである」「暴力をやめる」だけではないからである。そのような物質を使ってしまう、耽溺してしまう、依存しあう関係をつくってしまう感情の処理の仕方や対人関係の持ち方に解決すべき事項がある。アディクションは当人なりの問題解決の仕方となって習慣化している。そこから離脱する（desistance デジスタンス）ためには、単にそれをやめるという「解毒的な面」だけではなく、やめ続けるという習慣を変更していく過程が必要である。

そのためには背景にある感情問題や対人関係の持ち方や意味づけの方法の刷新がいる。すでに身につけた方法が嗜癖と嗜虐なので、それを脳は快楽として記憶している。快を実現し、不快を除く過程で脳は体験を記憶していく。しかも感情の浮き沈みの問題は人生に

つきまとう。嗜癖と嗜虐が問題解決の手法となって定着し、快楽の記憶として構成されているので、再使用や再発への渇望となって同じような感情的心理的問題に直面した時にそれが表れる。これはリスクである。依存性のある物質の使用や暴力を振るうことや特定の行為に耽溺することで、人は簡単にその瞬間の感情問題を克服することができるからである。ギャンブル、アルコール、セックス等の依存性のある行為は、忘我やめくるめく時間をつくりだすことができる。暴力のもとになる怒りはたやすく高揚感や満足感をもたらす。これらのことを身体が記憶している。通例は、対人関係、仕事や学業についての心理的感情的なストレスがあるとき、人は地道な努力や健康的なコーピングをとおしてなんとか乗り越えようとする。対話や相談というカウンセリングも活かす。しかし嗜癖と嗜虐の行動はそのような努力をしなくてもすむような、コストもあるが手っ取り早いやり方となっている。

２．ある心理学的実験への批判からはじまった―ラットパーク実験と社会的孤立の研究

動物実験への批判

この点を別の角度から考えてみる。何度もくり返すアディクション行為を、快楽の記憶による脳の作用や物質の薬理作用に還元できるだろうか。たとえば薬物中毒という言い方はアディクションの定義ではない。仮に中毒であれば単に解毒すればよく、身体から薬理効果のある物質が消え去れば解決するはずである。脳が快楽を記憶し、心理的感情的問題の解決のために依存行動がおこり、たんなる解毒や禁止では問題解決にならない。特定の行為や関係性に耽溺することで得られる快楽が脳の作用だけとするならばその快楽作用を遮断する薬物を用いればよいだけとなる。

しかし課題は、苦痛を和らげ、快楽を求めるための脳の記憶は、こうした嗜虐や虐待の行為が必要となった時の心理的感情的な苦痛と関係している点にこそある。問題解決のための行動としてなんらかの物質、行為、関係が選択され、それがその時の苦痛を取り除き、快楽を得た記憶となっている。満足感を得たことが記憶されている。この生理的な面と心理的な面の双方をアディクションとして定式化する必要がある。脳の記憶にもとづくにしても、こころが渇望しているし、その時の関係性や感情的な苦痛がその渇望を促進させる。このことをカナダのサイモン・フレーザー大学の心理学教授であるブルース・アレクサンダーはある実験で証明しようとした。

「アレクサンダーは薬物依存の性質の研究に専念し、依存症とは、薬理の中にあるのではなく、患者をサポートしない社会の複雑な関係性のなかにあるとの結論を得た。・・依存症の原因となる一つの化学物質というようなものは存在しない。・・依存症とは事実ではなく、物語である。」（『心は実験できるか―20 世紀心理学実験物語』ローレン・スレイター著/岩坂彰訳、紀伊國屋書店、2005 年、246 頁）という。少し紹介しておきたい。

ラットを用いた依存症の研究は動物実験心理学の通説となっていた。それまでの依存物質と行動についての動物実験は、狭い檻（ス

キナーボックス）で閉ざされた実験的環境をつくり、快楽中枢を発見するためにラットが薬物入りの水を飲むかどうかの実験をくり返していた。脳の報酬系の確認をしていたことになる。「薬物中毒は薬物自体の成分が原因だ」と結論づけていたのが動物実験である。

ラットパークという環境はあるのか

アレクサンダーはこの実験に異を唱えた。従来の薬物依存に関する研究はマウスを狭い檻に閉じ込めた実験として行われている点を批判した。ラットの日常の生活環境とは異なる人為的な環境が実験の内容に影響を与えている、つまりストレスの多い環境に置かれたラットの選択した行動をもって薬物依存となる物質を確定していくというのは依存症的行動の説明にはならないというのだ。その檻となっている実験的環境がラットの「生きにくさ」(自然な行動を導かない環境での生活という意味）を構成していることが考慮されていないというのである。

そこで 1980 年、アレクサンダーは「薬物中毒は外部的要因(生活環境)が原因で引き起こされる」という仮説を実証するために「ラットパーク」をつくり、実験を行った。狭苦しいケージを捨て、20 平米ほどもある群居生活が可能なスペースを用意した。「快適な温度に設定し、香しい木の削り屑を敷き、きれいな玉や輪っかやブリキ缶等、さまざまな遊具も置いた。オスメス混じった群居生活になるため、交尾や出産にも適切な空間を確保し、歯をむき出しにしたオスがうろつく部屋や、温かい授乳部屋も創られた。・・さらに壁を鮮やかな緑や黄色に塗り、樹木や山の絵を描いた」。これが「ラットパーク」である。この環境のもとでも、檻のような環境にいたラットと同じようにモルヒネ入りの水を選択するだろうか。彼の実験では檻のなかのラットはパークのなかのラットに比べて 16 倍もモルヒネ入りの水を飲んだという。

環境のストレスへの対応

アレクサンダーは、Rat Park-Addiction: The View from Rat Park(2010)というエッセーで「独房は人間を狂わせる。孤独な受刑者が、頭がぼうっとするような薬を服用する機会を持っていたら使うだろう。(檻のような実験室に）分離されたラットは、そうした人々が行うのと同じ理由で、心を麻痺させないことはないだろう」と述べる。「なんの努力も要請されず、することもないスキナーボックスでは他の選択肢はない」と述べている。

ラットは集団性のある生態をつくる、行動的な動物である。こうした檻の実験環境は苦痛となる。自然な生態と異なる環境では、モルヒネ入りの水と単なる水のどちらかを選択させる設定自体が自然ではない。孤立を強いられた動物の行動の証明として薬物を志向するという結果でしかなく、負荷のある実験環境それ自体を考慮していない。依存性のある薬理作用とそれへの依存を説明することはできないとした。

(http://www.brucekalexander.com/articles-speeches/rat-park/148-addiction-the-view-from-rat-park/アレクサンダー教授のホームページ参照)

これは、アディクション研究の変化の契機となった。期せずして社会実験的な出来事が進行していく。アメリカのベトナム戦争での復員軍人たちの心理的健康問題である。戦地での心理的負荷を考慮して多様な薬物を使用していた兵士たちである。復員後の兵士の多くは戦地で使用していた薬物の依存には陥らなかったという（前掲『心は実験できるか』248 頁）。環境こそがアディクション問題の背景にあるというのだ。

アディクションについての動物実験心理学批判は、生理学的事実も社会的、感情的、心理的な事実や環境との相関であることを示唆している。だから生理学的事実は科学という「物語」だというのである。

現在のアディクション研究はさらに「孤独の病」としてアディクションを位置づけ、社会的孤立との相関、そうした環境における自己治療行動としての面を把握しようとしている。物質それ自体の薬理作用に還元することなく、孤立をもたらすような環境に適応するための行為や関係に耽溺していくこととしてアディクションを把握する。生きづらいことへの自己治療行動でもあり、嗜癖や嗜虐の行動をとおして解決しようとしてきた当人の感情と心理の課題こそをテーマにしようとしているのが現代のアディクション研究である。これは、アディクトとの対話を重視し、ナラティブ的な治療と回復をめざして、感情調整、自尊心、人間関係の病としてアディクションを把握するアプローチである。たとえば、『ひとはなぜ依存症になるのか―自己治療としてのアディクション』エドワード・J・カンツィアン、マーク・J・アルバニーズ著/松本俊彦訳、星和書店、2014 年がある。

３．人間関係に悩む心理的脆弱さが生まれる社会―孤独な群衆たち

近代社会は社会的孤立をうむ

アレクサンダーは、ディスロケーション dislocation（配置、混乱、移動）として社会的孤立がさらに進行している現代社会の動向を社会科学的に把握する研究を続けているこれは人々の根無し草化をともなう自由市場化というグローバリゼーションこそが薬物をはじめとした多様なアディクションの拡大の背景にあるのだという社会学的なアディクション論である

（*The Globalization of Addiction: A Study in Poverty of the Spirit*, Oxford University Press, 2008）。

社会学はこの視点から近代人の病理を多様に表現してきた。たとえば、エルリッヒ・フロムは「自由からの逃走（ナチズムの大衆心理的基盤をなしていく）」を、デビッド・リースマンは「他者志向型人間」「孤独な群衆」を、マックス・ウェーバーは「魂のない専門人・精神のない享楽人」を、エミール・デュルケームは「アノミー（無規制的な欲望の肥大化による混乱）」を語った。個人がそれぞれ生きがいをみいだし、目標を立て、必要な努力をしなければならなくなった近代社会に生きる個としての苦悩、辛さ、困難、一言でいえば社会的孤立と感情的困難が常態となることをマクロな社会の趨勢として切り取っている。

セラピーの時代

そのすき間を埋めるように誕生したのが「心の時代」である。たとえばロバート・ベラーは個人主義の時代の社会的孤立がこころの時代の流行の背景にあるという。彼は現代アメリカ文化を「セラピーの文化」としてとらえた。

「結婚だけではなくて、家族、仕事、共同体、社会についても、セラピー的な視点から見てゆく傾向がある。人生の喜びやその深い意味、そして人生のむずかしさも、物質的条件に帰したり、またそれらについて伝統的な道徳的視点から解釈したりすることは、わずか一世代前と比べても少なくなっている。今では『インターパーソナル（対人関係の)』ということが人生のあれこれを解く鍵のようである。セラピー的なものが自己と世界を考える際の主要なモードにまでなった」(R.Bellah et.al., *Habits of the Heart*, Harper & Row,1986, p.113)。

そのセラピー的思考は狭い意味での臨床的技法というよりも、文化現象化し、思想の様式にまでなっていると言う。

また、「セラピーがひとつの仕事であるだけでなく、いまや私たちの仕事の多くがセラピーの一形態でもある」（p.123）時代を生きている。セラピストだけが活躍するのではなくて、サービス産業は人間関係を商っている。人生の意味の充実を絶えず自己確認させてくれるような関係が消費の対象となる。「理想のセラピー的世界とは、顔の見えない官僚制的規則が、市場における自由な選択を保証し、さらに、オープンで親密な対人関係のなかで感情移入的なコミュニケーションの機会を保証するような世界である。それは政治のない世界であり、共同体すらない世界のようにも見える」(p.133)。公民権運動、ベトナム問題、女性運動、新しい若者文化の形成、貧困撲滅戦争、暴力や犯罪の増加等というアメリカ社会のドラスティックな変化の裏側で進行していたのは、こうした個人主義の文化が自閉する病理であった。

「心の時代」とは、よく言われるように、たんに社会が物質的に豊かになってきたので、あとは精神的な豊かさの問題だというようなことではない。そこには「個性の尊重」や「人格の完成」という積極的な価値を創出した近代人に特有の苦悩や困難が映しだされている。近代人の苦悩は個として自立することに随伴する。個性の発揚にかんする強迫観念のような意識がうまれやすくなっている。「尊敬に値する自己、尊厳ある自己、オリジナルな個性、人格の完成」への努力が要請される。個人の責任も協調される。その社会にふさわしく合理化された主体として自己を形成しなければならない。努力しなければしないだけの扱いと結果でしかないことを甘受しなければならない。自己責任ともいわれている。

そのために絶えざる自己研鑽と進歩が求められる。昨日の自分よりも今日の自分、そして明日の自分へと向上することが鍵となる。現在に安住してはいけない。絶えざる反省と進歩・向上は、裏返せば自己否定の連続となる。弱点を発見し、それを克服することが尊ばれる。メリーゴーランドのような終わりのない競争、しかもマラソンランナーのような

「孤独な克己心」が必要なのである。

ナルシシストの孤独

そうなると、個人の内面に、焦燥感、閉塞感、不安定感が満ちる。個人の関心は社会的公共的なことよりも、自己に関すること、可能性の開発、人生の意味の充実に関することにむかう。自己開発、自己啓発、自己改善等自己に関わる意識の肥大化である。こうした自己実現型社会の個人の苦悩や病理を和らげるもの、それがセラピー文化である。

セラピーの文化を生きる人間はナルシシズム的な特徴をもつ。クリストファー・ラッシュは「ナルシシズムの時代」と特徴づけた。「ナルシシストは自分が全能だという幻想にとらわれているくせに、その実、自分の自尊心を確認するのに他に頼らなければならない。ナルシシストは、かっさいをおくってくれる聞き手がなくては生きていけない」（『ナルシシズムの時代』、ナツメ社、29 頁）として現代人の不安を語った。つまりナルシシストは自尊心を満たすために他者からの承認と賞賛を必要とし、他者の評判を絶えず気にする。自己に内在する価値にではなく、他者との比較や序列のなかに価値を見いだす。

しかし、喝采をおくり、承認してくれる他者が自己と同じような水準であれば、ナルシシストの自尊心は満たされない。けれども、自分以上の者の存在を認めることは自尊心に傷がつく。他者に喝采と承認を求めつつも、そう簡単には評価されたくないという複雑な感情を抱く。ここでも、個人の精神はじつに不安定である。苦悩する自尊心である。

だから、ナルシシストは熱心に自己聖化の儀式を行う。人生をドラマ化し、自己にのみ関心をむける。社会の変化という大きな物語よりも、個人の成長という小さな物語に興味がある。

ラッシュはこうした事態を「人格崇拝のカルト」と名づけた。現代日本の文化状況も、「心の専門家」であるセラピストへ関心が集まるので、「人格崇拝のカルト」は盛んとなっているといえる。各種の教養講座、健康産業の隆盛、潜在能力開発、英才教育、幼児教育、胎教、自己啓発、生涯発達、生涯学習等の自己実現のための消費の発展をみればよくわかる。

「人格崇拝のカルト」は内面世界という広大な市場を見いだした。「神に類似するまでになりながら今日の人間が自分を幸福だと思っていないという事実」（フロイト「文化への不満」、『フロイト著作集』第３巻、454 頁）をふまえれば、憂鬱（メランコリック）で脆弱（ヴァルネラブル）な、そして不安定な存在が現代人なのである。

４．回復と治療のためのコミュニティ―「支援と責任のためのサークル」について

社会的孤立と感情的苦痛

アディクションが、近代的な人間関係の随伴する病であり、社会は合法的に誘惑としてアディクション市場を形成している。嗜癖と嗜虐にかかわる違法な問題行動はどのようになくしていけるのだろうか。違法性があり、被害者がいる嗜癖・嗜虐の行動は犯罪として処罰されるが、処罰だけでは解決しない。処

罰は元となっている社会的孤立と感情的苦痛を強化するだけである。「出口無し」なのだろうか。

そこで次に、アディクションからの回復と離脱について考えてみる。ラットパーク実験や自己治癒としてのアディクション理論が示したように、社会的孤立と感情的苦痛をもとにした心理的脆弱さがアディクションへの囚われの背景にあるとすると、ラットパークに匹敵する社会環境（ヒューマンパークと仮に呼んでおく）がアディクションからの回復には必須となる。

しかし、現代社会でヒューマンパークをつくるのは困難である。なぜなら、アディクションとなる物質、行為、関係それ自身を無くすわけにはいかないからである。合法的に存在しているものもあり、遊びとして必要でもある。なんといっても巨大な市場を成している。しらふであること、そうした行為をしないこと、アディクションとなるような関係を結ばないことは不可能であり、それはそれで社会的孤立を強化することなる。一昔前の言い方になるが、男性にとっての「のむ・うつ・かう」はヒューマンパークの様相を呈している。

この意味では、ラットパーク実験の陥穽をみてみるのも大切だろう。つまり檻のなかからネズミを解放したとはいえ、また別の人工的な「楽園」という枠をつくっただけである点である。ラットパーク実験への批判はこの点に集中していた。自然のなかにラットの「楽園」はなく、厳しさそのものが動物の生きる環境である。だからスキナーボックスの対案として考案した「ラットパーク」もまた別の実験的環境でしかない。楽園はどこにも存在せず、あたかも実在するかのような環境の構成はそれ自体がスキナーボックスと同じように人工的である。

やり直しにむけての分岐点

だからアディクションを導くような、誘惑する物質、行為、関係はいつも周囲に充ちていると考えた方がよいのだろう。誘惑の多い社会で、自らやり直し、生き直す機会となる別の分岐点が要ると考えてみる。離脱し続けることが求められるが、自らの自由な意志の力だけでアディクションを乗り越えることは難しい。対処しなければならない負荷となる心理や感情は常に生成するからだ。

そこで分岐点となるような、やり直しや離脱しつづけることを支援する社会内処遇の取り組みが必要となった。刑務所や精神病院の全制的施設（アサイラム）では問題解決のレパートリーを増やせない。渇望だけが増大することになりかねないからである。楽園をつくりだせないにしても、せめてアディクトのそれまでの人生や生活には欠けていた社会的孤立を回避する時間、空間、仲間の「三つの間」をつくる取り組みが脱嗜癖、脱嗜虐の対人支援となるのではないかと私たちの冒頭のプロジェクトは想定した。違法性があるアディクションについては司法が関与して跳躍台のように設定した選択肢をとおして小さな努力を続けるヒューマンパークへの参入を誘導する。これが回復と治療のための司法、つまり治療的司法・回復的正義であり、司法の関

与する回復、治療、和解の対話をすすめる受講命令や参加指示となる。

治療と回復のためのコミュニティ

具体的には、処罰以外に、処罰とは別に、処罰に加えて取り組む、DV や虐待についての脱暴力プログラム（バタラーズプログラム）、物質依存に関する脱嗜癖プログラム、虐待する親プログラムへの参加指示である。もちろんそれ単体での効果というよりもそこへの参加をとおしたケースワークや生活の立て直しも含めた過程に関わることで効果が発揮される。それを利用したやり直しの過程をトータルにマネジメントする必要がある。そうしたプログラムはアディクションからの回復として位置づけられ、それを支える取り組みの場を、一般に、治療的共同体 therapeutic community という。回復のためのサークルもしくはグループとしたほうが馴染みやすいかもしれない。こうした場所への参加命令・受講命令を発する法制度を治療的司法 therapeutic jurisprudence という。諸外国では処罰だけでは改善しないことに鑑みて司法のあり方を変化させた。

この治療的司法は、社会的孤立への自己治療活動としてアディクションがあるのだから、当事者たちのそれまでの共同性は低く、仲間も少ないと想定されることに対応している。共同性をとおした満足感や達成感、そして孤立感の解消のためにサークルが組織されている。

サークルの思想

カナダで考案され、イギリスでも展開される類似の取り組みがサークルという名で取り組まれているので紹介しておきたい。それは「Circles of Support and Accountability (CoSA)」である。イギリスの Circles UK を訪問調査したことがある。それを管轄する英国法務省の研究をもとにした A Case File Review of Two Pilots があり、概要が示されている。McCartan,K.,Kemshall,H, Westwood,S,Solle, J, MacKenzie, G, Cattel, J. and Pollard, A. らの、Analytical Summary 2014 March に掲載された Circles of Support and Accoutability (CoSA)：A Case File Review of Two Pilots というリサーチである。

2008 年から 2010 年にかけて整備された加害者に対して組織的に更生サービスを提供する National Offender Management Service の仕組みがある。それは保護観察制度を補完するための組織であり、とくに性犯罪者の再犯防止を意図したリスクマネジメントを担う。行動と活動の能動的な観察をとおして「社会的孤立 social isolation」を縮減していくことが目指されている。保護観察所の更生と処遇プログラムに従うことを目的とした社会内処遇の実践的支援を展開する。出所してきたコアメンバーがより適合的な向社会的行動を発展させることを可能にするための支援であり、訓練されたボランティアによる支援が基礎にある。

どこの国でもそうだが、性犯罪者のスーパービジョンとリハビリテーション（更生）は

複合的で挑戦的な課題となっている。イギリスでは、12ヶ月以上の禁固を科せられた者は保護観察所の監督に服すことになる。許可された住居に住むこと、それを報告する義務を負う。さらに、特定の場所に行かないこと、特定の人と接触しないこと、子どもがいるところに住まないことも保護観察付きの出所の条件となる。

サークルの概要

2001年、登録された性犯罪者あるいは子どもにかかわる仕事に就けないようにされた性犯罪者は更生のための法律にもとづいて行動することを指示される。「MAPPA（Multi-Agency Public Protection Panels)」（警察、保護観察所、その他のサービスの多機関連携組織で公的な処遇アレンジメントを行う）がその受け皿となる。

2003年にすべての釈放された性犯罪者は地域で居所を届け出ることとなった。出所者登録制度である。管轄の警察に届け出る。

さらに2012年に法が改正され、銀行口座、海外渡航、18歳以下の子どもが同居しているかどうかについても警察に告げるべきこととなった。保護観察官は突然の訪問もできる。30ヶ月以上の懲役を受けた者は生涯にわたってこうした住居の登録が要る。

2011年には5955件の性犯罪者となっていた。性犯罪者の出所後の保護観察は2750件から3024件まで増えた。スーパービジョンと再参入のためにもアディクションからの回復を位置づける。カナダのCoSAモデルがイギリスにも導入された。このアプローチはハイリスクグループへの対応だった。2002年のことである。サークルは2008年にUKで発足。2010年にふたつのサークルが動き出した。サークルは4人から6人のボランティアからなる。ボランティアは定期的にコアメンバーと会うこととする。社会的孤立というリスクをなくすために社会的で実践的な支援をおこなう。コアメンバーの行動と地域社会の安全をモニターする。処遇プログラムに従っているのかどうか、コアメンバーが地域に溶け込んでいるかどうかも確認する。これは二重のサークルとなっている。内側のボランティアのサークルと外側のサークルである。外側には心理学者、加害者マネジメント担当者、警察、医師、保護観察官が配置される。そしてポジティブな役割を果たすコアメンバーへの期待がある。非犯罪的な態度の構成をグループワークそれ自体の力動をとおして身につけていく。

ボランティアは平均すると週1でコアメンバーと会う。頻度はメンバーのニーズによる。保護観察所ではない別の中立的なところで合うようにしている。1年から1年半の間がまずは大切となる。そのボランティアは研修を受ける。集中した二日間の訓練と毎月の研修となっている。ふたつの段階に分けてサークルが運営されている。

第1段階は、コアメンバーが適切な住居に住んでいるのか、適切なクラブや組織に参加しているのか、教育を受けているのか、スキルを磨いているのか、雇用可能性を高めるサービスを受けているのかどうかを点検する。9ヶ月から12ヶ月続く。CoSAとしてのサーク

ルの重要な部分である。

第２段階はさらに半年から 9 ヶ月続く。テーマは、自己充足、自立しているのかどうか、支援と説明の機能を果たせているのかである。さらにボランティアからの支援を少なくできているかどうかも点検される。この段階はアドバイス機能となる。

サークルの支援は、ローカルコーディネータの判断で終結する。保護観察官や他の専門家もこの判断に加わることが出来る。ボランティアが再統合の責任を負うのではない。権限ある専門職者が責任をもつ。

ボランティアが支えるサークル

2012 年段階では 600 人のボランティアが活動していた。74%は女性、26%は男性であり、年齢も幅広く、82 歳から 21 歳までとなっている。30%は学生である。2005 年には 2%だったので増加している職業である。ボランティアの満足度は高い。

ボランティアのコメントとしては、①ヒューマニスト的アプローチに共感している、②活動をとおして専門的な力をつけることができる、③性的虐待を受けたサバイバーとしての個人的な経験を活かすことができる、④子どもを保護するための目的としていることに貢献できる、⑤安全な地域をつくることに貢献できる、⑥宗教的な信念を実現できるということが紹介されている。③は RJ 的な観点が垣間見える点である。

このサークルを支える更生保護、加害者臨床の理論は、GLM(Good Lives Model)と RJ(Restorative Justice)である。GLM は、ケア論でいえばストレングスアプローチであり、アマルティア・センの潜在能力（ケイパビリティ）アプローチがさらに背景にある。その上で、再犯のリスクを無くすことに力点がある。犯罪心理学の対立点でもあるが、犯罪誘発要因としてのリスクを管理することに力点をおく「リスク・ニーズ・レスポンシビティ（RNR）モデル」を補完・包摂するという立場がサークルの理論的背景である。

GLM と RJ をとおして、個人の機能の行動選択におけるレパートリーを広げることが目指されている。犯罪へと至るリスク管理だけではない。GLM は構成主義・協働的なやり方で加害者を意味ある生き方への能力を高め、さらなる犯罪から離脱し続けることができるように構築していくことを目指し、自己を力づけていく（セルフ・エンハンスメント）。結果として、処罰をとおしてではなく公の安全をたかめるというアプローチとなっている。

RJ は加害者の良心の呵責、償い、和解をもたらそうとするものである。特定の加害をとおして利害をもった関係者のすべてがみんなで集まり、加害の影響・余波を考えるプロセスと位置づけられている。

サークルは被害者と加害者の修復に直接関与するものではないが、地域社会からの加害への非難を変換させていく。より積極的なやり方で加害者に向きあうこと、コアメンバーを自らの行為の説明と責任へと向かわせることをめざす。上からの直面化でなく、自らの説明と責任をとることを支援する。この意味では、サークルは、加害者の説明と支援、安全なコミュニティ再統合、可能な行動変容を

もたらす修復的な介入といえる。

サークルの実績

また、この研究では、英国の二ヶ所の CoSA の事例が検討されている。2008 年 4 月から 2010年3月までのケース分析をもとにしている。サークルに所属していた性犯罪者 32 人のコアメンバーのケース記録を点検した総合的な結果が紹介されている。

コアメンバーの属性としては白人、中年、異性愛者、接触性の性犯罪者が多数を占めていた。一人の女性加害者が含まれている。リスクアセスメントではハイリスクグループである。犯罪事実としては、2 件の成人女性強姦、4 件の女児への強姦、5 件の女児への強制わいせつ、8 件の男児への強制わいせつ、1 件の成人男性への強制わいせつ、2 件の露出、2 件のぞき、21 件のネットわいせつ、6 件の児童ポルノ等を含んでいる。

コアメンバーへの支援は、向社会的行動を支援することである。例えば安全な余暇活動、ボランティア活動、支援グループ活動、教育コースの受講を奨励する、趣味の活動を促す（ジム、社交イベント、ボランティア、教会にいくこと）、就職活動を支援する等である。

犯罪の鍵となるトリガーについても議論しているサークルがある。コアメンバーのプログラムへの不安も話し合う。32 人のうち 19 人は加害行為について、さらにどのようにして安全を確保するのかについても議論をしていた。あるサークルは加害の詳細について時系列でおいながら分析をし、変化への動機づけについての公的な支援のあり方も議論をしていた。サークルはコアメンバーの否定的なライフスタイルについても評価をし、修正と改善についてアドバイスしている。否定的なこととは、例えば禁止されている子どもとの接触や他の登録出所者との接近である。そうしたことがあった場合にボランティアはコアメンバーに挑戦する。32 人のうち 21 人がそうだった。コアメンバーの行動をコーディネータに伝える。それがさらに加害者マネジャにつたわる仕組みとなっている。

サークルでは、怒りマネジメントによる暴力の自己申告、再発防止プランの補填、コーピングスキルの向上へのさらなる取り組み、リスクを減らすためのセルフトークの練習、気晴らし法の活用等に取り組んでいる。悲嘆的思考を追い払うこと、加害を沈思すること、適応的な趣味をみつけること等にも取り組む。

そして再犯率が紹介されている。2004 年の全英の性犯罪者の平均では 25%が再犯する。10%の性犯罪者は 2 年のあいだに性犯罪をくり返す。16%は 5 年のあいだにくり返すというデータが紹介されている。2012 年の調査では 31 人のサークルと非プログラム者を調査している。24 ヶ月のあいだの再犯調査では、サークル参加者は 2.3%、比較グループの非参加者は 13.7%の再犯率だった。別の調査は 54 ヶ月後のものがある。サークル参加者は５%、非参加者グは 16.%だった。さらに別の英国での 55 ヶ月後の調査では、参加者は 4.2%の再犯、非参加者は 16.9%の再犯だった。

こうしたサークルの取り組みはそれをささえる多職種の連携組織とともに、保護観察の仕組みを使った、擬似的ではあれ、事件以前

の当事者の人間関係や社会環境にはなかった人工的なヒューマンパークをつくる取り組みである。もちろん事件への直面化や生活力を形成する課題も含むので、サークルは楽園ではない。むしろコアメンバーにとっては心理的な葛藤を課すので、困難な課題の取り組みとなる。しかし、当たり前の市民生活を送ることができるようになることを通して得られる対人関係のなかでの快と善を体験するので、それまでとは異なる心理的感情的な満足を得ることになる。

５．やめ続けるためのソーシャルネットワークと人間関係

嗜虐問題にも応用

このサークルは性問題行動・性犯罪を対象にしているが、理論的な支柱である GLM と RJ は、嗜虐問題としての暴力や虐待にも応用されている。

私が主宰する子ども虐待についての虐待親グループ「男親塾」も同じような意図がある。英国やカナダにおけるサークルの仕組みとは異なるが、仲間を組織した、当事者グループの治療的コミュニティの実践は長い蓄積がある。薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症からの離脱をめざす回復コミュニティ（日本ではダルク、断酒会、アルコホリック・アノニマス等）がある。盗癖（クレプトマニア）からの回復についても、司法と医療・心理的治療が連携して取り組まれるようになっている（窃盗癖に対応する赤城高原ホスピタル院長の竹村医師の取り組みがある。たとえば『彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか？』川村重実著・竹村道夫監修、飛鳥新社、2013 年を参照）。

こうして社会的孤立や感情的苦痛を中心としたアディクトの心理的現実と対話するサークルのような取り組みは日本でも散見され、その重要性も理解されつつある。

しかし、それを包摂する治療的司法の概念は成立していない。したがって伝統的な処罰と医療の枠のなかにあるので、嗜癖と嗜虐から脱出させるための一貫した制度はない。治療的司法のように作用している事例はあるが、個々の弁護士、医師、心理士の努力に委ねられた偶然でしかない。嗜癖と嗜虐の問題行動をやめ続けることの支援としてサークル制度をはじめとした諸外国の実践に学ぶことは多い。

本来はここを起点にしてさらに紹介したいソーシャルキャピタルという考えがある。GLM や RJ をさらに統合する概念でもある（たとえば『孤独なボウリング―米国コミュニティの崩壊と再生』ロバート・パットナム、柏書房、2006 年がある）。紹介と検討は別稿とする。ここで扱った社会的孤立と感情的苦痛やアレクサンダーのいうディスロケーションにも対応しうる考え方である。

＊なお、ラットパークの解説は「You Tube：ADDICTION」で視聴できる。さらに、プレゼン番組の「TED ジョハン・ハリ「依存症」―間違いだらけの常識」も的確な解説となっている。

なかむら ただし

（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）

臨床社会学の方法

(16)治療的司法

中

中村正

１．治療的司法について

前回（第 27 号）は、嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築プロジェクトの紹介をし、その背景にある考え方のいろいろについて記した。今回は、それを解決するための司法と連携した対人援助、治療的司法と呼ばれていることについて検討してみる。

北米や欧州には、薬物裁判所、DV 裁判所、メンタルヘルス裁判所、先住民のための裁判所等がある。問題解決型裁判所とも呼ばれている。それらを支える概念を問題解決型司法 problem solving justice、治療的司法 therapeutic jurisprudence という。さらに問題解決を担う場を回復ユニットや治療共同体 therapeutic community という。

これらを治療法学や司法臨床論が牽引している。その始祖は、David Wexler と Bruce Winick である。1980 年代後半、両氏が米国のメンタルヘルス法に関して提案したとされる。その後も徐々に拡大し、世界各国において応用されている。

また、学校の安全、家族法、刑事事件、民事法、労働者への補償に関する問題、体罰問題等にも応用され、問題解決型司法に組み込まれている。

治療的司法は、現実の危険の縮減に貢献する司法とそれ以外の連携を担うものとして位置づけられている。

そして、治療的司法は手続きを大切にする。たとえば、児童への性的虐待事案では加害者更生（リハビリ）を刑罰に接ぎ木し、広い意味での治療的な場に加害者を参加させる。

こうした治療的司法を展開するためには、法的手続きの明確化に加えて、人間科学との連携、ケースコンサルテーションが重要となる。学問的には、心理学、精神医学、人類学、犯罪学、公衆衛生学、社会福祉学・ソーシャルワーク論、紛争解決学が関連している。さらに、修復的正義の理論と実践とも近接している。

手続きの重要性は、加害者の動機形成と関連している。人々は手続き遵守をとおして問題解決のための自己のあり方を理解するように機能してはじめて効果をもつ。つまり、権威をもった司法が加害者に改善と更生を命令し、指示する「強制的権力 coercive power」ではないことが鍵である。問題解決の主体はあくまでも加害当事者、行為者本人であり、

そこに向けて自己を再構成していく過程を重視する。そこへの内的関与度を高めていくために手続きがある。内発的な動機付けである。それを促進させるのが治療的司法というわけである。自己決定による行動改善の機会を提供する制度ともいえる。したがって、強制的権力をもとにして変化を枠付けるパターナリズムは治療的司法と相反するものとなる(David Wexler, *Therapeutic Jurisprisudence: The Law as a Therapeutic Agent* (1990).,David B Wexler and Bruce Winick,*Essays in Therapeutic Jurisprudence* (1991)。

２．治療的司法が対象とする問題行動

この治療的司法は、前回述べたような嗜虐と嗜癖の行動、つまり刑罰では問題解決に向かうわけではない触法行為を対象にする。対象としては、薬物使用への依存（違法薬物への依存)、アルコールやギャンブルへの依存（これら自身は違法ではないがその結果としての盗みや暴力がある場合)、クレプトマニア（盗癖）等である。これらはすべて嗜癖行為である。

さらに、性犯罪・性問題行動、DV や虐待、いじめ、体罰等の対人暴力がある。これらは嗜虐性という要素をもち、単発的な暴力ではなく一定期間、持続し反復する習慣化された行動である。暴力を振るうことをとおしてコントロール感や満足感という快楽を得る、あるいは何らかの否定的な感情を取り除こうとする行為群である。

治療的司法は、こうした問題行動のために用意されたプログラムを受ける機会を提供する。しかしそれは強制ではないことが条件となるので、被疑者・被告人、加害者等、当事者の同意と承諾を重視する。

一般に、刑事裁判は、起訴して刑罰を求める検察官、被告人と弁護人という対立する対審構造を構成し、過去の事実を確定し、法に基づき罪と罰を裁判官が中立公平に判断をする。

治療的司法は、二度と同じような過ちをしないためにはどうしたらいいか、法制度、あるいはその他の社会的なリソース、医療や福祉等の社会的資源に橋渡しをする。治療的司法は積極的な問題解決を意図しているので、法の網の目の拡大、つまりネットワイドニングという面もある。動機づけのこともあり、刑罰の一環としての治療命令としてではなく動機形成を確保するためには、刑罰とは異なるものとして位置づけられる必要がある。

治療的司法は、犯罪に至る経過を重視し、そこからみえてくる問題に応じた解決を実施するための司法である。再犯防止のために抑止機能を期待して刑罰を加えることが伝統的な刑事罰であることに比べると、治療的司法は、犯罪へと至る経過にある人間的ニーズを重視して、そのことの欠落こそが人を問題行動へと駆り立てると考える。従来、情状として考慮されるだけだったものを前景化させ、足りていなかった人間的ニーズの充足をめざす。

社会臨床的な観点としての治療的司法が、発達の過程にある少年、障害者、高齢者、心

理的に問題のある人、マイノリティ等の社会的に脆弱な立場に置かれやすい人々の触法行為への、刑罰以外による対応を軸に動いてきた経過をみれば理解できる。

たとえば、法務省法務総合研究所の報告書によると、2012 年に知的障害者（その疑いを含む）の受刑者 548 人を調べたところ、入所回数は平均 3.8 回（受刑者全体は同 3.13 回）だった。65 歳以上では「5 回以上」が 68.56%（全体では 43.9%）で多い。療育手帳所持率は知的障害者で 46.6%、障害の疑いは 11.9%で、多くは福祉的支援から漏れていた可能性が高い。

こうした調査をうけ、各地に地域生活定着支援センターが開設され、刑務所出所後の生活のサポートをすることになった。それらを体系化するようにして「再犯の防止等の推進に関する法律」（2016 年）が制定され、社会復帰という概念へと統合されていく。

この法律は、「犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する」と目的を定めた。

そのために、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにするとし、そのための施策として、①再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実、②犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援、③矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備、⑤その他再犯の防止等に関する施策の推進を図るとしている。再犯防止という文脈で人間的ニーズが①から⑤までの諸点において実現されることが大切だという意味では、治療的司法に資する施策ともなりうる。

さらに、常習的な窃盗犯が摂食障害を抱えていることに視点をあて、事実上の治療的司法として位置づく取り組みがある。クレプトマニア（嗜癖的な盗癖）への治療を試みる赤城高原ホスピタル院長の竹村さんの実践である（『彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか？―窃盗癖という病』河村重実・竹村道夫、飛鳥新社である）。

竹村さんは「これまでの人生で、自分に責任があるとは思われない、割に合わない役割を背負わされた体験者」として当人たちを位置づけ、刑罰を加えるのではない治療的司法こそが望まれているという。竹村医師は、高い比率でみられる過食嘔吐型の摂食障害と窃盗癖とのクロス・アディクション（多重嗜癖〈しへき〉）を治療的司法の対象にしている。この嗜癖は自身を蝕（むしば）むだけでなく、盗みという犯罪行為なので被害者がいる。他者に被害を及ぼす。だからそれへの対応も必要で、有害性の縮減 harm reduction と本人への治療アプローチの統合が大切となる。

なお、『季刊刑事弁護』（87 号、現代人文社（2016 年）で「各地で息づく『治療的司法』の実践」という特集が組まれている。内容は「治療的司法とは何か（指宿信）、事例報告１―性犯罪の刑事弁護（笠原麻央）、事例報告２―クレプトマニア（窃盗癖）の刑事弁護（林

大悟)、事例報告３―福祉的支援を必要とする人の刑事弁護（山田恵太)、暴力臨床の実践と理論−男性・父親の暴力をなくす男親塾の取組み（中村正)、少年司法と治療的司法（後藤弘子)、奈良少年刑務所における性犯罪再犯防止移動（犬塚貴浩)」であり、治療的司法の制度が構築されていないなかで実質的にその機能を果たしている先駆的事例が紹介されている。

３．すでに日本社会にある二つの治療的司法
―少年法と医療観察法―

3-1. 少年法について

こうして事実上、現場の必要性をもとにしたクライアント対応により、実質的に治療的司法のように機能している分野が散見されるので、それを日本型の治療的司法としてカテゴリー化していくことは意味がある。この意味ではすでに日本では二つの領域での経験があり、今後の日本型治療的司法の構築にあたっては配慮がいる。それは少年法の領域と医療観察の領域である。

少年非行に対応する司法福祉の理論と実践は、罪を犯した少年に対して、処罰よりも保護と立ち直りに貢献してきた。

しかし、1997 年に神戸市で起きた連続児童殺傷事件をきっかけに厳罰化が進む。残忍な事件だったが、当時 14 歳だった少年は医療少年院送致となり、2005 年には退院している。ひたすら厳罰化へと歩み続ける少年法は、刑事罰の対象を 16 歳以上から 14 歳以上とした。さらに少年院送致の下限が 14 歳から「おおむね 12 歳」となった。有期刑の上限を 15 年から 20 年に引き上げる一方、国費で弁護士をつけられる事件の対象を拡大した。成人なら死刑に相当するとして無期懲役の判決を言い渡した判決もある（強盗殺人罪などに問われた犯行当時 17 歳だった金沢での事件)。

厳罰化を強める少年法は、パターナリズムに陥りやすく、自発的な問題解決を尊重するというよりは強制的な審判による改善指導なので、純粋な意味での治療的司法ではないとしても、教育的福祉的に対応する制度という点では治療的司法の発想に近い。少年に罰を与えるだけが目的ではないからだ。

少年は発達途上にあり、立ち直る可能性が大きいので、過ちを犯さないように保護し、再教育すべきという考え方を重視している。人格的に未熟であり、生育環境に問題があることもあり、それを改善することで立ち直る可能性が高いという点では治療的司法のバリエーションといえるだろう。

3-2. 治療を強制する司法としての医療観察法

医療観察法（「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」、2003 年成立）は、罪を犯した精神障害者を特別の治療施設に隔離して特別に治療し、再び罪を犯すことのないようにするための法律である。「罪を犯した精神障害者」とは重大な罪を犯し、犯行時に心神喪失または心神耗弱の状態にあった精神障害者である。

刑法第 39 条は、心神喪失者の行為は罰せず心神耗弱者の行為は刑を減軽すると定める。精神障害の症状（たとえば幻覚や妄想など）のために善悪を判断する能力がなくなっているか、あるいは判断に従って行動する能力が

なくなっている場合は罪を科さず、この能力が減弱している場合は減刑する。医療観察法における「重大な他害行為」とは、殺人、強盗、傷害、傷害致死、強姦・強制猥褻、放火の６つである。

「医療および観察」とは「指定医療機関」という特別の精神科病院と精神科外来において一定の期間強制的な入院治療および通院治療を受ける。強制的な入院治療については、精神保健福祉法に定められた措置入院や、医療保護入院などの仕組みはあるが、さらに触法精神障害者に対するこの特別の法律が制定されたことになる。この法律制定の直接の契機は、2001 年 6 月に発生した大阪教育大付属池田小学校児童殺傷事件である。学校に乱入した男性が児童と教師の 23 人を殺傷した事件である。犯人に精神科治療歴があったことも加わり、「危険な」精神障害者に対して医療が治療責任を果たすことを目的として制定された。

しかしこの経過には矛盾があった。法廷は責任能力を認め、死刑を宣告したのである。死刑は異例の早さで執行された。つまり裁判では、犯人の犯行時における心神喪失も心神耗弱も認めなかった。特別な治療が必要だとして事件後に成立した医療観察法が適用されないという矛盾に陥った。すでに死刑となったので、触法精神障害者への治療的司法のあり方を検証できなくなったが、いずれにしても治療を強制することになるのでこれは正当な意味での治療的司法とはいえない。

この二つの領域は、治療的司法における必要性と動機づけ、パターナリズム的な教育と福祉になりやすいこと、自発性と教育のバランス、あるいは強制性と自発性のバランス等の諸点から治療的司法論の文脈からの位置づけの検討がいる領域である。

４．治療的司法のグラデーション

嗜癖と嗜虐の行動を対象とする治療的司法は、刑事罰との関連では新しく法化されてきた領域にある行為群である。嗜癖、つまり物質や行為へのアディクション（薬物、アルコール、ギャンブル等）と、嗜虐、つまり DV、子ども虐待、高齢者虐待、いじめ、体罰、ハラスメント等の対人暴力は、犯罪としての位置づけの違いを含みつつ、治療的司法における連続体を成しているといえる。

もちろんそれらのすべてが犯罪化されているのではない。対人暴力があったとしても犯罪化されていないのだから、なおさら治療的司法が接ぎ木されるべきである。児童福祉や高齢者福祉の行政上の措置、接近禁止や保護等の命令、配置転換や研修命令を出すこと等の非刑罰的な対応が圧倒的に多いので、そこに接続することになる。

さらに刑事以外の領域の典型事例として離婚調停制度への治療的司法や修復的正義の組み込みが考えられる。離婚調停は「対話的正義」をとおして合意を高め、慰謝料、養育費、面会交流等の取り決めをしていくことになるが、高い葛藤状態にある関係での離婚調停は、治療やカウンセリングとは異なるが一種の関係性の治療的修復的な役割を果たすことがある。双方が合意を形成していく対話的実践な

ので、治療的司法や修復的正義の一画と重なるという意味である。

物質や行為へのアディクションは「被害者なき犯罪」として、治療的司法の対象に馴染みやすい。さらに対人暴力は被害者が明確に存在するので「ハームリダクション（有害性の除去)」をめざす罰や介入は必要である。その後に治療的司法が接ぎ木されるべきである。

こうした対人暴力の多くの領域は、一定の関係性のなかで発生する（親子、夫婦、男女、師弟等)。これまで刑罰によるこうした関係性への介入は消極的であった。だから十分には犯罪化されてこなかった。

しかも、行為群としても有形力の行使による身体的な暴力ではなく、モラルハラスメント、コントロールを軸とした関係性の病理という面があり、刑事罰には馴染まなかった。したがって、治療的司法において解決すべき課題という面もあり、ますますその必要性が指摘されるようになった。

加害者臨床として、脱暴力に向かう機会をつくり、そこに参加をし、自らをつくりかえていく更生に資するような治療的司法が期待されている。

５．情状弁護のその先に

治療的司法が解決をめざす人間的ニーズは刑事弁護では、情状として把握されてきたものに近い。被告人の反省の程度、被害感情、更生可能性、犯罪原因の内容、年齢や人格的要素、育ちの経過等を勘案することになる。

殺人の場合は背景に強い怨恨の感情があり、捻れた人間関係が影響することもある。これら背景にある事項は、心理的なものから、育った家族の事情や社会問題に起因する幅の広いものである。直接の犯罪原因ではないにしろ、犯行時の人間的ニーズの充足が十分でなく、心理的不全感も強いことがほとんどである。情状弁護の展開に際しては、治療や回復にかかわる課題があることを重視し、その改善や修復へと橋渡しすることが望まれる。

情状弁護が完結するためには、調査や審理をとおして見えてきた加害者の心理、対人関係、コミュニケーション、生活能力の多方面にわたる問題を解決する広義の治療的アプローチを接ぎ木される必要がある。犯罪者の人格、意識、態度、心理にかかわり未解決の問題解決にアプローチすることになる。当事者個人の事情だけではなく、関係性や相互作用の仕方も視野に入れた方がよく、いわゆるソーシャルキャピタルの貧しさが浮かび上がるので、それへの対応も要請される。社会的に孤立し、家族からの排除があり、不全感が適切に整理されずに蓄積していることが多い犯罪者・逸脱者たちである。何らかの病気や障害が存する場合は特にそうであるが、広い意味での治療、回復、修復のための更生計画が接ぎ木されるべきであろう。

こうした意味では、刑罰にくわえて、刑罰に替えて、刑罰を避けて、問題解決に向かう制度をきちんと創設することがないと治療的司法は作動しない。治療的司法の観点がないとこれらの諸課題は更生支援としてつながらないともいえる。そうした治療、回復・修復がそこに連続していれば情状弁護は格段にその本領を発揮することになる。情状弁護のた

めにも治療的司法の考え方の確立、そして治療と回復の機会と場所の提供が要請されている。

６．心理-社会的問題を扱うことで当事者の物語を再構成する

治療的司法は当事者の意味づけを斟酌する。贖罪のためにも判決が加害者の固有の物語を認めるべきだと思った一例がある。

京都で 25 歳の飲食店員が殺害された事件である。犯行当時 19 歳だった加害少年は逆送され、強盗殺人の罪で第１審では無期懲役となった。仲のよい兄弟のような関係にあったという。高裁までいったがそのまま刑が確定し、西日本のある刑務所で刑に服している。この少年の加害の情状について担当の弁護士から依頼があり、意見書を書いた。殺人の背景になった深い恨みと怒りについて考慮すべき事項があり、強盗殺人ではない別の物語を可視化させるべきだと考えたからである。更生に資するためには彼の深い恨みの感情を裁判の物語化ではきちんと認知するべきであった。彼自身も加害の物語を言語化できていなかった。だから行動化した。拘置所で話をきき、供述調書を丁寧に読みかえし、弁護士との手紙を彼の許可をもらって吟味し、裁判では潜在化した彼の物語の全容を浮かび上がらせる必要性を指摘し、正式な心理鑑定を訴えた。

その怨恨の感情が了解できるものであることを前提にして、しかし適切な感情の処理の仕方を誤ったことを指摘した。更生の動機形成にむけ、裁判が彼の語る加害の物語を斟酌するかどうかで更生の動機付けが違ってくると考えたからである。

しかし彼の加害の物語は判決では残念ながら脇に追いやられていた。強盗殺人の物語となっていった。実際は彼の尊厳に関わる被害があり、そのことに由来する強い怨恨の感情が駆動したという物語化が必要だったと思った。相当に根深い現代社会の、男性同士のもつ関係性や仲のよかった二人の育ちにかかわる社会病理が反映していたからだ。そうした本来の物語は微細な事項として一蹴されてしまった。

治療的司法は、罪を犯した人がもつ、本来的に解決すべき人間的な課題に直面化させるためのものである。人によってはそちらの方が困難でもある。心理的問題に取り組むことが不得意だからこそ行動化としての犯罪に至ったとすると、直面化は回避したいと考えても不思議ではない。きちんと加害者になることをめざす対話は相当に難易度の高い臨床的課題である。治療的司法はここをめざす。自ら人生のやり直しへと再スタートする支援をめざす。独力では成し遂げがたく、やり直しの体力や資源も乏しいはずなので、回復支援者や機会の情報を提供する。

７．犯罪をとおして実現させようとしたニーズを見極める

盗みをくり返す背景にある障害や病気への対応、痴漢や性問題行動に駆り立てられる性癖の改善、慢性化している DV、虐待、体罰の対人暴力、薬物やアルコールへの依存とともにある暴力や逸脱、認知症、発達障害、精

神障害が背景にある逸脱行動等には司法と連携した治療的司法と治療・回復のための社会資源への接続が連携しなければならない。それを媒介する更生組織も要る。

更生に向かう意欲と行動を引き出すためには、犯罪の原因となるニーズに根ざしたリスク管理だけではないほうがよいと犯罪心理学は教える。

リスク重視の再犯防止は、犯罪を誘発する要因をなくそうとする。たとえば、①反社会的なパーソナリティや否定的な気分・感情、②反社会的な態度や認知、③犯罪のための社会的支援があること、④物質依存、⑤不適切な養育、⑥学校や仕事での問題、⑦貧しい自己統制力、⑧向社会的行動の欠如である。これらは直接に犯罪を誘発すると考えられ、コントロールの対象とされる。

さらにその背景には「犯罪とは直接には結びつかないニーズ」Non-Criminogenic Needs がある。①漠然とした不全感、②貧しい自尊心、③疎外感や排除されている感覚、④身体的な運動をしない、⑤何らかの被害体験、⑥幻覚、不安、ストレスがあること、⑦解体されたコミュニティ、⑧希望をもてないことである（*The Psychology of Criminal Conduct*, D.A.Andrews & James Bonita,1994, Lexis-Nexis）。これらは直接的な犯罪の動因ではないが犯罪や逸脱行動の背景となっている個人的心理的課題である。犯罪をとおして実現させようとしたこと、あるいは除去しようとした不快感を成していると考える。

治療的司法は前者に対応しつつも後者のニーズに応じようとする。同じような考え方であるがニュージーランドの司法臨床心理学者のトニー・ウォードらが主張する「善き生モデル（Good Lives Model）」がリスクコントロールを重視するモデルと対比されて活用されている。リスクをコントロールするだけではなく人間にとっての善なること Good の実現をとおして犯罪から遠ざかることを支援しようとする考え方である。仕事、遊び、対人関係等、人間的に生きるためのニーズが指摘され、治療と回復のための個人別の更生支援計画がやり直しを支える。

たとえば性犯罪や性問題行動を考えてみよう。性犯罪・性問題行動は、単純に性欲を満たすための犯罪ではなく、彼のもつ心理的不全感をもとにした「非性的ニーズ」を満たそうとする行動であるとレイプ研究は指摘する（たとえば、ティモシー・ベイネケ著『レイプ・男からの発言』ちくま文庫、1993 年）。

直接の行動は擬似性的行動である。女性への態度や意識、性についての勝手な枠づけ、男らしさの信念、強姦神話のような恣意的な解釈等の独特な認知の仕方をもとにして性犯罪が実行される。意に反する性行動の強制は、強盗、暴行、誘拐、殺人の暴力に付随しておこる。「精神的ストレス–精神症状のひとつ–性衝動–性的逸脱–性欲を男性はコントロールできない」という思考の連鎖ができ、男性中心の性犯罪の説明がなされる。この見方は、被害者非難の物語を誘発することもあり、男性中心の、支配的な（ドミナント）物語であるという。さらに「彼は何故個人的な暴力に訴えるのか、どうしてレイプを選択するのか」とベイネケは問う。

「レイプすることで女性への怒りを感じやすくなる。レイピストは、相手の女性に卑しめられて腹がたったからレイプする」、「自分が貶められたと感じるので、自分より劣った存在をレイプする。優位をとりもどす。女性が選ばれるのは性的な欲求不満からではなく、怒りを向ける対象として都合がよいからだ」と指摘している。

私はこれを「男性の性欲神話」だと考えている。それは男性加害者の言い訳にも使われるし、供述の際の検察の側のストーリーラインにもなっている（ある事例をもとにしてこの男性の性欲神話が分析されているものとして、牧野雅子著『刑事司法とジェンダー』、2013 年、インパクト出版会がある）。

８．問題解決のための司法には問題解決のための支援が多様に必要となる

さらに親密な関係性における対人暴力としての DV、虐待、体罰においても、その暴力をとおして満たそうとしていたことは何だったのかの確定が必要となる。何を治療と回復の対象にするのかを見極め（アセスメント）なければ意味がないからだ。諸外国ではそれを対象にして受講命令制度が組まれていく。刑罰だけではないアプローチをも可能にする治療的司法のアプローチが DV 裁判所とともに構築されている。もちろん何らかのプログラムがあればよいのではなく、被害者ケアや社会全体の暴力防止と加害者臨床の連続が大切である。司法に管理された一連のケースワークである。

対人暴力の研究者であるエバン・スタークは治療的司法をとおして修正すべき対人暴力の特性を「coercive control」として把握している。スタークは、①威嚇（脅す）、②孤立させる、③コントロールするという３つの要素を重視した暴力を「関係コントロール型暴力」の特徴としている。DV や虐待だけではなく誘拐、ハラスメント、ストーキング、カルト支配にも見られるという（Evans Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, Oxford University Press,2007）。

この理論にもとづき心理的感情的な暴力として定義してきたものを犯罪化するという法律が英国で具体化されていた。「Serious Crime Act」の 2015 年改正で、Domestic abuse（家庭内虐待）の項に「76　Controlling or coercive behaviour in an intimate or family relationship（親密なあるいは家族関係においてコントロールするあるいは強いる行動）」が追記された。

その例示的内容は「友人や家族から孤立させる、基本的ニーズを与えない、時間を管理する、デジタルを用いて監視する、日常生活を統制する（どこにいくか、誰と会うか、着るもの、寝る時間等）、病院に行かせない、お前は価値の無い奴だと繰り返して言う、辱める行為、自己非難を相手に強いる、警察にいかせない、経済的に追い詰める、殺すぞと脅す、プライバシーを明かすと脅す」行為があげられており、そうした行為は犯罪化される。最高５年の刑が可能となっている。対人暴力をとおして満たしている加害者のニーズに関係コントロール欲求があるという観点で

ある。

９．治療的司法の対象にとっての男性性ジェンダー臨床

さらに筆者は治療的司法とジェンダーの関連を重視している。男性性と暴力の関連である。たとえば次のようなメタ研究がある（ Meta-Analysis of the Relationship between conformity to masculine norms and mental health related outcomes, in *Journal of Counseling Psychology*, 2016. Nov.21, Y. Joel Wong, Moon-Ho Ringo Ho, Shu-Yi Wang, and I. S. Keino Miller)。

人々が素朴にそう考える内容を確定して 11 個の男らしさの規範を取り出した心理学的な尺度がある。素朴理論・素人理論という。それは、①勝つことへの欲望、②感情的なコントロールの必要性、③リスクテイキング、④暴力、⑤支配、⑥プレイボーイ（性的に奔放である)、⑦自立的である（援助を求めない)、⑧仕事が優先、⑨女性への権力的な態度、⑩同性愛の嫌悪、⑪地位の追求である。

こうした男らしさ規範への個人の適合度と彼の心理的健康をクロスさせた。相関させた指標は、①メンタルヘルスの悪さ（うつ傾向にあるかどうか)、②肯定的なメンタルヘルス（満足している生活かどうか)、③他者に助けを求めることができるかどうか（カウンセリングを受けているかどうか）である。

そうすると、上記の男らしさ規範のなかでは、⑥プレイボーイ、⑦自立傾向にある（助けを求めない)、⑨女性への権力的な態度の三つが心理的な不健康に相関していた。

一般化すると、性的放逸さ、女性支配の傾向、自信過剰さ（援助を求めない）の三項目が心理的な不健康と相関しているというメタ分析となると結論づけている。素朴理論として社会に流通している男らしさ規範への同調は男性自らの心理的健康を害することになる。とりわけ性的な奔放さと女性への権力的態度は性差別的な意識と重なる。

この研究はセクシズムが社会正義の問題というだけではなく、男性の心理的健康を害しているということを指摘している（この研究は、78 の調査研究のメタ分析をしたもので、19,453 人分のデータを扱っている)。

10．治療的司法は人間的ニーズを充足させる枠をつくる

治療的司法の目的は、犯罪を誘発する直接の原因としてのリスクを無くすことに力点を置くだけではなく、基本となっている人間的ニーズが充足されていないことを重視する。内発的に脱暴力を図りたいという意思を重視するからである。それを解決するための資源へとつなぐ司法をめざす。逸脱する者の満たされていない不全感は主観的なものだが、竹村医師の指摘どおり、それがリストカット、摂食障害、自殺企図等の自罰であれ、対人暴力となる他罰であれ、更生のための支援がいるので、刑罰以外のニーズに応答することをめざす。

治療的司法はこれまでの行動様式を自己変容させる「脱学習」の過程を重視するものであると筆者は把握している。言語化しえないから行動化し、処罰による自己抑止よりも優

先度の高い逸脱行為を選択しければならないほどに当人は切迫している。

それはどちらかというと、安逸な快楽だけではなく、問題解決の回避でもあり、苦痛の消去でもある。相談できる他者もいないほどに孤立しているともいえる。

解決できることをひとつひとつ接ぎ木していくことで治療的司法は可能となる、単なる刑事政策ではないトータルな社会政策が要請されている。

そして何よりも、当人だけに社会的適応を求める社会復帰というよりも、復帰したいと思う社会へとつくりかえていく努力もいる。社会もまた変容しなければならないという意味で、社会臨床的アプローチを位置づけている。

なかむら ただし
（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）

2017 年 2 月 28 日受理

臨床社会学の方法

(17)踏みとどまる力

―四苦八苦のなかを生きる―

中村 正

１.「更生保護」について

触法行為や逸脱行動をした人への支援は、それを何と名付けるのかも含めて困難な面がある。通例は「更生保護、再犯防止（再発防止）、矯正・更正」となるが、当事者には嫌われる言葉であり、やり直しの過程にしっくりこない。特に「問題解決力の格差」が社会的につくられ、その逸脱行動の背景に生育歴（家族の歴史）の特徴が重なると、単にその人に帰責できない面もみえてきて、こうした概念では届かないとも思う。

また、必ずしも犯罪とならない暴力（家庭内暴力やいじめ、体罰が典型であり、暴力を用いて問題を解決することが癖になっている嗜虐行動といえる）、あるいは違法ではない薬物、アルコール、ギャンブル、風俗の使用が嗜癖となり、それらに付随する問題行動の対応にはさらに苦慮する。逸脱行動であれ問題行動であれ、その人の生きづらさへの自ら選んだ対応ともいえ、それが習慣となっていることもあるので困難さが増す。

さらに触法行動の背後にある問題行動はその人の生きる術のようでもあることも見逃せない。生きる上での課題の解決のための逸脱行動となるので、それは偽の問題解決行動でしかないのだが、その時は必死になっていた、つまり行動化である。しかしそれは問題を複雑にさせていくだけだ。そうした問題行動の連鎖は、彼ら/彼女らの生活史において積み上げられ、構築されてきたといえる。

そして更生保護の分野で衝撃だった調査は受刑者には 22%から 23%の比率で知的障がいがあるのではないかという「発見」である。もちろん障がいの認定を受けていない者も含めてのことである（厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」、代表 田島良昭、平成 18 年度～20 年度報告書）。そうだとすると社会的排除の結果の社会的入所といえる。

２．苦界としてのシャバ

そこで、問題の連鎖をほぐしていくために当事者たちの話を聞くこととした。「刑務所ぐらし・シャバぐらし」と名付けた連続ワークショップである（末尾のちらし参照）。一般社団法人よりそいネット大阪の主催である（出

所者の社会復帰を支援する大阪地域生活定着支援センターを運営する団体である。2016 年度に 4 回大阪で開催。末尾にその案内をかかげておいた)。そのワークショップの記録が『刑務所出所者の更に生きるチカラ、それを支える地域のチカラ』としてまとめられている（安田恵美・掛川直之編、大阪市立大学都市研究プラザ、2017 年 3 月、非売品。これらの企画はよりそいネットとこの二人の編者が中心となって企画されたもの)。

仏教でいうシャバ（娑婆）は人間の生きる世界のことである。「四苦八苦」に溢れた自由のない世界のことを指す。シャバという言葉の辞書的な意味としては、生老病死の四苦、愛別離苦（愛する者と別れたくなくとも別れなければならない苦しみ。あいべつりくと読む)、怨憎会苦（怨み憎しみ合う同士が会うこと。おんぞうえく)、求不得苦（求めるものを得ることのできない苦しみ。ぐふとっく)、五陰盛苦（元気を持て余すことの苦。ごおんじょうく）を合わせた八苦のことを意味するとされている。

この「四苦八苦」は対人援助にとって含蓄深いと思う。とくに生きることそれ自身が苦しいとされる。そして「五陰盛苦」は健康でそれが溢れることが苦悩のもとになるというのだから考えさせられる。

３．当事者たちのシャバ体験

ところが場所や視点がかわるとそうでもない。受刑者からみれば苦しみに満ちた塀の外の世界は自由な世界とみえる。これは逆になっている。刑務所からみて自由にみえる世界は苦界である。どちらが自由なのかわからない。だからどちらの世界も不自由ということのようだ。塀の外の世界が生き苦しく、難儀なことが多い人にとって刑務所は必ずしも苦しいだけではない。生きづらい人々が苦界としてのシャバぐらしを可能にする条件を整理し、当事者の生きる術や道を確保しないと、再びムショへと帰ってくる。当人たちもシャバは「四苦八苦」の生きにくい世界だとおそらくはわかっているのだろう。そんな人たちのシャバとムショの体験を知ることがこのワークショップの目的であり、出所した当事者たちの座談会を開催した。

当事者座談会では、触法行為へと至る長い生活史（ライフストーリー）よりも出所直後の不自由を聴いた。

「出所者の住まいがなく、生活について不安に思って刑務官に相談したところ、①更生保護施設への入所、②NPO の世話になる、③何もしない、という３つの選択肢を提示された。①に入れなければお先真っ暗、②の NPO ってそもそも何、③のとくに何もしないとは・・、と暗澹たる気持ちになった。また刑務所の社会福祉士から精神障がい者施設の一覧も受け取ったが、出所日が日曜でやっていなかった」という。帰るところのない人には出所前後それ自体が厳しい。苦界への旅立ちである。

「刑務所にソーシャルワーカーがいることを刑務官は教えてくれない。更生緊急保護についても教えてもらえない」と語る別の出所者もいた。

さらに「出所後の身分証が何もない。保険

証すらない。障がい者手帳の発行にも 2 点の身分証の提示を求められ、大きな壁となる。証明書の再発行には、在所証明書が必要。」「検査結果を教えてもらえない。・・(障がい者)手帳の取得については、刑務所のなかから自分で準備するのはむずかしい」とも。

ホームレス生活を長く続けていた彼は、「表生活」と刑務所を分けて語った。「僕の行動としては、10 年間あの・・表生活があって、その時期は 30 代から 40 代ぐらいまででした。寝る暇もなく、ずっと歩いたり、ちょっとトイレの隅で仮眠しました。あとは食事は、盗んだっていったらおかしいから、空き缶拾って、その代金で昼ご飯を買っていました」という。

路上生活が「表生活」として表現されていた。路上生活に戻るのではなく定着支援のための施設や入院生活も経て、「いまは拘束もなく、ある一定の時間に戻ればいいというルールのもと、安堵感を覚えています」と結んだ。

先の冊子に「当事者が語ることの意味について-『問題』に支配されていた自分を研究してみることのすすめ-」と題した一文を寄せた。出所直後の難題を超え、または四苦八苦のシャバを支援者の支えで生きている人たちに向けて書いた。出所前後の話から次に開催したいと思う「生活史座談会」への呼びかけ文とした。以下は手紙のようにして書いたその文章である。

４．話を聴かせてください―手紙その１―

〇事件の後ろ側にあること

語る内容は刑務所の体験や事件・犯罪のことだけではありません。聴きたいのはあなたの人生のことです。事件の時、何か不都合があったのだと思います。ムショ暮らしをしたくらいなのですから、生きづらいことや解決すべき問題があったのだと思います。法律の枠内に「踏みとどまること」ができなかったその時の事情を語って欲しいのです。犯罪といわれることをものともせずに実行せざるを得なかったその時の考え方、気持ち、人間関係のこと、そして生活のこと、家族と仕事のことを知りたいのです。

〇悪のドラマ化、人生脚本、流れ、悪魔のささやき、弱さ

こう考えています。みなさんのこれまでは、犯罪いっぺんとうの人生ではなかったはずだと。なんとかやりくりして生きてきた時が多くあったのだと思います。でもこれまで人に話をする機会は取り調べだったと思います。警察や裁判での取り調べは「悪のドラマ化」といいます。事件に結びつく過去の出来事や体験をピックアップして因果の関係をつくってストーリーに仕上げていくのです。でも、そうして書き出された物語は偏っていると思います。なぜなら、「悪のドラマ」以外の人生を生きていた時の物語もたくさんあるはずなので、それを聴かせて欲しいのです。

そうすると、物語の全体とおして、シロとクロの二つが絡まり合って事件や犯罪となっていった「流れ」がみえてきます。それを「人生脚本」といいます。もちろん自ら描いてきたのですが、まるで自分の人生の主人公では

なく、事件や犯罪へといたる「問題」が主人公のようになっていたことも見えてきます。事件の時の何らかの困難、たとえばお金のこと、病気のこと、寂しかったこと、人間関係が上手くいかなかったこと、ひとりぼっちだったこと、失業していたこと、仕事が上手く回っていなかったこと、心理的にむしゃくしゃしていたことなどに踊らされていたのかも知れません。ようするに、「問題」があなたを支配していたようです。

そこにはそうならざるを得なかった分岐点が見えてきます。困難を適切に解決できなかった弱さかも知れません。でもそれは意思が弱いとかではなく、生きにくさをとおして「問題」に流されていたといえるのです。弱さを乗り越える武器、資源や人間関係が少なかったと考えてみるのです。

〇言い訳や他者非難も大いに結構

こう考えると、その「問題」をめぐって言いたいことがたくさんでてくると思います。語る際に、言い訳も大いに結構です。「あいつが悪い」という言い方があってもかまいません。「不器用だったな」という振り返りでもいいと思います。

事件をおこしたときの「つぶやき」も大切です。「天使のささやきと悪魔のささやき」といいます。「これくらいならばれないだろう。」は悪魔のささやき、「やばいぞ、やめとけ、刑務所いきだぞ、家族が悲しむぞ。」というのは天使のささやきです。どんなつぶやきがその時にあったのでしょうか。

もちろん話がまとまっていなくても全然かまいません。語ることで、洞察とか内省を深めていくきっかけになると思います。こんご同じ事をしないように、「問題」にのみ込まれていた「人生脚本」を書きかえるために、忘れていたこと、無視してきたこと、警察では聴いてもらえなかったこと、人生のなかで感じた理不尽なことなどを浮かび上がらせるのが当事者の語りなのです。

さらに被害者がいるのであれば、謝罪した方がよいと思いますが、その前に、きちんと物語をおこしてからにした方がいいと思います。中途半端な謝罪は役に立ちません。

〇川の流れをかえること―同じ事をくり返さないために

当事者としての物語を聴いていると、そこにはいろんな分岐点があったことがわかります。たとえて言えば、川の流れが変わるポイントのことです。そこには大きな石があります、窪みがあります、流れが蛇行しています、大きな木が倒れています。そうした分岐点で方向性を間違えて、事件となってしまった側へと流れていったと考えてみます。

ですから、いままでと同じような考え方、感じ方、意味づけの仕方、「問題」の解決方法だとまた同じように事件や犯罪の方へ水は流れていきます。せっかくの機会なので、いままでとは異なる角度から流れを見つめて、異なる方向へと人生の流れを変えていくきっかけにできると思います。

まずはいままでとは異なる他者に出会うとよいと思います。そう、目の前にいる聴き役です。立ち直り、やり直しを支援する人たちです。その人たちとの対話から当事者としての物語が始まります。

○あなたの物語を聴かせてください

語ることでみえてくること、それはあなたの可能性です。まだ磨かれていない自分です。いままで生きてこられた背後には人の助けがあり、自分の強さとやさしさがあり、自立して生きようとしてきた確かさがあるはずです。「問題」に支配されることから脱出していくことが大切だと思います。

いつか余裕ができた時でかまいません。あなたの物語を聞かせてください。おそらくこの冊子を手にした方々の人生は聴きたくなるような物語にあふれていると思うからです。

５．体験を語ること―「わたし」をひらく

ワークショップの座談会に来てくれた当事者は、現在の生活がそれなりに落ち着いていた。更生保護のための施設で暮らしながら、あるいはなんとか自力で生活し、ハローワークに通いながら、座談会に協力してくれた方たちである。

しかし彼らにとって物語るという行為ははじめてのことである。警察や裁判では聴取や取り調べというカタチで話を聞かれたかもしれないがそれは対話ではない。やり直すということにとって物語るということは自分の人生の主人公になっていく過程では不可欠のことだから、それを意識的に体験する企画と位置づけた。

物語ることは「わたし」をひらくことに他ならない。聴き手がいてこその物語る行為である。それは生きる術を聴いていることになる。そこから社会が抱える課題がみえてくる。それを社会問題研究として編み上げていくように話を聴いていく。社会の課題としては問題解決力の格差である。「生きづらさ」は、社会的な苦悩・苦難 Social Suffering として深刻に続いていることが話され、シャバの生活はなお苦しいという。

しかしどんなに社会的な要因が背景にあったとしても犯罪を犯せばそれは個人の責任でしかない。この対話をとおしていえることは、更生の支援につながると問題解決力の格差のなかでも「他者の不在」だけはこうして座談会に来てくれて、話を聴く他者がいることである。孤立だけは無くすことができる。社会のひとつのカタチが支援者との関係づけである。孤立を避ける、更生支援の基本となる。

さらに裁判では「治療的司法」（対人援助学マガジン第 28 号）の観点から情状を考慮すべきであったこともみえてくる。治療や回復こそを優先させるべきであった。逸脱行動への対応から社会的なものが衰退し、それとセットになった自己責任という「社会的圧力」が大きくなると、それを内面化することで進行するセルフネグレトやセルフヘイトへと至る。恥の意識、自責の強調あるいは思考拒否などである。こうした回路を経て、触法行為をする人たちの自尊心や自己肯定感はますます低くなる。

そうではなく、苦労や受難やサイレンシングを起点にした個人の人生への注目、「わたし」発の生活史の語りをとおして、責任とともに社会の側の責任を問う。そこに伴走する対人支援が更生保護の仕事となる。症状や逸脱、

つまりリスクの面ではなく、その個人の生活の質を高めることに寄り添うことが更生保護となる。

６．話を聴かせてください―手紙その２

先の座談会をもとにして、これらの当事者や更生保護の支援者に配布できるような冊子を作成した。『この街のどこかに』（ホンブロック、2017 年、一般社団法人よりそいネットおおさか主管、非売品）である。

このマガジン編集長の団さんの家族漫画が「木陰の物語」から転載してある。そこに、受刑者たちのやり直しにかかわる保護司、保護観察官、更生保護の法人の理事長が文章を寄せている。わたしもそこに一文を寄せた。もちろん団さんの家族物語は出所者や特定の人たちに向けたものではなく、人はみな家族のなかに生まれ、家族を生き、家族に悩むことを念頭に置いた普遍的なものとなっている。わたしなりの団さんの漫画の読み方を記し、当事者たちに思いを馳せて欲しいことを文章にした。以下はこの冊子に記したもので、同じく手紙のようにして書いた。

〇絵手紙が届きました

漫画というよりも、絵手紙のように読んでいます。しかも、わたし宛てに届いたような感じもするのです。「そうだったなぁ」、「よく似たことあったなぁ」と思い出すことがたくさんあるからです。子どもだった頃、こんな風にして育てられたのかと振り返るのです。さらに、もう大きくなった子どもをみてそんな事もあったなぁと思うのです。嬉しいやら、寂しいやら、後悔するやら、複雑な気持ちになります。

〇まさる君のこと―今の私をつくってくれた過去の記憶

はっきりと覚えています。小学生 5 年生の教室です。まさる君という同級生がいました。学級の係を決める日でした。どうしてもやりたい係があり、私はそれに固執していました。担任はじゃんけんではなく話し合いで決めることをすすめていました。まさる君と私がその係をやりたくて最後までなかなか決まりませんでした。とつぜん、背も高く、運動神経もよく、快活なまさる君が「ただし君がやったらいいよ。似合う係だと思うよ。」といったのです。その瞬間、「すごい奴だ！」と思ったのです。我にこだわる自分を恥じました。潔くて格好いいなと思ったのです。11 歳の少年の心に刻み込まれたその時の情景は、長じてリーダーシップ、他者への配慮、友愛（フレンドシップ）、男らしさという難しい言葉を考える時の、現実感としていまでも鮮明に残っています。

この絵手紙はそんな情景を思い出させてくれます。人間として大切なことは、人と人とが関わりあう体験をとおして、地層のように堆積していることに気づかせてくれるような、大地に立つ時の安定感をつくってくれているような、そんなことに気づかせてくれる絵と声のような気がするのです。差出人の人間を見る目の確かさを感じます。

〇それは「懐かしい未来」からでした。

だから私にとってこの絵手紙は「懐かしい未来」から届いたようなのです。すでに不惑の頃を過ぎ、50 歳をそうとう越えたので、折

り返しの人生を生きる日々となりました。

それでも前に向かって生きていて、これからも、大切にしたいなと思い心していることを集めると、この絵手紙に書いてあることだと気づくのです。これまで生きてきた自分の過去のなかに未来がつまっているような感覚となります。だから、読んだ後は、生きてきたことを肯定してくれたようにも思えるのです。日頃は気づかない内なる声でもあるのです。そして明日へと続く昨日だったんだと時間の感覚が一直線ではなくなるのです。円環している時間の感覚です。「懐かしい未来」はそうした時間の感覚なのです。

○Just for Today―今日一日を生き延びる

この絵手紙は、まだみぬ自分の可能性を発見させてくれます。そんな風にして生きてこられた人の助けがあり、自分の強さとやさしさがあり、自立して生きようとしてきた確かさがみえてくるからです。薬物、アルコール、ギャンブル等の依存からの脱出に、今日一日を使わずに過ごしてこられたことの大切さが語られます。Just for Today（今日一日を生き延びる）といいます。暴力や虐待も、ギャンブルも、アルコールも、盗むことも、何年も止め続けることができた人よりも、止めることができた最初の一日こそが貴重なのだという意味です。たった今日一日だけでも、止めたいと思っている何かから遠ざかることができたこと自体がすばらしいことだという意味です。それを可能にするあなたの人間関係の過去があり、まだ十分には発揮できていないあなたの力があるのだと「懐かしい未来」からの差出人が語りかけてくれているようです。あとは日々がそうなればよいのだと。

○そしてあなたの物語も

いつか余裕が出来たらあなたの物語を聞かせてください。この絵手紙の送り主に伝えて「木陰の物語」の何話目かにしてもらいます。おそらくこの冊子を手にした方々の人生は聴くに値する物語でいっぱいだからだと思うからです。

７．支援不信について

語ること自体が困難でもある人たちである。言葉にしにくいということそれ自体が問題解決のための資源や力の脆弱さを物語っている。語るには力がいる。聴いてくれる人との関係性があり、相互作用がないと話しをする能力は高まらない。聴く側にも力がいる。ぼくとつな言葉、言外の意味、他罰的な言葉、自己否定の言葉などがたくさんでてくる。語ることから疎外されている当事者だからこそ行動化する。これは 26 号で書いたサイレンシングの結果でもある。セルフネグレクトともいえる。

さらにその人たちの身近にいる支援者の声も聴いてきた。たとえば新潟刑務所の看護師が「支援不信の受刑者」として話をしてくれた。刑務所に関係する社会福祉士とはまた異なる立ち位置である。

加害者として刑務所では存在しているが、生活史をみると被害者性があるという。幼少時の被虐待体験が多いという。軽度知的障がいや定型発達と発達障がいの間を生きている

という。「被虐待経験は、成人以降も自己の『不確かさ』と『くつろげなさ』を抱えている」という。支援拒否は猜疑心や敵対心がもとになっているとしても、それは生活史のなかで必要なことだったのだろう。だから生活史の全体を物語ることは大変なので、諸断片を聴き取りながらになる。

座談会に来てくれた人は現在の支援者と関係ができているので不信はなく、対話はしやすかった。そうすると対人関係の状態に依存する信頼と不信の関係だと考えることができる。刑務所に来るまでの人間関係や裁判のなかでの専門家の存在は距離のある関係だったのだろう。

こうして考えてくると、更生を支えるためには生活の再建とともに、自らを物語る力の獲得という面が重要となる。対話の関係性がいる。それらをあわせて、「生きる」を協働する対人援助とわたしは位置づけている。それまでの対人関係にある不信感はタテ型関係でつくられてきた。それをヨコ型関係（水平的な関係）にするのが、支援の関係性である。

さらに言えば、タテ型関係は「非対称性」である。そこを起点にいろんなことが生起する。権利擁護、個人情報保護、自己決定の支援と尊重、侵襲・介入が不可避的なこと、職業倫理の要請、わがままへの対応、パターナリズムが生起しやすいことなどだ。一方通行的な専門知はタテ型関係によく似合う。

８．ヨコ型関係をつくる

座談会をとおして得たことは、信頼を構築する対人援助はヨコ型である点。「『生きる』を協働すること」で信頼関係が構築できる。そこに必要な知は協働で編まれる。

さらに、その生活史に埋め込まれている社会臨床的な課題を社会問題として編み上げていく必要がある。治療的司法や修復的正義の連携や融合の概念づくりはこの典型である。これは権利擁護の視点の対人援助学といえるだろう。この二つをもとにした省察的な実践の考察が対人援助学だと考えてきた。

福祉、看護、介護、心理、教育などが、そして諸制度がそれぞれあり、形式としては「ばらばら」となっていきがちである。そうすると援助の知識や専門援助者が中心になっていく。だから連携はヨコ型の関係である。わたしは、ここをとおして身につくものを「ヨコ智恵」と名づけた。つなぐのは当事者が生きてしまった何らかの問題あるいは課題である。

制度や専門はタテ型である。人間関係で不信が生まれる、社会のなかでやり直しをめざす更生の支援は、ヨコ型の対人支援を重視する。当事者たちは自分史・生活史として編み上げ、「わたしをひらく」。それを聴く支援者は、①当事者が中心、②権利擁護の視点、③地域で生きるという諸点を大切にして、ヨコ型関係へと置き換える知を編み出す。当事者が生きるために協働してヨコ型の人間関係をつくり、肯定的な対人関係体験の場としての更生支援に即しながらそれを育む。

対人支援に関わる人は当人のやり直しが全体的なので、他の分野の援助職者や援助とは関係の薄い人たちに学びながら当事者中心の援助を考えることになる。当事者がわたしをひらくことと並行して支援者や専門家もまた

「わたしをひらく」ことになる。援助者もまたヨコにひらかれていく。専門家同士の学びあいである。これは異なる視点で自分を見つめることのできるチカラになる。それはすなわち教養（脱常識）に他ならない。

つながる知識と実践は、ディシプリンの強いタテ型の実践や知見とは異なるヨコ型が当然となる。専門家はタテ型に深く掘りげる力を持つ。その常として思考は垂直的となる。悪くいえば蛸壺に陥りがちである。適度にタテとヨコの力があわさっていくと更生の支援は持続的な回復に資するようになっていく。

9．ヨコ智恵をつける

こうした経過を経て、ヨコ智恵、そして臨地という考え方に至る。それは異なる視点から自らを見つめることのできる他者のまなざしの内面化である。他者に依存する、助けを求めることが一つの力(ヨコ力)だとすると、対人援助職者も同じように他の専門家に依存する、少なくとも対話することは相談者と相似形である。それは対人援助職者の被援助体験といえるだろう。他者への尊敬ともいえる。これをとおして状況と知識がひらかれていく。概念としての治療的司法（治療法学）や修復的正義は、法の実践を問題解決にむけてひらいていくことで心理、福祉、教育と連携していく取り組みである。事例を積み重ねていくことで制度へと展開できていくだろう。

10. 地域や場への関心

こうした相互作用は、臨床実践や対人支援が生起する「場」を重視する。そこで展開される対人援助は「知り（評価する)、教え（教授する)、治す（指示する)」という従来型の科学的なエビデンスを中心とした実証的な医学、教育学、心理学、社会福祉学だけではなく、「助ける」行為の知のあり方を模索する。それは「生きる」を協働する過程を記述することを蓄積させていく知のことである。

さらに、「知り、教え、治す」ことの組成をひとまとまりのものにしている、知識・実践・制度・政策・臨床の総体がある。それは支援や援助の支配的な物語を構成する。

これに対して「助ける」−「生きる」を中軸にして、支配的な物語の再構築を考える。そのために、①対人支援に関する「場(関係性)」の洞察と吟味、②実践者の省察（リフレクション)、③社会環境や相互作用の再組成を見通すことを重視する。

その場、相互作用、省察の対象が焦点をもつのは、たとえば地域である。地域は人々の「生活世界」として存在しており、被害も回復も、復興も、場合によっては差別もそこに係留される。公害被害、放射能汚染、激甚災害など回復に時間がかかることも多い。そうした生の営み全体にとっての地域のもつ意味がせり出してくる様子について、「臨地の対人援助学」として言葉を宛がってきた（村本邦子・中村正・荒木穂積編『臨地の対人援助学』晃洋書房。あるいは本マガジン 27 号の「臨地の思考」)。そこでは「臨地の対人援助学を創る」と意気込んでみた。

11. 苦界を生きること

問題となることを感受する身体がある。支援者は自らの感度を現場で高めていく。それを「臨地の体験」としてまとめあげていきたいと考えた。「臨床（被災・被害に関わる課題への対応）」は広がりのあるなかで構成されるからである。

臨床・支援の活動は「わたしとあなた」という顔のみえる関係に根ざす。そして家族に臨む。それはさらに地域という場で営まれる。臨場（具体的な活動が展開される空間）という諸相がある。臨地には、地元の言葉の理解、被災地の現状把握、被災体験の想起、地域の味わいと臭いや文化等の総体への、身体をとおした分け入りが根拠になっている。自らの身体が地に臨むことになる。

苦界としてのシャバを生きる体験を聴きながら、臨床や支援を考える時の苦難や苦労の、言葉にならない、言葉それ自身が剥奪されている、そのことをいかにして対象化すべきなのかを考えさせてくれる人々に出会っているなと感じた。言葉になりにくい体験や言葉がでてこない人たちなので、臨床家や支援者にこの出会いは何であるのかについての言語化を課しているとも思える。それを語る言葉の裏にあるものを聴き取る力を求めていた。

行動化が先行している人、つまり自らの意味づけができくにということは、語られていないこと、語りにくいことが外部に存在しているということになる。言外の、行動として表現したことの意味の理解が重要となる。こうして、四苦八苦のなかを生きるひとたちの歯止めは、そこに「踏みとどまること」の力だともいえる。プラスの方へと改善していくというよりも、現状を維持する能力のことである。これをネガティブ・ケイパビリティという。次回のテーマにしたい。

参考資料

○出所者や更生支援者向けの冊子

○ワークショップの案内（2016 年度）

2017 年 5 月 30 日受理

臨床社会学の方法

(18) 回復（リカバリー）

中村 正

1. 治療的司法・正義のめざすこと –回復（リカバリー）

触法行為、逸脱行動、問題行動から離脱する支援に関して、第 28 号で「治療的司法」について記した。それは制度・政策を基軸にして展開されるが、理念は治療的正義である。therapeutic jurisprudence が原語であり、治療は適訳ではないが、ケア・支援と正義・責任のバランスが鍵となると考えている。ケアとジャスティスをもとにして、めざすところは何らかの問題行動からの脱出、つまり回復（リカバリー）である。その人が直面している人生や生活の課題と折り合いをつけ、自分なりにつきあい、対処し、他者への危害や人権侵害がある場合はそれを止め（脱暴力）、再犯しない自己をめざし、依存行動があればそこに由来する問題行動をなくす。それは時間のかかる、持続的な実践となる。その人の問題解決の行動でもある習慣的な行動なので生き方や生きる術のようになっているからである。単に問題となっている行動を止めるということだけではなく、長く学習してきた、ものの見方や思考の方法に不具合があるのでそれを是正していく取り組みとなる。そこで問われているのは、なかなか折り合いのつけにくい社会的な三つの課題、①社会の安全（社会防衛）、②被害者ケア、③加害者更生のそれぞれの課題が統合されていくことでもある。今回は、統合のの一つの環である当人の回復（リカバリー）とそれをささえる諸制度や臨床について考えてみる。

治療的司法・正義は主に北米や欧州で展開されてきた司法改革の取り組みである。具体的には、まず特別裁判所が開設される。処罰だけを科してもその行為は止まないと考え、元来の問題解決を指示するための司法である。その総体を問題解決型裁判所という。司法とともに、当人の触法行為の背景にある問題を解決する福祉、心理、教育、就労支援等を連携させ、自らが問題を解決するように支援

するプログラムが開発されてきた。

特別裁判所は、DV、ドラック・アルコール、子ども虐待、高齢者虐待、メンタルヘルス、少年と若者、少数民族の触法、逸脱、問題行動等を対象にして処罰中心から回復中心へと司法を切り変えていくための専門的な仕組みである。

処罰ではなく、処罰に代えて、処罰と並行して、修復、回復、治療等、必要な命令や指示が付される。その際、回復とは何かの定義があり、そこに向かう手続きについて十分な合意が求められる。

沖縄で開業している西村さんという精神科医に教わった考え方に Enabling Recovery という考え方がある。精神科医のグレン・ロバートらが提唱するリカバリー概念であるという（末尾の表を参照）。それは「人間的な回復モデル」である。精神の病とともに生きていく過程を示す。右側のリストにある「医学的な介入モデル」は問題を取り除くことに主眼があり、人間としての患者に注目していない。科学的な診断と治療を目的としてクライアントと人間を位置づける。そこからの脱却をめざす。精神の病からの回復だけではなく広く問題行動からの回復としても位置づけることができる。パーソナルな意味づけや相互作用や関係性を重視し、問題とともに生きていく力を社会的な関係性も視野に入れてめざす。

イネイブラーというと共依存や世話焼きと訳されてすこぶる旗色が悪いが、ここでは肯定的な意味で使われている。他律的に、誰かに世話をやいてもらいながら生きていくことのできる関係性をめざすという意味である。当の問題や病いの経験も自らがエキスパートのようになることで制御され、問題と共に生きることになるという意味である。

触法、逸脱、問題の行為をした者が、強制的ではあれ、司法の手続きをもとにして回復していくこと自体は主体的であるはずだ。治療的司法は、処罰中心ではなく、回復へと至る機会を提供する。司法は人に指示をする。特に刑事司法は他律的となるがそれを自律的な変容や問題解決の機会として自ら選択するように位置づけていくのである。司法は手続きでもあるので、そこで自律的に自己を再構成でき、問題が少なくなるようにして関係を営むことへと能動的に活動する志向性を賦活させていく。他律的だが自律的という展開となる。その中心にあるのが回復である。それをどのようなものとして構成するのかについてこの設定の仕方はユニークである。

２．政策動向もかわる―「「世界一安全な日本」創造戦略」（犯罪対策閣僚会議、2015年）の方策

治療的司法の概念は確立していなくとも、更生ニーズがあり、やり直しを希望する人は、現実には回復を求めていく。たとえば犯罪対策閣僚会議では、犯罪の繰り返しをくい止める再犯防止対策の推進がうたわれるようになった。「対象者の

特性に応じた指導及び支援の強化」として、1. 少年・若年者等に対する指導及び支援の充実強化、2. 少年非行対策の推進、3. 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進、4. 女性特有の問題に着目した指導及び支援の充実強化、5. 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化、6. 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化、7. 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化があげられている。いずれも立ち直り、防止、再犯防止のための相談や適切な支援の強化が大切とされている。しかし、治療的司法という言葉は使われていない。あくまでも既存の仕組みのなかでの解決課題の強調となっている。

7 に関わっては、「アルコールに問題を抱えた者に対する指導体制の強化、暴力団からの離脱指導の充実、対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実、少年院における対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発、少年院の在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るとともに、処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況の綿密な把握に努め、問題の改善に向けた指導を行う」とされた。

ここに列記された課題の多くは、諸外国では治療的司法の対象として特別裁判所の対象となる課題ばかりである。そこでは単に課題の例示だけではなく、それぞれに対応した裁判所を制度にしたのだから、それを引き受ける支援のための諸活動が活発に展開されることになる。少年法があるので少年院に関する一連の治療的・回復的な諸制度ができあがっているのと同じである。触法障がい者のやり直しについても「地域生活定着」の概念のもとに諸制度が展開されている。ただ、縦割りの個別的な対応という弊害があり、統合されていないこと事態に問題がある。

3.「古いボトルに新しいワインをいれること」

日本で治療的司法のように機能しているいくつかの場面は、少年、触法障がい者等である。それをニーズのある人すべてに拡大して束ねる政策的な概念としての治療的正義の理念や制度がないので、取り組みは断片的で、偶然的である。

とはいえ、処罰を科すだけではなくその触法行為、逸脱行動、問題行動の背景にあることを変容させる問題解決型の実践こそが重要であるという理解は個別的にはすすんでいる。

世界的な治療的司法の理論的な牽引車である D. ウェクスラー教授(プエリトリコ大学）と出会った。2015 年、「法と精神衛生国際学会」のことである。オーストリアのウィーンに出かけて研究仲間とセッションを持った。そこに彼が参加してくれた。2017 年にはチェコ共和国のプラハで開催された同学会でパート 2 のセッションを開催できた。

日本の実践者や研究者たちは、紹介してきたような問題解決型裁判所は整備されておらず、また治療的司法・正義の概念が成熟していない中、部分的であれ治療的司法をめざしてきたので、それを世界にそれを紹介したいと考えた。薬物依存のリハビリテーションをすすめる施設であるダルク、少年院での教育、情状弁護の実践から執行猶予や保護観察となった事例、子ども虐待に関わる親へのアプローチ、DV 加害やハラスメント加害者のリハビリテーション等である。これを熱心に聞いてくれたウェクスラー教授は、日本では「古いボトルに新しいワインをいれること」だと指摘してくれた。

少年法や触法障がい者の地域生活の定着にかかわる政策はすでに存在するとして、それら以外にも、高齢者虐待にかかわる養護者支援、子ども虐待にかかわる家族再統合支援、薬物にかかわる再度の執行猶予、それを可能にする弁護士の努力による情状弁護の進展、性犯罪者への再犯防止プログラムの受講指示、脱暴力プログラムへの保護命令や虐待での親子分離後の参加指導、暴力が理由の離婚の調停や面会交流の設定にかかわる親教育準備、ハラスメントの環境型の類型化による環境改善指導、ハラスメント行為者の職場復帰指導、体罰をして処分された教員の復帰指導、いじめへの対応（いじめ対策基本法）、保護命令（司法による）、接近禁止命令（行政措置）との複合的アプローチ、交通事犯への教育等、治療的司法のように機能している個々の取り組みは複数ある。これを束ねていくことでボトムアップとなるが、やはり治療的正義の理念の確立が急務となっている。

このマガジンで何度も扱っている DV、子ども虐待、高齢者虐待、いじめ、体罰、ストーキング、ハラスメント等、一連の、知った者同士のあいだで起こる対人暴力問題も視野にいれるとこうした部分への対応が急務となっている。触法行為、加害・逸脱行動、問題行動の側にある人たちに対して、再び同じことを繰り返さないようにする取り組みは、加害者更生、リハビリテーション、贖罪教育、再発防止教育、矯正等として取り組まれているがその前兆となる問題行動としてその裾野は広い。視野を広げるということはネットワイド化（監視の網の目の拡大）なので手続きの慎重さがいるし、予防という名の下にリスク管理だけが前景化すると社会防衛重視となっていく。

しかも DV や虐待の死亡事例を中心にして予防という名の監視強化や過剰な介入が現に動き出している。

被害者ケアの課題との両立がアセスメントとして必要だが、刑事事件中心としてではない回復への暴力防止や問題行動の解決のための機会と資源の提供の課題として、つまり犯罪対策としてのくくりだけではないアプローチの開発が日本では必要となっている。治療的司法が導入されたとしてもこのためのヒューマンサービスの内容や提供の仕方は検討しなけ

ればならないからである。

４．暴力や加害を語ることへの支援

換言すると、司法の課題をもつ人たちへの臨床的なアプローチの開発が要請されるということである。加害、逸脱、触法、暴力の責任や謝罪に関わる親密な関係性や家族、職場での取り組みである。ハラスメント、いじめ、虐待、DV、ストーキング等は民事的な対応として保護命令がある。その後の加害者への行動改善をどう組成するかがどこで課題となっている。聞き取りをし、問題を指摘し、改善にむけた対話をすることにしている。

対話の際の、加害の側の語彙と文法は貧しい。加害ではないといいはることからはじまる。相手が悪いという他罰性や否認との格闘もある。

元来、暴力が行動化（アクトアウト）なので、加害者の暴力を語る言葉は貧しい。対話は意見の交歓ではなく、何をしたのかの行動の記述から始める。「動機づけられていない、非自発的な、抵抗するクライアント」とされてきた人たちである。そうであるともいえる局面もあるし、脱暴力や回復を志向してやり直しにむかう人もいる。そもそも動機づけられるとか、自発的だとか、抵抗しないとかはいかなる意味なのか。そこにむけて「治療者」（支援者）はどのように対話の回路をひらけるのか。それとは別に、回復とおけば何からの回復なのかも考えるべきである。

さらにその語りにくさは社会が体罰等の暴力を肯定している面があるからだ。それが「言い訳」として環流してくる。

逸脱行動や問題行動にはジェンダーが作用している面もある。思春期の頃から男性同士の関係にとって暴力は魅力的だった。社会もまた暴力を否定はしないどころかメディアには性、暴力があふれている。だから加害のナラティブは偏向する。自らを語る加害や暴力の言葉は社会によって都合よく編集されていることが環流してくる。全体がドミナントなストーリーに浸る。

「治療的司法」が機能するには、「回復・離脱・治療のコミュニティ（TC）」が要るので、社会の持つ暴力意識は無視できない。触法行為、加害・逸脱行動、問題行動をめぐるナラティブのコミュニティはいかにして可能なのだろうか。被害者のケアにかかわるナラティブは出来事に敏感となることや権利擁護や社会運動からの言挙げの力が作用し、トラウマ等の研究も進展し、言語化の水準が異なる様相を呈している。

それとは逆に、加害、触法、問題を起こす側の語りは、その暗黙理論を聞き出し、自らも陥っているサイレンシングやセルフネグレクトのなかから、時にはマイルドな失感情症ともいわれ、社会のもつ共犯性（暴力肯定性）から生み出される中和化の声を引用する。

さらに加害のナラティブにとっては、暴力容認的な意識だけではなくいくつかの障壁がある。私的な領域、家族のこと、

プライバシー、セクシャルなこと、親密な関係性をめぐる態度である。それらが加害の正当化に荷担する。他者や制度の介入を嫌う根拠となっていく。

被害者の研究に比べて加害者の研究は進んでいない。あるいは類型化され統計的な枠をとおした取り調べの過程で、生育歴を調査する過程で、加害への筋道が語られるがちである。

サイレンシング、支配的なストーリーとサイドストーリー、抑圧しているストーリー等を加害、逸脱、触法の行動をとおして、類型化された加害の物語ではない背景事情を可視化する協働作業が加害者臨床には要請される。

刑法によって類型化された暴力の定義とは別に、多様な実態的暴力があり、それらに共通していること、その暴力の中心にあることを記述する対話を重ねていく。本マガジン第 27 号でも紹介したが暴力の中心にあることは強制的なコントロールである。

５．行動を記述していくこと

本マガジン第 28 号の「治療的司法」においても解説したが、主に英語圏での DV、虐待などの暴力の定義は変化している。コントロール行動として定義するようになった。Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship という表現が主流となっている。

例示されている行動は、経済的な虐待、脅し、子どもを使った脅し、秘密をあばく、家財を壊して脅す、外出させない、働くことを禁止する、孤立させる、基本的欲求の剥奪、時間統制、デジタルコミュニケーションの禁止や統制、日常生活の統制（外出、余暇、睡眠などのあらゆること)、医療を受けさせない、役立たない奴だと言い続ける、辱めや非人間的な規則や行動を強いる、価値剥奪、自己非難や責任をおしつける、監禁の心理、閉じ込める満足、飼育する、コントロールする、操作する等である。

加害や暴力の言語化は難しくてもその時の行動を記述することはできるし、暴力行動を理解するには有益である。その記述された行動（行為の流れ、シークエンス）をもとにしてインタビューができる。

その時に満たされたと感じた欲望は何であったのか、状況を考察していく。どんな内言（独り言、ささやき、言い訳）があったのか等を探りながら言葉をさがす。コントロールと強いる行動としての暴力が成り立つときは、持続的で継続的であること、両者の関係があること（関係性)、行動パターンとなっていること、被害者に深刻なダメージを与えると知っていること等を言語化させていく。

６．暴力の語りはいかにして可能か
－「わたし」をひらくこと

紋切り型の説明や中和化の言い方の向こうに、暴力や加害の声を聴くことは、ダブルリスニング、トリプルリスニング

という聴く力がいる。さらに沈黙の中ある（サイレンシング）声も聴く。語ることや聴くことの困難があるので更生支援に役立つ実践や理論は何でも参考にしている。トラビス・ハーシーのボンド理論(Hirschi 2002)、トニー・ワードの善き人生モデル(Ward & Maruna 2007)、男性性と暴力・犯罪の関連性を指摘し、男性性ジェンダー臨床に示唆を与えているジェームズ・メッサーシュミットの犯罪社会学(Messerschmidt 1993)、ナラティブセラピーを暴力臨床に用いたマイケル・ホワイト（2007、2011）等である。

7. 暴力から離脱し続ける生成の人生へ ―それでも被害者には届かないところで

ここではシャド・マルナの逸脱行動から離脱する経過の議論（Maruna 2010）を紹介しておきたい。暴力を止めることができる過程の研究を離脱研究desistance として体系化しているイギリスの犯罪学者である。「現象学的犯罪論による自己プロジェクト化の説明」と位置付けたアプローチであり、再犯せずに生きている人と再犯してしまっている人の比較研究であるリバプール調査にもとづいている。

先述したように刑事司法は他律的な世界である。従順になることで生き延びることができる。しかし加害者は自律的でありたいと考えているので、面従腹背的となる。更生という言い方も他律的であり、受講命令によるグループワークやカウンセリングも同じく他律的だと考え、内面への介入だと観念される。この自律と他律の軸をうまく均衡させることが加害当事者の変容に奏功する。やり直しの過程には本来の意味での自律性がないと難しい。内発的な動機にならないからである。他律性のなかの自律性をいかにして創出するのかという支援課題となる。

マルナは、自らの過去を積極的に修正することのできる自律性形成を重視する。現在および未来については完全にコントロールしているという感覚をもつことが彼らの男らしさの、とくに自律性と有能感という思考と行動の習慣に適合する。「犯罪を止めている者であっても彼らの意識や態度には「反権威的」「非協調的」という特性がある（84)」。それまでの自己は、逸脱へと運命づけられていく流れに身を任せ（「漂流」)、自分の行動をかえる力がないと感じていた。「犯罪をしたくはないが、犯罪をするほかに選択肢がないと感じていた（105)」。

再犯する者のナラティブは「非難の脚本」だという。刑務所が秩序、統制、規律が日常となっているパワー関係の世界であり、矯正施設では非難が基本となっていたので、内心ではそれに反発し、表面では服従してきた。刑事司法でも、虐待対応でも、保護命令でも司法はすべて他律性を押しつけると観念する。人生を「手駒 pawn という意識（動かされるもの)」によって語る加害者たち。人生の宿命として流れに任せていたというのであ

る。自己効力感をもつひとたちにはない感覚である。また、「犯罪者自身が自分は変わることができないというときは自分の周りにいる多くの人々の見方を映し出している（112）」という。社会のもつ排除の意識や態度を取り込んだ鏡像といえる。

再犯しないでいる過程は、「やり直す making good 過程」として特徴づけられている。これを「回復の脚本」という。自分自身のトラブルだらけの過去を「切り落とす knifing off」ことなく、むしろ、本人が恥じている過去を、生産的で意味がある人生の必然的な序曲として書き直すことを可能とする。

変化のための触媒は外部からの力である。離脱は本人の内側からやってくる（135）。非難の叙述から回復の叙述への変容を促す。「自分の人生を、高みにあるチカラによって何らかの目的のために「計画されている」、つまり演出されているものとして書き直すというものである。（137）」。離脱している元犯罪者の場合は、「自分自身の過ちが、自分をより強い人物にするという信念である。（138）」。つまり、刑事司法は主体剥奪的なので、その後の人生は、能動的かつ自律的なものへと過去を変換することを目指す。そのためには現在を安定したものにすることを目標にする。過去の情状（たとえば家庭環境の悪さ）をことさら問題にする必要はない。さらに反省は変化を強いることになり、他律性を高めるので後回しにする。自己の人生のコントロール感が高まらないと、他罰性につながっていく。過去をかえることはできないが現在をコントロールすることには責任があることを強調する。

8. 肯定的な男性性を育み、自己コントロール感の醸成を行う

離脱過程では自己についての変容がある。「改心のナラティブ」とマルナはいう。筆者も感じるが、首尾よく脱暴力へと向かう男性には、認知的な作業として、コントロールしている意識の組み替えが生成する。自律的でありたいという欲望に根ざしたコントロール観を基礎にした変化になっている。再犯しないでいる自分自身のコントロールに満足感や有能感を得るようにもう一人の内なるコントロール者を創り、セルフモニタリングをする。その他者的なもう一人の自己に統制を委ねる作業ができている男性は変化する。メタ次元での自己をもつという視点の獲得である。「自分の人生を神にさしだすことを自由意思で選択するという主体性（主体性の放棄ではない）を発揮する」という。「犯罪から離脱するためには感情的、心理的、身体的にすら自分をエネルギーで満たさねばならない。（210–211）」からである。

こうした作業をとおして、再犯しないでいる元犯罪者は、離脱出来たことを自分自身の「自由意思」に帰属すると述べるようになり（212）、自律的に回復して

いることに満足する。

この「改心する自己」は、流れに身を任せ「漂流する自己」ではなく、自らをコントロールしている自己の創出である。ここで作用していることは、①他者へのコントロールではなく自己をコントロールすることから自律感を得ること、②援助を求めることを他律的であると観念しないこと、③他者との関係性を楽しむこと、④過去の否定的な経験を自己の物語として組み込んでナラティブできること、⑤自律的であることを重視する行動的な特徴を活かすこと、⑥対人関係において承認されることに喜びを得ること等、刑事司法だけでは達成できない内容となっている。さらにそれまで保持してきた、他罰的で、他者をコントロールし、支配的であることをよしとする古い男性性とも異なるより健康的な男性性が構成されている。

また、回復の過程に社会のもつ統合や包摂の意識が映る。犯罪者は変化しないという周囲の意識に敏感に反応し、それを自らに向けられているまなざしとして捉え、それへの反発・反撃が「非難の脚本」となっていく。そうだとすると、社会も保持している加害者自身への「非難の脚本」を書き換える必要がある。彼らは社会の鏡として社会のもつ暴力性を体現した言葉を繰り出す。加害者との対話を続けることで安全・安心の構築に資する加害者臨床と社会臨床を持続させなければならない。

9. 欲望あふれる社会のなかで

治療的司法の治療とは、社会のもつ問題の改善を指摘することでもある。社会臨床という言い方をしているのはこの点を意識しているからである。社会の欲望が産業として厳然と存在し、合法的なものから違法なものまでそれはひとつの連続体を成している。

とくに暴力は社会のなかに満ちている。だから社会もまた回復に責任をもつ必要がある。アルコール、薬物、暴力、性産業、ギャンブル、ネット、ゲーム等、いまや社会はそれ無しには存立できない程に欲望に満ちている。

回復は長い過程となり、人の生の営みに関与しているそれらから自由な人は少ないはずである。回復・離脱することは生き方の変容を浮上させる。司法はそれに比べれば小さな位置づけでしかないが、せめてそれくらいのことはしてもよいだろう。治療的司法はささやかなものである。

概念、言語、価値の差異

回復・支援モデル	医療・介入モデル
負荷のかかった経験	精神病理学
自伝的な歴史	病気の歴史
その人を中心にした関心	病気を中心にした関心
健康志向	反病気
強さに関心	処遇を中心
経験のエキスパート	医師と患者関係
パーソナルな意味	診断
理解	承認
価値を基軸に	価値は無関心
人間的	科学的
成長と発見	処遇
選択	法令遵守
ヒーローモデル	メタ分析による補強
ナラティブを導く	無作為統制群実験
変容	ノーマルに戻る
セルフマネジメント	専門家ケアによる統制
パーソナルな責任	専門家の説明責任
社会内の状況に依拠	脱コンテキスト化

"Advances in Psychiatric Treatment" (2004), vol.10, pp.37–49, The rediscovery of recovery: open to all, by Glenn Roberts & Paul Wolfson（筆者の暫定訳）

中村正（臨床社会学、社会病理学、社会臨床）